日野市議会会議録

昭和63年 第2回定例会

第23号～第30号

6月10日 開会

6月25日 閉会

日野市議会

日野市立図書館 ☎81-7354
1575928

昭和63年　第2回定例会日程

6月10日	（金曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告、議案上程 請願上程
6月13日	（月曜日）	一般質問
6月14日	（火曜日）	一般質問
6月15日	（水曜日）	一般質問
6月16日	（木曜日）	一般質問
6月17日	（金曜日）	一般質問、請願上程
6月24日	（金曜日）	審査報告
6月25日	（土曜日）	審査報告、議案上程、請願上程

1575928

昭和６３年
第２回定例会

日野市議会会議録目次

○６月10日　　金曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出　席　説　明　員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　　会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会　期　の　決　定 …… 5
行　政　報　告 …… 6
諸　般　の　報　告 …… 34

（議案上程）

議　案　第 38 号　日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 35
議　案　第 39 号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 36
議　案　第 40 号　日野市消防団条例の一部を改正する条例の制定について …… 67
議　案　第 41 号　日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について …… 69
議　案　第 42 号　日野市ふるさと博物館条例の制定について …… 71
議　案　第 43 号　昭和63年度日野市一般会計補正予算について（第１号） …… 82
議　案　第 44 号　昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第１号） …… 92
議　案　第 45 号　昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第１号） …… 94

議 案　第 46 号　市道路線の一部廃止について …… 96
議 案　第 47 号　市道路線の廃止について …… 96
議 案　第 48 号　市道路線の認定について …… 96
議 案　第 49 号　不動産の取得について …… 96
議 案　第 50 号　東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について …… 98
議 案　第 51 号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 99
議 案　第 52 号　浅川右岸第六処理分区（63－１）工事請負契約の締結について …… 107
議 案　第 53 号　浅川右岸第六処理分区（63－２）工事請負契約の締結について …… 107
議 案　第 54 号　浅川右岸第九処理分区（63－１）工事請負契約の締結について …… 107
議 案　第 55 号　日野第一旭が丘処理分区（63－１）工事請負契約の締結について …… 107
議 案　第 56 号　日野第一旭が丘処理分区（63－２）工事請負契約の締結について …… 107
議 案　第 57 号　神明上都市下水路（63－１）工事請負契約の締結について …… 107

（報　告）

報 告　第 １ 号　昭和63年度日野市土地開発公社事業計画の報告について …… 112

（請願上程）

請 願　第 63－６ 号　神明・大阪上地区に児童館建設に関する請願 …… 113
請 願　第 63－７ 号　ジュネーヴ条約追加議定書の加入についての請願 …… 113
請 願　第 63－８ 号　資源ゴミ回収奨励費の内容拡充に関する請願 …… 113
請 願　第 63－９ 号　日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願 …… 113

散　会 …… 114

○６月13日　月曜日（第２日）

出　席　議　員 …… 115
欠　席　議　員 …… 115
出 席 説 明 員 …… 116
議 事 日 程 …… 116
開　議 …… 116

（一般質問）

福 島 敏 雄 議員

１．歩行者が安心して歩ける歩道にするために市内歩道の総点検を …… 117

中 谷 好 幸 議員

１．政府自民党による福祉切り捨ての犠牲者を一人も出すな！――生活保護行政の後退について問う …… 129
２．都営住宅の開放型集会所には、地区センターに準ずる助成を行え …… 142

板 垣 正 男 議員

１．“自民党竹下内閣は選挙公約違反の大型間接税を導入するな”との表明について …… 146
２．日野市用水取水堰の延堤計画と用水浄化対策について …… 159

天 野 輝 男 議員

１．多摩川河川敷内のスポーツ場の整備計画について問う …… 164
２．都市計画道路の進捗状況について問う …… 174

散　会 …… 184

○６月14日　火曜日（第３日）

出　席　議　員 …… 185
欠　席　議　員 …… 185
出 席 説 明 員 …… 186
議 事 日 程 …… 186
開　議 …… 186

（一般質問）

小 俣 昭 光 議員

１．低所得者のための国民健康保険について …… 187

２．豊田駅周辺の環境整備について（南北を結ぶスロープ設置について） … 194
３．その後のオリエント工場敷地内赤道について …… 198
古賀 俊昭 議員
１．日野市行財政調査会の答申は具体的に実施されているか …… 200
２．「税制改革」について市長の所見を問う …… 213
３．総合体育館の建設と併せて「武道館」建設の検討を …… 221
馬場 繁夫 議員
１．快適環境整備に向けて …… 223
２．南平地域の交通対策について …… 236
竹ノ上 武俊 議員
１．日野市地域防災計画に米軍横田基地の核事故は想定しているか …… 242
散会 …… 257

○６月15日 水曜日（第４日）
出席議員 …… 259
欠席議員 …… 259
出席説明員 …… 260
議事日程 …… 260
開議 …… 260
（一般質問）
谷 長一 議員
１．用途地域の見直しと市街化区域内農地のありかたについて …… 261
鈴木 美奈子 議員
１．政府による補助金カットの市民生活への影響について …… 282
２．老人アパートをつくりおとしよりの住居を確保せよ …… 296
名古屋 史郎 議員
１．多摩平団地の建て替え問題に対する市の対応を問う …… 300
高橋 徳次 議員
１．平山大和田線（補助12号線）拡幅計画とその関連について（都市計画道
228号線より八王子行政境の間） …… 312
２．老人会ゲートボール体協のゲートボール連盟とのかかわりとその問題点
について …… 320
散会 …… 325

○６月16日 木曜日（第５日）
出席議員 …… 327
欠席議員 …… 327
出席説明員 …… 328
議事日程 …… 328
開議 …… 328
（一般質問）
福島 盛之助 議員
１．体育（特に陸上競技）の振興と市民の森陸上競技場の利用状況 …… 329
２．幼児の減少と公、私立保育園の運営状況について …… 337
夏井 明男 議員
１．多摩平団地の建て替えについて問う …… 344
２．中学校の校則について問う …… 353
３．外国人留学生に対する市の対応 …… 360
米沢 照男 議員
１．安心して住めるまちづくりをめざして病床確保に全力を！ …… 365
２．ねたきり老人への福祉施策の充実を …… 374
３．地区センターの管理運営について …… 376
奥住 日出男 議員
１．三小通りに循環バスの運行を …… 382
散会 …… 392

○６月17日 金曜日（第６日）
出席議員 …… 393
欠席議員 …… 393
出席説明員 …… 394
議事日程 …… 394
開議 …… 394

（一般質問）
宮 沢 清 子 議員
1．高齢化社会に向けての住環境整備と充実向上について（高齢者集合住宅等・・・） …… 397
2．学校図書室の充実について …… 409
馬 場 弘 融 議員
1．三多摩分県論のすすめ（大きく三多摩の発展を考えよう） …… 416
中 山 基 昭 議員
1．行政の当面する課題とその対応について …… 432
山 口 達 夫 議員
1．歩道の設置の現状について問う（児童生徒の安全と車社会の調和に向けて） …… 453
（請願上程）
請 願 第 63－10 号 落川・百草地域に図書館設立を求める請願 …… 462
請 願 第 63－11 号 日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願 …… 462
請 願 第 63－12 号 郷土芸能の保存に関する請願 …… 463
請 願 第 63－13 号 第四中学校給食に伴う定数条例改正に関する請願 …… 463
請 願 第 63－14 号 再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情 …… 463
請 願 第 63－15 号 新大型間接税の導入に反対する意見書提出を願う請願 …… 463
散 会 …… 463

○ 6 月24日 金曜日（第 7 日）
出 席 議 員 …… 465
欠 席 議 員 …… 465
出 席 説 明 員 …… 466
議 事 日 程 …… 466
開 議 …… 471
（議案審査報告） （総務委員会）
議 案 第 38 号 日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 471
議 案 第 39 号 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 472
延 会 …… 516

○ 6 月25日 土曜日（第 8 日）
出 席 議 員 …… 517
欠 席 議 員 …… 517
出 席 説 明 員 …… 518
議 事 日 程 …… 518
開 議 …… 523
（議案審査報告） （総務委員会）
議 案 第 52 号 浅川右岸第六処理分区（63－1）工事請負契約の締結について …… 523
議 案 第 53 号 浅川右岸第六処理分区（63－2）工事請負契約の締結について …… 523
議 案 第 54 号 浅川右岸第九処理分区（63－1）工事請負契約の締結について …… 523
議 案 第 55 号 日野第一旭が丘処理分区（63－1）工事請負契約の締結について …… 523
議 案 第 56 号 日野第一旭が丘処理分区（63－2）工事請負契約の締結について …… 523
議 案 第 57 号 神明上都市下水路（63－1）工事請負契約の締結について …… 523
（総務・文教・厚生・建設）
議 案 第 43 号 昭和63年度日野市一般会計補正予算について（第1号） …… 524
（文教委員会）
議 案 第 42 号 日野市ふるさと博物館条例の制定について …… 527
（厚生委員会）

議 案　第 41 号　日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について …… 528
議 案　第 45 号　昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第１号） …… 528
（建設委員会）
議 案　第 44 号　昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第１号） …… 529
議 案　第 46 号　市道路線の一部廃止について …… 530
議 案　第 47 号　市道路線の廃止について …… 530
議 案　第 48 号　市道路線の認定について …… 530
議 案　第 49 号　不動産の取得について …… 530
（請願審査報告）　（総務委員会）
請 願　第 63－13 号　第四中学校給食に伴う定数条例改正に関する請願 …… 532
請 願　第 63－15 号　新大型間接税の導入に反対する意見書提出を願う請願 …… 532
（文教委員会）
請 願　第 63－10 号　落川・百草地域に図書館設立を求める請願 …… 533
（厚生委員会）
請 願　第 62－５ 号　神明地区センター早期建設を願う請願 …… 534
請 願　第 62－31 号　新町地区センター設置に関する請願 …… 534
請 願　第 62－51 号　入院ベットの確保に関する請願 …… 535
請 願　第 63－２ 号　広場（遊園地）の用地の取得についての請願 …… 536
請 願　第 63－６ 号　神明・大阪上地区に児童館建設に関する請願 …… 536
請 願　第 63－８ 号　資源ゴミ回収奨励費の内容拡充に関する請願 …… 538
（建設委員会）
請 願　第 63－５ 号　私有地を利用し市道とすることに関する請願 …… 538
（取り下げ）　（建設委員会）
請 願　第 61－６ 号　市道新井29号線の暗きょ排水施設に関する請願 …… 539
（継続審査）　（総務委員会）
請 願　第 62－53 号　法務局の増員に関する要請についての陳情 …… 540
請 願　第 63－７ 号　ジュネーヴ条約追加議定書の加入についての請願 …… 540
（文教委員会）
請 願　第 62－６ 号　公立中学校英語の授業時間増に関する陳情 …… 540
請 願　第 62－32 号　第三幼稚園における２年保育４歳児の増員に関する請願 …… 540
請 願　第 63－11 号　日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願 …… 540
請 願　第 63－12 号　郷土芸能の保存に関する請願 …… 540
請 願　第 63－14 号　再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情 …… 540
（厚生委員会）
請 願　第 62－19 号　東町地区公害に関する請願 …… 541
請 願　第 62－24 号　犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願 …… 541
請 願　第 62－30 号　老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願 …… 541
請 願　第 62－43 号　日野市南部地域への総合医療機関の設置を求める請願 …… 541
請 願　第 62－48 号　食品安全条例（仮称）の制定を求める請願 …… 541
請 願　第 63－３ 号　保健、医療、福祉の拡充に関する陳情 …… 541
（建設委員会）
請 願　第 62－３ 号　「国民の食料を守り、農業再建に関する意見書」提出についての陳情 …… 541
請 願　第 62－29 号　多摩平六丁目32番地の８、９に建設予定のマンション建設阻止に関する請願 …… 541
請 願　第 62－36 号　米の市場開放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意見書採択に関する陳情 …… 541
請 願　第 62－42 号　山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情 …… 541
請 願　第 63－９ 号　日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願 …… 541
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 542

スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 542
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 542
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 543
（請願上程）
請 願 第 63－16 号 都営住宅家賃値上げ中止の意見書提出を求める請願 … 543
（議案上程）
議員提出議案第２号 教育関係６法案の改悪に反対する意見書 …… 544
議員提出議案第３号 国庫補助金等の削減に反対する意見書 …… 544
議員提出議案第４号 警察拘禁二法案（刑事施設法、留置施設法）に反対する意見書 …… 545
議員提出議案第５号 東京地検による緒方宅盗聴事件不起訴処分の取り消しを求めるとともに犯人ら警察官の起訴と共犯者の徹底捜査真相の究明を求める意見書 …… 545
議員提出議案第６号 入院ベットの確保に関する意見書 …… 546
議員提出議案第７号 新大型間接税（消費税）の導入に反対する意見書 …… 546
閉 会 …… 546

６月10日　金曜日　（第１日）

昭和６３年
第２回定例会　日野市議会会議録　（第23号）

６月10日　金曜日　（第１日）

出席議員　（30名）

１番	奥住日出男君	２番	宮沢清子君
３番	高橋　徹君	４番	土方尚功君
５番	山口達夫君	６番	天野輝男君
７番	福島盛之助君	８番	福島敏雄君
９番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	坂本金雄君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	永原照雄君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　保木シゲル君

議事日程

昭和63年6月10日（金）

午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名

日程第2　会期の決定

日程第3　行政報告

日程第4　諸般の報告

（議案上程）

日程第5　議案第38号　日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6　議案第39号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7　議案第40号　日野市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8　議案第41号　日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9　議案第42号　日野市ふるさと博物館条例の制定について

日程第10　議案第43号　昭和63年度日野市一般会計補正予算について（第1号）

日程第11　議案第44号　昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第1号）

日程第12　議案第45号　昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第1号）

日程第13　議案第46号　市道路線の一部廃止について

日程第14　議案第47号　市道路線の廃止について

日程第15　議案第48号　市道路線の認定について

日程第16　議案第49号　不動産の取得について

日程第17　議案第50号　東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

日程第18　議案第51号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議案第52号　浅川右岸第六処理分区（63－1）工事請負契約の締結について

日程第20　議案第53号　浅川右岸第六処理分区（63－2）工事請負契約の締結について

日程第21　議案第54号　浅川右岸第九処理分区（63－1）工事請負契約の締結について

日程第22　議案第55号　日野第一旭が丘処理分区（63－1）工事請負契約の締結について

日程第23　議案第56号　日野第一旭が丘処理分区（63－2）工事請負契約

の締結について

日程第　24　議 案　第　57　号　神明上都市下水路（63－１）工事請負契約の締結について

（報　　告）

日程第　25　報 告　第　1　号　昭和63年度日野市土地開発公社事業計画の報告について

（請願上程）

日程第　26　請願 第 63－6 号　神明・大阪上地区に児童館建設に関する請願

日程第　27　請願 第 63－7 号　ジュネーヴ条約追加議定書の加入についての請願

日程第　28　請願 第 63－8 号　資源ゴミ回収奨励費の内容拡充に関する請願

日程第　29　請願 第 63－9 号　日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第29まで

午前10時25分　開会

○議長（市川資信君）　これより昭和63年第２回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

４番　土 方 尚 功 君

５番　山 口 達 夫 君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（小山良悟君）　昭和63年第２回定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を去る６月７日に開会いたしました。会議の報告をさせていただきます。

会期の設定、それから追加議案、７件の追加議案を含めまして議案の取り扱い、請願の取り扱いなどについて協議いたしました。その結果、会期につきましては６月の10日から６月24日までと決定させていただきました。

本日の日程につきましては、お手元に配付した日程表の予定のとおりでございます。

なお、本日は全員協議会も日程の中に予定されております。

さらに議会運営委員会で、特に今回その他として協議されたことがございます。一般質問の取組、扱い方についていろいろ議論をされました。この件につきましては、かなり大きな問題でもございますので、さらに各会派で、それぞれ意見調整をさせていただいて検討課題とすることになりましたことをつけ加えて報告させていただきます。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から６月24日まで期日15日間と決定いたしました。

次に日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　きょうから、昭和63年度第２回定例市議会をお願いする次第でございます。

行政報告に先立ちまして、議会の説明員として御指導いただいておりました都市整備部参与、結城が、この６月１日死亡し、６月５日葬儀を終えておりますことを、そして長い期間御指導賜っておりましたことを私からも感謝を申し上げて御報告をさせていただきます。

次いで、行政報告２件に入ります。

一つ、地域保健協議会に対する諮問事項について。

本市の医療と保健行政に関する諮問期間として、昭和52年以来、要綱に基づき日野市地域保健協議会を設けております。委員の任期満了のために約１カ年休会しておりましたが、去る４月１日付けで新委員を委嘱し、第６次協議会を発足させました。早速に「地域医療と病床確保の進め方について」という議題で諮問を行ったことを御報告いたします。

これは、地域医療体系の中で特に病床確保の見解について討議をいただき、将来展望を明らかにしたい考え方によるものであります。

議会にも市立病院等対策特別委員会が設けられ、また都における医療計画の策定の中で病床規制の動きに対する本市の対応、市南部に要望される地域病院の問題等を総合的に検討し、一定の方針をもって施策化を図りたいと考えますので、御理解と御支援をお願いいたします。

行政報告第２、市民スポーツ施設整備の一展望について。

市民のスポーツ活動に対する関心の高まりと、健康と余暇活動のためのスポーツ施設の整備は、今後とも重要な行政課題となってくることは予測のとおりであります。

本市の基本計画の中でも、これらの課題に取り組む事業に触れておりますが、今後、北川原公園スポーツ施設の整備に一つの展望をもって施策の推進を図る検討を進めております。

流域下水道浅川処理場の覆蓋部（水処理施設上の人工地盤部分）と周辺地上部をあわせた規模約9.6ヘクタールは、スポーツ公園として野球場、テニスコート、サッカーグランド、ゲートボールコートなどのスポーツ施設を積極的に整備していく考えであります。

この覆蓋部の利用は、事前に管理当局と協議をし、下水道処理施設の工事進行にあわ

せながら、暫定的には周辺地上部を含めた用地を活用してスポーツ施設に展望を開くよう諸準備を進めておるところであります。

本件についても御理解と御指導のほどをお願いをし、報告といたします。

他の行政報告につきましては、資料をもって提出にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般についての質疑に入ります。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　　ちょっと先にお聞きしたいんですが、今、市長の地域保健協議会に関する諮問事項について、地域医療とその病院確保ということだけで、今、市長の説明も詳細とは言えないようなお話だったんで、この地域保健協議会が新メンバーも名簿が来ているんだが、新メンバーによる協議会が持たれたのか、持たれたとすればどういう、何か具体的な地域医療と病院確保に関する資料というか、そういうものがいま少し、何かやってもらわないと――私も所属は厚生委員会だから、請願等ではかなり出ているんで議論はしておるんだが、その辺のところを御説明願いたいと思うんです。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今、行政報告でも申し上げました。その地域保健協議会第６次ということでございますが、２年刻みで委員の就任をお願いしております。そして、地域の医療と保健に関する大きい課題のことにつきまして諮問をし、あるいは建議を受ける、こういう機関でございます。

このたびは第６次に相当いたしますが、その地域保健協議会を発足をさせていただいた。そして諮問は地域医療、それから病床確保の進め方について、こういうテーマでございます。と申しますのは、こと医療関係のことにつきましては、地元の医師会の十分な協力関係をつくることが重要であります。

したがいまして、今、議会にも保健協議会がつくられたり、その他の請願等の審査も行われておるときでありますので、我々もこの地域保健協議会を通じて市民的要望、あるいは医療機関との密接な整合、こういうことを図りたい、こういう考えでございます。委嘱の議会と、それから諮問の議会、今、２回ほど会議を開いております。

詳細につきましては、生活環境部長より説明をいたします。

○議長（市川資信君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　　この地域保健協議会の会議でございますけれども、会

議は、第１回は４月の26日に委嘱の会議をいたしております。２回目は５月の26日でございます。そのときに諮問事項ということで、ただいま市長の方から説明もございましたとおりの内容につきまして諮問をお願いした、ということでございます。

この第２回目の会議でございますけれども、この会議の中では、いわゆる都におきます第２次医療圏の設定、これの考え方につきまして都の考え方を、これの内容につきまして説明をいたしました。これは、委員の中におります小松先生でございますけれども、この方が、現在検討しております――保健医療計画調査会、この中のメンバーに入っております。この小松先生の中からいろいろと都の考え方について説明をしていただいた、ということでございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　どうなんですか、私、具体的に、こういう市長の行政報告だから具体的に聞いていっても構わないんですが、いわゆる４月と５月に２回諮問が行われたということで、今、小松先生から都のいろんな状況を、調査会の状況が云々というような生活環境部長のお話があったんですけれども、議会の請願で厚生委員会で、かなり長期にわたってやっていることは、私も厚生委員会にいるからよく承知をしているんだが、この病床確保という、南部の病院をつくるというか、医療施設の確保というような問題のいろいろ叫ばれている中で、新聞市場とか、いろんなことの報道関係から見ると、例えば精神病なり老人の、これからつくろうとする老人特養ホームだとか、そういうところのベッド数は、老人関係のは含まれないんだろうか、どうなのか、という問題、いま少し何か資料的に、こういう日野の現状がこうだからどうだ、ということをされたのか、ただ、市長がこの病床確保ということで第６次の諮問をされたということ、その辺をいま少し私もお話を、説明というか、していただかないとちょっと――こっちの方が先に言うようじゃ、どうもおかしなことになるような感じがするんで、いま少し御説明願いたいと思うんです。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一つには、医療計画の策定ということが各圏で進んでおるようでありまして、その医療計画が、つまり病床規制、ある医療圏を決めてそこには病床が足りているか、足りていないか、南多摩医療圏では病床は足りている、というふうに言われる向きもございますので――しかし、日野としては、やはり病床は足りない。そういう際にどういうふうにこれを考えればよろしいんですか、ということを、これは地

方自治体としても意思決定をしなければいけない、こう思っております。

その際に、議会でもこれまで市立病院のことについてもいろいろと御意見をいただいておりますし、また、将来計画を持たなければならないと思っております。そういうことをあわせて、この地域保健協議会で、つまり日野市民に対します医療と保健の関係のことを地域の医師会を含めて協議をしていただいて、そして関係筋の皆了解事項、こういう形で事を進めないといけない、というふうに考えております。

また、議会の特別委員会に行政側としてお話をする際にも、そういう背景で了承されておるものを申し述べないと、ただ考え方だけ述べただけではお答えにならないんではないか、こういうことの配慮の上で諮問をし議論をしていただいて、そして議会の方等にも、また市民の要請にも正確に応えていける、そういう一応の結論を持ちたい、こういうことでございます。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　ようやくわかりました。そうしますと、今、市長の答弁を聞いていますと、日野市独自では病院数が、ベッド数が足らないんだ、しかし、南多摩、いわゆる多摩市とか町田とか、そういうものを含むと、稲城を含む南多摩の医療圏を含むと充足されているかもしらん、ただ、その請願にも出ているし、いわゆる市立病院等特別委員会でもこの問題というのは、必ず早期の結論を出さなきゃならないと思うんですが、問題は、じゃあ日野で、ベッド数が日野だけ見た場合には、いわゆるさきに私がちょっと申し上げた精神病なり老人の関係のものを除いたものが、200なり足らないんだ、こういうことを日野でやりますと、決めても実際にはそれが、ただ民間でやるか、公立がやるか、こういう問題も出てくるだろうし、実際には、いわゆる200ベッド必要だから確保するということを結論しても、実際やらなかった場合には、それが取り消されてくるのか、ある程度は時間を、３年なり５年なり見るのか、こういう問題もちょっと見通しがあったら担当なり市長からお答え願いたいと思うんですが。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　例えば、市立病院の増床ということにつきましても、過去の経過からいいますと、もっと250ベッド程度の病院にしたい、という考え方があったわけでありますけれども、地元の医師会関係との整調性がつかないで現状維持にとまった、こういうこともありますし、日野という地域で考えますと、やはりまだ300ぐらいベッドがほしい、こういう事情になりますので、医師会自身にもそのことの認識をいただかなければなりませんし、それから、都に対しての要請についても地元でこういう結論で

す、という内容を持って申し出たい、こういう考えもございます。

また議会からも、いろいろと市立病院の改築等についても御意見がありますので、それらを総合的にどのように見通しを持っていくべきか、ということを検討と合意の場にさせていただきたいものだ、これが保健協議会に諮問をしておるねらいでございます。

ですから、すぐにというわけにはまいりませんが、数年の間に、例えば民間病院でありましても、その増床の余裕が持てるような、あるいは、また新しい病院もつくれるような、そういう内容のものになれば幸い、こう思っております。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　これでおしまいにしたいと思うんですが、都の医療圏に基づくベッド数の規制というか、そういうことが、一説によると６月か７月だというような、そういうことを、日野のベッド数はこれだけ確保したいんだ、何か10月には、かなりいろんなそういうものは固まってくるんだというような、いわゆる風聞というか、お話も聞いているんだが、これは本当に私は必要な場合だということで、日野で必要で、しかも計画的に年次計画を踏まえて、例えば何年後にはこうするんだということを、あれをつければ、そんなにいきなり全然だめだというような、ただ具体的な何かが浮かばないで、ただ、いわゆる250足らないから確保したいんだ、と言っているんでは医療圏全体の中でどうだという問題が出るかもしらんけれども、そういう面では、いつごろまで、例えば一説によると六、七月ごろに何かそういうことが固まってくるんだ、という説もあるし、最終的に見ても10月ごろにはその考え方が、都でも国の厚生省でも固まってくるんだ、というようなお話もある。その辺のお話は何か、市長、具体的にお持ちですか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この病床確保のことにつきましては、都の衛生局の該当部からも公立病院を持っている自治体には意見を求められております。そういうこともございますので、第１次の中間答申としては、なるべく早い時期、つまり、できれば７月あたりに一応の中間答申もいただいて、そうして市の公式の意見表明もできる根拠はつくっておきたい、このように考えております。

あと、具体化論につきましては、これはまだ不確定要素も多分にあるわけでございますので、段階を踏んで必要な病床確保は、日野市自身、あるいは南多摩医療圏の中でも地域病院という形で確保しておく必要がある、このように考えております。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　はい、結構です。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　２点についてお伺いいたします。

前に新聞に出たことがありますけれども、日野市の市立病院の看護婦についてであります。聞くところによりますと、日野市の市立病院の看護婦は充足された、ということになっているようですけれども、保健婦とか、または看護婦等に関しては、厚生省が看護婦白書を出して、保健婦並びに看護婦の長期的な推移等を発表しているんじゃないかと思うんです。そのあたりをどのようにつかんでおられるか、それと今回の条例の改正ということで、定員ということで出るようでありますけれども、保健婦については、あれは７万円ですか、それから看護婦については養成機関ですけれども、３万5,000円というふうに出るんですけれども、そのあたりもわかりましたら、ちょっと先になるかもわかりませんけれども――それは触れなくていいです。その白書等によるものと、それから予算等に関係しない点を長期的なもの等がありましたら教えていただきたい、ということです。

それから、あと一つは――病院の方はそれで終わりにして、あと一つは黒川下水路の問題なんですけれども、この所有権の確認ということで、確認ができれば下水道の管の撤去ということになるわけですけれども、この場合、いわゆる市が、こっちが出した――被告ですから、原告が出した疎明の書類というのがあると思うんです。それをすなわち公証というと思うんですけれども、その公証の部分において、いわゆる判事が、これはと認めた部分が、これによると、ただ棄却ということになっておりますからわからないんですよね。

それで、その公証の部分において何項出されたか、その項目の中で認めた部分というのはあるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（市川資信君）　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　御質問の保健婦、あるいは助産婦の白書でございますけれども、残念ながら私、まだ拝見しておりません。

ただ、保健婦、それから助産婦等の今後の確保については、厚生省あるいは東京都等でいろいろ調査し、そういう白書が出たかと思いますけれども、現在、保健婦の方はかなり進んできている。ただ助産婦の方は、どうも、保健婦と同じような勉強をして、同じ年数の勉強をするんですけれども、やや横ばいというような中で、なかなか充足に至っていないというのが実情でございます。

それから、そういうような中で保健婦、あるいは助産婦の確保についての長期計画と

いうことでございますけれども、実態が絶対数が足りないという中で、私どもだけでの長期計画を立ててもなかなか確保しにくい、という中で、やはり厚生省の考え方をもとに、あるいは病院のいろいろな環境、いろいろな処遇等を考えまして、これからも不足する中でもぜひ日野の病院に来ていただけるような、いろいろな準備といいますか、必要なことはやらなければならないか、というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　ただいまおっしゃいました訴訟の件でございますけれども、まことに申し訳ないわけでございますけれども、後ほど資料として提出いたしたいと思います。よろしくお願したいと思います。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　先ほど看護婦と言ったのは、助産婦ということに訂正させていただきます。保健婦と助産婦というように・・。

それで、いわゆる日野市の市立病院、その場合、助産婦の定員というのは恐らく医者がいるから、ないと思いますけれども、現在何人ぐらいいらっしゃるのかをお伺いいたします。それと同時に白書を、恐らく出ていると思いますので後ほど資料としていただければ幸いと思いますので、その点をお願いいたします。

それから建設部長の答弁で、ここに、いわゆる行政報告の一部追加ということで出ているわけでありますので、ひとつ、やはりその資料として私だけもらっても私はいいと思いますけれども、やはり、この行政報告の一部追加ということで出ている以上は、やはり皆さんに、議員に知ってもらう必要があるんじゃないかと思うんです。そのあたりも踏まえて、でき得れば私には資料をいただいて、ほかの方にも知っていただくようにさらにここで報告してもらうか、または資料を各議員にも差し上げていただければ幸いと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　農住組合による落川の区画整理に関連して、１点質問したいと思うんです。

この区画整理を進めるために土盛りをしなければいけないということで、この土盛りのための土砂の運搬について自治会などを通して御了解いただきたい、という回覧が回っているんですけれども、この土砂の運搬の通路というのは八小への通学路にも当たりま

すし、また非常に狭い道路になっているわけですけれども、この交通安全対策等について市として、どのように指導されているのか、ということについてお聞きしたいと思います。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

この区画整理につきましては、本年の３月に東京都の認可が下りまして事業を開始をしたわけでございます。今御質問の、土砂の搬入の件でございますけれども、私の方から組合の方に土砂搬入経路の問題、それから車の規模の問題、それから一日の通過台数、保安要員、こういったものにつきまして指導をしております。

また、警察の方の関係もございまして、警察の許可をいただいて土砂の搬入をする、ということになるわけでございます。そういうことをしてはおりますけれども、一番やはり関係いたしますのは、この経路に当たります住民の方でございますので、組合から関係の自治会、及び道路周辺の住民に理解を求めるよう指導をしている、そういうことでございます。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　数日前に、警察の立ち会いのもとで実際に４トン車を運行して、住民の方々とも一緒に運行をしてみた、というふうなことを聞いたんですけれども、その中で、やはり非常に４トン車であっても危ない、危険な場所がある、というふうなことをそれに参加された方から伺いました。

具体的に言いますと全体に道路が狭いわけですけれども、中西商店から大塚設備の付近の道路は、例えば歩道がもちろんありませんけれども、４トン車が通りますと小学生が横になってもランドセルがひっかけられるような、そういうふうな可能性もあるんではないか、というふうな心配の声も聞かれています。あそこのところには、横にたしか用水があると思いますけれども、この工事期間、応急処置としてでも用水に蓋をして通学路にするとか等々の、やはり万全の処置をとるようにぜひ行政側からも働きかけていただきたい。

また保安要員についても、当初回覧に回ってきたのは３カ所になっているわけですけれども、道路の非常に複雑な状況等とか考えると、ここら辺についても十分配慮していただけるように市の方からも働きかけていただきたい、このことをお願いをいたします。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　先ほども申し上げましたように、交通安全対策という

のは非常に大事でございますので、御指摘のようにさらに行政指導を強めていきたい、というふうに考えております。

○議長（市川資信君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　２点についてお伺いをいたします。

１点目は、先ほど石坂議員の方から出されました地域保健協議会に対する諮問事項でございますけれども、３月の定例会でもって市長が、日野の医療とベッド数についてどうしたらいいか、この協議会に聞きたい、というこんな答弁がございまして、早速こういうことになったわけでございますけれども、大変結構なことであると思います。

１点、基本的にお聞きしたいのは、一つの問題を解決するのにどんなふうなやり方が一番いいのか、それぞれ考え方があると思うんですけれども、例えば市立病院の問題を一つとりますと、現在、厚生委員会、さらには病対委員会、それと、こういう協議会、３部門でもっていろんな論議をする、という、こういうことになったわけでございます。

それぞれが別々の考え方をまとめられることは、まず考えられませんけれども、その辺の整合性をどのように持っていくのか、だれがそれをまとめていくのか、当然市長が最高責任者でございますので、市長の判断に委ねられるんじゃないかと思いますけれども、今、石坂議員の質問に対して市長が、改築等を含めて数年のうちには、というような答弁がございました。

地域医療の問題について厚生省は、東京は64年度までに結論を出すように、という――　一番遅いんですけれども全国で。こういう問題が出されている。それまでに整理をしなさい、ということで、数年といってもあと１年しかない。ベッド数についても、ただただ不足をしているということだけではないんですね。一番の問題は、今、病院という名のつく六つの病院で八百何がしのベッドがある。ただ、そのうちの一般患者が使えるベッドは、わずか３割しかない。こういう現状、これをどのように持っていったらいいのか、ということになるわけですけれども、三つのセクションでもって、この問題を今一生懸命に論議をする、これからもしていく、という。もしこれが、ちょっと違ったような形でもってまとめが出てきたときに、その辺のコントロールなり結論を出すのをどのように考えているのか、それを１点、お聞きをしたいと思います。

それから、今の行政報告の63ページに「春の緑化月間」これが終わったわけでございます。この中で「緑の羽」この募金をやりました。日野市全体でどのくらいの募金があったのか、数字的に教えていただきたいと思います。

と申しますのは、これが地域でもって、自治会単位でもって「緑の羽」の募金活動が

されている。一住民から――これは目標額が定められたわけですね。１軒当たり30円を目標にということが出された、この市民から、なぜ募金活動なのに目標額を定めるのか、30円はどこから出てきたのか、その根拠を知りたい、というような声も聞いております。

したがいまして、この「緑の羽」が募金をしてどのくらいの金が集まって、これをどういう形で使っていくのか、なぜ自治会単位で１軒30円を目標に、という数字が出されたのか、この辺をお聞きしたいということでございます。

以上、２点でございます。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　初めの御質問についてお答えをいたします。

３機関とおっしゃいますが、行政という立場で議会に正確な対応をしなければなりません。つまり意見が出され質問が行われ、それには責任ある回答ができなければならない。その回答をなるべく、この医師会等と、あるいは地域医療機関と合意をされたものをお答えの資料とする、ということでなければいけないと思っております。

したがいまして、３機関ばらばらということは予測いたしておりません。保健協議会で諮問に対して答えられたこと、その状況の御報告をしたり、あるいはまた、それの期待をいたしますところの答申を議会には御報告をする。これで責任を果たさないと我々の一方的な希望のみを答えたのでは十分尽くしたことにならない、こういう考え方でございますので、地域保健協議会は、まさにこれは諮問に答えていただく機関でございます。議会は、いろいろ御意見を伺ったりお答えをし、現実的な問題の課題を論じていただく、こういうことに運ばせていただきたい、こう思っております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　　建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　　「緑の羽」募金につきまして、御説明申し上げます。

５月31日現在でございますけれども、209万円集まっております。今おっしゃいました30円、１戸当たり30円というようなことは、市といたしましてはそのようなことは言ってもおりませんし、あくまでも協力をしていただく、ということでございます。

このお金はどのように使われているか、ということでございますけれども、これは、これの還元金をもって緑化協会の方で緑化に使っていく、ということでございます。都の方の団体に１回納めまして、それの還元金がある、ということでございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　前段の市長の答弁は、ある程度理解できました。

１点だけ確認をさせていただきます。中間答申を７月ごろ予定している、ということですけれども、その７月は来月の７月なのか、１年後の７月なのか、それをお聞きしたい。これが１点。

それから、ただいまの「緑の羽」募金、30円ということは、言ってないということですけれども、これがきちっとした活字になって各戸に配られているわけですよ。自治会というのは市も関係ございますから、補助金を出していますから、その辺を、そういうものを出してない、ということは、知らないのか、あるいは自治会に、自治会、適当にやりなさい、というふうに言っているのか、その辺の確認をさせていただきます。

それと、今、市長の方から「東京都が、東京都が」なんていうあれがありまして、そうなりますと東京都の方に納める、ということですけれども、じゃあ都の方から、それぞれの自治体に対して、少なくとも昨年このくらい集まったから、ことしもこのくらいをひとつ目標に何とかしてもらえないかな、というようなのが出ているんじゃないかと思うんですよ。ですから、そういう根拠があって、私は30円というのが出てきたのかな、ということなんですけれども、本当に１戸30円を目標にということは、市としては言ってないのか、知らないのか、もう一度確認させてください。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　７月というふうに申し上げましたのは、ことしの７月のつもりでございます。

○議長（市川資信君）　　建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　　御答弁申し上げます。

30円ということでございますけれども、これは、あくまでも協力をお願いする、ということでございまして、市の方では、そのようなことを言ったことはございません。

それからもう１点、割当があるんじゃないか、というようなお話でございますけれども、都の方としましては、そのような割当は、日野さんは幾らだ、というような割当もいたしておりません。

以上です。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　それでは、３点ほど行政報告に対する質問をさせていただきます。

まず最初に、去る５月３日に市民会館の小ホールで、日野市主催によります日野市憲

法記念行事が行われました。毎年そうですが、空席の目立つ会場で、まず市長から基調報告がございました。その中で、市長のごあいさつの中でこういうことが言われております。「憲法５原則ということがよく言われます」ということで、日本国憲法の柱の説明があったようでありますが、私は、この「憲法５原則ということがよく言われる」というふうに書いてありますが、今回――過去に余り聞いた記憶がございませんし、耳新しい言葉のような気がいたします。よく言われる、という根拠をひとつ教えていただきたいと思います。

それから、きょう教育長も御出席いただいておりますが、教育長に対しての質問じゃございません。40人学級の件でいろいろ、さきの議会で議論がございました。

今回、配付をされました６月の１日の日野市広報に、３月１日に記載されました40人学級スタートの記事に関連して、ということで２段の囲み記事が出ております。つまり３月議会で準備不十分ということで承認に至らなかったために、事業実施をとどめています、ということで訂正記事のようなものが出ているわけですが、教育委員会は、ここでひとつ後始末を遅まきながらなさった、ということであります。

ところが、森田市長も４月の１日号の日野市広報で所信表明の中で――これは第１回定例議会の冒頭行われた所信表明の文言が、そのまま全文記載されているのでありますが、この中で１ページに、「教育委員会の決定を尊重し、児童の指導がよく行き届くよう小学校に市独自の40人学級を実施いたします」こういうふうに、市長は市民に対して40人学級の実施を表明されたわけです。

ところが、これは議会が、私どもがチェック機関としての役割を発揮をいたしまして、学校現場等の混乱を未然に防ぐ措置を、修正ということでとったわけであります。この市長の所信表明に対する後始末が、私はできていないように思うわけでありますが、教育委員会は遅まきながら訂正記事を今回お出しになった。市長は、このまま言いっ放しで所信表明の内容については一切この後、広報等で事実経過を踏まえて、適切なる措置をおとりになるつもりはないのかどうか、このままだと市民をペテンにかけたことになると思うんですが、市長の対応をお聞きをいたします。

それから、３点目でありますが、先日、市役所の中でアジ演説を組合の方がしておりました。市役所の中で大きな演説会が開かれるということも、あんまりないことでありますので、大方の方はびっくりされただろうと思うんですが、それは、企画課の主幹として東京都から出向してきて大きなお仕事をなさったと思うんですが、日野市の方で仕事をおやりになったＮ主幹ということになっておりますが、この人の居座りを許さない

ぞ、というような内容の演説であったようであります。こういうことは、出向時にきちんと、期限はいつまで、そして、仕事の内容はこういうもので、どういう期間、具体的なこういう仕事をやってもらう、という了解が、いろいろな関係の皆さんにあってスタートをしたことだろうと思います。今になって、居座りだとか大きな食い違いが関係者に出てくるというのは、ちょっと解せないわけであります。当初どういうお約束で、この方は市の方に出向して来られたのか、その点、お尋ねをいたします。

以上、３点であります。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　質問に、それぞれお答えをいたします。

５月３日の市主催の憲法行事、これは御承知のとおり例年行っております。ことしは一橋大学、佐藤教授の「経済を平和を臨む」という主題で講演をしていただきました。私は、その前段で基調報告という表現でごあいさつをすることになっております。そのあいさつの中で「憲法５原則」という言葉を使った、それがよく言われるとおり、というふうにあずかった、ということでありますが、一つの学説として私は、言われておるというふうに承知をしております。すなわち、主権在民、それから恒久平和、それから基本的人権、議会制民主主義、それから地方自治、こういう柱で理解をしておりますので、その言葉を用いた、ということであります。

それから、40人学級に対しまして、所信表明の表現の後始末はどうするのか、こういう御指摘でございます。所信表明は、当初予算、あるいは、ことし１年間を展望する所信でございまして、やりたいという見解で申し上げる内容でございます。

したがって、その結果は、いろいろ議論の結果、予算が認められなかった、ということでございますので、おのずからその執行はできなくなる、こういう性格のものでございます。検討もしてみたいとは思いますが、私は、市民に、市長が特に所信表明のそのとおりに執行できなかったという際に、そのためのまた弁明をすることは必要ないんではないか、むしろ、全体の今後の報告の中であずかることで市民の御理解は得られるものであろう、このように思っておりますので、今までもやっておりませんし、特にこれからやろうという気持ちもございません。

それから、つまり職員組合が東京都出向の職員に対して異論を唱えている、こういう現状のことだと思っておりますが、野中主幹は基本計画の中心的集約の立場で、よく仕事を果たしました。東京都から出向をお願いする際に、日野市の水に合えば、ということがあると思いますので、出向期間契約後の処理については予約は、いたしておりませ

ん。本人の希望、あるいは市の判断、そういうことでまたお答えをいたします、ということでありまして、東京都からの問い合わせにつきましては、日野市で申し受けたい、こういう回答を行って進めつつある、ということでございます。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　それでは、再質問をいたします。

市長の「憲法５原則」の発言でありますが、一つの学説として、この言葉を用いたということで、今、五つ項目を挙げられたわけです。その学説とおっしゃったんですが、私、学生時代に使った古い教科書の憲法の本をひっくり返してみたんです。最近は、また新しい学説がどこかから出てきたのかどうか、わかりませんが、憲法５原則として五つの原理を挙げた本は、確かにあります。しかし、市長の挙げられた今回の５原則について説明をしているものは、私の知り得る限りではどこにもなかったんですね。

市長が採用された、とられた一つの学説というのは、どういう方の主張なのかどうか、この点、もう一度お尋ねをいたします。

それから、市長も憲法記念行事、今の質問に尽きるわけですが、ことしで15回目でありました。毎年、まばらな聴衆を相手に基調報告をなさっているわけでありますが、この基調報告の中で、15回おやりになって今回初めて、この憲法５原則というものをおっしゃったと思います。よく言われている、という割には、初めてここでおっしゃったということは、随分その点、不思議にも思いますので、この点、どういう方の学説なのか教えていただきたいと思います。非常に興味のあるところであります。

それから、40人学級の訂正記事については、教育委員会は広報にあれだけ大きな記事を３月１日に出した、ということで、混乱があってはいけないということだと思いますが、経過の報告を兼ねて、議会で修正されたその内容に沿ったＰＲ記事を今回出したということで、これはこれとして、適切な――時期的には、ちょっと遅いと思いますが、対応だったと思います。

市長の方は、所信表明というのは議会に出したものだから、それをそのまま載せたので、一々これが経過の中で異なる結果を生じたとしても、そのことを市民に一々言い訳する必要はない、というふうなお考えだと思うんです。所信表明として、そのまま広報にお出しになるのは、これは結構だと思います。

ただ、これに賛成をする立場で意見を言った方も、それから疑問を呈した我々の側としましても非常に重要な問題だったと思うんですね。賛成をした人たちも、このことを盛んにチラシやビラに書いて、一生懸命汗を流しながらビラを配っておられます。それ

だけ大問題であったわけですね。ということからすれば、一々弁明する必要はない、という考えも――それは市長がそうおっしゃるなら、それで仕方ないわけですが、やはりこれは、きちんとしりぬぐいをされた方が私は、いい性質の問題だと思うんです。後は知らん顔で通してしおまおう、ということかもわかりませんが、やはり市民に対して経過を踏まえた――小さくてもいいんですよ。やはり、これだけ大きな議論の的になった課題でありますので、とりあえず何かの方法で市長の考え方を述べられてもいいわけです。何か対応されるのが、私はいいのではないかと思います。

しかし、やる気がない、ということですから別に結構でございます。市長のお立場ならばそうだろうと思いますので、一応私の意見を申し上げておきます。

それから、東京都出向の野中主幹の件でありますが、市長とけんかをしたり仲よくなったり、組合と市長の関係というのは、そのときどきによって千変万化しているようでありますが、その対象者のいる職場に来て衆人の耳目が集まっている中で演説を組合の幹部がする、というのは、少々穏やかでないと思うんですね。市長は、このまま日野の水に合ったようだ、という判断からでしょう。市で申し受けたい、というふうにおっしゃったわけでありますが、今後――今まで、基本計画をつくるという目的で仕事をしてこられた、その仕事に携わってこられた、ということで、はっきりしておりました。これからは、じゃあ、どういう仕事をなさるのか、市長の隣の席は、ずっと以前から空席のままになっておりますし、ここらで何か、そういう――なかなか引き受けてくれる方もいない、という助役の件もありまして、そこまではいかないにしても、何らかの形で自分をサポートする人がほしい、ということで、こういう決定をされるのかどうか、いかなる仕事をなさるのか私はよくわからないんです。

最初の契約の時点で、はっきりした約束があったのであれば、それは守らなければなりませんし、その約束の中に基本計画をつくるという仕事が終了すれば、新たにその時期が来た段階で引き続き市にとどまってもらうのか、東京都にお帰りを願うのか、そういう取り決めにしよう、という内容であったのなら、ここで再度検討して市に迎え入れる、ということも結果としてあるのかもわかりません。

最初の契約の時点の話をもう一度確認をさせていただきたいと思います。どういう約束で市にお見えになったのかどうか、それがはっきりしていれば、別に本人の前で、職員の方がいっぱいいらっしゃるところで演説会を開かなくてもいいと思うんです。その点ちょっと理解できませんので、最初の約束は、もう一度どうであったのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、どういう、迎え入れるとすれば、仕事をお願いしたい、ということで市長は考えているのかどうか、この点、再質問をいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この人事のことについて、余り人を傷つけたり、あるいは本来の建前の崩れるような、そういう表現は不穏当であり不適切だと思っております。

それから都には、都に対する出向要請は、一応行政部を通じて行うわけでありまして、日野市の当面の理由を言い、ちょうどこの基本構想を基本計画化したい、このことの中心になる人を得たい、こういうことでお願いをし承認をされ執行をした、こういうことでありまして、契約の細かい内容のことは、私はよく存じませんが、一般の通例といたしましては、任務の終わる手前で意見交換が行われ、日野市としては受け入れたい、とこういう申し入れをした、こういうことであります。

それから、これからの仕事を特定しておるわけではありませんが、せっかくいろいろ庁内の皆さんと交流をしながら基本計画をまとめた立場でありますので、これまた、基本計画を執行するお役に任じさせたい、このようには基本的に考えております。

5原則のことは、私の頭から出た言葉だったものですから、そのとおりにひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長、ふざけちゃいけないんですね。憲法の集会、会合で市民に対して、市長がみずから基調報告として考え方を述べる際に、頭から何か思いつきで出たことを適当にしゃべりました、ということで済むと思いますか。私が知り得る範囲では「憲法5原則」というような言葉はないんですよね。市長は、どこで学ばれたかということを一切おっしゃらないんですね、このことについて。

市長に、ちょっともう一度重ねてお聞きしますが、日野市内の中学校、つまり義務教育の中で憲法のことをどのように教えているか、ということで中学校の教科書を見てみますと、今、使われているのは東京書籍の新編、新しい社会、公民分野、これが市内の中学生が使用している教科書のようでありますが、これにも「憲法5原則」という言葉は出てきません。

日本国憲法の三つの原則として私たちがよく理解しているところでありますが、平和国家として、日本がこれから憲法を定めた時点でやっていく、ということで平和主義というものを定めた、それから基本的人権の尊重、国民主権、これが3原則だということで、普通は皆こういうふうに理解していると思うんですね。適当な頭から出たことをおっ

しゃったのではないか、と申しましたら共産党の議員の人が、いや、ちゃんとある、というふうにおっしゃるんですね。どこにあるかなと思って、よく見てみますと、ことしの５月に出た共産党の「赤旗」に書いてあるんですね、「憲法５原則」というのが。これには、日本共産党の委員長の村上何とかという人が、憲法５原則を守り、というようなことで、市長と全く同じ文言を並べて「憲法５原則」ということを言っております。市長は、その「憲法５原則」という言葉を今回初めてお使いになった、と私は思うんですよ。過去におっしゃったことは、恐らくないと思います。過去の基調報告を見てみましたら出ておりません。こういう５原則というものが学説でも、私はちょっと見受けられない内容だし、それから中学校でも教えていない。こういうものをどこから持ってこられたのか、わかりませんが、まさか、こういう市民を対象にした憲法記念行事で、共産党の意見をそのままとられた、と私は思いたくないんですが、私の見る限りではそれ以外にないんですね。

「憲法５原則」をどこで学ばれたのかどうか、思いつきで申し上げました、では済まないと思います。はっきりしていただきたい。その点、もう一度お聞きをいたします。

それから、Ｎ主幹ということで組合が挙げておりました東京都からの出向の、もう名前が出ております、野中主幹のことでありますが、これから市で仕事をやっていただくということで、市長の権限の範囲内、つまり人事権ということで、これは市長の考え方で実行できるわけでありますね。

しかし、組合の方が窓口拒否をやる、と言っているんです、この件で・・。これ、ちょっと尋常なことでは済まないと思うんですね。何か最初の約束、またこれからのこと、特に定数に絡んでくる問題でもあると思います。新しい人を１人入れるわけですから。この窓口を拒否をする、というのも、市長の幾ら人事権の範囲内のこととはいえ、これも穏やかではない。この辺のことを市長は、どのようにお考えになっているかどうか、ただ、日野のために今後も仕事をしてもらう、基本計画を実行する上で、そういう面で日野市の行政の一翼を携わって担ってもらうんだ、ということだと思いますが、それほど大切な方だという市長の判断は、それなりに良といたしますが、窓口を拒否するという組合の態度も、私は何か、やっぱり理由があるだろうと思うんですね。

この点を市長は、どのように理解をしておられるか、簡単にいく問題でないような気がするんですが、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　「５原則」のことにつきましては、そういう表現をしてもどなたも学説にそむく、というふうにはおっしゃらないと思っておりますし、私自身もそれでよろしいと思っております。特に、この議会制民主主義とか地方自治というのは我々の強調したいところでございます。

それから、人事のことでありますから余計なことは、なるべく避けたい、と思うわけでありますが、十分理解をし正常なレールに乗せたい、とこのように考えております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　人事のことです、正常なレールに乗せたい、ということでありますので――何か本人を目の前にアジ演説が行われたり窓口拒否というのは、穏やかじゃないわけですね。市長の、ひとつリーダーシップをきちんと、人事のことは市長に責任があるわけですから、そういうことに立ち至らないようにきちんと対応していただきたいと思います。

それで教育長にお尋ねをいたしますが、教育長は「憲法５原則」ということを日野市の小中学生を対象に教育の場で教えておられますか。日野は、憲法を市政に生かそう、ということで憲法の取扱については、殊さら意を注いでおられると思いますが、「憲法５原則」についてはどのようにお考えになっているか、学校現場でどのように対応しておられるんですか。市長は、どなたも異論がないものだ、というふうにおっしゃったわけですが、学問的に根拠がないことを何か思いつきで言われてもいけない。根拠を今のところ示しておられないんです、市長は、全く。どこから出てきたことなのか・・。

日野で教えているんですか、こういうことを。どうですか。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えをいたします。

市長が憲法集会の方で、どういうような形でお話をなさったか、私、当日出席しておりませんので承知しておりませんが、学校現場におけるところの指導の方法につきましては、今、古賀議員さんの方からも話がありましたように、憲法３原則に基づいて、いわゆる平和主義、基本的人権、それからもう１点ですね、民主主義、その３点は基本として取り扱われている、こういう解釈をとっております。

ですから、学校での社会科の授業等につきましては、現在使われている教科書に基づいて指導をされている、そういうふうに受けとめております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私たちが学校で、中学校や高校や大学の方で、憲法を何らかの形で講義を受けたり授業で聞いた範囲では、５原則というのは、私は１回も聞いた覚え

はございませんね。ですから、そういう学説がある、ということを熱心に主張しておられる方もあるようでありますが、それだけ幅広い見識があるのであれば、ぜひ非公式でも結構でございますので、共産党の村上委員長の学説以外で、学会できちんとそういう主張があるかどうか教えていただきたいと思うわけであります。

日野市の中学校で使われている教科書では、今、教育長が言われるように日本国憲法の３原則ということで、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、これ以外に憲法の原則を述べて説明してある項目は、どこにもございません。普通、どういう憲法の専門書でも大体このことで原則の、憲法の原理の説明を行っているわけですね。いろいろ私も本を見てみましたが、早稲田大学の時岡　弘という方が編集しております「図解憲法」という、これはわかりやすく書いてある憲法の解説書で、これを見てみましても日本国憲法の基本原理として、今、教科書にも出ている三つの原理を述べております。幾ら探しても出てこないんですね。

市長が、かねて参加をされた憲法記念行事でも「憲法５原則」――それほど普遍的な市長の頭や胸の中にある憲法の原則だ、という意識が強かったとすれば、もう１回ぐらいは、どこかで発言されてもよかったんだろうと思うんですが、今回、突如として政党のそうした主張と機を一にして出てきている、というところに非常に私は奇異なものを感じるわけです。

この中で、通常余り言われない言葉として「国家主権」という言葉があるんですね。市長も国民主権と国家主権ということをはっきり述べております。市長の言う国家主権とは、いかなるものか。普通、我々は国民主権ということは、よく言うんですが、５原則の中で市長がうたっている国家主権というのは、どういうものなのか。私たち、解説を読むことはできないんですよ。こういうことを述べた学説の本もないし、それから、ほかにそのことを詳しく説明したものもないんですね。国家主権というのは、どういうことなんですか。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私、今、憲法学者というわけでもないものですから、余り明確なことも言えないわけでありますが、憲法をよく読んでみて、つまり日本国ということで国民の構成をする国が成り立っておる、これは国際間で活動する際に、しっかりとその主権を保つべきだ、このような認識でございます。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　市長は、この会場で「憲法の５原則」という言葉を今回初めて

出して、市民に対して自分なりの考え方を説明しているわけです。この５原則ということが今回初めて出てきた、ということには何らか意味があるんだろう、と私は思うんですが、その根拠も、それから背景も全く説明できない。それだけの市長の認識で、私は、憲法の集会に出てうやうやしく基調報告なんてやるべきじゃないと思いますね。議会で、みずからしゃべったことについて、どういう内容だ、その理由、背景は何だ、ということを聞かれて答えることができないじゃないですか。で、憲法を市政に生かそうなんてことを、偉そうなことを言っている。きちんとした根拠があるならば、ぜひ示していただきたいと思いますし、それから憲法記念行事で、市民に対して無責任なことを言ってほしくない。学校でも教えていないようなことを、何か政党機関誌に書いてあるようなことを盗み読みして、そして、それから市民に対してＰＲ、何かそれを努めてやろう、なんていうのは、いかにもまやかしじゃないですか。しっかりした根拠を持って基調報告はやるべきでありますし、それだけの認識ならば、最初からこういう会合に出て基調報告などやるべきじゃない、と私は思います。

もし根拠があるならば、きちんと示していただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　これまで申し上げたとおりであります。

○議長（市川資信君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　がらっと変わった方法で質問をさせていただきます。

何点かお伺いをいたしますが、それでは収入役に、まず１点お伺いをしたいと思います。

普段、収入役に質問することがないわけなんですけれども、収入役にお伺いするのは62年度の一般会計の歳出の関係の中で、予備費が3,000万から2,425万7,000円ということで、574万3,000円何がしかに充当した、というようなことの結果が、初めてここで出てきているわけなんですけれども、この点の内容がわかりましたら御説明をいただければと思います。

それから、教育委員会の方になりますけれども、寄付の受領ということで1,000万ほど市の方へ寄付された、これについては、いつごろ寄付がなされたのか、そして、目的が教育振興のためということですから、指定寄付というようなことで、これについては負担つきの寄付なのかどうか、そこら辺をお伺いをしたいと思います。

それから、次のページの73ページに40人学級絡みになりますけれども、年次進行でされている第３学年の第五小学校に121名で３クラス、つまり41名のクラスがある、とい

うことで、こちらに報告が４月７日現在でありますけれども、その後にそういったクラスが、そのまま存続しているのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　　収入役。

○収入役（加藤一郎君）　　それでは、第１点目の御質問についてお答え申し上げます。

予備費が、ただいま議員さんがおっしゃられたとおり574万3,000円、それぞれの科目へ充当されております。その内容でございますけれど、まず１点目、総務費関係でございますけれど、これは特に選挙管理費でございます。都の事務監査請求、これがございまして、この署名審査事務、これに対します臨時職員の手当でございます。これが、まず１点目でございます。

それから２点目でございますけれど、議会費でございます。これにつきましては職員の時間外勤務手当、この不足が生じた、ということでお願いをしたわけでございます。

それから３点目でございますけれど、これは農業費でございます。これが18万5,000円ございます。これは農業委員さんの、いわゆる報酬、これが不足を生じたということで充当でございます。

それから、４点目の土木費で387万4,000円ございます。これが、内容といたしましては３点ございまして、まず１点目といたしましては、日野駅の便所の改修がございました。その仮設便所の賃借料でございます。

それから、いま１点でございますけれど、これは市道市川１号線の道路上の事故に対する損害弁償金、それから国土法によります不動産の鑑定料、その不足が生じた、ということで土木費の方へ充当しているわけでございます。

次に教育委員会でございますけれど、38万円、これにつきましては公民館の２階の講座室ですか、講座室のところで冷暖房用の故障がございまして床の修理を行った、いわゆる漏水によります床の修理を行った、というようなことで行ったわけでございます。

内容といたしましては、以上でございます。

○議長（市川資信君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　教育委員会関係の御質問に対してお答えいたします。

72ページのところに載っております教育委員会の教育振興のための寄付1,000万円、という内容につきましては、３月の末に四中の卒業生の母親ということになりますけれど、長い間、日野の小中学校でお世話になったということで、学校の振興ということでぜひ使っていただきたい、ということの寄付でございまして、内容的には小中学校28校

に対しまして図書を一応贈らせていただきたい、とこういうような形でお受けした寄付でございます。

それから、２番目の児童生徒数の推計の問題でございますけれど、実は第五小学校の２年生が121名で４クラス、それから３年生が121名で３クラス、同じ児童生徒数でありながら片や４クラス、片や３クラス、これはおかしいじゃないか、という御指摘だと思いますけれど、実は東京都の場合、一応学級数の認可を４月１日現在の児童数でやっているわけです。４月１日時点では、３年生の方が120名ということで、ぎりぎり40名学級、３クラスということで、３クラスの学級認可しか受けられなかった。

その後、４月１日以降７日までの間に転校生が１人入ってきまして、４月７日の始業式が終わった確定時点では121名になっているわけでございますけれども、４月１日付で一応学級数が認可されますと、特別の状況がないと、その認可学級で１年間ずっと経緯する、という過程になっておりまして、例えば隣の121名というのは、これは４クラスになっているんですけれども、その後、５月１日の文部省に報告する時点では120名に、１名転出しまして、逆に今度は下がっている。そういう下がっている場合におきましても、東京都の方としては、年度の途中でクラスをいじるということは、かえってまずいという判断で、そのまんま４クラスで一応認めていただける方向で進んでいる、ということで、ボーダーのところにつきましては、毎年度こういう問題が生じて、大変学校も悩むわけなんですけれど、今、申し上げたように４月１日現在では120名であった、そのために認可学級が３クラスという形で認可されざるを得なかった、というのが実情で、その後１名ふえちゃった、ということなんです。

○議長（市川資信君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　それぞれあれなんですが、確認をさせていただきますけれど、収入役には大変細かく説明いただきまして、ありがとうございました。これからの先は、ちょっと財政の方になろうかと思いますけれども、我々の、このチェックをしているときに見る金額というのは、３月31日の専決の数字を既に、もうつかんでいるわけなんですね。ですから、収入役の方は、この資料で予算現額というふうなことで、要するに３月の定例会の数字と、あと若干数字が動いているようですけれども、そこら辺を疑問に思ったんで予備費の関係がチェックされて、私の場合してきたんですが、特に執行率なんかで前からも、どなたか指摘してあったかと思いますけれども、交付税なんかについても210万パーセントですか、大変、金額が、執行率としては大きくなるわけですけれど、我々としては、もう地方交付税については調定額の金額は、もう既にこの議会の始

まる前の、要するに臨時議会でも数字をとらえていますから、その数字と同じだなということは理解しています。

しかし、結局、今の収入役の報告で歳入はそんなことで、とにかく専決の数字が、もう既に３月31日付で行われているものが、４月の段階で果たして、この数字を予算現額を、当初の３月の定例会の数字を使うべきなのかどうかな、ということの疑問が一つあります。そこら辺が、もし回答がこういう状況なんだ、ということであれば、御説明をいただければと思います。

特に今回予備費を、たまたま３月の定例会の数字と、歳出の場合、予算現額が違ってきた、この数字は何かな、ということで見てみましたら、その予備費をそれぞれ、例えば議会費、総務費、農業費、土木費、教育費にそれぞれ充当している、こういう結果がわかってきたわけですけれども、そこら辺をとらえますと予算現額そのものは、さきの内容を聞くと、例えば中には、日野駅の仮設のトイレなんていうのは前の時点で、ここで充当するんじゃなくて、もっと前の時点でとらえられているものが、初めてこんなところへ出てくるんじゃないか、というふうに逆に指摘がしたいな、ということがここで今出てきたわけですね。

ですから、そこら辺の予算現額のとらえ方ですね、ここら辺について、これは財政の方になろうかと思いますけれど、特段説明があればお伺いしたいな、というふうに思います。

それから、２番目の教育長のお答えになった寄付の関係、これは、指定でこういう図書を買ってください、ということですから、やらなければ返してくださいよ、というのが負担つき寄付ということになろうかと思いますが、それはないんだな、というふうに思いますけれども、今の説明ですと３月の末に既に寄付の申し出があって受けたんだ、ということになりますと、専決の、とにかく今言ったとおり、話は３月31日付で専決もしていますし、そこら辺に入らなかったのかな、支出は実際――例えばよくあります繰越明許みたいな形でやる、ということは手続き上できるわけですから、そこら辺があったのかなという疑問が若干残ります。

それから、小学校の児童数ですね、４月７日現在。今の話を聞いていると４月１日現在で数字のクラス分けをしたんだ、ということの、とにかく４月１日の数字もとらえています。それから５月の１日にすると逆転をして２年生は実際、実質的には30人学級になっている。こんなことがあるわけですから、たまたま数字が、こんな121という数字が、３年の五小の関係がなければ全然問題がなく来ちゃったわけですから、そこら辺の

時点の問題、例えば４月１日なら４月１日の認定をされたときの数字でもいいのかな、と思うし、逆に今の、６月の定例会ですから５月１日なら５月１日でもう確定しているんだ、その方がかえってすっきりするんじゃないかな、というふうに思いますけれど、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　収入役。

○収入役（加藤一郎君）　予算現額のとらえ方でございますけれど、私の方といたしましては、ここにございますように４月30日現在、この時点で、この予算現額をとらえてございます。

したがいまして、専決処分された、いわゆる３月31日付の専決処分でございます。これは先般５月の27日に承認をいただいたわけでございますけれど、これは御承知のとおり、出納閉鎖という一つのそういう期間もございまして、いわゆる額の確定といいますか、こういったものも、ある面では把握いたした時点で最終的に、そういうあれをお願いしている、ということでございまして、したがいまして、この４月30日現在の時点におきましては、いわゆる専決された予算額というものは、私の方ではまだ把握してない、こういう状況の中で、この現額を載せたわけでございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　御指摘の４月１日、４月７日、５月１日、と大変ややこしい形で数字がいろいろ動いている、どこのところで押さえたらいいのか。最終的には５月１日時点が正式には押さえるべき手続き上の起点だと思うんですけれども、今のいわゆる学級数ですね、５月１日まであれしていくわけにはいかない、という形で、東京都の方で４月１日時点で学級数を一応認定している。さらに４月の７日時点、これで児童生徒数の、入学式を済ませた時点での数を押さえる。

ですから、三つの数字がそれぞれ異なった形で出されてきて、大変御迷惑をかけているわけなんですけれど、今の制度の上では、今申し上げたような三つのとらえ方をせざるを得ない、ということを御理解願いたいと思うんです。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　それぞれありがとうございました。

ただ、まことに言いにくいんですけれども、ほかの人が言うかもしれませんので様子を見ていたんですが――全然、方向が違います。申しわけないんですけれども、教育長

に、かつて３月の議会に一定の考え方を示して、というような譴責を求めることがありました。

今現在までに、そういった形で特段それにかかわって対応をされたのかどうか、ちょっと確認だけをさせていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　３月の議会のときに教育長の自己譴責を求める決議というのがございました。これは教育委員会としても、この事態については大変厳粛に受けとめまして、教育委員会内で検討をいたしました。

その結果、５月21日付で教育長に対して、教育委員会として訓告の処分をいたしました。

以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　行政報告の中で市長の説明にございました地域保健協議会に対する諮問事項、この件について質問させていただきます。

地域医療と病床確保ということを諮問した、ということでありますが、私は、この地域医療をつくってほしい、という方の請願の審査にも当たったわけであります。そういう面から見まして、ある程度具体的なものが、これは出てこないと意味がないのではないか、このように考えております。

そこで、日野市における地域医療の公平性と、緊急時に備えた病院の確保、このような面を分析、判断いたしますときに、日野市の医療は総合病院としては極めて小規模な病院であり、病床確保もまだまだ不十分であります。その不足をどのように確保していくのか、民間に委託する場合も当然考えられているようですけれども、市立病院の建てかえ、または改築、それには、まずは財政の確保をどのようなところから考えていらっしゃるのか、ということが一番疑問になるわけであります。

そこで、これからの病院の経営というものは大変難しい面があるわけですね。例えば用地を確保するということが、普通、300、400の病院であるならば、これは莫大な建築費、用地買収費がかかるわけであります。これをどのようにするのか、このあたりもやはり、もっと具体的にしなきゃならない、と思うわけであります。そういう中から、やはり諮問する以上、先ほど申し上げましたように、やはり地域の公平性というものを考えながら、どこに病院をつくったら一番理想であるか、または民間の病院に来ていただくのが理想であるか、ということをやはり考えることが必要である、と思うわけであります。

私、先日、厚生省の課長と話をすることがありまして、そのときに病院の新設は今後認めないのか、ということを聞いたわけです。このベッド数のことも聞きました。

そしたら、実際、今、国の今年の国家予算は57兆約8,000億円で、その中に医療費が16兆円ぐらいかかってしまうわけですね。この医療費は、分析してどこに一番つければいいか、ということになりますと、入院している患者が、10年も病院で生活している方がたくさんいるんだそうですね。そしてまた、入院したり退院したり、そういう患者がいるもんですから、たくさん医療費が計上されてしまう、ということなんですね。

そして、今、厚生省の考え方としては、やはり、この長期入院していてもこれ以上よくならない、という患者に対しては、要するに病院と老人ホームの中間的な施設で機能訓練をさせて、そして社会復帰できるような施設、要するに中間施設と言うらしいんですけれども、このようなものを政府では考え出しているわけです。それを日本全国に各県二つぐらいずつつくりたい、というのが厚生省の考え方だそうであります。

そういう面から見まして、私は、この日野市の医療、この問題について考えますときに、やはりどこに財政を導入していったらいいのか、ということが一番の問題ではないか、と思うわけであります。その反面、市民からの要望は強いわけです。こういう医療機関がない、そして、そのために不幸なことがあったようにも聞いておりますし、こういう問題をどう解決するのか、このあたりが私は、要するに今回の諮問に委託した中に十分考え方を、日野市の考え方が十分取り入れられているのかどうか、このあたりをお答え願いたい、と思うわけであります。

先ほど、ことし既に２回、この協議会が開かれて、７月に中間的なものが出てくる、ということですけれども、そのときにどの程度のものが出てくるのか、その中に実際、今まで市民からの要望が強い、その要望が十分生かされているのかどうか、このあたりをお答えしていただければ、していただきたいと思います。

そして、これに対する裏づけとなるべきところの財政は、どのように確保してどのような形で予算化してくるのか、このあたり――答申ですから、今はそんなことは考えてない、といえばそれまでですけれども、やっぱりこれぐらいのことは考えていただきたいと思いますもので、この３点について教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地方自治体という立場におきまして、市民に責任の持てる地域医療の確保ということは、極めて大切なことだ、ということは言うまでもありません。

それで、日野市は市立病院を今まで経営してまいっておりますし、その市立病院の、市民に医療責任の持てるそういう機能は、やはりいろんな条件整備をする必要が伴ってまいります。

そこで、今御指摘のとおり財政とのかかわりが、また極めて大きいわけでありますから、そう、その能力オーバーなことも、またこれも無理なわけであります。したがって当面を――今、いわゆる東京都の医療計画に、市民合意の中から一定の意見は申し立てておかなければならない、これが地域保健協議会に討議していただくお願いの内容でもあるわけでありまして、協議会で討議される中で、また財政事情でありますとか、市の現実の議会でも御審議いただいております課題でありますとか、こういうことも明確に資料並びに方向づけを理解をしていただきまして、そうして、一定の答申をお願いをしたい。特に７月という我々の期待が期間的に無理だ、ということもわかるわけでありますが、東京都にやっぱり発言をしておかなきゃならない。これも一定の論議を経たものでないといけない、と思って急いでおる、という理由でございます。

今、御質問それぞれに当たっていない部分もあるかもしれませんが、そういう考え方で、この地域の医療問題を行政の場で方向づけをいたしたい、こういう考えでございます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　市長の考え方は大体わかりますけれども、しかし東京都に、要するに協議会でこの地域医療と病床の確保、この件について、ある程度考え方をまとめてもらって、これを出す、東京都に出しておく、これだけでは、やはり私は市の行政のとる態度としては、的確じゃないのではないか、と思うわけです。ということは、この問題は昨年ですか、大変、地域の方がいらっしゃって問題になったわけであります。そういう面から見ましても、やはり前向きに、どのように――ここらも南部地域という限定された形で出てきましたけれども、こういうものを管理するにはどうしたらよいのか、ということをもう少し、やはり具体的に、要するに東京都に意見書を出す、その中に、こういう形でつくりたい、そのためには、これだけのものがあるからこれだけのものは確保したいんだ、という、やはり裏づけがない限り、やはりこういうものは、東京都に意見書は提出したからといって、なお確保されるものではないのではないか。それが、その意見書だけ出していくことが市民に対するアピールというか、そういうことになる、それだけをねらっているのかどうか、そのあたりが私には定かじゃないわけであります。

しかしながら、実際問題として、実際この地域の方々が医療施設がなくて困っているわけですから、もっと、この問題については真剣に考える必要があるのではないか、ということを私は強く感じているわけであります。

森田市長は生活・保健センターをつくりました。この中でも、私、地域医療のメンバーだったんです、そのときはですね。そして、皆さんのやりとりを聞いている中で、やはり医師会の方、薬剤師会の方、また歯科医師会の方もやはり不満を持っていたんですね。その中で自分たちの考え方が十分生かされてない、ということで、不満の声が実際聞こえているわけであります。私は、やっぱり答申を出す以上、そのメンバーの方々の意見が、やはり十二分とは言わなくとも皆さんが納得して協力してくださるようなものは、最低生かさなきゃならないのではないか、ということをまず感じているわけであります。

そういう面で私も、しつこく質問させていただきますけれども、少なくとも諮問して答申を出していただく以上、やはり、まず財政的な裏づけをどうするのか、ということですね。そして、南部の医療施設のことが問題になっております。しかしながら、私はそれよりもまして、今の市立病院では機能を果たさない、ということを聞いているわけです。それには、やはりことしは特別委員会もできましたし、このあたりも真剣に考えて、そして道路状況さえよくなれば少々遠くても、日野市の場合にはそんなに時間はかからないでも市立病院の方に来ることができるのではないか、このように考えるわけです。

そういう面で、このあたりをやはり考え方をまとめる、それだけではなく具体的に、じゃあ、どのようにしたらできるのか、ということを考える必要があるのじゃないか、とこのように思うわけです。この面で、今申し上げました財政の確保については、先ほど市長から少し説明がありましたけれども、この南部病院、また市立病院との関係、このあたりをやっぱり総合的に考えて、今後日野市の医療をどうするか、ということを考えていらっしゃるかどうか、このあたりを説明していただけたらと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　終わりにおっしゃいました日野市の医療はどうあるべきか、ということを考えているか、ということでありますが、私なりの一定の、こういうことが一番望ましいし、可能な限度はこういうことだろうな、という程度は持っておりますが、それは、まだいろんな意見を聞いて完成させる性格のものでありますので、保健協議会に諮問をし、いろんな御意見を聞く、ということを前提といたしたい、こういうわけでございます。

要するに、市民から不満のない状態をつくる、そして市民の要望に――とにかく医療

に対しましては、将来の高齢化社会のことも含めて重要でございますので、十分責任のある取組が必要であります、ということとあわせて、また医療機関側の御意見も十分取り入れなければならない、こういう両面の整合性を求めていく、こういうことに今後努めていきたい、こういう考えでございます。

また、いろんな意味で御指導をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　そういう面で、この26市にも実際市立病院がございます。赤字のところもありますけれども、実際、黒字の経営の自治体もあるわけです。それは、やはり行政を司っている市長がしっかりした考え方を持って対応しておる、そういうところに一番の黒字の原因があるわけですね。

そういう面で私は、ぜひ市立病院については、確かに日野市立病院の院長を初め、これも医師の意見が十分反映されなければならない、と思うわけであります。それと地域の医療を司っているお医者さん方の協力というものが、また必要なわけであります。

そういう面から、この日野市の医療というものについては、やはり医者、また行政側が一体となって、どのようなところにこの市立病院の位置づけをしていったら経営が十分成り立つか、ということを真剣に討議していただきたい、このように思うわけであります。

そういう面で、ぜひ、私は市長が努力なさっている、ということはわかるわけですけれども、やはりもっと、だれもが認められるような、ああ、やっぱりよくやっているな、というような、そういう回答がほしいわけであります。そういう面で、もっと具体的に、こういうものは出す以上、これだけの予算が確保できる、だから、こういう予算だからひとつ考えてほしい、ということまで、やはり出さない限り、なかなか答申を出したからといって、このものはできないのじゃないか、病床も確保できない、ということを思うわけであります。

そういう面で、ぜひ、ひとつ、もうあまり市長の任期もありませんけれども、任期中しっかり考えていただきまして、立派なものをつくり出していただきたい、このように思います。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時17分　休憩

午後２時27分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第38号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第38号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員災害補償法施行令及び東京都市町村消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴い、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは議案第38号につきまして御説明申し上げます。

ページは、６ページの新旧対照表でございますが、ここで、この条例は、さきの12月議会におきまして統廃合いたしました、自治会館の組合の解散、あるいは市町村の消防団員等災害補償組合の解散、財産処分、そうしたもの、それから都市交通災害共済組合、こうしたものが一本化されまして、市町村の総合事務組合に組織変更になりました。これに伴いましての今回のそれを、組合を廃止いたしまして新たに補償条例を設けた、ということでございます。

６ページ、７ページの第２条でございますが、２条の４でございますが、旧におきましては東京都市町村消防団員等災害補償等組合補償条例ということでございます。この

一部事務組合が今統合されましたので、総合事務組合、そうした関係からここに新しく東京都市町村消防団員等公務災害補償条例を名称変更して行われるものでございます。

それから次に、もう１点は付則のところでございますが、他の法令により給付との調整ということでございます。今申し上げましたような公務災害補償上で、今まで併給されておりましたものについて、これを併給の場合の率をかえていく、ということでございます。その表が、ここにございます第５条でございますが、例えば一番最初でございますが、傷病補償年金が旧船員法の障害年金という併給におきましては、調整率を前が0.76であったものを0.75にする、というふうな形でございます。以下、それぞれここに記入されているような状況でございます。

次の８ページ、９ページをお開き願います。

ここで障害補償年金、中段でございますが、やはり同じく併給におきまする調整率の変更でございます。ものによりましては、新しい調整率のふえた場合もございます。減っている場合もございます。

それから遺族補償年金でございます。一番下段のところでございます。これもやはり遺族年金の、そうしたものの調整率でございます。

続きまして、10ページ、11ページでございます。中段の２でございますが、これは休業補償の併給でございます。これの併給に対しましての調整率は、やはり減っております。また、ほかのものによっては――ものといいますと語弊がありますが、国民年金の障害年金との、３段目でございますが、これは0.01ふえておる、というような状況の調整率でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第38号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、市立日野第四中学校の給食開始に伴う教育委員会の職員数を改めること、及び市立病院に勤務する医師、助産婦、看護婦の定数について、一時的に超えても採用することができる制度を規定するため日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは御説明いたします。

議案第39号でございます。２ページをお開き願いたいと思います。

今回改正をお願いする理由といたしまして２点ございます。１点は、給食の人数を、教育委員会でございますが、６名ふやして364名を370名、ということにいたしたいと思います。これの改正でございます。

それから次が、１項踏まえまして病院部門の職員の定数の特例ということでお願いいたしたわけでございます。ここにありますように特に病院部門のうち、医師、助産婦、及び看護婦を常時充足するための措置といたしまして、この定数条例にあります以外に超えた――枠外と普通言っております。そうした数字をここでお願いいたしまして、それらの対応をしていきたい、ということでございます。

御説明に入らせてもらいます。

教育委員会定数増でございます。４ページ、５ページでございます。新旧対照表でございますが、ここに364名を計370名に変更するものでございます。これは、第四中学校開始については、現在職員数の範囲内で職員の再配置を行い、不足数は臨時的任用職員をもって充てていますが、組合と昨年より折衝してまいりましたが、正規職員で行うべきである、という組合の主張と真っ向から対立をいたしまして、そのまま組合との交渉が決裂いたしまして４月１日を迎えた、というような緊急事態でございます。

そうした中で組合は、昭和63年３月28日、都労委へこの打開のための斡旋を申請した。都労委におきまして４月９日、教育委員会に対しての事情聴取が、８日ですか、始まりまして、そして９日、斡旋案を提示されたわけでございます。従来の労使慣行、職員配

置の確認等の内容を尊重して、早期に定数条例の改正をもって対処する、ということが斡旋案から言われました。

さらにもう１点、労使双方は四中給食開始についての、当初の予定どおり開始できるよう協力する、ということで、この２提案が示されました。これを受けまして市では、十分検討し、あるいはその前に、事情聴取等も行いましたこの斡旋案を受け入れ、今回の定数増をお願いする次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、２点目の不足でございますが、病院部門の職員の定数の特例ということでお願いしたわけでございます。これは、市立病院の医師、看護婦、特に看護婦等については退職者が、12月議会あるいは３月議会、そうしたところでもいろいろ取り上げられて、現在、病院については緊急最大の問題である、というところまで御指摘をいただいております。そうした中での病院の対応、努力をいたしましたが、何せ、まだ、資格を持っている看護婦、助産婦、そうした者の不足を来しております。

そうした状況を踏まえまして、それらの採用の一手法といたしまして、ここにお願いしたわけでございます。それは、このような人員不足を解消するために採用等におきましての――退職者が非常に多いということ、そうしたものを踏まえて、一時的に現在の定数を超えてもそれを確保しておく、そして退職者が出た場合、それを補っていく、というような形でのこの条文でございます。

現在、条例第２条におきましては、定数的には194名の病院総数を持っておりますが、なお不足を来しておる。さらにそれを、部門部門でなく専門職別に見ますと非常に不足を来しております医師、看護婦、助産婦、そうしたものについての枠外での確保をここでお願いして、そしてよりよい病院の運営、それから医療の充実を図っていきたい、というのが趣旨でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　病院部門の職員定数の特例について質問をさせていただきます。

ただいま総務部長の方から理由の説明があったんですけれども、私なりに、この提案理由を理解するんであれば、市民が安心して診療を受けられる、なおかつ助産婦及び看護婦の健康管理の面、こういうところを配慮してとられた処置である、というふうに理解をいたします。ですが、さらに理解を深めたいと思いますので、助産婦と看護婦、この充足に関しまして３点について質問させていただきます。

まず１点は、助産婦の充足でございます。現在市がやっています――パート２名を含めて７名でもって３交代勤務をやっております。しかしながら常時確保していきたい、という今の総務部長のお話、ということですけれども、やはり常時充足するためには、必要人員というのが当然あるはずですね。したがいまして、必要人員数というのは何名であるのか、何名であれば、そういう健康管理も十分できるし市民が安心して診療を受けられる、という数字になるのか、それを１点お聞きしたい。

それから２点目は、これは助産婦とか看護婦に限ったことじゃないんですけれども、よく聞く話に産休に入る、お産のあれですね、産休に入る場合に、今までもその必要人員確保という面で大変御苦労があった、というふうに聞いております。したがいまして今回こういう提案をするに当たりまして、新たな充足計画、こういったことを何かお持ちなのかどうかお聞きをしたい、というのが２点目です。

それから３点目は、しからばこういう形でもって充足するためには、どういうふうにしてこれをやっていくのか、という考え方ですね。これをお聞きしたいと思います。

聞くところによりますと、日野市の助産婦あるいは看護婦というのは、他市に比べて労働条件の面でかなり低い、というふうなことを聞いております。今までいろんな議員の方が、この問題を取り上げて質問をされた中で、答弁としては、いろんな募集をしているんだけれども、なかなか来てくれない、というような答弁だったんですけれども、実は来ているんだ、面接には来ているんだ、ところが、どうも労働条件の面で他市よりかなり劣っている、というような状態で、帰られる方がいる、というこんなことも聞いております。したがいまして、そのあたりを具体的に答弁をいただきたいと思います。

いろんな部門の職員定数の増は、それぞれの部門によって異なりますけれども、事こういう医療行政という面では市民の生命に関係あることでございますので――現在もビラがかなり張られております。いろんな職場の、いわゆる人間関係が悪いとか、産婦人科を閉鎖するとか、あれを見ると、市民は本当に不安になってしまう。

そういうことを考えまして、真剣にこの問題を取り組みたいと思いますので、以上３点について、よく理解をできるような御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　ただいまの御質問に対しましてお答えいたします。

まず１点目の、助産婦は何名必要か、というような御質問でございますが、産婦人科での業務は、お医者さんと、それから助産婦、それから看護婦、その３種の専門職で業

務を行っておるわけでございます。それで、特に分娩に関しましては助産婦さんの力に負うところが多いわけでございますが、これが、助産婦さんがいない場合、お医者さんと看護婦で対応する、という方法もあるわけでございます。

したがいまして、どのくらいが必要な人員か、というようなことでは、なかなか難しいわけでございますけれども、現在の市立病院で行われております産科の仕事の内容からいきますと、交代制勤務をとっておりますので、特に助産婦さんの交代につきましては夜勤が多いわけでございますので、数字的には７名ぐらいでやっていけるんですけれども、年休だとか夏休みだとか、いろんなことを考えますと、８名は、常時交代ができる人として欲しい、というような数字になっております。

それから２点目の、産休代替とか、そういうふうな欠員が生じた場合の――退職もございますけれども、産休に入った場合等で欠員が生じた場合の充足計画、ということでございますけれども、私どもの方では、ただ広報とか広告で募集しても本当におっしゃるとおり来ていただいておりません。これは、全国的に助産婦さん、看護婦さんが不足する中で、特に都心とか郊外、郊外といいますか、他県といいますか、地方といいますか、そういう中での看護婦さんや助産婦さんの充足程度が違っておるようでございますが、地方に行くと、かなり充足されている。都心では、どちらかというと大病院とか、そういうようなところは充足されているけれども、中核以下の病院はなかなか苦しい、という状況になっております。

そんな中で、やはりもともと不足してございますので、何か勤める環境として待遇面だとか、あるいは職場の環境等が改善される必要があるかと思っております。そんな中では、今後、でき得れば給与あるいは手当等でその待遇を見ていく必要があるかと思いますし、また過重な仕事にならないような、労働過重にならないような、いいローテーションになるように、先生、それから看護婦、助産婦、三つの職種で、チームワークでやっていくような環境づくりが必要だと思います。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　まとめて３点の一括答弁みたいな形になったわけですけれども、助産婦の数は８名ぐらいが理想かな、ということで御答弁があったんですけれども、現在パートが２名、この方が深夜勤専門でやっているわけですね。５名の方が、いろいろと３交代を繰り返し繰り返しやっている、ということなんですが、これ、市長に具体的なことでちょっとお聞きしたいんですが、産婦人科の部門を閉鎖する、というふうに

至った経過、これを市長は、どの程度把握されているのか。

聞くところによると、助産婦の方が妊娠をされた、ところが、本来は休みたいんだけれども、休みがとれなくて流産をしてしまった、こんな経過があったように私は聞いておるんです。したがって、これじゃ本当に自分の体もまいっちゃうんだ、ということであんな張り紙がされたのかな、というふうな自分なりに感じたわけですけれども、市長がその辺を把握されているのか、お聞きしたい、というのが１点でございます。

それから、産休に入った場合の充足、これは改正条例を見ますと常時、市長が――市長が認めるのか、だれが認めるのかわかりませんけれども、必要と認める場合に限り構わないよ、ということですから、当然こういった計画が出されて初めて提案されるはずなんですけれども、そういう職場環境もさることながら、具体的にこんなふうに考えております、とか、あるいは労働条件の面で、特に賃金の面で現在看護婦と助産婦では、たしか手当で1,000円差があるわけですね。他市はどうなのか。看護婦の資格を取って、それから一年数カ月勉強して助産婦になる、こういう経過を経ていますから、それなりの資格も持って来ているわけです。したがいまして、これは職給になるのかどうかわかりませんけれども、それなりの当然手当は必要だろうし、それなりのまた賃金面の優遇も必要なわけでございます。

したがいまして、他市ではその辺がどうなっているのか、もう少し具体的にお聞きをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　病院運営の一般的には病院長が責任を持って行っておりますが、今回の助産婦の欠員、この状態に伴う事柄につきましては、都度、病院長より報告を聞き、なるべく速やかに対応のできる、そういう条件を指示をいたしております。

一般論といたしましては、いわゆる助産婦さんの要請が非常に不十分であった、この機に及んで、いわゆる一般の方のお産が病院志向になってきた、いろいろ事情はあるようでありますが、また、その上に日野市の市立病院では、産休でありますとか退職でありますとか、事故が重なった、こういうことから担当の人たちに、いろいろと不自由と苦労をかけた、このように思っております。

ごく当面的な対応のこともありますし、いろいろな工夫をして、なるべく早く市民の要望に適応できるようにあずかっていきたい、こう考えております。できるだけ病床閉鎖というようなことにならないことを具体的に進めていきたい、このように考えておるわけでございますし、ある程度、解決とまではいきませんが現状は維持できる、このよ

うに聞いております。

○議長（市川資信君）　　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　　そのほかの御質問で、この条例に基づく採用計画といいますか、採用の方針、そういうようなこと、それから給与面での他市との比較というようなことでございますが、まず、この条例でお認めいただければ、どういうような計画で採用していくか、ということの中では過去の５年間ばかりの数字を見ますと、看護部門では毎年10名以上といいますか、十数名の退職がございます。そういう中で、助産婦さんのことも含めまして10名からの退職者が、どのような時期平均しているか、あるいは年末になるか、年度末になるか、というようなことも波があると思います。

そういう中で、当初に計画を立てまして全部採用する、ということでなく、10名の過去の経緯があれば10名ほどを一応目標にしまして、それで、あらかじめ確保していきたい、という考えでございます。

それから給与面でございますけれども、これは、全部助産婦さんなら助産婦さん、看護婦さんなら看護婦さんが養成所を卒業してきてすぐ、ということでありますと、はっきりするんですが、なかなか人材がおりませんので中途採用といいますか、30代、40代の採用になりますので、そのケース、ケースによって各市、給与面で取扱が違っております。何ていいますか、給与面のカーブといいますか、そういうようなところで違いがありますので、よい場合もありますし、悪い場合もあるんです。

そんなことから、ひとつ、一番若いといいますか、資格を取ってすぐ、というようなことで、たまたま、この近辺にございます町田、青梅、稲城、26市では市直営のは、その４市でございますけれども、当市を入れて４市でございますが、それで見てみますと当市は３番目に入る。初任給というふうに御理解いただければいいと思いますが、初任給というふうな基準が、四つの病院の中の３番目というようなことでございます。

○議長（市川資信君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　ありがとうございました。

余談ですけれども、実は議会運営委員会の中で、それなりに我々も一生懸命勉強して質問するのであるから、ひとつ理事者側も的を射た御答弁をお願いしたい、というこんな話も出たんですけれども、そういうふうにやりながら、こういう議会の効率的な運営をやっていくことが我々の責任だ、というふうに考えまして、ある程度ぶっきらぼうな点もありますけれども、ずばり物を申しているわけでございます。

したがいまして、それなりの御答弁をいただきたかったわけでございますけれども、

私が言いたいのは――こういう条例を提案されるわけです。したがいまして提案される以上は、それなりの裏づけが当然あるはずですね。こういう理由だからどうしても認めてもらいたいんだ、という、そういうものがあるはずなんです。ただ、認められたら、じゃあ、しからば少し時間をもらって、このようにやっていきますよ、ということでは市民は納得しないんですね。

たしか午前中の論議にもありましたように、非常に緊急課題的な問題もあるわけです、こういったところは・・。したがいまして、特例ということを提案されたわけですから、もう少し具体的に、ずばり、本来ならば答弁をいただきたいわけでございますけれども、ひとつその辺は、精力的に今後この問題を検討していただきたい、ということを要望しておきます。

最後に、事務長の賃金面のこれは、よくわかりました。したがいまして、本当にそこで働いている方が、どんな気持ちで働いているのか、市長がよく言われるように、市民のために一生懸命やろう、というようなことは当然です。ただ、病院といいますと特異な部門ですからね、あそこは。患者さんというのは、精神的にも正常な状態にないわけですよ。したがいまして、ああいうところへ行って、あいう張り紙を見たり、あるいは看護婦さんなり医師さんの動き等を見ていますと、何となく病気が逆に重くなってしまう、治るんじゃなくて逆に重病になってしまう、というような、そんなムードもあるわけです。

したがいまして、これが特例であれば特殊部門という形でもって真剣に取り組んでいただきたい、ということを要望して終わります。

○議長（市川資信君）　　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　　２点、この改正条例についてお聞きしたいんですが、一つは給食の調理員の人数の件ですけれども、今まで議会を通じて教育長から、いろんな、るる給食の、この四中の件については御説明がありました。それなりに理解させていただきまして、やはり、将来の小学生、中学生の減少ということに耐えていくためには、いたずらに職員増によって対応するのではまずいんだ、したがって、なるべくそれを臨時職員という形でやっていかなければいけないんではないか、これが議論の骨子であろうかと思います。ところが現実においては、それが労使交渉の中で決裂した、という御説明です。

そこでお聞きしたいのは、どのような議論が職員組合側からは、なされたのか、その中で労使慣行尊重という斡旋案がある、といいますけれども、具体的に労使慣行という

のは一体何であったのか、その辺のところを踏まえて御説明をお願いしたいと思います。

２番目、病院の職員の件ですけれども、私は、職員定数を条例で定める、ということは大変重いものがあると思います。これが、財政上の問題から始まって行政機構の問題まで含む非常に根幹的な条例だろう、こう考えています。その中で、今、病院職員のあり方について、かなり行政当局として御苦労なさっている、また市民としても大変、病院の状況について心配をしているわけですね。

そこで提案された条例案ですので、私は非常に慎重であるべきだな、とこう思っておりますが、一つには、この文言をみますと、ともかく定数は市長の考えによって、いかようにもなるという形についての歯どめがない。やはり、定数を条例で定める、ということの意味合いの重さを考えるならば、どこかに議会が具体的な定数が今現在、幾つなのかを検討し、タッチする機会がなければいけないはずだ、これが地方自治法の求めるところではないか、という私は気がいたします。そこについての御見解を伺いたい。

具体的な問題として、この条例案についてお聞きしますが、常時充足するために必要と認める場合に限る、とこうありますけれども、先ほど奥住議員が触れられておりましたが、これは一体だれが認めるのかという点です。条例案にはありませんが、議会が認めるんであれば、やはり議会のタッチする場がなきゃいけないでしょうし、その次に、市長が定める職員採用計画に基づき「一時的に」と書いてあります。一時的に、というのは期間はいつなのか、といいますと、この文言だけから見ますと「一時的に」とこう言ってしまえば、いつまでたっても一時的なんですね。つまり事態が落ち着くまで、とか、いかような説明もつく、これでは条例を定めたことにはならない。これを条例とすることができるとしますと、全く議会の歯どめを失ってしまうわけですね。私は、これは法の趣旨に反するんじゃないだろうか、という疑問を感じているわけです。

そこで、その辺のところについて、多分いろんな点で、いろいろなところへ御相談をされたはずですね、この条例案をつくるについては、改正案をつくるについては・・。どのような議論がなされ、どのような問題点が指摘されたか、それについてどういう見解を持っているか。

最後に、このような定数例を挙げている地方自治体があるんであれば、その具体例をお教えいただきたい。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　それでは、第１点目の方の給食調理員関係の問題について私

の方から答弁をさせていただきます。

昨年秋以来、今、山口議員さんの方からお話がありましたように、精力的に労働組合の方と交渉してまいりました。ただ、その中であくまでも平行線をたどった、というのが、私たちの方では三中、四中の場合、将来の児童、生徒数減に伴って生ずる内容等を踏まえて、この時点では、何とか乗り切るために臨時職員で対応していただけないか、という点についての教育委員会側からの提議、それに対しまして市の職員組合の方から一応、今まで労使合意の中で配置基準というものがある、確かに配置基準に基づいて、それぞれの学校の食数に応じながら調理員を配置してきた、当然そういう配置基準がある以上、配置基準に基づいて対応すべきである、こういうことです。

やはり、一番の食い違っている部分というのは、将来の児童、生徒数減に伴って起きるその問題はその問題として、その時点でまた対応できるんだから、少なくとも現行の配置基準がある以上、配置基準に基づいて対応すべきである、というのが筋だ、そこのところについて、どうしても合意ができないまま時期が経過いたしまして、先ほど山崎部長の方から提案理由の説明がありましたように、３月28日に都労委の方へ組合が斡旋申請をした、そういうような経過をとっているわけでございます。

○議長（市川資信君）　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　病院の定数の件の御質問でございますが、まず定数につきましては、現在194名ということで条例で決めさせていただいております。この定数がここで弾力的に使われる、ということの中では、問題もおっしゃるとおりあるかと思います。ただ、忙しいからふやす、とかそういうことではございませんで、病院の定数を決めるには、それぞれの外来とか病棟の診察、診療の中で、特に病棟につきましては交代制勤務でローテーションをとっております。そういう中で看護婦なら看護婦が欠けますと、それをカバーするということがなかなか難しいわけでございます。

それで、先ほど言いましたように年10名以上がやめていく、という中で、やめてから補充をすると今定数が、もしいっぱいだったといたしまして、ローテーションでやってきまして、１名なり２名やめて、それで募集をしても、毎回募集を現在しておっても、なかなか確保が難しい中では、あらかじめ、一、二カ月でも、あるいはもう少し余分になるかもしれませんが、前もって退職の意思表示があるようなことがあれば、それにあわせまして、あらかじめ定数を超えますけれども準備しておきたい、というようなことで、決して病院の運営の中で、定数がふえれば病院経営としてはますます苦しいわけでございますから、そういうふうな枠でたくさん採る、という考えはもちろんございませ

ん。

ただ労働問題、あるいは心情、患者のことを考えますと、定数の中で欠けていって、それから募集をしてもなかなか集まらないという中では、看護婦さんにも、それから患者さんにも迷惑がかかるといいますか、過重がかかる、というようなことの中で運用させていただきたい、というのが、この弾力条項といいますか、お願いでございます。

常時必要は、だれが決めるか、ということでございますけれども、一応病棟や何かは、はっきり何人体制でどういう夜勤をやっている、というふうに決まっておりますから、それは医療部門の医局、あるいは総婦長といいますか、看護部門で決めさせていただいております。

一時的の判断は、ということですが、ちょっと先ほど触れましたけれども、年間10人以上あるから、ということで、初めから10人ということではございません。ある程度予定が立てば、3カ月後に何人やめる、6カ月後に何人やめるだろう、ということをできるだけ的確につかんで、それをカバーする意味で採用を――定数を上回るわけですけれども、採用していただいて、それでやめていった場合には、またもとの定数に、退職予告者がいてやめていった場合には、もとの定数にできるだけ近く戻るようにやっていきたい、ということでございます。

それで、どういう議論でこのような提案をしたか、というようなことでございますが、やはり、すぐ集まらないという中では、それでやめていく方は、ある程度わかっていく中で、やはり前もって確保する必要がある。特にローテーションで行っております業務の中では、1人2人欠けますと大変ですので前もって重複しておきたい、ということですので、1カ月の場合もあるかと思いますが、3カ月というようなことで判断をしていきたい、と思っております。

それで、その中で何とか看護婦さん、それから患者さんの対策が、十分医療をしたり医療を受けていけるようにする、ということで、この案が浮かんだわけでございますが、これにつきましては、私どもが独自ということではなく、やはり、よそにもたくさん公的病院がございますので、どういうやり方をしておるか、というような情報を得まして、一応他市では青梅市がやっておりますので、これの運用がうまくいっておる、と聞いておりますので、ひとつそういうようなことで何とか確保していきたい、というようなことで条例提案になったものでございます。

○議長（市川資信君）　山口達夫君。

○5番（山口達夫君）　1点目の給食の件ですけれども、労使合意の配置基準云々につ

きましては、今、実は私は記憶違いかもしれません。この議会の中で初めてお聞きしたわけですけれども、それが斡旋の中でのキーポイントであった、ということであれば、どのような経緯でそのような配置基準の合意がなされ、そして、それが現在もなお有効である、というふうには、どうして――事態が変わると、そういったその合意というのは、やはり変わっていくもんだろう、という気もするわけですけれども、その辺のところをひとつ委員会の方で、ぜひ御検討をいただきたい、かように考えます。それで再質問は結構でございます。

それから、病院職員の件の質問についてですけれども、何とかしたい、という気持ちは非常によくわかるんですね。ただ、毎回毎回言われていることですけれども、職務給の問題、そして管理体制の問題、いろいろな問題が絡んでいるわけですね。それを単に私はこのような一時的に定数をふやす、というような方法に頼ることによって対応することが果たして妥当なのかな、この点で生ずることは、定数ということが非常にあいまいになってしまう、ということですね。この欠陥が非常に大きくなってくる。それに対して一方では、他の本来行わなければならない改革ということが、だんだん、だんだん後ろに持っていかれる可能性がある。

私は、こういう形でとりあえずをしのぐ、というには、余りにもこの条例をつくることの欠陥といいますか、問題点があるんではないか、という、そういう見解を持っております。やはり本来的に進むべき道からいったら、これは本当に大変なことだと思いますけれども、みんながその苦しさの中で改善する努力をしなければ、こういう形で対応したんでは、非常に自由になるわけですね。何か問題が起きたって、どんどん、どんどん、いや、やめても大丈夫ですよ、こちらには補充がつきますよ、ということではね。

やはり職員の本当の要望も酌み取るために、行政の財政上の問題とか、いろんな機構上の問題も絡みながらやるわけですから、本当に腹を割って相談、あるいは検討、調整しなければならないことを、とりあえず棚上げにしてもどんどんいってしまうわけですね。それでは解決になりませんし、本当に市民にとって安心して治療が受けられる病院経営ができるか、ということについて、かなり問題が出るんではないかな、という気がします。

その意味で、委員会でひとつ、ぜひ、この条例をとっているという青梅市の例を具体的に検討されて、青梅市ではどういう状況の中で、こういうことをやっているのか、そこまで含めて、ひとつ御検討いただきたいと思います。

単に、現在の病院の状況を改善する、ということだけを認識の御旗にして、この条例

をとるには余りにも問題が多いんではないかな、とかように考えますので、ひとつ、ぜひ委員会で検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　多少重複いたしますが、２点、お尋ねをいたします。

全国の自治体、国を含めて行政の主体となっておりますそれぞれの団体では、定数をできるだけふやさない、場合によっては減少も可能ならしめていく、ということで、定数管理については非常に厳しい姿勢をもって臨んでいる、そういう現状がここ数年続いているわけです。

そういう中であるにもかかわらず日野市の場合には、ここ数年来、毎年定数増を議会に提出をしてくる、そういうことがございます。議会でも、前回でございましたか、定数増が提案された際にも最低これだけは必要だろう、というものに限って認めて、ただ修正をして、これを議会としては内部努力をしなさい、という注文をつけて増員を認めなかったものもございます。

今回の教育委員会の、四中の給食開始に伴っての定数の変更、ということで増員がこで出されているわけでありますが、教育長が過去、議会で前回、前々回もそうだったと思います。かなり決意を込めて、四中給食の開始に伴って職員定数の増は、何としても回避をしていきたい、ということを強調しておられました。そういう中での労使交渉で、結果的には今回６名の増員という形で出てきているわけでありますが、労使合意――先ほどの話にもございました配置基準ですね、こういうものがある、ということは当然当局はわかっておりますし、組合の方はこれを盾に増員を要求してくる、ということは、当然予想されるわけですね。そういう中での教育長の議会での答弁であったと思いますが、東京都の、今回中央労働委員会の斡旋の申請を受けて、すんなり、そこで示された斡旋案を受託をしているわけでありますが、ぎりぎりまでの、教育長は努力をして教育委員会として何とか定数をふやさない中で――将来のこともあるわけです。児童、生徒数の減少ということも触れられております。そういう状況の中で、何としても現在の体制の中で職員をふやさないでやっていく、ということができなかったのかどうか、そのぎりぎりのところまで努力をされたかどうか、教育長、教育委員会のサイドのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほどの山口議員の方からもお話がありました市立病院の、いわゆる定数外条例と申しますか、常時、ある程度可能なときに余計に確保して、看護婦さんや助産

婦さんが不足することがないようにしていきたい、ということで、青梅市等の例をとって今回提案だ、ということでございます。

ただ、今の意見にもありましたように、こうした、かなり柔軟な対応ができる状況をつくり出したとしましても、さきの予算委員会でも話が出ておりましたが、やはり抜本的な対応を市当局が示さない限り、幾ら病院にこれだけの裁量を仮に認めるとしても効果があらわれるかどうか、効果が果たしてあらわれるかどうか、というのは疑問だと思うんですね。

前も話題になりました――例えば、昭和57年度から昭和62年度までの６年間に、新しく看護婦さんとして採用された53名の方のうちの90％以上の方、48名の方がおやめになっている。これは何か、やはり原因がある、というふうに考えなければいけないはずです。ただ定数を条例ではずして自由に、ある程度――定数の考え方を自由な発想で、可能なときに幾らでも採っておけばいいんだ、という考え方だけでは解決できない、もっと基本的に考えて対応しなければならない問題があるのではないか、と思うわけです。

それで私は、その点は給与制度の問題とか職場環境の問題、いろいろあろうかと思いますが、こうした新しく入った方が、ほとんど全員おやめになる、という環境というのは、何か、やはりあるということを市長は、もっと真剣に受けとめて検討すべきじゃないか、と思います。

今、何とか助産婦さんも確保できたので当面はうまくいくだろう、という楽観論を市長は申されたんですが、この点、現在の助産婦さん、看護婦さんの体制と、確保されている職員の方の数での体制と、それから現状の給与制度やいろいろの問題があります。そういうものを含めて、この定数条例がもし制定できたとすれば、病院経営は、少なくとも看護婦さんや助産婦さんの不足等は解消できる、という判断のもとで出されているのかどうか、この点、市側の、病院事務長でも結構でございますが、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

３月28日に組合の方が都労委の方へ斡旋申請を行いまして、翌日29日に都労委の方から事情聴取ということで、市の教育委員会の担当課が呼び出されております。

その中で市教委の考え方、並びに組合との今までの交渉経過、そういうものにつきまして逐一都労委の方に説明を申し上げてきている。３月の30日から４月の８日の間にか

けまして、都労委の方は相当精力的に労使双方を交互に呼び出して、その事情を聞いてきた。一般的に都労委の斡旋という形ですから、斡旋という形で出される過程の中では労使双方に対して、それぞれ譲歩を求める、という形の中に立って一応仲裁を図る、という過程の上からは、そういう手立てをとるのが一般的なあり方です。

今回の斡旋につきましては、市教委の方に対しましては、この定数増という形での条例改正は一切しない、こういう形で言い切っている。その点については、やはり一歩市教委の方は譲歩しなさい。なお、組合の方に対しましては臨時職員というものは一切認めない、そういう状況の中では四中の給食に協力できない、そういう形での対応というものについては、やっぱり一歩譲歩しなさい、そういう形の中で斡旋が出されまして、組合の方は、期限を４月20日という形で切ってきたものですから、４月20日に一応組合の方は、この斡旋を受けて四中の給食に臨時職員で当面臨むことについての対応の姿勢をとられた。

教育委員会の方も20日の回答期限ということもございましたけれども、25日までいろいろ内部での検討を重ねましたが、組合の方が、そういう形で臨時職員では一切対応できない、という形の問題に対して、一歩譲歩して、当面、新しく条例で定数が正式に決まるまでの間は臨時職員で対応していく、という方向での問題を含めて、都労委の斡旋に一応、応じてきている、そういう姿勢の中で今度は、逆に教育委員会の方が、あくまでも定数増の条例は議会に出さない、という形でのかたくなな形で対応していく、ということについては、やはり教育委員会として、まずいんではないか、というところからぎりぎりの時点でこの斡旋をのんで、議会に、なるべく早い機会の議会に定数条例の改正を出しましょう、こういうことで一応決着を図った、こんなような状況でございます。

○議長（市川資信君）　　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　　２点目の、条例の弾力的な条項でございますけれど、御質問の中で看護婦等がすぐやめていってしまう、ということの件でございますが、いろいろな理由があると思います。直接聞いても、なかなか本心を聞くわけにはいきませんが、個人的な理由、あるいは労働条件だとか給与面、あるいはそのほかの関係もあるかと思いますが、10人からやめていくというのは、やや、回転といいますか、量としては多い、というふうに私は判断しております。ただ、その原因がどこにあるかは、いろいろな問題が含まれているかというふうに思います。

したがいまして、この条例で解決するとは決して思っておりません。これは、あくまでも後追いのような感じになっておりますけれども、現状を何とか守らなければいけない、というようなことの中での条例でございまして、退職が余り多くないような条件整備が必要か、というふうに思っております。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　最初の、定数増の教育委員会関係のことなんですが、教育長は繰り返しおっしゃっておりました。将来――今もその傾向にあるわけですが、児童、生徒数が少なくなってきた段階でのことも踏まえて、今回は定数増をしないで何としてもいきたい、ということを議会でも強くおっしゃっておりました。将来、この分で行きますと、あと三中の給食も、もしこの後始まる、これも同じような労使合意があるじゃないか、配置基準がありますよ、ということでの主張をもとにした増員要求をのむとすれば、また同じような結末を迎える、というふうに思うんですね。

今後、児童また生徒が少なくなってきて、この給食調理員の栄養士を含んで皆さんの配置というものを今のまま――じゃあ、この基準、労使合意というものを盾にとって主張された場合に、それを尊重するということであれば教育委員会も組合も行き詰まってしまうんじゃないか、と私は思いますが、そういう段階については、どのように教育委員会としては対応していきたいのか。つまり学校の、小学校、中学校における児童、生徒が極端に今以上に少なくなった段階では、一体どのように対応するつもりで教育委員会としては、いらっしゃるのか、その点、もう一度お尋ねをいたします。

それから、今の経過、いろいろ考え方を聞いていますと、組合も、まさかこれが全部認められるとは思ってないような気もするんですね。何かそこに、お互い何か馴れ合いといいますか、まやかしがあるような受けとめ方も可能だ、というふうに私は感じました。その点は、一応意見で申し上げておきますが、教育長に今私がお聞きした点については、お答えをいただきたいと思います。

それから病院の、この定数外の、定数のようなものを認める条例については、ほかにやはり解決を迫られている問題がある、というのは、多くの議員も指摘をしておりますし、私の方も再三発言をして、その点の取組を促してきたわけですが、本来であれば、順序からすれば、まず看護助手の方と助産婦の方が同じ給与体系で律せられている、というような処遇のあり方をまず改めていく、というようなところから手をつけていくのが筋ではなかろうか、と私は思います。

また、そのほかにも、今、再三申し上げておりますように新しく入った方が、過去６年間に90％以上の方がおやめになる、というのは何かがある、ということを考えて、しかもそういう問題点を十分に検討した後に、やはり一つの方法として定数外条例の制定

をとっていこう、というきちんとした流れが議会に対して説明されれば、私どもも、なるほどな、ということで、そうしたひとつの智恵というようなものもついて評価することは、全くやぶさかではないわけです。

そういった点、問題点の洗い出し、検討、それをどう解決していくかという処方箋、こういうものが何もない中で行き詰まったときに、窮余の策としてこういうことが出てくるのは、わからないでもないんですが、指摘をされている問題点について具体的に、これから、やっぱり解決していくために本気で取り組むという姿勢が、市長になくてはいけないと思うんです。幾ら、やれやれということでお尻をたたきましても、やっぱり――前の病院事務長が突然おやめになったんですね。こういう、病棟の閉鎖があるかどうか、という非常に危機的な状況で病院事務長が突然やめる、というようなことは、普通考えられないことですね。こういうところにも、何か私どもは想像し、詳しいことはうかがい知ることはできませんが、やはり何か感じる。こういうことをやっぱり市長みずからが、きちんと問題点を十分に意識をして、抜本的な、やっぱり対策を講ずるという姿勢を持たないと、幾ら病院事務長や、また婦長とか病院長が懸命な努力をしても、何か徒労に終わる、ということも否定できないと思います。

市長は、この点、今のままいけば危機的な状況は回避できる、というような判断のようですが、この定数条例を定めれば何とか事足りる、ということで満足されるのかどうか、その点、市長から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のことにつきましては、各議員さんの、一々ごもっともなお話として受けとめております。

それから、特に楽観論ということを思っているわけではございませんが、応急の対応ということも、やはり運用の中には考えざるを得ないわけであります。

そこで、病院に対する基本的認識ということにつきましては、いろいろと改善すべき点もあることは言うまでもありません。要するに定数外の定員をお願いをする、というようなことも、これも異例なことであります。抜本策は長期、それから当面ということにならざるを得ませんが、その当面の対策として考えられる一つの方法である、このように御理解をお願いしたいと思っております。

この社会の変化と同様に、我々は、市民に対する大切な医療機関として取り組んでいきたい、と思っておりますし、病院の中の、また意識の改革もしてもらわなきゃならない、このことも重要だと思っております。

例外を重ねる、ということも決して説明のできることではございませんが、ときに応じて御理解もお願いをしたい、こういう次第でございます。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　給食調理員関係の問題につきまして、組合との間でなれ合い的な形での状況があるんじゃないか、というような御指摘もあるわけなんですけれど、私たちの方では、この問題につきましては終始、組合サイドに対しましても定数基準の見直しの問題を提起したこともございますし、また、現に毎年1,000名前後の児童、生徒数が減っていく、という状況は、毎年、学校が１校消えてなくなっているのと同じような状況ではないか、一般の市民の方や議員の方々から見れば、現実問題として一つの学校に相当する近くの人数が消えてなくなるということは、新しい学校の給食を始めるのに際して、その減った食数の分の調理員さんを新しい学校へ回せば定数増をしないでも実施できる、そういうような一般的な見方をすれば、そういうことも成り立つではないか、ということ等も通しながら、相当説得はしてきたつもりでございます。

ただ、今の定数基準と申しますのは、これは東京都基準を基礎にいたしましてやっておりまして、何食から何食までは何名の調理員、ということになりますので、1,000名近くの児童、生徒数が仮に減少しても、一つ一つの学校につきましては、例えば20食なり30食、食数が減ったとしても、それがそのまんまトータル的に四中の給食を始めるのに機能していかない、そういう幅がございますので、その辺の問題等を通しながら、終始話し合いを続けてきたわけでございますけれど、先ほどから申しましたように、４月になって四中の給食をもう始めなくてはならない、その時期に立っても平行線のままという状況で、この問題を終始させていくわけにはいかない、というところから教育委員会としても応じた、というような状況でございます。

さらに、今後の状況でございますけれど、今後も確かに児童、生徒数は減っていきます。減っていきますが、もう一つ、三中という給食を実施しなくてはならない山場がある。そういう状況の中で四中とか三中をやる際に、一時的に増員されても将来的にその食数が減っていく中で、落ち着く数というのは現在の136ぐらいのところで大体その食数が落ち着いてくる、というような見通しを立てて対応しておりますので、ただ、その時点では、毎年定年退職者等もございますので、そういう者を調整の中で対応を図っていきたい、こう考えております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　前回の定数増の提案のときにも問題が指摘をされておりました

が、例えば、今回のように教育委員会で、いろんないきさつから、どうしてもやむを得ない、という結論に立ち至って、教育委員会の職員の数が結果的にふえる、ということは、場合によっては、これは認めざるを得ないことかもしれません。

しかしながら、総定員数を上回らない、何とか総定員数の中で対応する、という基本的な姿勢が日野市の場合には、ない。そこがやっぱり大きな問題だろうと思うんです。都市計画にしろ下水道にしろ、やはり職員配置が必要なところは、あるわけですね。しかし、電算化をしてコンピューターを入れて、従来と全く同じ配置のままで人員効果が全く出ていない、こういう市の緩慢な定数管理の現状がある以上、我々は、この教育委員会の職員の増員については厳しく臨まなければならないと思うんです。もう3年以上電算化をやって、最初は、機械に慣れるのにそう職員は、すぐには減らせません、ということでした。普通、民間であれば半年ぐらいで、もう配置転換をやるんですね、コンピューターを入れて・・。人数が何人ここでは減少できる、という計画を持って始めるわけです。そういうことが全く市の場合には――いろんな部門で電算化をやっても、定数の面には全くこれがあらわれてきていない。

こういうことを考えれば、教育委員会の方で今回いろんな経過の中で、これだけはどうしても、とおっしゃるかもわからない。しかしながら、市総体の定数管理に対する考え方が非常に甘くてルーズだ、という状況がある以上、厳しい対応を審議の中で、議会としてはせざるを得ない、するべきだ、こういうふうに思うわけです。

そういう機械化をされた事務が既に幾つもある。しかも、それがオフィスオートメーションの新しい機能を取り入れて、従来の手作業の事務が機械化される。こういう、今まで考えられなかったような事務の処理が可能になった段階で、果たして職員の数の面で、職員数の配置の面で全くこれを考え直していく、という効果が一向に期待できないということは、どういうことなのか、この点、委員会でも議論をしていただきたいと思いますが、もし、この場で何か御回答があるようでしたら、お聞きをしておきたいと思います。

病院のことについては市長から――いつも同じような答弁があるわけですが、答弁だけではなくて具体的に何をやるか、何をやらなければならないか、何をやってはいけないか、という現状にある、ということをもういいかげん、その辺、真剣に考えていただいて、こういった病棟の閉鎖だとか、自主勤務体制を組む、なんていうことで、あちこちにいろんなビラが病院内に張られる、こういう事態は早く回避していただくように、その辺の取組をお願いしておきたいと思います。

定数のことについて、もし回答があれば、答弁があれば聞いておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　今の御質問に対しまして、市のこちらからの定数管理をしております総務部からお答えいたします。

御承知のように定数は、私は去年9月に提出をして、そして10名のうち9名というお認めをいただきました。そのときにも、ほかの議員さんから、いろいろ電算機の今の問題も含めまして、もっと真剣に取り組むべきである、内部努力とは何ぞ、というような御指摘を受けました。

それから、さらに、これは四国だと思いますが、職員の配置の流動的な、フリー的な配置ということで、やはり議会の議員さんから御指摘がありましたので、急遽職員課長を飛ばしまして視察もさせました。

そうした中での検討を踏まえまして、ことしの5月の――これは実際には4月25日の異動でございます。このときにおきまして、今までのそうした検討を踏まえまして、今ここで、私は総数を申し上げますが、個々の課の数は持ち得ませんが、11名、内部努力で削りました、各課。そして、それを事業主体としております建設部、あるいは福祉、あるいは都市整備部、そうしたところに重点的に配置しました。15名でございます。これは、それらを含めまして、今まで欠員もありましたので、含めて・・。そうしたやり方を初めてここにとりました。それは、議会からの厳しい目でみられ、そしてまた御指摘を受けましたので、何としてでもやる、ということの第一段階でございます。そうしたことをやりました、ということを一つ御報告させてもらいます。

それから、病院の枠外定数、弾力的な。これは、私ども安易には考えておりません。やはり何年間かにわたりまして各議員さんから指摘されました病院の危機的な問題にとらえまして、職務給の問題、それから、個人的な人間関係、あるいは管理体制、そうしたもの、これらがいろいろ複雑に絡まっておりますので、一概に人の問題だけで解決できる問題ではありません。

それで私は、この闘争、病院閉鎖という大きな闘争を掲げられた中で二度ほど病院にも飛びまして、直に、直接会いまして、そして何とか局面打開を図ったわけです。そうした中で出たのが、やはり人事管理もそうですけれども、人間的、ヒューマンリレイション、人間的関係が非常に冷めちゃっている、というような問題、それと管理職の管理能力の問題が問われます。

そうした中で、それではお金の問題はどうなのか、ということも出ました。お金の問

題ではない、勤務条件そのものの酷使もある、というようなことから人をふやす問題、それでは、どれから手をつけていいのかわからない中で、今、詮索をした病院事務長がお答えしておりますように、ほかの病院を見まして、ともかく最小必要限度の人間だけは確保しよう、それには、この手を、ということ。それで、その手のやり方に、ただ甘んじたということではありません。全部の助産婦さんがない、全国的にない、という中で、病院におきましては48件の人々に当たっております。

それで私ども総務部におきましては、全職員に投げかけまして、そして知人、あるいは知っている人、あるいは関係のある方から申し込みを取りまして、そして何とか、この局面打開ということで、現在１名の方が浮かび上がってきた、というような状況です。

そうした努力を勘案いたしまして、今ここで出しました定数については、最小必要限度である、ということにおきまして、ひとつ御認識を深めてもらいましてお願いいたします。

以上です。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　総務部長として懸命に努力しておられる、ということはわかりました。内部の職員の流動ということを他市の例を参考にして、議会で指摘があったのですぐにそういうものを参考にしてやっておられる、ということは、これは当然といえば当然、当たり前のことなんですが、やはり病院もそうですが、教育委員会でそういう、いろんな事情が出てくる。しかし、市全体の職員定数をやはりふやさない、むしろ内部努力によって１名でも、やっぱり削減をしていく、という姿勢がなくちゃいけないわけですね。多少、少しでも採っておいて何かに備えよう、ということかもわかりませんが、やはり、もう少し厳しい姿勢が市当局には、なくてはいけない、そう思います。

そうでないと、教育委員会で交渉して最初はこの方針で臨みます、と言っていても、何とかなるだろう、というようなことで、最後は決意のほどはどこへやら、ということでこういう結果になる。

やはり職員の皆さん、特に幹部の皆さん全体に市長を初めとして、職員定数の管理については、当たり前のことなんですけれども、厳しく臨んでもらいたい。特に委員会でもまた、その点、議論になろうかと思いますけれども、厳しい審査を期待しておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　私も、この病院と学校給食のことでお伺いしたいと思っておったんですけれども、ほとんど聞かれましたけれども、重複するところがありますけれども、その点は承知おきいただきまして、質問させていただきます。

実は、先ほど総務部長がおっしゃられた件ですけれども、私は総務委員をやっておりましたときに、前回の定員増というときに総務部長にいろいろお尋ねをしまして、各部、課の人員配置の詳細なるものをいただいたわけです。

それで、前年度、前々年度と引き合わせてみると、やはり、このワープロやパーソナルコンピューター等が導入され、事務がＯ・Ａ化されたにもかかわらず、依然として人員配置の変化が見られなかった、ということでありました。そのときに、こんなことでどうするんだ、ということで部長にお伺いいたしましたところ部長は、これから内部努力をやっていくんだ、今のところは勘弁してもらいたい、何としてもこの内部努力をやって人員等の削減を図る努力をする、ということでありました。

幸い、ただいまの答弁によりますと、内部努力はなされて11人の配置転換がなされた、ということは本当によかったんじゃないかと思いますが、しかし、わずか――1,400人からおる職員の中で11人の配置転換というのは、私は実に情けないと思って、今聞いておりました。

さらに、これからの内部努力については、その人員管理の適切なる方法をよく会得していらっしゃるわけですから、これを活用して適切なる人員の配置というのをさらに努力していかなければならないのじゃないか、と私は思うわけです。その点を特にお願いしておきます。

また、学校給食の調理員の関係につきましては、教育長は、本当にふやさないんだ、配置転換等によってこれを賄っていくんだ、ということをおっしゃっておりました。

それで、先ほども教育長が言われたように、62年度と63年度等におきましては、965名の生徒数の減が見られるわけですね。それで学級にしまして27学級の減少、と小中学校あわせてなるわけです。これは64年、65年、66年、67年、68年、この表等を見ますと69年まで出ているわけですけれども、暫時減っていくわけですよね。そうなると、落ち着くところは調理員というのは136ぐらいで落ち着くんじないか、ということは前にも述べておりました。

そのことを今考えてみまするとと、一体、教育長が今まで内部努力によって何とかして切り抜けたいんだ、というようなことは、やはり変形40人学級と同じに、ころころ、ころころと言うことが変わってしまうんですよね。教育長、そうじゃないですか。それで最後に出てきたものが何かというと、いわゆる組合が都労委に斡旋を依頼しまして、都

労委が今までの組合と使用者側との労使の、結局、慣行等を尊重してやれ、というような斡旋案をいただいて、このような形で増員ということで出てきたんだ、というふうに私は理解しているわけです。今までの質問に対する応答でですね。

そこで教育長は、この組合との配置基準というようなことが今までもよくわかっていた、と思うんですよね。そしたり、また都の学校単位の給食やなにかに関しての配置基準、これは、教育長として知っていなければ当然ならないことだったと思うんです。それが当時には一言も口から出ていないわけですよ。それで今になって出てきた、これは確かにまだ、今、四中でしょ、そうなると、これから次に行われる学校給食というときの、いわゆる対応にも、これがなるんじゃないかと思うわけです。私は、そう考えているんです。

そうなると、一体、教育長が今まで言ってきたことというのは、本当に議会で答弁したことは当てにならないんですよね。こんなにも社会というのは変わるものか。教育長の答弁からいきますと・・。こんなに社会が変わったら大変ですよ。しかし、社会が変わらないというのは、これは組合なんですよね。組合の考え方というのは、依然として10年、20年前の考えを持っているわけです。恐らく理事者としても組合のような狡猾な頭を持っている。恍惚というかな、どっちだっていいですよ、狡猾だって恍惚だって。そんなような頭を、やはり何とかしなきゃならないんじゃないか、と私は一般市民の立場に立って考えてみると、どうしても考えざるを得ないわけですよ。

そのあたりについて、私は、本当は組合の委員長に来ていただいて、やはり現代の組合活動が今も、今後もどうあるべきか、ということを、やはり、これからの社会の変化にスライドした組合活動等も、そのお考え等もありますから、持っていらっしゃるんですから言っていただきたい、こういうふうに思っているわけです。

そういうことを、やはり時代背景を認識していない組合活動というのは、やはり多くの市民、国民から離れてしまって、組合を支援する人も、いやいや支援するというのは随分いやだと思うんですよね。やはり、ああ、おれたちのためによくやってくれるんだ、という、胸をふくらませて、しっかりやれよ、というような代表を応援するというのが皆さん本来の考え方じゃないか、と思うんです。

そんなことを考えますと、このような組合活動をやっていたならば市民が支援するどころか離れてしまう、やはり市民感情を無視した組合活動というのは、私はできないと思うんですよね。そのあたりも、教育長は、昔執行委員等をやっておった関係上、そのあたりも踏まえて、ひとつ今までの変化等がどうしてこういうふうになされてきたか、

そしたりまた、小中学校の学校別生徒数の変化等も前にも申し述べたわけですよね。そういうような中において、やはり四中の給食と、それから、これから来るべき三中の給食等を考え合わせて、ひとつ、しっかりした答弁をしてください。お願いします。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

私自身が過去に組合関係の仕事をしていた、していない、そういうことにかかわりなしに、現在の給食調理員関係の問題、この問題につきましては配置基準という——きょう、新しい話が突然なされた、非常に今まで配置基準なんてことで議会の中で説明が行われたことがなかった、と言うのですけれども、私、たびたび、この給食問題をずっと何回も議会の答弁に立っておりますので、今現在、日野市が行っております給食関係の仕事につきましては、東京都基準を基礎に配置してございます、とこういう答弁をしてきているわけなんです。

確かに現在の配置基準という形の中から申しますと、300食以上500食までは調理員何名、500食から800食までは調理員何名、800食以上は何名、というふうな形で相当粗い形で、こう枠づけをしておるもんですから、例え、先ほど申しましたように20名、30名、児童、生徒数が１校では減っても、それが新しく始める四中とか、あるいは三中の給食を開始する時点でのそのものに機能しない。したがって、何とか現在の配置基準というものを、もう少し目の荒さを、例えば150食刻みぐらいに刻んで、もう少し合理的な形の配置基準のとらえ方ができないか、とこういう点についての教育委員会から組合の方への問題提起等も今まで行ってきていますけれど、まだその問題については労使合意に達していない、そういうような状況等もございまして、現在の東京都基準を基礎にしての対応をやっている、という状況でございますので、今後、この後、三中の問題等もありますし、組合とは、その辺の、もう少し合理的な形の配置基準の問題等につきましては、引き続いて、やはり話を詰めていくように努力していかなくてはいけない、とこういうことは痛切に感じております。

そういうことは、先ほど申したようにこれから先の児童、生徒数の減少傾向等を見てまいりますと、今、言ったような問題を通して対応していかないと、労使双方ともに非常に行き詰まってしまう状況に置かれる、そういうことを懸念して何とか努力してまいりたい、こう考えております。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　私も、もっとまだ言いたいんですけれども、やはり、今、教育

長が合理的な配置基準等を考えて、組合とこれから話し合っていくんだ、三中等もある、ということでいけば、これは、やはり総務委員会でやることですから、しっかり総務委員会で、この件につきまして慎重に審議していただきたい、ということをお願いして終わります。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　質疑を聞いていまして、１点にしぼってお聞きをいたします。

今の四中給食に絡んだ給食調理員さんの定数の問題なんですが、聞きたいのは、３月29日に事情聴取を市側からのをされた、このときに市側は、どなたが行かれて、要するに定数をふやせない、という今まで教育委員会がとってきた考え方の根拠をどのように話されたのか、それを集中してお聞きしたい。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　組合の方から斡旋の申請が都労委の方に出された段階で、その斡旋申請があった、ということで、それの文書の写しを我々としては都労委の方からちょうだいをしたわけでございます。

その際に教育委員会内部で、十分に今までの組合との交渉経過、それから教育委員会としての今までの基本的な態度、こういったものはきちんと確認をしておりましたので、その確認に基づきまして、実際には給食問題については学務が担当しておりますので、学務の担当者に都労委の方に出かけていってもらった、これは、ちょうど議会開会中ということもございましたので、そういうふうな処置をとらせていただいております。

以上です。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　どなたが行かれたかというのは、わかるんですけれども、教育長が盛んに今まで、今議会でも答弁をしておりましたように、定数はふやさないでいくんだ、こういう表現がありました。それについては理由があるかと思うんです。こういうことだから定数はふやさないような方針でいます、その理由をどのようにお話しされたのか、当時者でなければわからない部分があるかもしれませんけれども、今、教育次長のお話ですと確認をされている、というので、その内容を教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　先ほど、教育長の方から答弁ございましたように、現在児童数が減少しておりますので、全体としては、既存の学校については食数は減っていく。

したがって給食調理員の数も減っていく。しかし一時的に、四中、三中という新しい学校で給食を開始するので、一時的な当然増員ということは起こるんだ、この年次と、この年次に、この程度は起こる。ただし数年間という形で四、五年の範囲で見れば、いずれは落ちていくんだ、ということは、こちらの方から、これはもう教育委員会としても確認をして、それで今までも、組合ともそういう形で交渉をやっておりましたので、その点については、正しく都労委の方にも事情については伝えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　私も、それはそうだと思うんですけれども。

そうしますと、そのことからいきますと、今度の採用の仕方について組合側と話し合われた経過があるかどうか、お尋ねをしたいんですけれども。要するに給食調理員さんという職種で採用をいたしますと、いろんな形で過不足が生じたときにやりにくい形になるかと思います。したがって、これは市の採用の方針にも絡む話だとは思いますけれども、職種を限定しないで日野市職員という形で採用をしたいとか、そういったようなことを、この定数条例を議会に提出するに当たって労働組合と話をした経過があるかどうか、お聞かせをいただきたい。

それから、いま一点は、定数をふやしてほしくない、という市民の声の中に――大変事実認識が間違っているかもしれませんけれども、要するに給食調理員さんは、一般の職員と比べて夏休み、あるいは土曜日、春休み、冬休み、あるいは中学校ですと中間テスト、期末テスト、こういったようなときに恐らく給食はされてない、こういうふうに思うんですけれども、市民は、そういうときに給食調理員さんがどういう仕事をしているんだろうか、ということについて疑問を持っていると思うんです。

したがって私は、今回のこ斡旋案を受託するという経過については、十分理解をいたしますけれども、市民の皆さん方が、そういう面で給食調理員さんに対して、仕事のない日というのは、言い方がおかしいかもしれませんけれども、そういった日に市民のためになる仕事、こういったものを教育委員会側は、新たにお願いをするような形で、この定数増との絡みの中でお話し合いをされている経過があるのかどうなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　教育次長、お答えいたします。

今までの組合との交渉経過の中では、四中の給食を教育委員会としては５月草々から

開始をしたい、その予定でずっと進んでおりましたので、まずそれを実現をするということが最大の関心事でございますので、今、御指摘がございましたような問題のうち、例えば内部的には、給食調理員さんを採用するときに給食調理員として採用した方がいいのかどうか、という問題については、内部的にはいろいろ話も出ておりますけれども、それを交渉のテーブルに乗せる、あるいは今御指摘がございましたように、給食がない日ですね、その日について、例えばどういうような作業をする、とかというようなことを交渉のテーブルに乗せる、というところまでは、まだ至っておりません。

ただ現実問題として、昨年から給食調理員さんについては、夏の期間について市立の病院の、総合病院の給食室に援助に行ってもらう、というようなことは昨年から始めておりますけれども、それ以外の件については、まだ交渉のテーブルに乗せて議論をし合うところまで行っておりません。

以上です。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　現状をよく理解をいたしました。ぜひ委員会の中でも、ちょっと細かい話過ぎるかもしれませんけれども、そういったような形の中で議論がされることを要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　自由市民会議の人が質問されているので、私から質問するあれではないと思うんですが、ただ教育長の答弁、それから、今、社会クラブさんの福島議員さんの質問で私も大体わかってきたんですが、今まで教育長の姿勢が、四中に給食を開始しても給食をふやさないんだ、こういうふうな今までも質疑がなされておったんですが、聞いていると、いわゆる都の労働委員会ですか、それに調停の中でこうなんだということも私考えられるんですが、ただ、今、特に小学校の現状を見たときに、ちょっとこの前3月議会にも私申し上げたんですが、最高の57年のピークから見れば3,500人ぐらい児童数が減ってきている。しかし、確かに1校で何食から何食つくる、という配置の中からいけば削減はできないんだ、これも理解ができる。

ただ教育長は、今まで、ふやさないで何かの形で配置転換等をやって切り抜けたいんだ、というのが、こういう結果になってきたんですけれども、私、今よく思うんですよ。なかなか、電算化はやってもスムースには人員の削減はできない。それから、何か機構改革をやったからといって、必ずしも、いわゆる事務量のレベルアップというんですか、

余剰人員が出てくる、というわけではないと思いますが、ただ、何かの方向づけが出てこなきゃならないと思うんですね。例えば、私、学校のことだけ別に目のかたきにしているわけじゃございませんが、減ってきている、ということは事実なんだから、例えばいわゆる事務員さんも今までどおり配置している、いわゆる用務員さんも今までどおり配置している、学校の給食の人も全部今までどおり配置している、これじゃ、全くどういう方向が出てくるんだ、ということになるわけですね。

私も、だから、なかなか組合の委員長を初め、いろんな執行委員の人が言われることもわからないわけじゃないけれども、幾ら組合だといっても、先ほどの期末手当の問題なんかにしても、今でも——先ほど谷議員も指摘されたけれども、やはり税金で賄われている機関というのは——本当を言えば私の右側にいる人が、こういう問題をとうとうと都なり国では、やっていられるので、我々が言うというのは、おかしいんだね、本当は・・。むしろ堂々とやられるのが本来ではなかろうか、と思うんですね。

ところが、いわゆる品がいいから、日野の市議会では、すっと姿勢がよくていられて真ん中から大体左の方が言わざるを得ない。こういうことというのは、あんまり好ましい姿ではないんではなかろうか、いわゆる全体の、日本の国政なり都政を見た場合、普通じゃ考えられないんですね。日野だけが、よほどお行儀のいい人が右側にいられるんで。ただ私は、何かの方向だけは——今までは真ん中だとか左、右と言ったけれども、少しは、いわゆる方向転換を組合もするんだ、いわゆる理事者もするんだ。

さっき総務部長も、とうとうと——総務部長も助役さんがいられないので鋭意努力されている、というのは私も感謝に値し、非常にお言葉も傾聴に値するんだけれども、ただ何か一つぐらいは、こうしますよ、と。例えば、いわゆる四中は栄養士とチーフになる調理師の資格をもっているのは、こうするけれど、ほかから何人かやって、あとは、いわゆるほかの学校には1人ずつのパートを配置する、それが、言葉は飛びますけれども、病院の資格のない人が、例えば准看護婦なり、そういう正式な看護婦の資格を持っていない人を、例えば病院から多少、一時的に出向させるとか配置転換、何かの努力——病院の方もいわゆる特例を認めてくれ、と言う、学校の方の給食もこの間まではふやさないんだ、と言って、今度は、いわゆる変わるというか、ちゃんと、こういうことで出るんだ、と言う。何か、私もそんなにわからんちんな男じゃないと思うんだけれども、何かの方向づけが出てもいいんじゃないか、何も出ないんですか。これでは、私も総務委員会付託なんて、もっとぴっちり審議してもらいたい、と条件をつけて意見を言うつもりだけれども、言わざるを得ないですよ。こういう方の方向づけはして、組合にも我

慢してもらう、組合にはまだ、今言っているような座り込みをやる、ストをやる。私も組合を否定したことはないんですよ。いわゆる今の時代というのは、組合運動を否定するなんて人はない、と思うんですよ。そんな前代未聞な議員もいなければ市民もいないと思うんです。

ただ、どこまでがやっていいかどうか、ということは必要ではないか、いわゆる限界があるんじゃなかろうか、また、いわゆる時代に対応した生き方をとらなければならないんじゃないか、こう思うんですね。

私のまずかったところは反論してもらって、何かの方向づけは出しなさいよ。何にも出ない。教育長だけ責めるわけじゃないけれども、教育長は、ふやさないと言って、今度は都の労働委員会から出たからこうなんだ、というんで、定数をぱっとふやすんだ、と言う。恐らく三中の問題になって、これまた、同じようなことが出てくるんじゃなかろうかな、というような、私、推測せざるを得ないわけですよね。どうですか。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　行政改革ということは、絶えずその衝に当たるものが時代に対応できるようにやっていく、という原則を、我々も絶えず考えるわけであります。

そして、確かに労使という交渉事で我々に――力不足とは言いたくないのでありますけど、大いに反省し、また市民に対して、つまり市民の論理に立った上での労使の関係でなくてはならない、ということは常々感じております。

これからも、御指摘のところ一々反論をすることも全くございません。これから努力をする、という以外にございませんので御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　何人も質問されているんで、くどくは私は申し上げませんが、何か、こういう方向だけは、きちっと今後努力するという、いわゆる組合の幹部なり組合の人とよく話し合いになって、それでないと今まで言ってきたことが――さきに谷議員さんも指摘されたけれども、全く、その場その場限りの方便というか、お話で言われているんではなかろうか、というふうに私は思うんです。

実を言うと、きょう私も、我が会派で、もう何人もやられているから言う気はなかったんですが、傍聴者もいられるというので、あえて――格好いいことだけ言っているならどうでもいいと思うんですね。ただ私は、決して今いる人をやめさせるとか、ということではなくて、今いる人を最高に御努力願ってやっていくからには、どうしても足らんときにはどうするんだ、こういうことをやっぱり話し合っていくことが必要じゃないか、ということを指摘して終わります。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　私も、再三この問題については質疑しているわけでありますが、その中で去年は、有山市長が機構改革をしたときのことを申し上げたことを覚えております。やはり、自分たちが内部で努力をしないで――努力しないとは言いませんけれども、実際この箱物ができてきて、そして人員が足りないのは、これは当たり前でありますよ。

その中で、どうしたらいいか、ということになりますと、やはり内部の中から人員を出してくる以外にない、方法はないと思うわけですね。そのあたりの努力が足りない、ということを思うわけであります。そういう面で、ことしは、これだけだ、これだけだと言っても次の年にまた出てくる。このあたりは、やはりちょっとおかしいんじゃないか、と私思うわけです。

そういう面で、ぜひこのあたりは、もう箱物は実際できるんですから、その箱物ができて人員がふえるのは当たり前なわけですよ。そのあたりをやはり努力をしながらその人員を生み出す、ということを考えない限り、日野市の行政改革ということはできないと私は思うわけです。そういう面で、市長の態度をもっと、はっきりしていただきたい、このように思います。

○議長（市川資信君）　天野輝男君の質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　私も、現在の高齢化社会に向かう中で、全体的に人員の配置計画、あるいは定年でおやめになった方の再雇用嘱託員制度の問題、いろいろ対応していかなくてはならない問題というのは、やはりたくさんあると思うんです。そういう問題等を通しながら、職員課等とも十分内容を詰めながら対応していきたい。

ただ、大勢きょうも傍聴の方が、お見えになっておりますけれども、組合サイドの方もぜひ、この辺の状況の変化というものについて、組合の原則的立場に立って受け入れられない部分というのは、私はあると思うんです。

しかし、今の状況の変化の中で対応していかなくてはならない問題、こういう問題につきましては、今後も精力的にやってまいりたい、こう思っております。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　簡単に意見といいますか、今、感じていることをつけ加えて申

し上げておきたいと思います。

教育長の、かねての議会発言からしますと、今回の条例の定数増の提案というのは、全く以外であったわけでありますが、教育長も変形40人学級の件や、それに伴うさまざまなお仕事もあったんでしょう。早々に刀をさやにおさめられた、ということで、議会できちんと整理してもらえればいいんだ、議会に預けちゃえ、という気持ちもあったのではなかろうかと思うわけです。

東京都の中央労働委員会の斡旋は、何も絶対的なものではありませんし、かねて教育委員会サイドが主張していたことを通そうと思えば、それは可能であったはずであります。これ以上がんばるのもしんどいわい、ということから議会の方にげたを預ける、ということで、こういうことになったような気がいたします。

また組合の方も、今までの定数条例の提案の経過から見て、６名、条例提案を増員で出して、それがこういう時世の中で、すんなり総定員数を毎年ふやす、というような形が認められるはずもない、という客観的な状況を知らないはずはない。ということからしますと、まさに労使なれ合いでこの条例改正案は議会に出された、議会が、それなりに適当な対応をしてくれれば落ち着くところに落ち着くのではなかろうか、という双方の安易な判断があったような気がいたします。具体的に議案審議の中では、細かく、要するに細部にわたって真剣な御討議があるものだと思いますが、背景として、私はそういうこともあるのではないか、むしろ通れば儲けもんだ、という腹も伺えるようであります。

その点のことも考慮していただければ、私は委員会の審議――いろんな背景もあるわけでありますので、スムースにいくのではないか、と思うわけであります。一言、そのことを感じましたのでつけ加えて、意見として申し上げておきます。

なお、審査に当たりましては当然――果たして、日野市の給食調理員の方の労働条件や、調理員の数がどうなのか、これは類似都市の給食調理員の方の１人当たり何食、給食を賄っているか、そういう数字等もあるわけでありまして、日野市の現状がどうかという点についても資料等をもとに御審議をいただければ、今回の結論は、おのずから出るのではなかろうか、こういうふうに思うわけであります。

意見を申し上げておきます。

○議長（市川資信君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　給食調理員の件でございますが、調理員を採用し、どう配置するかにつきまして、基本的には、これは地方公共団体の事務管理運営事項であろう。地

方公務員法によれば、その組合との交渉の中で、第55条ですか、こう書いてございます。「地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることはできない」――多分行政当局も、その態度においていろいろと折衝なされたと思います。

私は、このような中で余り安易に斡旋案をのみ、そして議会に、斡旋を受けてしまったからということでやりますと、今後、やはり組合の持っている権限の範囲、行政がやるべき責任の範囲ということが非常に不明確になる、こういうぐあいに考えます。

その点において委員会の中では、ひとつ、ぜひそういった法的な検討もなされ、議会には議会としての立場、判断があってしかるべきだ、斡旋というものは、そもそもそういうものだ、というふうに理解しますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時18分　休憩

午後４時50分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより議案第40号、日野市消防団条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第40号、日野市消防団条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都市町村消防団員等災害補償等組合が解散し、本年４月１日付けで東京市町村総合事務組合に組織変更したことに伴い、日野市消防団条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　　それでは、議案第40号、日野市消防団条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。

議案の４ページ、５ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

改正の理由は、ただいま市長から提案したとおりでございます。まず、第13条でございますが、これは消防団員の災害の補償でございます。今まで、東京都市町村消防団員等災害補償等組合で行っておりましたけれども、組織の変更によりまして、東京市町村総合事務組合に改めるものでございます。

この組織の変更につきましては、昨年の12月議会におきまして既に御承認をいただいておりますが、本年４月１日付で発足いたしましたのに伴いまして、本条例の第13条の文言整理をさせていただくものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第40号、日野市消防団条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号、日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第41号、日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、市立病院の助産婦、看護婦の人材を確保するため、日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　　それでは、議案第41号、日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

恐縮でございますけれども、新旧対照表の方で説明させていただきますので、恐れいりますが、８ページ、９ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の一部改正の目的でございますけれども、ただいま市長から、助産婦、看護婦の人材確保というような提案がございましたが、昭和48年に制定されましたこの条例を現状の助産婦、あるいは看護婦の人材確保が難しい、という中で、現状に、より沿った形で改正させていただきたい、ということが目的でございます。

それでは、順を追って説明させていただきます。

まず表題でございますけれども、従前は准看護婦が入っておりました。これを削除いたしまして、逆に助産婦を挿入させていただきました。これは、准看護婦が必ずしも病院では必要ない、ということではございませんけれども、最近は、看護婦になろうとする人の傾向では、准看護婦だけでなく引き続き看護婦の資格を取るという方が、ふえてきておる、ということ、それからもう一つには、病院におきましても、准看護婦あるいは看護婦の職務のバランス、人員のバランス等もございます。したがいまして、どちらかといいますと看護婦の方の不足が激しいわけでございます。

そういうようなことで表題を変えさせていただきました。

次に第２条でございますけれども、助産婦を挿入いたしましたことによりまして、保健婦、助産婦、看護婦法の、それぞれの助産婦、看護婦、准看護婦の適用条文が20条、21条、22条とございますので、これを改めさせていただいております。

それから２条の２項におきましては、助産婦を挿入いたしましたことによりまして、貸与金の資格といいますか、要件に助産婦が４年、というようなことを挿入させていただきました。

次に、10ページ、11ページにまいりますが、貸与金につきましては、助産婦につきまして７万円、月額７万円ということにいたしまして、今までありました看護婦につきましては、３万でございましたけれども、これを３万5,000円というふうに5,000円アップさせていただく内容でございます。

それから13条でございますが、13条では、貸与金を、病院で勤務したことによりまして免除する条文でございますが、これにも従前は、准看護婦、看護婦の２種類でございましたけれども、これを助産婦を挿入した、准看護婦をはずした、という体制でございます。

さらに12、13ページに移らせていただきますと、14条では、それぞれ助産婦と、やはり看護婦の整理をいたしましたので、助産婦の関係が１号、それから３号というふうに改まっております。

なお、ページでもとへ、４ページ、５ページに、恐縮ですが、戻っていただきたいと思います。４ページの下段から５ページにかけまして適用の付則がございます。改正の条例は、ことしの63年４月１日から適用する、ということでお願いいたします。

なお、従前の条例によりまして採用されていた貸与金につきましては、新しい改正後の条例の一部とみなす、ということで付則でお願いしておるところでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって、議案第41号、日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第42号、日野市ふるさと博物館条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第42号、日野市ふるさと博物館条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、市民の教養、学術及び文化の向上を図る施設として設置する、日野市ふるさと博物館の管理運営について必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

詳細につきましては、教育次長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　それでは、議案第42号、日野市ふるさと博物館条例の制定の件について御説明申し上げます。

お手元に参考資料として、日野市ふるさと博物館条例施行規則案を添付してございますので御参照をお願いいたしたいと思います。博物館の建物は７月末完成の予定で現在進んでおります。それにあわせまして条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条文に従いまして主な点を御説明申し上げたいと思います。

第１条、目的、それから第３条に事業とございます。この条例の目的と、その事業について規定してございますが、条文中にありますように、この博物館は、日野市に関する歴史、民族、自然などの資料を収集して市民の利用に供する博物館である、ということでございます。したがいまして、第２条で名称を定めております。従来、仮称としてまいりました「日野市ふるさと博物館」を正式名称として採用しております。「ふるさと」というのは郷土という意味を含めまして、より親しみやすい形で表現したものでございます。

それから第４条、第５条は、開館日、開館時間等に関する規定でございます。当然こうした文化施設でございますので休日の利用が圧倒的に多いことが予想されますので、日曜日、祝日、土曜日等については平常どおり開館するように定めております。

それから第６条は、観覧料でございます。博物館に展示する資料などは、いずれも貴重なものでございます。したがって、長く後世に伝えていかなければならないものであるということ。それから、そういった貴重な資料の展示の観覧について、一定の秩序を

保つことも必要である、という考え方から観覧料を取ることといたしました。

しかし一方で、できるだけたくさんの方に利用していただく、というために、料金はできるだけ安く、ということで設定してございます。また、免除規定を設けまして、小中学校の子供たちについては無料でも観覧できるように配慮を加えてございます。

別表に観覧料が定めてございますが、大人については100円、それから、普通ですと子供になるわけでございますが、小学生以上高校生以下――高校生までを含めました――については50円、したがいまして、就学前の子供については無料ということでございます。

50円の中に高校生までも含めましたのは、高校の授業などに関連して生徒さんが博物館の資料を利用する、ということも、かなり起こるのではないか、ということが予想されますので、このような措置にしてございます

それから、第６条の２項で「教育委員会は、特に必要と認めた場合は、観覧料を免除することができる」という規定を設けてございます。これは、先ほども申し上げましたように、市内の小中学生には無料でも利用できるようにするための規定でございますが、参考資料として添付してございます施行規則の第５条に、「観覧料の免除」という１条を設けまして、例えば市内の小学校、中学校の児童及び生徒、並びにこれらの引率者が、教育課程に基づき学習活動として観覧するようなとき、あるいは子供の日とか市制の記念日とか、そういったときには無料にする、というような規定を設けて、学習活動上必要な場合には無料にすることができるように定めてございます。

それから、第８条から第11条までは、博物館協議会に関する規定でございます。

これは、博物館法の第20条で、館長の諮問機関として協議会を設けることができるようになっております。これは必至義務はございませんけれども、やはり博物館の運営に関して市民や識者の御意見を十分に反映をして、より使いやすい博物館にするために協議会を設置することといたしました。

付則でございますが、付則については、現在建物の方は７月末完成で８月の上旬から中旬にかけて竣工検査という予定で進行しておりますが、館内のさまざまなディスプレーや展示物の製作には、63、64年度の２カ年事業として予算をお認めいただいて進んでおります。

したがって、展示などを含めてすべてが完成するには、まだ時間がかかるわけでございます。しかし、国から博物館用地を購入するに当たっての契約などのこともあって、部分的に建物が完成した以後、公開できるような体制をつくったり、あるいは講座の開

催等の事業については、事務体制が整えば、できるだけ早い時期から実施をしていきたい、というふうに考えているわけです。

こういった点を今後十分検討の上、施行期日を定めたいと考えておりますので、条文にありますように教育委員会の規則で定める、ということにしたわけでございます。

以上、日野市ふるさと博物館条例の概要について御説明申し上げました。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

以上です。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　何点かお伺いをいたしたいと思いますけれども、まず、今、次長の方から説明がありまして、これから、いろいろな体制の中で、というようなことなんですけれども、一つは職員の関係になりますけれども、館長、学員を置く、というようなことで、ここも定数の関係等が入ってくるのかどうかな、というようなことの疑問を一つ抱いていますから、そこら辺の考え方と、それから次に、今観覧料の免除のことで、できるだけ無料にしたいんだ、というようなことがありました。

それを受けて、規則の方に入りますから、どんなもんかなと思っていますけれども、１の市内の小中学校の児童及び生徒、並びにこれらの引率者が、教育課程に基づき学習活動として観覧するとき、こういうことなんですけれども、例えば、この教育課程というのを、要するに学校だけの授業ということでとらえての教育課程なのかどうか。

例えば学校で、たしか３年生か４年生あたりだと――こういう地元のことを中心にとらえていると思うんですけれども、たまたま学校でやって、そして、それを受けて子供会とか校外活動等で子供を引率して、その引率者は――先生とはここに書いてありませんから、そういったことで受けたときに、子供会活動等で引率者が連れて来たときにはどうなのかな、というようなことも一つありますので、その点の確認をさせていただきたい。

それから、最後の付則の問題ですけれども、通常の条例の場合には地方自治法の16条の３項を受けて、結局交付の関係を10日から施行というようなことで一般的に決まっているわけですけれども、この場合は特別の例で、特に付則を教育委員会規則に委ねていますけれども、それを受けて提示されている教育委員会の規則の方は、この条例は、条例の施行の日から施行する、ということなんですよね。そうすると日程が、確かに今の場では、いろいろ準備があるから、要するに条例の施行は１年くらいの範囲内で、どこかで規則で決めていくんだ、というような委ね方をしているんですけれども、明らかに

なるのがいつなのか、そういったことが、両方が日程を逃げちゃっている、というふうに私は判断をするんですよ。

確かに委任事項で、条例の施行に関して必要な事項は教育委員会が規則で定める、というふうに、委任も確かに条例の上でしています。そして、付則でもこういう形でうたっています。ところが、示されている中にも逆に今度は、条例の施行の日から施行するんだ、ということですから、逆に条例の施行の日は、いつなんだ、ということが今の段階で明らかにできるのかどうか。それでないと、結局完全に我々は、教育委員会の好きなときにいつでもできるんだ、という形に、これなると思うんですよね。その辺の考え方を一応示していただきたいな、というふうに思います。

あと、あわせて、6月1日の日に市長の方で広報に、ふるさと博物館の建設でうたっていますけれども、私たちが見る範囲では、ふるさと博物館、要するに神明四丁目の地番は、要するにここから見ても北の方向、市役所から見ると北の方向へ約200メートルという理解はできるんですけれども、市長の場合は、東方向へ200メートルというような解釈をされているんですね。確かに市役所へ立ってどの位置を見てに限らず、方向は北の方向、というのはそんなに間違いがないと思うんですけれども、ここら辺は、あえて、やはり向こうが東なのかな、というふうに、ちょっと私読んでいまして引っかかったんで、この点の確認を教育の方で結構ですけれども、いただきたいな、と。

方向の間違いなんていうと、まるきり――右か左かという考え方は、それはいいですけれども、そんな方向を――これはあくまでも地図上の方向ですから、北の方向じゃないかな、というふうに私は理解をしておりますんで、そこら辺ありましたらお願いしたい。細かいことはいいとして、北東でも何でも結構ですけれども、そこら辺は地図上では北だな、というふうに理解をしております。

そんなことをとりあえず御回答をいただければと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　教育次長お答えをいたします。

まず職員の問題でございますけれども、博物館法では、博物館として正式に登録される博物館の場合には、館長を置かなきゃいけない。それと学芸員を置く、ということが一つの条件になっております。

したがいまして、それは当然置かなければならない。ただ館長の場合には、専任の職員であるか、例えば嘱託職員であるか、は別に条件はついておりませんので、他市の例

でも嘱託の館長さんということも当然あり得るわけでございますが、いずれにしろ館長というのは置かなければならないし、学芸員も置かなければならない、ということで、現在学芸員は2名配置をしていただいておりますけれども、建物が、完全にすべての展示等が完成した暁には、例えば2名の学芸員と館長だけで、とても、やっぱり運営できるものではございません。

したがって、その辺については、まだちょっと間がございますので、教育委員会としてもいろいろ内部的な努力も重ねていって、学芸員あるいは事務職員、その他についてもしかるべき配置ができるような形をとるように研究をしてまいりたい、というふうに考えております。

それから観覧料の件ですが、一応ここの施行規則の項では、やはり学校における教育課程の中で必要となる場合というのを、一応原則としては考えております。

ただ、この施行規則の第5条の3号のところに、その他、教育委員会が免除することが適当である、と認めたとき、ということがございますように、やはりその辺のところは、できるだけ柔軟に、やはり考えていくようにしたい。ただいま御質問の中でありましたような例が、それに果たして当てはまるかどうかということは、今後研究してみないとわかりませんけれども、できるこだけ柔軟には考えていきたい、というふうに考えております。

それから付則の件でございますけれども、条例の付則で教育委員会の規則で定める、としてございます。したがいまして、教育委員会の規則として日野市ふるさと博物館条例の施行期日に関する規則というのを独立して作成を考えております。

したがって、こちらに今あるような施行規則案は中の運用の問題を中心に書いてございますので、教育委員会規則で施行期日に関する規則を独立して設ける、ということで考えております。

それで、これは、実は国からあそこの用地を買っておりまして、それとの契約の関係もございまして、この条文を準備している段階でまだ不確定要素がある、ということでこういう付則のつくり方をしたわけでございますが、現在の段階では8月のしかるべき日に施行できるような形で教育委員会規則を定めたい、というふうに、現在のところは考えております。

方向のことは、いろいろ、ひとつ御理解賜りたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の書きました小論文の方角のことにつきまして、北という

――東北と言うよりも、東というふうに道路で認識をしていただければ、かえってわかりいいんではないか、という程度の考えでございます。

○議長（市川資信君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　今の市長の回答じゃ、ちょっと何か、間違いなら間違いでした、ということでいいと思うんですけれども、はっきり方位を当てたとしても、これは北の方向なんですね、市役所から見て。ですから、必ずしも北東というふうには見られないし、やっぱり北、道路から云々といってもそうじゃないというふうに思います。せっかくあれですから、そんな認識を新たにしてもらってとらえていただきたいな、というふうに思います。

特に先ほどの次長の方の関係で、せっかくの御施設ですから、特に社会教育課団体である子供会等については、非常に補助金も少ない。それで活動の中にも、要するに資源ごみ等の回収を充てて、事業費に充てている。こんなこともあるわけですから、ぜひとも、その他の教育委員会で認める、ということよりは、もともと、そういう１項の方の解釈の中で極力救ってやれるように、ひとつお願いをしたいな、というふうに思っております。

そういうことで今後検討していただきたい。条例の交付の問題、施行の問題等は、そういうことで承知をいたしました。

市長の問題ですけれども、１点目に絡みますが、今言う北方の関係ではありませんけれども、その中に既に嘱託館長と、要するに考古学云々の学芸員を配属し、建物もほぼでき上がりました。つまり嘱託館長というものを既に市長は、要するに配置をしている、ということをここに明らかにしているんですね。我々の議会の段階では嘱託の、要するにふるさと博物館の準備室長については、確かにいろいろ問題があったんですけれども、配置をしていることは承知しています。

しからば、この嘱託館長というのは、いつしたのか、この点について最後に伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　方向につきましては間違っております。

それから嘱託館長は、嘱託室長の意味でございます。準備室長という言い方でありました。

○議長（市川資信君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　こういった市の広報、要するに我々に限らず市民全体が広報を読んでいるわけですね。それで、要するに今言う東方、東方といいますか、こういう位置の問題、それから今、はっきり市長からも出ました嘱託の準備室長なんだ、ということですから、我々は、この場で、はっきりそういうことなんだ、ということで理解をします。だけれども、一般市民はこの文章を見て初めて、これからできる、楽しみにしている人は一生懸命読んでいるわけですから、そういったことで、ぜひ今後のこういった公文的な意味合いのものについては、なお一層の慎重な取り扱いに専念していただくように要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（市川資信君）　　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　何点かお尋ねいたします。

今、土方議員からも質問がありましたけれども、この博物館を何人の方で運営されていくのか、過去に何回か議論をされた経緯がありますので、その議論を踏まえますと今の次長の答弁は、何かもとへ、振り出しに戻ったような御答弁で、非常に納得がいきませんが、もう少し前回の、前々回ですか、前にこの件について御答弁なさったことを思い出して、御答弁をいただきたいと思います。

今の次長のお話ですと、また職員の方をふやさなければ対応できないような御答弁もあったんですけれども、そういうような事態になってくるのかどうか、前の議論を踏まえて今の御答弁を伺っていると、非常に疑問に思いますので明快にお答え願いたいと思います。

それから、第９条の協議会委員のことですが、この博物館法で、というふうになっていますが、具体的にはどういう方を意味していて、何名ぐらいということをいつごろ選ばれるのか、お尋ねをしたい、というふうに思います。

あと補欠委員という制度がありますけれども、この辺についても伺いたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　質問の１点について、私の考え方を申し上げておきたいと思います。

新たにふるさと博物館ができ上がるわけでありますが、なるべく職員定数を食わない、つまり最小限の員数で運営をスタートさせたい、こう考えております。いろいろな専門的な立場の方は、嘱託とか定数以外の方法でお力添えをいただいている方法があるかとこのように考えております。

一定の員数、それから、事務員も事務職担当者もいることでございますので、なるべく早く決定づけたい、このようにお答えをいたしたいと思います。

○議長（市川資信君）　　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　　１点目の協議会委員に関する問題でございますが、博物館法では、博物館協議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する、という形に定められてございますので、この規定に沿って委員の方をお願いする形になると思います。委員の数は10名以内でございます。

これは、条例が施行されて、先ほどの御質問でお答えしたように、８月の下旬ごろを一応めどにしておりますけれども、その施行後、準備をいたしまして、協議会委員をお願いするような形にしたい、というふうに思っております。

それから、10条に書いてございます補欠委員というのは、要するに任期は２年でございますけれども、任期前に委員の方がおやめになった場合に、あと後任の委員の任期は前任者の在任期間だ、そういう意味でございます。

ですから、委員の数は10名以内でございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　私が聞こうと思いましたことを何点かお聞きになりましたので、重複を避けて質問いたします。

昭和58年の暮れに、この第三桑園跡地を購入いたしまして、仮称のふるさと博物館を建設するという計画が持たれたわけです。当初、２年以内につくる、という契約の際の条件でございましたが、５年たって、やっと、ここで開館に、オープンにこぎつけた、ということであります。

面積も非常に狭いということ、また建ぺい率が50％ということで制約を受けている中で、どういう施設にするかということで、いろいろ種々検討されてきたわけでありますが、今回一つの、展示室等いろいろ機能を持った施設ができた、ということで、これはこれとして結構でありますが、私、以前に、神明地区に地区センターがこの市役所周辺には存在をしない、ということで、このふるさと博物館の一部、会議室のような、講座室といいますか、そういうところを地域に提供してもらって、自治会や地域団体の会合等に使わせていただく、というようなことは可能かどうかということで、そのお願いを兼ねて質問していたわけでありますが、検討を事務サイドでしてみたい、という御答弁

もあったわけであります。

そうした会議室のような形での貸し出し、そういうものは検討していただいたかと思いますが、その結果について、お聞きをしたいと思います。

それから、市の広報のことで土方議員の方から御質問がありました。方角は間違っている、ということがはっきりしました。市長は、15年間この市役所にいらっしゃるんですから方角は間違えないように、ひとつしていただきたいと思います。

その中に、こういう表現があるんですね。「文部省からも若干の補助金を受けて」ということで、補助金を受けてこの建物ができた、ということを書いておられるんですが、この「若干」という意味は、どういう意味でお使いになったのか。普通、人からいただくものは、あんまり量を多いとか少ないというのは普段言わないもんなんですよ。お祝いをいただいても何か品物を受けても、その量が多いとか少ないというのは、あんまり受け取った側から言う習慣というのは日本には存在をしないんですね。

ところが、市長は、ここで国からの補助金について若干という表現をしておられるんですね。これは、どういう意味なのか、市長にお尋ねをいたします。

それから、先ほど、これも話に出ておりました嘱託館長を、ということでありますが、嘱託館長じゃなくて準備室長の誤りだということで、この箇所も市長は訂正をされたんですが、現在、ふるさと博物館の仕事に携わっておられる準備室長が、引き続きふるさと博物館の館長に就任されるのかどうか、その点、お尋ねをいたします。

以上、回答をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　　第１点目の、地区センターがないので会議室で使えるかという御質問でございます。

現在、博物館の中には、確かに講座室というのを設けてございますが、この講座室は博物館の事業に伴って必要となるスペース、ということで、もともと考えられてございます。したがいまして、その部分だけを外部に、例えば博物館が休館した後とか夜間に、例えばその部分を開放できるような構造には、基本的にはなっておりません。

これは、博物館が建てられている土地の用地との関係で、不特定多数のそういうあれを含めてつくることができない、という面もございますけれども、第１種住居専用地域内にございますので、そういったようなことも、一つはございますけれども、もともとが博物館の事業にかかわって使う講座室、という形でそのスペースが一部屋は取られておりますけれども、現在のところ、それを地区センターがわりというような形で常時利

用することは、無理ではなかろうか、というふうに考えております。

それから、文部省の補助金についての御質問がございましたけれども、文部省の補助金もようやく内定をいたしまして、当初予算では5,000万円で見込んでおりましたけれども、内定の段階では5,400万円、建物に関して補助金がつくことが決まって、今、その申請手続き中でございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　文部省から補助金をいただく、ということにかかわりまして、私は、社会教育施設であるということをはっきり意識していただく、そういう意味も込めて記事にしたわけであります。

それから準備室長、準備室長に当分の間、館長を依頼したい、このように考えております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　最初の、地区センターの代用といいますか、本来使用目的は異なる、ということはよくわかるんですが、地域の声もありますし、今もって地区センターが建設をされていないこの地域の特殊性からしまして、博物館の会議室等を利用できれば、という声があるのは事実でありますので、無理ではなかろうか、という、今、教育次長の答弁でございましたが、そういうことを踏まえて、もし前向きに対応を検討していただければありがたいと思いますので、オープンまで、もうしばらくありますので、その点、私もあきらめないでお願いをしておきたいと思います。

そういう要望がある、ということを踏まえて、ひとつ結論を出していただきたいと思います。

それから、私は、今ちょっと市長の答弁が理解できなかったんですが、文部省の補助金を言いあらわすのに、社会教育施設だから若干、という表現を使ったというのは、よくわからないんですね。

昭和59年の農水省の跡地の特別委員会で、このふるさと博物館の建設概要が説明されましたときに、大体、国の補助金は、博物館法の適用が行われれば5,000万程度は期待できる、という話でありました。今、教育次長のお話では財源の内訳も――総費用と財源の内訳等は、また改めて別の機会にお聞きしたいと思いますが、5,400万円内示があった、というようなお話で、最初予定したよりも、お考えになっていたよりも補助金は上回って来ることになっているんですね。

市長の、何かこういうことにつけても大人げない、といいますか、ちょっと、こういう表現をしてみたがる悪い癖があるんですね。素直に、補助金が来たならば来たで、それを書くなら、そのとおり事実書けばいいんです。政党の機関紙を市長は執筆されているんじゃないんですよ。ですから、この「若干」という意味はどういう意味なのか、私がお聞きしたことについて、何か気持ちを込めてお書きになったと思うんですね。そのことをお聞きしたんで、お答えをいただきたいと思います。

辞書を引きますと――念のため申し上げておきますが、若干という意味は「それほど多くはない状態」というふうに書いてあるんです。そういう意味でお使いになったら、それでもいいんですよ。そこで喜んでいる人もいますけれども、そういう人と同じ考えで書いたのかどうか、ですね。聞いたことに答えてください、ちゃんと・・。

それから、博物館の館長については、現在準備室長を務めている方が引き続き館長になってもらう、ということで市長の考え方が今示されました。そういうこともあって嘱託館長という表現をされたんだと思いますが、これは嘱託にされるのかどうかは別にいたしまして、他の職員、学芸員の配置等ともかかってきまして、今後、定数にまた絡んだ議論になるということも考えられるわけでありまして、館長を嘱託にするのか専任にするのか、そういうことも含めて議論の中で、議会のまた批判的な指摘を受けることのないように配置をしていただきたいと思います。

この補助金のことについて御回答をいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　補助金のことについて特別――先ほど申し上げました文部省から補助が流れてくる、その系統の社会教育施設である、これは市民の方には博物館というのは、どこの所管に属するか、ということも申し上げておく方がいい、こういう意味で文部省との関係を記載した、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。決して失礼な気持ちは持っておりません。十分感謝をしたいと思っております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　こういう粗末なことで余り議論したくないんですけれども、市長の深窓心理が出ているわけですよね。だから、若干という言葉をどうして使ったんですか、どういう意味ですか、ということを言っているわけですよ。

大人げないんですよ、こういうことは。市長は15年も市長をやっておられて。何か嫌みを一言言ってやろう、というような魂胆が見え見えでしょ。慎みなさいということを言っているわけですよ、私は。だから、特に意味があるならばその意味を私は聞きたい、

ということで聞いているわけです。社会教育施設である、ということを聞いているんじゃないんですよ。それは書いてありますから読めばわかりますよ。どうなんですか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　系統的に社会教育施設である、ということを明確にする意味で、文部省からの補助がいただける、こういうことを内容としたわけでありまして、別段、私に今言われたような何か意図がある、ということは全くございません。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私、もうこれ以上聞きませんけれども、大抵の方は、やりとりをお聞きになって、やはり私の言わんとすることもおわかりいただけると思いますし、市長がまともに答えてない、ということもわかっていただけると思うんです。

市長は、そういう意味じゃまだ幼児性がある、といいますか、大人の、もっと対応をしなくちゃいけないんですよ、市長として。文部省から補助金が来ている。何もそれが多いとか少ないとか言うべきもんじゃないでしょう。ちゃんと博物館の――本来基本面積も足りないんですよ、それをちゃんと博物館の適用を受けて補助金もついたわけですから、何も一言嫌みを言ってみようなんて、気持ちはあるかもわからないけれども、別にここで、あえて書く必要はないでしょう、若干の、なんて。もう少し大人になってください。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第42号、日野市ふるさと博物館条例の制定の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め文教委員会に付託いたします。

これより議案第43号、昭和63年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第43号、昭和63年度日野市一般会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和63年度日野市一般会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ2,695万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を315億9,846万2,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　歳入、歳出全般及び第２表債務負担行為補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいま提案いたしました議案第43号、昭和63年度日野市一般会計補正予算第１号につきまして御説明申し上げます。

ただいま提案の中に申し上げましたとおり、歳入歳出予算の補正につきましては2,695万2,000円を追加するものでございます。

また第２条におきましては、債務負担行為の補正として第２表で説明をさせていただきたいと思います。ページを、２ページをめくっていただきたいと思います。

第１表につきましては、歳入歳出予算補正2,695万2,000円を歳入の補正あわせまして、歳出は民生費、衛生費、土木費、教育費、同額を補正をお願いするものでございます。

なお、第２表の債務負担行為の補正につきましては、仮称高幡特養老人ホームの新築でございます。この債務負担の補正の理由といたしましては、防火安全指導基準の改定が４月１日からなされた。よって、3,343万もこの中に追加し、限度額を９億7,049万3,000円にお願いしたい、というものでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

６ページ以降、歳入でございます。款の12、寄付金でございます。項の１の寄付金、目では一般寄付金でございます。先ほど行政報告の中に、教育委員会の方から申し上げました一般市民からの1,000万の寄付金をここに、歳入にさせていただくものでございます。

次のページの８ページ、９ページでございます。目の繰越金でございます。この補正につきましては、453万8,000円を62年度の決算見込みの額より取り崩しをお願いしたい、というものでございます。現在の一般会計の繰越の想定としては、６億6,000万程度の見込みをしているわけでございます。

続きまして、10ページ、11でございます。15の諸収入、目の預託金元利収入でございますが、1,241万4,000円でございます。この元金1,200万、利子41万4,000円でございます。これは、専用水道の東京都の水道移管に伴う分岐管の新設資金融資斡旋規則に基づ

く返済の歳入でございます。

なお、歳出、12ページ、13ページに入らせていただきます。

目の児童福祉総務費でございます。内容としては、ここに金額、あるいは説明欄に記載のとおりでございます。子供と動物のふれあい、というような事業を開始していきたい、というような内容でございます。

14ページ、15ページ、目の１の保健衛生総務費でございます。補正額が68万でございますが、当初予算の中にも既に地域保健協議会の委員会、３回の委員会開催の予定の予算を計上させていただきました。市長からも行政報告しましたとおり、なお精力的に地域保健協議会を招集するということで、なお追加の５回をお願いしたい、というものでございます。

16ページ、17ページ、目の病院費でございます。おのおの19の負担金補助及び交付金につきまして313万ということで、職員募集あるいは広告に対応するものを補正でお願いしたい、というものでございます。

なお、24の投資及び出資金につきましては、ここに記載のとおり当初計上分を含めて医療機器の整備をしていきたい、という追加でございます。

なお18ページ、19ページ、８の緑化費でございます。50万、説明欄に記載のとおり１台の炭焼き用の薪割り機を購入していきたい、というものでございます。

なお20ページ、21ページ、３の教育指導費でございますが、先ほど歳入の中でも御説明申し上げましたが、一般市民の寄付金に伴うその1,000万を今後、図書等ということで、ここにお願いするものでございます。

なお22ページ、23ページ、３の市民グランド費につきまして６万2,000円でございますが、本来当初予算に計上すべきものが、これは賠償責任保険でございますが、ここで補正でお願いしたい、というふうに思います。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　お尋ねいたします。

後に何人かの議員の方から、やはり同じ指摘があるかもしれませんけれども、やはり一番問題なのは債務負担行為の補正で、高幡の特養老人ホーム、これは先ほど部長の方から説明がありましたけれども、つい、この間の話ですし、ついこの間の議論では南平高校のときにも、えらく後から出費がずっと多くなりまして、えらい思いをしたわけですけれども、高幡の特養ホームについては、計画が非常に急で後のことは大丈夫か、これをつくるについて周辺的なお金もかかってくるし、後でこういう点が必要でした、と

いうことで次から次へと出てくる可能性はないか、ということが何人かの議員から質疑がありまして、非常に記憶に新しいところですが、ここで早速出てきておるわけですけれども、もう少し詳しく、この債務負担行為の内容、中身について御説明していただかないと納得ができない、というふうに思いますので御質問いたします。

１点です。

○議長（市川資信君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　それでは、高幡老人ホームの債務負担行為の補正の問題について御説明申し上げます。

この補正につきましては、東京都の消防庁の建築同意事務の審査事項の中に、建築基準法の第93条に定めております消防庁の同意がございます。それが必要になっております。

それで、今回、63年の４月１日から新しく、東村山の松寿園事故に絡んで、かなり厳しい基準が設定されました。ちょうど１年を経過するわけでございますけれども、そこで社会福祉施設等の防火安全対策指導基準というのが新しく、内容が厳しくなりまして、その内容といたしましては、一つは延焼拡大の防止対策として、居室に出入りするところに防火戸を設置しなさい、こういうことが一つ。それから、もう一つは、避難消防対策としまして、一つは、今まで一つらせん階段があればよかったのが、二つ左右につくりなさい、とこういうことでございます。

それから、バルコニーに出る――バルコニーも必須でございますけれども、今回設計の中にはバルコニーが設置されておりましたけれども、それに出る際の防火戸がやはり一式必要だ、こういうようなこと、それは網入りガラスでつくりなさい、こういうようなことでございます。

それから３番目には、自動火災報知設備の作動信号直接通報システムという形で、新しくそういうものを設置しなさい、こういうようなこと。それから点滅の誘導音の装置施設をつくれ、それから誘導灯の設置をつくれ、ということでございます。

それが新しく指導の基準に入ってまいりまして、これは今まで予測されて――その前に消防庁の指導を受けていたわけですが、それは全くなかったんです。ここで新年度になりまして、新しく消防庁から指導を受けまして、それで3,300万ほどの積算で必要になってきた、こういうことでございます。

○議長（市川資信君）　　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　今の細かい御説明をいただいたんですけれども、よくわからな

いんですが、よくわからないと言いますのは、あれはものすごく有名な話になってしまって、その対策をどうするか、ということで、各類似施設についてのスプリンクラーの設置ですとか、いろんな対応について東京都も非常に大わらわして取り組んだ経緯がありました。

それで、今のお話ですと消防庁の方で急に新年度から、ということは４月ですけれども、指導基準が変わったんでこういうふうにしてください、ということで急に来たので、その段階の話でそれを織り込んでできなかった、というお話なんですけれども、普通これを設計をされる会社とすれば、その避難のことですとか、通路のことですとか、防火対策ですとか、そういう点については、基本になるんですか、実施になるんですか、わかりませんが、設計の段階で、かなり組み込んで指導を仰ぎながらやるのが大事なことで、一番大事なのは消防庁関係の基準に合うかどうか、ということを非常に設計の段階では気を使う、ということをお話聞いているわけですけれども、実際には設計の方もそこまでしらなくて、４月に入って、いきなり来た、そこまでは全く予測しなかった、こういう御答弁ですけれども、額面どおり受けとっていいのかどうか、非常に不自然なんですが、その辺どうでしょうか。

再度、確認したいと思います。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　私どもの福祉部といたしましては、建設部とあわせてその設計の協議をずっとしておりますし、消防庁との指導も聞いておりますけれども、それまでには、そういう指導はなかった。それで新しく基準ができたので、これに従ってくれ、こういうことで消防庁からの指導を新しく受けた、とこういうことで、どうしてもこれは必要だ、ということになっております。

これは建設の方の設計の中で、そういう設計がどうしても必要だ、ということになっておりますので、私の方は、そういうぐあいに理解しております。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　これは、詳しくは、再度また委員会で質疑されることと思いますけれども、一番心配しますのは、これからまた何か出てきて、もう少し不足になりました、ということが――前、福祉部長は、この話は、今の福祉部長のお話ですと前回の御答弁とは本質的に違うことですから、答弁と違うではないか、ということは言えませんけれども、確かに、やはり福祉部長の御答弁だったとは思いますけれども、これ以上の出費はありません、ということをお話しなさっていますけれども、これから、これ以

上出てこない、というふうに言ってよろしいですかね。

ちょっとその辺、非常に心配なので、特に取りつけの道路とか土手とか、いろんなことを含めて前回議論しましたので、また必要です、というふうになりますと非常に不信になってきますので、その辺、確信ある御答弁をひとつお願いします。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　債務負担を含めまして２年工事でございますので、それを含めて工事費をお願いをした、こういうことになっております。

そこで、今回の場合には設計の基本的な変更ということではなくて、要するに指導基準の変更に伴うものだ、とこういうことで、これは当初、全く予想してないことでございますので、それで余裕のある予算でもございませんし、ぎりぎりのところでやっておりますので、どうしてもこれだけの3,300万ほどは、つけ加えてやらないと消防庁の指導がクリアできない、こういうことでございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　簡単な質問をいたします。

12ページ、13ページの民生費の補正ですが、これは従来あった事業の追加なのか、ちょっと当初予算書を私は今見なかったんですが、今回６月議会でこの60万、全く予想がつかなかったことなのかどうか、ここで出てきた理由をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

同じく、余りこれも補正になじまないんじゃないか、と思いますが、炭焼き用の薪割り機１台50万円、こういうことは、炭焼きの施設ができて事業が――炭を焼く、という事業の是非はいろいろあろうかと思いますが、当然こういうものが必要ならば当初予算に出ているはずなんですよね、年度初めのものに。ここで出てきた理由というのを同じ趣旨から２件お尋ねをいたします。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは12ページ、13ページの児童福祉総務費の中での報償費60万の御説明を申し上げます。

これにつきましては、動物ふれあい広場を設置しよう、ということでございますけれども、内容といたしましては出前動物園といいますか、そういうようなものを要するに日野で何カ所か設置をして、そしてやろう、こういうことです。その趣旨に至った原因は、前から児童福祉協議会の中で、夢のある児童福祉というのは一体どういうことだろうか、という協議をずっとしてまいりました。

そこで、いろいろと、いろんな問題が出てまいりましたけれども、具体的にそういう動物との直接的なふれあいが必要になってきている。都市化が進んできている中での生活環境の悪化、あるいは自然の喪失、そういう中で幼少期のころからの小動物とのかかわりあい、これは人間性の形成にとって重要だ、こういうことで出前動物園をつくったらどうか、こういうことで委員の方からの賛意を得て、今回提出するものでございます。

既に、各保育園で無料の、犬、猫との接触をする機会をつくっております。これは東京都の動物管理事務所の協力でやっているわけですけれども、大きな動物等との接触がなかなかできませんので、最近は、市内で牛とか、あるいは馬とかの接触も、なかなか飼育ができなくなってきている、ということで、こういうところの利用をして接触をしていこう、こういうことでございます。

現実に町田の福田さんという方が、個人でそういうような事業をやっておられますので、それにお願いをして市内６カ所ぐらいを設定をして、そのようなことを実施していきたい、こういうぐあいに考えておるところでございます。

○議長（市川資信君）　　建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　　木炭用の薪割りの件でございますけれども、最初は、おっしゃるとおりお願いしまして、備品としてマサカリでやっていたんです。ところが、やってみますと、私も見てみまして非常に危険で、これはとてもだめだわい、ここでぜひお願いしたい、ということで計上したわけでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　いろいろ、皆それぞれ受けとめ方はあろうかと思いますが、６月の補正で、こういう形で出されるというのは、やはり当初予算編成の段階で全く予想がつかなかったものや、何か事態の急変に伴って出される、というのが補正の本来の趣旨でありますので、何か場当たり的におやりになっているんじゃないか、という感が強いわけですね。

危険である、ということからすれば機械を入れるということは、やってみて初めてわかった、ということになれば、これは仕方ないと思いますが、ちょっとそういう感がいたします。否めないわけですね。

それから、動物ふれあい広場というのは、これは提言があって、それをやるということで、今、福祉部長の方からお話があったようなんですが、お題目は非常に立派なんですが、人間形成に重要とかいうことで、夢のある児童福祉という言葉が並んでおりましたが、そうであれば、やはり事業の年度当初にこういうものがちゃんと出されるように

準備をして、計画をきちんと立ててスタートさせる、というのが、通常私はあるべき姿じゃないか、と思うんですが、動物と触れ合うことの大切さは、もちろんわかるわけですが、日野は、全国でも有数の多摩動物園もあるわけですね。多摩動物公園に行けば、最近は、いろいろと施設も昆虫館ができたりコアラもいたり、よその、他の動物園からすれば、かなりそういう面では自然の動物と親しむことができる環境にある、というふうに思うんですが、どうしてもこれは年度当初じゃなくて、この補正で提案をしなくてはならない、そういう事業だというふうに判断が下ったと思うんですが、日野の、そういう持つ特殊性というか、状況からすれば、何もここで補正で、あえて出してくるということがなくても、日野の子供たちの立場に立って考えましても、何か、よその市の自治体の児童、生徒に比べて、何か極端に動物に触れる機会が少ない、見学するチャンスもない、ということでもないと思うんですね。

これ以上、別に言うこともありませんが、何か釈然としないわけです。市長がぜひやろう、ということで、いろいろ来年に向けての準備の一つかな、という気もするんですが、もっと議会の審議に耐え得るような補正の提出の仕方をしてもらいたい、と思います。

別に答弁は結構です。

○議長（市川資信君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　夏井議員の見込みのとおり、債務負担行為の関係をお伺いしようかな、と思っていたんですけれども、それとあわせて、今、古賀議員の方もおっしゃっておりました。

私も、基本的にはこの時期に補正をやるべきでないだろう、というような前提に立って発言と質問にさせていただきますけれども、特に今重複する部分は除きまして、ちょっとお伺いをしておきたいと思いますが、今回のをみましても、確かに寄付金の1,000万については、大変日野市の苦しい中といいますか、そういう中に役立ててほしい、ということでの歳入とあわせての歳出ですから理解をするわけです。

そして、諸収入の中の関係で、とにかく組み立てから諸収入関係と繰越金、これの取り崩しということで、金額からすれば取り崩しは453万8,000円しかない、それ以外は要するに寄付金と、それからもう一つの貸付金の元利収入といいますか、これが1,241万4,000円、こういうことですから、今声を高めた、要するに歳出にあわせて取り崩しだ、ということしかないわけなんで、そういった意味からすれば、この分岐管の関係のものについては当初では見込めなかったのかどうかな、というようなことの確認。

それから歳出関係で、後の問題に、特別会計の方へ出てくることだと思いますけれども、今の時点で先に出資金を1,198万円、こういう数字をどのような形で算定されて出資金が出ているのかな、ということで、この関係と、それから私、あえて発言しなかったんですが、先ほど地域保健協議会の関係で、私もメンバーですから、確かにこれから５回を持って、実質的には、これから６回見込みがある、ということなんですけれども、この時点で報酬を組むことについてはどうかな、と思う点もあるんですが、市長は先ほどの中で、７月の半ばぐらいに要するに諮問に対する答申を受けるんだ、ということなんですが、我々からすれば７月までにそういったことをしなきゃいけない、ということが、今度は逆に課せられているわけなんですが、あえて、この場で予算が出てきましたから、もう一度、７月までに市長はそういった点で強く求めているのか、その点だけを確認をさせていただきたい、ということでございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　地域保健協議会の諮問にかかわりまして、今回、審議会の開催の日をふやすに必要な予算をお願いをする、こういうことでございます。

７月というふうに申し上げましたのは、いわゆる増床確保に伴います第１次の中間報告ということで受けたい、このようにお願いをするわけでございます。したがって、それまでに回数を全部処理していただく、ということではございません。年度間を通じてまた配分をし、開会時期を配分をしてお願いをしたい、このように思っております。

○議長（市川資信君）　　水道部長。

○水道部長（橋本栄萬君）　　諸収入の中で、貸付金の当初予算に組めなかったのか、という御質問でございますけれども、私の方の手違いがございまして財政の方に資料の提出ができなかったもので、今回このように補正で出したわけです。

今後、このようにないように十分注意して、深く反省いたします。

○議長（市川資信君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　病院の出資金のことについては・・。

○議長（市川資信君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　この出資金の1,198万でございますが、特別会計の補正予算の中で病院の関係をお願いするわけでございますが、当然歳入部分があるわけでございます。よって、その見合いのあわせての当初の医療機器を購入する金額も当初予算に計上しております。その補助金の歳入にあわせましてプラスした額を、ここで補

正をお願いする、という趣旨の内容でございます。

○議長（市川資信君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　今の財政部長の説明の方、ちょっとわかりにくかったんですが、要するに、もう当初で見ていたから、というような説明なんですが、たまたま、私の方からすれば――水道部長からは、大変丁寧にお話をいただいたんですが、その部分が出てきたから、あえてここに回したんだ、というような、この表から見る限りはそういう判断をせざるを得ないんですよ。もともと、そうすれば――今の財政部長の話だとそれがなくたって出資金は、1,198万を出さざるを得なかったんだ、というようなことになろうかと思うんですけれども、もうちょっとわかりやすく説明いただければ、ありがたいと思うんですが。

○議長（市川資信君）　　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　　私の方から出資金の内訳について説明をさせていただきます。

1,511万につきましては、全体で1,511万でございますけれども、特別会計で御説明申し上げる予定でございますが、国の方の医療機関に対する補助金が内定いたしまして、2,000万相当に対する補助金が1,000万というふうについております。

したがいまして、一般会計といいますか、一般の持ち出しが必要になってくるわけです。そういう中で、一般会計の方から出資金というふうに1,000万をお願いしておるわけです。

また、198万円につきましては41号議案でお願いしております就学資金貸与金の改正に伴う追加分として、198万お願いするわけです。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　了解いたしました。

いずれにいたしましても、当初に申し上げたとおり、この時期に補正をすべきでないんだろう、という前提に立っての発言でございますので、どうも内容からすると若干当初に見込みを誤っていた、というようなことも先ほど古賀議員もおっしゃっておりました。私も、そんなような点があります感じをしておりますけれども、ぜひ、今後に向けて、なお一層精査をしていただいて、極力補正予算を６月にないような形で取組をお願いしたい、というふうに思って質問を終わります。

○議長（市川資信君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終

結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第43号、昭和63年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件は歳入全般及び第２表債務負担行為補正を総務委員会へ、歳出のうち、民生費、衛生費を厚生委員会へ、歳出のうち、土木費を建設委員会へ、歳出のうち、教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時12分　休憩

午後７時27分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第44号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第44号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億2,870万円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億1,412万4,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、議案第44号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号について御説明申し上げます。

今回の、この１号補正につきましては、本年２月に国庫補助金の追加要望をいたしまして、この補助金が内定をいたしましたので補正をするものでございます。

歳出につきましては、公共下水道の管きょ埋設費でございます。

それでは順を追って御説明申し上げます。

１ページでございますが、ただいま市長から申し上げましたように、歳入歳出予算の内容でございますが、２億2,870万円を追加いたしまして歳入歳出予算の総額を47億1,412万4,000円とするものでございます。

第２項でございますが、歳入歳出予算の補正の内容でございますが、第１表のとおりでございます。

それから、第２条の地方債の補正でございますが、第２表地方債補正のとおりでございます。

それでは、まず事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。

８ないし９ページをお開きをいただきたいと思います。歳入でございますが、国庫補助金でございます。これは、基本事業費の２分の１を補助金として歳入するものでございます。

次が、10、11ページでございます。都の補助金でございます。都の補助金は、基本額から国及び地方債を差し引きまして、その２分の１に相当する金額でございます。基本額に約３％をかけた数字が、この金額になるわけでございます。

次が12、13ページでございます。繰越金でございますが、これは補助金及び地方債の財源で当然足りませんので、この不足分を繰越金で充てた、ということでございます。

次が14、15ページでございます。市債でございますが、これは基本事業費の10分の５を国の補助金でもらうわけでございます。この補助裏に、およそ85％の起債の充当率をかけまして算出がされております。

次が歳出でございます。

16、17ページをお開きいただきたいと思います。冒頭に申し上げましたように工事請負費の追加でございます。２億2,870万円でございます。この工事といたしましては秋川処理区、場所は旭が丘の地区内でございます。延長といたしまして882メートルの管きょ埋設をするものでございます。

それから、地方債に戻るわけでございますが、３ページでございます。これは歳入の中で申し上げましたけれども、地方債に一部依存をしますので、この起債のように増額の補正をするというものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第44号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第45号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第45号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号であります。

補正予定額は、収益的収入及び支出に313万円、資本的収入及び支出に2,198万を追加し、収益的収支及び資本的収支の予定額を25億9,667万5,000円とするものであります。

詳細につきましては病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　それでは議案第45号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号について説明いたします。

まず収益的収入及び支出でございますけれども、職員の確保難という中で求人広告を行いたく、当初予算にも若干予定しておりましたけれども、さらに313万ほど広告料を追加いたす、というものであります。これに伴う財源といたしましては、一般会計からの補助金を313万予定するものでございます。

次に、３条の資本的収入及び支出でございますけれども、20ページに移りますが、国庫補助事業といたしまして、医療器械に対しまして運輸省からの補助金が、３年ほど前から要求しておりまして、やっと63年度で認められた、ということで追加補正するものでございます。国庫支出金1,000万円の収入に伴う一般財源と見合いといたしまして、

一般会計から1,000万円の出資金、それから議案第41号で御提案いたしました貸付金に対する出資金、都合1,198万、それと国庫出資金の1,000万で2,198万を精査していただくものでございます。

なお、４条で他会計からの補助金がうたってございますが、当初予算では、合計５億4,134万を予定しておりましたものの今回の補正で1,511万追加させていただきまして５億5,645万となるわけでございます。

次に詳細について説明いたします。

22ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入及び支出でございますが、先ほど申し上げましたように、職員の募集広告料が不足する、ということでの補正でございます。313万円につきましては新聞広告、並びに助産婦、看護婦等の雑誌あるいは一般求人雑誌といいますか、そういうようなものにも広告を出したい、ということで補正を予定するものでございます。

次に24ページ、25ページに移らせていただきます。

資本的収入及び支出でございますけれども、まず収入でございますが、1,198万は一般会計から出資をいただきまして、それに国庫補助金、運輸省から――自動車事故対策費という補助金が運輸省にございまして、これが交通事故関連で、けがで病院等で治療に当たる、というようなことから補助の制度がございます。それが、３分の１の補助率で1,000万に内定いたしましたので、都合2,198万の収入を補正させていただくものでございます。

支出に移りますと、その補助事業といたしまして医療器械を購入するというものでございますが、３分の１の補助でございますが、3,000万相当が補助対象でございます。当初予算に断層撮影装置、エックス線の装置でございますが、予定しておりましたものと、それから循環器系の超音波診断装置、これを新たに購入したい、ということで２件につきまして3,000万を予定して、そのうち当初予算に組んであるものと合わせ、ここでは2,000万の追加ということでお願いするものでございます。

さらに貸付金につきましては、41号議案で７万円の助産婦の月額貸付金、それから看護婦につきましては、３万のところを３万5,000円にしましたので5,000円の追加ということで、助産婦について２名、看護婦について５名を予定をしておるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第45号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第46号、市道路線の一部廃止、議案第47号、市道路線の廃止、議案第48号、市道路線の認定、議案第49号、不動産の取得の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第46号、市道路線の一部廃止について提案理由を申し上げます。

本議案は、現況が廃滅して公共の用に供されていない石田18号線の一部を道路法第10条第３項の規定に基づき、一部廃止するものであります。

議案第47号、市道路線の廃止について。

本議案は、国道としての本工事施行により日野市の管理権が消滅したことに伴う神明上145号線と、現況が廃滅して公共の用に供されていない四ツ谷15号線を道路法第10条第３項の規定に基づき、廃止するものであります。

議案第48号、市道路線の認定について。

本議案は、新町５号線及び新町６号線を道路法第８条第２項の規定に基づき、新たに市道認定するものであります。

議案第49号、不動産の取得について。

本議案は、南平緑地用地として、日野市南平八丁目８番３ほか１筆の土地を取得いたしたく、地方自治法第96条１項第８号の規定に基づき、提案するものであります。

以上４議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　市道道路の一部の廃止でございますが、これは下記に書いてございますように、路線名といたしましては石田の18号線でございます。起点は書いてありますとおり大字石田の331番の２、終点が大字石田の332番地、延長120メートル、幅員は１メートル82、その場所につきましては２ページをごらんいただきたいと思います。

日野から新井橋を渡りまして、左にすぐ橋元を折れまして入っていった道路のところでございます。

これの道路の廃止でございますけれども、大正９年４月に道路の認定がされておりまして、同日、供用の開始をいたしております。廃止の理由といたしましては、現況が廃滅いたしておりますので、これを廃止、一部の廃止をいたしたい、ということでございます。

次に議案第47号でございます。これは全部廃止でございます。２本ございまして、神明上の145号線、起点、終点と延長とは記載のとおりでございます。２番目といたしまして四ツ谷の15号線でございます。これにつきましても、栄町一丁目の20番地の５と終点が20番地の12、延長51メートル、幅員が1.82メートルでございます。図面につきましては、２ページ、３ページに書いてあるところでございます。

神明上の145号線でございますけれども、これは59年の10月、認定されております。同じく10月に、供用の区域の決定と同時に供用の開始をした路線でございます。この道路は、建設省が国道としての整備をし、建設省が管理をする、ということになりましたので、市道の廃止をするものでございます。

四ツ谷の15号線でございますけれども、これは大正九年に認定されておりまして、４月１日でございますけれども、同日、供用の開始がなされております。これにつきましても、現況は廃滅いたしておりますので廃止するものでございます。

それから、道路の第48号議案でございますけれども、市道の認定でございます。２本ございまして、新町５号線と新町６号線、起点、終点等は記載のとおりでございまして、場所につきましては２ページの図面のとおりでございます。これは、日野自動車工業株式会社のグランド内の市道の廃止を昭和35年に行っておりますけれども、そのときに、同時にこの部分も廃止いたしております。これを再認定いたしたい、ということでございまして、５号、６号を再認定いたしたい、そういうことで議案を提出いたしたわけでございます。

それから不動産の取得でございます。49号、目的は南平緑地の用地でございます。所

在地等は南平八丁目８番の３ほか１筆でございます。地目等は山林、地積につきましては記載のとおりでございます。相手方といたしましては、土地開発公社の理事長の中村亮助でございます。取得の価格といたしましては５億1,930万8,085円でございます。

２ページに案内図がございまして、３ページに位置図が書いてございます。これは、都市計画で決定されました南平緑地の用地の取得をするものでございまして、今までの経過を申し上げますと、62年度で２万3,583.15平方メートルを６億2,642万608円で買収をいたしております。今回は――この南平緑地は全体が４万1,308.25平方メートルございます。これの残部分の１万7,642.05平方メートルを購入するものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたしたいと思います。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第46号、市道路線の一部廃止、議案第47号、市道路線の廃止、議案第48号、市道路線の認定、議案第49号、不動産の取得の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第50号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第50号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都市町村消防団員等災害補償等組合、東京都市交通災害共済組合、東京自治会館組合が解散し、本年４月１日から東京市町村総合事務組合が東京都市公平委員会に加入することに伴い、東京都市公平委員会共同設置規約を変更するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　それでは議案第50号につきまして御説明申し上げます。

今、提案の理由で説明いたしましたように三つの組合が解散をいたしまして、そして統合いたしました東京市町村総合事務組合に加入した、ということによりまして、三組合を削りまして、そして一総合事務組合を追加するものでございます。

新旧対照表で、４ページ、５ページで御説明申し上げます。昨年の12月にこの件を提出しておりますが、63年、今年度３月31日付で、５ページにございますように東京都市町村消防団員等災害補償等組合の第３条でございますが、東京市町村総合事務組合に組織変えすることになりましたこれの名称の変更でございます。

続きまして、別表でございますが、東京都市町村消防団員等災害補償等組合と東京都市交通災害共済組合、それと東京自治会館組合、この三つを削除いたしまして、統合によりまして削除いたしまして、新たに東京市町村総合事務組合ということで別表に、一番下のアンダーラインのところでございます。これが加入された、という件でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第50号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第51号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第51号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第16条に定める６月期に支給する期末手当、100分の136を100分の135に改めるものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　議案第51号でございます。日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。期末勤勉手当のお願いでございます。

２ページ、３ページをお開き願います。この条例改正は支給率の改正でございます。第16条第２項でございます。これは期末手当でございます。100分の136を100分の135に改める、１下げる、ということでございます。これにつきまして、次の新旧対照表で御説明申し上げます。

４ページ、５ページでございます。16条、期末手当でございます。下段のところでございますが、旧の条例におきましては100分の136でございます。これを100分の135に改めるものでございます。

これにつきましては、組合との合議が６月３日、回答を得まして、妥結は６月６日に1.9カ月で妥結ということになりました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　考え方だけを１点、確認したいんですけれども、ことしの３月の定例議会で市長が所信表明を出されました。その中で、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しい、しかも社会情勢が大きく変化をしつつあるという、そのために新しい行政課題はこうである、というこんなお話があったわけでございます。そんな表現がされたわけです。

その辺から、今回のこの内容について質問するわけでございますけれども、常々市長が、職員の努力を何とか住民サービスに、ということを言われておる。それなりに職員の方も一生懸命努力されていることは、私どもも、よく承知しておりまして感謝申し上げておるところでございますけれども、今回要求が2.5カ月出されまして、回答が1.95という、こういう結果に終わったわけでございます。

まず、2.5カ月という要求額を理事者側はどのように受けとめたのか、これが１点、それからもう１点は、1.95で妥結を見るに至ったその経過の中で、組合側がどのような主張をしてきたのか、それに対して理事者側がどんな回答を示して、こういった形でおさまったのか、ということが２点。

それから最後に、先ほどの全協の中で参考資料的にもらった中に（７）ということで民間妥結状況というのが出されています。たしか、初めてこういうのが出てきたんじゃないか、という、何ゆえ、こういうものを出したのか、その理由をお聞きしたい。ただ数字だけの比較であれは何の意味もない。

私は、これを出された背景には――市の年間のあれが約５カ月ということであるわけですけれども、比較して低いのか、高いのかは別にして、この背景、なぜ民間がこういう状況におさまったのか、この裏にあるものを理事者側がどのように組合に対して言いたかったのか、この辺がちょっと隠れているので、できれば、私が希望したいのは民間では、こういう状況になっているけれども、この中には、変化していく時代の中で今までと同じやり方をしていたんじゃ、とても、言ってみれば生き残っていけないんだ、この民間の企業は。そのために血のにじむ努力をして一生懸命がんばっている。

したがって、要求と妥結額の差というのは、ほとんどない。それだけ一生懸命に協力すべきことは協力し、言うべきことは言っている。引くときは引く、という、こういうのが今の労使関係でございます。

したがって、こんな結果でもってこういう状況になったんだよ、とこういうことを言っていただくと大変ありがたいな、ということで、この裏の部分が、何ゆえこういうものを出されたのか、ちょっと興味がありましたので、３点目の質問とさせていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　では、１点目からお話ししていきます。

最初に、要求額2.5カ月ということで、これと1.95カ月との差があり過ぎる、ということで、これらに対する考え方ということでございます。

これは12月のときにも奥住議員さんから指摘がございました。組合の要求というのは統一要求でございまして、都の、自治労の都本部に基づきましての2.5カ月ということで出てきております。その中で私どもは、この行政の厳しさということは先ほども市長が申し上げましたけれども、非常に他市、それから都、国、そうしたものを勘案いたし

ますと、同じ地方公務員、あるいは国家公務員、そうしたレベルでの均衡を失することは、してはいけない、というような基準がございますので、それに基づきまして我々は行政指導を受け、またそれに努力をしていく、というのが長年来の、この期末勤勉手当のあり方でございます。そのために、助役会あるいは市長会におきましても時間をかけまして、このように段階的に下げてまいりました経過でございます。

2.5カ月というのは組合の主張でございます。それに対しまして、現実離れしているんではないか、というようなことから団交、あるいは事務折衝、そうしたところでのやりとりは非常に熾烈をきわめました。それで、私どもの求めているものは国、都並みのものである。それに基づきまして、今回は23区の基準を持っております1.95カ月というようなところでの対応の仕方でございました。

そういう意味合いにおきまして、この2.5カ月がどれほどの積算でということになりますが、我々もそれを突っ込んで話はいたしましたけれども、やはり統一要求である、ということ。

それから、それはほかの都道府県、あるいは地方におきましての東京都の占めている位置が非常に重要であり、そしてまた都市化している、ということで、都市生活の基盤というトップにある東京都においては、これは欠かせない数字である、というような考え方を示しておりました。

私どもは、それとは別に全国的なレベル、そうしたものを踏まえまして、それからまた公務員に対する給与の厳しさというものからいって、やはり1.9ないしは1.95という国並み、あるいは都並みの線での戦いをしてきました。そういうわけでございます。それが１点でございます。

それから、２点目にもそれがつながりますけれども、1.95カ月の回答までにはどういうふうなやりとり、ということでございますが、最初のは有額回答はしておりませんです。言うなれば、有額回答を出せ出せというならば国並み、ということでの話はしました。それはイコール1.9でございます、というような話し合いをして、そして、ここに出てきたのが23区並みの1.95カ月でございます。

それで組合の方は、じゃあ、どういうふうな、それらに対応しての話をしているか、といいますと、組合からは、昨年が1.96です。ですから、これを絶対下回ったものでは話にはなりません、というようなことで強いものを出されてきております。それは、よく言われます昨年の実績ということでございます。それをかたくなに団交の席で守ってまいりました。そうした中での1.96カ月、これは昨年である。今、現実はそれよりも1.

9という国並み、都並みの難着陸に向かっての長年、５年来以上の努力がある。これは今ここで始まった団交ではない、というようなことをるる説明して、それを下げるということについての努力をしてきました。そういう意味合いで組合からの話も出てまいりました。

それから、３点目の民間の厳しさ、言われるとおりでございます。今ここで1.95カ月ということと、それから民間の７番目のこの数字につきましては、過去におきまして、やはり全協、そうした点におきまして議会側、議員さん側からのこうした要望もございまして、ほかの民間との違いというものも必要だ、何かわかるものがあったら、というようなことから今回、急いででございますが、この数字を八王子労政事務所の方からもらった、という形でございます。

これをながめ、そしてまた、これで低いとか安いとかいうことでなくして、最初に戻りますが、団交の席におきましての方向づけというのは1.9、最終的には4.9ですね、年間。これに持っていく、ということが大前提で大目標でありますので、それに向かっての努力ということで、民間では、やはりそれなりの厳しさ、そういうものがある、ということを訴えながらここに、この表を二つの意味合いを持ちまして出した、ということでございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　ありがとうございました。

市長にお聞きしたいんですけれども、冒頭申し上げましたように、市長が、大変、取り巻く環境が厳しい、特に財政環境が大変厳しい、ということを十分御認識をされている。そのために庁内では、こういうこともやった、あるいは都市計画税の減税をやったんだ、という御苦労があったわけです。これに対して組合が、昨年の1.96、これを１歩も下げることができないんだ、という、こんな交渉経過のようでございます。

この１年間で組合活動に何らかの変化があったのかどうか、この辺を市長のロからお聞きしたいんですけれども、ただいまの総務部長の御答弁を聞いていますと、戦ってきた、というようなことを言われている。そもそも、戦いということが労使関係の中にあってはいけないんですよ。あくまでも話し合いでもって理解を求める、これが近代的な労使交渉のあり方であるわけです。いまだに組合が要求を出すようなことを理事者側も、まだまだ、戦い、というような言葉を使っている。この辺をぜひ直していただきたい。姿勢として要望をしたいと思います。

後の答弁はよくわかりましたので、市長から、その辺の市長が考えていることがどれだけ組合に理解をされているのか、どうもされてないような気がしてならないわけでございます。

この１年間を見てきても組合の活動は――確かに日野市を取り巻く環境は厳しい、市長が言われているとおりだ、自分たちも十分認識している、だから、このように運動もひとつ変えていこうじゃないか、こんな姿勢が少しでも見られるんであれば、大変市民の方は喜ばれると思うんですけれども、よく古賀議員もおっしゃいますように、依然としてああいうビラが張られたり、旗が立てられたり、ということに終始しているという、もう少し時代の変化にのっとって、やはり経済なり社会のこういう動きに乗り遅れないためにも、本当に真剣になって行政課題を遂行していただきたい、という、こんな念願がございますので、ひとつ市長の方からその辺をどう、この１年間御指導されてきたのか、変化がないんであれば、これから、どう、また指導していくか、その辺のところをひとつ御答弁願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　社会情勢の変化、それから我々の、直接自治体の置かれている立場、絶えず正確な認識に立って行政の展開をしていき、自治体行政でございますから市民の感覚、お考えに十分応えられる状態を積極的に維持し、あるいは遂行していく、ということが大切だということを絶えず考え方の基本に置いております。

その際、我々の財政運営ないしは職員の給与、これらにつきましても一層厳しいものがなければならないわけであります。

そういう意味におきまして、なかなか組合という立場の指導を徹底させる、ということに対しまして我々の意の満ちていない点に残念な面もあるわけでございます。なかなか論議の場というのは厳しいわけでございますが、先ほど総務部長が戦いという言葉を用いたのは、これは言い違いでありまして、一つの論議の認識のやりとりの厳しさということを申し上げた言葉である、というふうにお受けとりいただきたいと思っております。

１年間にここがこのように変わった、というところまで、まだ徹底させていないうらみがございます。組合論理は組合論理としての尊重されるべきものがありますが、やはり我々の労使の関係と申しましょうか、これは市民の論理の中で議論をし、また解決をすべきものだ、と考えております。その点に不徹底なものがまだ残っておる、と言わざるを得ない感じでございます。

今後一層努力をして本来的な姿にお互いが立っていきたい、これから努力をしたい、と考えておるところでございます。

○議長（市川資信君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　よくわかりました。最後に要望だけしておきます。

今までいろんな議案が提案される中で、先ほども職員定数の増という問題がかなり、やりとりがございました。結論的には、もう少しコスト意識を持って生産性というものをよく考えて、行政の遂行に努力をしていただきたい、ということを要望しておきます。

以上です。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　先ほど全協の席でもちょっとお話がありましたが、かねて――今、市長が市民の感覚に沿わなくてはいけない、というお話でありますが、その批判を市民から受ける形がまだ幾つか残っているという中で、住宅手当の算入ということがあります。この算定基礎に住宅手当を盛り込むということは、自治省からも是正の指導が強く出されているわけですが、今回は、これが見送られたということで、今後この住宅手当の算入については、市としてどういうめどを持って取り組んでいくのか、この点、議場で改めてお答えをいただきたいと思います。

先ほどの全協の場では、住宅手当の算入総額は2,300万余ということで、支給総額の2.8％に当たるということでございました。こういう本来含めるべきでない、という手当の額がこれだけに上るわけでありますので、今、奥住議員の方からも指摘がございました。コスト意識、やはり自治体を運営していく、ということを真剣に考えていただくならば、やっぱり都市経営という観点からぜひ、こういった問題も取り組んでいただかなければ困るわけでありますので、この手当の算入について今後どういうお考えで取り組んでいかれるのか、この点をお尋ねをいたします。

それから、これは全協の席で旗野議員からの質問について回答がなかったんですが、一般職の職員の中で係長職については何名か、という質問でありましたが、係長は何人いるのかわからない、ということでありました。日野市役所には係長職の方は一体何人いらっしゃるのか、資料が出ておりますのでその数についてお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　お答えをいたします。

１点目の住宅手当でございます。今後の取組方ということでございます。全協でもちょっと申しましたが、これは、私どもは昨年12月も提案をいたしました。それから、今回さらに助役会の統一で、今後これを提案せよ、ということでございますので、団交の席におきまして今回改めてもう一度提案した、というのが経過でございます。

それで、御承知のように住宅手当につきましては、それぞれの自治体におきまして、私どもは8,500円でございますが、6,000円なり7,000円、あるいは１万2,000円というような各市それぞれの違いがございます。それで、これを一遍に、やはりやるというようなことで、各市それぞれの助役さんの対応も苦慮されておるようでございます。

それで、これにつきましては、ともかく今後については助役会といたしまして、あるいは市長会の統一といたしましては提案して算入にしていくんだ、ということで、それへの努力をせよ、ということでございます。それで、私どもがこれを提案をいたしまして、今後の課題といたしまして組合に、このボーナスの交渉が終わったならば、すぐにこの住宅手当についての共同の土俵に上がりまして、そして協議、そしてやってもらうということで、これについての話し合いはなされました。

現在、まだ、それについての第１回の折衝というものはできておりませんが、近々開いて、これらについての話し合いをやっていきたい、というふうに思っております。

それから２点目の――遅くなりました。これは簇野議員さんからの御質問でございました。係長職でございますが、142名でございます。一般の職員は1,159名ということで合計、トータルいたしまして1,428名ということになります。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　夏の職員の皆さんに対するボーナスが、これで決定をするわけでありますが、今回の労使交渉の結果を振り返ってみますと、先ほどの奥住議員の方からのお話もありましたように、近代的な労使関係の確立が望まれる中で、今もって闘争

という形態で組合が過大な要求を掲げて違法行為を行う、ということが繰り返されているわけであります。特に庁内に座り込む、また29分間の報告集会ということでストライキをやめるためのストライキをやっている。こういう現状が今もって続いているわけであります。

先ほどの住宅手当の算入の件についてもそうでありますが、これを許さない、ということで庁舎内に所構わず、またビラが張られる、こういう十年一日のごとく悪い慣行が続いているわけであります。

再三、議会の方でも指摘をしているところでありますが、当局は、きちんとした、やはり原則を持って対応しなくてはなりませんし、市民の感覚、感情というものを十分踏まえていただいて、そして、こうしたボーナス、いわゆる期末勤勉手当の決定等に当たっては通すべき筋はきちんと通す、という姿勢を堅持していただいて、労使関係についても、やっぱり歩み寄るところが双方にあれば、その点、十分大人になってもらわなければ困るわけですね。

そういうことを強く望むわけでありますが、毎回同じことを、やはり言わなくてはならない、というところに情けなさも感ずるわけです。ぜひ、こうした指摘を議会から再三受けることのないよう、今後取組をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第51号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第52号、浅川右岸第六処理分区（63－１）工事請負契約の締結、議案第53号、浅川右岸第六処理分区（63－２）工事請負契約の締結、議案第54号、浅川右岸第九処理分区（63－１）工事請負契約の締結、議案第55号、日野第一旭が丘処理分区（63－１）工事請負契約の締結、議案第56号、日野第一旭が丘処理分区（63－２）工事請負契約の締結、議案第57号、神明上都市下水路（63－１）工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程されました６議案につきまして提案理由を申し上げます。

議案第52号、浅川右岸第六処理分区（63－１）工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、浅川右岸第六処理分区（63－１）工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億3,600万円で熊谷道路株式会社が落札いたしました。

議案第53号、浅川右岸第六処理分区（63－２）工事請負契約の締結について。

本議案は、浅川右岸第六処理分区（63－２）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、9,300万円で東京建設興業株式会社が落札いたしました。

議案第54号、浅川右岸第九処理分区（63－１）工事請負契約の締結について。

本議案は、浅川右岸第九処理分区（63－１）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億6,900万円で鉄建建設株式会社が落札いたしました。

議案第55号、日野第一旭が丘処理分区（63－１）工事請負契約の締結について。

本議案は、日野第一旭が丘処理分区（63－１）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億1,100万円で東急建設株式会社が落札いたしました。

議案第56号、日野第一旭が丘処理分区（63－２）工事請負契約の締結について。

本議案は、日野第一旭が丘処理分区（63－２）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億1,700万円で株式会社新井組が落札いたしました。

議案第57号、神明上都市下水路（63－１）工事請負契約の締結について。

本議案は、神明上都市下水路（63－１）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億2,150万円で株式会社日野大野が落札いたしました。

以上６議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは御説明申し上げます。

議案第52号でございます。浅川右岸第六処理分区（63－１）工事請負契約の締結でございます。

これにつきましては、金額は１億3,600万円、契約方法につきましては指名競争入札でございます。工期につきましては、契約の翌日から昭和64年３月17日まで、契約の相手方は、東京都新宿区筑土八幡町３番地１号、熊谷道路株式会社代表取締役　牧田新一郎でございます。

次のページをお開き願います。入札の経過でございますが、５月27日に指名委員会を開きまして、５月27日に現説、そして６月７日に入札という経過でございます。その結果、熊谷道路が１億3,600万円で落札をいたしました。

工事概要につきましては、３ページでございます。開削と、それから普通の推進工法でございます。700ミリ、800ミリの、それから800ミリの推進、というような人孔マンホールの工事でございます。15カ所ということで、これは本線が高幡図書館の北側から入りました狭い道路でございます。全メートル532.91メートルでございます。

次に議案第53号でございます。今の件の続きでございます。上流に上がりますが、浅川右岸第六処理分区（63－２）工事請負契約の締結でございます。

契約金額につきましては9,300万円でございます。契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。工期につきましては、契約の翌日から昭和64年３月17日まで、契約の相手方につきましては、東京都日野市大字新井742番地、東京建設興業株式会社代表取締役　斉藤　一でございます。

次のページをお開き願います。入札の経過につきましては、毎度同じでございます。６月７日に入札を執行いたしまして、東京建設株式会社が9,300万円で落札いたしました。

工事概要につきましては、３ページでございますが、100ミリ管の674.74メートルを開削するものでございます。マンホールにつきましては、34カ所ということでございます。これは、先ほどの63－１の、さらに上流に入ってまいりますところの工事でございます。

次が、議案第54号でございます。浅川右岸第九処理分区（63－１）工事請負契約でございます。これは、契約金額につきましては１億6,900万円で、契約の方法につきましては指名競争入札でございます。工期につきましては、契約の翌日から昭和64年３月16日まで、契約の相手方につきましては、東京都千代田区三崎町二丁目５番３号、鉄建建設株式会社　代表取締役社長、高橋浩二でございます。

次のページをお開き願います。入札の経過は、やはり６月７日でございます。鉄建建設株式会社が１億6,900万円で落札をいたしました。工事概要につきましては、所は浅川の三沢保育園の北側でございます。三角になりました工事の区間でございまして500ミリ管を入れております。319メートルでございます。推進工法で、マンホールにつきましては11カ所ということでございます。

次の議案第55号でございます。日野第一旭が丘処理分区（63－１）工事請負契約でございます。

契約金額につきましては１億1,100万円でございます。契約方法につきましては指名競争入札、工期につきましては、契約の翌日から昭和64年３月４日まで、契約の相手方につきましては、東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号、東急建設株式会社　取締役社長、栁田盈文でございます。

次のページをお開き願います。やはり入札につきましては、６月７日の入札の執行でございます。東急建設が１億1,100万円で落札いたしました。工事概要につきましては1,200ミリのものでございます。普通推進でございます。人孔設置工事につきましては３カ所ということでございます。これは、旭が丘の帝人の一番南側のところでございます。場所でございます。

次が議案第56号でございます。日野第一旭が丘処理分区（63－２）工事請負契約でございます。契約金額につきましては、１億1,700万でございます。契約の方法につきましては指名競争入札で、工期につきましては、契約の翌日から昭和64年３月18日まで、契約の相手方につきましては、兵庫県西宮市池田町９番18号、株式会社新井組　代表取締役、芝田保次でございます。

次のページで入札の経過でございます。第１回目の同じく６月７日でございますが、

新井組が１億1,700万で落札いたしました。工事概要につきましては、1,350ミリでございます。294.18メートルを推進するものでございます。これは大和田運動場の北側のところでございます。

続きまして、議案第57号でございます。神明上都市下水路（63－１）工事請負契約の締結でございます。

契約金額につきましては、１億2,150万円でございます。契約方法については指名競争入札で、工期につきましては、契約の翌日から昭和64年３月16日まで。契約の相手方につきましては、東京都日野市日野本町四丁目11番地の３、株式会社日野大野　代表取締役、大野和久でございます。

次のページでございますが、入札の経過につきましては10社のうち日野大野が１億2,150万円で落札いたしました。

神明上都市下水路のこの工事につきましては雨水管でございまして、国道20号線、警察のちょっと手前のところから多摩川に渡るところでございます。そして工事の場所の点線のところでは、途中切れておるところはまだ未工事でございます。その区間を行うものでございまして、これは開削でございます。3,600ミリ掛ける2,160ミリの長方形のものでございます。これを入れております。それから、その下の3,600掛ける2,520メートルのものでございます。

人孔設置工マンホールにつきましては、２カ所を設置する予定でございます。

以上で、６議案につきまして簡単に御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　ちょっと簡単なことだと思うんですが、工期について見てみますと、いずれも大体、来年の３月の17日であったり、18日であったり、16日であったりするわけですが、一つ３月４日というのがございますが、この16日、17日、18日というこの差は、どういうふうに理解をしたらいいのか、大体同じ時期に契約して工事を始めるものだと思いますが、この１日２日の違いというのはどういうことなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

それぞれ違います理由といたしましては、設計者によって日数がそれぞれ、二百何日とかいうふうなことから、これを計算しております。そのために統一したものでありま

せん。それから、また統一すべき工事の業務量ではない、と私は思います。

○議長（市川資信君）　　ほかに質疑はありませんか。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本６件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第52号、浅川右岸第六処理分区（63－１）工事請負契約の締結、議案第53号、浅川右岸第六処理分区（63－２）工事請負契約の締結、議案第54号、浅川右岸第九処理分区（63－１）工事請負契約の締結、議案第55号、日野第一旭が丘処理分区（63－１）工事請負契約の締結、議案第56号、日野第一旭が丘処理分区（63－２）工事請負契約の締結、議案第57号、神明上都市下水路（63－１）工事請負契約の締結の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより報告第１号、昭和63年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　報告第１号、昭和63年度日野市土地開発公社事業計画の報告について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第243条の３第２項の規定により、昭和63年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　報告１号でございます。昭和63年度日野市土地開発公社事業計画の報告でございます。

２ページをお開き願います。昭和63年度の土地開発公社の事業計画でございます。用地取得事業につきましては３万7,029平方メートルの面積を予定しております。金額につきましては、55億6,976万5,000円です。公共用地取得につきましては、面積につきましては9029平方メートルでございます。事業につきましては、20億461万9,000円でございます。土地区画整理事業につきましては区域内公共用地といたしまして、２万3,000平方メートルでございます。事業費につきましては、27億6,000万円でございます。

それから、公拡法による先行取得につきましての面積は5,000平米、これは去年と同じでございますが、事業費につきましては７億5,000万でございます。補償金につきましては5,514万6,000円でございます。

その他の工事といたしまして測量等がございます。これらにつきましては600万円でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第１号、昭和63年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

これより請願第63－６号、神明・大坂上地区に児童館建設に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第63－６号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第63－７号、ジュネーヴ条約追加議定書の加入についての請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第63－７号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第63－８号、資源ゴミ回収奨励費の内容拡充に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第63－８号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第63－９号、日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第63－９号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

次回本会議は６月13日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。　　午後８時40分　散会

６月13日　月曜日　（第２日）

昭和６３年
第２回定例会　日野市議会会議録　（第24号）

６月13日　月曜日　（第２日）

出席議員　（30名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
５番	山口達夫　君	６番	天野輝男　君
７番	福島盛之助　君	８番	福島敏雄　君
９番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良悟　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	旗野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	坂本金雄君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	永原照雄君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　村上紀子君

議事日程

昭和63年6月13日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時8分　開議

○議長（市川資信君）　おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

一般質問1の1、歩行者が安心して歩ける歩道にするために市内歩道の総点検をの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔8番議員登壇〕

○8番（福島敏雄君）　おはようございます。

それでは、歩行者が安心して歩ける歩道にするために市内歩道の総点検をというふうに題して、質問をいたします。

私は、日ごろ交通の足は自動車なわけでありますけれども、5月に入りましてから、できるだけ自転車に乗ってみようということで、市内を自転車で歩いております。そうしますと、自動車ではわからなかったことが、自転車の車輪を媒体にいたしまして、大変、実感としてよくわかるわけであります。

先日、5月28日に日野市の水防訓練がありましたけれども、あのときも私は自分の家から自転車で日野橋の下流のところまで往復をいたしました。その体験をちょっと話してみますと、私の家、栄町の4丁目ですけれども、そこから駅までは、左側は歩道がないわけでございます、白線が引かれておりますが。ただ市側の努力、あるいは東京都の努力がありまして、道路の段差というものがなくなって、そういう面ではいいわけですけれども、車、自転車、歩行者、こういうのが一体となって走っておりまして、混然となって走っておりまして、大変危ないという感じがしたわけでございます。

日野の駅まで出てきますと、御存じのようにガード下の歩道の拡幅工事を今やっておりますので、ここのところは大変よくなるということで、ここでは現状は大変危ないわけでありますけれども、あと1、2カ月、期待をするわけであります。さらにずっと甲州街道を日野橋まで行って帰ってくるわけですけれども、ここで感じますことは、本来自転車というのは車道を通ることになっているそうでございますけれども、甲州街道、車道を自転車で通るというのは大変危険なものですから、歩道に上がるわけであります。

そうしますとまず気がつくのは、狭い歩道のところにやはり商店で物を並べているということが一つ気になります。それからいまひとつは、歩道を切り下げというのですか、自動車が中に入れるようにするわけですけれども、その段差が大変大きくて、自転車に乗ってますと波乗りをするような形になるわけでして、特に警察の前あたりのところは

平らなところより、カーブのところの連続ということで、私も車道を車で通っているときはよく見なかったのですけれども、乗ってみますと、大変これは危ないなという感じがいたしました。警察の前は大変激しいところでございますけれども、そのほかのところも、日野橋までの間、かなり切り下げによる段差というのが気になりました。

それから日野の駅の方から栄町４丁目の自分の家の方まで帰ってくるときには、用水路の上に歩道があるわけですけれども、甲州街道から用水路の歩道のあるところまでの段差が大変あるというのが気になりました。

さらにずっと進んでいきますと、要するに交差する道路とその歩道とのすりつけというのでしょうか、大変急になっておりまして、自転車ですと大変直角にはなっていないのですけれども、直していただいていますから直角にはなっていないわけですけれども、大変自転車でも走りにくい。例えば車いすでそこのところを通るとすれば、ほとんど自分ではできないのじゃないか。人に上げてもらわなければ車いすも通れないのじゃないかという場所も、幾つかあったわけであります。

それで私は、自分の家から日野橋往復ということで、片道15分程度のところでそういう感じをしたわけでございますので、恐らく市内にはもっと多くのところでそういう場所があるんではないかというふうに思いまして、この質問を取り上げさせていただきました。ぜひ、幾つか質問をいたしますので、前向きの御見解をいただきたいと思います。

第１点目は、市内の歩道の総点検をして、危険箇所の改良工事を進めていただきたいわけですけれども、それについてどういうようなお考えがあるか、お聞きをいたしたいと思います。

２点目は、その点検をするどういうところに着眼するかということでございますけれども、今申し上げましたように、交差点におきましては、多くのところではすりつけがよくいっているわけですけれども、まだまだなだらかでないところが数多く見受けられます。そういったようなところを、ある基準をつくって、その基準に達していないところは改良するというふうなことを進めていただきたいわけですけれども、それについてのお考えを、お聞きをいたします。

質問の３点目は、これも紹介をいたしましたが、歩道の切り下げによる段差についてでございますけれども、大変難しいところがあるのかもしれませんけれども、工夫をして、今よりも改良をするという考え方に立って行動が起こせないものかどうか、お聞きをいたします。

４つ目は、ほかの場所でも市民の皆さんから指摘を受けているわけですけれども、車

道のところに電柱とかあるいは交通標識のポールが立っておりまして、このことについては、今の現状で歩道から取り除けというのは大変無理があろうかと思いますけれども、ちょっと場所を変えてやれば、歩行者にとっても大変都合がよくなるというようなところがあるような気がいたしますので、点検をして、本当にじゃまになっている電柱なりポールなりというものについては、移設をすべきではないかというふうに考えておりますけれども、これについての御見解をいただきたいと思います。

それから自転車に乗っていまして大変気になりますのは、あるいは困ったなと思いますのは、日野駅の前もそうだったのですけれども、歩道に放置自転車が置かれております。このことについては、過去いろんな方から指摘されているわけで、市は管理課を中心にいたしまして、最近大変努力をしているということについては認めるわけでございますけれども、歩行者も通りにくいし、まして自転車では大変通りにくいという駅前の歩道があるわけでして、ぜひここのところは置かない工夫をお願いしたいと思います。

前回でしたか、夏井議員からも具体的な提案がありましたけれども、そういった小金井方式というのでしょうか、置いた人が恥ずかしくなるような、そういう対策も必要ではないかという感じがいたしますので、この件についても、お聞きをしたいと思います。

それから６つ目は、商店が歩道に品物を並べているということが目につくわけでございます。全部なくすというのは大変難しいことがあるのかもしれませんけれども、特に狭い歩道、交通が頻繁なところ、こういったようなところについては善処していただきたいわけでございますけれども、こういったものについて、市側は今どういうような御指導をされているのか、またこれからどういうような指導をしていこうとしているのかを、お尋ねしたいと思います。

それから質問の７点目でございますけれども、これは福祉部関係にお聞きをするわけでございます。特に福祉部といたしまして、障害者年等もあったわけでございますけれども、最近地方自治に関する本を読んでみますと、やはり障害者が町の中で市民と一体となっていろんなことに参加できる、これが本当のまちづくりだろう、こういうことがよく書かれております。そういった面から、車いすでも安心して歩ける歩道という観点から、現在の市内の歩道について点検をしたことがあるのかどうなのか、今の歩道で危ないというふうに感じておらないかどうか、その辺をお聞きをいたします。

それから質問の８点目は、教育委員会にお尋ねをいたしますけれども、通学路の安全確保についてでございます。障害者同様、子供さん、いわゆる弱者、こういった面から通学路の指定などしているわけですけれども、この通学路の指定に対して、安全面の点

検をしているとは思いますけれども、どういうような形で日ごろ点検、フォローをされているのか、お聞きをいたしたいと思います。

以上８点、質問したわけでありますけれども、最後に、今回の63年度の予算の中で福祉環境整備費というのが500万円計上されております。委員会の中では、いろいろ市民から指摘されているようなところについて改良をするために使っていきたい、こういう答弁があるわけでございますけれども、私は歩道に限らず、いろいろな面で市内の福祉環境というか、そういう整備費がついたのであれば、福祉環境整備基準というものをつくって、それに合致していないところは整備していくという考え方が必要だと思うわけであります。

そういった観点で、恐らく市側もお考えだろうと思いますけれども、現在、福祉環境整備基準あるいは要綱というのでしょうか、こういったようなものはどこまで進んでおられるのか。さらにはその福祉環境整備基準というのは、市役所の組織の中ではどこが中心になって検討しているのか、お尋ねをいたします。

以上９点について、御答弁をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　歩行者が安心して歩ける歩道、道ということにつきまして、今の議員さんの御説はごもっともであるというぐあいに考えておりまして、私ども道路を管理し、また設計する上におきましても基本的なことであるということで、真剣に受けとめているところでございます。

１番目の歩道の総点検を実施する考えがあるかという御質問でありますが、日野市といたしましては建設部を中心といたしまして、常日ごろから気を配っているところではございます。

具体的に申し上げますと、職員が現場に行きます。そのときには、行くときにも道路のある程度の点検をする。そうして帰るときには、行った道ではなくて、道を変えて帰ってきて点検をする。その都度、悪いところがありましたら、これは改良をいたしております。そのような心配りはしているわけでございますけれども、まだ構造上不都合な場所が見受けられます。このようなところは、早速改修をしてまいりたいというぐあいに考えております。

御質問はごもっともなことで、これまた本当に真剣に受けとめているところでございますが、これを機会にさらなる点検を行っていきたいというぐあいに考えております。また国道、都道につきましては、改良の要望等を早速行っていきたいというぐあいに、

特に都につきましては、今月中に対処したいというぐあいに考えております。

それから２番目の、歩道と車道の段差の解消をすべきではないかということでございます。

設計に当たりましては、歩行者の安全を図るために歩車道の分離をするというのが原則でございますが、狭い道路ではちょっと苦しゅうございまして、これはできませんけれども、しかし歩車道を分離した場合、歩道をつくる方法といたしましては、マウントアップ方式とフラット方式という歩道のつくり方がございます。

これにつきましては、日野市はどちらをとっているかと言いますと、より安全性という面から見ますとマウントアップ方式がよいという考えでございまして、マウントアップ方式をとっているところでございます。この方式のデメリットと言いますか、不利益な点と言いますと、車道と歩道に段差ができることであります。今おっしゃいましたように、この段差の解消ということになるわけでございますが、これにつきましては、ところどころ急であるというところもございます。今度、福祉のまちづくり基準というものを市でも４月１日から施行しているわけでございますけれども、これはその勾配を８％以下にしなさいというように一応の基準を定めておりますので、この段差のすりつけにつきましては、そのような方向で持っていきたい。極力改良をして、対処していきたいというぐあいに考えております。これまた国道、都道ございますので、これの改良につきましても、同じく都及び国の方に要望したい、というぐあいに考えております。

次に、歩道の切り下げの件でございます。

議員さんも私も思っている場所は同じでございまして、警察の前は、車道ではなく、歩道を自転車で乗りますと、まるで波に乗っているような感じでございまして、これはやはり切り下げという、マウントアップ方式にしますので切り下げということが起きるわけでございますけれども、やはり歩行者の通行を十分に配慮いたしまして、路面が連続して平たんとなるようにいたしたい。またそのようにする必要があるのじゃなかろうかというぐあいに考えております。

特に狭い道路の歩道、これが非常に問題でございます。これ等につきましては特殊街渠ブロックというようなものを現在出しておりますので、これ等を利用いたしまして、連続して平たんな歩道をつくるべく配慮してまいりたいというぐあいに考えております。

それから歩道の電柱の件でございます。

これは非常に難しい件でございまして、道路法の32条及び施行令の７条で――本来道路というものは物と人を運ぶ、移動させるというのが私は大原則だというぐあいに考え

ております。それともう一点、案外落としがちなのが、道路のあることによって家が建つのであるということもございます。

電柱につきましては、これは公益性が非常に強うございますので、水道、下水管とかガス等につきましては特別の占用については配慮を、法律的にも払っているところでございます。そういう観点から、ちょっと心配りをすれば、電柱がなければもう少しよくなるのにというのが、前に馬場繁夫議員さんが御指摘なさった学校のところに私、現に見にいきまして、この電柱が１本なければ非常に見通しもよくなるし、いいのだがなと思うようなところもございます。そのようなところは、やはりＮＴＴなり東電に御協力を願って民地側、それとも道路の中でもちょっと動かしさえすれば見通しがよくなるようなところもございます。

それと、今、建設省ではある程度都市を指定いたしまして、そういう電線を空中ではなくて地中に埋めていく、キャブシステムと申しておりますが、これ等をした都市には、実行しているようでございます。こういうことも日野市でも、狭い道路ではやはり困難でございますけれども、広い道路につきましてはキャブシステム等を考える必要もあるのじゃなかろうかというぐあいに考えているところであります。これにつきましては、やはり非常に問題点がございまして、おいそれとはいかないというぐあいには考えておりますが、十分に配慮したいというぐあいに考えているところでございます。

放置自転車の件でございます。御説のように歩道に散乱いたしておりまして、まことに歩きにくい。特に日野駅の前、豊田の駅、起点とする高幡はさほどのこと、少々悪うございますけれども、あちらこちらで見受けられるところでございます。

これは市といたしましては、撤去じゃなくて移動をしていく。結局300メートル以外のところに保管場所がございますので、駐車場がございますので、そちらの方に移動をしていくという考え方でございます。62年度につきましては自転車が6,286台、バイクが976台の移動をいたしました。また春と秋の交通安全運動週間がございますが、このときにも自転車を駅の300メートル以内には置いていただかないように、キャンペーンをしているところでございます。

本年度は５月17日から、今、私の手元に届いていますのは６月８日までの移動でございますけれども、合計2,028台、自転車の移動を行っております。バイクにつきましては204台、合計2,232台の移動を行っております。このように十二分に今後とも気をつけ、自転車で通っていらっしゃる途中に市の無料の駐車場をつくるということが、やはり一番ではなかろうかというぐあいに考えております。そのためにも、ことし予算をお願いしているところでございます。

その次に、商店の歩道の占用の件でございます。

これは非常に問題でございまして、私、見ますと、場所を言ってはちょっと悪いかもしれませんけれども、百草の駅の周辺、それから日野駅ではそんなに見当たりません。それからあそこの多摩平も少々見受けられますが、これはやはり私の方といたしましては年数回御注意を申し上げ、不法占用である、私の方としましては、歩道の占用というものは、今後にわたって許可を与える考えは全くございません。歩道は歩道として使っていただくということが原則でございますので、占用はあくまでも不法占用であるという解釈をとっておりますので、これにつきましては十二分に配慮いたしておるところでございますけれども、なかなか徹底しないというううらみがございます。なお一層、議員さんのおっしゃるとおり、これ等にも気配り、心配りをいたしまして、歩行者が安心して歩ける、歩道を狭くしないというぐあいな方向で検討を加えていきたい、かように考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　それでは７点目の、車いすの問題での御質問がございました。

車いすで安全に通れるかどうかという、歩道の点検をしたかどうかという御質問でございました。

これについては、福祉部として独自に調査したことはまだございません。今後につきましては、歩道等の管理をしております担当部署等と協力をしながら、これについては実施してまいりたい、こういうぐあいに考えております。

また危ないところはないかということでございますけれども、実際に私どもが市内を通りますときに、車いすで歩行されている障害者の方も見受けることがありますけれども、大変危険な状態ではないかと思います。特に川崎街道とか車の多いようなところ、周辺の歩道はまだ未整備なところも多うございますので、今後これについては、歩道の完備、整備等は十分にしていかなければならないのじゃないか、こういうぐあいに考えております。

○議長（市川資信君）　　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　　８点目の、通学路の安全の問題についてお答えをいたします。

児童生徒の登下校時における安全確保ということは大変重要な問題でございまして、１つは安全な通学路を設定をするということと、通学路上での安全の確保をやる、もう１つは児童生徒に対する安全の指導を行う、この３つが一体的になって子供たちの安全を確保するという形になろうかと思いますが、実際には、設定される通学路については、歩道と車道が分離をされているということが一番望ましいわけでございます。しかし実際には、一般の生活道路を通学路として指定をしておりますので、こういうような整備をされた道路、どちらかと言えば、実際の通学路上では少ないのではないかというふうに思っております。

できるだけ危険な場所は避けて通学路は設定しますけれども、どうしてもそこを通学路とせざるを得ないような場合もございますので、そういった場合には関係機関の方に、そういった道路上の整備に関して御要望も申し上げております。それからあるいは道路標識等については、こちらの方で設定をするというようなこともやっているわけでございます。

通学路というのは、一度設定をしてそのままずっと変わらないということではなしに、やはり見直しが必要になってきます。道路そのものも変更されることが非常に多うございますので、原則的には毎年見直しをして、もし変える必要があれば協議の上で変更をするというようなことも考えておりまして、そういった点については、今後も安全確保のために努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　福祉部長

○福祉部長（高野　隆君）　それでは９点目の、福祉環境整備要綱についての御質問にお答えいたします。

福祉環境整備要綱につきましては、昭和63年の４月１日に制定いたしまして、同日から施行しております。４月から５月までの相談及び件数につきましては、公共施設の相談が２件、協議が４件で、計６件でございます。また一般市民の相談等の件数は、計画中の相談が２件、協議を行ったものが15件、合計で17件ございました。

この要綱が、日野市の住みよいまちづくりの指導要綱、日野市住みよいまちづくり指導要綱との関連要綱として実施しておりますけれども、この２カ月間の指導要綱の適用を受ける施設につきましては、100％の協議に応じていただいている、こういう状態でございます。

どの組織が中心になって福祉環境整備要綱を進めているかということにつきましては、

一つは市が実施する公共施設の場合、公共施設は施設を管理する担当課がございますので、この担当課と社会福祉課で協議をして実施する、これは年間100件を超える件数があると思いますけれども、それぞれそのような形で進めるということでございます。

それからもう一つは一般市民の方が施行する場合、これは日野市住みよいまちづくり指導要綱に基づきまして、都市計画課が窓口となります。都市計画課では要綱に照らし合わせて、該当する場合には社会福祉課に紹介することになります。社会福祉課では施行者とチェックリストがありまして、チェックリストによって協議をして決裁する、その決裁書は都市計画課に回答として送付される、こういうことでございます。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　ありがとうございました。大変前向きに御答弁いただきまして、大変よくわかったわけでございますが、通学路と今の福祉環境整備についてもう一度お聞きをしたいと思うのです。

まず通学路の方なんですが、要するに教育委員会サイドで、ぐあいの悪いところで直すべきところは担当課にも改善方を要望している。あるいは道路標識などについても努力をしている、こういうお話がありまして、そういうふうにやっていただいているということについては、大変いいことだなというふうに感じるわけでございます。

ただ一例お聞きをいたしますけれども、こういったようなときにはどうされているかということであります。この間、もうどのくらい前になりますか、東光寺小学校の子供が、都道との交差点を飛び出して、大変重傷を負ったというケースがございます。地元の東光寺小のＰＴＡの皆さん方は、道路の整備ということで請願を出されて、それぞれの整備を議会の方に出されたわけでありますけれども、例えば子供の交通事故が起きたというようなときに、その原因の究明なり再発防止なり、こういったようなことを学校とよく相談しながら、それも関係部署に改善方の要請をしていくのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから福祉環境整備基準のことについてでございますが、私もこのことについては、一般的に言えば公共施設とかこれからのまちづくり要綱の中での、どういうふうなものにしていくかというようなことが整備要綱になるのかもしれませんけれども、ここでの質問の中は、市内の歩道を歩きよくしていこうではないかという観点からの、福祉環境整備基準についての質問なわけでございますので、そういった中に歩道の整備というようなことが入っていないのかどうなのか、私当然入れて、それに合致していないところは、既存のものも直していく必要があるのではないかという観点で、この福祉環境整備

基準を取り上げておりますので、その２点について、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　　今、交通事故が発生したような場合に、それについて通学路としての見直しその他のことを検討しているかという御質問でございますが、61年度それから62年度、学校の管理外も含めまして、事故がそれぞれ小中合わせて13件ほどございます。それはこちらの方に報告が上がっておりまして、その理由も把握しておりますので、当然そういう事故防止という観点からも、学校側ともその辺の状況について十分に打ち合わせをして、それが例えば通学路の設定の仕方なり、あるいは道路上の問題点に起因するというような可能性がある場合については、その辺については十分検討して、道路上に一定の改良を加えれば改善される場合もありますし、あるいはなかなかそれが難しくて、通学路の設定し直しをしないといけないという場合もありますけれども、いずれにしろ十分に原因を究明して、しかるべき措置は、必要ならば、道路の改善その他についても要望するということはやっております。

以上です。

○議長（市川資信君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　福祉環境整備要綱の中に、歩道の対応はどのようになっているかということでございますけれども、福祉環境整備要綱の中での対象といたしまして道路及びこれに附帯する施設ということで、該当するようなことになっております。

そして内容といたしましては、歩道からのアプローチ等についての段差の基準、あるいは歩道との取りつけ部分の点についても、あるいはガードレールの設置についても、それぞれ定めがございまして、それに沿って基準が定められている、こういうことでございます。

○議長（市川資信君）　　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　　ありがとうございました。

一応福祉環境整備基準についても、歩道のそれぞれのスロープの段差、あるいは勾配というのですか、あるいはガードレールというようなことについても基準はできている、こういう御答弁でございました。

それから福祉関係では、福祉部独自では点検をしていないけれども、関係部署と協力をとりながら進めたい、こういうお話がございました。私はぜひ、市内の１地区を私が指定するわけじゃございませんで、１カ所あれば必ず数多くのものが市内各地にあると

いうふうに、いつも判断をしております。したがって立派な福祉環境整備要綱、基準があるのであれば、それをぜひ市内のそれぞれのところに照らし合わせてみて、悪いところは改良するということをリストアップしていく、そして年度計画でもつくって改良工事をしていくということが、日常の行政の中で大変必要なことだろうというふうに感じておりますので、御努力をお願いをしておきたいと思います。

それで、市長にお聞きをするわけですけれども、６月８日の日本経済新聞の切り抜きの記事がございまして、「職員が足で街の実態観察、武蔵野市」というふうなのが出ております。

「東京都武蔵野市は、職員自らが街の実態をじっくり観察、点検する『職員タウンウオッチング』を始めた。『行政の原点は現場にあり』を実践する。足で集めた基礎資料は現在作成中の市の長期計画の中で生かし、二十一世紀に向けた街づくりに取り組む。調査員は計139人。福祉、建設、教育などすべての部門から選抜した。18日まで13の班に分かれて、担当の区域を観察する。街は、その時々の条件によってたえず姿を変えるため、朝、昼、夜、雨の日、日曜日など条件を変えて何度も観察する。問題点だけでなく、武蔵野市ならではの素晴らしい点の発見にも努めてもらう。」、こういうことを始めたということが、新聞で紹介をされております。

これを読みまして、今回取り上げました一歩道に絞った形の質問でございますけれども、こうした行動が必要ではないかなというふうに感じておりますので、これについて、市長はどのような見解を持たれるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　道路管理の上から安全をどのように追求していくかということは、絶えず一番中心課題になって道路行政が発展してきた、このように思っておりますが、特に車道に対しまして歩道という位置づけ、その歩道になるべく幅員が保てるとか、あるいは平たんが保てる、そしてまた車道との関係で危険防止のガードレールとか、そういうものを敷設をする、こういう努力は一応はやっておるわけでありますが、特に御指摘の段差解消、あるいは歩道部分の車の出入りのいわゆる波打ち、このことになりましたら全く説明の余地がないと言いますか、、不十分な点が多々多いわけであります。

一方の論理を立てると一方が伴わないということでもありましょうけれども、それを両面から矛盾のないように解決をしていくということが、大切なまた行政課題にもなっておるというふうに感じるわけでありまして、点検手段として、日常的にもちろん道路管理者の立場から行っておるわけではありますが、なお入念に着眼点を定めて、ときど

き総点検に近い状態の観察をするということも、有意義であり、重要だと思っております。

福祉環境整備要綱という中に、つまり基準を定めまして、その基準をこれから行う工作物には早速適用しよう。それから次いで過去のできておる部分の改善にもだんだんと及ぼしていこう、こういうことになるわけでありますが、相当な努力も大切ですし、期間、経費も要することは言うまでもありません。目下やっておりますのは、これからつくるものについて、あとで手直しをしないような、基準に沿った設計並びに工事をしていただく、こういうことで機能をさせておる。過去のできものにつきましては、だんだんと順序を追ってそれになるべく合わせていく、こういうふうなことだったというふうに考えております。

武蔵野市がいわゆるタウンウオッチングということを特に強調して、職員を中心として、私も日ごろそのことは、そういう言い方ではありませんが、市民生活の立場に立って、そして市民の目で、取り組むべき我々の行政をしっかりと観察をしていく、これが自治体行政の大切なことであるということを、強調してまいっております。

道路のこともございますし、その他につきましても、何か私は市民参加によって、市民の論理研究会というふうなものを思い立ったらどうだろうかというようなことを、構想いたしております。つまり、もちろん行政はいろいろなことに明るいプロでなければなりませんが、また一方に、市民側から見た視点というものが、それに大きく反映をしていくことが大切なことでありまして、地方自治の理念というのは、当然そうあるべき性格のものだ、このように感じております。

今後、具体化につきましても、一層内部の検討並びに努力を詰めていきたいというふうに思います。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　大綱、質問に大変ミートした形での御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

ただ私、今までもやってきているけれども、これからもやっていきたいという福祉部長の御答弁で、今まで福祉部としては実際やっていないというところが大変気になるわけでございます。やはり一応市民の皆さんの声も聞くということ、非常に大変で、大切なことだと思いますけれども、とりあえず実情はプロである職員が知るということも大変重要なことでございますので、そうした意味では、庁内でいろいろ考えるということも重要ですけれども、現地に出ていただくということをぜひお願いをいたしまして、こ

の質問を終わりにいたします。

○議長（市川資信君）　これをもって1の1、歩行者が安心して歩ける歩道にするために市内歩道の総点検をの質問を終わります。

一般質問2の1、政府自民党による福祉切り捨ての犠牲者を一人も出すな！――生活保護行政の後退について問うの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔9番議員登壇〕

○9番（中谷好幸君）　それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私ども日本共産党は、竹下内閣による昭和63年度の政府予算について、大軍拡と大増税準備、暮らし破壊の三悪予算、こういうふうに特徴づけています。

第1に軍拡でございますけれども、ＧＮＰ1％の枠をさらに広げまして、中曽根内閣、竹下内閣6年間を通算しますと、43.1％の伸びというふうになっています。量が大きくなるだけじゃなくて、内容的にも一歩も二歩も踏み込みまして、例えば1隻1200億もするイージス艦や、あるいはアメリカの対ソ戦略への直接加担ともなる対潜水艦船センターの建設、あるいは超長距離レーダー、ＯＴＨの硫黄島への設置につながる予算、あるいはこういうふうなアメリカの核戦略支援のための戦力増強に直接つながる予算が盛り込まれる。あるいは思いやり予算として、ついにと申しましょうか、シナイ半島に駐留するアメリカ軍などに100万ドル拠出する、こういうふうな予算も新しく計上されているところであります。

大増税準備と申しますのは、地価の暴騰下で緊急を要する相続税の減税、あるいは勤労者が渇望するところの所得税減税、こういうのをやらないで、これを先送りしまして、大型間接税導入のための人質にする、こういう布石となるような予算になっているわけであります。

また暮らし破壊の面では、中曽根内閣に輪をかけた福祉、教育切り捨ての予算となっています。年金生活者が毎年100万人ふえる、こういう中で当然増は7,000億くらい見積られるわけですけれども、そのうち4,000億をばっさり削って3,000億の増しか認めない。パーセントで言えば前年比2.9％増、軍事費増の半分、こういうふうな伸びしか福祉については認めない、こういうふうな中身になっています。中曽根、竹下内閣の歴代6年間で、先ほども述べましたが、軍事費が43.1％急増しているのに対して、社会保障関係予算は14.3％増に抑えられているわけであります。

そして、この中曽根、竹下内閣を通じて老人医療費の有料化や、健保の本人1割負担、あるいは年金の改悪、児童扶養手当や児童手当の改悪、老人医療費の再改悪、こういう

ふうに続いてきたわけでありますけれども、今年度の予算では一歩踏み込んで国民健康保険のさらなる改悪、そして生活保護へのさらなる突っ込んだ攻撃を集中してきているところであります。

生活保護費の予算は、今年度１兆900億円であります。これは前年比、250億円の削減であります。政府は昭和60年度より、生活保護に対する国庫補助率を８割から７割に削減しましたけれども、総支給額そのものは、中曽根の時代、若干でもふえていました。しかし給付総額そのものを削減する、これは生活保護制度始まって以来の蛮行であります。ここまで竹下内閣が手をつけました。

竹下首相はかつて生活保護費の受給者はもらいぐせがついているとか、あるいはみんながそういうふうになってしまうと羞恥心が薄れて、恩給でももらうような気持ちになってしまうというような、人権感覚の全く欠落した暴言を吐いているわけでありますけれども、このような冷酷無残な処置が今年度の政府予算ではとられているわけであります。

さて私は、この一般質問で日野市の生活保護行政について取り上げるわけでございますけれども、その理由は生活保護制度が憲法25条で保障された国民の生存権の最後のよりどころとなる制度、いわば生存権保障の根幹をなす制度であるにもかかわらず、戦後政治の総決算の名のもとに、中曽根、竹下歴代自民党政府のもとで、その土台から揺るがされようとしていると考えるからでございます。過去３年間で生活保護受給者は15万人も切り捨てられました。その中で、全国で多くの悲劇が伝えられているところであります。

昨年の１月22日には、札幌の白石区で生活保護の申請を受けつけてもらえなかった母子家庭の母親が、３人の子供を残して餓死するという事件が起こりました。そして10月には、東京都荒川区で支給されていた生活保護を打ち切られた一人の老母が、２度生きて福祉を受けたくありません、福祉は人を助けるところでしょうか、苦しめるためのところでしょうかという、福祉事務所への抗議の遺書を残して自殺をいたしました。

御承知のように、生活保護は国の機関委任事務であり、厳しい国の指導、監督のもとに置かれております。ですから、国による生活保護行政の後退はストレートに地方自治体に影響いたします。私は、札幌や荒川区で起こったことが、決して人ごとに思えないわけであります。私は、札幌市や荒川での悲惨な事件からしっかりと教訓を酌み取り、日野市においては絶対にこのようなことは起こさせない、一人も犠牲者を出させないという決意を高めることが大事だと思うわけであります。

私は今、国の保護行政の後退がストレートに自治体に影響すると申しましたけれども、

日野市の場合どうなっているのかということを、これまで決算委員会や予算委員会で出された資料に基づいて、見てみたいというふうに思います。

この10年間の生活保護世帯ですけれども、昭和53年度、日野市の生活保護世帯は534世帯でした。若干ですけれどもふえ続けまして、ピークは昭和60年619世帯となっております。ところが61年、62年の２年間で100世帯以上、著しく生活保護世帯が減少しました。昭和62年は502世帯、これは10年前の昭和53年以前の数字になるわけであります。60年を100とするとこの２年間で81、20％、保護世帯が減っているわけであります。

保護人員の率、保護率ですけれども、２年間で6.7パーミリ、1,000人のうち6.7人から5.2パーミリへと、著しい減り方をしております。同様に、この10年間の相談数と申請数を見てみますと、相談数は年々増加している。福祉の窓口に来る人は年々増加していますけれども、申請を受けつける、これはどんどん減少しているという傾向が見られます。

数字で見てみますと、11年前の昭和52年の申請数の相談数に対する割合は、相談数が、窓口に来た人が295件に対して申請数は164件で55.6％、要するに、窓口に来た人のうち半分が申請を受理される、こういうふうな事態にありました。ところがこの率は年々低下いたしまして、昭和60年には26.6％、すなわち窓口に来た人のうち４人に１人が申請が受理される、こういう状態に低下しました。そしてその次の61年から世帯数が急激に減るわけですけれども、昭和61年度には、相談件数473件に対して申請数は85件、17.9％と著しく減る。５人に１人以下になってしまうわけであります。

そこで、質問の第１でありますけれども、この生活保護の著しい減り方、この原因について、私は国の生活保護行政の後退、具体的には国庫補助の削減、そしてあわせて、保護の適正化の名による受給抑制の指導によって、生活保護受給に対する自己規制が迫られてきている。ここに原因があると考えるものでありますけれども、この著しい生活保護世帯の減少について、福祉の現場におられる市当局はいかに考えられておられるのか、このことについて、最初に質問をしておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　先ほどの第１点目の保護申請受理件数の減少について、その原因は何かということについて、お答えをいたします。

現在、日野市の保護率は5.1パーミリになります。しかしながら、この減少の状況というのは、一つには離婚率の低下ということを、私ども考えております。ここ数年の傾向を見ますと、母子世帯の発生が逐次減少してきておりますし、この生保率も減少して

いるということが一つございます。

それからもう一つは景気の問題でございますけれども、若干の景気の後退はある、こういうことは見られますけれども、総体的には好況を維持している、こういうことでございます。

それから３番目には、61年の４月から生涯基礎年金が導入されました。この結果、年金需給による所得の増加というか、それにより生保家庭でなくなる、こういうことが急速にこの年には発生いたしました。

その他高齢化の進行、離婚等の社会的要因等の問題、あるいは景気動向等の関係、いろいろな諸要因によって複雑に影響し合いながら現在の状況が生まれてきている、こういうぐあいに考えております。

総体的に26市、23区の状況については、減少の傾向でございます。また全国的な平均につきましても減少の傾向を示してきている、これが現状でございます。これについては、先ほど御指摘のように、国からは適正化指導等も行われておりますけれども、これについては不正受給を避ける、あるいは所得等の適正な調査を行う、こういうような形での国の指導等もございますけれども、これについて、日野は特に、先ほど御指摘のありましたような札幌市の白石区、また荒川区の例に示されております、福祉事務所の窓口での非常に冷たい扱い、こういうような形での処遇というのは私どもはしていない、これは申し上げてよろしいかと思っております。

御理解を賜りたいと思います。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　日野市の生活保護世帯が著しく減少しているという問題について、３つほどその原因と考えられるところを御答弁いただいたわけですけれども、離婚率の低下の問題にしても、あるいは景気の問題にしても、余り数字として根拠はないのではないかというふうな感じが、私は今、します。

例えばここに昭和60年度と61年度の生活相談内容と処理状況、こういう福祉事務所のつくったデータがあるわけですけれども、60年から61年に急激に、申請受理の数が50件ほど著しく減っているのですけれども、例えば母子世帯の生活相談、窓口に来られた数というのは、昭和60年がトータルして74件、61年は82件、逆にふえているわけです。全体の中でそういうふうな傾向もあるのかもしれませんけれども、生活保護の申請受理に影響するような影響でないということは、明らかだと思うのです。

また、景気の一定の落ち込みがあるというふうにも言われるわけですけれども、昭和

60年から61年、62年にかけてというのは、むしろ円高不況の一番厳しい時期に当たっているわけです。これが直ちに著しく生活保護の受給者が減るというふうな働きをするということは、私はとうてい考えられないわけであります。

それからもう一つ、基礎年金が改善されたということでございますけれども、これについては、一定の根拠があるところであります。いただいたデータでも、生活保護の廃止の理由のうち、昭和60年から61年にかけて、仕送りとまとめて書いてあるのですけれども、年金仕送りによって一定の廃止件数がふえているというふうな点で、これは認めざるを得ないというふうに思います。

しかしながらそれもほんの一部の影響であって、この生活保護世帯の率が減っているというのは、打ち切り廃止とともに申請受理が抑え込まれている、この２つが相まって起こるわけでございます。

ちょっともう少し今の資料を見てみたいと思うわけでございますけれども、この昭和60年度と61年度の相談内容と処理状況の一覧表でございます。昭和61年、62年を比較してみますと、他の法律や施策の活用によって申請受理に至らなかったケースというのは、昭和60年61年、ほとんど変化がありません。大きく変わっているのは、申請受理が大きく減って、窓口に来て相談だけという件数が著しくふえている、これが実際の姿ではないかと思います。ですから私は申請受理の抑制、ここに問題のかなめがあるのではないかというふうに思うわけでございます。

私は、先ほど生活保護世帯、特に著しく減少している根本的な原因が国の生活保護行政の後退、国庫補助の削減や地方自治体への負担の増加、例えば昭和60年度の国庫補助率の削減によって、昭和63年だけで日野市の負担は7600万円もふえているわけであります。あわせて、適正化という名による受給抑制の強力な指導が行われている。こうした中で、受給抑制の自己規制が強く働いているんではないか、こういうふうに思うわけであります。こういう点について、今の答弁では認められていないわけでありますけれども、認めるか認めないかはともかくとして、もう少し数字を見たいと思います。

国が国庫補助率を削減する前の昭和59年、このときの補助率、それから補助率を削減して３年を経過した昭和62年の被保護率、人口1,000人当たりの人員を見てみますと、今、若干福祉部長からも御答弁がありましたけれども、国全体では12.2パーミリから10.6パーミリへと減少しております。昭和59年を100とすると、国の減少は86.9ということになります。日野市の場合はどうなっているかと言いますと、昭和59年が6.7パーミリ、昭和62年は5.2パーミリ、100から77.6、国以上の減り方であります。

ちなみに、さきに生活保護の受給が打ち切られて、老人が自殺に追いやられたという荒川区はどうなっているかと言いますと、59年度が16.6パーミリ、これが３年間で62年度が11.7パーミリになります。100から71.7、30％近く減少しているということになるわけであります。全国平均が100から87で、荒川が100から72、日野はその中間の100から78、日野は荒川ほどひどくはないけれども、全国平均と比べるとむしろ荒川に近い数が、少しショッキングな数が出ているわけであります。

この荒川区の生活保護行政というのは、今、東京都でさえも問題があると指摘しているところであります。生活保護行政は国と都、会計検査院の厳しい監査を受けるわけでありますけれども、例えば昭和62年度東京都指導検査講評、これは昭和62年10月２日、こういうのは口頭で行われて文書にならないということなんですけれども、出版されています。この中で東京都が荒川区の生活保護行政についてどういう指摘をしているのか、ちょっと読み上げてみたいと思います。

「荒川区さんの場合、保護率が非常に下がっております。そのこと自体の良い悪いを私は申し上げるつもりはありません。59年４月には15.5パーミルが、62年４月には10.9パーミルまで下がっております。それから相談件数を見ますと59年度を100とした場合、61年度には75.1に下がっております。それに対して、相談に来た人のなかで相談のみの処理が59年度が26.2％、60年度は30.8％、61年度は40.8％に上がっています。

半面申請受理が59年度45.3％あったのが61年度には32.4％に下がってきている。さらに開始件数は、59年度1,446件が61年度817件つまり59年度を100とした場合に、61年度には56.7になります。これが良い悪いは私は申しません。これはもちろん当然色々な事情でそういうことは可能ですから、そういう事情を全国レベルで見た場合、あるいは23区で見た場合、若干荒川区の動きというか傾向はちょっと特異な動きをしている。そのへんの問題と、それから私共都の方にも、若干荒川区の区民の方から、保護を受け付けてもらえないとか廃止されたとかそういった類の苦情が、荒川区の場合はちょっと目立ってある。このような状況だとかそのへんを色々勘案して考えた場合に、いま申し上げた意味での――特に老人とかあるいは母子とか、こういう方に対するまず第１段階での指導の面が、やや厳しいのではないかなと――これは方針の問題ですから、私はとやかく申し上げられないのですけれどもそう感じています。いわゆる、この生活保護制度は憲法上の生存権の保障の措置である点をさらに認識いただいて、窓口でそういう生活保護の受給権を制限されているというふうに受け取られないように、適正化ということに取り組んで頂きたい。そんなふうにお願いしておきます。」

このような講評が東京都から荒川区の法行政について行われているわけであります。いろいろ配慮して言い回しが多いわけでありますけれども、指摘している点は、１つは荒川区の場合、保護率が著しく低下し、相談しに来た人のうち、相談のみで帰っていかなければいけない人が著しくふえて、逆に申請を受理する数や開始件数が著しく下がっているということ。

２つ目は、こうした数字は全国レベル、23区と比較して荒川区の動きは特異である。また都への苦情も多い。そういう点を考えると、荒川区では特に第１段階での指導が厳しいのではないか。４つ目に、生活保護行政は生存権の保存の保障の措置であるから、窓口で受給権を制限されているというように受け取られないようにしてほしい、こういうことを言っているわけであります。

私は日野市で、荒川区で起こっているような人権侵害が起こっているものであると信じるものではありません。しかし今述べましたように保護率の著しい低下、相談に来ただけの人がふえている、そして申請受理や開始が減っている。数字だけから見ると、荒川区とよく傾向が一致している事実は否定できないのではないかかと思います。

そこで日野市においては、東京都が荒川区に指摘したような、窓口において受給権を制限されているというように受けとられる、そういう事態は起こっていないのかどうなのか。このことについてお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　窓口での受給権の侵害はないかという御質問でございますが、社会福祉課の窓口での相談の内容を見ますと、傷病や障害者に対する制度、または離婚したときに受けられる制度、高齢者の生活不安、あるいは家庭不和、生活不安などの家庭全般の相談が多い、またそのために来庁する、こういうことが見受けられます。

相談に当たりましては、相談者の立場に立ちまして相談を受け、生活に困窮している世帯に対しては生活保護制度を説明して、保護申請を提出するように指導する、こういうことでございます。したがって、先ほど御指摘になりましたように、保護申請に至るまでに、相談の中での、相談件数に占める保護申請件数が少ないではないか、こういうことで御指摘がございましたけれども、58年度におきましては相談件数が502件、申請件数が130件、パーセンテージで申しますと25.9％、そのうち受理件数が123件でございます。59年は相談件数が485件、申請件数が140件、パーセンテージでは28.9％でございます。受理件数は136件、60年は530の相談件数に対して申請件数が139件、26.2％、133

件の受理。61年が473件相談に対して85件の申請件数で18.0、83件の受理、これがちょっと落ちたということを御指摘されました。62年度に至っては、412件の相談件数に対して、申請件数が27.4%、受理件数が105件ということで、これについては持ち直しているというように思います。

したがって、一定の波はございますけれども、相談に当たってそう大きな変化はないように私どもは考えております。また生活保護に至る相談につきましては、特に申請を抑制することをせずに指導をしている、こういうことでございます。

また生活保護に至っていない世帯につきましては、他法あるいは他の施策等を説明しまして、活用できる場合にはその窓口を紹介するということをいたしております。特に受給制限につきまして、職員一人一人にそのようなことのないように注意しておりますし、今後とも疎漏のないように十分指導していきたいというぐあいに考えております。

また国の指導等において、適正指導ということでの所得調査、または扶養義務者の調査が非常に言われておりますので、扶養義務がある場合にはその文書の提出等を義務づけられておりますが、これについてもケース・バイ・ケースで柔軟に対応していきたい、こういうぐあいに考えております。

○議長（市川資信君）　　中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君）　　相談件数に対する申請あるいは受理、あるいは開始の件数というのは、61年若干落ちたけれども62年はかなり盛り返したのたというふうな御答弁もあったと思います。62年の資料については私は知りませんでしたけれども、盛り返したとしたら非常にいいことなんですけれども、しかし時間の経過のスケールをちょっと小さくとっておりますから、一進一退というふうに見えますけれども、先ほども私述べましたように、10年間のスケールでとると、いずれにしてもかなり低下しているということは事実ではないかというふうに思います。そこら辺の受けとめ方はともかくとして、私は今の生活保護を考える場合、立法の精神に立ち返るということが非常に重要なんではないかというふうに思います。

生活保護法は、第1条で憲法25条の生存権を保障するものであり、自立を助けるものであるということを明らかにしています。それから2条で無差別平等の原則、3条で最低生活の保障、4条で資産、能力の活用が条件であるけれども、急迫した場合はこれにかかわらず必要な保護を行う、こういうふうな原則が規定されているわけであります。要するに生活保護は憲法にのっとった権利であり、国行政の義務であります。行政は、何よりも人権の尊重に努めなければならないことです。

差し当たり私は問題となるのは、やはりこの申請受理の問題があるのではないかというふうに思います。やはり東京都の指導ですけれども、昭和61年10月に都福祉事務所のブロック会議というのがありまして、ここで東京都がこのような注意を行っています。

ちょっと読ませてもらいます。

最近、生活保護の開始に関して、電話での照会、投書など当課に寄せられた情報から判断すると、住民に申請権を抑制していると受け取られかねない例があったので、ブロック別事務打合せ会の席上を借りて注意を促したい。

1、申請書の交付及び受理

保護の申請者に、申請書を交付する前に十分に説明することは必要なことであるが、保護制度に対する誤解、見当違い、管轄違い等で申請意思を撤回したような場合を除いて、申請書の交付及び受理は福祉事務所の義務であるので、慎重に対処願いたい。

2、扶養と申請権

法第4条第2項で、扶養義務者の扶養が法に定める保護に優先すると規定しているが、このことは、保護の申請者が保護の開始決定に当たり、扶養義務者の扶養能力について自ら挙証することを義務付けた趣旨ではない。

保護に優先すべき扶養の取扱いは、保護の開始又は却下処分までに福祉事務所の調査などにより取扱いを定めるべきであるという趣旨であるので誤解のないよう留意されたい。

こういうふうな東京都の指導が行われているわけであります。

どういうことかと言いますと、福祉事務所というのは申請者に対して制度の説明などは行うことができるけれども、指導や調査については申請を受理しない限りできない。少なくとも法的には権限はない、こういうことを言っているわけであります。生活保護法では実施機関、福祉事務所に対して、保護者への指導、指示の権限を27条で、また保護者は指導、指示を受ける義務を62条で課しているわけでありますけれども、この関係が市民との間で生じるのは、申請を受理した時点であります。したがって、申請の申し入れに対して申請を受理しないというのは、その人の権限の侵害になるわけであります。

例えば生活保護法では処分に対する不服申し立ての権限、行政不服審査請求権というのを保障しているわけですけれども、こうした権限も申請が受理されない限り発生しないわけであります。どんなに福祉事務所の処置に不満があっても、申請が受理されない限り、不服の申し立てをすることができない。こういうふうになるわけであります。要するに特別な場合でない限り、相手が保護制度についての誤解があるとか、管轄違いの

問題を持ち込まれたとかなど以外は、速やかに福祉事務所は申請書の交付、受理を行わなければならない義務があるわけであります。

その申請書に基づいて保護を開始するか却下するかは、申請を受理した後、福祉事務所が調査を行ってその適否を決める、法的にはこういう仕組みになっているわけであります。そこで福祉事務所では、あるいは担当部局では、こういう問題についてどういうふうに考えられるのかということについて聞きたいというふうに思うわけであります。なかなか申し込んでも申請書を交付してもらえない、受理してもらえない、こういうことを聞くわけであります。こういうことはないでしょうか。

相談に行くと、扶養義務者はないのかどうなのか聞かれる。兄弟や親の面倒を見ていただけないかどうか聞いてから、もう一度福祉事務所へ来てください。そうでないと申請書は交付できません、そういうふうに言うかどうかはともかくとして、そういうことはないかどうか。これは扶養義務者が扶養できるかどうかということを調べるのは本人の挙証義務ではないというふうに、東京都は言っているわけであります。これは福祉事務所で調べるべきことだ。

例えば家賃が高過ぎる、もっと安いところに移る見通しを立ててから、あるいは移ってから来てください、申請書は交付できません。こういうことはないかどうか。あるいはバイクだとか、何でもいいですけれども、財産を持っている。バイクがある人は受けられません。これを処分してからもう一度来てください。いろいろ聞くわけですけれども、要するに申請を受理してから福祉事務所が指導や指示、あるいは調査すべきこと、あるいは保護開始してから改める指導を行うべきことを相談の段階で持ち出して、なかなか申請書を交付しない、受理しない、こういうことは申請権の侵害にもなるというふうに思うわけですけれども、こういうことが事実、日野の福祉事務所で起こっているのかどうかはともかくとして、もしこういうことがあった場合、申請権の侵害になるのではないかどうか、このことについてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君の質問に対して御答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　確かに扶養義務者の有無あるいは財産の有無につきましては、これは生活保護の受給の際の条件になるわけでございます。これについての適正な調査なりあるいは把握等については、常々私どもは配慮しているということでございます。

しかしながら、すべての窓口での申請に対する、申請書を渡すということについての問題でございますけれども、これは非常に困難な状況ではないだろうか。実際にそれの

ケースの内容についての把握を十分にした上で申請書をお渡しするということを実際にやっておりますし、それが行き過ぎた場合には非常に問題が出てきますけれども、内容を十分に把握しながら申請書をお渡しする、これについては決して申請権の侵害ということではなかろうと、私どもは考えております。

しかしながら、中にはその中での財産の把握の中で、それが老後のお墓代であるとか、あるいは入院代であるとか、こういう点での、非常に先を見通しての貯蓄等がやはり問題になる場合がありますけれども、これについては十分に納得した上でのやはり申請受理ということでございますので、これについては生活保護法の基本に基づく理解を十分にしていただく、こういうことを心がけてやる、これが窓口での重要な配慮のポイントではないか、こういうぐあいに考えております。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君）　市の職員というのは、特に福祉の部門におられる職員の皆さんというのは、ある意味ではその生活相談者のプライバシーにも入り込んでいかなくちゃいけないような信頼関係が必要になっているわけであります。しかしそれは無制限な権限としてそういうことがあるのではなくて、やはり法律に基づいてそういうふうな権限が発揮されなければいけないのではないかというふうに思います。

申請権というのは権限でありますし、法的にはこれが受理されない限り、市の職員が相手のプライバシーにまで入り込んで貯金が幾らあるか、どうなのか、こういうことまで聞く権限はないわけであります。そういう問題は受理してから十分調査ができるし、そういうことができるんではないか、全然支障はないのではないかというふうに私は考えます。要するに私がお願いしたいところは、生活保護行政をもう一度憲法と生活保護法の原点に立ち返って実施していただきたいということであります。

今、適正化という言葉について、福祉部長も、国の指導というのは所得の把握だとか扶養義務者の把握、あるいは不正受給の摘発だと、こういうふうに言われましたけれども、まさに国の適正化という言葉は不正受給の摘発だとか、保護の抑制、引き締め、こういう言葉と同義で使われているわけであります。しかし本来の適正化の意味は、積極的に保護を必要としている国民に所得を保障して自立を助けること、これを適正に行っているかどうかということだというふうに思います。

例えば生活保護法は、4条3項で、先ほども申しましたように急迫した状況がある場合は、資産の問題だとか扶養義務者の問題は横に置いておいても、すぐに福祉事務所が措置することができる、しなければいけないというふうに書かれてありますし、7条で、

急迫した状況がある場合は、本人が申請しなくても保護しなくてはいけない、することができる。25条では、急迫した状況がある場合には、要保護者が、必要とされている方に速やかに職権をもって保護を開始しなければならない、こういうふうに規定されています。本来の福祉事務所の任務というのは、こうした法の精神からするならば、保護を必要とする人を積極的に探し出して、自立のための援助をすることであると思うわけであります。もしもこうした法の精神が福祉の現場に満ちあふれているならば、札幌や荒川の悲劇は起こらなかったのではないかというふうに考えるわけであります。

最後になりますけれども、市長にもこの生活保護行政の問題について、どういうふうなお考えなのかということをお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今まで国の委任事務ということで福祉事務所という制度を定め、なるべく市民生活の、人権の最低ということの保障できる福祉行政でなければならない、こういう考えで、私としては指導してきたつもりであります。まだ具体的に事例の判断に直面することはないわけでありまして、一に法の精神、そしてまた人道や人権を守るという積極的なものの考え方が大切だ、このように思っております。

一方に、働ける意欲のある方をなるべく早く社会に復帰してもらえる、そういうまた配慮も重要だ、このようにも考えるわけでありますので、私も状況を正確に把握をし、またこのたび機関委任事務が生保のみというぐらいに縮小される、こういう事態もございますので、真剣に見当をしてみたいというふうに思っております。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君）　最後に、要望、意見を述べて質問を終わりたいと思います。

一つは札幌の事件、あるいは荒川の事件をやはり人ごとのように考えるのではなくて、よく福祉の現場で検討していただきたいというふうに思います。この事件については、札幌市当局の側の記録やあるいは政府の見解、ケースワーカーを中心とした労働者の見解などが出版されております。福祉事務所で尋ねたところ、うわさ話としてしているけれども、よく現場では検討したことはないというふうなお話でしたけれども、ぜひこういう資料も使って、このケースについてよく検討していただきたいというふうに思います。

また繰り返しになるわけですけれども、生活保護行政を憲法と生活保護法の原点からもう一回見詰め直してほしい。違法なことはやっていないというお話ですけれども、実際に申請権を抑制する、あるいはそういうふうに受けとられられかねないようなことが

ないのかどうなのか、人権侵害がないのかどうなのかということについて、よく現場を洗い直して、そして職場の人権感覚を高めるように努力してほしいと思います。特に申請書の交付受理の問題については、どういう実態にあるのかということについて、もう少し実態を把握をしていただきたい、このように思うわけであります。

さらに職場の人権感覚を高めるためには、労働条件の改善も重要であると思います。国からの強力な監査と指導、また保護を必要としている方々の複雑な実態、この板挟みの中でケースワーカーさんの心労、苦悩は非常に大きなものだと想像されます。聞くところによると、ケースワーカーの配置基準は保護世帯80に対して1名というふうになっているわけです。日野市の場合、500を超える保護世帯に対して6名のケースワーカーです。係長を入れてぎりぎり法定基準に達する、こういう状況であります。人員の配置も含めてケースワーカーさん、福祉事務所の労働の実態についても検討していただきたい、このことを強く要望したいというふうに思います。

人間らしく生きる権利を求めた朝日　茂さんの人間裁判が始められてから31年、最高裁の判決がおりてから21年が経過いたします。私どもは、今改めて朝日さんの闘いを振り返る必要があるんではないかというふうに思います。

結核療養所の患者であった朝日さんが、ただじっとしているだけでは生活や権利は守れない。積極的に闘ってこそ守れるものであるという権利意識に目覚めたのは、朝鮮戦争を契機にして、政府がバターよりも軍艦へ、大砲へ、こういう方向転換をした時期であります。当時もやはり適正化の名のもとに生活保護を引き締める、結核患者の入退院基準を決めて、まだ十分治っていなくても結核患者を病院から追い出してしまう、こういうふうな医療と福祉と切り捨てと、朝日さんは闘ったわけであります。

当時朝日さんは生活保護の医療扶助、それから生活扶助を受けていたわけでありますけれども、福祉事務所はこの朝日さんがもう35年も会っていないという、行方不明になっているお兄さんを宮崎から探し出して、このお兄さんに月3,000円送金しろ、こういう指導をしたわけであります。お兄さんは生活が苦しい中でも、妻と子供が4人、しかし弟が重症の結核患者であるということを知って、1,500円仕送りするということになった。ところが国はこの1,500円のうち朝日さんには600円しか渡さない。これまで受けていた600円の生活扶助を打ち切る、残りの900円を国庫に入院費の一部として入れてしまう、お兄さんから送られてきたわずかの1500円を取ってしまう、こういうことをやったわけであります。

こういう中で朝日さんは、この血も涙もない当時の政府のやり方に対して、激しい怒

りをもって裁判闘争を闘いました。今、貧しい者ほど負担の大きい大型間接税の導入が策され、お年寄りは病院から追い出される。そして国保の滞納者には国民保険証を出さない、あるいは生活保護への激しい抑制、その一方で日米軍事同盟を強化してどんどん軍拡を進める、まさに私たちは朝日さんの心を受け継いで、人間らしく生きる権利を求めて一層闘わなければならない、こういうふうに思うわけであります。そういう立場で一層私どもも奮闘することを決意いたしまして、この問題での質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって２の１、政府自民党による福祉切り捨ての犠牲者を一人も出すな！――生活保護行政の後退について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前11時50分　休憩

午後１時18分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問２の２、都営住宅の開放型集合所には、地区センターに準ずる助成を行えの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○９番（中谷好幸君）　午前中に引き続きまして、一般質問をさせてもらいます。

この問題については、簡単に質問させていただきます。

千草苑の住宅が建てかえられまして、都営落川アパートができました。ここに開放型の集会所ができたわけでありますけれども、この開放型の集会所というのは、日野市内の都営住宅の中で恐らく初めてのものだと思いますけれども、都営住宅の住民だけでなく、周辺の住民にも開放して利用が可能であるというものです。

この地域は地区センター、自治会館とも空白の地域でありますから、大変歓迎されているところであります。ところがこの都が提供した開放型集会所は建物だけでありまして、机、いす、カーテン、暖房器、その他一切の備品は備わっていないわけであります。まさに建物だけであります。

住民の皆さんは、都に対して備品を備えつけるよう要望いたしましたけれども、都は都営住宅の集会所には一切そうした備品を備えつけないということになっているそうで

あります。市からは自治会館として扱われまして、年額３万円の助成を受けるということになりましたけれども、これではとても机、いすなど購入できないわけであります。小さい住宅でありますし、また自治会も小さいものでありますし、また新しい自治会でありますから備えもないわけであります。現在カーテンもなくて、ただ建物だけ、がらんとした状況で建っているわけであります。

開放型集会所というのは、自治会館というよりも地区センター的な役割を果たしますし、また実際にそういう役割を果たしているわけであります。都の施設でありますから、地区センターと同様の扱いをすることが難しい点もあると思いますけれども、備品など何らかの援助が市の方でできないかどうか、この点について質問したいと思います。

あわせて、今後都営住宅建設も予定されているわけでありますけれども、また開放型集会所というものが設置される可能性があるわけでありますけれども、この開放型集会所というのは、恐らく都営住宅建設計画に当たって、周辺整備という立場で、都との協議事項の一つにもなっているのではないかと思うわけであります。

その協議の際、建物の提供だけでなく、備品なども協議の対象として都に提供させることができないのかどうなのか、この点についても質問したいと思います。

以上２点ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは、１点目の御質問にお答えいたしたいと存じます。

１点目は開放型集会所の扱いを地区センター並みに助成できないかという御質問でございます。

御承知のとおり、千草苑の都営集会所につきましては都の所有であり、また管理でございます。一般的に市で建設し、管理をしております地区センターにつきましては、設備の備品だとか、そういったものは市で用意しておりますけれども、都の建物で、しかも管理も都が行うというような施設につきましては、今までに例がございません。都の所有、管理という中で、市が備品等を購入して配置することは非常に難しいのではないか、このように考えております。

なお、地域には自治会館が現在49ございます。同様に備品等の要求も出ておりますので、これらを勘案いたしますと、やはり均衡上、ここだけを補助するということはちょっとできないような状況になっております。事情は十分よくわかるわけでございますけれども、やはり均衡上、助成はちょっと今のところはできかねるというところでございま

す。

以上です。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点目の問題につきまして、お答えしたいと思います。

御承知のとおりこの公営住宅の集会所につきましては、建設省令の中で一定の建設基準が設置されているわけでございます。なお都営住宅の関係につきましては、国の基準をやや上回る住宅局の中での一つの基準の内規があっての、集会所の設置がなされているわけでございます。今の２点目の御指摘の中では、今後恐らく都営住宅の協議の中では、開放型というような形がなされていくだろうというふうに、我々も予測しております。

そういう中で、確かに現行におきましては東京都の管理というような中で備品も入れない問題があるわけでございます。この落川の千草苑の問題につきましても、私の方も東京都に対して改善方の申し入れは既にしておりますが、当然今後建てかえが進むと予測される日野市内の都営住宅につきまして、一層、私の方も備品まで購入するような方法での協議、またそういう方針に変えるような方向づけで協議を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　都の所有、管理の建物に市が備品を配置するということは難しいというふうな御答弁だったと思います。東京都に対しても、また要望はするけれども、東京都の出方次第というか、市としては今のところどうしようもないというふうなお話だったと思うのです。

御答弁でもありましたように、今までに例がない開放型集会所ということですから、新たな対応というのを検討する必要があるんではないかと思うのです。そこら辺のところをもう少し御検討いただけないか。例えば今、自治会館との均衡上難しいということもありましたけれども、自治会館などでも備品の問題、いろいろ要望が出ているところもあると思うのです。そこら辺とあわせて、この集会所の、市としてできる措置を何か検討していただけないか、こういうことを強く要望したいと思うのです。

例えば備品を与えるということは難しいとしても、貸し出すことができないかとか、そこら辺含めて、無理だというだけじゃなくて、実際に地域のコミュニティのセンターとして使われているわけでありますし、非常に困っておられるわけですから、そこら辺の点についてぜひ検討していただけないか、このことを再度質問をしたいと思うのです。できれば市長からも一言御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　都の所有、管理ということで、市で備品を購入することはちょっとできないかと思いますけれども、ただいま御質問の中で、貸し付けでは何かないかということでございます。

私どもの方では、現在、各自治会で屋外で備品を使いたいということで、地区センターの備品の貸し出しの要求が大変多うございます。その都度貸し出しの手続をするわけですけれども、大変ふくそうするということで、別枠で備品をそろえておきまして、これを順次必要に応じて貸し出しをするという方向も、来年度から検討に入りたい、こう思っております。

したがいまして、一時的にはこういった備品を一時貸し付けの形で、貸与という形で対応できるのではないか、このような考えを現在、持っております。

以上です。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都営住宅を建てかえる際の協定事項の考え方ということがあったと思うわけでありますが、別の例の豊田駅前の勤労青年会館、これは都の所有ではありますが、市が無償借り受けをして市民に提供する、こういう仕組みで今日の用に供しているわけであります。開放型という意味をもっと明確に追求しておく必要があると思っておりますが、新たにその関係の協定をつくって、そして本当に開放されるものであるならば、これは日野市の借り受けた施設として扱うことも、むしろその方が適当ではないかという感じもいたしますので、十分協議を詰めて、また今後の一つの基準にもなる問題でもありますので、明らかにいたしたい、こう思います。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　大変ありがとうございました。

小さな問題ですけれども、しかし地元の人にとっては大変切実な、日常的な問題でございますので、あらゆる点でぜひ御検討くださり、地元の御要望にこたえていただきたいと、心からお願いして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって２の２、都営住宅の開放型集会所には、地区セン

ターに準ずる助成を行えの質問を終わります。

一般質問３の１、“自民党竹下内閣は選挙公約違反の大型間接税を導入するな”との表明についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員登壇〕

○19番（板垣正男君）　一般質問を行います。

私は今回、自民党竹下内閣は選挙公約違反の大型間接税を導入するな、との表明についてと題しまして、通告をいたしてまいりました。

既にこれまでの議会の一般質問で、私は歴代の内閣の大型間接税の導入問題を取り上げまして、選挙公約に違反するということを初めといたしまして、大型間接税導入によって国民の暮らし、そして中小商工業者の営業などに多大な悪影響を及ぼすことを明らかにしつつ、地方自治体においても、この政府の大型間接税導入問題にきっぱりと反対の意思表明をすべきであるということについて、質問を行ってまいりました。今回取り上げた問題も、これらの過去の質問の延長上にあることは申すまでもないことでありますが、改めて竹下内閣が自民党の税制調査会あるいは政府の税制調査会に検討を進めさせております大型間接税の導入問題を、この議会をとらえて、改めて導入するなとの表明を行うことがいかに大切であるかということを痛感したわけでございます。よって、質問を進めてまいりたいと思います。

きょうのお昼のニュースを聞かれた方はたくさんおられるかと思いますが、埼玉県の知事選挙は、畑　和候補の５選の勝利を伝えております。埼玉県民の良識と、大型間接税にノーという態度の審判が下ったとラジオその他、伝えているところでございますが、この埼玉県の知事選挙を前にいたしまして、竹下内閣がどういう態度を、大型間接税の導入問題と絡めて態度をとってきたかということが、最近の新聞などでも詳しく伝えられておりますので、一、二、御紹介しておきたいと思います。

投票前に新大型間接税導入の方針を正式に決めるのは得策ではないとの計算もあるようだ、朝日新聞５月25日付、さらに日本経済新聞の５月26日付は、６月12日の投票日の後にしたいという首相の希望によるということであるとか、税制改革の行方に大きな政治的影響を与える埼玉県知事選の闘いをできるだけ有利に展開したいという首相の思惑。読売、５月31日付と、枚挙にいとまがないくらい、この知事選挙と絡めた竹下首相の大型間接税の、自民党の税制改革大綱の発表の延期問題に絡めて、相次いで報道を行っているわけでございます。

要するに、当初５月27日に予定しておりました自民党税制調査会の税制改革大綱なるものの発表を６月中旬まで先延ばししたということは、埼玉県の知事選挙の問題で不利になるという予想なども働いて先延ばしにした、こういうふうに伝えておるわけでございます。

しかし自民党や竹下内閣がいかに税制改革の大綱答申の先延ばしを行ったとしても、きのうの埼玉県知事選挙の埼玉県民の投票、きょうの開票結果に明らかなように、きっぱりと大型間接税のノーという審判を下したということは、動かしがたい事実と言わなければならないと思うわけでございます。

この問題は、中曽根内閣時代の売上税の挫折があるにもかかわらずそれを引き継いで、しかも大型間接税を必ず導入するということを至上命令といたしまして発足したと伝えられております竹下内閣は、その実施に執念を燃やしてまいっているわけであります。私は、まさに言語道断とも言うべき公約違反の明らかな大型間接税の導入問題で、国民がどのように強い反対を持っているかということも明らかにしておきたいと思うわけでございます。

埼玉県知事選挙の結果だけではなくて、国会でも問題になりましたＮＨＫの世論調査でも明らかであったわけでございます。昨年12月の調査結果では、賛成が46％あったということをＮＨＫは報道したことがございます。ところがことしの３月の世論調査では大型間接税導入反対48％という結果を、全く報道しなかったという問題がございました。

この点を暴露されて、ＮＨＫの放送姿勢が厳しく問われたところでございますが、国民の中には大型間接税に反対する意思が、依然として広まっているということを明らかにしたものと思われます。そして同時に行われました調査の結果、もし新大型間接税を導入するなら、国会を解散して国民に信を問うべきだということに賛成の答えを行った人が42.4％もいたというわけであります。

こうしたことを見るまでもなく、これまでの竹下内閣の進めようとする大型間接税に、国民の過半数、大部分が反対の意思表示を行っている、こう断言しても差しつかえないと思うわけでございます。昨年の大阪における参議院補欠選挙での共産党候補の勝利、そしてきょうの埼玉県知事選挙における畑　和候補の勝利、いずれも大型間接税問題と絡んだ選挙の勝利だと言われるわけでございます。こうしたことは、国民の強い反対の意思のあらわれであるというふうに解すのが率直な受けとめ方ではないかと思うわけでございます。

大型間接税の内容や税率など、いろいろと新聞等でも報道されているわけでありますが、これまで伝えられたところによりますと、自民党や政府の税制調査会で論議されて

いる税率は３％だと言われてまいりました。しかし最近どうも新聞が伝えるところによりますと、３％では財源に不足を来すということで、竹下総理も５％の税率にするということを容認するのではないか、そういう姿勢に傾きつつあるというふうにも伝えられているわけでございます。

今月の11日、各紙が伝えたところによりますと、大要、こういう記事が多いわけでございます。

自民党税制調査会は９日に直接税の減税内容を固めたが、大蔵省試算では平年度ベースで５兆6,000億円の減税規模、さらに大蔵省は新大型間接税に伴う現行間接税の廃止で、３兆円近い減税が生じるとしています。そして新大型間接税の税率が３％だとすると、課税ベース180兆円なので、税収は５兆4,000億円にとどまる。有価証券売却益などの課税などがあったとしても、財源不足は必至ということになってきたために、大蔵省は５％の税率が適当だ、こう主張し、竹下首相に進言したというわけでございます。

売上税の際の税率がいろいろ問題になって税率を下げ、そして広くすべての物品に課税するという、そういう方向が論議されてきたことも御承知のとおりであります。税制調査会などでまとめた案は、ヨーロッパ諸国で実施されております付加価値税的な一般消費税とするということや、６月10日の自民党税制調査会で固められました、免税点は3,000万円、簡易課税５億円以下、こういう内容の方向も打ち出されてまいってきているようであります。しかしどういう方式をとろうとも、いずれも大型の間接税だということには変わりがないわけでございまして、これまでの発表された内容で見てまいりますと、中小業者にとっては例えば一般消費税型の付加価値税だといたしますと、これは売り上げから仕入れ経費を引いた荒利益を、帳簿をもとにして計算し課税する、こういう仕組みになっていくわけであります。

さらに簡易課税制度というふうに言われておりますが、この内容も、仕入れや経費に幾ら課税されているのかということがはっきりしない、こういうことと無関係に売上高から納税額を計算するために、個々の取り引きごとの転化関係は不明確になっている。取り引きの力関係で小売、中小企業はどうしても税込みで販売しなければならなくなる、こういう問題点がかかってくるというわけでございます。身銭を切ってでも売らなければならないということになってまいりますし、それを拒否いたしますと、取り引きを断られてしまうというおそれも出てくるわけでございます。

こういう問題点を持っております大型間接税は、どこから見ても国民は容認のできないことになると言わざるを得ないわけでありますし、私どももそのことを強調し、たび

重ねて反対の意思表示を行ってきたわけでございます。

さらに地方自治体の税収などにも大きな影響を及ぼすことは言うまでもないことでありますが、これは自治省の財政局長の発言でも明らかになりましたように、今月の３日、名古屋市内で行われました講演会で講演を行ったこの局長の講演内容から、地方財源は３兆数億円の財源不足が生じることの見通しを明らかにしております。一体この財源不足を何によって補おうとするのか、明らかにならないままに、事態は進行しようとしているわけであります。自治体はこぞって反対の意思表示をするということにならざるを得ないわけは、当然のことと言わなければならないと思うわけでございます。

こうした多くの問題点を持っております大型間接税の導入は、歴史的に見て一体どういう経過をたどっているのかということに、私は今回の質問の中でも、ひとつ明らかにしてまいっていきたいと思います。

よく言われておりますように、大型間接税の導入はいずれの国においても戦費調達という特徴を持っているということは、これまでの議会の質問でも明らかにしてまいってきたところでございます。世界的な大型間接税導入の流れを見てまいりますと、一つはこういう歴史的な経過をたどっていることがわかるわけでございます。大型間接税の生成の背景を総括することで見てまいりますと、各国の税制が集中的に大型間接税を成立させた時期というのは、３つあると言われております。

その１つが、第１次世界大戦末期から戦後にかけて1930年代前半、第２次世界大戦中から戦後にかけての時期がそれに当たるそうであります。これらはいずれも世界戦争や大恐慌という社会的な動乱期であり、政府の支出や租税負担の水準が段階的に上昇したときに当たるということになっていたわけであります。こうして歴史的な事実を見ても、大型間接税を平時に創設するということはいかに困難だということを、逆に示しているということになるわけであります。

第１の時期というのはドイツやフランス、イタリーなど、19カ国で成立いたしました。最初に成立したのはドイツで1916年、商品売上印紙税、事実上の取引高税が、税率0.1％で実施されたことが皮切りになったわけであります。第２の時期が1933年のオランダの製造者売上税に始まって、ノルウェー、オーストリア、ニュージーランド、アメリカの州における小売売上税が実施されていった時期だと言われております。そして第３の時期が1940年のイギリスを最初にしてスイス、スウェーデンなどと、相次いで実施されていったというわけでございます。

こうして世界史の中で見てまいりまして、じゃ日本の大型間接税の歴史はどうかとい

うことになってくるわけでありますが、日本で最初に大型間接税の導入が試みられたのは、２・２６事件のあった後の1931年、広田内閣の馬場税制改革案ということに当たるそうであります。これが我が国の税制史上初めて取引税として登場しようとしたものであります。

その内容は、１つに売上金額に対し1,000分の１を課税する、百貨店に対しては1,000分の３。２つ目には、売上金額三万円以上の者にのみ課税する。３つ目に米や繭、肥料等、免税物品を認めるという内容であったそうでありますが、この内容も、財源を確保して、当時の政府の国策遂行の財源を確保するのだという大義名分のもとに進められたと言われているわけでございます。

しかしこの、当時の馬場蔵相が立案いたしました馬場税制改革案なるものも、1937年に広田内閣総辞職によって挫折するという事態に見舞われたわけであります。この挫折のいきさつなども詳しく明らかになっているわけでありますけれども、昭和12年１月21日の衆議院本会議場における浜田国松議員と寺内陸相とのいわゆる腹切り問答が動機となって、同月23日、広田内閣は総辞職したということに端を発しまして、結局はこの取引税も日の目を見なかったということになったわけでございます。

税率は0.1％でも、当時の人は大反対した。当時、法律上の名前は取引税、今日の大型間接税の一種ですが、それが廃案になったということで、日比谷公園では商工会議所系統の中小業者などが、ちょうちん行列をして喜んだということが、当時の新聞にも大々的に報道されたと伝えられております。このように、政府系と言われるような団体でも、取引税が廃案になったということで、ちょうちんデモまで行って喜んだというわけでございますが、日本における次の大型間接税の導入が、第２次大戦後の米軍占領下に、日本で２度目の１つの大型間接税と言われる導入が行われたわけでありますが、芦田内閣のときの取引高税が、それに当たるというわけであります。

この取引高税は、実施されて間もなく廃案にされるということに、これもなったわけでありますけれど、この取引高税の内容も極めて過酷な税の収奪ということになってきたわけでございます。この取引高税が実施された後、全国的な取引高税反対運動が起こったということになったわけでございますが、その主な根拠は納税手続が煩雑だという点にもあったと言われております。当時の占領軍、主として米軍でありますが、この駐留費を賄う目的で取引高税が導入されました。

このために、これを廃止することは占領軍の方針にも反するという事情もあったのでありますが、しかし余りにも評判が悪かったために、ついに昭和24年末をもって廃止されることになった、こういうふうに日本経済の「ゼミナール間接税」では詳しくそのいきさつを伝えておるわけでございます。

米軍の占領下のもとにあっても、米軍の駐留費を賄うために創設された大型間接税も、日本の国民は１年余の全国的反対運動でついに廃止をかち取ったという、特筆すべき快挙があったわけでございます。こうした歴史をたどっているわけでありますけれども、この取引高税がどのようにして廃案にされたかということの評価をしている１つの論調があるわけでありますが、1950年のシャウプ勧告にこの取引高税の悪評が述べられておるわけでございます。

「取引高税は、売上税のうちで最も洗練されないものの一つである」「取引高税はあらゆる種類の売上税のように、消費者の個人所得を計算に入れると、貧者に非常に重くあたり、累進的というよりも逆進的である」、こういうふうに厳しく批判を行っているわけでございます。

もしこれが実施されて、引き続き税が徴収されるということになったり、あるいは税率が上げられるということになると、必ず重大な経済的不利益を生ずると、こういうふうに述べているわけであります。占領下にあっても、大型間接税の実施というのが非常に困難なものだということを、歴史的にも物語っている、１つのいい例証にもなるわけでございます。

こうして歴史をたどって見てまいりますと、大型間接税の創設というのがいかに難しいものであるかということがわかるわけでありますけれど、しかし自民党や歴代の政府が執拗に大型間接税の実施を迫ってまいってきたわけであります。1979年の大平内閣の一般消費税、1987年の中曽根内閣の売上税、そしてことしの竹下内閣の大型間接税の提案というふうに、引き続いてまいってきているわけでございます。

この大型間接税の導入で、さらに強調しておかなければならないことに、これまでの大型間接税の導入の動機は、既に指摘してまいりましたように、戦費の調達と経済の恐慌対策、こういう２つの大きな意味と裏づけを持っていたわけであります。そういうことがないときに、いわば平時に動乱型の税制を新設するということのこの異常さは、私は、断固たる態度で反対の表明をしていかなければならない、大きな根拠の１つにもなっているわけであります。

先ほどの中谷議員の一般質問でも明らかなように、中曽根内閣から竹下内閣に引き続きまして、依然として軍事予算が膨張し続けております。これはアメリカの核戦略構想のもとにおける日本の分担の割合、その増大を求めることにこたえて竹下内閣の軍事予

算の捻出が急がれていると指摘されてまいってきているわけであります。国会でも、日本共産党の上田耕一郎副委員長、参議院議員が質問を行って、今日の日本の軍事費がアメリカやソビエトに次いで第３位となっていることを、詳細に立証いたしました。

この４月でありましたが、当時大きく新聞にも報道されまして、問題になったわけでありますけれども、北大西洋条約機構並みの海上警備費と軍人恩給を含めますと、軍事費というのは今日の予算の1.5倍となりまして、西ドイツをはるかに引き離して、第３位の軍事予算の計上ということになっているというわけであります。

しかもそれだけに飽き足らないで、一層軍事費の増大を確保しなければならないということから、安定的に、しかも大規模に税収奪を行える大型間接税の導入をねらってまいっているわけでございます。このことについては、何回も指摘をしてきたところでございます。一つのアメリカの戦略的な軍事構想に沿った日本の軍事加担、そのための軍事予算の確保ということになっていくわけでございます。もう一つ明らかなように、日本の大企業の減免税に十分にこたえるという目的があるわけでございます。

こうしてその動機を明らかにしつつも、今日もう一つ大きな問題点といたしまして、よく政府や竹下総理などが記者会見で述べておりますように、大型間接税の導入はヨーロッパ諸国では既に実施済みなんだ、先進国ではどこでもやっていることなんだということをよく言われるわけであります。しかしこの内容も、つぶさに検討してまいりますと、非常に乱暴な議論と言わなければならないと思うわけであります。

御承知のように、ヨーロッパにはＥＣと言われるように経済共同体があるわけでございます。それぞれの国の大型間接税の発足なり、生成の動機というのは違った事情にあったとしても、経済共同体を進めていく上で、そうした国同士の税の体系が違うということになってまいりますと、経済共同体としての運営上の問題点などもいろいろと生じてくるわけでございまして、そうしたことの調整を行っていくというような意味合いを持ち、大型間接税をそれぞれの事情に応じて順次移行させて、今日のようなＥＣ型の付加価値税に発展してまいってきたという、歴史的な経過があるわけでございます。

アメリカは、各州ではそれぞれ州独自の大型間接税を実施していることは、過去に見てきたところでありますけれど、じゃ、連邦税と言われるように、合衆国そのものが大型間接税を導入しているかというと、そうではないわけであります。何事もレーガン大統領の施策など美化しがちな自民党の政府でありますけれど、レーガンの税制改革ということが行われてまいりまして、その中でも大型間接税というのを否定してまいってきているわけであります。

1980年のアメリカ財務省報告というのがございまして、その中にアメリカの連邦税の直間比率は直接税９、間接税１という割合を堅持してまいってきているわけでございます。生来の逆進制から、連邦付加価値税または一般売上税の他の形態は、所得税の全面的な代替として採用されるべきではない、このようにはっきりと否定してまいってきているわけでございます。

この大型間接税の一つの完成した形をいきなり新設という形で実施するということと、ヨーロッパ諸国などでの歴史的な変遷を経て移行したという形での実施というのは大変な違いがあるのだということが、学者などでも指摘されてまいってきているところであります。完成された形の大型間接税を、いきなり導入したという例では、世界の国では韓国だけしかないそうであります。

韓国の政情を見てまいりますと、重税という問題で大変大きな国内的な批判が高いということは、もはや御承知のとおりであります。これも日本経済新聞で伝えられておるところでありますけれど、昨年の12月20日付の新聞によりますと、韓国、安定に挑むということで、新しい大統領のもとでの課題がいろいろと連載で紹介されているわけであります。富の分配、再検討ということの見出しがございます。韓国におけるいろいろな問題点の中の一つを解決するためということであったのでありましょうが、この中でこういうふうに紹介されております。

「来年２月の政権交代を前に盧氏は早くも間接税の比率を下げ、直接税に重点を置く方針を財界に打診中という。韓国の直間比率は４対６と、間接税に依存した構造。税制見直しは高所得者、中産階級の増税を伴う。当然、抵抗も予想されるが、新政権は『富の分配問題』を改善する切り札として推進する考えのようだ」、こういうふうに述べておるわけであります。

こういうふうにいたしまして、低所得者への税負担がいかに大きいものであるかということに基づいて、この問題を解決すべく、新しい一つの課題になっているということを紹介しているものでございます。先進資本主義国で付加価値税を一挙に新設、導入するというのは、世界でも日本が最初になるかもしれないという警告も行われているわけでございます。

こうして各国の歴史や日本の大型間接税導入の時期、動機などを見てまいりますと、いかに大型間接税の導入が無謀な、そして異常な税体系を持ち込もうとするかということになってまいるわけでございます。いわば動乱型の税体系を平時に持ち込むということにもなるわけでございまして、絶対に認められないということにもなるわけでござい

ます。

戦後、現憲法のもとで、曲がりなりにも守り続けられてきたという直接税の中心課税、総合・累進課税、生計費非課税、申告納税制などの、こうした民主主義的な課税にかかわる原則を、ことごとく覆してしまうということになるわけでありますから、ある意味では憲法にも違反する税体系の変更だと言わなければならないと思うわけでございます。

私はこうした点などを明らかにしつつ、地方自治体、住民の暮らしやあるいは税制度を守っていくという観点から、改めて市長並びに議会がこぞって竹下内閣の進めようとしております新大型間接税、一般消費税の導入に、断固たる反対の意思表示を行っていくことが、この時期をとらえて一層重要だと判断せざるを得ないわけであります。

世論調査での反対の意思がいかに多いかということを、先ほど御紹介いたしました。ことしに入りまして、続々と諸団体が大型間接税導入に反対する決議なども行ってまいってきているわけでございますが、ことしの６月１日付の新聞によりますと、全日本チェーンストア協会長が交代いたしました。前会長は清水信次という方であったのですが、この清水氏が５月の31日、東京市ヶ谷で開かれた日大経済人カレッジで「税制改革の本音と建前の舞台裏」と題しまして、講演を行って、次のように述べたことを報じております。協会長退任について、政府当局の締めつけは皆さんの想像を絶する、国民の立場でものを言うために辞任した、こういうふうに言い切っているわけであります。

さらに６月の７日、青森市で開かれました日本専門店会議連盟の総会で、新型間接税反対運動に組織を挙げて取り組むという方針を決定したことが伝えられております。また日本生活共同組合連合会が、今月の９日から第38回通常総会を開きまして、課税強化、大型間接税反対の方針を決定しているわけであります。

さらに今月の６日、ＴＢＳのニュースで公表されたものでありますが、ＪＮＮ世論調査で大型間接税に反対する67.7％の声を紹介しております。その理由として低所得者層に負担増、物価が上がるということを示しているというわけでございます。賛成は28.2％ということでありますから、反対の意見が大幅にふえているということが明らかにされたわけでございます。

このようにいたしまして、地方議会の反対決議も相次いでいると伝えられているわけでありますし、何よりも選挙公約に違反して大型間接税を導入するということはきっぱりと断念してもらう、このことが何よりも今重要であり、国民のすべての声だと言っても差しつかえないと思うわけでございます。

こうして歴史的な経過などをかいま見まして、私は森田市長に改めて質問を行い、具

体的な意思表示を行っていただきたいと考える次第であります。大型間接税が導入されたら、市の財政の影響は幾らに登るかという点であります。全国的には３兆円を超える額になると、自治省の担当局長自身も述べているわけでありますが、１自治体、日野市の場合、どのような影響額になるかという点の試算を明らかにしていただきたいと思います。

２つ目は政府への対応でありますが、これはやはり明確にするということが大切だと思うわけであります。議会も、過去反対の意見書を上げてまいりました。今議会でも、意見書がまとまるならば、是が否でも政府に向けての意見書の可決を見てほしいという希望を持っているわけでありますが、行政当局としても反対の表明を行っていくことが大事ではないかと思うわけであります。

３点目に、過去売上税の際、垂れ幕など、反対の意思表示を行ってまいりました。市民の反対運動などに大きな励ましを与えてきたわけでありますが、この垂れ幕を初めといたしまして、具体的な意思表示の方法を考えておられるかどうか、３点目にお聞きしておきたいと思います。

以上、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは１点目の、大型間接税を実施された場合の市の財政的影響はどうかという御質問に対して、税制面の上での、私の方は回答をいたします。

まず、間接税導入の見返りとしての直接税減税についてでございますけれども、さきの６月９日の新聞の報道等によれば、現在大蔵省、自治省の減税案が個人住民税の減税規模は、昭和63年度に行った減税額、例えば日野市の受けた減税の額でございますけれども、約５億5,000万でございました。それをさらに超える試算が発表されてございます。したがいまして、当市の減税は６億5,000万ないし７億円程度の額と予想をしてございます。

また法人市民税においても、減税による減収分が予想され、電気ガス税についても消費税の関連で、現在どのようになるか定かな段階ではございませんので、何も言えませんけれども、そういうふうな影響もございます。したがいまして、現段階では、減税による税収減は、総額はっきりしませんが、おおよそ先ほど申し上げましたように、６億5,000万から７億程度を予想してございます。

なお消費税、要するに大型間接税導入によります減税に対しての見返り分の財源として、先ほどから御質問のありますように、間接税の導入は最低認識に至ってございませ

んけれども、自然増収分で相当分の補てん、これもあろうかというふうに思ってございます。

そういうことで、税制面においての市の財政的影響は、ただいま申し上げましたとおりでございます。私の方からは以上です。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいま市民部長の方から税制面に関連しての問題はお答えしたとおりでございます。私の方では、逆に歳出面の影響、これもやはり新聞報道等、推測した中での新間接税の３％導入されるというような中での国、都道府県、市町村負担の大蔵、自治省の試算では１兆円というふうに、紙面上でも出ているわけでございます。

実際に、当市の場合の現在の課税対象の影響を考えた場合、63年度の当初予算ベースでございますが、当然資機材、消耗品としての、消費としている歳出科目はあるわけでございます。その63年度の当初予算のベースでは、当市の場合100億円くらいであります。単純にそれに３％というような試算をすれば、３億円前後影響があるだろうというふうに考えております。よって先ほど税関係の減税分の影響６億5000万、７億というような推定と合わせますと、約10億円程度の影響があるだろうというふうな、現行の中での試算をしているということでございます。

市民部長からも話がありましたが、当然、一方減税に対する見返りの財源としての新たな間接税、交付税の導入等も考えていられるようでございますが、具体的にはその辺がまだ明確になっていない、現状の中での、紙面上を推理した中での、私の方の財政上から見た数字を申し上げました。

２点目の関係でございます。明確に反対をというような御質問でございます。当然、過去の議会で間接税の導入に対する反対する意見書が採択されているわけでございます。よって、市民生活や自治体運営に支障を来すというようなことであれば、また当然反対せざるを得ないというふうに、現行では考えております。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　３点目の垂れ幕でございますが、御承知のように、61年12月の議会で間接税ということで、導入に反対ということの意見書が採択されました。これに基づきまして、62年３月から庁舎の西側に、文言といたしましては「大型間接税、売上税等導入反対」ということの垂れ幕を掲げたわけでございます。今いろいろ指摘されておりますが、やはりきのう現在の新聞を見ますと、この名前そのものが消費税というような形に変わっているかもわかりません。そうしたことを考えますと、これらを踏まえながら、今後また意見書の採択、そうしたものをやりますれば、こういう垂れ幕についての文言のはっきりしたものについてのまた考え方も、打ち出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（市川資信君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ただいまの答弁でも明らかになりましたように、減税による減収、そしてたとえ３％だということで計算しても３億円からの負担増になるということでございます。合わせて10億円の減収ということになってまいるわけでありますが、莫大な負担増が地方自治体に覆いかぶさるわけでございます。全国的には３兆円を超す減収ということになっているわけでございますが、売上税の際には、税率５％ということで自治省が試算した負担増は、一般会計と公営企業関係合わせまして１兆109億円ということになっておりました。たしか私もこの数字をこの一般質問でも申し上げた記憶があるわけでありますが、今回の一般消費税は、前回の51品目の非課税品目を認めるというような場合とは違いまして、基本的にはあらゆる物品などに課税するということが言われているわけでありますから、この考えどおりもし課税が実施されるということになりますと、税率３％でもかなりの金額になってまいりまして、8000億円から１兆円と言われております負担増は、大幅にそれを上回る金額になる可能性も出てまいるわけでございます。

ニュースで伝えられておりますように、福祉や教育にごく一部非課税品目を設けるかのように伝えられておるわけでありますけれど、しかしほとんどの品目に課税されるということになってまいるわけであります。国や自治体の実施いたしますそれぞれの施策にかかわるものも課税の対象となるということでありますし、米も例外ではないということでございます。まさに衣食住すべてに課税をかけてくるということになるわけでありますから、市民の日常的な生活における負担増に加えまして、市税における一層の負担増が、目に見えて明らかになってまいるわけでございます。これは何としても食いとめていかなければならない、それは実施させないということに尽きるわけでございますが、ただいまの二人の部長の説明によっても、こうした10億円近い負担増が見込まれるということでございました。私は、この問題は、重大な地方財政圧迫の要因であるというふうに断ぜざるを得ないと思うわけであります。

政府への対応の問題でありますが、これは後で市長から説明していただきたいと思う

わけでありますけれど、姿勢をはっきりと打ち出すということが大切ではないかと思います。最初に申し上げました埼玉県の知事選挙でも、畑候補は大型間接税に反対だと、はっきりと意思表示を行って選挙戦を闘ってまいったことは、もう明らかでございます。私は、その点を明確にすべきものだと考えております。

３点目にお聞きいたしました垂れ幕でございますが、名称も既にはっきりしてきたようであります。一般消費税型、付加価値税というような名称になってきているようでありますが、いずれにいたしましても、市の意思表示が市民の方々に明確にわかるようにするということが大切だと思います。その意思表示の方法は垂れ幕に限らないわけでございまして、あらゆる方法を検討し、可能な限り市民の目につく方法を実施していただきたい、こう要望しておきたいと思います。

市長に、その点を含めまして、大型間接税導入問題についての今日の対応をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　大型間接税の政治課題がいろいろな論議を呼び起こしておるということは、今日の新聞紙上等で最も関心の深い点だろうと考えます。

かつて中曽根内閣の当時、つまり公約違反ということで特に批判が強かった、こういうこともあったわけでありますし、それから今日竹下内閣でいろいろな、いわゆる自民党税制調査会の試案が次々と表現なり、あるいは対象なり率が、くるくる動いていって定かではありませんが、何とか国民に理解を強いようという動きは、もう明らかだと言ってよろしいと思います。

我々の判断基準というのは、市民生活に悪影響を及ぼすとか、あるいは自治体財政の運用にこれまた、つまり歳入の減、あるいは歳出の増という形で変化を及ぼす税制そのものは賛成できないということは、はっきりしておると思っております。説明不十分でもありますし、また減るばかりで後の補てんをしないということは、これもまた成り立たないことでありますから、どういうふうに推移するものやら、最も関心高く、注目をしなければならないと思っております。

意思表示につきましても、そういう観点に立ちまして、また議会の動向を十分承りまして決定もし、また表現も行うべきことではないか、このように考えております。

○議長（市川資信君）　　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　　政府自民党は、現行税制のゆがみを是正するという目的で大型間接税を導入するのだ、より公平な税制にするのだ、こういう大義名分を述べておるわ

けであります。しかし大型の間接税を導入いたしますと同時に、現在の物品税を廃止するというふうに言われているわけでございます。

例えば一例を申し上げますと、現在15％課税されている毛皮も、現在課税されていない子供服も、同じ税率で税金がかかるということに、当然なっているわけであります。100万円の毛皮のコートを買う人は15万円の税金を払わなければならないのが、税金は３万円で済むということになる。その一方で、わずか１万円の子供の服を買うということで、新たに300円の税金を今度は負担しなければならないということになっていくわけであります。これが一体不公平を是正することになるかどうかということになるわけであります。

金持ちの人には減税になり、庶民には大増税になる、こういう仕組みが歴然たるものになってくるわけであります。税の公平を言うのであるならば、大企業への特権的な減免税を直ちに改めるということ、さらに株式等の譲渡益、いわゆるキャピタルゲインの課税などを実施すべきだということを強調してまいっているわけでありますが、そういうところにこそメスを入れることによって、税の民主的な改革が実施されていくわけであります。こういう点を強調し、今政府自民党が進めようとしている大型間接税がいかに庶民にとって大増税になるのかということは、火を見るより明らかになるわけであります。

自民党税調の減税案もいろいろと報道されているわけでありますが、それらの減税があったとしても、大型間接税の導入、３％の税率であったとしても、昨年のマル優廃止、ことしの４月から実施されたわけでありますが、このマル優の廃止を含めると、国民の８割が増税になるということ、共働きや単身者はほとんどが増税になるということや、さらに税率を将来幾らでも引き上げることができるということになっていくわけでありますから、待ち構えるのは増税だけということになっていくわけであります。

こうしたことなど、私たちはしっかりと見据えて、今こそ大型間接税の導入にきっぱりと市の当局、議会とも反対の意思表示をすることが大切だということを最後に申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（市川資信君）　　これをもって３の１、“自民党竹下内閣は選挙公約違反の大型間接税を導入するな”との表明についての質問を終わります。

一般質問３の２、日野用水取水堰の延堤計画と用水浄化対策についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　　この問題は、既に市の方でも御承知のとおりのことだと思いま

す。長い歴史を持ちます日野用水の取水堰と申しますか、日野用水堰と申しますか、この取水口の改良計画が、今、関係者によって進められていると伺っているところでございます。

用水は市民の暮らしや産業に欠かすことのできない重要な役割を果たしていることは、もう多くを言うまでもないことでございます。同時に、この用水の取水口をめぐりまして、歴史的にもいろいろと問題点をはらんできたということも、また一方にはあるわけでございます。

日野用水の取水口は、日野の行政区内にはないわけでございまして、それよりはるか上流に位置しているわけであります。行政境、昭島との関係なども当然生じているわけでございますが、最初にお聞きしておきたい点といたしまして、この日野用水堰の改修計画と言いますか、現在、関係者によって進められてまいってきているわけでございますが、現状どういうことに今日まで話が進んでいるのか、一つお聞きしておきたいと思います。

それとあわせまして、この取水堰にかかわります過去の経過などにつきまして、あわせて伺っておきたいと思いますので、そのことから説明をいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは取水堰の延堤計画につきまして、お答えいたします。

昭和60年の12月でございますが、建設省の関東地方建設局、京浜事務所の所長からでございますけれども、文書で日野用水堰左岸取りつけ護岸の検討という、改善の措置の指示を受けております。この左岸取りつけの護岸上には、例えば御質問ありましたけれども、昭島市が占用しております野球場がございます。昭島市との話し合いで、昭島市がこのグラウンドの造成に伴いまして、護岸を復旧するということで、このことにつきましては決着をしていた、そのように理解をしていたところでございます。

しかしその後の建設省との折衝の中で、建設省の見解は、この工事は仮のものである。本堤防を築堤してほしい、築堤せよということがわかりました。そこでこの堰が、都営土地改良事業として、事業費の半分を国の補助を受けまして、昭和36年に竣工しております。また昭和58年の８月15日から18日にかけましての台風５号、６号でございますけれども、これの被害によりまして昭和59年、日野用水頭首工災害復旧工事で、都の補助金を受けまして、工事をしております。

そういう経過がございますので、早速東京都と相談いたしまして、東京都の昭和63年

度以降の重点施策として取り入れていただきたい。現在、国と都で話し合いを進めている段階でございます。工事費については、まだ今のところ未定でございます。

以上が延堤計画の状況でございます。

○議長（市川資信君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　概略説明があったわけでございますが、過去に多摩川左岸の護岸工事を行った。しかしそれは仮の工事であって、本堤防をつくりなさいというのが、その後建設省から60年の12月、文書日野市にも来た、こういうことだと思うのです。

この仮の堤防というのはどういうものであって、本堤防というのはどういうのを本堤防としてつくればいいのかということがあると思うのです。取水堰ですから、川の面を横断するように堰が出ているということになるわけで、上流から増水した際の水の流れが相手側の昭島市のグラウンドのどこかを削るようなことになりまして、それで仮の堤防を築いたということになっていたのだろうと思うのです。

本堤防というのはどういうことをすれば本堤防だということになるのか、そこの点を説明していただきたいと思うのです。

○議長（市川資信君）　板垣正男君の質問に対して御答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　ただいまの御質問でございますけれども、極めて専門的な御質問でございますので、ちょっと資料が手元にございませんので、申しわけございませんけれども、御了承いただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　私は、ここで一般質問に取り上げたのは、専門的な話し合いで解決するということになればそれで結構であるわけであります。しかし事用水、水の問題に関しますと、非常に複雑な問題も、場合によっては絡んでくるということもあるわけでございます。しかも行政境にこうした堰があるというようなことで、２つの自治体にまたがる問題にも発展しかねないということも予想されるわけでございます。建設省初め関係者の努力によって、事態はスムースに進むということを私も希望しているわけでございますので、ぜひ御努力をお願いしておきたいと思います。

ここで私も、用水の問題で若干歴史的なことを一つ紹介して、あとで市長の見解も伺っておきたいと思うのです。

府中の市史によりますと、「天保の用水出入」という項目がございまして、用水の問題をめぐって、日野と八王子で争ったという事件があったことを述べておるわけでございます。

この市史によりますと、「天保11年に起こった事件は、府中用水組合７カ村が、日野宿を相手に提訴した用水出入で、原因となったのは、水の取水口の位置を移動することについてであった、」と述べております。そして「訴訟は府中用水側の７カ村が、日野宿の名主、年寄43人を相手に、この年の３月、奉行所に出訴することから始まり、翌月、出頭日のさし図など、吟味が始められるが、５月にはいって、柴崎村・上谷保村・番場宿の村役人が間に割ってはいり、和議内済をし、訴訟を取り下げて事件は終わる。その期間はきわめて短い。しかし農民たちは、その灌漑用水を確保するために結束しながらも、互いに障害にならない途を見出して妥結する。」ということが述べられておるわけであります。

この事件というのは、当時しょっちゅう川ははんらんしておったようでございまして、流れもたびたび変わる、これまでの取水口が移動するというようなことなどもあるようでございます。新たに取水口を設けたいのだということで、工事を行う際に、関係者にあいさつに行ったということの意味のようであります。

こういうことが事の始まりだったようでありますが、天保の11年に、「春の農閑期に、普請の用意を整えて、地先の村方に断りに行ったところ、柴崎村は支障ないと言ったが、日野宿の者は、川敷の石河原の地は、年貢地だから差し障りがあると言いはった。」というわけです。それで府中側が提訴したということになったわけであります。

時の奉行所はどなたかということで調べてまいりましたら、遠山左衛門之尉景元、あのテレビで有名な北勘定奉行であったわけです。しかしこの遠山左衛門之尉が直接裁いたということではなかったようであります。時の幕府の方針は、争い事が起きますと、地元で円満、話し合いで解決しなさい、こういう方針になっておりまして、それで中に入った方などもおられて、円満妥結したということになったわけであります。

「当時、府中三町ほか四カ村側は、山本大膳の代官所、日野宿側は江川太郎左衛門の代官所であった。このような紛争の事例は、まだいくつかあげることができる。しかしこの内済の内容からも分かるように、それはいわゆる利己的な“我田引水”の争いではない。訴訟方も相手方も、また中に割ってはいった立合人も、ともに年貢課役の苦しみを味わっている農民同志であった。だから真の相手である幕府権力の前では、お互いの不利益を露呈し拡大しあうことのないように、事柄を収めたのであろう。」、こういうふうに述べておるわけであります。

要するに、当事者間で話し合いを行って、円満解決してくれということで一件落着ということなったわけであります。これは一つの事例として記録に残っているものでござ

いますが、多摩川をめぐる、あるいは浅川をめぐる種々、当時の困難な生活の中でのいろいろな争いなどの起きた際の一つの解決の仕方として、私は今日の私たちの暮らしの中にも生かすことのできる教訓を感じるわけでございます。

そして日野用水のつくられた歴史も、今から421年前、永禄10年につくられたと記録されております。佐藤家に伝わります元禄16年３月のあいさつ目録の中にこの記録があるというのは、大変貴重なものであるのでありましょうが、簡単な内容ですので紹介いたしますと、一つとして永禄10年、北条陸奥守様より隼人殿罪人をもらい、この村の用水を掘らせ、茶屋、庄屋をしつらえ、百姓の用水を取り、東光寺の飲み水になり、大小の百姓末々まで大変ありがたく思ったというような意味なんです。その後、松を植えたというような記録もちゃんとあるのですけれど、最近まで小宮にありました一本松、お茶屋の松ですか、あれなどもそうした記録を、あるいは残していたのかもしれません。これは定かでございませんが、このようにいたしまして、永禄10年につくられました日野用水が今日まで営々と流れてまいりまして、水田あるいは市民生活などにも多大な貢献を行い、利益をはぐくんできたということがあるわけでございます。

歴史は繰り返すという言葉がございますが、先ほど申し上げました大型間接税の問題でも、歴史を繰り返して再び三たび竹下内閣は導入を図ろうという構えでいるわけでありますけれども、この用水の問題でも、やはり同じように今日の問題として、行政を異にいたしますけれども、問題を起こしてまいってきているということになるわけでございます。当事者間の努力によりまして、所期の目的は達して、無事、本堤防の築造が実現できますように、特に要望を申し上げておきたいと思います。

市長に最後に、こうした歴史的な経過などをひとつ踏まえまして、考えを伺っておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　日野用水のことにかかわりまして、先日、下堰の水路がかなり土の濁りを呈しておりました。私はその原因が、日野用水上流の、つまり他市の地域を流れております日野用水にかかわって、ちょうど秋川処理区の八王子処理場の工事が今、いろいろな工作機械が入って土木工事を進めております。そのことに影響して、日野用水に濁りを生じております。

しかし処理場の工事は数年間続く事業でもありますので、長い間、つまり下流の日野用水に濁りをもたらすようなことがあっては全く迷惑だというふうに考えまして、上流をある程度視察をしてまいりました。一時の土木工事で日野用水にポンプアップした水

を流したことがあったことは申しわけない、今後はそういうことはしないという現場の責任のある説明でありましたので、そのことまでは承知したわけであります。

そして日野用水の上流が徳川幕府のちょうど半ばころ完成をしたという記録は、多少承知をしておるわけでありますが、事、水利権ということにかかわりますと、いわゆる取水に伴う水田農民の部落間でありますとか、村と村との間でありますとか、この争いは非常に生活をかけた争いにすらなる、こういう水田民族の宿命があったことは推測できるわけでありまして、その長い歴史を持つ、また日野の水田を培養してきた大切な水路が、今日の河川管理の上から、あるいは上流の下水道の処理場工事の関係、いろいろな観点から、建設省としては、京浜工事事務所の所管でありますけれども、計画を持たれておるということは推測できるわけでありまして、今日、直接取水が、行政を異にする別の関係で争いになるということは、それほど深刻な状況はないとは思っておりますけれども、日野の一番の動脈になる日野用水のことでもございますので、後世のことも十分考え、またその取水は一つの権利として存続をし、市内に潤いをつくり出す貴重な用水という考え方で対応すべきだ、このように考えております。

一度具体的に上堰の水路をつぶさに見て、適切な専門知識もある程度聞いて、必要があれば当局にも日野市として提言をする、こういうことで取り組んでいきたいと思います。

○議長（市川資信君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　以上で質問を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって３の２、日野用水取水堰の延堤計画と用水浄化対策についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後２時52分　休憩

午後３時23分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問４の１、多摩川河川敷内のスポーツ場の整備計画について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔６番議員登壇〕

○６番（天野輝男君）　通告に従いまして、質問させていただきます。

多摩川河川敷内のスポーツ場の整備計画について問う。急激な都市化の進展は、既成市街地の過密化、周辺の地域の無秩序な市街化等を招き、都市域における自然を著しく悪化させて、人間環境に必要な自然空間の量的、質的な低下をもたらしております。多摩川流域の人口集中、地域の都市化現象は、特に下流で顕著であり、次第に中上流にも及んでいきました。

その結果、河川敷について治水、利水対策の緊急性がますます高まっており、同時に水質浄化、河川敷利用の自然保護等、生活環境の向上に関する世論の高まりも、著しいものがあります。多摩川の河川空間は、市街地ではとうてい望めない広さと長さを持ち、地質的にも自然の流れとその影響にある生態系の特異な生物環境に恵まれ、過密に悩む都市にとって重要な存在となっております。

多摩川は関東山地南部の山梨県塩山市地先の笠取山にその源を発し、途中数多くの支流を合わせながら東京都の西部、南部を南東に流れて、東京都と神奈川県の境界を流れ、東京湾西側のほぼ中央に注いでおります。その流域は山梨県、東京及び神奈川県の１都２県にまたがり、流域面積は1240平方キロメートル、長さは138キロメートルの１級水系であります。上流は高い山が続く山地で、奥多摩と称されて、皆様よく御存じであります。森林美と山岳丘陵美に富み、秩父多摩国立公園に指定されております。東京都民の水がめとして名高い小河内ダムによりつくられた、多摩湖等を中心として広く都市圏住民のレクリエーションの地として発展してきました。

流域の約３分の１を占める中下流の平坦地は、約500万人と言われる流域人口が住んでおり、首都圏の中でも特に都市化が進み、土地の高密度利用がなされているところであります。

日本の国の中枢というべき京浜地域の中央に位置しており、都市圏における社会、経済、文化等の諸活動に重要な役割を果たしております。多摩川に関する地域は、ＪＲ網の整備、私鉄が発達して、都心部への時間、距離が短いこともあって、早くから開発されてまいりました。そのうちで、南多摩の多摩丘陵地域は地形的な制約を受けて市街化がおくれておりましたが、近年では大規模の多摩ニュータウン等の開発が進み、急激な都市域の拡大と過密化は、都市問題にとっても大きな社会問題となっております。大規模な造成により、自然の利点や恩恵は集中豪雨や風水害による雨量が、保水性のない住宅や舗装道路等の市街地にとってかわり、雨水流出機構が変化し、洪水流砂は増大する傾向にある。都市化に伴い排水網が整備され、雨水の流出時間が短縮されたことも、洪

水流量の増大に拍車をかける傾向があり、昭和39年の新河川法の制定に伴って、多摩川を昭和41年３月に１級水系に指定し、自来の直轄管理は都県とされていたが、重要区間については改修工事のみならず、管理についても一元的に行うことになった。

なお、多摩川の１級水系に指定に伴い、多摩川水系工事実施計画を策定しながら、さらに近隣の流域の都市化の進展にかんがみ、昭和50年４月に計画の増高を行っている。現在では多摩川中下流地域の沿線の土地利用が高密化され、かつ公水流域の規模も増大してきており、今後もこの傾向は続くことは予想される。

今、地盤、耕地は現行の計画水位以下の地域を想定はんらん区域として仮定すると、その仮定はんらん区域は18市３区１町に及び、約154平方キロメートルに及んで、流域におけるいろいろの条件、並びに他の河川とのバランスを勘案し今後の取水の安全度を200分の１、すなわち200年に１回程度起こるであろうという洪水時に対応できるような計画が策定されております。

治水計画とともに、多摩川の河川空洞利用は、並列しながら発達してくるものと考えられます。都市圏の河川空洞の中で、最も早くからオープンスペース的利用がなされていた多摩川の河川敷は、早くも昭和10年にはゴルフ場やグラウンドなどがつくられて、利用されておりました。第２次世界大戦時には、食糧増産のための農耕地として変わりましたが、戦後再びグラウンド、ゴルフ場、自動車教習場、飛行場、競馬練習場などに利用が進んでまいりましたが、これらは民間企業の管理するものが多く、一般市民が自由に利用できるグラウンドは少なかった。

このために、政府は昭和39年の東京オリンピックを契機として、多摩川、荒川、江戸川の河川敷を運動場、レクリエーションに利用することを閣議決定し、昭和40年12月には、建設省は都市河川の河川敷占用許可準則を制定しました。昭和41年７月にはその第１号として、多摩川河川敷地内の開放計画が公表され、民間企業にグラウンド、ゴルフ場、自動車教習場等の河川敷を返還させることが決定され、３年間で逐次実施いたしました。

昭和44年には第１次開放計画もほぼ終わり、同時に建設省も都市河川環境整備計画を発足させ、河川のヘドロのしゅんせつ、公水域の整備を行っております。さらに49年から第２次開放計画が実施されました。多摩川の広大で長い河川空間は、大気汚染、騒音といった都市公害に緩衝し、火災の延焼を遮断する等のほか、避難場所や緊急用道路としても計画されており、都市防災上果たす意義は極めて大きいものがありました。

最近ではますます人工化する都市域の中で、その生活を送る都民、市民の中に、自然

と触れ合う唯一の場として、多摩川の河川空間の持つ身近な自然に対する見直しへの動きが、一層目立ってきております。緑と水のオープンスペース、多摩川の河川空間の開放計画の中で、住民が自由に利用できるグラウンド、公園が現在、整備されているが、各市町村といった横割りの行政単位での計画実施であり、全体として秩序ある空間利用がなされているとは、現在は言えないのであります。広大な余暇、レクリエーション利用を反映して、現在、関係団体から多摩川の公水域利用に関する占用申請が相続いており、多摩川の公水域を積極的に整備して行おうとする地域社会からの占用申請は、今後ますますふえてくる傾向にあります。

一方では、ますます人工化する流域環境の中でその生活を送る都民、住民の中に、自然と触れ合う場として多摩川の河川空間の持つ身近な自然が見直され、自然保護運動も盛んになっております。自然保護に関する社会的要請は運動広場の整備を初め、公水域人工的利用に関する要請と競合する場合が多く、冬季に枯れ草による火災問題等、いろいろな問題を提起しております。

多摩川の自然が人工化され、都市域の中でも貴重な財産になっていることも事実であります。自然環境の保全、保持もまた都市河川として多摩川に課する重要な機能であります。多摩川河川環境管理計画では、多摩川の河川空間を都市域の生活環境の保全ないしは整備に役立たせるために、多摩川の中でも特に都市化が進み、都市住民ともかかわりの深い河口から青梅まで約62キロの区間について、河川整備のマスタープランを策定することになりました。

河川敷整備計画のマスタープランの作成については全体論、地域論の２段階に区分され、検討されました。本計画では全体像をとらえ、多摩川全体の将来の枠組みを決め、ゾーニングとその枠組みの中で地域の特性を反映することにより、細かいレベルでの機能維持を立案することを目標とする。

第１段階は、多摩川全体で統一された秩序ある利用を可能とするため、河川空間全体を幾つかのゾーンに分け、おのおのの性格づけ、方向づけを行い、ゾーニング構想を立案しました。このゾーニング構想には５段階ございまして、人工整備ゾーンというのが、大体面積が301ヘクタールありまして、この中には当然運動施設、遊戯施設、休憩施設、中継施設、便宜施設等の人工的施設を積極的に整備できるゾーンであります。これは全体の距離としては大体12キロメートルあります。

それからＢタイプというのは施設利用ゾーンで、面積は195ヘクタールありまして、人工整備ゾーンと同様に人工的な施設が中心になされ、特に堤外地の自然環境のすぐれ

ている分については、自然的レクリエーション施設、文化、教科の施設もつくることが考えられる。

それからＣタイプというのは整備自然ゾーンで、人工的利用と自然利用が相半ばしているゾーンであって、散策路とか休憩施設等の静的利用が目的とされています。施設ゾーンは面積が大体195ヘクタールありまして、距離にして大体９キロあります。整備計画ゾーンは面積が208ヘクタールありまして、距離が15キロメートル。

今度はＤタイプ、これが日野市で建設省から指定されているＤタイプ、自然利用ゾーン、面積が171ヘクタール、距離が12キロです。これは野草園とか自然観察園、自然探勝路等の自然的な施設を中心にした整備をするものになっております。人工的施設も多少考えられるわけです。

Ｅタイプというのは自然ゾーンで、これは面積が一番多くて328ヘクタール、距離が14キロあります。これは自然生態の保全を目的としたゾーンであります。

日野市においてはこのＤとＥのゾーンなわけです。そこで、このゾーニングの構想図を見ると、日野市のゾーンは今申し上げましたＤとＥの自然利用ゾーン、自然保全ゾーンに分かれるわけです。

ここからがまた質問になりますが、日野市でも河川敷の有効利用は積極的に進めなければならないと私は思います。浅川河川敷の利用計画は親水公園を初め、数個の自然公園ができることになっております。人間は自然に親しみ、自然に影響されながら、時代の変遷とともに進化してまいりました。日野市民の住宅はますますふえる傾向にあり、公共の施設の予定地も限られてきているのが現状であります。

私は、河川敷の中を利用することが、今後十分考えられると思います。私の近くはお年寄りのゲートボール場はなくて、実際、他の自治会のゲートボール場を週２回借りて利用しているような現状であります。そういう面で、私たちも今、いろいろとお願いしながら建設省の方にも働きかけておりますけれども、そういう面で、お年寄りがゲートボールくらいできるところをつくっていただけないかということが、まず初めの質問であります。

そして今、日野市の、私も前もって調べればよかったのですけれども、多摩川の河川敷の面積は立川の方に行っておりますけれども、どのくらいあるものか、そして公水域の面積、要するに土地が高くなって、少し地ならしをすれば利用できるような面積はどれくらいあるか。今わからなければ後でも結構ですから、これを教えていただきたいと思います。

またなお、ＤとＥゾーンというのは限られているのです。日野からちょっとこっちの方、要する多摩市あたりからずっと三多摩の方なんですけれども、青梅はＣゾーンなんです。そういう面で、建設省で決めたことなんでしょうけれども、やはり一つずつゾーンを上げることによって、河川敷の中も有効に使う方法が実際、今後あると思うのです。だからそういう面で、この河川敷内のゾーンの変更をするように、日野市では努力することが必要じゃないかと、このように思うのです。

そういう面で、この３つの件について、回答をお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　今、河川敷内のスポーツ施設整備関係につきまして、河川敷内利用計画ゾーニングの変更はどうなのかということでございます。これについてお答えいたします。

御承知のとおり、今よく御説明があったとおりでございまして、将来の枠組みとかゾーニングを決めるために、ＡからＥまでの５段階に分けた、これはおっしゃるとおりでございます。それが多摩川の河川環境管理計画報告書ということで出版され、私どももこれをいただいております。

私どもの考えといたしましてはやはり自然空間というもの、これは報告書の中に限りない社会の要請と限りある多摩川という言葉もございますように、急激な都市化の進捗によって都市の過密化や無秩序な市街化がこの多摩川河川内にも及んでいくということは、私は避けなければならないというぐあいに考えております。すなわち、かけがえのない多摩川とその自然というものを、最悪の状態に押しやらしてはならないというぐあいに考えております。ですからやはり自然として小さい小道があって、その中を歩いて川辺に出る、そして今おっしゃいましたように、ＤゾーンとＥゾーンを最大限に活用しながらやっていくべきではないだろうかというぐあいに考えるわけでございます。

またなおこの報告書は、国とか自治体、学識経験者の関係の方々の５年間にも及ぶ慎重な作業によって完成した報告書でございますので、建設省は直ちにそのゾーニングの変更ということは考えてもいないでしょうし、またちょっと困難ではなかろうか。やはり私は多摩川自体の健康というものはある程度は守っていく。そのかわり堤内地の東光寺グラウンド、あそこは河川敷でございます。それから市民の森スポーツ公園、それと市民グラウンドとを結ぶサイクリングロード、遊歩道、これ等は、昨年は多摩川の右岸の日野橋のところまで半分くらいやりましたけれども、63年度で日野橋までつなげます。そういう中においてやはり多摩川というものをもう少し大事にする必要があるのじゃな

いかというぐあいに、それと北川原の公園も将来できるわけでございますので、やはり長い目で見た場合、ああ、自然の状態にしておいてよかったということは、私は必ず出てくるのではないかというぐあいに考えております。

そういうことでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　スポーツ行政を担当する部署としては、スポーツに対する市民のニーズが大変多くなっておりますので、それにこたえていくためにはどうしても広場なりグラウンドなり、そういったものが必要になってまいります。

それで、現在、多摩川市民グラウンドがございますが、先ほど議員さんがお話をされておりましたように、多摩川のゾーニングの中で、確かに日野の市域内では自然利用ゾーンと自然保存ゾーンというのが、非常に面積的には多くなっておりますけれども、例えば自然利用ゾーンである、ちょうど市民グラウンドのあるあたり、そういうゾーンに該当するのだと思いますけれども、この場合にも大体２割から４割程度を目安として、人工指向の施設等にもいろいろ利用できるということも書いてございますので、そういった全体的な自然環境との調和ということも考えながら、私どもとしては一方で市民ニーズにこたえるということから、グラウンドとして広げられる部分については今後も鋭意、関係方面にお願いをして、広げて使えるような形で努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えいたします。

面積はどうかというようなことの御質問だと思いますが、多摩川河川敷の現在の地方自治体で利用している状況としては、20団体あるわけでございます。当然その中には一部神奈川県でも借用している部分があります。占用しております。目的としては公園、緑地、スポーツ施設ということでございますが、利用面積の総体としては350.5ヘクタールという数字でございます。よって、そのうちの市部の中では20のうち14団体が占用しているということでございます。その市部だけの占用面積は160.4ヘクタールということでございます。それでは日野市の占用面積という部分としては、5.5ヘクタールでございます。

内容の面積としては、そういう状況であるということでございます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　今の答弁を聞きまして、私は確かに自然のままで生かすという

ことも一理、実際あると思うわけであります。しかしながら、人間の社会は複雑化してきております。そういう面で体力と能力を消耗して体調を崩してしまうような環境にあるときこそ、やはり自然の中で体を動かしたり、運動機能を回復させることによって英気を養うということが、私は一番今後必要であると思うわけであります。

そういう面で、今日では会員制のスポーツ施設がたくさん建設されております。そして会員になる方がたくさんふえているわけであります。そういう中で、日野市では健康と福祉ということをうたっている町であります。そういう面で、私は健康というのは本来自分で管理し、そして自分で増進するよう努力しない限り健康は維持できない、このように私自身、考えているわけであります。そういう面で私は、今の説明ですと、このゾーンの変更についても、もう建設省で決定したものだからだめなんだ、それはわかっているのです。ここに書いてあるのだから。だけれども、やはりこの中で少しでも、変更できるかどうかはともかくとして、実際、自然のまま残すよりもゾーンを上げた方が利用価値があるわけですから。日野市の公の土地は当然限られてくるわけです。その中でやはりそのゾーンを上げていくことによって、将来またほかの面で、中に施設をつくれるようなものに、Ｃくらいまで上げていくならば、十分これは日野市の財産ともなると、私は思うわけです。

そういう面で、もう考え方が決まっているからだめだというのじゃなくて、この点についてもやはり建設省なりに、日野市でもこれだけ占用する面積がある。これをどうか変更できるようにお願いしますという形で申請を出すのが、私は筋じゃないかなということを思うわけであります。そういう面で、日野市における河川敷内の高くなっている、つまり土地が高くなっているところの利用計画というものは、本当に先ほど企画財政部長から説明あったように、5.5ヘクタールなんです。そういう面積の中で恐らくこの5.5というのは、立川の使っているのも入っているのじゃないかと私は思うのです。

そういう面で、自然を大事にするということは、私もこれはわかります。しかしながら、やはり今後はどうしたって、先ほど申し上げましたように、健康をかち取っていくというようなことになりますと、だれにも気がねしないで十分できる広場なり、グランウドなり、そういうものが必要になってくるわけであります。特に河川敷中に、夏の時期になりますと、草が２メートルにもなってしまいます。そして、水が流れているところまで行くにはもう大変なことです。そしてときどき草の中を歩いていると、がさがさっと音がするので見るとマムシがそばにいたり、そういう状況の中で、もし小さい子供がマムシに食いつかれたりしたらこれは大変なことだなということを、実際、身近で私は

感じているわけであります。

だからそういう面で、自然保護や、自然を守る会、そういう方々との意見調整は確かに必要であるかもわかりませんけれども、やはりどうしても川の水、清流とは言わないけれども、川の水が流れているそのところまで、やはりある程度自由に行けるようなところも確保しなければならないのじゃないかなということを、私、思うわけであります。そういう面でぜひ、こういう問題についてはやはり積極的に考えていただきたい、このように思います。

そういう面で、私はこの日野市の実際、少年野球の連盟なんかからも、グラウンドが足りないということで、恐らく意見書なりそういうものが何回となく出てきたと思うのです。そして今、谷地川のところに廃河川敷として、ちょっと半端なグラウンドですけれども、できました。やがては２面できるでしょう。それだけじゃとうてい足りないのです。少年野球の団体というのは御存じでしょうけれども、中学校も入れて140近くあるのじゃないですか。もう少しですか。そのくらい実際あるのです。そして少年野球に加盟している子供たちというのは、約1700人くらいいるのです。そういう面から見ましても、試合を年に２回くらいやるわけですから、そうすると、あっちの学校のグラウンド、こっちのグラウンドを借りてやっても、なかなか消化できないのが現実なんですよ。そういう面で河川敷の中に、できればぜひそういうグラウンドもつくって欲しいのだという声も、実際あるわけです。

たまたま日野市の河川敷内のグラウンドの横にソフトボール場をつくるということで申請を出しているということを聞いていますけれども、この面についてもなかなか申請がおりないことを聞いております。そういう面で、やはり積極的に、意欲的に取り組まない限りそういう問題は解決してこないと、私は思うのです。まして、どこの市町村に行っても、フェンスのある野球場というのはほとんどあるのです。日野市には、恐らくこのままだと確保できないのじゃないかなと私、思うのですよね。そういう面で、やはりある程度、決勝戦くらいはそういうところを使わせてやらせたいというのが、本当に親心じゃないかと、私、思うわけです。

そういう面で、日野市は何か予算も余っているようだし、やはりそういうものも意欲的に、子供たちのことを将来考えていくのであるならば、私は十分考える必要があると思うわけです。そういう面で市長、ぜひ少年野球場のフェンスのあるようなものを、１つくらいどこかにつくらなければいけないと思うのですけれども、市長、何かそのことについてお答えがございましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　青少年の健全育成、それに市民の方々の健康づくりの場の提供、いろいろな意味で、市内に数多くのスポーツを楽しむ場所、スポーツのまたできる場所が欲しいということは、我々も全く同感でございます。そして天野議員の要望もよく理解できるところであります。

今、担当がそれぞれ答えておりますとおり、私もまた今回の議会の初日にいわゆる北川原公園、それに接続いたします大きな下水道処理場の覆蓋部分、8.7ヘクタールが見込める、こういう事情でございますので、将来の市民スポーツの場所を整備する、展望がひとつだんだんと近づいておる、こういうことを新たな取り組みとして御報告した次第もございます。一番身近なところにまたそういう場所が欲しいというお気持ちも当然でございますし、市民グラウンドということで、あれの下流部分というか、東に接続する部分にもう少し拡大できる部分をということで、今、測量図を持って河川管理当局にお願いをしようという準備もいたしております。

日野橋上流あるいは立日橋のすぐ下流、かつて少年野球場が地元によって整地されて、維持されておりましたが、なぜあれが今使われなくなったのか、ちょっと私もはっきりは存じませんが、あの程度のものを復活するということは、もう既に既成の事実でもございますし、もう一遍何か可能性が持てないものだろうかというふうに考えております。

いろいろと地元に、特に御老人の方のゲートボールの場所が欲しいということは、あちこちにもございます、また当然のことでございますので、何か工夫をしてみたい、このことも御指摘どおり取り組んでみようと考えております。大規模なフェンスをして、公式に許可を取ったと言いますか、そういう使用の仕方というのは、日野市の多摩川の広い面積の中にも、御承知のとおりの今、上流部分は自然保護、それから下流部分も何とか利用しよう、こういうゾーニングがございますから、そのゾーニングの精神を尊重しながら、できるだけ活用の方途を当局とも御相談をしていきたい、こういう考えでございます。

○議長（市川資信君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　そうしますと、今、私は一つ一つまた質問させていただきますけれども、浅川処理場の覆蓋の施設というものについては、じゃ大体どういうものをつくるかということが決まっておるのかどうか。それと、あそこは今、8.8ヘクタールあるということですから、これは野球場くらいはできますわね。だからそこにそういう施設をつくっていただけるものであるか、このあたりもよく今後検討していただきたいと

思うわけです。

ということは、恐らく日野市内で8.8ヘクタールもの土地を利用できるところはちょっと出てきませんよ。だから恐らく少年野球場だって日曜日じゃちょっと足りないのじゃないですかね、フェンスをつくりますとね。恐らく５ヘクタールくらいないと難しいのじゃないでしょうかね。そういう面から見ましたら、やはりそのあたりもつくるということで、それだけつくるわけにはいかないかもわかりませんけれども、そのようなものを、やはりフェンスのある少年野球場、また野球場をつくるということになりますと、日野市には恐らく用地は確保できないと私は思うのです。だからそういう面で、そこにそういうものをつくるような計画がありますれば、ぜひ積極的に進めていただきたいと思うわけであります。

確かに日野市の場合には、自然保護の団体の活動も活発でありますし、実際、彼らとの調整が難しいということも聞いておるわけです。そういう面で、建設省の方の見解も、まず自然保護の方々と話し合って来てくださいということが、彼らの考え方なわけです。そういう面で、私は日野市民が要望しているものでありますから、ぜひ積極的にお話し合いを進めながら、そういう問題も解決していただきたい、このように思います。そして一つ一つ整備していきながら、日野市におけるところのスポーツ愛好会、そして日野市の市民の健康増進のために活躍される場を整備していただきたいと、このように考えております。ぜひよろしくお願いいたします。

そしてこの質問を終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　これをもって４の１、多摩川河川敷内のスポーツ場の整備計画について問うの質問を終わります。

一般質問４の２、都市計画道路の進捗状況について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○６番（天野輝男君）　都市計画道路２・２・10号線の進捗状況について、質問させていただきます。

この２・２・10号線の多摩川には立日橋がかかっております。そして私が市議会議員になった当時、要するに昭和63年から片側通行になるということを聞いておったわけです。それが１年間延びて、来年度片側通行になるということでありますが、一部は用地を買って整地にしておりますが、ところどころまだ――ところどころというか、大部分まだ用地が買ってないようなんです。そういうことで果たして64年度に開通できるのかどうか、そのあたりを教えていただきたいと思います。

これには特に神明からの下水道の排水部分が、東京都の２・２・10号線の用地を借りて入ってくるわけですね。そしてここを通って多摩川の河川敷の中に流れるということになっております。そういう面で、この神明の排水もこれができないと解決できないわけですね。だからそういう面で、神明上の排水については日野市で恐らく利用するわけですから、日野市で用地も２・２・10号につながる部分については進めなければならないと思うわけです。そういう関係から、神明から出ている排水はどの程度工事が進んでおるのかどうか、このことを教えていただきたいと思うのです。

そしてもう一つは、今、万願寺の区画整理の中で、実際、国道のバイパス部分が入りましたけれども、これは万願寺の区画整理の中なのかどうか、その用地買収はどの辺まで来ているか、このあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

３点。

○議長（市川資信君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　まず第１点目の２・２・10号線でございますけれども、これは日野市分の延長が1,240メートルでございます。そのうち立日橋の橋の部分が418メートルということでございます。この道路は御承知のように東京都が事業主体になりまして築造し、将来東京都が管理をする、そういう性質の工事でございます。

建設につきましては、昭和55年３月に事業認可を取りまして、用地買収、補償、そういったものを進めているわけでございます。

現在、計画を申し上げますと、昭和63年度中に片側を整備いたしまして、64年度に一部供用をしたい。さらに残る部分を64年度に整備をし、65年度に供用開始をする、そういうことで現在進んでおるということでございます。

現在、この用地買収でございますけれども、全体の95％が完了しております。残る５％、面積にいたしますと約962平方メートルございますけれども、この用地買収を今東京都が精力的に行っているということでございます。

次が都市下水路の件でございますが、これは正式な名称は神明上都市下水路と称しております。神明上土地区画整理事業区域内の雨水を排除するために計画をされたものでございます。この排除の区域は、神明上の区画整理の区域内と、日野本町の区域でございます。約195ヘクタールの雨水を多摩川に排除する。この経路につきましては、今、御質問のございましたように、２・２・10号線を使いまして、多摩川に放流するということでございます。

本年度、今回の議会にも契約議案の承認をお願いしているわけでございますけれども、

そのほかにまた別発注を一部工事をいたしまして、順調に進みますれば、甲州街道から多摩川までの区間の都市下水路は完了するということでございます。残る部分が334メートルございます。これは甲州街道から川崎街道までででございます。この区間を、64年から65年にかけて工事をする予定でございます。この区間内には民地がございます。今、この民地につきまして、現況測量を62年度に行い、63年度につきましては境界確定、用地測量をし、具体的な交渉を進める、そういう予定でおります。したがって、この工事が順調に進みますれば、この都市下水路は昭和66年度に供用開始になるということでございます。

次が、万願寺区画整理区域内の１・３・１号線でございます。この区画整理の区域内の面積は1,307メートルでございます。幅員が28メートルということでございます。多摩川との間に直接買収の区間もございまして、この直買の区間につきましては、今、建設省が用地買収をしているということでございます。

この道路につきましては、主には万願寺土地区画整理事業の中で公共減歩という形で用地を造出いたしまして、建設省の方に用地提供をする。その用地代を区画整理事業でもらい、また区画整理事業に充てる、そういう形で行っております。

建設省の方に渡しました用地の面積は、全体で69.6％でございます。残る部分につきましては現在、家屋の移転、その他いわゆる道路用地としての整備をしているというところでございます。

この道路の築造でございますけれども、仮換地を行い、それからこの道路に面した宅地の使用収益を解消するということになりますと、当然、道路としての形態をなし、建築確認ができないといけないわけでございます。現在、その辺の対応といたしましては仮道という形で、対処をしているところでございます。

本格的な道路の築造になりますと、先ほど申し上げましたように、用地を区画整理で生み出し、工事は建設省が直接行うということになるわけでございます。この着工の時期になりますと、まだいろいろ問題点がございます。これは、これだけの大きな道路でございますので、いわゆる起点、終点の問題、それからこの道路に関係するアクセスの問題、連絡道路の問題、こういったものもございますし、それからこの道路には御承知のように公共下水道の汚水管でございます浅川中央幹線の敷設もしなければいけない。それから埋蔵文化財の問題、それから連絡道路といたしましては、都市計画道路の２・２・11号線、あるいは２・２・２号線、さらにはこの道路の西への延長が重要な課題になるわけでございます。そういったもろもろの問題が解決した中で、この道路の築造がなされる、こういうことでございます。

今、申し上げましたもろもろの問題につきまして、市ももちろん協力をする中で、建設省と精力的に進めているという状況でございます。現時点でいつごろということは、ちょっとまだ言えない状況でございます。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　それではまた一つずつ質問させていただきますが、この神明からの都市下水路は、何か今お話を聞いておりますと、甲州街道から多摩川までの区間、これが来年度から使えるようになるのですか。それが１点。

そして、今聞いておりますと、もうすぐ使えるようなことをずっと聞いておったわけです。よく聞いてみますと、まだ用地の買収すらできていない。要するに川崎街道から甲州街道まで、これが大体64年から65年にかけてやって、そして66年度に使えそうだということなんです。できないよりできた方が私はいいと思うし――ただ少しこういう人の財産がかかってくる要するに用地、土地でありますから、そう簡単には手離したくないという住民の方も当然いらっしゃるとは思うわけです。

しかしながら、やはりこういう問題はそんなに長く、１年も２年も話し合いを進めていないとは言いませんけれども、解決するまで意欲的に取り組まない限り、私はこういう問題は恐らく解決できないと思うのです。そして今のお話の中で、よく聞いていると、要するに立日橋がかかっているところから甲州街道までの距離の中で、まだ用地買収は95％と言いましたね。一部ないわけですね。だから当然これは使おうったって使えないじゃないですか。甲州街道、多摩川の地域の排水を使うといっても、まだ用地が取得されていない限り、これは使えないのじゃないですか。

やはり私はこういうところに日野市のちょっと問題があるのじゃないかなと、実際、思うわけです。そういう面でもう一回、これは64年度までに実際あそこの区間が、高木歯医者さんがいらっしゃったあそこから、多摩川の河川敷に下水管をいけて使えると、確かに本町５丁目の方々は、水路が低いために一中で床下浸水になったように、あの地域もそういうところが、５丁目というところは実際あって、大変困っておるわけです。だからそういう面で私は、これが早く使えるようになると、そのあたりの雨水で困っている方々も解消になると思いまして、今、質問したわけです。

そういう面で、５％用地買収されていない状況の中で、実際、来年度からこれが使えるようになるのかどうかをまずお聞きしたい。そして東京都のやる仕事ですから、立日

橋の特に片側通行ということになりますと、やはりもう既に２年も延びているわけでしょう。63年に使えるということになっていたのが64年に使えない。そうなった場合、私は東京都から指導なり何かされているのじゃないかと思うんですよ。何とかしてもらえませんかとか、そういう要請が多分あるんではないかと思うんです。そのあたり、説明していただきたいと思います。

それと、先ほど特に１・３・１号線というものは建設省で確かに進めておるということなんです。特に私は、現在のこの甲州街道の混雑ぶりを見たら、これは１日も早く解決するように努力するということが、私は日野市民にとっても一番重大な事項じゃないかと思うわけです。そういう面で、あえて質問させていただいたわけです。もし１・３・１号線の一部分が開通されなくとも２・２・10号はやがて１・３・１号線にぶつかるわけですね。そして下流の方は万願寺の区画整理をしながら甲州街道のバイパスができてくるわけですから、たとえ堀の内の区間がつながらないとしても、多摩川に橋をかけて国立に抜くならば、日野市の交通状況も多少変わってくると思うわけです。

そういう面で私は、こういう問題についても本当にもっと真剣に取り組まなければならないのではないかというふうに思って質問しているわけです。そういう面でぜひもう一回、実際、立日橋ができて、とりあえずは甲州街道まで本当に開通できるのかどうか、それを教えていただきたいと思うのです。それとそこにいける下水管は、本町５丁目あたりの雨水で困っている方々が利用できるようになるのかどうか、このあたりを答えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　まず２・２・10号線でございますけれども、これは先ほども申し上げましたとおり、東京都が事業主体になりまして用地買収をし、道路築造、架橋を行うということでございます。

これは東京都だけが用地買収と言いましてもなかなか土地を持っている方の代替地の問題等、それから周辺の環境整備とかいろいろございまして、市が協力しなければ進捗しないわけでございます。代替地等につきましても、市が協力を今までしてまいりまして、ようやく５％残りになっている。この５％につきまして、本年度早急に東京都は買収をするということで、下水道も絡めまして連携作業を行っているということでございます。

この供用開始でございますけれども、私は以前から一部の片側の供用開始というのは64年ということを聞いております。63年が64年に延びたということは、私の記憶にはございません。今後この計画どおりいくのかどうかわかりませんけれども、そういう計画で今進んでいるということでございます。

２点目は神明上の都市下水路の件でございます。

これは先ほど申し上げましたとおり、神明上及び日野本町の雨水を排除するということでございまして、若干説明が不足だったように思われます。要するに東京都がつくる２・２・10号線の道路の中にこの雨水管、都市下水路を入れるということになりますと、例えば四谷下の区画整理の区域がございますけれども、その区域から仲田の緑地の中を２・２・11号線が通ってございます。この中に雨水管が既に入っておりまして、こういった雨水管は本年度２・２・10号線の都市下水路ができれば接続され、使えるということになるわけでございます。

私が昭和66年度に供用開始と言いましたのは、この都市下水路の全線が供用開始ができるのが昭和66年というふうに申し上げたわけでございます。

それから万願寺の区画整理区域内の１・３・１の問題でございますが、これは先ほど申し上げましたように、決してこの道路の築造それから多摩川の架橋等を先延ばししているということじゃございません。さっき申し上げましたように、この道路にかかる連絡道路の関係、それからさっき申し上げましたけれども、まだ道路の用地が約30％あいていないわけでございます。こういった作業もしなければなりませんし、遺跡調査もある。それから浅川中央幹線、いわゆる汚水管の埋設もしなければならない、そういうもろもろのことがございまして、この辺を十分調整した中で、道路築造に入っていくということでございます。これは、道路をつくる場合には建設省が直接つくるということでございます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　今、説明をいただきまして、神明上都市下水路についてはわかりました。そういう面で、実際、本町５丁目の、御存じと思いますけれども、あそこの住民はお年寄りが住んでおりまして、大変心配しております。そういう面でぜひ雨水管に接続して、そのあたりの方々が心配しているその問題を解決していただきたいと思います。

本来、特に日野市における都市計画事業、こういう問題に対しては特に道路もそうでしょうし、都道、国道を初め、これは国でつくるから国に任せているならばなかなかできる問題じゃないと私は思うわけです。そういう面で、私はこの問題については再三質問をしているわけです。日野市の都市計画事業を進めるというこの問題について、やは

りまず解決しなければならないということは、道路網の整備とかこのあたりから解決しないことには、日野市は本当にどこを行ってもふん詰まりでどうしようもないわけですよ。この問題をいかに解決するかということが、私は市長初め議会、また日野職員の使命だろうと考えているわけです。

そういう面で、先ほど企画財政部長の話の中にあったように、どうしたって用地買収するには周りの環境整備というのが必ず入ってくるわけです。周りの環境整備をしながら用地買収しない限り、なかなか応じてもらえないというのが現実なんです。私はそういう面で、都市計画事業を実施している方々の中に行って、意見を聞いたりしてみても、実際その問題が一番絡んでくるわけです。そういう面で、私は確かに東京では国から、用地買収については解決する問題があるかもわかりません。しかしながらこの問題については、日野市独自でもやはり代替地で心配している方がいらっしゃれば、それにこたえるだけの用地を確保するとかしなければ、私は問題が解決しないのではないかということを思うわけです。

そういう面で、今後、日野市のまちづくりはますます地域差が出てくるわけです。この地域差をなくすにはどうしたって道路を整備する以外ないのです。幹線道路を整備しながらやっていく以外ないのです。それには今言ったように、この地域の方々の意見というものは、やはりそれに合わせて地盤整備をしてほしいというのが、私は市民の、地主さんの意見だと思うわけです。そういう面で市長、市長みずからこの間は鉄のわらじをはいても頑張りたいと言っていただきました。そういう面でぜひこのあたり市長、この問題も意欲的に取り組んでいただきたいと思うのですけれども、市長からの意見をお聞きしたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いつも鞭撻、督励をいただいておりまして、そのことについては忘れたことはないくらいであります。

一方にまた、物事には順序があるわけでございまして、順序を踏みながらやっているということでありますから、何か先に具体性がないようにとられるのは、全くこれは間違っておるわけであります。都市整備部長がお答えいたしましたとおり、それぞれ順序に立ち向かっておるわけでありまして、一つ一つを解決しながら、私はできるだけ予定のできる年次の中で事業が進行するように考えております。

そして御質問の住んでいらっしゃる方の環境整備、これも極めて重要なことでありまして、まず第１に解決できるのが、おっしゃる日野本町５丁目周辺の浸水がまず解決できるということは、御理解いただけたと思っております。

それからもっと長期的視野におきましては、いわゆる東町の環境整備のために、また道路用地を確保するために、区画整理事業に取り組まなければならないということも、既に発表をしておるところでございます。これから東町地域、あるいは日野本町地域が問題の日野の玄関という位置づけにおいて、将来の展望がはっきりと見通せる、こんなふうに私どもは考えております。

御理解をお願いしておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　市長が今、展望が見えておるということを言われましたけれども、私、市議会議員になってまだ２年とちょっとしかたっていないから余りよくわからないけれども、やはりものにはものの取り組む順序があり、どこを重点的にやらなければならないかということが、私、市長の答弁聞いておりますと、確かに市長はお年のわりに仕事に対する意欲はすごくあると思うのです。そういう面で、実際、市長は特に自分のこうやらなければならないということは何か、早く言えば特別老人ホームなんかだってもう２、３回でちょっと出てきてしまうわけですね。そうかと思えば、平和基金なんというと、もう具体性がないと言っていながら１億円をひょいと出す余裕があるわけです。

だから市長、ものにはやはり日野市の順序というのが、日野市民の声を大にして、この声を取り入れるということが、私は優先順位が一番、その声の一番高いものから取り上げて、そして問題に取り組むということが、市長のとっていただくべき態度じゃないかなと思うわけです。そういう面で私は、実際、都市計画部長に対しても一生懸命やっていただいていると思うのです。ただ東京都、建設省なんか行っても、なかなかそれだけじゃ、部長、課長が行ってもなかなか話が追っつかないところがあるわけです。

だからそういう面で市長、ぜひこの問題についても、市民の声というのはやはり市長が市長の諮問機関で、日野市民に対する調査というものを出しました。その中で一番多く回答が来ておる問題が環境整備とか道路の整備とか下水道の問題、こういう問題が一番大きいわけです。このあたりにやはり一番焦点を合わせて頑張っていただきたい、このように思うわけであります。

そういう面で市長もう一回、私、今、質問したことに対して、何かお答えがございましたらいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　そのとおりに承って、少なくともまず2・2・10号線の神明の都市下水路の川に放流できることを順序として解決をしたい、このように考えております。

○議長（市川資信君）　　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　　私は、かつて森田現市長が市議会議員のときに、古谷　栄さんが市長のとき、あの方がちょうど勇退するというような声が聞かれたときの議事録を読んだのです。

そうしたら、そのときに市長があの地域の、要するに日野駅周辺のことでしょうね、古い地域の地盤整備について、最後のお仕事としてやる意思はないのですか、そのような多分質問をしておったのです。私は市長、確かに立派な業績を残したと思うのです。そういう面で、14年間やってこられまして、確かに市長の実績は認めなければならないと、私思うわけです。

しかしながら、私、そろそろ後輩に譲って、そして日野市の活性化を図った方がいいのじゃないかと、このように思うわけです。そういう面でぜひ市長、今ここで市長がやればまだまだ仕事はできると思うのです。しかしながら、日野市のやはり流れを変えませんと、共産党主導型の政策じゃどうしようもないじゃないですわ。だからそういう面でぜひ私は、今後、市長、もし私が今申し上げましたような都市基盤整備、このようなものに対する事業に意欲的に取り組んでいかれるという意思があるならば、私はそれなりにまた市長に対する評価も変わってまいりますけれども、そうじゃない限り、私は本当にそろそろ勇退なさって、日野市の行政を後押ししていただいた方がよろしいのじゃないかと、このように考えております。

そしてぜひ今後とも、実際、日野市の場合には問題がたくさんあります。こういう問題を一つ一つ解決するということが、やはり優先順位としては市民の声を、何が一番要望されているのかということを念頭に置きながら、この問題を解決していただきたいと思います。

以上をもって、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　　これをもって4の2、都市計画道路の進捗状況について問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時38分　散会

6月14日　火曜日　（第3日）

昭和63年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第25号）

6月14日　火曜日　（第3日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

26番　市川資信君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	坂本金雄君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	永原照雄君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫曄子君

議事日程

昭和63年6月14日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時14分　開会

○副議長（一ノ瀬　隆君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日議長所用のため、副議長がその任を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問５の１、低所得者のための国民健康保険についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔10番議員　登壇〕

○10番（小俣昭光君）　おはようございます。通告質問に従いまして、質問をさしていただきます。低所得者のための国民健康保険についての質問をさせていただきます。さきの112国会に提出され、国民の反対を押しつぶして成立した国民健康保険改革案は自民党竹下内閣の提案理由によると、高齢化社会を控え、国保制度の安定化を図るため都道府県も参画して、低所得者問題や、医療費の地域差問題など、国保制度の構造的問題に国と地方が一体となって取り組む国保加入世帯の保険料負担の増大に、歯止めを、などと言っていました。改革の骨子として１、低所得者に対する保険料軽減分について公費で補てん、国が二分の一、都道府県、市町村が各四分の一負担で、保険基盤安定制度の創設。２としては、著しく高い医療費の一定部分につき、65年度から保険料二分の一のほかに国が六分の一、都道府県・市町村が各六分の一を共同負担する、地域差調整システムの導入。３としては、高額医療費共同事業に国10億円、都道府県が190億円を助成する。４としては、保険料負担が軽減されるとして老人保険医療費拠出金にかかわる国庫負担率を調整する、55.7％を52.3％にするという説明をしております。

しかし事実は政府の説明とは逆に、国庫負担の大幅削減によって、被保険者と地方自治体の負担は急増、全国的には保険証未交付などの制裁処置も強化され、国保財政の危機も一層深刻化し、国保制度そのものを解体に導くものとなっています。

国保制度を守るためにも59年度以前の国庫負担率に、現在38.5％を45％に戻せという国民的運動が強く求められています。自民党政府の説明している第１の保険基盤の安定のためと称して、低所得者に対する保険料軽減分にも新たに地方自治体に負担制度の導入を取り入れております。第２は地域差調整システムについては、国が地域の実情も無視して、一方的に基準を、基準医療費なるものを決め、これを超えるものは是正計画と称して、引き下げようとしていることであります。そしてこの是正計画を守らないといってペナルテイを課すなど、医療の平等を犯すものとなっております。

第３は高額医療費共同事業についても、都道府県に助成費を出させることにより、国の負担を軽減するものとなっています。以上のことから、今回の改革によって、日野市の国保事業はどう影響を受けるのか、まず最初にお聞きしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　　ただいま御質問のありました法の、６月１日から施行されました国保法の内容の改正でございます。これからどう影響するのかということでございますけども、今のお話の、例えば四つの柱を中心とした改革が行われたわけでございますけども、その中の点で，特に、例えば本市の場合ですけども、国保財政の影響ということは、１から４までの柱の中では直接なことでは影響を及ぼすことはございません。ただ東京都の補助金等を兼ね合わせた中で、東京都の国保委員会の開催待ちということにはなってございますけども、当市の場合、ここでは直接な影響はございません。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　　影響はわからないということだと思います。実際に今までも国の負担が軽減することによって、日野市の負担金、あるいは被保険者の保険税が値上がりするということが行われてきております。そういう点では、６月１日ということで、まだ具体的なところはあらわれていないかと思いますけど、十分に心していただきたいというように思います。

続きまして日野市でも国庫負担率を引き下げられたことにより、61年度、62年度など２年連続に保険税を引き上げてきました。そのことにより低所得者層にとって、高い保険税となっております。国民健康保険が国民の生存権を保障するために、国が財政上の責任を負うことを前提でつくられた国民皆保険制度であるという立場から、国庫負担率を当面もとの45％に戻せという要求を、市長・議会ともに厚生省に訴えることが大事だと思います。市長はこの点についてどういう対策を立てるのか、もし考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

第２点目は、昨年制定された減免取り扱い要綱が実効あるものとなっておりません。予算委員会や決算委員会などで、ＰＲをすることを約束してきたが、どうなっているのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。以上、２点。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　再質問についての答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　　市長がお答えする前に私の方から、概略御回答、まずいたします。

要するに国庫負担金が大幅に削減されたということのまず大きい理由は、59年の10月に退職者医療制度が創設されまして、国庫負担金の割合が、制度改正以前は医療費の40％、これが国の負担でございました。退職者医療制度の導入があった後ですね、今度は保険者の負担分の40％となったわけでございます。要するに保険者負担分は御存じのように７割負担ということですから、その40％は国の負担ということで、やはり国の補助が大分削減されたわけでございます。そういうことで先ほど御質問がありました、これからまた国庫負担金の６月１日から施行されて、要するに都道府県の参画を得まして、地域差の解消というふうな目的で国と地方が一体となって取り組む負担割合を改正されるということでございます。そういう中で、要するに負担の割合を元に戻すという御質問でございます。これは63年度、今年度ですね、全国市長会が国に対して、各部会と申しましょうか、要望を行うわけでございますけども、その中で要するに民生関係の部会を通じまして、日野市として国保事業への本来の国庫負担の適正化についてというふうに題しまして、文書をもって全国市長会の方の事務局に提出したわけでございます。要望内容としましては、国庫負担適正化についてということで全文がございますけども、それは割愛させていただいて、三つの点を要望してございます。

まず一つは医療給付費交付金の補助率を退職者医療制度施行前の補助率に戻すこと、すなわち現行の給与費ベース、要するに給与ベースというのは先ほど申し上げましたように、退職制度を導入したときから、保険者負担分の40％というふうに申し上げましたけども、その給付費ベースから、従前の医療費ベースの補助率に改めていただきたいということですね。それから保険料が納められない低所得者層の保険料については、国の負担としていただきたい。

それから３点目として、地域によって大きな差がある高額医療についても、国の責任において、財政補てんをしていただきたいということで、要するに国の社会保障制度であるんで、そういうことで国が責任を負っていただきたいというふうに、要望をしたものでございます。

それから減免の実効あるものにということでございますけども、国保制度は社会保障制度の中核をなしてございまして、地域医療保障に大きく貢献しているものでございます。そういう制度の根幹は地域住民の相互共済と申しますか、その共済から発展してきたものでございまして、このような制度から、全保険者が応分の負担を願うのが、肝要

であろうと思います。そのような制度上から、低所得者世帯の対応として、保険税にあっては均等割、それから平等割、要するに応益割と申してございますけども、これについては４割、それから６割の軽減措置を行っているわけでございます。そしてこの減免の対象ということは、このほかに所得割と資産割、要するに応能割の範囲内で減免の対象としているわけでございまして、この該当者に対しては、例えば災害等の場合、地方税法とかそれから市の条例に定めている範囲内で、減免の適用を行っているわけでございます。そういうことで減免要綱の取り扱いは納税意識の啓蒙を図って、取り扱いには十分慎重を期しているところでございます。

行政サイドとしてですね、案内と申しましょうか、納税通知書を発行する時点で、納税通知書の中に記載をして、直接、制度の説明を行っているわけです。要するに減免の規定もこういうふうにございますということで、行政サイドとしては、減免に対しての申請主義を原則としてございます。そういうことで対応をしていることでございます。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長の答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　いつものことと言っていいぐらい、今各段階の首長会、国保、国民健康保険事業に対します国の負担割合の復元といいますか、復旧、元に戻す、こういうことを中心に国への要請、並びに論議が非常に高い状況であります。

近年、改正されるごとに国保財政、国保事業の安定健全化を言いながら、保険者負担の割合、あるいは被保険者負担の割合というものが、だんだんと割合においても金額においても増高してくると、こういうことに対します保険者の立場としての、またそれをまとめる市長会等の立場としても一番関心の高い、しかも思いどおりにならない不安、あるいは懸念、憂慮、これが高まっておる状況であります。

ことし６月１日施行で、また安定化を唱えてその負担の内容の改正が行われております。しばらく様子を見ないと、何とも言えないところでありますが、特に御指摘の低額所得者に対して、事業の安定ということで医療の質の低下であるとか、あるいは税の、徴税の強化であるとか、こういうことで状況が進むということであってはならない、このようには考えるわけであります。今後の状況を正しく把握しながら、国保本来の国の事業としての性格、つまりかつての医療費40％の原則というものを、医療費40％国庫負担の原則というものを、あくまで確立をしていくという方向こそ、国保事業の安定化に一番役立つものだという考え方は持っております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　　３点について質問させていただきます。

一つは、部長は59年から老人医療を創設されたことによって国庫負担が削られた、削ってきたということで、国保事業には大した影響ないような答弁に、私はそういうように聞こえたわけですけど、実際に59年の老人医療が創設されて、老人保険が創設されて、拠出金が国保から出てくるという中で、国保事業が大幅に赤字になる。日野市でもそういう実態で、実際には61年から62年、２年連続に国保税を値上げせざるを得なくなった。ほとんどが計算してみると、国庫負担金が削られた分がそっくり国保税の値上げ、あるいは市の持ち出しになってきている。そういう点から見ても、やはり今市長が言われたように、国庫負担金が削られたことが一番国保事業にとって、手痛いところではないのかなというように感じるわけです。そういう点では国の責任、もっともっと明らかにしていく必要があるかと思います。それが第１点でございます。

第２点は、やはり低所得者が80％を占める国民健康保険、この事業についてやはり国の責任を明らかにする上でも、それこそ全市挙げて国庫負担を元に戻す運動をする必要があるのではないのか。確かに市長会などでの要請では、特に老人医療の１割負担導入をしたときには、この市長会だとか、議長会がこぞってそれに賛成する、厚生省に早く実施するように、そういうような要請もされているわけです。そういう点ではまさにどんぶりの中の水を、それこそ国保事業、あるいは老人保険にという形で分けるだけであって、そのどんぶりの水をたらいの水に大きくするということがされてないというところに、私は問題があるのではないのかというように思うんです。そういう点でも市民も含めて、市長また超党派でこの問題、取り上げていかないと、ますます国保事業、大変なことになっていくように認識しております。そういう点ではぜひ市長もそういう立場で頑張っていただきたいというように思います。

それともう一つは減免要綱の問題でございますけど、この減免要綱、去年の８月の20日に施行をされるということになりました。ここで言われているのは、日野市の国民健康保険条例の第19条の規定により、国民健康保険税の減免は別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところにより行うものとすると、この健康保険条例の第19条の規定はどうなっているかというと、市長は国民健康保険税の納税義務者のうち、災害その他、特別の事情があるもので、当該納税義務者の申請により、もしくは特に必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。19条の２としては、納税者は納期限後にその国民健康保険税を納付する場合においては、当該税額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数において、14.6％の割合を乗じて計算した金額

に該当する延滞金を加算して納付書に附帯しなければならない。この19条の２の方は要するに延滞をしているというところで言っているわけです。それと、19条の１の方については、この条例によって減免ができるんだということが規定されているわけです。それを要綱で補強している、その取り扱いの仕方をされている。この中では、先ほど部長は応益割の方は６割減免で、あるいは４割減免でされているから、そちらの方はそれまでと、あとは応能割が減免の対象になるような言い方をされておりますけど、この取り扱い要綱を見ても、その点については一切書かれておりません。ただここで書かれているのは減免後で、減免の割合、災害により居住者等に損害を受けた場合ということで、そこでは居住者の全壊、全焼、または流出とか、あるいは居住者の半壊、または半焼ということで、これについては、減免の割合は100％となっているということになっております。それと、５の２のところでは、収入の減少というところで、生活困窮の場合ということで、収入率は基準生活費の100分の100以下は100％である。基準生活費の100分の100を越え、100分の10以下は80というようになっているわけであります。そういう点では、この基準生活費というのは、生活保護家庭の収入基準ということだと思いますので、そういう点ではこの収入――生活保護家庭の収入基準の100分の10以下の人は減免の割合は80％であるということで、言われて書かれているわけですね。そういう点では100分の100の人については100％減免ができるというように判断されるわけですけど、その辺についてどうなっているのか、お答えいただきたいと思います。以上、要望も含めて３点ですか、特に今の減免要綱のところについて、お答えいただきたいというように思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　　それでは先ほど再質問ということで、１、２、３で国の責任、それから要するに低所得者が80％国保の場合には占めている。それに対しての要望等、それから減免についての再質問でございます。１と２は、先ほど私が申し上げましたように、――私は先ほどは一つの事例として、国に対して要望したという内容ですけども、そのほかには例えば国民健康保険の担当課長会等のそういう機関もございます。これは例えば旧の南多摩を基盤としたそういう一つの地方団体というんですか、協議会、その上の上部団体としては26市の課長会の団体とか、そういう幾つかの団体がございます。そしてこれを年にそういう部会を開いて協議をして、また国に対しての要望とか、都に対しての要望とか行っているわけです。そういうふうな団体も通じて先ほど申し上げました御質問にもありましたようなそういうふうな内容について広く対応というんですか、要望等も含んで対応をしているということでございます。

それから減免でございますけども、先ほど申し上げましたように、要するに行政サイドとして、この場合納税通知書等のそういうふうなところに記載して周知をしているという――実際にはまあ消極的な周知というふうにとらえがちでございますけども、やはりこれは税でも同じなんですけども、やはり申請主義ということの中で、取り扱っているわけでございます。

それから19条の関係でございますけども、私が先ほど言いましたのは、減免の規定ということの中では、例えば応益割の場合には４割、６割の軽減をしている。それから資産割、所得割ですね、最高限度額が今日野の場合には33万円ということでございまして、これの場合に例えば災害、それからその他の事由ということで、どうしても生活困窮ということの中ではやはり窓口で相談して、要するに先ほど言いました納税意識の高揚ということもあります。ありますけども、やはりその場のケースによっては窓口で相談し、減免する。または分納する。そういうふうな方法で対応しているわけでございます。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　　特に減免要綱の取り扱いについて、市民の目にぜひ積極的に触れさせていただきたい。これによって滞納者が救われるということになりますので、私は次の２点、特にこの減免要綱についてＰＲしていただきたいということで、まず第一は、私たち議員が持っている要綱集にもこれにも入っていない。また福祉部が出されている福祉の手引、こういうのにも全然お知らせがない。こういうのが実態です。それとやはり広く市民に知らせるためにも、市の広報でお知らせするということが特に必要だというように思います。

今、国保税払えなくて、実際に困っている方たちがたくさん日野市の中にもおります。金沢ではそういう点では滞納しているということで、悪徳滞納者ということで保険証が未交付されていたということによって、手おくれになって死亡したという事例も起きております。幸い日野市では滞納者には保険証未交付ということは行わないということを再三市長が言明しておりますから、そういう点では大丈夫かと思いますけど、でもいずれにしても滞納者というレッテルははられるということでありますので、減免要綱で救われる方がいるんでしたら、積極的にその辺は取り扱ってやるのが、人間としての筋道ではないのかなというように思いますので、この点については特にお願いして、これか

らの国保事業のさらに低所得者に対する事業を拡大していただくということも、要望を込めてお願いするものであります。今度の保険料の大幅引き上げ、あるいは負担率の増大、地方の負担増の最大の原因と責任が、国庫負担の削減による国の責任放棄であることは明らかであります。61年度の国庫補助率を56年度並みに戻せば、総額で7,000億円国庫負担がふえ、保険料に換算すれば28％も引き下げられることが可能であります。日野市の国民健康保険もこの２年間で約６億円も削られています。国がもとの国庫負担率45％に出していれば、２年連続の国保税引き上げをしなくてもよかったことは明らかであります。そういう点で行政・議会・市民そろって国に要請し、国民皆保険制度を守るために、繰り返しお願いして、この質問終わらさしていただきます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって５の１、低所得者のための国民健康保険についての質問を終わります。

一般質問５の２、豊田駅周辺の環境整備について（南北を結ぶスロープ設置について）の通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

○10番（小俣昭光君）　　５の２、豊田駅周辺の環境整備について、南北を結ぶスロープ設置について質問さしていただきます。

この質問は私は豊田の駅で、よく学生があそこの階段を自転車を担ぎ上げて、南側から北側に歩いているのを何回か目撃しました。またお母さんが乳母車を抱き上げてというか、そういう形で上がっていくというのも、よく見かける光景であります。そういう点でこの豊田の南北を結ぶ問題について、何とか対策を立てられないかということで質問をさせていただくわけであります。特に豊田の今南口と北口というのは、南口よりは北口の方が商店街があって、南口の人たちも買い物にそちらに行くというような状況が続いております。それと行く行くは豊田南区画整理あるいは再開発によると、そういう点でも南北の交流、大事なことになりますが、それらについて触れさしていただきたいと思います。

豊田駅南口地区市街地再開発事業基本計画調査資料によると、豊田駅南口周辺の４ヘクタールを調査対象地区の概要は、人口428人、世帯数で157世帯、建物総数は135棟であります。これが再開発予定地の概要でありますが、もっと広げて見てみますと、豊田駅南口地区の整備目標に基づいて、地区の将来機能について見ると、まず豊田駅の乗降客数については、現在の１日当たり５万人の規模から、将来は1.7倍程度の、約８万3,000人へと増加することが予測されております。

商業規模については、商業統計による商業集積地域を含む駅、南北の総小売業売り場

面積は、現在でも約１万2,000平米でありますが、将来は約２万8,000平米へと、約2.3倍程度増加することが想定されていると、そういう結果として出されております。小売業売り場面積の南北比については、現在の南が17、北が83、将来は南北同じ程度に変化すると予想されております。要するに現在も再開発されたとしても、南北に行き来することは明らかであります。ただ単に行き来するのに、歩行者だけでなく、赤ちゃんを連れたお母さんなどが、乳母車を引いたお母さんが、あるいは自転車に乗った人などが、犬も行き交っているのが現状でありますから、豊田駅の通路を通って、北側へ、または南側に行き来する人を見受けられております。そういう点であそこの改札口、先ほど言いましたように通勤帯では大変な混雑がされておりますので、そういう点ではこの改札口を通るのではなく、別なところに、駅舎の八王子側の、特にホームの上をまたぐような股線橋設置をすることによって、南北をつなぐことはできないかどうか、お聞かせいただきたいというのが、第１点であります。

そして第２点は、今豊田駅南口タクシー乗り場のところの歩道についてでありますが、ここは以前は放置自転車がそれこそ二重にも重なり合っているというような実態でありました。管理課の皆さんの御協力の中で、やっと整備がされてきております。ただし、今そこのところにＵ字のブロックが置いてあります。そういう点では歩道が半分しか使われてないということでは、見苦しさは違いますけど、実際としては歩道の活用がされていないという点では、ここのところについても自転車置き場を何か設置できないのかという要望もされております。そういう点でこのところを自転車置き場を設置することはできないのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

３点目は豊田の駅の北口、上がったところのすぐところの都市整備公団が持っている建屋でございますが、ここが今――以前トイレがあった前のところ、天井がかなり傷んできております。そういう点で整備をしていただきたいと思いますけど、その点、この３点についてお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　　豊田の南北を結ぶというか、日野市全体のグローバルに考えた発想といたしまして、夏井議員さんから前、御質問のあったところでございます。今回は駅周辺中心の問題でございますが、おっしゃるとおり前は改札口の前の股線橋が市道の認定をいたしておったわけでございますけれども、これをＪＲとの――当時国鉄でございますけれど、の関係で、廃止いたしております。そこでそこは乳母車とか自転

車を押し上げたり、担いたり、押し上げたりして、非常に御苦労なさっているということで、まことに何とか市も対処しなければならないなということは、十二分にわかるわけでございますけれども、この南北のスロープ等につきましては、非常に苦慮しているところでございまして、おっしゃいますように駅をまたいで、現在の股線の八王子寄りになろうかと思いますが、そこに設置できないかという、スロープの設置できないかという問題でございますが、これにつきましては非常に困難はございますけれども、一応ＪＲの方とも話し合いをしてみたいというぐあいに考えております。

次に自転車の置き場の件でございます。前はそこは非常に混雑というか、放置自転車であふれておりまして、自転車で人も通るのに非常に困難であるというような状況でございましたが、幸いにして現在はきれいになっております。しかしそこにＵ字か、トラロープ等を張って、歩道を半分にしているなら前と同じ、人が歩くという歩道の幅員は同じでないかという御指摘でございました。なおかつそれだったら自転車を置いたらいいじゃないかという御指摘でございますけども、私も前から駐車してはいけませんよというところで、歩道にトラロープ等を張って道路を半分より使用していないということは、非常に疑問に考えておりました。これは何とか対処をしなきゃならない、やはりトラロープ等を張らなくても、マナーとして自転車をそこに置かないということが鉄則であろうと思っております。このトラロープ等を張って、自転車を置かないようにするということにつきましては、非常に私は考慮する必要があるというぐあいに考えております。しかしそれかといいましてだからそこに自転車をということにつきましては、私といたしましては、賛成できかねるところでございます。といいますのは、やはり周辺に自転車置き場を設置するのが本来であろうというぐあいに考えております。

で、63年度で予算化しております自転車置き場は、南口に２カ所ございます。これは豊田の３の31の24、350平方メートル、それから２番目といたしまして豊田四丁目の14の16、約280平方メートル、これは契約が整っておりますので、これの整備をいたしまして、自転車置き場を整備していきたいというぐあいに考えております。そうしますと現在は約760台分より駐車場といいますか、駐輪場がなかったわけでございますけれども、これが２カ所ふえることによりまして、４カ所の約1,100台が駐車できるということになりますので、そのようにひとつ対処していきたいというぐあいに考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　３点目についての答弁、都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

お話がありましたようにこの建物は土地も含めまして、住宅都市整備公団のものでございます。実情を調べまして、善処方要請いたしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　　再質問をさせていただきます。特に豊田駅の南北を結ぶスロープの問題でありますが、豊田南区画整理が始まると、そういう点では始めてでき上がるころには、八王子側の踏切が、教習所のところの踏切ですけど、あそこが閉鎖されるような計画になっております。そういう点ではますます南北を結ぶ道、今の豊田陸橋以外なくなってしまうというように思います。そういう点では南北を結ぶ今のこのそこの踏切がふさがってしまえば、ますます改札口のところを、自転車を押し上げていく光景が多く見られるようになるのではないかということは、懸念されます。それとこの豊田駅南口の再開発についての、この図面を見ましても、そういう点では豊田の駅舎を通じて南北を結ばれているという程度であります。そういう点では、このでき上がったときでもそういう点では南北の自転車を通るというような状況にはなっていないように思われますので、その辺ではぜひこれとは別にスロープを設置する必要が当然できてくるのではないのかということですので、ぜひ積極的にＪＲなどにも働きかけをしていただき、設置をしていただきたいというように思います。

またもう一つは豊田の駅の日野駅寄りの歩道橋が駅のそばにありますけど、この歩道橋、今、人が渡るということになっておりますけど、そういう点ではあそこの歩道橋をスロープ化されて、自転車などが通れるように、あるいは北口を多少整備して、南北を結ぶようなことはできないのか。それらもあわせて考えていただきたいというように思います。隣の日野側の踏切についても大変に遮断機おりっぱなしという状況がありますので、そういう点ではあそこを利用することによって、自転車などが南北結べるということは、可能かと思いますので、ぜひその辺も含めて検討していただきたいというように思います。その辺で、市長に何かいい考えがあるかどうか、もしお答えいただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　すぐ特別に考えというのはちょっと思い当たりません。まあ豊田駅を中心として、線路によって南北が分断されている。今部長が答えていましたように、豊田駅の駅舎の中の両側から、改札に向かうあの部分はかつては日野の市道であった、こういう経過は明らかでありますので、最小限に障害者の方が車いすで、南北を——とにかく通れるという程度のことは、基本的にはしなけりゃならない性格の場所だと

いうことは言えると思っております。その点につきましては、検討をしてみたいと思います。

それから将来の南の再開発事業とあわせて、どういう南北交通体系を考えるかということは、まあ別とは言いませんが、大きな課題でありますので、それに対応します、つまりたまたま豊田駅の北側に都市整備公団が若干の土地を持っていますので、これは日野市で確保していきたいという考えのもとに、交渉ごとは進めておると、こういう状況はあります。それらの到達の上で、特に南の再開発のこととあわせて、南北の連携できる、そういう立体的な構造のことは考えていくべき課題である、このようには位置づけられるというふうに考えております。それらは今後のことでございますので、もうしばらく状況の判断をしていきたいと、こういう事情にございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　　ありがとうございました。これで５の２は質問終わらせていただきます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって５の２、豊田駅周辺の環境整備について（南北を結ぶスロープ設置について）の質問を終わります。

一般質問５の３、その後のオリエント工場敷地内赤道についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

○10番（小俣昭光君）　　その後のオリエント工場敷地内赤道についての質問をさしていただきます。

オリエント工場は現在まで長年の間、工場敷地内に水路敷や赤道を専有してきております。現在はオリエント工場の周辺にも民家が立ち並び、道路の狭さが問題になっております。行政の指導のもとに水路敷や赤道のつけかえにより、オリエント工場の周りの道路が拡幅されて、地元の住民から大変喜ばれてきておりますが、住民からは、拡幅されたところを今未舗装になっております、一時も早く全部解決する前でも結構ですので、舗装はできないかという要望が出されております。雨が降ると大変ぬかるみになりますので、ぜひこの問題早急に実施していただきたいというように思います。

それとそういう点でここの計画はどうなっているのか、あわせてお答えいただきたいと思います。以上２点です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　　オリエントの工場跡地の中の赤道水路等について、その後

どのようになっているか、また拡幅された道路整備をどのようにしていくのかという御質問でございます。

オリエント時計工場の敷地内には道路と水路が約1,000平方メートルございました。これを会社の外周部へつけかえるというのが第１点。

２点目といたしまして、会社の所有地約750平方メートルの寄付をしていただく。そういうことなどを協議が整いまして、昭和58年度からこのような作業に取りかかったわけでございます。現在は外周の道路を会社側へ幅員し、水路の改良も同時に行うものでございまして、会社敷地内の既設の建物の撤去、移設、生け垣の撤去、土どめの新設などが会社側によって一昨年から着工されまして、本年度中には北側と東側の全線約420メートルの用地の確保がなされる予定でございます。

一方日野市といたしましては、この市道の拡幅という工事があるわけでございまして、会社側北側の延長約160メートルを昨年度舗装を実施いたしました。引き続きまして本年度は延長約180メートル、これは会社の東側になりますが、を整備いたします。で、残る80メートル、これを来年度の工事として全線が開通するという見込みで、計画を立てているところでございます。そのようなことでございまして、ぬかるみになっているところというのは、水路よりちょっと全面的なのか、ちょっと水路敷のところを舗装してないところがございます。これはあるいは国有財産法からいきますと、水路敷でございますので、これを今のところ道路に取り込むと、一応関東財務局の現地の調査あったならば、その後に残っている部分の舗装はいたします。そのようなことで対処していきたいというぐあいに考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　　水路敷が、今、多分東側のところだと思いますけど、確かにあそこ以前は水路だったわけですけど、今そこが水路に供してなくて、道路と同じ高さに大体高さがなってきているという点ですので、そういう点では住民側から見ると、舗装されても不思議はないんじゃないかというように言われておりますので、そういう点では国有地ということで、問題あるかどうかわかりませんけど、今のまま舗装してしまった場合――ただまあ現況はもうほとんど道路と同じ高さになっていますので、ぜひ舗装をお願いしたい。あわせて道路部分になっているところも舗装がかなりあちこち傷んできておりますので、その部分東側については、今拡幅されているところだけでも結構ですので、舗装していただけないかというように思います。

それと北側の一部については確かに舗装されてきているわけですけど、北側の、何と

いうんですか、川崎街道から奥の方については曲がりくねったところですけど、あそこについてもバックしたところが未舗装になっておりますので、ぜひその辺も早急にしていただきたいというようにお願いいたしまして、この件終わらさしていただきます。ありがとうございました。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって５の３、その後のオリエント工場敷地内赤道についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時17分　休憩

午後１時４分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問６の１、日野市行財政調査会の答申は具体的に実施されているかの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔24番議員　登壇〕

○24番（古賀俊昭君）　　それでは一般質問をさせていただきます。

日野市の行財政の問題につきましては、かねて裕福な自治体であるという過去の経緯からしてかなり楽観的なものが現在まで支配的であったわけでありますが、日野市を取り巻く行財政環境は今までとは異なりまして、今後その厳しさを増していくであろうということはだれしも異存のないところであろうと思います。しかしまた社会状況の変化によって新しい行政需要も発生する傾向にあるわけであります。したがって今後の財政状況、また行政需要の内容や変化に的確に対応する市政の展開をしていくためには、財政の基盤の強化を求めながら、行財政全般にかかわる制度や機構の見直しが必要であるということは言をまたないわけであります。つまりそこで目指さなければならない基本的な指針は、簡単なことでありますが、市民の皆さんからお預かりをしている税金を無駄なく有効に、効果的に使うということであります。このことに尽きると思うわけであります。日野市でもおそまきながら先般、昭和61年の４月に出されました日野市行財政調査会の最終答申を受けて、その後日野市行政改革推進本部において私どもにも配付をされたわけでありますが、日野市行政改革に関する基本方針というものが決められているわけであります。

行財政調査会の最終答申は、御承知のように他市では見られない、労組の代表３人まで含めるという全く異例の形で、しかもなおかつ行政改革に批判的な、まあ反対の立場の学者の参加も求めたということで、その内容がまとまるまでには、座長を務められた肥後先生におかれては大変御苦労もあったというふうに仄聞しているわけでありますが、ともかくまあ最終答申が出された。そして行財政改革の具体的な内容を定めた基本方針も示されたということで、今日これが果たしてどのような形で実行に移されているか、こういう点を今回ちょうど計画年度３カ年の中間地点に差しかかっているわけでありますので、現状について当局のお考えをお聞きをしたいわけであります。

ちなみに日野市基本計画というものが、先般私どもにもきれいな印刷物で配付をされました。ことしの３月に決められたものでありますが、ここでは第２章第３節で行財政改革の推進ということが小さく取り扱われております。これは今日までの市内部での行財政調査会の設置、また最終答申、そして内部組織である推進本部における基本方針の作成、こういったことを簡単に記述をしているものであります。この基本計画を受けて本来であれば具体的な、さらに実施計画のようなものが示されてもいいのではないかと思いますが、私どもに配付されたものにはそういうものがございません。つまり基本方針にすべてが含まれているという判断から、このことは日野市基本計画の中には含まれなかったのではないかというふうに思うわけでありますが、その点ここでは特に議論はいたしませんが、具体的な質問の中でもしお答えがあれば、その点も触れていただければ幸いであります。

それでは質問を具体的にさせていただきます。日野市行財政調査会の答申を尊重し、昭和62年度を初年度とする向こう３カ年で検討、あるいは実施する日野市行財政改革に関する基本方針を決定しているわけでありますが、それぞれの推進事項は現在どこまで改善が進められているのか、その中身について具体的に答弁をお願いをいたします。質問は全部で２問であります、これが１点目です。

それから２点目は、まあ１点目ともかかわってくるわけでありますが、見直しを求められているものの中には、組織機構――代表的なものでは給与制度、退職金、またその他定数にかかわるものもいろいろあるわけであります。その中で今回はこの議会に日野市の職員の定数条例の改正案も出されてきているわけであります。この定数の見直しとかかわります件について、第２問目の質問をいたします。初日の行政報告に対する質疑で私が触れました、東京都から派遣をされている職員である企画課の野中主幹の、市職員採用に関する件についてお聞きをいたします。このことは職員定数とも関係ございま

すし、なおかつ緊急な問題も含んでいると思いますので、ここで取り上げるわけであります。

昨日から市職員組合の市職ニュースでもかねて触れられておりましたように、昼間の窓口の拒否ということが、昨日から行われているわけであります。２年前に市に派遣をされ、そして基本計画を策定をするという目的で日野市で仕事をやっていただいたこの主幹の去就を巡って、市民を巻き込むまでになぜこじれてしまったのか。この原因は一体どこにあるかということをお聞きをいたします。また昨日14日から昼の窓口の業務を職員組合では拒否をしているわけでありますが、この現状について市長はどのように考えているのか、この点質問をいたします。

そして最後に市職員組合の市職ニュースによれば、この昼の窓口業務の拒否は無期限に行うというふうに書かれております。先ほど昼の休みの時間に１階のフロアの方に行ってみましたら、管理職の方が窓口で忙しそうにいろいろ市民に対応しておられました。今後市長はどのようにこの昼の窓口業務の拒否を収束をさせ、解決をしたいと考えているのか、この点について質問をいたします。以上大きく２点、細かくは４点にわたるかと思いますが、回答をお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　お答えしたいと思います。

まず１点目の関係でございますが、日野市の行財政調査会の答申に基づきまして、その具体的な実施はどうかというような御質問の内容でございます。今質問者の方から経過等につきましては、質問の中にもあったわけでございますが、日野市行財政調査会の答申が61年度４月にあったわけでございます。それを受けまして日野市行政改革推進本部、これは庁内の組織でございます。あわせてその中で日野市行財政改革に関する基本方針を印したわけでございます。よってこの基本方針につきましては62年の２月、行政改革に関する内部資料として庁内に配付し、各部課の協力要請をしたところでございます。よってその後の経過といたしましては、62年の８月、あるいは63年２月と、おのおのその推進の状況を企画財政部が事務局でございますので、その進行状況を把握しているというのが実態でございます。よって具体的な内容ということでございますが、その基本方針の中身を庁内の中での一つの方向づけとしては48項目にわたるわけでございます。よってその分析の内容として当然改善済みの問題、あるいは中には段階的にやらなければならないもの、まあ改善中と申しましょうか、その問題が48項目の内容の中で、

約50％の完了と進行中のものでございます。

なお検討中、あるいはこれからの問題としての検討する問題が、約41.7というような率になっているわけでございます。しかし48項目の中でも、まだこれからの今後の課題とするものは、8.3というような形で分析しているわけでございます。（「8.3ということは単位は何ですか」と呼ぶ者あり）100を単位として、今パーセントを申し上げました。すべてで100というような考え方でございます。当然その中には50％の改善済みの問題、段階的な問題を含めまして、やはり改善しているものと済んでいるものがあるわけでございますが、特にこれからの63年度、今後の問題に検討すべき問題としては、やはり委託の問題だろうというふうに、重点項目として私の方は考えているわけでございます。今年度、各部課の協力を得ながら、64年度当初には何とかこの方向を示していきたいというふうに、現状の時点では考えているということをお答えとしたいと思います。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　それでは２点目につきまして、２点目は３点ございます。

最初に野中主幹の原因につきましてでございますが、これにつきましては今月、63年６月30日をもちまして、派遣期間が切れるというような協定で東京都から派遣をされてまいりました。そして現在は企画部主幹で基本計画の作成に当たってまいりました。それで、この前も市長ちょっと申し上げましたんですが、現在行われております基本計画、これの実施計画にその進行がやはりある程度見極めていかなければいけないんだというような必要性。それからさらにこれから後の63年度から68年度までまだ基本計画が期間中であるというような状況を踏まえましてのこの１点目。

それから次に行政の情報システムの確立ということで、住民情報の確立に加えて機構情報と内部情報の検索・活用・保存というようなシステム化を今後していかなければならない、こうしたものにつきましての事務分掌をお願いしていく。さらにいろいろ特命的な高速道路の下の交渉だとか、さらにこれに基づく財政分析だとかというような必要性をもちまして、私どもの方でこの派遣をさらに進めるという――２年で切れますので、ここにおきまして、市の職員にできればお願いしたいということがこの前市長からお話しされた内容でございます。これにつきまして、組合の方からこうした問題につきまして、現在闘争ではありますけれど、その内容的なことは市職ニュースでもなっておりますが、定数の問題、そうしたものを絡めまして反対ということで出てきております。

御承知のように地方公務員法第55条の３号におきまして、交渉事項になるものとなら

ないものとがございます。それは管理・運営に関することでございます。その管理・運営におきましては、御承知のように企画・立案・予算あるいは定数・人員というようなものが市長の采配権であります管理・運営事項に入ります。こうした中で市長が選ばれたわけでございます。そうしたことでここにおきまして、今、昨日からの窓口拒否という闘争でございますが、これは交渉事項になじまないというようなことから、再三にわたりまして、組合とも話をしてまいりました経過でございます。しかし組合の方はどうしてもということで、きのうから窓口拒否に入っております、１時間でございますが入りました。そうしてやっております。さらに我々は議会の合間、あるいは今までの合間を縫いまして、執拗に組合の方に了解を求め、そしてまたやっていきましたんですが、何せ交渉事項でない、団体交渉事項でないというところと、それから市長の権限に属する問題であるということで、大きく分かれております。

それでこの窓口拒否を今後どのようにしていくかということでございますが、これは２点目でございます。これについての考え方は、そういう考え方で組合と交渉的では真向から反対の対立の関係に生じております。

さらに３点目の無期限の拒否ということについてどう考えられているかということでございますが、現在におきましては無期限といいますけれど、私どもはやはり管理・運営事項であるという大きな前提がありますので、なお一層これについて理解と協力を求めていきたいということでやっております。そしてちょっと時間を置きまして、また後日組合とこれにつきましての話し合いを持って、何とか了解を取りながら進めていきたいということで、今考えておる次第でございます。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　それでは再質問をいたします。

まず最初の行財政改革に関する基本方針の答申を受けての実施状況でありますが、極めて大ざっぱな答弁がございました。大体50％程度は48項目決められているけれども、それがまあ達成されているという御答弁であります。この達成されているとする項目の中に、主なものは大体どういうものが含まれているのか、その点お聞きをいたします。本来であれば、こういう進捗状況というのは、３カ年の計画でありますので、当然議会に対してもその状況が報告され、また市の広報等を通して市民に対しても、市の取り組みが明らかになるように情報が公開されていくことが最も望ましいと思うわけであります。他の自治体でもすでに区や市の広報、幾つか見てみますと、行財政大綱に従った事務事業等の改善について区の広報や、市の広報を使って、市民に報告をしている自治体

もあるわけでありますので、議会で求められて初めてこういう数字が出てくるというのは、ちょっと情報公開制度を持っている自治体としては、消極的ではなかろうかと思うわけであります。そこで今挙げていただきました48項目という中身をもう少し具体的にどういうものを主に解決といいますか、前進を見て、是正が図られてきたのか、例えば執行方法がこういうふうに変わったというようなものがあれば、その内容について、代表的なもので結構でありますので、達成されているもの、未達成のものを含めて、御答弁をいただきたいと思います。

またこの48項目についての具体的な内容を知りたいと思いますが、これは後ほど資料でも結構なんですが、お願いをすれば入手することができるものなのかどうか、その点お聞きをいたします。

それから今の、総務部長から御答弁がありました都派遣職員の市職員への採用の問題でありますが、私が先般行政報告の中でお聞きした折りには、市長はこのようにおっしゃったんですね。「当初は別に何の計画もなかった、つまり２年後の採用期限が切れた後の約束は特になかった」これはあったのかどうかということについてお聞きした点についてはなかった。「しかし日野市の水に合えば、日野市に残ってもらうこともよいと考えた」ということが、市長答弁の要旨であったと思うわけです。私は当初、やはり他の――まあこれ上部団体になるわけですが、自治体からこうした市の職員ではどうしても対応・解決ができない案件について、その職に当たってもらうために、輸入人事を行うということは、これは当然あり得ることだと思います。しかしながら、その条件はきちんと採用時に決められているべきでありますし、何かその期限が来たときになって話がこじれて、市民に迷惑をかける、つまり通常の普段の市の行政事務が行えない。こういう事態に立ち至るということは、極めて異常なことだと思うわけです。この原因については、今職員組合の主張だということと、いろんな理由を挙げられたわけでありますが、ただ単にこれが管理・運営事項であるから組合と交渉をする本来意味がないんだという姿勢だけでは、現在すでに長く続けてまいっております昼の窓口業務というものが、普段の形で行われていないという状況が現にあらわれているわけでありますので、市長とすれば、単に市長権限でできることだという強硬姿勢で臨むだけではなく、積極的な解決策をやはり示すべきではなかろうかと思うわけであります。

そこで私は普段市の職員組合の主張とはほぼ一致するということは、まあめったにないわけでありますが、今回のこの都派遣の職員の野中主幹の件に端を発した今回の当局と職員組合のやりとりを、まあ私が知り得る限りの情報で判断をすれば、職員組合の言

い分といいますか、職員組合のみならず、市職員皆さんの全体の一つの心情というものがわかるような気がするわけであります。それは一つは、ポストの数が非常に――最近役職につく方の数がふえてきているにもかかわらず、数の制限があるという中で、わざわざ課長職にあえて残っていただく必要がどうしてもあるのかどうか。基本計画をつくり、その実施をさらに見届けてもらうために残っていただかなければならない、果たして理由があるのかどうかという点については、非常に疑問であります。

そういう面からすると、職員の皆さんの士気の低下にもつながる問題を含んでいるのではないかと、私は考えるわけでありますが、この点は市長は、そうでないというふうに御自分の意見に固持をされるのかどうか。こだわりを持って、いろいろこれ考えるべきことじゃないのかもわかりませんが、しかし事がここに立ち至った以上、市長の方からやはり当初の約束はどうであったのか、またどういう仕事をやっていただき、その評価を、まあこれから市民がするわけでありますが、それでひとつの区切りをつけるというのが、私は常識ではなかろうかと思うわけでありますが、この点成り行きに任せるということでは、事が済まないように思いますので、市長の考え方をお聞きをしたいと思うわけであります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今御質問をいただきまして、当面しております行財政改革、遅々という見方もあろうと思いますし、まあ内部では一生懸命に努力はいたしておるということを、それぞれの担当部長が、ある程度の数値をもってお答えをしたというふうに受けとめていただきたいと思っております。

それから派遣職員の人事のことで、先般の議会、最初の日にも御質問を受けました。つまり日野市が非常に基本計画をすることにこれまで悩んでまいっておりましたが、この時期こそ一定の、何と言いましょうか、人口の急増状態が終わり、それから財政等事情等についても一定の見通しを持ち、基本構想に基づく基本計画を立てるときに当たった。そういうことで庁内の職員に、その能力なしということはもちろんないわけでありますが、新しいまた発想ということも取り入れて、そして視野広く取り組みたい、こういうこともあわせ考えました。そこで東京都の指導もいろんな場合受けるわけでありますので、人材を迎えようということを思い立ち、それを進めてまいりました。

極めて期待どおり、熱心に取り組みを進めまして、市の職員もまたそれによく協調いたしまして、今回御報告いたしましたとおりのいわゆる基本計画が成文化できておるわけでありまして、これからやはり人材としても手元に求めたいということもあわせ考え

まして、その人事の派遣を日野市の職員に移籍するということをお願いをして、理解をいただいたところでございます。そういう経過でございますので、これから日野市のために役立っていく。そして特に基本計画という総括的な課題を取り扱ったわけでありますので、まして、その人事の派遣を日野市の職員に移籍するということをお願いをして理解をいただいたところでございます。そういう経過でございますので、これから日野市のために役立っていく、そして特に基本計画という総括的な課題を取り扱ったわけでありますので、またそういう執行の分野で力量を発揮するという職分で活躍を求めたい、このように私は考えておるわけであります。

たまたま組合の側ではいわゆる定数管理ということで、これほど職員の厳しい中で、そういう求め方をするのはどうかということが多分組合の言うところじゃないかと思うわけでありますが、まあ管理・運営事項だからということだけでは、お互いの信頼関係になりませんので、十分話もし、理解を求めて、事態の解決を早く図りたい、このように考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　幾つかの例で具体的にというふうな48項目にわたる改善事項でございます。すべてを申し上げるわけにいきませんが、大きくはもう御承知のとおり大きな問題としては、給与の適正化問題ということで給料問題、あるいは諸手当等を含んだ何項目かあるわけでございます。すでに段階的な改定の問題、また導入の問題等もあり、またこれからすべきものとして段階的にある程度進んでいるというふうに、私の方は理解しているわけでございます。

また２点目の人事管理の適正化の問題については、当然この中には庁内の中での昇任試験制度の問題等が入っているわけでございます。この点が今後の課題として残っているという部分でございます。

なお組織の簡素・機能化の問題につきましては、前段として一部の導入ではありますが、４月１日から実施に踏み切ったと、これも段階的な問題でございます。そういった大きなタイトルの中で、外部の委託・ＯＡ化等の事務改革の推進というのが大きな問題であろうかと思います。御承知のとおり私の方もＯＡ化の推進については、幾つかのタイトルの中で進めております。これも現在段階的に事務の電算処理の問題、職場におけるＯＡ化の推進の状況、これは市民部を中心として据えまして、これから財務会計にというような進め方をしているわけでございます。なお事務改善の中には大きくは幾つかあるわけでございます。新たな見方としての委託の問題、あるいは現状の施設の見直し

の問題、あるいはその用品等の調達基金制度の再検討の問題、こういったものを含みまして、委託を主に考えているわけでございますが、当然まだこれを具体的に現在担当部の方におろしまして、どういうふうな推進の仕方をしていくかというような、現在調整中でございます。もちろんこれを最終的に調整いたしまして、先ほども申し上げました64年を目途に、具体的に関係機関の協力なり、私の方も積極的に対応していくべき姿勢をとっているわけでございます。

なおそれ以外にも事務事業の見直しの中には、補助金・負担金等の見直し、これは財政レベルの中で予算の査定の段階の中でかなり厳しく進めているということでございます。その他自主財源の確保の問題については、税の確保、あるいは使用料・手数料等の見直しの問題もこれは各部ごとに幾つかございます。７項目程度ございますが、下水道の使用料の問題については先般もお願いし、議会の同意を得て改定した部分、あるいは市民部の手数料等につきましては、再度見直ししまして、改定すべきところは改正し、進めてきた――すべてではありませんが、そういう中で国民健康保険税の問題、保育料の問題等を見直しながら、ある程度第１段階としては終了したというふうに見ております。なお一層この具体的な事項等にかかわりましては、積極的な対応をし、実現に向かっていきたいというふうにお答えしておきます。

なお先ほどの質問の中で、資料をというような、どうかというようなお話があったわけでございますが、私の方も過去この資料につきましては48項目、内部資料として各部に渡してあります。この資料につきましては、当然市の庁内での努力すべきものがあり、またそういった考え方の中で外部には出してないという考え方を持っているわけでございますが、議員さんから資料をどうかというような質問があるわけでございますので、もう少し私の方も内部で調整した上で、検討させていただきたいというふうに、お願いしておきます。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　順序が逆になりますが、この人事のことにかかわる件について、先にまた再質問になろうかと思いますが、私はこういう問題が――もちろん発生しないことが一番望ましいわけですが、やはり組合及び市の職員の皆さんの気持ちの中には、市長の今回の決断についてやはり釈然としないものがあるのではないかと思うわけです。それに加えて、例えば本人の前で、人事を認めない、採用は不当だという、前述のようなことまで行われるというようなことで、本人の立場に立っても、あまり好ましい現在状態ではないというふうに考えるわけです。ですから、市長に動機やまた現状について

はどう考えているかということについては、わかるわけでありますが、ただ早く解決を図りたいというだけでは、一方はだめだということで、わざわざ市長に対して申し入れ書まで組合の方から出ている。３項目の内容が書いてあるわけでありまして、納得することは絶対にできないという主張です。こういう状態を早く解決しなければならないのは当たり前のことでありまして、具体的にどういう方針を持って、あくまで突っ張るということで、強い方針でいくのか、何とかやはり理解をしてもらう、了解を得るためにそういう自信を持って臨むということなのか。我々今お聞きする範囲では、どこでこの問題が終結・収束するのかということは、さっぱりわからないわけです。この点あくまで管理・運営事項だということだけで突っぱねないという市長のお考えはそれはわかりますが、それは当然のことだと思うんですが、何かこういう形でいつごろまでにはというものがあれば、さらにお聞きをしたいと思うわけであります。

それから一つの例として、まあ今までこのような人事は過去日野市でも幾つかございました。長沢教育長なんかもそういう形で今教育長をお務めになっているわけですが、最初は職員として入って来られた。そういう経過も聞いております。しかしながら新しい事例では、清掃工場、クリーンセンターと呼んでおりますが、クリーンセンターでやはり専門的な技術が必要だということで、該当する職員が日野市にはいないという状況もありまして、過去電気技師の方か何かを都から派遣してもらったということがたしかあったと思います。この方は当初の仕事が大体計画どおり終わったんでしょう、東京都の方に帰っていかれました。東京都のやはり職員の方ですから、東京都の本来の職務をするという、都にとっても必要な人であれば、当然帰っていくわけですね。ところが今回は市の方での採用を本人も希望しておられるということで、それならそれできちんとかねて市長と職員組合の方、また職員組合を超えて職員の皆さん全体の気持ちも私はこういうふうに思うということを申し上げたのですが、窓口の市民まで含めたこうした闘争の形をとるような――本庁のみとはいえ、業務を拒否するという形に突入するということは、もう少しきちんとした事前の準備をしておられれば、なかったのではないかと思うわけです。この点、最終的にはどのような形で解決を図っていく、またその時期はいつごろだというふうにお考えかどうか。現に進行している問題でありますので、やはりしっかりした見解を述べていただきたいと思うわけであります。

それから最初の行財政調査会の答申を受けての、基本方針の実施状況でありますが、給与制度は半分職務給を給料表には取り入れたということで、そういう面はかなり是正が行われつつあるということはわかるわけですが、やはり具体的な項目について我々に

定期的に報告か何かがないと、ただ中身のない看板を示して、基本計画なんかには行財政の改革を推進しますというふうに書いてあるんですが、具体的には一体どういうことが、どこまで行われているかということがさっぱりわからないわけですね。その点資料の提出については今後検討するということでありますが、市当局がどのような項目について行政改革に取り組んでいるのかどうか、市民がわからない、議会も知ることができないというのは全くおかしなことだと思うんです。ぜひこれは公開をしていただくようにお願いをしておきたいと思います。

そこで一つもう一度確認をしておきたいことがあるんですが、四十何項目あるということで一々それについて伺うことができませんので、具体的に一つだけお聞きをしておきますが、それは答申の中に多摩平支所の見直しということが挙げられておりました。これは行政組織事務事業の見直しということで、その中に一つとして出てくるのが、この多摩平支所の見直し、つまり多摩平支所は本庁に統合し、跡地の有効利用を図るべきであるというのがこの答申の示すところであります。定数管理のことでは、見直しについては、我々厳しい主張をしているわけでありますが、毎年定数増という形で条例改正が出されてくる状況の中で、多摩平支所にはたしか十何名の職員の方がおられると思いますが、この点は検討されているのかどうかですね、お尋ねをいたします。

加えて職務給の完全導入に向けての取り組みも、行われているということでありますが、市長の任期は来年の３月までであります。かねて、重ねて申し上げておりますように、この通し号俸制という給与制度は森田市長が生み出したものであります。半分だけ元に戻して、あとは知らん顔ということではないと思いますので、この点はやはり任期中に完全に職務給導入をするという決意で、現在進められているのかどうか、この点も加えてお聞きをするわけであります。よろしくお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　再質問について答弁願います。

市長。

○市長（森田喜美男君）　行財政の改革につきまして、これまで給与制度をはじめとし、かなり数々の実績を上げてきたということは、私が挙げるまでもなく御承知のとおりだと思っております。なお今後も簡素・機能化という命題のもとで、取り組もうということを常々もまた申し上げておるわけであります。その中の一つの簡素化として、多摩平の支所の整理・統合、つまり本庁に吸収するということは、一つの課題に感じております。このことにつきましても鋭意条件を整えて、取り組みたいという考えであります。

それから通し号俸について、御指摘のとおり任期の中で処理せよと、これも努力をしていることは御承知のとおりでありますし、なお完成させたいという取り組みに相違はございません。

それから派遣職員の日野市職員としての移籍につきましては、これは人事のことであり、またお互いの信義を守らなければならない。都に対しましても、当事者に対してもそうでありますし、また組合に対してもまた説得力のあるものを持たなければならない、これは申すまでもございません。その考えのもとでなるべく理解ある処理ができるように進めたいと、このように考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　行財政の改革の具体的な進捗については、この後資料を出していただいて、さらにまた質問をしていきたいと思いますが、給与制度は、私毎回お聞きしてまいりました、通し号俸については職員の士気を低下させるということで、諸悪の根源とまで言われたものです。半分はやっと職務給の形をとっているわけでありますが、残りはまだ、後半半分が残されております。議会の附帯決議もありますので、こういうものも中心に、さらに具体的に取り組んでいただきたいと思うわけであります。

多摩平支所については答申の趣旨には、述べるところには反対でないというようなお考えでありますので、こういうことも含めてさらに検討されることをお願いしておきたいと思います。抽象的なことは結構ですので、やはり別に――夢のような話を私したくて、今質問をしているわけじゃありませんので、最初から具体的に質問に対しては答えていただくようにお願いします。

それからこの人事のことなんですが、現在すでに窓口の業務を拒否をするという形で組合は当事者同士を超えて、まあ窓口に来た方は、その方が組合が拒否をしているということはその方は御存じないかもわかりませんが、職員の勤務態勢ですね、サイクル、そういうものにも影響を与える。また問題がそうしたコストにもかかってくることだということからすれば、職員の皆さんに対するさまざまな心理的な波及ということも考えられる。よく人材のことについては、これは与野党超えて、例えば福島敏雄議員なんかもよく言われるんですが、市には優秀な人材がいる、そしてそれをトレーニングしなければならない、それは仕事を通してやるんだということをよく主張しておられる。全くその通りだと思うんですね。基本計画をつくるという仕事をこなせば、一応ここでこの野中主幹の仕事は終了すると見るのが普通なんですね。しかしあえて人材を求めたい、そういう人を手元に置いておきたいということは、この方にかわる人材は市庁舎内には求め得ないということに結論としてはなるわけですね。何か人材がいなければ、もちろ

ん他に求めなければならないだろうし、しかしないという結論もまた寂しい気がする。しかも窓口の業務を拒否するという形で、こういうねじれた今状態になってしまった。やはり市長側に説得をさせる力がなかった。またそうした約束が何かがあったのであれば、それを明らかにしなかったことが原因だと思うんです。まあ約束はなかったとおっしゃるんですが、東京都、本人、それから組合、また職員全体に対する市長のきちんとした配慮や判断があれば、こういうことにはならなかったと思うわけです。早く解決を図っていきたいということで、自信をのぞかせておられるんですが、果たしてそういうふうになるのかどうか、非常に疑問であります。私が最初にお聞きをした、管理職についていただく方の数が非常に多い反面、実際のポスト数が限られている。そういう中であえて人材を求める、迎えるということで、この東京都派遣の職員の方を市の職員として採用することは、職員の皆さんの士気には低下しないと市長は断言されるのかどうか、その点だけ最後に伺っておきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　我々といたしましては、その行政能力はますます複雑・多様化でありますから、それになるべく対応できる能力も高めていきたい。つまりある能力にまた若干のプラスをしたいと、こういう意味でありまして、ないことを補うと、こういう意味ではありません。力をつけたいという、そしてまた市民に、市民サービスにこたえたい、こういう考えにのみよるものだというふうに御理解をいただいておきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　私がお聞きしたことには答えておらないんですね。職員のいわゆるやる気とか、士気とかいうものに影響はありませんかということを聞いているんですよ。その点はっきり答えてください。

それから解決の時期はいつごろだとお考えかですね、この２点、最後の最後です、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　なるべく早くみんなが気持ちよく了解するように図っていく、こういうことが私の仕事だと思っております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　私が２度、職員の皆さんのいわゆる士気、やる気、積極的に職務に取り組む姿勢、こういったものに何らかの影響があるというふうに、考えることもできるけれども、その点はどうかということを２度お聞きしたんですけれども、そのことには直接お答えにならない。これ以上お聞きしてもあえて市長からは答弁がないと思いますので、この点については、答えがないということは、それを認めておられることだと思います。行政能力を高めるということはこれはもう当然当たり前のことでありますので、常々あらゆる分野でそれぞれの職員の皆さん、市長ももちろん含めて、議会もまたこれには関心を寄せていかなければならない問題ですので、そうした抽象的な、全般的なこととすりかえて、お答えになるというのは、ちょっとどうかと思います。問題だと思います。まあしかし、やはりそうした私が述べたような懸念を否定されない、あえて別の回答で済まされるということは、やはり半ば認めておられるのではないかというふうに私は判断をいたします。市民に対しても、影響を与える窓口の拒否ということに組合も突入しているわけですので、ただ組合と市長という関係を超えて、職員の皆さん、また市民、こういうことを今含んだ課題にこれが発展をしていくということでありますので、早く解決をしていただくようにお願いをし、またその取り組みを誤らないように求めて、この質問を終わりにいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって６の１、日野市行財政調査会の答申は具体的に実施されているかの質問を終わります。

一般質問６の２、「税制改革」について市長の所見を問うの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○24番（古賀俊昭君）　　税制改革の件については連日テレビや新聞、ラジオ等でも報道され、今国民の最も高い関心の的になっております政治的な課題であります。きのうも共産党の板垣議員が、大型間接税だ、税制改革はけしからんということで、市長にまた垂れ幕を下げろという意味合いの一般質問をしておられました。たまたま、埼玉県知事選挙でも勝利をしたということで、ボルテージがかなり上がっていたようでありますが、埼玉県知事選挙は私の考え方を言わせていただければ、税制改革の議論を避けるべきでなかったというふうに、私は思っております。数々の世論調査を見ましても現在の税制に対していろいろな不満がある中で、政府も自民党も、また国民も本来与野党も含めて取り組むことが求められている課題について、やはり論戦を避けるということは、適当ではないというふうに思うわけです。堂々と受けて立ち、そして税制改革の必要性を訴えなかったことも、反省材料としてあるのではないか。また自民党の県会議員団もなかなか一本化ができなかったというような背景もあるようでありますので、何も大型間接税公約違反云々ということだけで、知事選挙が片づけられることではないというふうに

思いますので、この点私の感想もつけ加えておきたいと思うわけであります。

また税制改革の具体的な内容は言及はなかったわけでありますが、つまり大型間接税というのは、一般消費税も含むものだと思いますが、戦費調達を目的にした税制だと、動乱型の税制を平時に持ち込むなと、税を収奪をして軍事費に使うとはけしからんという、「赤旗」にいつも書いてあることを機械的にこの場で主張しているわけです。しかしながら私はこれをあえて取り上げて、さも国民の見方であるというような善意を装うポーズをとりつつも、当然自分たちの作為的な限界はわかっているのではないか。むしろ同情を禁じ得ない気持ちで質問を聞いたわけであります。またその中で聞き捨てならない発言も幾つかありました。その一つは、これは昨年も国会で共産党の上田耕一郎という人が、日本の防衛費――軍事費という表現を多分使ったんだろうと思いますが、世界第３位だという言いがかりをつけておりました。これと同じことをむし返して、何かことしも今度は不破何とかという人がやったようであります。（「ちゃんと名前を言いなさい」「哲三」と呼ぶ者あり）これは、あ、哲三という人らしいです。この繰り返される発言が、ともすれば国民に誤解を招くのではないかと思うわけです。国際情勢とか、また具体的な防衛費の内容を無視して、国民を惑わすということは許されないわけでありますので、この繰り返される発言について、私どもの考え方をちょっとだけ説明をさせていただきたいと思うんです。

まずＮＡＴＯ方式で算定をすれば旧軍人、昔の軍隊に行った方の恩給、また海上保安庁の費用も入るということで試算をしているわけであります。恩給を含めて、しかも運輸省所管の海上保安庁の予算まで含めて計算をするという、まさに共産党的な算出の方法であるわけでありますが、そもそもＮＡＴＯ方式という計算の方法はＮＡＴＯ自身が公にしていないものであります。どんな項目を含めて防衛費、まあ軍事費という表現を使っているようでありますが、計算をするのか、明らかに一切なっていないものです。この明らかにされていない方式、ＮＡＴＯ方式というものを、さも存在するかのように表現を用いて、海上保安庁の予算や旧軍の軍人恩給まで含めて、作為的な意図的な計算方法で割り出した数字だということがまず言えるわけであります。

そもそもこれだけ指摘をすれば十分だと思うんですが、円とドルのレートについても問題があります。昨年は１ドル、163円で計算をしていたようでありますが、そうすると日本の順位は英国以下を抜いて第３位になるという指摘だったと思います。これを今回も同じようにやっているようであります。しかしここで各国の国民１人当たり防衛費を幾ら拠出をしているかということも見なければならないわけであります。日本の場合

には約２万2,000円、これはアメリカの約十一分の一に当たります。西ドイツ、フランス、英国のほぼ五分の一となっているわけでありまして、国民一人が支払う防衛費が先進国の中では最も少ないという現実も見なければなりません。

また国家予算、国の予算の歳出の中で、防衛費が幾ら占めているのかどうか、その割合もやはり当然見なければならない、判断しなければならないわけであります。日本の場合には、この国家予算の歳出に占める割合は大体５％余であります。これに対してアメリカ、西ドイツの場合には、５倍強の約28から29％程度、英国でも約２倍の12％の数字を示しております。こういうことを一切無視をして、さも新型の間接税が検討され、導入をされると、大増税が行われ、それがすべて軍事費に使われるというような言いがかりはとんでもない、まあ意図的なものでありましょうが、国民を惑わす主張であります。特に日本の防衛費を見てみますと、その額の半分は人件費と食糧費になっております。実際にいわゆる防衛の任に当たるための兵器等の購入に充てられるものはごくわずかということになっておりまして、こういう点の細かい数字の内容も全く無視をしたものであります。

またわが国周辺の軍事情勢、また極東におけるソ連軍の核戦力がすでに配備をされて、またソ連軍の増強が行われているという中で、日本が果たしてどのような防衛努力をしていかなければならないかという観点も無視をされたものでありますので、こういった点、全く我々と主張を異にする、また国民の理解とも甚だしく隔たった主張だと思いますので、ここであえて時間を割いて反論をした次第であります。

次に具体的に質問に入っていきたいと思いますが、税制改革については、大方の国民はこれをまず賛成をし、求めているわけであります。つまり税制の改革をぜひやってもらいたいということで、世論調査をしますと必ずその数字が上位に出てきます。これは国会においても結論がそのようにすでに出されている問題であります。さきの売り上げ税国会では確かに国民に対して十分な説明の機会が得られなかったということもあるのでしょう、これは挫折をした。これは大いにだれしも反省をしなければならない点だと思います。しかしながらそれを受けてすでに国会では、各政党が、共産党だけはどういうわけか入れてもらっておりませんが、税制改革の必要性を認めて各党が同じ土俵に上っております。これは税制改革の協議会がそれでありますが、この協議会が衆議院の議長あっせんでできたときの了解事項があります。これにはこのように書かれているわけであります。直間比率の見直しと、今後できるだけ早期にこれを実現できるよう各党協調し、最大限の努力を払うこと、このため直ちに本院に税制改革に関する協議機関を設置

し、税制改革について検討を行うこと、これが議長あっせん案の中身であります。これをそれぞれ各政党は受けて国会でも立法府でも税制改革は必要だ、直間比率の見直しはやらなければならないということで協議が行われた経緯があるわけであります。

共産党は加えてもらえなかった腹いせか、まあいろいろなことを言っているわけでありますが、これは国会の多くの政党の認めるところであったということをひとつ知らなければなりません。またさきに総理府が実施をいたしました５月の14日に発表されております社会意識に関する世論調査を見てみますと、回答者の８割の国民が現在の現行の税制に対して、不公平、不平等感というものを持っているわけであります。世論調査の数字というものは、使いようであるわけでありますので、きのうの質問をした板垣議員は世論調査ではすべての人が税制改革、消費税の導入には反対というような主張であったように思いますが、まず出発点をきちんと踏まえなければならないと思うんです。つまり税制改革の必要性は、社会意識調査では大多数の国民が求めているものであるという点であります。しかもいろいろな不満を調べた中で、調査をした中で、所得の格差や学歴の偏重、土地の所有、いろんなもの７項目ほど挙げておりますが、その中で最も多かったのが税制についてであります。ですから税制改革はもはや待ったなしの状況にあるということを我々は知らなければなりません。そして特に年齢別で見ていましても、30代の後半から40代において、税制について不平等感が非常に強い。つまりサラリーマン、こういった管理職を含めた人たちが持っている不公平感というものをやはり解消していくことがぜひここで必要なわけであります。サラリーマン党では90％以上の人が、この税制改革を望んでいるということであります。

一方年収別に見ましても600万円から700万円の層の人たちが、91％以上もの人がこの税制改革を求めている。むしろ年収の少ない層では不公平感も数字の上では少なくなっているわけであります。中堅のサラリーマンの負担軽減を柱にして、今進められております税制改革に最初から水をさす、反対の意思表示をするということは、少なくとも自治体がとるべき対応ではないというふうに思いますので、その点まずお話を始める前に、質問をする前につけ加えておきたいと思うんです。

それから売上税の場合にはやはりいろいろな反省材料ありました。今回は国民の声を十分に聞かなければならない、国民の合意を前提に税制改革の案をつくっていこうということで、現在政府税調の作業が終わり、自由民主党の税制調査会で作業が進められているわけであります。いよいよ最後の詰めに入っているところでありますが、この作業をするに当たって、自民党の税制調査会では、国民の声をこの改正案に盛り込むということで、業界団体からの意見聴取も行いました。約三百数十の関係団体から税制改革についての意見を聞いております。経済団体・通信・金融・文教・交通・農林・社会・労働・地方団体・商工関係・物品税に関する懇話会・建設関係、このほかにもさまざまな業界分野の人たちに党税調においで願って、さまざまな角度から意見を聴取をし、税制改革の案をつくるために、軌道に乗せるために十分な配慮を行いつつ、作業が進められているということを申し上げておきたいわけであります。何か一方的に作業が進められている、また自民党が勝手にやっているというようなことは、とんでもないこれまた言いがかりでありますので、こうした経緯も十分理解をする必要があると思います。

そういうことからすれば、現在竹下内閣に国民が求めているのは、まず税制改革だということが言えると思います。不公平感をなくしていく、そのためには具体的にどうするのか、減税はどうやって行うのか、また財源はどこに求めるのか、そういった具体的な真摯な検討が行われている中で、当初から自治体に対して、垂れ幕を掲げて反対の意思表明をしろなどということは、まあ私は常識からしてもまことにお粗末なものだと思うわけであります。こうした観点に立ってぜひ市長におかれても、賢明な対応をお願いをしておきたい、このように思うわけでありますが、サラリーマンの減税を行っていく、こうしたことは当然ガラス張りになっている所得を、まあ100％掌握されているわけでありますので、勤労者、都市の住民に対しても十分理解がされる税制改革を進める、まあクロヨンなどという批判を受けることのないような、そうした税制改革を進めていくというのは当然のことでありますので、最初から何か否定的な先入観を持った対応はぜひ慎んでいただくことをお願いをしておきたいわけであります。

それでは次に市長に対してお考えをお聞きしてまいりたいと思いますが、森田市長は直間比率の見直しについては行うべきだというお考えかどうか、この点、第１問目でお聞きをいたします。

次に現在検討されております政府税調でも出てまいりました、また自民党の税制調査会でも概ね各業界団体の方も、積極・消極ありましたが、やむなしの結論も出つつあります。新型の間接税については市長はあくまで反対なのか、今後の成り行きを見守るのか、この、今言われておりますところの新型間接税についての賛否をお尋ねをいたします。

つぎに今回の税制改革はもちろんさまざまな不公平をなくす、まあいろんな相続税の問題等を含まれているわけでありますが、減税が大きな柱に一つはなっているわけであります。この所得税、地方税を含む減税については、評価をするお考えがあるのかどう

か、否定的な見解をお持ちなのか、評価の態度をお持ちなのか、その点お尋ねをいたします。

それからきのう回答があったかもわかりませんが、地方財政との関連について現状わかる、掌握の範囲で結構でありますので、今回の税制改革と地方財政との関連についてお尋ねをいたします。以上４点について質問いたしますので、はっきりした御答弁をお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは私の方から４点の前段の事務的なお答えをまずさせていただきたいと思います。

現在の直間比率の割合でございますけども、直接税が74％、間接税が26％というふうな割合になってございます。

それから２点目の間接税のことでございますけども、現段階では各種の減税を引きかえに新型間接税――これはけさの新聞等では消費税というふうなものにもなるような、新聞報道がございましたけども、多段階の累積排除型ということで、一つは書類控除方式、これはＥＣ諸国で行ってますＥＣ型の付加価値税でございます。

それから２番目としまして検討している段階では、帳簿控除方式、これは一般消費税でございまして、我が国ではこれを何か採用するような新聞報道がございます。以上のいずれの方式でありましても、消費者に求めるものということでございます。

それから３番目の減税でございます。現在直接税を前提としまして、約――所得税と個人住民税で２兆円規模の減税を行うということでございます。例えば市の場合ですけども、昨日もお答えいたしましたように、63年度が５億5,000万でございましたけども、それ以上の減税になろうかと思います。そういうことで個人市民税の改正も負担の軽減制で、内容としては現段階の税率の構造７段階から３段階に改める。それから基礎的な人的控除、要するに配偶者控除とか、そういうふうな類のものですね、これを２万円に引き上げる予定だということでございます。したがいまして所得税同様の改正で課税最低限も引き上げをされるというふうなことでございます。

それから４番目の地方財政との関連でございますけども、これも先ほど申し上げましたように、63年度よりも大幅な減収ということが想像されてございます。また個人の市民税と別に法人の場合も、63年度の基礎税率、現在42％ですけども、これを２年間において引き下げる。そういうことであとは減税分の見返りといたしまして、交付税、要す

るにこれからの新しい税、間接税等の交付税ということで、補てんを行うんだというふうなことで、何分にもまだ我々も新聞紙上の報道で把握をする程度でございます。現状はそういうふうな判断をいたしてございます。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国民を治めるといいますか、統治の立場からいかに安定的な税収を確保したいということは、考え方としては当然あり得ることだというふうに言わざるを得ません。そうしてまた行政に、財政に、政治は絶えず改革を求めている、つまりよりよい状態を模索をしていく、こういう取り組みもまた常にはつらつと行わなければいけない、このように思っております。我々の立場も同様であります。

ただ、今いわゆる政府自民党が、この税制改革ということで取り組んでおられる様相は、特に税制改革に国民一般の求めるその不公平感、あるいは不公平税制のいわゆる改革であるとか、あるいは重税感に対する勤労国民のその税減の期待とか、そういう総合的な改革の中で国民が納得をすると、そういう姿であるべきだというふうに思っております。そのことにつきましてはまだ今日の自民党税制調査会で、情報として発表される得る状況では国民は納得していない、していない人がたくさんあるというのが、選挙の様相などにあらわれる一つの現象といってもよかろうと思います。

きのうも質問をいただいて、ある程度のお答えをしたわけでありますが、直間比率とかあるいは間接税、直間比率という形でどのあたりが妥当と思うかと言われても私には根拠を持ったお答えをするだけの知識がないと言わざるを得ません。ただ間接税がいわゆる大衆課税の消費税、つまりもう生活すべてに――薄く、痛みなくというふうなこともよく言われるわけでありますけど、全国民にあらゆるものにあらゆる生活に影響することはもう明らかであります。つまりそれは物価の高騰という形になってあらわれるはずであります。そういうことから考えますと、今言われておるところの新型間接税、つまり新しい意味では消費税、これがまた言われるところの３％では足りない、５％にしたいということであればたちまち――きのうのごく端的な例で言いましても、日野市は約年間100億円の物件費、それに対して直ちに３億円という、つまり物価高で物を求める、つまりそれだけ支出がふえる、そういうことになるわけでありますから、市民のふところが負担を持ち、また地方自治体の財政にも負担がかかるということであっては、賛成というわけにはまいらない、こういう現在のところの感想でございます。

税制改革ということは絶えず、いつの時代も新しい課題として中央・地方を問わず、なるべく国民・市民に納得のできるという姿こそ、一番賢明な方法だというふうに考え

ますので、国民に信を問うということもあってしかるべきではないかということも言えるかと思っております。今お答えのできる私の認識はそういうことでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　市長のはっきりした御答弁がなかったんですが、直間比率の見直しは必要かどうかということをお聞きしたんで、私は何％に直接税をする、間接税をしなければならないというようなことを求めた、そういう答えを求めたんじゃなかったんですね。その点もはっきりした御答弁がなかった。

地方財政に、自治体に対して直接マイナスの負担がかかるものであってはならないというのは、これは各地方団体が強く主張しているところでありますので、交付税等の補てんが検討されるというのは当然であります。ただ増税になるという考え方は、前回の売上税のときもそうだったんですが、これが導入されるとある計算では減税である、また別のグループの計算ではいや増税だというふうに分かれるわけです。これは非常に難しい問題だと思いますが、この消費税の導入だけをとらえて、計算をするというのは、ただ計算をして、それで済むという問題ではない。先ほどありましたように今回は法人税の税率の見直しもある。つまり国内の企業が外国に本店や支店を移すというようなことがあってはいけないわけでありますので、世界で最も高い法人税を日本は取っているということ、これはもうどなたも反論もない事実でありますが、こういった42％の法人税率を引き下げていけば、当然物価にもこれははねかえる。また人件費にもはねかえる。こういう相乗効果というものを総合的に判断しなければ、増税になるのか、減税になるのかという判断はできないと思うんですね。ある一点だけ、部分だけをとらえての議論にくみすることのないように、市長にはお願いをしておきたいと思うんです。

今回の税制改革の中で今最も大きな議論になっておりますこの個別の間接税から消費すべてに税の負担を求める間接税制度を採用している国というのは、ほとんどの諸外国はこの税制をとっているわけです。何か戦争をしている国だけが、この税制をとっているというような主張もありましたが、それはとんでもない誤解であります。付加価値税をとり、また製造業者売上税、卸しの売上税、小売り売上税、さまざまな形で世界じゅうの主要な国はすべて間接税制度をとっております。今日個別に物品税という形で、何がぜいたくかというのは、今日価値判断は非常に難しく、変わってきていると思うんですが、この個別の間接税制度をとっているのは日本だけなんです。特によく言われることでありますが、例えば毛皮には課税されているけれども、高級織物には課税されていないとか、ゴルフの道具には課税されるけれども、テニス用具には課税をされていない。

サーフボードや水上スキーは課税されているけれども、スキーは課税されていない。金貨は課税されるけれども、金の地金は課税されていない。コーヒーやココアやウーロン茶は課税されているけれども、紅茶や緑茶は課税をされていない。白黒テレビは課税をされているけれども、家庭用コンピューターは課税をされていない。こういうふうに現在の物品税は、もう我々の感覚からすれば、果たしてこれがぜいたく品かと思われるものに税金がかかり、はるかに入手が困難なものについては税金がかかっていないというようなことで、こういった点からもやはり消費に対して、間接税制度をここで新たに取り入れて、さまざまな税制のあり方を検討し、国民の理解を得て、税制改革をやっていこうということについては、何とかやはり早急にその作業を仕上げなければならない、そういう状況であります。特に今後高齢化社会を迎える中でよく言われることでありますが、社会保障関係費というのは、毎年6,000億円ずつ増加をしていく。これにどのようにして対応していくのか。やはり恒久的な歳出構造は変わらないわけでありますから、財源をどっかに求めていかなければならない。固定的にかかるお金の財源をやはり求めるとすれば、税制のあり方を検討していく必要がある。それがやはり社会保障関係のお金を不安なく確保していく方策でもあると思いますので、最後に市長に強調しておきたいと思いますが、間違っても共産党のしり馬に乗って、また昨年と同様の市庁舎に「大型間接税・売上税反対」というような政党活動にも当たるような行為に出ることのないように、そのことを強く求めて、税制改革についての質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって６の２、「税制改革」について市長の所見を問うの質問を終わります。

一般質問６の３、総合体育館の建設と併せて「武道館」建設の検討をの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○24番（古賀俊昭君）　　時間もありませんので、質問はもうこの項目そのものでありますので、お聞きをしていきます。

戦後一時期、武道というのは禁止された時期がありました。そういう時期もあったんですが、現在では学校教育の中でも武道が取り入れられて、非常に幅広く国民の間にスポーツとして、また体力増強、精神の涵養、いろんな面で定着をしている武道スポーツがたくさんあるわけです。その実践の場として武道館の武道場の建設ということが、武道関係者の間では近年かなり強く言われているところでありますが、現在の市の計画をしております総合体育館の建設にあわせて、私は武道館の建設をお願いをしたいと、このように思うわけでありますが、この点市の現在検討されております内容について、質

問をいたします。

まず用地の取得については、かつて市長は昭和61年の第１回定例会で、第一桑園跡地の保留地３万4,000平米について、総合体育館、またこれは住宅都市整備公団との合体施設のような構想が言われたことがありますが、つくるとすればこの場所しかないと思うんであります。この用地取得についてはどのような現在見通しを持っておられるのか。

２番目に総合体育館の規模についてはどのようなものを考えておられ、いかなる青写真を持っているのか。

３番目、その中に私の方からのきょうの主なお願いと要望と質問でありますが、本格的な武道場、武道館を設置をしていただきたいと思うわけでありますが、その構想についてはどのように考えるか、この点について３点お尋ねをいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。古賀俊昭君の質問時間は２時34分までであありますので、申し添えておきます。

教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　お答えいたします。

第１点目の問題につきましては、現在まだ用地問題についての見通しが、必ずしもはっきりしていない点もございますので、基本計画の中で、一応総合体育館建設ということが掲げてございますけども、具体的な事業計画を立てるに至っていない面がございます。ただ体育行政を所管する部としては、総合体育館についてはぜひ建設を早期に進めていきたいというふうに考えております。用地の問題がまだ目鼻が立っていないということもございまして、総合体育館の具体的な計画、その他についてはこれから検討を進めたいというふうに考えておりますけども、ごく大づかみに申し上げますと、少なくとも総合体育館でございますので、メイン・アリーナ、あるいはサブ・アリーナ等も持った体育館を設置をしたいというふうに考えております。その中でただいま御指摘のございました武道場についてもその必要性については十分理解をしておりますので、具体的に計画を立てる際に、含めて検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　今後の検討課題ということでお認めはいただいておりますので、ぜひ独立をした建物であればそれが一番いいと思いますが、同一敷地内に半独立の形でも、これは検討結果にお任せするとして、ぜひしっかりした武道場というものを建設をしていただくように、お願いをしておきたいと思うわけであります。基本計画の中にも見てみますと、総合体育館の整備ということでうたわれております。ぜひ用地の問題も

当然伴うわけでありますが、具体化をしていただくように重ねてお願いをいたします。

なお私、先日行政視察で宝塚市に参りましたところ、宝塚市の場合には昭和62年の５月１日に、市立総合体育館・武道館をオープンしております。これは同じ敷地内に並んで建っておりますが、武道館部分はたしか３階建だったと思いますが、きちっとした独立の建物になっておりました。一体としてそうした施設を整備したわけでありますが、ひとつの参考になればと思いますので、ぜひ機会がございましたら、宝塚市の例等も調べていただければと思います。

最後に武道館と申しますと、とかく――武道になじみのない方は、理解がないのかもわかりませんが、格闘技的なものでありますので、誤解もあるんじゃないかと思うんですね。武道の「武」というのはよく御承知のように「戈」という字を書きます。そしてそれを「止める」と書いて、武道の「武」ということになっています。ですから元来「武」であること、つまり戦うということを否定して、しかも「武」の精神を成就させていくことに、そういう哲学のようなものがあるわけでありますので、そうした目的を持った武道スポーツがますます盛んになってきております。オリンピックの競技にも含まれ、天野議員は柔道の方の御指導をなさっておりますが、私が関係しております空手道も韓国のオリンピックの後は、競技スポーツとしてオリンピックの競技種目にもなるようでありますので、ぜひ本格的な武道場というものを早急に具体化していただいて、立派な武道場を建設していただくようにお願いをしておきたいと思います。また改めて質問の機会を持ちたいと思いますが、きょうはこれで終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって６の３、総合体育館の建設と併せて「武道館」建設の検討をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時33分　休憩

午後３時３分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問７の１、快適環境整備に向けての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（馬場繁夫君）　それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

総理府が６月４日発表しました生活型公害に関する世論調査によりますと、空き地のごみ、雑草、建物によります日照権の侵害や電波障害、駅などにおきますタバコの煙について公害だと思うものがあるかとの問いに対しまして、62.2％の人が公害だと思うというような回答がありました。59年に実施しました調査と比べまして、隣人による迷惑や被害を感じている人が増加しております。昭和40年から50年代にかけての大気汚染や水質汚濁などのように、大規模な環境破壊に対しての反公害運動が盛り上がった当時とは、住民の意識はさま変わりをしているようであります。国民の意識が生活の質や豊かさを求める時代になりましては、より身近な場所での快適性を求める思考が強まったのだという御指摘もあるようであります。

まず第１点の質問といたしましては、日野市におきます生活型公害における特質と傾向性、それにトラブルの解消につきまして、行政に期待する声も高いと言われておりますが、当市における実態についての状況をお伺いいたします。

第２点目といたしまして、緑は木材を生産することだけではなく、酸素の供給、水源涵養などがあります。アマゾンの熱帯雨林は世界の雨量・温度など気候の維持にも大きな役割を果たしていると言われております。アフリカ・エチオピア等の飢餓や、インドにおけるところの洪水なども緑を失ったことが大きな原因とされております。緑は人間活動を支える重要な役割を持っております。かけがえのない緑が地球上の森林減少と砂漠化がなお一層進展の一途をたどるばかりであります。毎年6,000ヘクタールという四国と九州をあわせた程度の面積の緑が減っております。21世紀におきましては、地球上の全陸地面積の六分の一まで緑が減少し、砂漠化する地域はおよそ35％にも及ぶとも言われておるところであります。

日本におきましても数少ない動植物の宝庫と言われております知床や、日本で最大、世界でも例のない面的スケールのブナ原生林の白髪山地、九州の原始林など伐採問題が深刻化しておるところであります。

第２点目といたしましては、60年第２回定例会の一般質問におきましても、都市緑化と斜面の開発規制についての質問してきた問題であります。緑のマスタープランの報告の環境保全系統配置計画におきます骨格的保全の中におきましての第１点目としては、日野緑地を最優先的に確保するとされておるところであります。その後の状況並びに今後の計画についてをお伺いします。

それと多摩動物公園を中心としました首都圏近郊緑地保全区域のその後の状況についてもお伺いします。さらに段丘崖につきまして、都市景観上重要視されておるところでありますが、緑地の指定拡大、保全整備につきましてのその後の状況をお伺いいたします。

それから第３番目の質問といたしましては、森林破壊・自然破壊が続いていくならば生態系の危機であり、日々に深刻になってきたとも言われておるところであります。生態学的環境評価地図を作成し、一歩進んだ観点から自然と人間が調和し、共存できるための生態学的な緑地保全、土地の有効利用、また地域開発の自然環境アセスへの利用などの推進を図るべきと考えておるところであります。またそのような見地からの緑地保全、植生、生態系の保全回復地域の設定、さらには地域開発における環境アセスへの評価への利用なども考えられると思いますが、これのお考えについてお伺いいたします。

第４点目といたしまして、この新町に炭焼き窯を建設いたしました。緑地の伐採類を木炭に変え、水の浄化に利用しようとするものであります。木炭は導管や組織中におきまして、青カビや細菌などのバクテリアを繁殖させる作用が非常に強いため、このバクテリアを水中のアンモニアや窒素を食べて汚れた水を浄化させてしまうことを利用したものであります。環境緑化協会に窯の運営を委託し、市民運動としての炭焼きを計画されておるところであります。新町に続きましてことし南平の丘陵公園内にも窯を設置される予定とされておるところであります。今後の木炭を利用しての水を浄化させる予定計画についてお伺いします。

さらに河川を汚す一番の原因は家庭用排水とされております。特に家庭の主婦などに水の浄化のＰＲに活用することもできようかと思いますし、また小中学生に今から環境への教育を高めるための活用も図っていただきたいと考えておるところでありますが、これについての計画性、並びにお考えをお聞きいたします。まず以上４点につきましてお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは第１点目の御質問に対しまして、お答えをいたします。１点目はいわゆる生活型公害についての特質と実態ということの御質問でございます。都市化が進みまして、人口の増加に伴いまして、いわゆる生活型公害と呼ばれるものが、年々増加してきているわけでございます。これは日野市だけの傾向でございませんで、全般的な傾向かと思います。この背景といたしましては、地域に生活する人たちの生活様式、あるいは価値観というようなものがさまざまでございまして、どう

しても相隣関係といいますか、隣同士の関係が疎遠になる傾向がございます。こうした状況の中で、今市に寄せられるこの種の苦情はさまざまでございまして、深刻化をしております。また問題の解決が長引いているケースが多くなってきております。これらの根底には、やはり隣人の感情的なこじれ等もございまして、深刻化し、また問題の解決が長引くという傾向にございます。苦情の受け付け件数のうちに、この生活型公害が一番多く占めております。内容といたしましては、飲食店のカラオケにおけます騒音とか、各家庭のステレオ・ラジオ・楽器等などの生活騒音と呼ばれているものでございます。

ちなみに苦情の状況を申し上げますと、昭和60年度では苦情の受け付け件数が78件、この中で生活型公害の処理件数は14件、18％でございます。61年では112件のうち、24件で21％、それから昨年の62年度では83件のうち19件、率にしまして23％というような状況でございます。なお解決に当たりましては苦情を受けますと、担当の職員が伺いまして、被害者といいますか、被害者のお宅へ伺いまして、状況を聞きまして、どこにその原因があるのか、よく状況を聞きまして、いわゆるケース・バイ・ケースで対応するわけでございますけども、やはり先ほども申し上げましたとおり、やはり感情的なもつれといいますかそういったものもございますので、根気よく説得に当たる。特に騒音関係もございまして、いわゆる基準値や規制値といいますか、そういったものは大体においてクリアをしているということでございますので、やはり感情的なもつれを解きほごすというように努めておるところでございます。

なおカラオケ騒音につきましては、このいわゆる昭和61年でしょうか、東京都の公害防止条例が改正になりまして、かなりきつい規制になっておりますので、これについてはさほど苦情が発生いたしましても、速やかな解決に向かっていると、このような状況でございます、以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　　ただいまの緑のマスタープラン等の骨格条件の中で、書いております日野緑地等を優先的に確保するとか、また近郊緑地の件、段丘崖の緑地の件と、これとあわせまして生息の環境づくりというようなまずこの点について、御答弁申し上げます。

日野は緑と清流という事業をずっと進めてまいっております。緑の確保・保存、緑化の推進、さらには緑を生かす町づくりという重要な課題であるというぐあいに考えております。緑は人間に安らぎを与えるとともに、また潤いを与えるということで、生活に欠くことのできないものであるということは、今御説のとおりでございます。その緑の

資源そのものの価値は生活資源、環境資源、文化資源として最も重要であるというぐあいに考えております。

そして特に本市の緑に対する考え方は都市の保全・快適環境、そして文化資産としての考え方でございまして、そういう中で現在市が管理しております緑地公園——これは都市公園でございますけれども、の面積は人口１人当たり2.36平方メートルでございます。将来は多摩川緑地を除きまして、1人当たり６平方メートルの緑地公園を確保する、このようなことを努力目標といたしまして、緑化推進を進めてまいりたいというぐあいに考えているわけでございます。

また当面都市計画決定されている緑地の公有化を、今おっしゃいました段丘崖の日野緑地、それから程久保の付近の近郊緑地の件等がございますが、多摩丘陵公園は近郊緑地保全区域、これとまた東豊田に緑地の保全地域がございます。これ等の公有化を進めていきたいというぐあいに考えておるわけでございます。ちなみに現在の都市公園は幾らあるかということでございますけれども、約37ヘクタールございます。これに動物公園もやはり公園の一種でございます、緑でございますので、これを加えますと89.4ヘクタールある。これを取りますと、1人当たり5.6平方メートルぐらいの公園の面積になるわけでございます。

それと先ほど申しました東豊田の緑地の保全地域でございますけれども、これは約６ヘクタールでございます。このうち都の方で買い上げていただいておりますのが、約8,400平方メートルでございます。市が所有しているものといたしましては、約２万9,400平方メートルでございます。民地としていまだに残っているのが２万3,300平方メートルでございまして、これの確保につきましては、やはり都にも働きかけをしながら、この公有化に努めたいというぐあいに考えているところでございます。

それと多摩丘陵の近郊緑地保全区域、これは幾らぐらいあるかということでございますが、大体128ヘクタールございます。この中に動物公園といたしまして、52.3ヘクタール、民有地が75.7ヘクタール、これ等につきましては、緑地信託ということで現在３件の緑地信託をもちまして、この民有地のところの保全を図っていくという方針で進んでいるわけでございます。それと登録樹林というものがございます。これは日野市内で118カ所ございます。これは面積が77.1ヘクタールぐらいございます。それから生け垣の補助、これも緑化の一つだというぐあいに考えておりますが、５件で現在約100メートルが、万願寺の土地区画整理区域内においてなされている。また法の規定されていない程久保の緑地でございますが、——段丘でございますね、段丘、帝人の西の方の西平山

五丁目付近の段丘がございますが、これもやはり保存したいなという地域でございまして、この面積は約３ヘクタールでございます。じゃ現在63年度で公有財産購入費が建設部に幾らあるかということが問題になります。約８億2,200万円ほどの計上がなされております。それと都市緑地の買収状況でございますが、52年から買収を始めまして13件、7.7ヘクタールぐらいの都市緑地の買収を行っているというのが現状でございます。

それとアセスという問題が出たわけでございますが、これは生態学的環境評価というような件であろうかと考えております。このアセスにつきましては、前向きにひとつ検討していく所存でございます。今のところ緑地にかかわる生息環境づくりといたしましては、農業をやっていらっしゃる方々が、最も確実な緑の守り手であるというぐあいに言われているところでございまして、農業をやっている方々が山林等管理していただいている間は、萌芽更新とか下草刈りなどしていただいておりまして、適切な管理によりまして、動植物間のバランスがとれていたわけでございますけれども、これも最近手を入れなければ、だんだん樫とか、白樫、こういうものに緑化といいますか、樹木の種類が変わっていくそうでございまして、こういうところもどこにどういうものを残すのかとか、そういうことも考えなければならないだろうというぐあいに考えております。

それから木炭浄化の話が出たわけでございますけれども、木炭浄化は今のところ３回焼きました。そのたびに大体280キロくらい、ですから３回で約800キロの炭ができております。これにつきましては今おっしゃいましたように、バクテリアによる効果というようなこと等を申されたわけでございますけれども、今現在、南平用水、これは家庭雑排水が最も多いところで、最も市内では汚染度のひどいところではなかろうかというぐあいに考えております。これは南平の八坂神社の横の方を流れる水路でございますけれども、そこで１カ所。それから仲田公園のところの集水溝水路がございますが、その一番上流において１カ所、それから豊田用水、ここで――これは湧水等もございまして、非常に日野ではどちらかというと汚染度の非常に少ない河川でございます。この３カ所におきまして、現在汚濁の程度によってその施設の効果がどうあるだろうかということで、10日の日にタマネギの袋でございますけれども、それに大体８キロぐらい、７キロから１回に８キロ入りますが、これを５袋ぐらいずつ入れてみて、まず炭にどのような汚物が入ってきて、その効果はどうなるんだろうかというようなことからテストを始めていって、こういうことをテストを繰り返しながら、ほかの市町村もまた御意見も聞きつつ、秋をめどにこの水質浄化を本格的にひとつ取り組んでいきたいというぐあいに考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　　それでは何点か、再質問をさせていただきます。

まず最後にありました第４点目の木炭によりますところの浄化のことでございますけれど、大体方向性はよくわかりましたが、質問の中におきまして、環境緑化協会に委託をされて、今後市民の方の中でそういう関心の高い人にはいろんなお手伝いをしていただくなりそれなりにしながら、市民の人にもそういう認識を深めていただくんだというような趣旨もあったかと思うんですけれど、その辺の――今現在の中では試験的に調査をする段階かもしれませんけど、その後どういうふうにその辺の分を市民の皆さんに開放をしながら、それを通して、市民意識を少し認識を変えていただくなり、将来的には環境という部分を多くの方に認識を変えていただく、もしくはまた市内の小中学生に対して、環境という考え方を――環境を守っていくというか、そういう部分についての実際にこう目で見ていただいて、そういうものの教育的な部分も意識の高揚というんですか、それを深めていただくという観点の方向性についてはどうなのかですね、御答弁もありませんでしたので、それについて再度お尋ねいたします。

それから３点目につきましての生態学的環境評価につきましては、やっていただけるというような方向性のようでありますので、まず流れとしては市内の生態学的環境評価地図の作成、エコロジカルマップですか、その作成を――調査をしながら、市内の中で昆虫とか、そういう部分の生態学的に保全していく地域とか、またそういうこれから地域を指定するなり、段階的に方法をまた考えていただきたいと思うんですけれども。そうしますとまず初めに環境評価地図の作成が、まず先になろうかと思うんですけれども、その辺をじゃ具体的に来年になるか、再来年になるかわかりませんけど、まずそれをおやりになるというふうに言ってもらえるのかですね。その辺についてお伺いいたします。

それから２点目の緑地関係なんですけど、大体の今までの購入状況なり、ある程度の今東京都内にまた日野市が保存なり、所有している面積等についてはよくわかったんですけど、じゃ具体的にこれから緑のマスタープランの中にも75年度を最終年度としての具体的な――　一番近い昭和65年度についてはどのくらいの面積を購入するんだという、ある程度の目標値もあるんですけれども、まだまだ現実的にはかなりほど遠い状況かと思うんですけれども、それの計画について具体的にもしある程度それなりの対応の方法は持っているんでしょうけど、おわかりする範囲の中でまた教えていただきたいと思います。それと同時に段丘崖というんですかね、非常に段丘崖の緑地というのは、我々人間の目にも非常に視野にも大きく入りやすい場所でありますから、日野市の緑の効果と

いうのは、よほど通常の平地よりも高い部分がありますので、特に指定されていない西平山五丁目周辺ですか、またそういう地域の部分について指定の拡大について――緑のマスタープランにおきましても言われているんですけど、なかなかそれ以後、状況としては何ら進んでいかないということがありますので、ですから指定する場合はなかなか難しさもあるかと思うんですけど、やはり自然を一度壊してしまうともう二度と保存することは、二度と再生することは不可能であるというのが現実でありますし、ますます市内の緑についても、また開発等で減少する方向性が出てきてますので、何とかそういうものが進む前に早急に手を打っていくと、保存の網を被せていく、そして段階的に買収するということを積極的に進めていかないと、後で何とか購入していこうといっても、なかなかそれも不可能になりますので、確かにこれだけ土地の値段も高くなってきてますので、購入することも大変かと思いますけど、ますます先にいきますと、難しさが先送りするだけでありますので、それをもう少し懇切ていねいに具体的に、どういうような方向の中でやれているのか、まず網を被せて、買収していく。また日野緑地なんかにおきましても、実際63年度に質問された当時と、何ら実質的には状況としても変化してきてないというような感じも受けますので、その辺の対策なり、方向づけを、再度お尋ねいたします。以上について、じゃひとつお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　再質問についての答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　　お答えいたします。

炭焼きによる浄化に関しての、住民参加をどのように考えているかということでございます。これにつきましては、何といいましてもやはり自然からもらった清浄な水は、きれいにして自然に返すというのが基本でございまして、このためにはまず考えておりますのは、大体そんなに大きい自治会ではなくて、小さい自治会で、しかもそこに水路が流れているというところ等をピックアップしまして、住民に対しても直接お話をしてそこに炭を設置し、入ってくるときの水と、出ていくときの水の汚泥度、汚染度はどうであるかというようなことを、その都度１カ月に１回ぐらいはお知らせをして、こうですよということをまずやって、住民の輪を広げていきたいというぐあいに考えているところでございます。そしてまた今までの浄化ということにつきましては、清流条例というものもございまして、清流フィルターの設置等もお願いしているところでございますが、もう一つ考えられることは、各家庭に少しでもいいけれども、木炭で何かますの中に入れてやる方法がないだろうかというようなことを、まず今素朴に考えているところ

でございます。そういう状況でございまして、また中学校に対しての教育ということについては、私の方ではなく、ひとつ教育の方からお伝えを願いたいと思います。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　それでは緑のマスタープラン並びに緑地の指定につきまして、私の方からお答えをいたします。

まず緑のマスタープランの考え方、及び位置づけでございますけれども、これは建設省が全国的に指導をいたしまして、市町村で緑のマスタープランをつくったわけでございます。この作成に当たりましていわゆる国民・市民一人当たりの公園緑地の確保量、こういったものを基準にいたしまして、計画を作成したわけでございます。本来ならこの計画に財政計画が必ずマッチをいたしまして、計画として成り立つわけでございますけれども、この財政計画のいわゆる財政上の裏づけにつきましては、別問題で作成をしたわけでございます。したがってこの計画は公園緑地、その他自然保護等の行政を各自治体が行う段階で参考にしていくと、そういう形のものでございます。したがって日野市の緑のマスタープランをそのまま実行するということになりますと、膨大な財源が必要になってくるということでございます。要するに市として財政負担できない金額になる。あるいは国及び都といたしましても、その財政補完する制度上の問題も解決をしていないということでございます。現在このマスタープランを目標及び参考にしながら、公園緑地関係の行政を行っているということでございます。

それから２点目の緑地の指定でございますけれども、これは議員さんの御指摘は恐らく都市計画法に基づくところの都市計画緑地公園の指定ということだろうと思います。現在指定してあります公園緑地につきましては、ほとんど骨格となるものは昭和36年ごろ、指定をしたわけでございます。もちろん手続きは法的にきちんととり、了解――その土地等を所有しております権利者の了解といいますか、話をした上での計画決定というふうな理解をしているわけでございますけれども、現在新たにこの都市計画緑地を指定するということになりますと、この計画緑地の指定をしますと、都市計画法上、土地利用についての制限がなされるわけでございます。したがって最近では土地所有者の同意をもって、同意をとりまして、新たな都市計画緑地の決定をしているというのが、実情でございます。したがって現在日野市内の現状の緑地を都市計画決定をするということは、なかなか至難のわざであるというのが、実情でございます。しかしながら日野市民の生活環境の保全、いわゆる快適な町づくりを行うことを考えれば、公園緑地の確保

というのは、最優先の課題であるわけでございます。都市計画法はそういう形になっておりますけれども、先般の議会の中でもこのような質問がございましたけれども、都市計画法はもちろんでございますけれども、東京都の自然の保護と回復に関する条例の適用とか、あるいはそれがもちろん不可能な場合には、ただいま建設部長からお話がありましたように、地主と市と土地を契約いたしまして、いわゆる土地信託という形で土地の現状の維持をしてもらう、用地の、その土地の処分とか利用が発生した場合には、日野市に第一の交渉権を与えてもらう、そういう形の努力をしております。その他の必要な緑地につきましては、開発等が出てまいりますれば、積極的に緑地を確保するようなそういう行政指導をしているというのが、実情でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　小中学生に対して環境浄化という面で、どんな面から教育を行っているかというような御質問でございますけれど、理科・社会科・家庭科等の教科を通しての生活指導、これは当然のことでございますけれど、それとあわせて、例えば清流月間の時点でのポスター、あるいは環境浄化作文への参加というような、そういうようなものを通しながら意識の高揚を図るとか、あるいは米づくり等の生活体験学習を通しながら、用水の浄化というものがいかにこの生存の上で大切な役目を果たしているかというような、生活体験学習を通しながら、学習を教科の中に取り組んでいると。また将来「ふるさと博物館」ができる段階の中では、現在各学校で行われております自然科学分野の問題、これらの問題等につきましても昆虫、あるいは植物等の生態分布、そういうものを当然この中に取り入れながら環境というものが、人間生活を行っていく上にいかに重要であるか、その辺の教育を徹底させてまいりたいと、こんなように思ってます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　　今の議員さんから、生態学的環境評価、これをいつごろから、どのようにして始めていくのかという御質問でございます。これにつきましては今言えますことは、昭和64年度からこれの計画図の作成をすべくひとつ前向きに検討したいということでございます。できるなら64年度から始めたいという考え方を持っております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　　どうもありがとうございました。

何点かまたちょっとお尋ねしたいんですけど、教育関係の教育長の御答弁ですが、ちょっ

と質問された内容と違うんですけど、私が質問したのは、今回の木炭の利用という観点の中で木炭を通じながら、その周辺の小中学校なり何らか、そういうような環境に感謝の意識を高めるという精神論的なもので御質問させていただきましたので。それからあと都市整備部長の御答弁もいただきまして、いわゆるマスタープランにつきましての基本的な分のお話も伺ったところなんですけど、やはり確かに緑の確保なり、緑を指定するということは、非常に現実の中では難しさは当然承知しているところでありますし、そういう中でやはりマスタープランが参考というだけで終わるんではなく、いかにそれを例えば日野市の中の自然をいかに保全をするかという中で、前向きにとらえていきませんと、どうしても緑に関する施策は後回しになりやすい行政の流れでありますから、やはりそういう中を少しでも前進できるような工夫をしながら、確保をしていっていただきたいと思うんです。

最近も段丘地域におきましても、ますます付近の住宅化の流れがふえてまいりますので、このままの状況にいきますと、将来的には住宅になってしまう恐れも十分あることは、もう担当の方も十分承知をしていると思いますので、そういういろんな施策の難しさの中でも、何とか方法を講じながら、地主さんの――先ほど信託の方法ということもありましたけど、信託についてはもう少しいろんな部分についても懸念もあるようでありますので、その法的にも十分その辺の分も今後調査を深めながら、いろんな角度の中で対応していただきたいなということであります。

時間の関係もありますので、先へちょっと進めさせていただきます。過密化した都市基盤や産業活動の変化によりまして、自動車公害や生活排水によります河川の汚れ、近隣騒音問題など、生活型都市型公害が顕在化し、また新たな化学物質によります汚染も懸念されるところであります。市民生活の意識や、環境感も多様化、高度化が一段と深まり、物質的豊かさにとどまらず、安らぎや潤いなどの精神的豊かさを求める方向に変化しておるところは周知のとおりであります。

こうした状況の中、環境行政が従来のような環境関連の諸施策を個別に実施していくのであれば、問題解決を困難にしていくだけでありますし、人間性あふれた地域の特徴を生かす町づくりは困難となっていくでありましょう。今後は従来の施策を着実に進めるとともに、環境面より調整・誘導を図りながら、総合的・計画的に施策を推進していくという環境管理の考え方が必要になっていくことでありましょう。例えば東京都が行っております環境管理計画、快適環境の創造性に向けて、四つの視点から策定をされているわけであります。一つは総合的な観点に立った快適環境づくり、二つ目としては長期

的観点に立った目標の達成、三つ目としては地域特性を生かした快適環境の保全の創造。四つ目といたしましては、快適環境の保全・創造のためのルールづくりというような視点に立ちましての策定をされているわけですけれど、そういう視点の上から、環境の総合的評価の体系といたしまして、総合評価という六つの体系がありまして、一つは安全面の評価、二つ目は衛生面の評価、三番目としては利便性の評価、四つ目としては快適面の評価、五つ目としては個性面の評価、六つ目としては人間関係の評価と、この六つの総合評価によりまして、地域の快適性というものを、ランクづけしておるところであります。

このように今後は個別に環境行政をやるのではなく、もう少し具体的な快適というものはどういう位置づけをされるのか、その快適性についてのそれなりにランクづけなりしながら、そのランクをより向上していく、またその総合ランクの中で、例えば日野市内の中を見ても、利便性は乏しいけれど、快適性の面で非常に評価が高い。総合的には日野市内のどの場所もある程度差別感というか、差が少ないというような具体的に総合評価をしながら、快適な日野市づくりを持っていくというか、日野市の町づくりを進めていくというような具体性を持った施策を現在あります基本計画にラップさせながら、具体性を踏まえた町事業を進めていきませんと、なかなか地域性の格差が是正しにくいし、また市民の方もそれぞれの多様的な認識の中では不満感も多くなり、行政としての説得力も欠けてしまうということにもなりますので、一つの方法としては東京都がその快適性という、快適環境というのは、具体的な施策を昨年の10月ですか、そういうような方向づけをされておりますので、これは一つの例としながら、今後――我が日野市においても、日野市らしさを含んだ具体的な快適性というものをつくり上げていただきたいということでありますので、それについて担当の方からお考えなりをお聞きいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　答弁を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　ただいま東京都の快適環境の問題を取り上げられまして、御質問があったわけでございますが、望ましい環境づくりのために当然目標を定めた総合的な個別的な内容だと思っております。市の考え方としては、今後こういった東京都のものを参考にしながら、基本計画の中にもすでに皆さんにお配りしておりますが、一つの計画を策定しております。よって今後の問題としては、市の施策、全体像を明らかにしたものを策定したわけでございますので、今後の課題としては一つの目標を

定めたもの、また具体的な施策を展開する中での問題を取り上げながら、こういったものも参考にして今後進めていきたいというふうに、現状で考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　　ありがとうございました。

町づくりと緑の関係性というふうな部分につきまして、まず一番最初は安全性で、利便性を、まあ機能的な視点から町事業をしていくというふうに言われているわけです。その機能性というものの次はビジュアル、美しい町をつくっていく視点というふうに、町をつくる場合の方向がなされていくわけです。三つ目になりまして、エコロジカル、生態学的な視点、その快適な住みやすい町づくり、緑化の問題とか、動物が自分たちの住んでいる地域の中に一緒に共存共栄しているんだと、そういうような方向性に変わっていくと。そして四番目としては、ソーシャルな視点、開発・保全等のバランスを保った方向づけということであります。そして五点目として、最後はふるさとの町という視点から考えていくという、こういう五つの段階的な方向の中で町づくりがされていくというふうに聞いておりますので、まず日野市においても、まず二つ目の美しい町をつくる視点という観点の景観ということについても、前に何度か一般質問させていただきましたけど、これも踏まえて次のエコロジカルというか、生態学的な部分に流れを展開していけるような、町づくりを今度は快適性という具体性の中から方向づけをしていただければありがたいと思いますので、最後に市長にその辺の町づくりにつきましての御意見なり、お考えをお伺いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　ただいま快適環境という観点からの御提言をお伺いしたわけでありまして、我々が取り組んでおります町づくりの一番真髄になるところを指摘されたというふうに考えております。日野市では割合早くそのことに着目をいたしまして、必ずしも体系的に、組織的にというわけにはいかないかもしれませんが、それでも緑の保全、それから清流運動、あわせて人間性の豊かさを追求し、少なくもあしたのエネルギーの回復できるそういう条件づくりが町づくりであるという理念に立ちまして、取り組んでまいりました。

具体的なことは今担当の方から個々に申し述べておりますが、なおそれにもっと体系的に、そしてみんなが理解のできるもの、市民の理解のいただけるものということを考えるわけであります。幸いに今まで委託事業ではありますが、そのエコロジーの関係におきましても、日野の植物とか、日野の昆虫とか、日野の動物とかもそういうガイドブッ

ク的な資料も提供してまいっております。

なお今、私一番、緑の減る中で緑地の公共信託ということの可能性について、専門的な議論をしていただいております。このことが――まあ緑地として土地をお持ちの方に信頼関係をつくり、市にある程度任せようと、こういう気持ちになっていただくことが最高の保全手段だというふうに思っておりますので、今後一層努力をいたしたいと、このように考えております。

今御指摘の中で、例えばエコロジカルマップでありますとか、あるいはまた子供の読み物として環境読本のようなものは、これはつくる必要があると、またつくるに値すると、このようにお聞きした次第でございます。環境管理という新しい町づくりの価値観が生まれておりますことに、十分高い関心を持って進んでいきたいと、このように考えておることをお答えとさせていただきます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　　以上で終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって７の１、快適環境整備に向けての質問を終わります。

一般質問７の２、南平地域の交通対策についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○12番（馬場繁夫君）　　日野市では放置自転車問題に対処するために、昭和58年４月１日に、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例が施行されました。豊田、日野の高幡不動駅、さらに百草園駅と、駐車規制をしてまいりました。平山城址公園駅にも新たに３カ所の有料自転車等駐車場が完成となり、５月17日より市内５番目の駅として条例を適用し、規制を始めたところであります。おかげさまで駅前の混雑が緩和され、大変通行もしやすくなりました。しかしながら南第１自転車駐車場、無料の駐車場が常にいっぱいの状況になってきておりますし、道路にはみ出して駐車されていることも、最近は多くなってきているところであります。管理面で今後のまたさらなる対策の強化が望まれるところであります。

南平駅への自転車の乗り入れ台数は、944台とされております。そのうち放置自転車数は597台でありますし、南平駅周辺の整備が急がれるところであります。今後の計画予定をお伺いいたします。南平駅北自転車駐車場は、駅への流れよりも奥まっているために、ほとんど利用されることもなく、付近の自動車の駐車場となっているのが現状であります。この場所の、南平駅北自転車場が活用されるためには、今までも何度か要望

しているところでありますが、都営住宅平山アパートより、南平に至るまでの京王線に並行した歩行者、もしくは自転車等が通り抜ける程度の通路、もしくは道路ができますと、その辺の自転車の駐車場の利用価値は高まると思いますけど、その辺のことについてその後どういうような状況になっておりますか、それについてお伺いいたします。

質問の２点目としましては、南平地域は急速に住宅化されたために、狭隘道路が比較的多く、交通も大変不便地域もあるところであります。特に南平駅北口、霞堤付近のＶ型道路の日常通行の中でも、大変支障を来しているところであります。さらに浅川左岸一番橋に至る堤防上の道路においても、狭隘のため危険でありますし、車が下に落ちたり、また車をよけるために歩行者の方が下に落ちるということも伺っておるところであります。

また霞堤の交通対策でありますが、ここの部分につきましても非常に道路が狭いために、歩行者等の通行に危険が生じていることもありまして、何か橋ができるということも聞き及んでありますので、その辺についての状況をあわせてお聞きいたします。　質問３点目といたしましては、ダイクマ関係でありまして、最近ダイクマ出店が予定されている敷地におきまして、塀が取り込まれる工事も完了し、工事の準備をされているようでありますが、ダイクマが出店いたしますと、南平地域は狭隘のために大変混雑が予想されるところでありますが、それの現状につきまして、お伺いいたします。

質問４点目としては市内循環バスにつきましてですけど、市内循環バスは随分前より市民の多くの関心、もしくは要望の高い問題でもありまして、請願等も多数提出されておりました。議会におきましても、市内バス交通対策検討委員会も設置するなど、超党派で取り組んできた問題でもあります。61年８月より市内連絡バスが運行され、ミニバスによりまして、高幡不動より市役所経由、平山城址公園駅まで１日４往復で行ってまいりましたが、このたび１日８往復に増便されまして、補助金におきましても1,000万から1,700万円に増額されてきたものであります。市民の強いニーズの中、市内連絡バスの将来的な計画はどういうふうにお考えになっているのか、お伺いいたします。さらに南平地域の住民の方もバスを運行させてほしいという強い、強い願望もあるところでありますので、高幡不動駅より、南平を経由して平山城址公園へのバスの運行についてのお考えをお伺いいたします。以上４点につきまして、御答弁よろしくお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　それでは放置自転車につきまして、その後南平周辺の進捗状況はどうかということでございます。南平周辺の自転車の駐車場につきましては、63年度で予算化しております。その設置数は３カ所を予定いたしております。南平の７の５の６、それから南平の６の14の１、南平の７の22の29というぐあいに、一応これの整備を進めます。

なお設置状況でございますけれども、現在まで３カ所ございました。これは590台、これは３カ所、ここで63年度で設置いたしますので、1,020台ぐらいの収容が確保されるだろうというぐあいに考えております。

それから南平駅の北側の利用度の悪いところ、これが自動車の駐車場になって、駐輪場と自転車ではなくて、自動車の駐車場になっているではないかと、これを今後何とか改良する考えはないかということでございます。その、今一つの御提案として、都営住宅から現在あります駐輪場の方に狭くてもいいけれども、生活道路程度の道路をつくったらどうだという御提案でございます。これは貴重な御提案でございますので、早速検討させていただきたいというぐあいに考えております。

それから道路の状況、特に霞堤等につきまして、非常に危険であるというお話でございます。これにつきましては南平駅の周辺地区整備計画策定調査というものを、昭和63年本年度でございますけれども、都市整備部で実施される予定でございます。地区の現況、将来的な位置づけや、これ等の調査・検討の中で、ひとつ私の方もそれとタイアップして考えてまいりたいというぐあいに考えております。

特に霞堤等につきましては、これは京浜との関係もございますけれども、京浜も非常にこれについては関心を持っております。市の方に、いろいろと資料の要求等を行ってきておりますので、市としましても京浜工事事務所とよく話し合いをしながら、対処していきたいというぐあいに考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　３点目のダイクマの出店に関しての御質問でございますけども、これについての交通問題でございますけども、出店側の説明によりますと大幅な車の増が見込まれるわけでございますけども、出店側といたしましては駐車場の配備を確保すると、約460台の駐車場を準備するということになっております。

それから車両の誘導方法でございますけども、誘導員、いわゆるガードマンを随所に配置しまして、交通渋滞のないように、また交通の安全を確保するように、そのような対策をとるという状況になっております。以上です。

○生活環境部長（藤波竜徳君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　４点目の問題につきまして、お答えしたいと思います。

一つはバスの不便地域の問題でございます、非常に私の方もバス問題については、苦慮しているところでございますが、前回も馬場議員さんから、また他の議員さんからもいろいろ不便地域の解消の問題を再度御質問の中で、また要望の中で言われているわけでございます。南平の地域につきましては、当然不便地域であるということも認識しているわけでございますが、一つの方法として、現在京王が百草の車庫から高幡不動の駅まで来ているわけでございますので、その路線に、京王線に沿った延長を平山城址公園までどうかというような交渉の経過もあるわけでございます。しかし原則的には車庫から高幡不動に来る、まあ空車ではということで高幡不動までの運行をしているということで、それ以上の延長は鉄道との並行はしないというような実態があります。しかしいずれにしても今御提案の８往復の問題もあるわけでございます。市内連絡バスの８往復を、５月の21日からやっているわけでございます。しかしこの問題をどう不便地域に解消していくかというような問題も残っておりますが、今後の問題としては他の場所とも含んで検討していきたいというふうに思います。きのうの紙面上にも路線バスに補助金をというような形で、かなり各紙がこの市民の足の確保の問題での補助金の問題が取り上げられております。そういった部分も含みながら、検討していきたいというふうに思います。

なお将来計画につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全体の不便地域の解消にできるだけ努力していくという姿勢で、私どもの方も進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

バス路線につきましては、なかなか難しい問題でございますけど、やはり不便地域については、何らかの対策も考えていただきたいところであります。特に部長の御答弁の中にも京王線との並行にしている部分については、どうも京王線が京王帝都じゃ難色的な部分もあるようなんですけど、実質的に南平の地域の人たちは、南平の駅に歩いていったり、また高幡不動の駅に歩くなり、大変な思いをしながら京王線の駅まで出ておるわけでありますので、そこに運行並行な形の中でバスが運行されてもちょうど大きな経営的な部分にマイナスの要因がかかるような感じは受けないんじゃないかとは推測はして

いるんですけど、その辺もこれから行政におきましてももう少し詰めた形の中で本当にほぼ並行なり、ないしは変形並行なりにしても、実質的には京王にデメリットが出ないんだというような部分をもう少し研究をしながら、やっぱり将来的には京王に折衝していくものがありませんと、なかなか空白地域がそのままついてしまうということにもなりかねませんので、その辺をもう少し対応の仕方に本腰を入れた形の中で対応を考えていただきたいところであります。

さらに３点目のダイクマ出店がもしされた場合、その辺の自動車対策はこれは地域住民としては大変な問題でありますので、もう少し行政としても状況を深刻にとめながら、対応をしていただきたいと思うんです。特に北野街道は幅員も狭いですし、右折・左折といろんな部分が絡みますと、相当渋滞するでありましょうから、渋滞しますとどうしても浅川の左岸の方に車が迂回をしていったり、また山際の狭隘部分の生活道路に入るなりしていくことは目に見えてくるわけでございますけれども、そうしますとなかなかすれ違う場所も難しい地域もありますし、また南平地域に不慣れの方が車で入ってきますと、ますますそこで渋滞、もしくはトラブルのもとになりまして、場合によればそこで交通事故の発生ということも十分出てきますので、この辺を何らか行政におきましても対応策を考えていただきたいし、またもしダイクマが出店するようなことであれば、それなりの部分についてもダイクマで整備・促進もできるようにお願いも続けながら、対策を講じていただきたいところであります。

それから第２点目の狭隘道路につきましても、確かに霞堤のところのＶ型につきましても、南平地域の調査も踏まえてということもわかるんですけど、実質的にあそこは非常に不便を感じまして、また平山橋の方から左岸の堤防沿いに南平方面に車両が来まして、霞堤のところから今度は一番橋に渡る間につきましては、ほぼＵターンの状況の中で、切り返しをしなきゃいけないという状況で、どうしてもあの部分がネックになっておりますので、非常にあの辺につきましては何か早急な対策なり、何か方法を講じませんと、今後いろんな部分が支障が深まってくるだけでありまして、ましてダイクマという問題が出てきました場合はあそこは大変な、日常の生活の中でもネックになっておりますから、さらにそれに輪をかけた形になりますので、駅周辺が大混雑ということも考えられますので、この辺は早急な形の中で、南平地域の調査を待たずにして何か方法、策を検討していただきたいし、また建設省の霞堤の部分の橋かけにつきましても、なかなか一向に現状としては、私も57年当時からお願いしているんですが、なかなか難しさもありますし、浅川の整備計画の位置づけなんかもあるでしょうし、何か今度につきまして特別な部分等をとらえながらしていただきたいなと思うんです。また将来的には豊田の南口の区画整理事業の中におきまして、その人道橋の走る計画もありますので、できればその辺の位置づけについても多少早めながら、何か部分的な対策を考えるなり何か行政の皆さんに知恵をしぼっていただきながら、対策も考えていただきたいということでありますので、ひとつその辺もよろしくお願いいたします。

それから南平の北側の自転車置き場につきましても、実質的には車の駐車場になっておるのが現状であります。何か富士見学園ですかのグラウンドの部分の一部通過なり、何なりを早急にお願いをしながら、何か対策をしていただければ、その部分につきましても自転車駐輪場としての十分活用も、活性化といいますか、活用もされてまいりますので、その辺も早急な形の中で対応策をお願いいたします。何か今の再質問というか、今の中で何か御答弁があれば、お願いします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　答弁ありますか。

市長。

○市長（森田喜美男君）　　南平のいろいろな交通事情を中心として御指摘をいただきました。地区計画をことし立てようということにいたしておりますことと、今指摘をされております事柄について、適切な対応もしなければなりません。かなり問題のあるところにまた大きい負荷が加わるというふうにも思いますので、その対策をどうすることが一番可能であるかということもあわせ考えて、対応いたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　　以上で終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって７の２、南平地域の交通対策についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時19分　休憩

午後４時48分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問８の１、日野市地域防災計画に米軍横田基地の核事故は想定しているかの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番　竹ノ上武俊君登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　一般質問を行わせていただきます。あらかじめ通告してございました日野市地域防災計画に米軍横田基地の核事故は想定しているか、こういう題で質問をさせていただきます。

このタイトルをお聞きいただいた中で、私が米軍の日本への核の持ち込みを認めたというふうに思われる方はないかもしれませんけれども、当然そういうことを認めている立場から質問するものではございません。またアメリカ・米軍の核兵器事故の問題を一地方自治体の防災計画の枠内に閉じ込めて質問をしようと、そういう立場から行うものでももちろんございません。この際一般質問を通じまして、市民の皆さんや市長や、また市の職員の皆さんに、米空軍横田基地の実態を知ろうとしてもらいたい、実態をつかもうとしてもらいたいという願いから質問するわけであります。

日野市の地域防災計画とはどんなものか、既に皆さん御承知のことと思います。議員にもその全文書が配付されております。三つの部、44編、143章からなる計画書でございます。この日野市の計画は国の災害基本法のもとにでき上がったものでございます。国の災害基本法というのはどういうものかという点を若干条文を読みまして、御紹介いたしたいと思います。第１条にはこの法律は国土並びに国民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し国・地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともにということで、目的が詳しく書いてございます。そして定義のところで、第２条でございます、この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるとなっております。一つ、災害・暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他の異常な自然現象、または大規模な火事、若しくは爆発、その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により、生ずる被害を言うとなっているわけでございます。

そして国の責務が第３条に出ております。国は国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能のすべてを挙げて防災に関し、万全の措置を講ずる責務を有する。

第５条には市町村の責務がございます。政府と同じような立場で、市町村にも住民に対して同じような責務を義務づけているわけでございます。この国の災害基本法のもとに、日野市の防災計画もできたものというふうに思います。計画書の中にもそういうふうにうたってあるわけでございます。

ここでこの災害基本法にいう、あるいは日野市の防災計画にいう国民の生命・身体及び財産を災害から守ろうとするならば、現にわが国に存在すると言われている米軍の核兵器の事故、核兵器の事故ある場合は自然の災害をはるかに超える規模に達するわけでございます。これを想定するのが当然ではないでしょうか。

それでは今米空軍横田基地はどんな状況で存在しているか、簡潔にその実態を述べてみたいと思います。歴史的に横田基地の動きを見ますと、日本国民にとって、また私たち日野市民にとって、極めて危険な状況が迫っていることが実感できるわけでございます。そもそも御承知のように、1952年の４月28日サンフランシスコ条約が締結・発効をいたしました。この第６条にはどう書いてあるかと申しますと、連合国のすべての占領軍は速やかに、少なくとも90日以内に撤退すべしというふうに明示されているのでございます。したがいまして日本における米軍も90日以内に撤退するのが、サンフランシスコ条約の本旨にかなったわけでございます。ところが多くの国民の反対にもかかわらず残念ながら、同時に結ばれました日米安保条約によりまして、その第６条によりまして米軍の日本駐留が認められたわけでございます。そしてまた米軍の日本駐留については、同じく締結された地位協定によりまして、米軍のさまざまな行動の自由を保障してしまう、こういうことになってしまいました。こうした中で日本国内には米軍の基地が今105カ所あるわけでございます。そしてその中で横田基地は御承知のように在日米軍司令部、そして第５空軍司令部が存在する105カ所の基地の中でも最もアメリカにとって重要な基地となっております。このほかに有名なところとしては三沢基地、横須賀の基地、佐世保、そして沖縄の嘉手納、こういうところなどがあるわけでございます。この米空軍と連動いたしまして、自衛隊の基地も現在2,821カ所になってきております。この在日米軍基地の位置づけについては、アメリカ自身はどういうふうに見ているか。1970年のジョンソン米国務次官の言明がございます。第一義的には日本の直接防衛のためではなく、その周辺地域のために日本にいると。日本の安全とは全く無縁であることを、アメリカの高官自身が明らかにいたしているわけでございます。そして途中簡略にいたしまして、主な経過だけを申し上げたいと思います。

1981年レーガン政権が出てまいりました。レーガン政権は強いアメリカの再生をうたっ

て誕生してきたわけでございます。レーガン政権のことを一言で言えば、どういう政権であるか、ニューヨークタイムズのムーアという記者が密着取材をしたということで、かつて論評したことがあるわけです。今までの大統領は核戦争を準備すると、そういう段階で政治行動を行ってきた。レーガンがただ一つ違う点は、核戦争を本当に戦い、勝利することを考えている。こういうふうにアメリカの記者も表現をしております。全くそのとおりでございましたので、アメリカの反核の世論もますます高まったのは、レーガン誕生以後でございます。

そして1988年度のアメリカの国防報告書ではどう言っているか。今まで各個撃破政策・同時多発戦略、こういうことをいろいろと繰り返してきたアメリカでございます。これを今度の国防報告書では明確に海洋戦略というものに表現をいたしまして、位置づけてきております。これは核戦争の突入経過、そのものずばりの内容になってきているわけでございます。この海洋戦略というのは、日本の安全を考えているところは全然ございません。ソ連を挑発し、あるいはソ連と事を争う、そのときに日本を巻き込む、こういうような内容になっているわけでございます。そしてこういう海洋戦略の進展の中で、日本の国にシーレーンの防衛を押しつけました。また最近では有事来援研究というのを日本などに押しつけてきております。この有事来援研究というのは、言葉どおりに読みますと、事があったときにアメリカが日本を助けに来てくれる、そのことを研究するというふうに国民は感じてしまうかもしれません。ところがこれもアメリカの第９在日米陸軍司令官が明言をいたしております。アジアで戦争をするときに、アメリカの装備、事前配備、弾薬の管理・輸送、そして武器その他の供給、こういうことを日米共同作戦によって輸送においても、補給するにおいても、直接米軍が行動するがそれに日本の自衛隊がどう手伝ってくれるかということを研究するということになっております。大まかにいって今アメリカがこういう動きの中で、新聞紙上でも御承知のように次々と核兵器に関する事実が日本国内に迫ってきたわけでございます。空母ミッドウェーが横須賀港で大改造が行われました。核積載化の戦闘機を大量に積んで、戦争ができるためでございます。この空母ミッドウェーはフィリピンの政争であったマルコスのあの事変のときには，フィリピンに派遣をされた物騒な空母でございます。また核トマホーク積載原潜が日本に入港するようになってまいりました。そして原潜も毎年数回入港であったものが、去年あたりから30回以上毎年日本に寄港するようになってきたわけでございます。そして戦艦ニュージャージー、これは核トマホークを積んでおります。またソ連などを同時に10カ所撃破できるというエージス艦、これを日本の自衛隊にまで買わせようとして

て押しつけてまいっております。そしてエンタープライズの寄港、カールビンソンの寄港と、原子力空母が次々と日本に寄港するようになってまいりました。こういう中で横田基地などを中心とする日米共同演習、あるいは日米共同訓練が極めてひんぱんに行われるようになってきたわけでございます。レーガン以前には、こういう演習訓練は年に10回、延べ日数40日、動く飛行機は500機程度でございました。ところがレーガン大統領時代になりまして、急速に回数がふえてまいったわけでございます。そして去年は年間16回、72日、2,000機の核兵器搭載可能機も含めた軍事演習が日米共同で行われるに至ったわけでございます。そしてついにこの５月には米第７艦隊の核戦争を指揮することができると言われている旗艦、ブルーリッジが東京港に来る、これを鈴木都知事が認めてしまう、こういうような緊迫した状況にまでなってきております。

そういう中で日本のアメリカに対する軍事協力費も大幅に伸びてきております。それらの結果、マスコミ等でも話題になっておりますように、日本の軍事費が１％枠を突破する。さらに中期防においてはこれが大幅に伸びていくという状況になってきております。ちっとも緊迫していないという不規則発言がございましたが、そういうふうに感じているということは、非常に危険であるわけでございます。今日本国民が、この事態を直視して真剣に判断しなければ、日本の国土と歴史にとって、重大な事態を来すことは明々白々でございます。

それでは横田基地に対する核持ち込みの経過はどういうふうになっているか。毎年チームスピリットという軍事演習が行われております。この軍事演習には、私が一般質問でも何回か取り上げましたように、多数の核搭載機、私たちが日常にも横田基地の横を通過すれば見ることができる、またこの日野市役所の上を毎日のように通過しておりますＣ－５Ａギャラクシーであるとか、Ｆ16こういうものが先ほど申し上げましたような機数において多数参加し、これが日夜横田基地に離着陸しているわけでございます。そしてチームスピリットの演習中に1983年の４月10日には、ついにアスロックという核魚雷が横田基地に据えつけ、持ち込まれたわけでございます。この模様を写真に撮りまして共産党の岩佐恵美議員が国会で政府を追及いたしました。ところがそういうことに関する演習が行われているということを政府は認めたわけでございます。

また核兵器組み立て工場と同じ建物が、横田基地にも建設をされております。それからまた地下には核兵器が爆発してもいいような鋼鉄製のタンクが大規模に建設中でございます。また、横田基地ではございませんけれども、三沢基地ではＦ16の核爆発によっても防御できますように、２メートルの厚いコンクリートの核シェルターの格納庫が建

設されつつあるわけでございます。横田基地にもそのうちそういうものを――これは日本政府の予算です、一つのシェルターが４億円もするそうです。これを思いやり予算でつくってあげる計画が進んでいるわけでございます。

また横田基地には、アダプティーブＨＦと申しまして、核爆発があったときにさまざまな空中の現象が起こりますが、そういう電離層においても交信ができるような通信設備まで建設をされております。そして核爆発があった際に、空中から核戦争を指揮できる米軍の司令官、あるいは大統領クラスが乗って、指揮をすると言われている空飛ぶ指令機というのもこの一，二年で横田基地に飛来するようになったわけでございます。

またジャイアント・トーク・ステーション、こういう位置づけも横田基地にできてまいりました。日本全体の核基地を横田基地から指揮できる設備でございます。またそのほかさまざまな核戦争に備えました通信施設が横田基地を中心に張りめぐらされることになってきたわけでございます。

今申し上げましたようなことはマスコミ等も取り上げたりして、まさにだれから考えても国民から見れば、既定の事実として見られている状況にございます。そういう事実を証明する証拠書類も出てまいりました。これも私、一般質問で取り上げまして、市長などに質問したことがございます。去年の４月４日、日米核持ち込みの取り決めの文書があった、こういう事実が明らかにされました。秘密文書であったわけでございます。これは今まで核持ち込みについては藤山・マッカーサー口頭了解、それからもう一つ岸・ハーター交換公文というのがあったわけでございますけれども、これ以外に秘密取り決めがあり、これを日本国民に隠していたという事実を日本共産党の調査団がアメリカの国会図書館に行きまして、発見をし、これを国会などでも取り上げた次第でございます。そしてこの事実を証言するライシャワー元駐日大使の証言もございました。しかし当時ライシャワー大使が、元大使であったために、政府はそれを軽視しておりましたけれども、日本共産党のこの文書の発見によりまして、ライシャワーが日本には核兵器をトランジットしている、持ち込んでいるという発言が事実であったということが改めて証明をされたわけでございます。

横田基地へ核兵器を積みおろししている、日本の上空を核兵器を積んだまま、飛行している、こういう証言はアメリカ兵からも次々とありました。ことしもこの４月発売の「航空ファン」の別冊に、そういう手記が出ております。これは横田基地、そしてジョンソン基地、埼玉県の基地に勤務していたアメリカ兵が、手記を書いたものでございますので、ぜひこの資料なども見て、真実の危険性を認識をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

今申し上げましたような状況の中で横田基地に核兵器が貯蔵されているという疑いが99％どころか、100％確実性がある状況になってきております。私はそういう状況の中で、日野市民の皆さんが絶えず不安な気持ちを抱いていらっしゃる、そういうことも含めまして、日野市の防災計画というものを検討してみる必要があるのではないかと思いまして、一般質問を行ったわけでございます。

この核爆発、それから核兵器の爆発による火災、この被害のことを日野市の地域防災計画に入れますと、これは大変なことになってくるわけでございます。（「お手上げだよ」と呼ぶ者あり）日野市の防災計画には、第２部第２章では放射線の保安計画というのもございます。ねらいは――確かに危険があるかもしれません。日野５社など、そういう企業の放射の使用についていろいろと立ち入り検査などをしなければいけないということになっているわけでございます。これもする必要があるかとは思いますけれども、私はこれ以上の問題が横田基地の核兵器存在の問題ではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。

そういう点から地域防災計画を見直しますと、大変でございます。防災知識の普及計画というのもあります。したがいまして、横田基地の危険についても、さまざま絶えず日野広報等で日野市民に防災知識の普及をしなければいけないということになってまいるわけでございます。

それから災害応急対策市機材の備蓄、核爆発事故に備えて、こういうことを本当に市なりが責任を持って行うということになったら、どういう防災計画になっていくのか。災害救助法の適用、こういうことも想像に絶するものがあります。救助・救急活動の計画、この日野市の防災計画では本当に不安な現実であるわけでございます。避難計画というのもございます。核爆発のときにどのようなふうにして避難すればよいのか。また議会で言いにくい言葉ですけれども、死体の捜索・処理、埋葬計画などというものまで決まっております。想像に絶する時代が予測されるわけでございます。警備計画、あるいはまた教育委員会にも任務がございます。きょうは教育委員会には質問は申し上げません。応急教育計画というのがありまして、絶えず核兵器のこの危険性について教育委員会は、市立小中学校に教育をしなければいけない。社会教育をしなければいけない、こういうことになっていくわけでございます。さらにたくさんございますけれども、こういうふうにして日野市の地域防災計画と横田基地の核兵器事故の想定を絡めて考えた場合、非常に私は重大な問題になっていくというふうに思うわけでございます。

横田基地の核兵器の中身は今どういうふうになっているか、この問題もございます。最近核兵器が小型化をされてまいっております。以前は旧型は広島の原爆の100倍前後というような核弾道など搭載をいたしておりました。最近のアメリカの核弾道を積んだ全世界に配置されているもの、あるいはソ連のもの、こういうものは小型化をされまして、高性能の火薬にいたしますと、一発20万トン程度、瞬間爆発で壊滅する地域が７キロ程度となってきております。以前は15キロ程度が一瞬にして壊滅する地域というふうになっていたわけでございます。核兵器は決して安全ではございません。例えばたくさんの事故が起こっておりますけれども、1961年にもすでにあの沖縄に飛来してまいりますＢ52、これが墜落事故を起こしました。しかし幸いにこのときは核兵器に六重の安全装置がついていて、五重目までが破壊をされたけれども、六重目が残っていて、核爆発に至らなかったというわけでございます。このような似たような事故が次々と世界じゅうで起こっている現状にあるわけで、いつなんどき横田基地において、あるいは日野市上空において、核事故がないということは言えないわけでございます。そういう立場から私は日野市長並びに担当部長、または全職員の皆さんが横田基地に深い関心を払っていただいて、さまざまな対策をとっていただきたく、具体的に質問を申し上げます。

第一問は、タイトルにもございますように日野市の防災計画には、この横田基地の核兵器の存在、あるいは核事故、こういうものを想定をしているかどうかということでございます。そして日野市の最北端の地点は、横田基地の最南端の地点から、大体何キロ離れているか、測定をしたことがあるかどうか。その辺によって担当部の――私は真剣味もわかるのではないかと思うわけでございます。この何キロ離れているかということは具体的な文書では通告しておりませんので、常識的な範囲でお答えいただければ結構でございます。

第２問は通告にございましたようにガラッと内容が変わりますけれども、公害――この防災計画の中でうたわれております件について１件だけ、質問をいたします。それはこの計画書の81ページにございます日野市の――これは自然災害という意味合いが強いかと思いますけれども、災害危険区域に関する調査を、毎年12月末までに公害防災課で報告するということになっております。例えば去年の日野市の災害危険区域の実態調査の内容は、どういうふうになっていたか。また防災に関する調査・研究などもすることになっております。最近程久保地域を中心にして、建築開発技術が進み、宅地の地価が上がってまいりましたために、宅地造成が急速に広がっているわけでございます。こういう斜面地における防災、こういう点での調査・研究などはどのように進んでいるか、

２点目に質問をいたします。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　ただいまの御質問にお答えいたしたいと存じます。

まず第一点目でございますけども、防災計画の中で核の事故を想定しているかという御質問でございますけども、日野市の地域防災計画の中では、災害の類型といいますか、形をその原因によりまして二つに分けております。一つの類型といたしましては、風水害や地震などの自然現象によるものでございますし、第２の類型は火災、それから爆発物等の人為的な原因によるものとされております。これらの災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、市は災害対策本部を設置をすることになっておりますけども、横田基地の核の事故につきましては、想定はいたしておりません。まあ大型の火災、それから爆発物等でございますけども、これらについては大型の普通の火災でございます。したがって先ほども言いましたとおり、核の事故の想定はしていないということでございます。

それから横田基地への距離の問題でございますけども、大体15キロぐらいではないかなと、このように考えております。

それから第二点目でございますけども、防災計画の中では災害の危険地域に関する調査ということがございます。その一つでございますけども、浸水、それから冠水の恐れがある地域でございますけども、日野市には多摩川と浅川という１級河川があるわけでございます。これが市内を貫通しておりますけども、また農業用水が縦横に流れているということで、出水時には十分な警戒を必要とするところでございます。

大きな河川といたしまして多摩川、浅川に関しましては、毎年この６月でございますけども、出水時を前にいたしまして、これらの河川の危険度の高いところを、建設省の京浜工事事務所、それから消防署、消防団との合同の巡視を行っております。ことしは６月の23日から、24日にかけてと29日にかけ、３日間にかけまして、巡視をする予定になっております。そういうふうにいたしまして、台風時のときにおきます警戒個所の確認をすることになっております。

またこれらの視察によりまして、危険度の高い場所を、63年度につきましては西平山の場所でございますけども、堤防の補強工事をするということにもなっております。

それから地滑り、それから崖崩れ等の恐れがある地域、特に開発行為等でこういった場所がございますけども、これにつきましても毎年市内これらの危険個所に対しまして、

東京都の多摩西部建築指導課とそれから関係の職員でございますけども、これらは市の公害防災、それから都市計画課の職員、これらとともに、点検をしております。そういたしまして、もし危険な個所がある場合につきましては、その所有者に対しまして、必要な措置をとるように勧告を都の方からしていただいております。ことしもこの６月の13日、きょうでございますけども、この現地の確認の巡視を行っているところでございます。

それから調査・研究ということでございますけども、特に市といたしましてはそこまではまだ進んでおりませんけども、これらにつきましては東京都が精力的に調査・研究をしていただいております。市の場合を申し上げますと、市内の建築物、建物でございますけども、この町々別のデータを出しまして、都へ提供いたしまして、都の被害想定、これはマグニチュード７から８の地震を対象にしたものでございますけども、これらとドッキングをいたしまして、各市の細部の被害想定を割り出してくれると、このようなシステムにもなっております。この想定を各市に情報として返してくれるということになってございます。

なお先ほども申し上げましたとおり、宅地の防災対策ということで、昨年は６件の造成場所につきまして、所有者に対しまして、また造成主に対しまして、勧告をいたしておるところでございます。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　通告をいたしました際から、あらかじめ今のような回答があるということは、予定をしていたわけでございます。今の防災計画は、国自身が核兵器の存在を否定をして、具体的な対策は何ら国民に示していない、地域の防災計画は国の法律に従って、その指導のもとでつくるということになっております。日野市の担当部長が姿勢が悪いということではなくて、これは自民党政府がそういう指導をしているわけでございますので、横田基地が近い日野市といえどもそういうことを想定しておりますという答弁はできないだろう、そういうふうに私は推測をいたすわけでございます。

しかし横田基地と日野市の最短距離が15キロ程度というのは、ちょっと遠目に測っていらっしゃるんではないかというふうに考えるわけでございます。まだ新任の部長でございますので、今まで日野市のクリーン作戦のために一生懸命であったと思いますけれども、直線距離ではどうかということが核兵器の事故では重要でございますので、ぜひ御調査いただきたいと思うわけです。私は地図上で測定をいたしますと、福生のあの横田基地の滑走路がずっと延びましてきまして、基地のはずれたところから、日野市のはずれ、ここを地図上で目測いたしますと、６キロぐらいに見えるんですね。６キロぐらいに見えるわけでございます。したがいまして、どのような小さな核兵器の事故が起こっても、日野市は瞬間壊滅地域に入るということが言えるのではないかと思うわけです。私は日野市の担当の方々が、まずそういうことから調査をするということも核兵器事故に対して関心を持ち、ひいては核兵器の撤去に日野市や市民が立ち向かっていく、そういうスタートになるのではないかと思います。そういう意味で、核兵器を望んでいる市民は１人もいないわけでございますので、日野市が積極的に横田基地の実態について調査をしていただくことを強く期待をいたしているわけでございます。

すでに、例えば神奈川県はその努力を始めたようでございます。これは神奈川県でございますけれども、５月の新聞記事に出ておりました。神奈川県は横須賀基地を抱えている。ここに原子力潜水艦が入ってきて原子炉がしょっちゅう港に浮いているわけでございます。神奈川県は現行の防災計画の一部を見直そうと、この改定作業を進めたが、政府の厚い壁で今作業が暗礁に乗り上げていると、こう報道されております。しかし県の防災消防課、こういう直接の担当のところは、さまざまな努力・研究をして、62年度までに調査の概要をまとめ、63年度改定ということを目指して努力してきている。今後どういうふうにこれが展開するかわかりませんけれども、県段階では神奈川県がそういうところに着目をして、作業を始めているわけでございます。そういう状況にございますので、私は横田基地から数キロしか離れていないこの日野市の地方自治体としても、重要な関心を持って横田基地の核兵器の存在の実態、こういうものをつかむ努力をしていただきたいというふうに考えるわけでございます。

すでに私ども日本人は無視されておりますけれども、横田基地では毎年ブロークン・アローという名前で、核兵器の事故を想定した米軍人等の防災訓練が行われているわけでございます。これも事実として、共産党の国会での追及で、政府が認めたものでございます。核兵器の事故を想定した演習を米軍人、あるいはその関連家族等も含まれると思いますが、行われているということは、核兵器があるということを予測しないわけにはいかないわけでございます。アメリカ兵だけが生き残って、我々が全滅するというようなことは、もちろん人道上も現実的にも許すことができない問題でありますので、あらゆる観点から私は日野市が横田基地に乗り込んで、実地検証するぐらいの私は制度、そういうものを見出すための努力をしていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

この点についてはひとつ市長から最後に御答弁をいただければと思います。もし日野

市がその気になってやれば、日野市の平和団体、あるいは日野市民がこぞって、私は日野の市に対して協力をし、力添えをすると、そういうふうに確信を持っているものでございます。

次に日野市の防災関係の調査・研究の問題でございます。去年は具体的には宅地造成等で６件の勧告があったということでございます。日野市の公害防災の関係の職員の数も大変少ないわけでございます。この方々がアメリカ軍の飛行機の騒音の調査なんかもする、さまざまな公害問題も扱う、こういう中でさらに徹底的な危険地域の調査・研究をせよということを要求しても、実際には困難な点はあろうかと思います。しかし幾ら開発が進み、建築技術が進みましても、あの程久保、七生地域の丘陵の斜面というものはさまざまな形で私は危険性をはらんでいると言わざるをえないと思います。そういう点で、――去年は６件勧告をされたということでございますけれども、これを本格的に東京都や日野市が調査をすれば、もっともっといろいろな事態が予測されるというふうに思うわけでございます。そういう点ではさらに予算措置その他もとりまして、年１回、数日間調査をするだけではなく、もっともっと日野市の防災上の実態を特に丘陵・斜面地帯、こういうところにスポットを当てて、対策を立てていただきたいというふうに思うわけです。私も浅川、多摩川の雨水期の増水状況についてはときどき車でございますけれども、見て回ることがございます。万全だとは申しませんけれども、なかなか今護岸工事がよくなってきておりまして、「うん」となかなか、だんだん十分になってきたなという感じが、日野市の河川についてはする状況が見えます。しかしこの丘陵地帯の事故というのは、今まで何件か起こっておりますけれども、何せ急に宅地造成が進んできたわけでございます。今まで建築協定や、開発の協定について日野市が断り続けていた地域も数年、十年とたって、次々と許可をされまして、前にも一般質問で取り上げましたように、自然の樹木が生えていた地帯はほとんどもうなくなって、住宅・マンション・アパート等になってしまったというのが実態にありますので、特段に力を入れて調査をしていただけるかどうか、再質問をいたしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　再質問について答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　　後段の件でございますけども、たしかに市内の中には災害の個所が大変多いわけでございます。崖崩れ等の事故も今までに何回かございます。そういった中で、できる限りの状況を調査いたしまして、それなりの対応をしたいと、このように考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　質問を聞いておりまして、どうお答えすべきかちょっと困っております。我々の自治体防災計画というのは、経験的にあるいは今日の科学の類推のできる範囲を対象としておるということでありまして、全く予測以外のまたあり得ないというふうに信ずる以外にはないような領域まで防災の対応をするということは、能力的にも全く不可能であります。したがって、核兵器等の事故に関しましては、国内の各自治体とともに、その廃絶の願いと、それから平和であってほしいという願望を持って、平和都市宣言等を行っておる。そして世界の自治体に連帯をして、大きい世界的世論にしようと、そういうことが、自治体の発想する範囲でありまして、超史上といいますか、考えられないことに対応してどうするかということは、不可能というふうに言わざるを得ません。したがってあり得ないことではありますが、そのあり得ないことをよりあり得なくするためのそれが一番のなし得る対応だろうと、こういうふうに考えております。したがいまして、具体的なお答えはできないわけでありますけど、なおそういう日本の非核三原則、あるいは核兵器の将来廃絶という方向にのみ、運動の可能性を用意をすると、こういうことであります。

近ごろ一番あり得る可能性の中の原子力発電の事故という、ソ連が一昨年経験をしたチェルノブイリの事故、これらに対しては、これはいわゆる原子力装置が存在するということですから、これに対しては科学の想定できる範囲、それから人知の類推できる範囲として取り組むべき大きい課題であろうと、このようには感じております。まあ私のお答えし得る能力としては、その程度でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　　最初に部長から答弁がございました点につきましては、さらなる努力をお願いするわけでございます。毎年６月下旬にでしょうかね、そういう市内の調査を東京都などと一緒に行うということでございました。災害が起こってからでは間に合いませんので、６月定例会で取り上げましたけれども、台風等が来る前に徹底的な調査をしていただいて、指摘すべきところは大胆に開発業者に対しても、また住民の方に対しても勧告などをして、私は対策を進めていただきたい、いただくべきである、こういうふうに考える次第でございます。

市長の答弁でございますが、まあこれも無理からぬ答弁ではないかというふうにも思うわけでございます。それで市長がおっしゃったように、世論の力で、核兵器がありとすればそれを撤去させていく、核兵器の廃絶を一刻も早く実現をしていく、これは正論

であるというふうに私は思います。

私も冒頭申し上げましたように、この横田基地の核兵器の存在の問題や、事故の問題を防災計画の範疇に入れて論じようということで、今回取り上げたわけではございません。しかし神奈川県が例えば行ったこの防災計画に、原子力潜水艦の災害の問題を取り入れようとした問題、神奈川県では放射性物資の方に原潜・原発事故を明示し、その具体的な対策を示すという方針を立てて、いろいろ作業を進めたところが政府の厚い壁に阻まれた。米軍の軍事機密に阻まれたというものでございます。そしてその発端になったのは、アメリカのスリーマイルの原発事故、ソ連のチェルノブイリの原発事故、そしてさらにはバーミューダ諸島沖で起きたソ連の核ミサイル搭載ヤンキー級原潜の沈没事故、こういうのがあったわけでございます。こういうことから横須賀基地を持つ神奈川県が防災計画に具体的に組み入れようとしたわけでございます。しかしもちろん原子炉の爆発も大変なことが予測されます。核兵器も同じ理由によって、核爆発は行われるわけでございます。御承知のように原子の核の分裂反応によって、エネルギーを発生させて行うのが一方は原子力発電であり、一方は原子爆弾、核兵器と、こういうふうになるわけであります。使う材料も原子力発電の場合は天然ウランとか濃縮ウラン、プルトニウム、そういうものを使っていきます。もちろん原子力発電も危険です。例えば100万キロワットの発電をするには、広島級の原爆の約３倍の死の灰が排出をされるという計算になっております。私たち日本共産党は、使用済み燃料の問題、あるいはその燃料の再処理の問題、あるいは再処理から生まれるプルトニウムのプラトンニュームが核兵器の原材料として使われる。こういう点に着目をして戦後一貫して原子力発電の問題についての政策を出し、安全の点と原子力の平和利用の点と統一して、さまざまな運動を今日に至るまで活発に続けてきているわけでございます。ところが核兵器の方は、すでに広島で我々被爆をした経験を最初といたしまして、日本国民がさまざまな形で核兵器の被害を受けてきております。そして世界でも核実験等の被害が次々と顕著になってきているわけでございます。より以上に危険な核兵器が横田基地にあるということが、方々から指摘されている今日でございますので、市長の苦悩は察しますけれども、今政府が核持ち込みはない、アメリカが言うことを信じております。そういう状況にある中にあって、私は日本国民の運動として、日野市など横田基地関連の地方自治体が率先して、基地の中に立ち入り調査を求める、この戦いを起こすことが、市長がかねがね目指しておられます核兵器廃絶の世論を高める、その上でも大きな力になり、行動になり、運動に灯をともすことになる。こういうふうに確信をしているわけでございます。そういう意

味でひとつ今後勇気を持って、関連自治体とも手をつないで、この問題に取り組んでいただくよう本日は要望をしておきたいと思います。また機会がありましたら、この問題について取り上げてまいるつもりでございますので、ひとつ担当の部も含めまして、関連市町村も調査をしていただきまして、対策を進めていただくように心から願うわけでございます。

最後に若干の意見を申し上げておきたいと思います。それは本定例会におきまして、あるいはただいまの一般質問におきまして、日本共産党の見解に関する部分で大変な誤解を市民に与える発言などがございましたので、時間をいただきまして、若干正確な発言をいたしまして、市民の皆さんの御理解、また市長なり市職員の皆さんの御理解を得たいと、こういうふうに考えているわけでございます。

最初に間接税の問題についてでございます。自民党の発言の中には、新型間接税は軍事費などには使わない、こういうような日野市議会における発言がございました。ところが自民党の政策をつくる責任者とも言える渡辺自民政調会長が、大型間接税は米国並み軍備のためというような趣旨のことを本に発表されているわけでございます。これは読売国際経済懇話会というところで、講演があったものを「ＴＨＩＳ　ＩＳ」という雑誌の６月号に収録をされているわけでございます。全文は紹介できませんけれども、その一部が新聞に発表されました。防衛費が今後減っていくことにはなりません。アメリカといろいろ約束をしておりますので、今後防衛費を伸ばしていかなければいけませんと、堂々と渡辺氏はおっしゃっているわけでございます。そして軍事費などが、あるいはＯＤＡ、戦略的なアメリカに加担するための海外援助でございます。こういうＯＤＡなどのふえる部分の方が多いと、財源をどこに求めるかというふうに、講演会で質問があったそうでございます。それに対して渡辺自民政調会長が、やはり間接税というものをもう少し重視したらどうなんだという議論が出てくるのも当然のことだというふうに答弁いたしまして、るるこれが軍事費の財源不足を補う点でも間接税を実行するんだということを、公式の場で発言されておりますので、一つの例証としてここで私は発言をしておきたいと思います。

次に日本共産党の上田副委員長の国会での発言をインチキ呼ばわりする発言もございました。４月７日、国会で上田耕一郎副委員長が質問を行っております。そのときに日本の軍事費が米ソに次いで世界第３位となっているということを詳細に上田副委員長は立証して質問をしたわけでございます。しかも引用をしたのは、アメリカのヘイズ米太平洋司令官が３月15日の米上院軍事委員会で証言した内容を引用しております。最近の

１ドル128円の為替レートで、給与と年金計画を含めれば、日本の防衛予算は今やイギリス、フランス、西ドイツを超えていると、こういうふうにヘイズ司令官が証言したわけでございます。これをもとにして海上警備費、軍人恩給などを含むＮＡＴＯ並みの計算をして、軍事費を割り出し、国会で取り上げまして、日本の軍事費が世界第３位であることを発表しました。西ドイツが337億ドルでしょうかね、単位については若干あれがあるかもしれませんが、日本がこれを超えて360という計算になりますので、米ソに次いで日本が第３位、そのほかさまざまな計算方法９通り示しまして、上田副委員長は日本の軍事費が世界第３位に達していることを立証しつつ、質問したのでございますので、そのことをひとつ明らかにしておきたいと思います。

また自民党の発言では共産党が勝手に税制協に入っていないという趣旨の発言がございました。これは国会並びにテレビ討論会等でも日本共産党が公表しておりますのが、真実でございます。日本共産党は議長あっせん案が確かに直接税・間接税の比率を訂正しましょうという趣旨であったために、このあっせん案には反対をいたしました。しかし税制協が密室協議にならないため、公開の席で、議会制民主主義にのっとって行われんがために、税制協自身には議長あっせんは反対であるけれども、加入する申し出を行ったわけでございます。国会の議運、その他におきまして、話し合いが行われた際、自民党は共産党の加入を認めたけれども、ほかの党などが反対して話が合わず、共産党が排除されるというのが、真実と報道されているとおりでございますので、そのとおりに御判断をいただきたいと思います。例え趣旨がどうであろうと、国会の政治の機関がもし設置される場合には、あるいは政党同士の協議団体が設置される際には、日本共産党は堂々と加入して、正論を述べて言論の場で戦っていく。これが方針であります。

最後に憲法五原則の問題でございます。日本共産党は、憲法五原則ということを確かに1974年から、そういう言葉を使っております。これは戦後一貫して、憲法の草案を提案したときから、憲法の中に盛り込まれる民主的条項といたしまして、五原則と言われるものを提案をいたしてまいっておりますが、言葉として正式に使い出したのは、1974年以来ということになっているわけでございます。それには根拠があるし、森田市長がここで答弁されたことと全く共産党の見解も一致をしているわけでございます。憲法前文にある国民主権と国家主権、これは明々白々の憲法の原則になるわけでございます。恒久平和、基本的人権、これらは憲法学者と言われる学者の皆さんが憲法三原理ということでおっしゃっていることであり、間違いではございません。しかし日本共産党が特に日本国憲法の中で原則として位置づけるにふさわしいということで、議会制民主主義・

地方自治も原則として入れるということで、五原則ということを言っております。

しかしこれはもちろん日本共産党だけの単独の見解ではございません。問題は森田市長もおっしゃったように、私はその憲法の中身がどういうふうに原則がなっているのか、学説がどうであるかというようなことが私は問題ではないと思います。と同様なことをある雑誌で名古屋大学の室井力と呼ぶんでしょうかね、「室井　力」という先生がおっしゃっております。今私の控え室の引き出しの本から見てまいりましたので、書物でもちゃんとあると思いますけれども、この先生がおっしゃっております。日本国憲法の地方自治の問題については、いろいろ学説がある。これについては、地方自治の本旨というものを既定概念、あるいは原則というふうに確立されたものだというふうに言う説もある。固有権説、あるいは承認説、制度的保障説、市民主権説、人民主権説と、いろいろと学説があるそうでございます。しかしもちろん多数の方はこの五原則を肯定するような論説を出して、論を出しておられるそうでございますけれども、五原則という言葉はないにしても、この地方自治を一つの原則とするということが大事である。こういう趣旨のことをこの室井先生もおっしゃっております。こういうことで日本共産党がもちろん単独で五原則を主張しているのではなく、憲法そのものの中に、五原則が、戦後の日本国民、あるいは世界世論の中でかち取った民主的な条項として確立している、こういう点で五原則が存在しているわけでございますので、そういう点で私たちはこの問題を見るべきである。日本共産党と市長との関係を誤解を生むような形で、五原則の学説がどうであるとかこうであるとかというようなことで、共産党の憲法についての主張をゆがめるような発言をされることは、甚だ迷惑でございますので、こういう学者の見解も含めまして、発言をしておきたいと思うのでございます。以上をもちまして、本日の一般質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって８の１、日野市地域防災計画に米軍横田基地の核事故は想定しているかの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時55分　散会

6月15日　水曜日　（第4日）

昭和63年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第26号）

6月15日　水曜日　（第4日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	15番	馬場弘融君
16番	高橋徳次君	17番	旗野行雄君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	中山基昭君
22番	秦　正一君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷　長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

14番　小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	坂本金雄君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	永原照雄君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の３
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

昭和63年６月15日（水）
午前10時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第１

午前10時９分　開議

○議長（市川資信君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員21名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問９の１、用途地域の見直しと市街化区域内農地のありかたについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔25番議員登壇〕

○25番（谷　長一君）　おはようございます。

それでは、通告に従いまして、用途地域の見直しと市街化区域内の農地のありかたについて、質問をいたします。

用途地域の変更につきましては、これは前に広報で知らせてあるように、東京都が昨年の６月に策定したものを基礎にしてつくられた、というふうになっております。

そこで、現下の情勢というのを見ますると、非常に社会事情が急激に変化しまして、高齢化、それから高度情報化、さらには技術化というか、科学技術の変化、それから社会のことも重なって、社会環境というのは大きく変わってきたということは、事実であります。

そこで、用途地域の変更がどのような形でなされたか、ということを見てみますると、このような東京都の指定基準に従いまして、日野市の指定内容というのは、地域の安定や発展に果たした役割等を留意しまして、必要に応じて適切にこの内容が変更なされる、ということであります。

そこで、まとまった素案、見直し作業の予定等を見てみますると、市素案の作成が昭和63年１月になされ、広報に掲載され、住民説明会、日野市都市計画審議会、日野市案を東京都へ提出をし、国、都と調整をし、都案が決定して、都市計画の決定告示ということになるわけでございます。

そこで、この都市計画の決定告示は、来年の３月ということになるわけでありますけれども、今回、見直しをするに当たって、特に留意した点等もたくさんあるんじゃないか、と考えております。

そこで、日野市の都市利用計画等を見てみますると、市街化区域内の面積というのは一体どのくらいあるか、ということと、この調整区域の面積が一体どのくらいあるか、ということもあわせ考えてみると、依然として、前に決められたときと、面積につきましては同じであります。

そこで、先ほど申しました、急激に変化する社会情勢の中におきまして、日野市の果たす役割、これは一体どのようなものなのかということも、やはり考えて行われたということに、私は理解をしているわけでありますけれども、非常に思い切った措置がとられていない、というように感じないわけでもないわけでございます。

どうしてかと申しますと、これらの用途地域の見直しの素案を見ると、見直し箇所、この一覧表というのを見まするとと、第１種住宅専用地域から始まりまして、コード地域に至るまで、53カ所というのは、日野市の都市計画用地等の見直しの素案ということで、見直し箇所の一覧表というのに載っているわけでございます。

そのようなことを踏まえまして、これから日野市が21世紀に向けまして、どのように、よりよく、安全に、しかも利便ある都市として発展していかなければならないか、ということを考えてみると、どうしても用途地域の素案の中に、農地をいかに都市的利用を図りながら取り入れていかなければならないか、ということが必須の条件になる、と私は考えております。そのような観点に立ちまして、今回、質問をさせていただくわけでございます。

そこで、全部で10問でございますけれども、４問までを、ひとつ、先にまとめて質問をいたしたいと思います。

第１問としまして、日野市の目指す都市像、これは「緑と清流と太陽の都市」ということでございます。これは、ただいま申しましたように、社会情勢、経済情勢の変化等を考慮して、自然と人との調和するまちづくりが計画をされ、まさに推進される。この実現を目指しての理想像――理想像じゃなくて、もう実現を目指して、市民が求めているものなんです。そのあたりをよく踏まえて、日野市というのを考えてみると、幸い日野市には、南には丘陵があり、また、その真ん中あたりには浅川が流れ、北には多摩川が流れている。それで、南の方から西を見渡せば、丹沢、それから富士、それから秩父の連峰が見えるという、非常に風景、眺望には恵まれた、よい土地であります。昔から、歴史というのは、私が申すまでもなく、皆さん御存じのとおりに、非常に歴史的、また文化にも恵まれた土地である。私も、日野に生まれてよかった、というふうに、今さらながら考えている、というところであります。それは、皆様方も同様じゃないかと思うんです。

その、住んでよかった、この日野市の土地を、やはり議員の方々が先頭に立ってやっていく。これは、行政とよりよく協力をして、よりよい、しかも安全な、利便のある快適なまちをつくるということではないか、と私は考えております。

そこで、日野市というのを、また、今は人口もやはりあわせ考えてみなければならないということになると、約15万8,000。今は中堅的都市として、健全に発展を遂げ、秩序ある整備が図られている、ということであります。この点につきましては、そこで、この62年度の６月の用途地域等に関する指定方針、並びに指定基準に基づいて、この地域性、土地利用の実情等を考慮して、用途地域の見直し、というふうになったわけでございますけれども、この用途地域の見直しで、基本構想にのっとった、今回のは、新しく出たのを見ますと「緑と文化」というふうになっていますけれども、前のは、「緑と清流と太陽の都市」というふうになっております。その実現を目指して、いかなる努力が払われたかという点が、第１点でございます。

第２点といたしまして、我々を取り巻く社会環境というのは、先ほど申しましたように、急速なる変化を遂げ、まず、言われることは、先ほども申しましたように、高齢化、情報化、科学化、国際化等である、ということを私は自認いたしております。その中におきまして、この「緑と清流と太陽の都市」日野を、これからの今まで申しましたような複雑な社会の中に、これから突入するわけであります。その突入に際しての備え、そうなると、やはりどうしても、ただいま申し上げましたような福祉、または科学技術、産業、国際感覚等の育成とか、または、最後には、どうしても、こみれは世界共通の国民――世界人民が求めている平和ではないか、と思うんです。それらの目標というのを完遂させるために、実現させるために、よりよく充実をさせ、発展させていかなければならない、ということになると、私は非常にこの用途地域の見直しと、市街化区域内のこの中にある農地のあり方というのが、非常に大きな、重大な課題となって浮上してくるのではないか、と思うわけであります。これを解決しなければ、私は21世紀に向けての、行財政と市民が一体になって考えていかなければ、どうしてもこれらの大きな問題、課題は、解決することができないんじゃないかと思うわけです。

それには、一体どうしたらいいか、ということになりますと、この見直し等が行われる中におきまして、一体、市民が、縦覧というような手続はありましたけれども、どのような形で参加したかということも言わなければならない、というふうになるわけであります。

しかし、この中におきまして、土地というものは、つくられるものではなく、または法によって所有権は保護されているわけです。その所有権を保護するには、不断の努力を必要としますけれども、単に不断の努力じゃなくて、これは国民に与えられた権利であると同時に、また、これらを行うという場合におきましても、あくまでも主権在民を

尊重していかなければならないということが、大きな基礎になるのではないか、と思うわけです。その基礎が守られなければ、基本的人権というようなものは、到底私はあり得ない、とこういうふうに考えているものでございます。

そうなると、当然、憲法を市政に反映する日野市でありますので、このような中におきましても、憲法の理念を反映して、しかも実現をさせなければならない、というふうになるのではないでしょうか。それらに向けて、行政と市民一人ひとりが話し合いを基調にいたしまして、確実にこれを、この実現に向かって進んでいかなければならない、ということであります。そのような形で、もし推進していけば、当然、この日野市の目指す都市像、「緑と清流と太陽の都市」というのは、実現をし、私は、21世紀までには、理想ではなくて必ず実現するのではないか、と思うわけでございます。

このような観点に立って考えてみると、それこそ来るべき21世紀は、安全で、快適で、しかも利便な日野市がつくられる、ということになると、市長がおっしゃっておる、ふるさとの我がまちというふうになるのではないか、と思うわけです。そのあたりにつきまして、私は、指導的立場にある行政が、その果たす役割というようなことを考えてみると、２問の、急激に変化する社会情勢は、日野市に対し多様な役割を求めている。そこで、用途地域の見直しに際して、特に配慮された点を、お伺いいたすわけでございます。

それから、第３問としまして、用途地域の変更は、過去、48年と56年に行われたわけであります。用途地域の見直しは、先ほども申しましたように、良好な環境を保全する観点から、この広報を見ますると、最少限度にとどめた、ということになっているわけでございます。その緑と清流を基調にしながら、快適な住空間の確立を目指して、計画的なるまちづくりが推し進められる、ということであります。その中におきまして、土地区画整理事業等も行われ、よりよいまちづくりを実現するための、最も有効なる手段として、今、行われているわけであります。

そのような中におきまして、先ほども申しましたように、市街化区域と調整区域というのは、ほとんど同じ――前のときの、用途地域の見直しをしたときと大差がない。これは、先ほど申しましたように、必要最少限度の範囲内にとどめた、ということになっております。

そこで、私は、この市街化区域が、2,240ヘクタール、調整区域が471ヘクタールで、この中には、多摩川の河川ということで、河川の公園が349というのが含まれていますけれども、全く変化が見られないといってもいいんじゃないか、と思うわけです。

そこで、この市街化区域内の農地の計画的な都市的利用というのが図られていないということで、どうして図られないかということの理由と、市の考え方というのを、第３問として、お伺いするわけでございます。

それから、第４問としまして、62年春より、非常に地価が暴騰されてきております。そのような中におきまして、来年、64年の４月、この用途地域の見直しというのが、確実に行われるわけでございます。

そこで、非常に地価が暴騰した、狂乱といっても、私はよいんじゃないかと思うんです。その中におきまして、幾分の値下がりはしたといいますけれども、今、日野市におきましても、監視区域になっていて、監視ということになると、その届け出をしなければならない。そのような関係で、新聞を見ますと、地価の値下がり等を、監視区域であるがために、価額が一定に押さえられて、高いところでとどまっている、というようなことも、新聞には書いてありました。しかし、依然土地は、地価は異常な高騰といっても、私は差し支えあるまいんじゃないか、と思うわけでございます。

このような中におきまして、行政は一刻もとどまることなく、日野市におきましては、緑と清流を基調とした快適な市民生活を確立するために、一刻もとどまることなく、その実現に目指して、行政は動いているわけでございます。

そのような中におきまして、市民生活の確立、これは公共用地の取得が非常に大きなウエートを占めるわけです。そのためには、大きな財源を必要とし、しかも予算は限られている。そのような中におきまして、いかに財源を有効に駆使して、公共投資を推し進めなければならないか、ということになると、非常に地価の暴騰が大きな障害になって、前途に立ちはだかるというふうに考えても、間違いではないんじゃないか、と思うわけです。

そのような中におきまして、この用途地域を見ると、それぞれの設定目的に対しまして、それぞれの計画があって、しかも合理的に都市構造を確保するというような形のもとに、進められているわけであります。また、進める過程におきましては、この法律や規則等の規制もあり、非常に難しい問題もあるわけでございます。

そのような中におきまして、再三、申し上げますけれども、安全と利便と快適を求めて、事業を、行政を推し進めていかなければならない、ということになると、非常に大変じゃないかと思うわけです。

それで、ここで言う、前に緑のマスタープラン等も出ているわけです。これ、基本構想です。基本になるものです、緑の。――それで、それに基づいて、私は、緑というこ

とになると、運用されて、また、しかも管理されているのではないかと思いますので、そのあたりにつきまして、これらのプランにのっとって、それらの用地を、または取得する、またはそれらを、その計画をしてつくる、というふうになると、一体、公園とか緑地等を見て、膨大な財源を必要とするのではないか、と考えております。

そこで、これらを実現するということになると、前に天野議員が質問したときでしたか、どなただか、ちょっと忘れましたけれども、このプランに基づいて、このような計画を推し進めていくということになると、非常に大きな、膨大な財源を要するんだ、というような部長の答弁もございました。そのようなことはありますけれども、私は、計画がある以上、この計画にのっとって、財源等の裏づけはできなくても、計画ということはあってもよろしいんじゃないか、という観点に立っての質問でございます。それが、この４番目の、市街化区域内の都市計画を積極的に推進していると思われるが、日野市全体が終わるまで何年かかるか、または事業費、特に、その市の持ち出し分というのはどのくらいかかるか、ということをお伺いいたします。

以上、４点につきまして、第一段階として、質問をいたします。

以上です。

○議長（市川資信君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、順を追いまして、お答えをいたします。

まず、基本構想の都市像でございますけれども、昭和57年の12月に、第２次の基本構想を策定しております。その中で、第２章第１節の中で、都市像をうたってございます。日野市の都市像としては、「緑と文化の市民都市」ということになっております。

さらに、この「緑と文化の市民都市」を３要素といたしまして、分けております。その一つが、ただいま議員さんがおっしゃいました「緑と清流と太陽の都市」、２番目が「文化と潤いの都市」、３番目が「人間尊重、自治参加、連帯の都市」ということになっておるのでございます。お話しのように、用途地域につきましては、「緑と清流と文化の都市」、ここに該当する、そういうものでございます。

第１番目の質問でございますが、ただいま申し上げました「緑と清流と太陽の都市」、この実現を目指しまして、用途地域の見直しに当たって、どう努力をしたか、ということでございます。

これらの用途地域の見直しの手続をお話をして、御理解をいただきたいと思います。この用途地域等につきましては、二つございます。

一つは、通称、線引きと称しているもので、市街化区域及び市街化調整区域の件でございます。

２番目は、用途地域ということでございます。

国の方針といたしましては、社会経済の変化に対応するということで、いわゆる全都的に、いわゆる都道府県単位で見直すスパンを、おおよそ５年ということに置いております。その間、必要に応じて変更をしていく、とそういう考えを持って実施をしている、ということでございます。今回の見直しは、５年とはいきませんけれども、おおよそ５年ということで見直しをする、ということでございます。

用途地域につきましては、国の、いわゆる全国の国土利用計画という、そういう問題から発しまして、国が一つの物差しを示すわけでございます。その物差しにのっとりまして、都道府県が用途地域等の見直しの方針を定め、さらには指定基準を定めまして、積み上げていく、とそういうことになっております。

東京都につきましては、昭和62年に用途地域等に関する指定方針、及び指定基準というものを、東京都の都市計画審議会の意見を聞きまして、定めております。これは、東京都だけがつくるということじゃなくて、市町村の基本構想とか、あるいはそういうものを踏まえまして、東京都としての方針なり基準をつくるわけでございます。この方針及び基準をもとにいたしまして、各市が原案を策定をしていく、ということになるわけでございます。

この原案策定につきましては、当然のことではございますけれども、それぞれの市といたしましては、市の上位計画に当たります基本構想、あるいは基本計画、その他の計画がありますれば、その計画をもとにいたしまして、作業に入る。

一方では、市民の要望、あるいは業界筋も含めましてありますし、また、議会からの指摘、それから提言等もあるわけでございます。そういうものを踏まえまして、市が原案をつくるわけでございます。

原案をつくりまして、本年の２月でございますけれども、原案を市の広報で公表いたしまして、さらには説明会を市内２カ所で開きまして、市民の意見を直接伺い、その上で日野市の都市計画審議会に諮りまして、市の原案を定めたわけでございます。

現在、この原案につきましては、東京都の方に申達をいたしまして、東京都が各市間の調整でありますとか、それから、建設省との調整とか、そういったものをいたしまして、東京都の都市計画審議会に諮りまして、都知事が定めるというものでございます。

なお、この中で、コード地区でありますとか、防火事務公開につきましては、市長権限で決定をする。しかしながら、都知事の承認事項になっておりますので、これらも東

京都の審議会にかかる、とそういうことでございます。

この最終決定の段階では、広告縦覧等もございまして、さらに、いわゆる都民としての意見を聴取ができるように、そういう手はずで進んでいる、ということでございます。

したがいまして、御質問の「緑と清流と太陽の都市」の実現につきましては、そういうプロセスの中で、市としても努力をしている、ということでございます。

２点目は、用途地域の見直しに際しまして、特に配慮をされた点は何か、ということでございます。

先ほど、手続の過程でありますとか、そういうものをお話ししたわけでございますけれども、都の方針及び基準をもとにし、市の置かれているいろんな状況を考えた場合に、幾つかの原則というようなものが、当然、出てくるわけでございます。幾つか申し上げますと、一つは、線引きの問題でございます。現在は、動物園周辺と、それから浅川及び多摩川が、市街化調整区域になっております。それ以外は、全部市街化区域になっております。

御承知のように、市街化調整区域といいますのは、いわゆる現状のまま置きまして、いわゆる農地でありますとか、あるいは、自然を良好な形で保全をする。いわゆる、開発を積極的にしない。そういう区域が、調整区域でございます。

市街化調整区域といいますのは、都市基盤整備を積極的に行いまして、宅地等の供給をする、とそういう地域が市街化区域でございます。

先ほど、都市像の中にございます「緑と清流と太陽の都市」、それから、現在の日野市内の開発の状況、発展等を考えますと、市街化調整区域をさらに縮小するということは、非常に日野市の将来に問題があるのではないか、ということで、今回の見直しは行わない。見直しはしましたけれども、変更は行わない、とそういうことでございます。

２番目は、用途地域に関係いたします建ぺい率、容積率の問題がございます。これは、環境と、それから土地利用と裏腹の関係にございまして、環境の保全、各保護、最優先にいたしますと、建ぺい率、容積率はできるだけ低い方がいい、ということになるわけでございます。

一方、このように地価が高騰しておりまして、各いわゆる市民の方が土地利用をさらに有効に、それから、生活の住居環境をさらに向上させる、という見地から見ますと、建ぺい率、容積率を上げた方がいい、とそういうことになるわけでございます。

したがって、非常にこの辺の問題、難しいわけでございますけれども、建ぺい率、容積率を上げるということは、一つ、大前提があるわけでございます。これは、都市基盤

整備が整っているところは、建ぺい率、容積率を上げても、住居環境にはそう大きな影響は出てこないということで、将来的には、日野市は、現在も区画整理等、下水も含めまして、いろいろ努力をしているわけでございますが、そういう都市基盤整備が整った段階で、一定のところまで上げるべきであろう、というふうな考えで、できるだけこの建ぺい率、容積率のアップにつきましては、抑制をした形で今回の見直しをしている。

ただ、例外的には、民間開発と、市も含めまして、道路整備が、区画整理以外の手法で進みまして、道路率が上がり、住宅化がかなり進んでいるようなところは、例外的に今回、見直しをし、さらに、市が都市基盤整備を予定しているところは、現状のままで置く、とそういう考えを持っているわけでございます。

それから、３点目は、商業及び業務の活性化の問題でございます。これは、特に駅周辺、それから、一部、幹線道路の沿道ということになるわけでございますけれども、その中で、豊田及び日野駅の周辺でございますけれども、商業系の地域を、若干、拡大をする。

さらに、今まで商業地域につきましては、第３種コードをかけておりましたけれども、この第３種コードを外す、というような方針で、見直しをした。

その他につきましては、地形、それから私物の変更等によりまして、現在の用途地域の境界が不適切なものを見直した、とそういうことでございます。

第３点目でございますが、市街化区域内の農地の計画的な都市的利用は図れないのか。その理由について考え方を聞きたい、ということでございます。非常に難しい問題ではございますが、この市街化区域、いわゆる都市の中にある農地というものが、非常に複雑な立地をしているんではないか、というふうに見ておりまして、いろいろ見方もあろうかと思いますけれども、まず、所有者側から見てみますと、日野のように、都市近郊の農家ということになりますと、市場というものを非常に近くに持っておりまして、いわゆる出荷とか、そういった経費が非常にかからなくて、いわゆる遠距離の農業地帯に優先するような、そういう農業経営ができまして、農業経営の意欲もかなり高いということも、一つ挙げられると思います。

それから、一つは、現在、問題になっております地価の高騰でございます。およそ２倍から３倍というような話があるような中で、いわゆる農家としての資産価値、こういったものが増大をしている、ということでございます。

それから、社会的に見ますと、いわゆる一般の市民の立場から見ますと、この農地といいますのが、風景でありますとか、静音の保持とか、あるいは防災上の、いわゆる避

難空地としての活用も可能でございますし、あるいは、大雨が降ったときの調整地の役割もしている。また、お子さんを初めとするところの教育的な役割も果たしている。また、自然浄化という大気汚染の浄化、こういったものの役割もある、とそういった一つの要請もあるわけでございます。

行政側から見ますと、どういうものがあるかといいますと、これは期待をするところもあるわけでございますけれども、まずは、先ほどお話もございましたけれども、所有権の問題でございます。地価が上がりまして、よく日本の土地については、経済の中で、土地本位制という言葉まで出るような状況でございます。

そういう中で、行政側として、所有権の制限をどこまでできるか、というようなことが、いろいろ政府並びに関係者の中で、論議されているところでございます。この辺の問題が、かなり公共施設整備、いわゆる社会資本の整備に足を引っ張っていることは事実であろう、というふうに見ております。

２番目は、地価対策でございます。いろいろ国土利用計画法をもとにいたしまして、実施しておりますけれども、現在、公共施設の整備を進める上では、かなりの大きな隘路になっている。この辺の問題を、どうしても考えていかなくてはいけない。

それから、あと一つは、土地の税制の問題でございます。これも、いろいろ論議されておりますけれども、決め手になるようなものは、まだ出ていない。

あと、農地の、いわゆる農地以外の土地供給の問題でございますけれども、基盤整備のおくれというものも、挙げられるのではないか。

先ほど申し上げましたように、市街化区域の中で、積極的に基盤整備をして宅地等の供給をする、ということにはなっておりますけれども、これは一般論として、なかな趣旨が100％生かされていない。そういうことが挙げられるのではないか、とそのような考えております。

こういったことが総合的にうまく解決をされないと、今、議員さんがおっしゃっておりました、市街化調整区域内の農地以外の利用というのは、スムースにいかないんではないか、というふうに考えております。

４点目でございますが、４点目は、日野市の緑のマスタープラン等の計画の中で、公園緑地等の計画がある。その計画を成功するための総事業費、あるいは市の持ち出し分ということでございますが、私ども、ちょっと試算いたしましたのは、現在、市が都市計画法に基づきまして、計画決定をしている公園緑地、これを用地買収し、築造すると、現時点での地価ベース、工事等の単価で、幾らぐらいでできるか、という試算をいたし

ました。かなり大ざっぱな金額になりますけれども、総事業費が535億円、そのうち今の制度からいきますと、市が負担する金額は455億円。都市計画決定をした公園だけでも、このような数字になるということでございます。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　それでは、第１点目の質問につきましては、よく、懇切なる説明がなされました。

それと同時に、63年の２月１日の広報を見ておりますれば、これでよろしいんでございます。

それから、第２点につきましては、市街化ということ、社会環境の急激な変化ということで、やはりなされていて、これも特に再質問はいたしません。

特に、３点目なんですけれども、この件につきましては、農地の立地等は非常に複雑であり、また、資産価値等のことも考えてということで、この点につきまして土地対策、土地供給、それから税制、地価対策、さらには農地の空間的利用とか、また、教育学的にとか、浄化とかというような観点につきまして、懇切なる説明をいただき、特に、この３点も４点も、再質問はいたしません。そこで、前段と後段とに分けて、また最後に質問をいたしたいと思います。

それで、今度は次に入らせていただくわけであります。今度は、緑と清流、これは問いの５でありますけれども、用途地域の見直しの中で、特に、緑と清流と太陽の都市づくりに、農地の果たす役割ということで、先ほども、今、答弁にあったんですけれども、非常に難しいような答弁でありましたが、やはりこの農地の果たす役割というのは、単にここでおっしゃられたような形で片づけられて、果たしていいであろうか、ということになるわけであります。

そこで、質問をするわけでありますけれども、近年の農地の果たす役割、これは単に都民に、または市民に新鮮な野菜を供給する機能のみではなく、先ほども申しましたように、非常に多様な役割を果たしているということは、ただいま部長の答弁でも、よくわかりました。

さて、そこで、この良好なる環境ということになると、どうしても都市計画等を見ていると、区画整理等においては、もうほとんどが、万願寺にしましても、農地が多いわけであります。そこで、このような農地を見てみると、どうしても有効かつ最大に利用しなければ、私は、ならない、というふうになるのではないかと思うんです。

しかし、それは、ただいまの部長の答弁でも、非常に難しいというけれども、難しい中に、これを考え、考慮して推し進めるということが、自然と人との調和を、先ほども申しましたけれども、基調にした、計画的に推し進めていく都市計画ではないか、と思うわけなんです。そのあたりも、考えていただかなければならないんじゃないか、と思います。

そのような観点に立って、今度は、やはり市街化区域内の農地ということも、特に農業委員会、または産業課等だけが考えるのではなくして、やはり市長、部長サイドにおきましても、よくお考えになって、都市計画を進めていかなければならないんじゃないか、と私は考えています。

そこで、先ほどは問いの４まで質問いたしたわけでありますけれども、これからまたさらに質問を続けていくわけですけれども、そのような中におきますと、当然、質問の５ということに対しても、ちょっと重複するようですけれども、お答えをお願いし、質問をしなければならない、というふうになってしまうわけでございます。

それと、今度は６の、市街化区域内の農地については、いろいろと問題が指摘されていると思うが、特に強い批判ということは何か、ということになるわけであります。

そこで、確かに批判ということになると、これは新聞紙上等におきましても、非常に多く取り上げられ、また、市民の間からもいろいろと話は、私どもも聞いております。そのような中におきまして、市街化区域内の農地の問題点等は、一体どこにあるのか、ということも、わかっていなければならないと思います。

特に、市街化区域内の農地が、確かに農家の側に立ってみると、いろいろ税金逃れの偽装工作だとかということで、市民からも不信感を抱いているということは、あるのではないか。どうしてかと申しますと、先ほども部長がおっしゃられた、資産的価値ということを考えて、当然みる。これは、当然、結びついちゃうわけですよね。これを離して考えることはできないんじゃないか、と思うんです。

そうしたりまた、いつ、今、農地であっても、駐車場になっちまうとか、いろいろな材料置き場になるとか、資材置き場になるとかというようなことが、今、いつでもできるわけです。

また、一方におきましては、宅地化を、先ほども申されましたように、部長が言っておりました。宅地化の供給ということを考えてみると、大きなまた障害にもなってしまっている、ということであります。

また、地価等も、先ほど、高騰したけれどもちっとも下がらないんだ、と。しかし、

税金逃れの偽装工作というような形で、農業が営まれているということであると、依然、不信感というのは、なくならないわけであります。

また、私の家なんかでもそうですけれども、息子が農業をしていないのに、クリとか梅とかを植えておく。他から見れば、営農意欲がないんじゃないか、とこれは言われても仕方がないんじゃないか、と私も考えております。

そういったことで、過日、新聞に出ていました、先ほど部長もちょっと触れておりましたけれども、行革審の土地対策検討委員会等におきましては、この大都市住宅圏の住宅供給促進のために、不公平税制の一つとされている市街化区域内の農地の長期営農継続農地制度を廃止する答申を盛り込んだ、ということであります。

そうなると、当然、この農地に対する、日野市におきましては、流用制度がありまして、それが適用されて、今、恩恵をこうむっているわけでおりますけれども、きのうの新聞を見ますと、土地対策要綱ということで、28日に閣議決定をするという段階まで、もう行ってしまうわけなんです。これは、首相が、これをやれ、というふうに指示をしているわけです。この答申が提出されることに関連して、土地対策は現下の急務な課題、答申を最大限に尊重し、着実に実行に移すことが必要だ、ということを言っております。

これを受けて、国土庁長官は、土地対策関係省庁が一体となって解決に取り組んでいきたい、ということを述べて、総務庁の取りまとめに対する協力を約束した、ということであります。こうなると、当然、市街化区域内の農地に関しては、大きな問題として、また、浮上してくるのではないか、と考えております。

そこで、市におきましても、また、我々におきましても、その市街化区域内の農地については、いろいろと問題点があるが、指摘されている強い批判ということは一体何かということを、行政側も非常によくお聞きいたしておると思いますので、お伺いいたすわけであります。

それから、７点といたしまして、市街化区域内の農地の問題点の解決と、今後の対応ということが、質問の６に対しまして、当然出てくるように相なるわけでございます。

そこで、この市街化区域内の農地の問題点については、いろいろと指摘されている面というのは、あるわけです。これは、ただいま申しましたような、計画的土地利用が欠けているとか、農地としての利用、保全が不十分である。または、長期営農継続農地といっても、税金逃れのための偽装工作ではないか、というような強い不信感もあります。また、宅地化を促進して、良好な住宅を大量に供給するという、強い希望があるにもかかわらず、その実現ができない、というようなことに相なるわけでございます。

そうなると、今度は質問の８ということでありますけれども、市街化区域内の長期営農継続農地制度は、廃止されるのではないか。長期営農農地継続の意思のある農家の意向等を尊重し、市民に、または都民に新鮮な野菜を供給する上からも、また、都市的土地利用という面からいきましても、この農地というのは確保されなけれなければならない、というふうになるわけであります。

その中におきまして、この市街化区域内の一部の農地を、調整区域に逆線引きでもしなければ、このような、先ほど申しました土地対策要綱ということで申したとおり、もう土地対策は現下の急務の課題だということで、答申されるわけですから、宅地並み課税というふうになるのではないか、と私は考えて、心配をしているわけであります。

そのような観点に立って、やはり今度はまた、土地利用の欠如ということも、また考えてみなければならない、ということになってしまうわけでございます。

そういうことを考えてみると、当然、市街化区域内の農地の残り方の利用と経営ということも、やはり考えざるを得なくなってくるわけです。一定の規模の、量的にまとまって残っている地域もあれば、虫食いのように、家の隣に100坪とか、150坪とか、残っている。たくさんあるわけでございます、日野市においても。それらの土地を、どのような形で、分散している土地を計画的に利用するのか。

または、自然の成り行きにおいては、私は非常に、先ほども申しましたように、都市的利用をするということになると、計画性を持たざるを得なくなる、とそのような考えを持つわけです。

それと同時に、やはり長期営農継続農地という意思を持っている農家にとっては、どうしても税制上の優遇措置を考えなければならないんじゃないか、と私は考えております。そうなると、農地の宅地化ということは、これは市街化区域内の農地ということになると、都市計画法を見ましても、市街化区域内の農地は、10年以内に宅地化の促進を図らなければならない、というふうに明記されているわけでございます。

それですから、宅地化の促進を図るという一方、やはり調和のとれた都市ということを考えてみると、どうしても農地の都市的土地利用ということを考えざるを得ないのではないか、ということになるわけでございます。確かに農家の側としても、保全に不十分な点は、先ほど申したように、あるわけでございます。しかし、あるけれども、それらを行政がいかに指導をして、農家を保護しながら、よりよいまちづくりということを、計画的に考えていくということが、私は非常に重要ではないか、と思うわけでございます。

そこで、この用途地域の見直しと絡めて、先ほどの部長の説明だと、前に、５年に一度の見直しということでありますけれども、その間、必要とあらば、それらの見直しができる、というような答弁もいただいているわけですので、これからどのような形で、農地の保全を都市的に、しかも計画的にこれを利用して、その都市計画の用に供していくということを考えていらっしゃるか、ということであります。

それから、９番目の質問として、昨年より非常に土地が急騰してしまったわけでございます。日野市におきましても、公共用地の取得ということになると、ますます困難の度を加えてくる、ということになるわけではないでしょうか。それらを考えてみると、これからの、先ほど言いました、虫食いのような形ではあるけれども、または一部集団もありますけれども、これは有料農地ですね、あるけれども、これらを行政と土地を持っている方が、相互理解の上でいかに計画的に、都市的に利用して保全していくか、という方法も考えざるを得ないのではないか、と考えております。

土地の公共性はますます高くなり、最も望ましい活用が図られなければならないと同時に、やはり所有権等は、これは保護はされているけれども、ある程度、公益の福祉発展のためには制限を加えざるを得ない。先ほど、非常に部長も、土地という問題について、よく説明をなさっておりましたけれども、そのあたりも、やはりどうしたら一部制限を加えるかということも、考えざるを得ないのではないか、と思うんです。

どうしてかと申しますと、やはり公共の福祉発展のためには、この土地収用法もあるので、収用委員会等をつくると非常に長くなるけれども、そういうものもだんだん、その公共性の発展とともに、所有権というのは、てんびんのようなもので、片方が下がっていくんじゃないか、と私は考えております。そのあたりも踏まえて、ひとつ御答弁を願いたいと、このように考えております。

それから、10番目といたしまして、緑地信託制度に続いて、ただいま申しましたように、地価が高騰して公共用地の取得というのが困難になってきた、ということになると、当然、公共用地、特に建造物等を建設する際には、土地を買収しなくて、この信託制度等を日野市がつくりまして、社会投資ではあるけれども、促進を図っていって、いわゆる地方債等を考えてみると、どうせ土地を買うということになると、地方債に依存をしなければならない、ということになります。その地方債たるものは一体何か、ということになると、これは後世代負担ということになって、今までの計画的につくられた公共資本が、いかに、我々だけじゃなく後の世代もこれを享受するわけでございますので、後世代負担となって、長く負担をしなければならないということになります。そうなる

と、債務負担行為ということで、非常に多くの借金を残すというふうになるわけです。

そこで、やはり土地を持っている方と、地方公共団体が相協力をして、何とかしてそのような大きな問題点を解決するために、土地信託制度等を考えているかどうかということも、聞かざるを得なくなるわけであります。その点について、お伺いいたします。

以上です。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　詳細部分につきましては、担当からお答えをして、大筋について、私から、お答えになるかどうかわかりませんが、お答えの形をとってみたいと思います。

おっしゃっておられる趣旨は、本当に今日の、いわゆる近郊都市のかなり余裕のある農地を抱いておる地域の課題の中の、また大きな課題である、とこのように感じております。

なかなか明快な答弁がしにくいわけでありますが、幸いに日野市の場合、まだ相当量の農地がある。これは、まちづくりのための、また、生活する市民のための、持ち主のお立場もあわせて非常に大きい財産である、このように扱わなければならない、と思っております。

それを保全するために、逆線引きという発想も出てくるわけでありますが、それをある程度集団的に扱うということは、また、集団的に扱わなければ、効果、あるいは当局の指導機関の理解も得がたい。こういうことになるわけでありまして、やはりこれも困難である。

そうなりますと、今の制度の中で、とにかく残す道、生きる道、また生かす道、これを考えなければならないと思うわけでありまして、つまり、国から見る政策ということになりますと、土地の異常高騰を鎮圧させ、また、土地事情にこたえるには、いわゆる市街化区域は、もう別の政策というものはとりがたい。もっとどんどん土地を宅地化せよ、そしてまた市場に流通化せよ、とこういうことになるわけでありますが、自治体の立場、あるいは農家の立場としては、なかなか判断が難しいところであります。やっぱり、できるだけ私は現状を守りながら、いわゆる区画整理やその他の手法による環境整備も行いまして、そうして市の目指す都市像にふさわしい「緑と清流と太陽の都市」と言える、そういう目標の中で、その土地利用を図っていくということでなければならない、とこう思うわけであります。

また、一方に、確かに農家という立場の悩み、どう判断していいか。土地は手放すべ

きか、いかに保有すべきか、非常に苦心の多いところと思っております。

この際に、どんどん無秩序に、また、未整備部分の農地が宅地化されても、これまた市のまちづくりとしては困るわけでありまして、そのあたりに、どのような協調と理解を保ちながら協力し合えるか、というところに、一番の課題がまた生まれてくる。

したがって、結論ということになりますと、私はやっぱり今の言われておりますところの長期営農地の税制上の優遇性、このものをやっぱり守っていきながらと。これが国から見れば、都市周辺の自治体のエゴというふうにとるでありましょうし、また、住民自身も、あるいは農家のエゴととる人もあるかもしれませんが、やっぱり全体のまちづくりから考えますと、一気に、あるいは短期に宅地化されるということではなくて、だんだん工夫をしながら、その保全を図って、そうして長期にわたって農地も残る、というふうに処遇をいたしたい、とこう考えるわけであります。

その方法として、今、独自に試みております信託制度が、農地にもできるかどうか、これは法制上からはかなり難しいと思いますけれど、精神的には、もし信頼をしていただける、そういう関係ができれば、私は一つの限度の範囲で可能である。また、そのように、もし進めることになれば、一定の安心が生まれてくる、とこのようには考えております。

大きな課題なものですから、なかなか明快な答弁ということにはなりませんが、農家の現在の御苦心、それから自治体の目指すまちづくり、これをよく整合させて、農地が急速に減少しないように、また、その土地が大きくまちづくりに活用できるように、このように、これからできるだけの最大限の措置を講じていく、というふうに考えたいと思っております。

○議長（市川資信君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　　ただいま市長の方から概略を、大筋をお話をいたしましたけれども、御質問がございましたので、順番で、簡単ではありますけれども、御説明申し上げたいと存じます。

まず、５番目の件でございます。農地の果たす役割、ということでございますけれども、これにつきましては、先ほど都市整備部長の方から説明を申し上げましたとおり、都市農業としての野菜などの生鮮食料の供給、それから災害時のオープンスペース、それから貴重な緑の供給、それから文化的な教育的な面もある。さらには、貯水機能もあるということで、多面的な機能を有しております。したがって、都市形成には欠くことのできないものと、私どもは評価しております。

それから、６点目でございますけれども、農地の問題点でございます。これも、先ほどもお話が出ておりますけれども、いわゆる土地の異常な高騰をきっかけにいたしまして、市街化区域内の農地の課税を強化して、都市的利用を促進すべきだという批判、いわゆる税金逃れの偽装農地というような点も、指摘されているとおりであります。

そこで、７点目でございますけれども、このような多面的な機能を持っております農地でございます。理想的なまちづくりをするには、農業は、先ほど市長が言いましたとおり、極めて重要な存在だと思います。そのために、今、計画的な土地利用に基づいた、都市と調和する農業を育成する必要が今後もあるか、とこのように考えております。

そのための施策といたしまして、東京都では、今年度、都市の農業実態調査を行うことになっております。地域の農業のあるべき方向についての基礎調査でございますけれども、実態を調査するということでございます。この調査に基づきまして、実態を調査、把握いたしまして、永続的な農地保全のためのあり方、その検討、それから育成すべき農業経営のあり方というものを設定しよう、というものでございます。

今までも、農地の肥培管理といいますか、手入れがよく届いている農地、的確に行われている農地、それから農業者が生産意欲を持って農地の利用を促進する、利用できるように促進するのが、私どもの指導をこれからも強化する、推進するところでございます。それには、やはり企業的な農業経営というものが必要かと思います。これについても、農業経営者の確保、それから育成を図りたい、とこのように考えております。

それには、やはり農業の後継者の問題がございます。農業経営の後継者づくりということで、これについても育成をしているところでございます。

さらにまた、市民の連携ということで、地域住民の理解と支持、あるいは市民に親しまれる農業ということで、具体的には、新鮮な野菜の農産物の直販事業等を行っております。それからまた、産業まつりというような行事も行っているところでございます。農業の振興については、時代に合った農業ということで、これからも取り組んでいきたい、とこのように考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　残る８、９番目につきまして、お答えをいたします。

８番目につきましては、いわゆる逆線引きの件でございます。ただいま市長から申し上げたとおりでございますけれども、神奈川県及び埼玉県で、過去にこういう例があったわけでございます。その辺を、若干、紹介して、お答えといたしたいと思います。

神奈川県及び埼玉県の逆線引きは、先ほど申し上げましたように、市街化区域につきましては、都市基盤整備をいたしまして、宅地供給を積極的に行う、とそういう地域でございますので、県側は、土地所有者に対しまして、区画整理等を行いまして、宅地供給をするか、あるいは逆線引きをいたしまして、現状のまま農業の地域として、これから存続をさせるか、そういう選択を迫ったわけでございます。

その結果として、当分の間、いわゆる農地としての経営を存続しようということで、逆線引きがされた、ということでございます。資料によりますと、埼玉県では、14カ所、551ヘクタール、それから神奈川県では25カ所、725ヘクタールでございます。

東京都下と埼玉及び神奈川県とでは、かなり立地条件が違うわけでございます。そういう中で一つは行われたというのが、大きな特徴ではないか、というふうに考えております。

谷議員さんがおっしゃっておりますように、理論的には非常に正しいし、また、市もある意味では望むところでもあるわけでございます。実際問題として、なかなか日野市に、この逆線引きができるかどうか、疑問のところもあるわけでございます。今後、十分研究をしてみたい、というふうに考えております。

９点目は、いわゆる地価高騰等に伴いまして、公共用地の活用する上で、所有権等の一部制限ができないだろうか、ということでございます。

これも、質問の中にもございましたけれども、過日の新行革審、これは土地対策検討委員会という、小委員会でございますけれども、小委員会で方向づけをしております。この中で、所有権の制限の問題も、かなり審議経過の中では検討されたようでございますけれども、今回の小委員会の答申の中では、いわゆる地下権について、一部制限を緩和しよう、そういう動きが出ている程度でございます。これは、まだ正式な名称ではございませんけれども、いわゆる地下の深い部分についての敷設権というものを認めよう、とそういうことでございます。それ以外には、主権制限という形での方向づけはなされなかった、ということでございます。これは、所有権の問題といいますのは、日本の長い歴史、それから現在の社会、経済の構造、こういったもので成り立っているわけでございます。

したがって、今後、十分検討し、これは国民のコンセンサスが得られなければ、何といいますか、強い、そういった制限は不可能ではないか、というふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　10番目の質問の内容につきまして、財政面からのお答えをしたいと思います。

公共事業を促進する中での、土地買収をしない方法としての土地信託制度の導入、という御質問かと思います。簡単に申し上げますが、当然、用地確保は、公共事業を推進する上での前提条件でございます。先ほども、質問者の中にもありましたとおり、土地の価額の高騰による財政負担の増にならないような工夫を、現状ではやっているわけでございますが、なお追求を、当然、そのやり方、方策についての考え方については、研究する余地があろうかと思います。

御承知のとおり、緑地信託制度の問題については、要綱を設定して、一定の役割を果たしていると思いますが、先ほど市長からもお答えしましたとおり、今後、信託制度の可能な方法を導入できるかどうか、この辺を検討を進めていきたい、というふうにお答えしておきます。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　先ほど、市長からお答えをいただいたんですけれど、いわゆる私が言う土地というのは、農地だけではなくて――農地を、結局、市に貸すということじゃなくて、いわゆる市が建造物や何かを建てるときに、その土地を買収しないで、または、その建物等を市が出さないで、土地を持っている人がこれをつくって、または、それを市がつくるのに任せて、それで、ひとつ、そういう制度なんですよね。農地を貸すとかというのじゃなくて、（「大分、前寄りだ」と呼ぶ者あり）いわゆる、例えば、今、天野さんが言ったように、何とやらということになりますけれど、やはり大きな土地を持っている方が、市が必要とする建物、それらを今度建てて、市民と行政がどのような、一体になって、やはり細かく言うといろいろ問題も出てきますので、公共の福祉増進のために役立てられるというところの、その信託制度ということを申し上げていますので、そのあたりにつきまして――もう、あと９分なんですよね、それですから、何か最後に、私が土地利用ということについて、一つ提言的ではありますけれども、申し上げますので、最後に答えをいただきたいと思うんです。これは、市長さんにお願いいたします。

土地利用の推進ということを突きますと、これは土地を宅地だけに利用するのではなくて、公共による私は道路、使用ですね、道路とか、公園とか、上下水道、または学校

などの社会資本の整備に必要な土地、ということを申し上げているわけであります。これらの土地を都市的利用に転換をする。それには、いろいろなやり方があると思うんです。そのあたりを考えていただいてもらって、やらなければならないということになると、この利用という、その一つの権利というのは、先ほども部長が言っておりましたけれども、土地区画整理でもそうなんです。これは、開発権ということは日野市にあるんですから、そのあたりも、やはり忘れてはならないところじゃないか、と思うわけです。

そういうふうにしまして、社会資本の整備ということに重点を置いた、その責任の一端を、土地を持っている人が負うということになれば、市民からも、どこからも、異論は出ないのではないか、と思うわけです。そのあたりを、行政でも、これからは特に研究をしまして、検討をしていただきたい、ということをお願いするわけです。

そうなると、いかに土地を都市的に、しかも計画的に利用するということが大切であるか。土地利用の原則ということにもなるのではないか、と私は思っております。そのあたりにつきまして、ひとつ、締めくくりとして、市街化区域の見直しと、市街化区域内の中にある農地のあり方について、市長の基本的な考え方を最後にお伺いして、終わります。

ひとつ、その質問を。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　最後に、今、発言をされた部分、社会資本、あるいは公共施設に、私有地のままで上物をつくるとか、あるいは構築物を設けるとかいう、第三セクターが全く当たっているということではないと思いますけれど、つまり、協力関係をつくり出す一つの新しい試みは、ある程度描けるわけであります。

例えば、私有地に、例えばの話ですが、建物でも、地区センターの建物だとか、あるいは老人住宅の建物だとか、こういうものをつくっていただいて借り上げるとか、あるいは、ある程度、助成の方法で協力関係ができるとか、そういうことは、現状の解釈の中でも可能だ、とこのように思うわけであります。

ただ、長期にわたります場合に、相続という問題が伴いますので、そのときはどうなるか、というところに、まだ法制上の期待できる解決ができない、というふうに思うわけでありまして、信託という形をとれば、相続が非常に有利であるとか、あるいは、相続税が減免をされるとかいうような仕組みができれば、本当にこれにこしたことはない、こんなふうにも思うわけでありまして、これからの課題として、ひとつ研究をさせていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　これは、最後に申し上げておきたいんですけれども、やはり今の構築物、建造物等は、やはり30年もたてば、もう取り壊して、新しく建て直さなければいけないようになるわけです。

そこで、借地借家法等の改正になって、今までは鉄筋構造物等が60年というのが、30年になるわけです。何も私は、その土地を貸して高い金を取るんだ、ということではなくて、本当にお金を、幾らでもいいんです、やはり国民は勤労の義務を有しているわけですから、そのあたりを踏まえて、やはり中には協力する人も、必ず私はいると思うんです。それですから、借地借家法等もまた変わることですから、そのあたりも踏まえて、ひとつ、お考えをしていただきたいということも、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（市川資信君）　　これをもって９の１、用途地域の見直しと市街化区域内農地のありかたについての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時35分　休憩

午後１時９分　再開

○議長（市川資信君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の１、政府による補助金カットの市民生活への影響についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　　通告に従いまして、一般質問をただいまからやらせていただきます。

３月の議会のときには、ちょうど深夜にかかりまして、思うことも言えず、後で大変残念な思いをしたわけですけれども、きょうは午後１時からということでございますので、時間の許す限り、やらせていただきます。

第１問目といたしまして、政府による補助金カットの市民生活への影響についてでございます。

昨日、自民党は、党税制調査会、この総会で、新大型間接税の導入を最大のねらいとした、税制改革大綱を、正式決定いたしました。昨日の深夜にわたるテレビや、また今朝の新聞、どの新聞を開いても、このことが報道されております。名称は「消費税」ということでございますけれども、売上税、私たち国民の力によってつぶした、この売上税以上の、余り、今まで世界にもないといわれるような、こういう悪税が、自民党の税制調査会によって正式決定したということは、これから、来月の７月11日、会期120日間の国会の中で、本当に十分このことが論議になると思います。

私たちは、このことをやるのであれば、国会を解散して、国民に真を問えということを、私どもは言っているわけでございますけれども、昨日のこういう大綱が発表されてから、税制国民会議、百貨店協会、全国商店街連合会、こういう代表の方たちも、次々と、この消費税に対する批判や、あるいはまた反対の意見などを、述べているところでございます。

私は、この消費税のこの中身について、私が今一般質問を行っております、この補助金カットとどういう関係があるか、ということでございますが、大いに関係があるということが、国会の中で論議されているところでございます。この消費税が導入されますと、医療や出産、結婚、葬儀、教育、保育、美容、宅配便や引っ越しや、電力、ガスはもちろんのこと、野球を見ることや、あるいはまた映画や、新聞、こういうところまで、もう本当に赤ちゃんから――揺りかごから墓場までといわれるくらい、すべて本当に税金がかかるということで、大変な悪税だというふうに思います。

男の方が、野球を見る方も多いと思います。今、5,000円までの入場料は非課税ですけれども、今度、それが入場税が廃止されまして、間接税導入で、最高、東京ドームの巨人戦をＳ席で見ても4,500円、これから外野、子供席300円まで、すべて課税されるということです。子供たちも、ドームが新しくできてから、子供たちの修学旅行のコースにもなるぐらい、東京ドームが非常に今、人気があるわけですけれども、こういう野球にまで税金がかかる。

そしてまた、結婚するにも本当にお金がかかりますけれども、引き出物でも１人合わせて２万6,000円。80人出席すれば200万。この衣装や写真代、本当に結婚した場合には、やはり一生に残るこういう写真なんかも合わせますと、250万から260万かかりますけれども、これにもすべて課税される。

そして、赤ちゃんが生まれますと、今、都内の病院で生まれた赤ちゃんは、27万から28万かかります。これに対しても、出産費用、時間外だと、またそれにお金がかかるということで、これにも課税がされる。お葬式もそうです。

こういうふうに、一つ一つ挙げていけば切りがないくらい、本当に今のこの消費税が導入されたら、私たちの国民の暮らしは破壊されることは、もう目に見えているわけです。税率が３％ということでございますけれども、この３％も、今、導入されたその後には、またさらに上乗せされるのではないかということは、今から言われているところでございます。

この消費税が、86年の衆参同時選挙で、自民党が導入しないと言明した公約違反に、真っ向からこれは反しますし、また、竹下自民党の公約違反は逃れられない、こういうふうに思います。

また、二つ目には、消費税は、79年の12月の国会で、導入しない、こういうことを自民党も含む全会一致でこれが決まったわけで、決議されたわけでございますけれども、一般消費税そのもので、これも国会の決議に違反する、このことになると思います。

三つ目には、あらゆる分野にこのことが課税されるということで、前に中曽根首相が国会で、包括的、網羅的、普遍的で、大規模な消費税を投網にかけるようなやり方はとらない、このように87年の２月に述べていた国会答弁にも、明確に反する。

こういうことで、私ども日本共産党は、このことを国民に真を問うて、国会を解散してやり直しなさい、こういうふうに言っているわけでございますけれども、きのうのこの決定によりまして、自民党の支持基盤となっていた流通繊維業界など、3,500団体でつくっている税制国民会議、この会議が、常任委員会を開いて、新大型間接税、新消費税に反対する決議を表明しております。

そして、その後、常任幹事会の後の記者会見でも、清水信次同国民会議議長、この方は、前にチェーンストア協会で、売上税のときにはテレビに出たりということで、大変私たちも顔なじみの方でございますけれども、この方も、自民党が埼玉県知事選で大敗したことは、国民の大型間接税反対の根強さを示すもの。どうしてもやりたいならば、解散、総選挙で国民の真を問え、とこういうふうにおっしゃっているわけです。私ども共産党だけでなくて、すべての人たちが、こういう中曽根さんから続いてきた竹下さんへの、この公約違反、こういうことを、国民の真を問えということで、おっしゃっているわけでございます。

私は、そういう意味で、これから質問に入りますけれども、なぜこのことが関連するかといいますと、この地方行政委員会会議録を、私、今持っておりますが、３月22日のこの委員会の中で、共産党の経塚委員が、梶山国務大臣に質問しております。これは、補助金カットのことをずっと質問して、何日も何日もの会議録でございますが、ちょうどこの３月22日の会議録を見ますと、補助金のカットというのは、本当は１年だということだったんです。

ところが、どんどんこれが追加されて、今、３年になっておりますけれども、このことに触れて、質問をしております。

この国庫負担金、補助金のカット問題で、この地行の――地行というのは、地方行政委員会ですけれども――地行の委員会で、竹下総理が大蔵大臣のときに、私は何で３年間としたんだ、とお尋ねした。そのときの答弁の会議録を見ますと、61年４月14日の地方行政委員会で、税制改正のことを考えますと、まあ63年ぐらいにします、と税制改正とのつじつま、こういうことも大体、合ってくることなので、３年とさせていただいたわけでございます。――このようにおっしゃっているわけです。

そして、さらに、経塚委員が「自治大臣の見解としては、国庫負担金と補助金カットをもとへ戻すことについて、竹下総理が大蔵大臣当時、御答弁なさった税制改正との関連を前提とするのか。全くそれと切り離して、国庫負担金、補助金は、約束どおりもとに戻すべきだ、こうお答えなのか、この点いかがですか」ということの質問について、前段がございますけれども、「当時、大蔵大臣が言ったことは、少なくとも63年度は、63年度いっぱいにでき上がれば、64年度から大丈夫だ、という前提でございます。それは、前提条件という約束事に入っていないわけであります。そして、63年度までの暫定措置だということが言われているわけでありますから、このまくら言葉に、税制改正どおり行えばということは、全く文言に入っておりません。ですから、原則論で言いますと、この暫定期間が切れれば、原則としてもとに戻るべきだ。そういうことで、ことしの夏に行われるか、いつか行われるか、わかりませんが、64年度の予算編成に向かって、補助金カットは復元する、もとに戻るという前提で、これから交渉を進めてまいるつもりでございます」――こういうふうにおっしゃっております。

また、さらに質問については、100％、この税制改正の問題とは別個の問題だと判断していいのか、ということについては「100％関係がないといえば、これはまたうそになります。それは、財源という問題があるからです」ということで、本当に今、この税制改正の問題と補助金カットの問題は、密接な関係があるということがわかる、というふうに思います。

私、こういう中で、今、60年度から63年度まで、非常に日野市の中でも補助金カットが行われてまいりました。中曽根内閣のこの60年度を、地方行革元年というふうに、中曽根さんは位置づけて、地方行革大綱の策定を、地方自治体に強要いたしました。これ

については、なかなか当時、ここに出す資料が、時間どおりいかなかった、という経過もございます。

そして、同時に、生活保護などの国庫補助金の負担率も引き下げる、こういうことを行って、5,800億円に上る財政負担を、地方の自治体、こういうところに転化したわけでございます。

これに対しては、地方６団体を初め、地方自治体や住民の方から、福祉や教育の切り捨てを招くとか、あるいはまた、地方の負担に転化することには反対であるという、と強い批判の声も起きて、いろんな地方自治体、全国の８割以上の地方の町村議会で、国庫補助金削減、地方への負担転化反対、こういう意見書、あるいはまた決議が行われ、日野の中でも、この意見書は出た、というふうに思っております。

こういうことに対しまして、当時の古屋自治大臣は、１年限りの措置という約束は確実に果たしている。――これは毎日新聞の1985年１月８日付に、こういうふうに書かれておりますけれども――大蔵省内では、もう、もとの補助率に戻ることはないのではないか、というふうな見方が強まっている。こういうふうに、官庁速報85年１月14日、これにも述べられているわけでございます。

こういう中で、私は、62年度に今度は入りますけれども、国庫補助金の一括引き下げによる補助金カットに加えて、今度は円高の影響、このことによって地方税収が大変大きく落ち込みました。公債費の比率が20％を超える自治体が、昭和59年度の決算でも、1,033団体。そして61年度の決算ではさらにふえまして、1,036団体がこういうことになり、地方財政は大変大きな危機に陥ったことは、皆様方も御存じだというふうに思います。

そして、62年度は、さらに国庫補助金のカットの上に、公約違反の売上税導入が企てられましたけれども、これは皆さんの力によって、これをつぶすことができたわけでございます。

そしてまた、この国会の中で廃案になりました裁判抜き代執行法、これも三度国会に出されるという、こういう地方自治の精神を根本から踏みにじる、こういう策動が次々だったわけでございます。

政府は、62年度の国庫の補助金カット分は、全額国の負担としているから、地方団体には迷惑をかけない、こういうふうに言って、皆さんの国民の批判を交わそうとしたわけでございますけれども、国が財政負担をするのは、地方交付税の交付団体だけで、不交付団体については、裕福という理由で、国は何ら財源の補てんをしない。日野でも、

こういうことがあったわけでございます。

61年度地方自治体に対してのいろんな行政改革、こういう実施状況などから、いろんな地方自治体では、財源不足から、次々と単独の補助をカットしたり、あるいはまた、減免したりという、こういうことが相次ぎました。

千葉県では、特定地方バス路線運行費補助、こういうものを削ったり、あるいはまた、神奈川県でも、青少年社会参加モデル事業の補助を切ったり、あるいはまた、大阪では、幼稚園就学奨励事業助成、こういうものなどが禁止されたり、廃止されたりということで、重度の身障者の医療費補助が青森県で減額されたり、あるいはまた、神奈川県では、県の学校給食会の運営費補助が減額されたりということで、もう本当に、いろんなところの日本じゅうの各地方自治体が、この国の補助金カットによって経営が苦しくなってきたことは、こういうことによって明らかになっていると思います。

こういう中で、自治体で働く労働者の数も、59から61年までのこの３年間で、市町村を合わせて３万人を超えております。自治省の調査によって、福祉、教育、住民のこの私たちの暮らしに密接な関係のある、こういうところで働く労働者、そしてまた、補助金がカットされることは、本当に私たちの暮らしに大きな影響を与える、というふうに思います。

63年度に入りますと、これが竹下内閣に受け継がれます。竹下さんが指名されたことは、もう御存じだというふうに思います。中曽根さんが、御自分がやっていらした戦後政治の総決算、このことを竹下さんにやっていただこうということで、これを指名したわけでございますけれども、この中で、まずやろうとしたことが、売上税です。しかし、この売上税反対の決議、意見書が、全国で1,000を超える地方の議会で、請願も出されたり、あるいはまた、採択されたりということで、日野市でも垂れ幕が下がった、ということがございました。

売上税の前提の予算を組んだ、こういう自治体も、10都道府県を初め、多くの自治体がこれをのせましたけれども、このことは、多くの皆さんの力によって、廃案に追い込むことができました。

しかし、また、昨日、自民党がこういう形で私たちに減税を、本当にオブラートに包んで、減税があるから負担は多くないんじゃないか、とこういうふうに言われておりますけれども、とんでもないことであって、この減税のからくりは、本当に新聞などを読めばよくわかりますけれども、自民党の新聞には書いてないと思いますけれども、赤旗にはよく書いてあります。大金持ちと大企業には本当に減税される。トヨタでは、185

億。松下幸之助さんも１億3,000万です。こんなにたくさんの減税、本当にからくりがあるということ、こういう、このやり方について、多くの方が知れば知るほど、絶対にこのことは許せない、というふうに思います。ですから、私どもは、多くの皆さんと一緒に、この減税の問題がどういうものであるか、ということを、からくりを明らかにしながらやっていきたい、というふうに思います。

そしてまた、この問題は、先般の中曽根さんが、埼玉県知事選挙の最終盤に応援にやってまいりました。あの方が行かなければよかったと思いますけれども、行って、言ったことが、本当に後で問題になると思うんです。応援演説の中で、経済協力と防衛費を合わせた額を、ある程度まではふやしていこう。そのお金をどこから持ってくるか。やはり、ある程度広く薄く、国民の皆さんからいただいて、そうして我々が国際社会で名誉ある地位を占めていくために、子孫のためにそういう用意をしておる。新大型間接税は、軍拡のためであるということを、本音で語っているんです。

一般質問の中でも、軍拡じゃないとか、やれいろいろと言われました。共産党が言ったことに対して。自民党のある議員からも反論がありましたけれども、前首相の中曽根さんが、軍拡のために、防衛費のためにということを、はっきりと言っているわけです。ですから、300議席のおごり、こういうことは、国民が本当に真を問えば、改めて見直されるのではないか、というふうに思います。

私は、こういう中で質問をしてまいりますが、国の方の補助金は、時限措置として、先ほど述べましたように、１年間ということでございましたが、63年度で終わる予定でございます。ところが、自民党は、これをさらに延長させる動きもあるわけです。財源をつくるためにも、延長させていこう。地方自治体にもっと住民サービスを低下させて、あるいはまた、住民の、市のお金を使わせよう、そういうことから、この補助金の時限立法を終わらせないという動きがございますけれども、日野市の中において、この60年から63年度まで、国が３年間、補助金をカットしたために、どれくらい補助金が削減されて、補助率が削減されたか、その金額を、年度別にお答えいただきたいと思います。

二つ目には、日野市は、革新の市政です。全国に誇る革新の市政として、国が補助金をカットしてきても、住民サービスを低下させない。そのために、あらゆる苦労をしている、というふうに思います。福祉や教育や公共事業などにも、大きな影響を与えている中で、どのように市民の生活を守ってきたか、そのことを述べていただきたいと思います。

まず、その２点をお答えいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　お答えいたします。

１点目の質問につきましては、60年から63年度までの補助率と補助金の年度別の内訳、という御質問でございます。

この補助率の削減率と申し上げましょうか、その率で申し上げますが、10点ほど、大きくはあるわけでございます。内容としては、10分の１に削減された部分として、生活総務費の負担金の問題、あるいは、福祉手当給付費の負担金、下水道事業費の補助金と、これが10分の１の削減率でございます。

10分の３の削減率につきましては、児童保護費の負担金、老人保護措置費の負担金、身体障害者保護費の負担金、というような内容になっております。

なお、一つは、すべてを廃止した部分があるわけでございます。全廃ということになるわけでございますが、義務教育費の国庫負担金の教材費の問題、福祉事務所費等の補助金、老人保健法事務費補助金、結核予防費の補助金等でございます。これが、削減率の内容でございます。

なお、年度別に、それに影響する金額ということでございますが、60年度につきましては、決算で、その影響額、総計１億8,068万2,000円という数字でございます。

61年度も、決算ベースでございますが、４億218万9,000円。

62年度につきましては、決算のこれは見込みで出しております。５億2,906万9,000円ということでございます。

63年度につきましては、５億9,814万8,000円。これは、63年の当初予算の見込みで出したものでございます。

よって、４年間の影響額としては、17億1,002万8,000円という数字でございます。第１点目の質問のお答えとしては、そういう状況でございます。

なお、２点目の、補助金カットに関連する、それにどう努力したか、という内容でございます。もちろん、当然、住民福祉に関係する問題として、市にも与える影響が大きいということで、市としても、一つは、５本の柱の中に、第１番に、国庫補助金の復活というような要望を、市長会、あるいは関係機関に提出しております。その中で、東京都市長会、あるいは全国市長会を通じ、積極的な働き、ぜひ復活してほしい、というような内容の趣旨の展開を働きかけをしている、というのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　再質問いたします。

今の部長の答弁について、もう一度お尋ねいたしますが、62年度は、１億8,600万というふうにおっしゃいましたけれども、ちょっと数字が違っていないかしら。私の方の調べでは、62年度は５億9,000万くらいになっているんですけれども、それでよろしいのかどうか。

○議長（市川資信君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　私の、年度の答え方が誤ったかと思いますが、もう一度申し上げます。

60年度では、１億8,068万2,000円。61年度は、４億212万9,000円。62年度は、５億2,906万9,000円。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　わかりました。

それに、63年度の約５億9,814万8,000円足しますと、約20億6,534万2,000円という、この20億という国の方の補助金の削減があるわけですね。

先ほどの私の質問について、ただ国の方に働きかけた、ということでございますが、私は、こういう回答でなくて、例えば、福祉の方ではこういうふうにやってきた、教育のところではこういうふうにやってきた、という、そういう御答弁をいただきたいわけです。

補助金の、例えば義務教育国庫負担の教材費などは、60年度では、もうなくなりましたね。福祉事務所の事務費等補助金、これもなくなってきました。福祉事務所の仕事というのは、先ほどの一般質問でも、中谷議員も質問いたしましたけれども、本当に少ない職員の中で、苦労をしながら、福祉事務所の仕事をやっていると思うんです。この補助金をカットする。老人保健法の事務費、この補助金もカットするということで、そんなことは、本当に許せないと思います。自民党の政治です、これは。

それから、土地区画整理事業、これについても、日野市の中では、これから区画整理事業も今進んでおりますけれども、こういうことに対してや、あるいはまた、下水道事業補助、これも10分の６からどんどん減ってきて、10分の５というふうになっておりますので、私は具体的に、全部でなくても結構ですけれども、子供たちのためには、こういう、国が補助をカットしてきておりましても、このようにやっているんですよということや、あるいはまた、福祉の部分でもこうやっております、あるいはまた、都市計画

のところでもこういうふうにやっておりますという、そういう回答を、お寄せいただきたいというふうに思います。

特に、日野市の中では、例えば40人学級を導入しようということで、国がやらないことを日野市がやってきても、これをカットしてしまうという、こういうことも行われました。そういう意味では、本当に国がカットしてきておっても、その中で革新自治体だからこそ、これをカバーしてやってきているという、そのことを私はお聞かせいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　　教育費関係の、国庫補助金の問題についての御質問でございますが、特に今御質問のございました、いわゆる国庫教材について、御答弁を申し上げたいと思います。

国庫教材については、昭和59年まで補助金がついておりました。ただし、これも57年から10％ずつ既に削減が行われておりましたけれども、60年度から全額カットという形になりました。それまでついておりました補助金は、大体、55、56年度で、カット前で言いますと、大体1,800万から2,000万ぐらいの国庫教材の補助金がついておりました、それがカットになったわけでございますが、この分につきましては、学校教育上、どうしても欠かすことのできない経費でございますので、市によって、そのカット分については充当をして、学校教育の現場には影響が出ないように、配慮をしてきてはおります。

以上です。

○議長（市川資信君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　それでは、福祉の方の国庫関連の経費のカット状況と、それに対応の状況について、お話を申し上げます。

まず、国庫補助の中で、身障者の福祉負担金、それから老人福祉、老人のマル特分といいますか、あの負担金、それから生活保護費の負担金等の関係では、それぞれ10分の８が現行で、生活保護10分の７以外は10分の５ということでございますが、それの60年度、61年度、62年度、63年度までの推計数値も含めて、減額数値が、差額が――60年度から63年度の差額が、９億1,418万ということでございます。

それから、老人福祉の措置費の関係ですが、この関係費が、60年、61年、62年までで１億7,988万円。それに63年度は、推計としては7,600万ということでございます。

それから、児童福祉費の関係が、60年度、61年度、62年度、63年度の合計数値で、10

分の８が10分の５になりましたので、その差額が２億3,019万ということでございますので、合計では、約14億強ということでございます。

これに対して、それぞれが措置費でございますので、障害者はそれぞれもう既に入所していたり、あるいは新しく入所措置要求してきたり、あるいは老人ホーム等の措置要求はますます高まるばかりでございますし、また、児童福祉の関係も、やはり保育園の状況というのは、やはり決して児童数が減っておりませんが、幾らかは減っておりますけれども、ほとんど減っていません。そういうことで、一定の措置基準は変わりませんので、その措置基準に対して、一定の行政をするということになりますと、その差額は、全部東京都なり市が持ち出す、とこういうことになりますので、その差を市が持ち出しでやっている。水準を下げずにやるということは、当然でございますので、そうせざるを得ないということでございますので、そのようにやっております。

したがって、その分は、市の持ち出しになっている、とこういうことでございます。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　都市整備部関係の補助金につきまして、御説明申し上げます。

例を挙げて、下水道の関係で申し上げますと、国の補助率が10分の６から10分の５に下がったわけでございます。この10分の１につきましては、まず、地方債でカバーをする。地方債でカバーできなかった分を、都の補助金、それから、さらには、市の一般財源で負担をする。そういうことになるわけでございます。

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

それぞれのところで、大変苦労しながら、自治体のレベルを下げない。そういう努力が認められる、というふうに私は判断いたします。

地方行革で削減される、そういう補助金の削減されたものや、あるいはまた、職員を削減される、こういうことが非常に多くなってきておりますけれども、廃止された補助金が、59年は、都道府県1,171件、市町村では2,278件が、61年になりますと、都道府県では1,240件、そして市町村では4,832件という、こういうふうに補助金がどんどん廃止されている。そしてまた、削減される補助金も非常に多くなってきております。

補助金では、59年では、市町村では１万2,843件の補助金が削減されて、61年になりますと１万7,650件という、こういうことになってきております。職員の定数もどんどん下げられて、61年では、市町村で6,272人も削減されているという、こういうことで

ございます。

また、これに伴って、事業の民間委託、こういうことが非常に多くなってきておりまして、私ども、例えば学校給食の民間委託は、よく話題になりますけれども、この民間委託ということは、本当にいろんな点で困ることでありますけれども、この事務事業の新たな民間委託も、非常に進んできております。昭和60年度では、888の自治体の中で5,286の件数も民間が委託進んでいる。61年度、これはもう4,124件ということで、いろんなものがどんどん民間委託にされている。

しかし、これは日野の中では、こういうことがないということが、私はやっぱり革新市政で、まず憲法を市政の中に生かして、本当に隅々まで行き届いた、こういうことをやろうという、そこから国が補助金カットされて、３年間も補助金カットされて、いろんな事情の中で影響は受けても、しかし、それを守っていこうということで、こういう努力が進められているからこそ、こういう日野の中でのいろんなことが守られているんだ、というふうに思います。

私は、市長にお尋ねいたしますが、先ほどの国会での議事録のやりとりを見ましても、64年度の予算編成に向かって、補助金カットは復元する、もとに戻る、という前提でこれからも交渉を進めてまいる所存だということで、梶山国務大臣がおっしゃっているんです。

私は、やはりこういう、自民党の国務大臣も「やります」というふうにおっしゃっているんです。でも私は、本当にこれを、本当に今までの例から見ると、信用していいかどうか、疑問に思うわけですけれども、だからこそ国会の中でも、あるいはまた地方の議会の中でも、私どもが市民の声を代表して、そしてその先頭に市長が立って、国会にも行く。あるいはまた、庁舎にも垂れ幕を下げる。消費税を反対だという垂れ幕を下げさせる、こういうことが必要だというふうに思うんです。

私は、森田喜美男市長は、本当に市民の「私心なければ恐れるものなし」ということで、本当にこういう方を、私、持ち上げるわけじゃないんですけれども、こういうことでやっていらっしゃる市長というのは、本当に珍しいというふうに思います。（「貴重品」と呼ぶ者あり）　そうです。不規則発言にあるように、私は全国に誇る、こういう市長ですので、こういう市民を守る、そういう立場から、市長を先頭に、削減された補助金を求める、復活させる、この運動をさらに展開させていただく必要がある、というふうに思います。

そういう意味で、私が今までやった質問について、全体的な御意見、そしてまた、市

長を先頭に、住民と一緒に、国でも都でも、働きかけていく、そういうお気持ちをぜひお聞かせいただきたいと思います。これは、国だけの補助金カットでなくて、東京都も随分カットされてきておりますので、その辺も、ぜひ含めまして、御答弁、お願いいたしたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　60年前後、つまり国の財政破綻、公債発行のみ多くて、どんどんそれがまた膨らんでいく。こういう状況の中、一時、地方自治体から借り入れをするという説明で、60年の年に、いわゆる高額補助金の１割カットということが始まったことは、我々の一番記憶も新たなところでありまして、そうして、１年といったのが、また次に３年になり、最近はそれを恒常化しようという動きすらある。

自治省は、これは自治体側の立場で、自治体を擁護し、財政の、大蔵省との交渉をする立場にありますから、自治省から受けるそういう説明は、一時は信用してきたわけであります。それが復活されるどころか、年々恒常化されるということは、これは地方と地方との力関係が、つまり地方が弱くなったという、一つの査証といわれてもよろしいかと思います。

かつて、摂津訴訟といわれた、つまり保育園は２分の１は国が負担するんだいう法律がある。そういうことに基づいて訴訟をし、いろいろ国民の注目もあったわけでありますが、それが大きなきっかけとなって、保育行政は改革をされ、国の補助金、あるいは補助事業に対する国の責任が、かなり姿勢として立ち戻ったということは、明らかな事実でもありました。

最近は、しかし、なかなかそういうエネルギーの結集ができ得ない。こういう、言わざるを得ない面もありまして、ただ、全国市長会とか、あるいは地方団体ということで、主張をすれど、成果はまだ明らかならず、というような状況であります。これをいかに地方が意思統一を図って、そうして中央に強く迫るか、これからの大きな課題であり、また、地方自治というものが、本来もっともっと尊重されて、そうして住民自治が憲法の条項どおり守られていくということを、国民の関心を集めて取り組むべき、日本国民の大きい課題である、というふうに考えます。

我々も、微力ではありますが、市民の皆さんと力を合わせて、そういう運動を、展開を図っていきたいものだということは、常々考えておるわけであります。

不十分のお答えでありますが、そういう基本姿勢には常に立っておる、というふうに御理解をお願いしておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　ありがとうございました。

この国庫補助金が、３年間という、最初は１年間という約束が３年まで伸びて、そして、この影響は63年度まで合わせますと、60、61、62、63、４年間になりますと、この４年間の補助金のカットの総額は、４兆9,039億、これだけの補助金が地方自治体からカットされたということで、これは大変なことだというふうに思います。国民健康保険の問題やら、あるいはまた教育、福祉、あらゆるものにかかわってきた、この補助金のカットですので、私どもは、こういう点では、やはり市長と一緒に、共産党の国会議員団も、竹下内閣が新たに発足いたしまして、就任いたしましたときの梶山自治大臣の方に、「1988年度の地方財政対策等に関する緊急の申し入れ」ということで、共産党の議員団が申し入れを行ってきております。

その一つは、地方財政計画の策定に当たっては、財政需要の実態に即して計上するとともに、財源不足については全額国が負担すること。

二つ目には、交付税率の引き下げを許さず、40％に引き上げること。

三つ目には、義務教育費など、新たな国庫補助負担金の削減はもとより、不交付団体を理由とする削減も絶対行わないこと。国庫補助負担率引き下げに関する特例措置をもとに戻すとともに、今までの使用負担についての補てんを行うこと。

四つ目には、地方財政対策を口実にして、自治体と住民に重大な影響を及ぼす新大型間接税の導入は許されない。一切の導入作業を中止すること。

こういうことで、申し入れをいたしましたが、本当にこれが、すべて自民党が、政府が、やっていただいたならば、地方の暮らす私どもは、本当にいい暮らしができるのではないか、というふうに思います。

先ほど、市長もおっしゃいましたけれども、私ども、地方自治法が、去年40周年、憲法もちょうど40周年を迎えて、ことしは41年になりますけれども、本当に今、地方自治が、私たちの暮らしの上には一番大きな問題でもあり、そして、いい地方自治をこの中でやっていただきたいということは、願いでもあるわけです。

そして、この中でも日野市では、非核宣言を行うとか、憲法を市政に生かそうとかということで、住民の声がどんどんはね返ってくるような、そういう政治が行われるというふうに、私は思っております。

そしてまた、地方行革と闘っていく、国が進めるそういう行革との闘いに、住民自身も加わりながら、住民のサービスを低下させない、そういう運動も、さらに旺盛に進め

ていく必要があると思います。

また、地方議会は、住民の代表の機関のことですので、こうした国が進める臨調行革路線のこういうものについても、私たち自身が住民と一緒にこれをはね返していく。このことが必要だというふうに思います。

そして最後には、日野は革新自治体です。この革新自治体が、本当に昭和70年代の最高時は210余りありましたけれども、今、いろんな状況の中で、これが150くらいに減りましたけれども、でも150の革新の自治体、先ほどは、埼玉でも革新の県政が、さらに５期目に誕生いたしましたし、沖縄でも共産党の議員が進出するという中で、革新が本当に市民の中で暮らしを市政の中に生かすということで、革新の政治を求める人たちが多いわけでございます。

私どもは、こういう日野の、全国にも誇れるような革新市政を、ぜひとも私は、森田喜美男市長を先頭に、住民の暮らしを守る立場から、継続、発展させていただき、自民党が進める消費税に、ノーという、そういう態度をはっきりと表明していただきたい、というふうに願いまして、この質問を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって10の１、政府による補助金カットの市民生活への影響についての質問を終わります。

一般質問10の２、老人アパートをつくりおとしよりの住居を確保せよの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　続きまして、老人アパートをつくりおとしよりの住居を確保せよについて、質問をいたします。

この質問は、私、４回目でございます。執念を持って、老人アパートをつくっていただきたい、こういうことで質問をさせていただくわけでございますが、私が１回目の質問のときには、昭和53年の１回、３月議会でございました。ちょうど10年たちます。63年の６月でございますので、ちょうど10年たちますけれども、今、この10年を過ぎ去ってまいりますと、お年寄りを取り巻く状況が非常に悪くなってきております。53年当時は、それでもまだ、住居の問題でも、私どもが提案した時には、問題提起として、ぜひ日野市でも老人アパートをつくって、お年寄りの方が、住宅に入れないという方を救っていただきたいという立場で、質問したわけですけれども、昨年来から、あの東京都下を襲った土地ブーム、そういうことで、地上げ屋の土地買い占めなどによって、お年寄りの方がおうちを追い出されるという、それはまだ、この日野の中にも及ぼしておりませんけれども、そういう状況などもありまして、非常にお年寄りの住宅問題については、

大変悩みが多いわけです。

私が住んでおります多摩平団地は、団地でございますけれども、ここに住んでいらっしゃるお年寄りのお話を聞いても、多摩平は建てかえがもうすぐだ、という話を聞いておりますけれども、そのことを考えただけで、本当に心配で心配でということで、私、先般呼ばれまして、お話ししてきたんですけれども、住宅というものは、本当に、私たちでさえ不安ですから、お年寄りにとってはどんなに不安な思いを持っているか、というふうに思います。

61年の３回目の９月議会のときの答弁では、市長の答弁では、お年寄りが本当に十分必要としているのかどうか。実態調査をして、必要なのかどうか、そして日野市の老人の施策として、果たしていいものかどうか、ということを、他市の例だけでなくて、日野市としても調べてみましょう、ということでございました。

それから、二つ目には、今度、部長でございましたけれども、向川原住宅に、第２種の64戸の市営住宅を建てるので、そこの中に、４戸、老人向けの住宅を建てていきますという、こういう答弁でございました。

その後、私もちょうどいいところに、病院も間近で、アパートを持っていらっしゃる方が「どうでしょうか」なんというお話もありましたので、提供するという方があれば、私は積極的に、余り難しく市の方は、私、考えているんじゃないかな、というふうに思うんです。61年のときでも、23区の中では、七つの区と、それから三多摩でも、田無もやっておりましたし、そういう二つの市もやっておりましたし、都内でも、目黒と中野はやっておりました。

ですから、余り難しく考えないで、本当にお年寄りが、今、住宅を探しても、お年寄りは危険だから貸してあげないとか、今でさえ――赤ちゃんがいるところでもだめだというアパートもあるというふうに、この間、聞きましたけれども、お年寄りだと、なおそういうことがあると思いますので、私は、今のこういう変化の中で、ぜひやっていただきたい、というふうに思うんです。

私は、62年度の日野市の「福祉」という本を、市が発行した本を、非常に分厚い本で、こんなにたくさんの福祉行政をやっているんだなということで、改めてまた認識して、感心したわけですけれども、本当にあれだけお年寄りの施策がいっぱい前進している中で、住宅問題が、市営住宅とか都営住宅とか、そういうところに入っているからいいじゃないか、というふうになるかもしれませんけれども、民間のアパートに住んでいらっしゃる方も多いわけです。そういう点では、ぜひ、やっていただきたいということで、質問

をさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　老人のための住宅政策ということで、御質問でございますが、私どもとしては、基本的には、住宅政策というのは、国あるいは東京都がやるべきことではないか。しかし、大本的なものは、国の政策として展開すべきナショナルミニマムの中で、住宅確保というのはやるべきことではないか、というぐあいに考えております。

しかしながら、その他の個別的な事情に対応する住宅政策については、各自治体で対応すべきである、というぐあいに考えております。

特に、最近は、東京都が老人向け住宅をやっておりますし、シルバーケアー、あるいは老人住宅等の、高齢者住宅等の施策の展開が見られるところでございますし、また、日野市でも、先ほど御質問にありましたように、市営住宅の中に老人、または障害者等の住宅の、あるいは母子、そういうものの枠を特別に設けて、施策として展開していく、とこういうぐあいにやっているところでございます。

老人の福祉の問題というのは、老人福祉施策の体系化の中でも、重要な問題として、住宅の問題は取り上げられております。健康の問題、医療の問題ですね、それから福祉施策の問題、それから住宅施策の問題というのは、それから所得施策の問題ですね、所得保障の問題、この辺のところにつきましては、かなり重要な問題として考えております。

それで、現在の東京都内での老人のアパートの状況というのは、先ほども御指摘になりましたように、既に九つの区でやっておりますし、その他10区では、アパートのあっせん事業ということでの、紹介事業をもやっているということでございます。現在の老人アパートの状況というのは、提供事業と、あっせん事業という２種類に分けられるかと思います。

しかし、このような施策が、各区で展開されてきておりますし、日野市としても、住宅の建設は民間につくっていただいて、それを市がお借りする、とこういうような形で今後は考えてまいりたい、というぐあいに考えております。

これからの具体的な状況等については、既に発足しているところでの状況等をいろいろ参考にしながら、施策を練ってまいりたい。必ずしもつくればいいということだけではありませんので、一定の条件等も必要でございますし、老人ということでの地域の問

題、特に公衆浴場が近くにあるとか、交通の便がいいとか、あるいは公共施設が近くにあるとかいうような、いろいろな条件を、やはり具備するということも必要だと思いますので、そういう条件、あるいは市の方で保障すべき安全の問題、その点についても考慮していきたいと思います。

しかしながら、民間の御協力が、ぜひ必要でございますので、これから、民間の御協力を得るような方法を考えていきたい、とこういうことで、ＰＲに努めていきたいというぐあいに考えております。（「やるということだな、簡単に言えば」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　先ほどの答弁と全く、余り消極的な答弁で、今までと同じような答弁なんですね、毎回。

ぜひ私は、そういう、余り消極的な答弁でなくて、私が10年間、問題提起してまいりましたので、ぜひこの点については、積極的に働きかけていただきたいというふうに思います。

市長に、最後の答弁をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何回も質問で、その都度、どういうふうに取り組めばいいかということを、考えるわけであります。

結論といたしまして、やっぱり制度に準拠したものでないといけない。そのことの最初の発足として、特養老人ホームがあり、一番の最初に取り組むべき順序だ、というふうに考えました。

それから、民間の方に、つまり借り上げでも、あっせんでも結構ですから、そういう一つの建物経営をやっていただけませんか、ということも何軒か頼みましたが、まだ実現に至っていないわけであります。

つまり、ケアーつきでなければいけないということが、当然伴ってまいります。それから、だれが保障人になるかということも、当然、生じます。そして、もし不幸にしてお亡くなりになられた際には、どういう処理になりますか、とそれらのことを一つ一つ全部解明をしておかなければいけない性格の、課題であります。安易に、問題をつくるようなやり方で、発足も、これもなかなか難しい。

結論は、やっぱり制度をつくるというところに大きく依存をし、それが最初には、当然、特養老人ホーム、それから有料老人ホーム、そういう順序にならざるを得ない。そういうことになってくるわけでありまして、そのケアーつきということ、それから、そ

れらの他のいろいろな保障関係、これは、生活保護のときのみは、一応成り立っておるわけでありますが、その他には明確な制度には、まだなっていないというのが、現状であります。

そのあたりのところを十分詰めた上でないと、取り組めない。そこで、特養老人ホームは、既に制度化、よくできておりますので、何といっても最初にやるべき仕事だ、とこう思っております。

それから、施策として、市営住宅の一部を使うとか、そういうことは当然考える課題でもありますし、老人というのを、単身であるのか、家族つきであるのか、いろいろまた一人ひとりの事情があるわけでありまして、一つの制度として、整然とした福祉の体系序列の中に位置づけなければ、そう簡単にはできない、とこのように言わざるを得ません。今後も、十分追求していきたいと思います。

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　これで質問を終わりますけれども、やはり、しっかりと位置づけていただきたいというふうに思います。

私も、特養老人ホームは、非常に重要なことであり、このことをつくることについては、私も賛成でございますし、その後のまた老人ホームも必要だというふうに思いますが、ぜひ、何回も提案いたしましても、そのまま私は終わってしまっているのではないか、というふうに思うんです。ですから、提案したものについては、では、どういうふうにしたらいいのかということで、積極的な、その討論を、庁内の中でも巻き起こしていただきまして、できないならできないで、構わないと思います。

私は、ぜひやっていただきたいということで、今、三多摩の中でも、立川でも、ひとり暮らし老人に対する専用住宅条例ということで、共産党の議員団なども提案したりしておりますし、私も10年前から、このことは提案しておりますので、ぜひ、１人で暮らしている65歳以上のお年寄り、こういうふうに限定して、日野に住んで、住所があれば、どんな方でも私はいいというふうに思います。ぜひ、日野市の中で、庁内の中で、積極的にこのことについて、しっかりと討論をやっていただきたい、というふうに思います。

以上、述べまして、終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって10の２、老人アパートをつくりおとしよりの住居を確保せよの質問を終わります。

一般質問11の１、多摩平団地の建て替え問題に対する市の対応を問うの通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔28番議員登壇〕

○28番（名古屋史郎君）　お許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

住宅都市整備公団が、昭和30年代に建設をした団地に対して、もう約30年経過しているということで、全国的に建てかえ計画を持っているようであります。現に、その計画に基づいて、横浜、川崎、板橋、あるいは亀有、そういった団地で、既に計画だけでなく、実施段階に入っているようであります。30年代に建設され、30年以上ということの基準からしますと、日野市では、いわゆる多摩平団地が、当面、予定団地ということで計画されているやに聞いております。

申し上げるまでもなく、30年もたちますと、大変狭い。それから、いわゆる老朽化が著しいということで、居住者の間で、居住そのものに大変な不便といいますか、不満のあることも、現状であります。

したがって、いわゆる住宅を改善してほしい、そういう声は大変多いわけでありますが、問題は、建てかえ後の、いわゆる家賃の値上がりというものは、当然ついてまいるわけで、大体、これまでの実施されているところの模様を調べてみますと、少なくとも３倍、あるいは５倍の家賃になっているようであります。

当然、改善されるわけですから、それで結構だ、という方は、それで結構なわけですが、結構でない方も大変出てくるわけで、そのことに対しては、公団の方は、それなりに家賃の軽減措置という形で、８年後ですか、10年後に、当初予定の家賃にする、とそういったような方法をとって、いろいろ住民と話し合いながら、実施を進めているところのようであります。

私は、この建てかえに関して、いわゆる多摩平団地が対象になっているやに聞いているわけですが、この建てかえということについて、日野市でどういうふうに対応しようとされているか、ということについて、伺いたいと思います。

それで「日野市の基本計画、現状と課題」という印刷物によりますと、民間の住宅建設などについては、住みよいまちづくり要綱ということで、民間の方に御協力をいただいて、住宅環境の整備に成果を上げてきた、こういうふうに述べております。

そして、公共住宅の整備、建てかえなどについては、こう書いてあります。「公社、公団住宅についても、居住者の意見を尊重しつつ、関係機関に対して、居住環境の改善などを求めていかなければなりません」――建てかえというか、公共住宅整備について、前段で、こういうふうに述べております。後段がありますが。

まず、伺いたいのは、この「公社、公団住宅についても、居住者の意見を尊重しつつ

関係機関に対して、居住環境の改善などを求めていかなければなりません」この部分について伺いたいんですが、この表現は、一般的に、公共住宅を建てかえする場合に、一般的にこうさせたいな、とこういう願望なのか、何か、いわゆる東京支社管内で、そういう建てかえ計画が進行していて、いわゆる日野市に何らかのアプローチがあって、そういったことに対して立案された結果が、こういう表現になったのか。

全く一般的に、もし建てかえられる場合には、居住環境の改善などを関係機関に求めていかなければならないな、というふうに思って書いたのか。アプローチに基づいて、こういうことをしてあげよう、という腹づもりがあって書かれているのか。まず、その辺、伺いたいと思います。

もし、アプローチがあれば、それらの回数、それに伴って示された図面、あるいは書面、そういったものがあるとすれば、どんなものがあったのか。まず、冒頭、伺いたいと思います。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今の質問、２点あるわけでございますが、多摩平団地の建てかえに関連する問題でございます。

既に前回の議会、また、その前の議会にも、この問題につきましては、他の議員さんからも質問があったわけでございます。その時点でも、私の方は、現状の中では、全く都市整備公団からは、正式な話は聞いていませんということで、お答えしているわけでございますが、全く今日の現状に至るまでの間、正式には聞いていないわけでございます。

ただ、考え方としては、この前のお答えした中でも、少なくとも大きな団地の建てかえがあるとするならば、正式に都市整備公団は行政の方に相談があってしかるべきだろう。そういう中では、市としても、当然まちづくりの一環としての考え方として、総合的な計画の中で意見を述べたい、というふうな考え方で、お答えした経緯があるわけでございます。現状におきましては、情報としてのとらえ方だけでございますが、住宅都市整備公団は、東京多摩公団住宅自治会協議会と１回の懇談会を開催したというのを、私の方は、情報として、持っております。

その中で、都下７市の地域を、先ほど名古屋議員さんの方からもお話がありましたように、31年から33年にかけての団地の対象地域を、年１万戸ペースで、全国的に建てかえしていく、というようなことが話されたというふうに、情報として持っております。よって、今の時点では、正式には、今日までまだ市には全くない、というお答えをしておきます。

２点目の関係でございます。基本計画に関連しての御指摘でございます。前回も、その御指摘をいただいたわけでございますが、全く基本計画の中では、アプローチのあっての立案ではございません。一般的に、前段で申し上げましたように、一つのまちづくりをする中での一般的な考え方として、そこに計画をのせた、ということでございます。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　ありがとうございました。

今の答弁によりますと、アプローチなし。全くない。そういう中で、公共住宅の建てかえにどう対処したいかという意気込みが、この日野市基本計画の現状と課題の中に、大変積極的に読み取れるわけであります。大変積極的で、大変うれしいと思います。

そこで、具体的に伺いたいんですが、居住環境の改善というのは、すぐにわかるんですが、「など」というのは何か。その、居住環境の改善というのは、建てかえそのものを居住環境の改善というのかどうか、ですね。大変理屈っぽいようですけれども、先ほど来、論議といいますか、鈴木議員の質問にもある、あるいは市長の答弁にもあるように、あるいは、冒頭申し上げたように、いきなり３倍、５倍という家賃、減額措置ということもありますけれど、老齢化といいますか、経済的な負担の、収入の停滞ということもありますんで、その辺ですね。

その苦しい方にとっては、建てかえそのものは改善じゃないんです。建てかえたところに住める状況になって、改善になるわけですから。市の考えているのは、改善というのは、建てかえたところに経済的弱者も住めるようにしてあげますよ、というところまでが改善なのか。

建てかえということ、「など」というのがついていますから、よくわからないんですが、どうしてくれようというのかが、この文章からはわからないわけです。建てかえなどの場合に、居住環境の改善などを関係機関に求めていかなければなりません、というんですから、経済的な弱い人、あるいは障害の方、そういった方もきちっと守ってあげる姿勢をちゃんと持っていますよ、ということなのか。建てかえるんだから、どうせ戸数はふえるんだから、そのときに集会所の一つもつくらせようということが、この文章の全部なのか。そこのところを伺いたいんです。

市が考えているのは、関係機関に求めていく中身です。そこのところを明確に、一般的にとおっしゃるけれども、公共住宅の建てかえでは、こうしていかなきゃならない。

これは、積極姿勢なわけですね。後段、申し上げますが、高齢者や障害者などについては、こんな課題がありますよ、といっているんです、ここで。

そうじゃなくて、建てかえについては、こういう積極姿勢を持っていますよというんですから、どこまでやっていただく気なのかということを、明確に、一般的に述べたことだとおっしゃっても、決意のほどがそこににじみ出ているわけですから、どこまでやろうということなのか、その内容です。どこまでやるかというのと、時期、方法、内容、こういったのを具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　具体的に御質問があるわけでございますが、当然、基本計画の策定に当たっては、私の方が中心になり、各プロジェクトの中での積み上げが、経過としてあるわけでございます。

しかし、具体的な問題の御指摘でございます。ただ、この多摩平の住宅公団の建てかえの問題についての内容としては、今、具体的にということでございます。しかし、当然、この建てかえによっては、私の方が、行政とするならば、住宅都市整備公団から、現状では話がありませんが、これだけの大規模な改修、改善を行う以上、何か行政にも話があってしかるべきだろうということで、私の方も申し入れはしてあります。具体的な考え方が煮詰まったら、やはり行政にも提示してほしいということは、申し入れしているわけでございます。しかし、現在の時点では、全くないということでございます。

ただ、当然、申し入れがあれば、これだけの多摩平の大きな整備計画を進めるに当たっては、住民、市民の立場に立って、その居住者の幾つかの要望も、私の方としては聞かざるを得ないだろう、当然聞くべきだろう、とそういうふうな基本的な考え方を持っております。それを総合的に取りまとめた中で、やはり都市整備公団に行政として、また、その全体的な計画の中でのアプローチ、あるいは要望をまとめるべきだろう、というふうな考え方の中で、現在、いるわけでございます。

その中には、当然、都市整備公団からは、基礎調査の問題の中で、いろいろな幾つかの要件も出てくるだろう。あるいは、それに対しての居住者の考え方、あるいは行政の立場の考え方をまとめて要望していくということで、現時点の中で、こうこうこうだというような、具体的な考え方までは持っていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　私は、そういうお答えを希望しているわけじゃないんです。

立派な文章が書かれている。関係機関に居住環境の改善などを求めていかなければなりません、と書いた以上は、どういうことをしてあげよう、どういうことをしよう、という考えがなくて、アプローチは全くないんです。「アプローチはあるはずです。あった場合には守ろうと思っているんです」では、ちょっと文章の方が立派過ぎやしないか、というふうな感じがするわけです。

やっぱり情報として得たものに対して討議をした結果が、こう対処しようと出ているはずなので、一般的な作文じゃないと思うんです、この現状と課題というところはね。だから私は、住宅環境の改善というのは、もしアプローチがあった場合には「集会所の一つもつくらせようと思っているんですよ」ということなのか、「家賃の減額のそれなんかもひどいじゃないか。それじゃＯＫしないよ」ぐらいまでの気持ちがあるのか、それを具体的に聞いているんだけれど、それはない、アプローチがあってからだ、ということだとすると、文章の方が先走っているような、何か理屈っぽいようですけれど、そんな感じがするわけです。

できれば、三通りというか、例えば、どうせ高層化するわけで、戸数がふえるわけですから、土地があくわけですから、ばーんと市民プールの、第二市民プールでもつくらせますよとか、いろいろあると思うんです。コミュニティーセンター的なものをつくりますよとか、いろいろあると思うんです。そのくらいのそれがあるのかどうか。「言ってきたらあれだけれど」ということじゃ、ちょっとね。

それから、先ほど申し上げたように、現状と課題によると、次に行をかえて「公共住宅整備に当たって、高齢者や障害者など、住宅の確保が困難な人々のために、その生活対応に合った住宅を確保していくことも、重要な課題であります」と。大分トーンダウンしているわけです。トーンダウンは、行をかえてあることからして、全く別個に、これ、設定したものなのか。前段と関連しての文章なのか。その辺が、ちょっとわからないんです。

要するに、住宅、居住環境の改善などの中には、これも含んでいるんだと。障害者の、あるいは高齢者の分もばっちり確保させます、そういう気構えなんです、ということなのか。いや、これは別なんだと。課題と書いてある、トーンダウンしている部分は、これは別なんだと。前段の住環境の改善ということが主であって、この高齢者、障害者というのは、ちょっと難しいんで、課題としてあるんです、ということなのか。

大変、文章にこだわって、細かいようですけれど、「いや、そうじゃないんだ。前段とこれと全く一致して、もう市民のためにあらゆる努力をしましょう」ということなの

か。その辺が、文章にこだわっているようですけれども、明確にお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいま、名古屋議員さんの御質問でございますが、私の方から、お答えになりませんが、この基本計画を策定した中での状況として、この文書の細かい部分のとらえ方として、私も先ほど来、申し上げておりますが、基本的には、やはり具体的なことでなくして、少なくとも全面的に市ができるだけ努力したい、というような考え方があるわけでございますが、担当部の中でのひとつの、私の方の責任でございますので、そういうことを申し上げませんが、細かい、この関連がこうだ、ということについては、ちょっと私の方から明確にお答えできませんので、また調整した上でお答えしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　そうなりますと、大変言いにくいことですけれども、現状と課題というのは文章の羅列なのか、というふうに（「そのとおり。作文なんだよ」と呼ぶ者あり）、私は、さきに大変高い評価をしたわけです。情報に基づいて、関係機関に求めていかなければならない、非常にアプローチがあったというか、情報以上のものに基づいて、書いているわけですよね。だから、相当な気構えがあるんだろうというふうに、高く評価したかったんですが、今のそれだと、「など」というのは、一体どういう意味なのかという、大変細かいことですけれど、居住環境の改善などというのは、何なのか。要するに、踏み込んで、先ほどから何回も言っているように、集会所の一つ、あるいは日野市民割り当て分を50戸確保しますとかね。

その昔、多摩平団地ができたときは、市立病院の医者、看護婦さん分があったとか、なかったとか、聞いております。そういうこともできるんですね。できたようなんです、昔。そのときは、住宅公団といいました。今は、住宅都市整備公団というんですから、もっと自治体の話は、聞いてくれるはずなんです。

それで、なにか明確な、長谷川さんのところの担当だとおっしゃって、しかもアプローチがないけれど、こういうふうに書いてあるんだということで、ちょっと私、どこまでというのは、何回も繰り返しますけれども、そういう外郭的に、もしあれの話があった場合には、「これ、一つつくりなさいよ」というくらいなのか。

ほかの自治体では、関与した例というのは、余りないんですね、残念ながら。それだ

けに、関与していただきたいという願いから、質問しているわけでね。家賃の減額のそこまで、市がそれだけの減額じゃＯＫしませんよ、と言えるかどうか、そこのところもわからないんですけれど、そういう検討までしないと、団地の人たちの不安というのは、消えないわけです。

ですから、お書きになる以上は、どこまでやる気なのか。アプローチがあってから考えるんだ、にしては、大変立派に書いてあるんで、その違いをちょっと申し上げてみたくなるわけです。

それでは、せっかくそういうことですから、時期をまた、次に明確な御返事があるということですから、そういうことにして……。

さらに、ちょっと伺いたいんですが、住みよいまちづくり要綱によって、民間の方には、それなりの協力をいただいている。それで、まちづくり要綱の41条には「公団など公共の行う事業は、適用を除外します」こう書いてあるわけね。民間の方に、まちづくりに協力してもらうんだと。それで、公共のやる仕事については、除外します、とこう書いてあるわけであります。

これは、常識的に、公共のやる仕事は立派な仕事をやってくれるだろう、こういうことだと思います。したがって、さっきの部長の答弁のように、当然、相談なり何なりもあって、しっかりとやっていただける、こういうふうに思うんですが、先ほどから申し上げているように、公団のもくろんでいるのは、どうしても戸数増だと思うんです。住宅の改善と同時に、どうしても戸数増をねらっていると思います。また、現に、そうのようです。四つ五つの例を見ますとね。

そうなると、市のかかわりというのは、大変大きくなってくるわけで、自治体は関与しないというわけにはいかない問題に、いろいろなってくると思うんです、ごみだとか、し尿、その他いろんな関係が出てくるわけですから、当然、アプローチがあるだろう。

しかし、先ほど申し上げたように、板橋区の区議会で、公団に要望書を出した。弱者をなるべく救ってやってほしいと。そのくらいしか、余り例がないんです。公団は、どんどんと進めるわけですよ。現に、うまくいっているところもあるようです。若干、いろいろ問題があって、おくれたりするところもあるようですが。

積極的に市が関与していくという姿勢、これが、現状と課題の冒頭にあったんで、大変うれしく思ったんですが、ちょっと今、残念な気持ちをしながら、質問を続けているわけです。

これまで、日野市が公共住宅の建てかえ、あるいは誘致といいますか、その際に、大

変輝かしい成果を上げてきたことは、私は高く評価したいと思うわけです。特に豊田駅前の都営住宅の建てかえ時に対する市のかかわり。

それから、これは幻の計画になったようですすが、豊田駅前に公団の１等地に、公団の建設計画があったやに聞きますが、その際、なにか市の決断によって、その計画が幻の計画になったやに聞いております。あるいは、公団が千代田自動車の跡地ですか、そういったときに対しての市の対応。

これらについて、どんな御苦労をなさって、どういうふうにさせたということは、大方の方が大体御存じだから、伺う必要もないと思いますけれども、ぜひひとつ、どなたかの質問にもあったように、入居以来30年ということで、高齢化、いわゆる老齢化という形の中で、大変、環境がよくなるということは、歓迎されているようですから、ぜひひとつ、市が、アプローチがあってから、どこまで対応するのかというのを決めるというんじゃなくて、もう現に、東京の中でも亀有とか、近くでは小杉ですか、どんどんやっているわけですから、幾らでも情報収集できるわけですから、そして、どういうところまで関与できるのか。市民生活を守るためには、どこまでやろう、とこういうことを具体的に相談していただきたいと思うんです。

「答弁は、ちょっとできない部分は後でします。アプローチがあってから相談します。対応します」これでは、ちょっと残念な気がします。ぜひひとつ、よろしくお願いいたします。

最後に、市長に伺いたいんですが、これまでの公共住宅建てかえに対する日野市の姿勢は、大変高く評価できるものがある、と私は思いますが、先ほど申し上げましたように、この建てかえ問題は、アプローチがなければ概略がわからないじゃないか、ということじゃなくて、さっきから何回も申し上げているように、他にどんどんやっている自治体、やられているというか、実施している自治体、かかわっているか、かかわっていないか、いろいろ自治体はあるわけですから、どこまで対応できるのかなということも含めて、ぜひ積極的に特例をしていただいて、基本計画の現状と課題が、作文でないようにしていただきたい。

ここで、市長に最後に伺いたいんですが、今まで私、いろいろ申し上げましたけれども、市長として、どういうふうなお考えで、今のやりとりを聞いていながら、お考えになるか、全般的に伺いたいと思います。

さらに、その前に、部長の答弁もありますが、一昨日ですか、立日橋が63年だ、64年だ、という議論が若干ありました。言ったとか、言わないとか、いや記録にあるとか。

私、それで思い出したのは、多摩平の教育センター前の溢水は防げるのか、という質問をしたときに、「あれは簡単です。七丁目の方へ抜きますから」という部長の答弁があったんです。そして、ある部長に聞いたら「どうしてそんなこと、そんなことをできっこないですよ」といったような答弁があって、大変当惑したことがあるんです。

要するに、七丁目、ずっと役所へ寄った方ですね。あっちの方までぐっと引っ張っていって、大体持っていけるんです、とこういうある部長の答弁があったわけなんです。それらは、まあ余り深く追求しませんでしたけれども、そんなことを言ったはずがないとかね。しかし、本会議ですから、この間の立日橋のときも、ちゃんと議事録を見ると、63という数字が出てくるんです。七丁目へ引っ張りますというのも、出てくるはずなんです。

市長の答弁の前に、私、申し上げたいのは、無責任に言ってもらったゃ困る、ということなんです。物事がうまくいかないで、こうこうこうだろうという、想定はつくとか、それならいいんですよ、それならいいんです。七丁目へ引っ張りますというのと、そんな話ってありませんよという、同じ部長間であるんじゃ、この御答弁も、ちょっと心配なわけですよ。アプローチはいつあるか、わからないわけですから、この場は、これで済みました、議会はね。で、半年たちました。アプローチがなかった。それをさっき言った、また議会ですと。それで「あのときのことは、たしか答弁は後で申し上げるということになっていた」こういったことで、何かわからなくなっちゃう。それでは、立った意味がないわけで、これは市長にも、各部長にも申し上げておきたいんですけれども、ですから、臆病になってほしい、ということじゃないんですよ。余りにも食い違いますからね、七丁目へ引っ張りますよ、簡単ですよ、とこういう答弁があったかと思うと、そんな、とんでもない、大変な距離ですよ、ありっこないですよ、という答弁が返ってくるということ、事実あったわけです。

立日橋の場合は、63と４の違いですから、63が４になりそうだという、このことと違うんです。63と言った。ある部長は、私は63という数字は当初から承知していない、とこういうそれですから、これはやっぱり食い違いだと思うんです。ですから、あえて申し上げておきます。

では、市長の御答弁を、ぜひ、日本で初めてのユニークな対処を示す、とこういう毅然とした御答弁をいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御質問にお答えをいたします。

日野市住みよいまちづくり指導要綱、このことから入りたいと思うんですが、その中で、公営住宅、公共住宅は、指導の除外をしておる。これは、お互いの行政間でありますから、それ以上の責任のある協定をつくるということで、民間の指導以上のものになる、とそういうふうに理解をしておいていただいて、結構でございます。

その実例は、都営住宅の建てかえの際、あるいは、公団住宅の建てかえの際、公団住宅の建てかえは、まだ余り具体的なことはないわけでありますが、都営住宅の建てかえは、今もう既に幾つか、新規な協定をもって臨みました。その１例は、豊田駅の建てかえの際の１例がございます。

建てかえるということは、もちろん、老朽したものを近代化する。その近代化は、また今日の時世に合うようにする、ということでありますし、需要が多くなったから戸数をふやすということも、当然、伴うわけであります。戸数をふやすということは、これは言われるとおり、ごみの問題、下水の問題、学校や児童生徒の問題、あらゆることに伴うことでありますから、したがって、当然の自治体側としての要請をする根拠が生まれます。そういう形で、お互いの立場、立場の信頼関係におきまして、よりよいものを結果づけていくということが、当然の立場であります。

基本計画にあり得る課題として、その「現状と課題」の認識を記録しておる、とこういうことでありまして、その言葉の内容は、もっともっと敷衍できる、とこういうふうに考えておいていただいて、結構でございます。

特に、多摩平団地という指摘の中で考えます場合に、多摩平には、昭和33年当時、既に30年を経過しますから、東京支社の約17万戸、毎年１万戸ペースで建てかえていきたいという計画には、該当すると思っております。

したがって、アプローチがあることを待っているわけでありますが、こっちから行くということも、手もありますので、そのこともこれからやっておきたいと思います。

我々も、ごく一般的に考えますと、かつて言われたのは、住みよくするということは、つまり、部屋が狭いから壁を抜いて２戸を１戸にする、なんということも言われたことがあるようにも思いますし、まだ模索の段階、それから、それは今建っているものを改造するという範囲でありましょうし、建っているものを壊して建て直すということは、まさにこれからの課題だ。

一番最初にあり得ると考えますのは、平屋や２階建ての部分に、やや高層のものが設計をされるのが順序だろう、とこんなふうにも思うわけでありまして、全体計画、建てかえ計画ができているというふうには、私はまだ思いません。また、日野市に折衝なくして一方的に計画を遂行するということも、あり得ないと思います。

したがって、指導要綱以上の基準に立って協議をする、というふうに御理解をいただきたいと思います。その際、既に住んでおられる方が、もちろん第一順位であります。それから、将来のまちづくり、あるいはまちの発展の方向に合わせて、日野市独自のことも要望してまいります。

当然、行政の国の施策、あるいは東京都の施策として行われることでありますから、協議は、経済ベースではなくて、国民ベース、あるいは市民ベースということで、行われると思っておりますし、我々もまた市民の立場を、既に既存の市民の立場を十分守り、主張して、代弁をしていくということも仕事である、というふうに思っております。

緑を守りたいとか、清流を取り戻したいとか、日野市独自の大きな政策もございますので、そういうことも、当然、要求をしてまいることになることは、もちろんであります。なにか、地元の自治体が市民の立場に立って、あるいはまちづくりの立場に立って、主張ができないとか、相手にされないとか、そういうことは本来、お互いの行政間でありますから、あり得ないことでありますし、また、我々も積極的に求めることは求める。そういうことで対応していく。そういうことを書いておるのが、基本計画の意味だ、とこのように御理解をしておいていただきたいと思います。

今まで、もう少し加えますと、建てかえ計画の序のロかもしれませんが、豊田の駅前通りの中層の建物を建てかえ計画があるとか、高島屋を、お店が変わって云々ということがありましたので、その際には、あの場所は交通上、非常に要衝な、大切な場所だから、特に駅前の広場も狭いので、車の交換できるぐらいな設計にしてほしい。つまり、駐車場でありますとか、そういうことを含めた、かなり高層のものであって結構です、というふうに考えております。

千代田跡の建物のことにつきましても、600戸計画があります。これにつきましても、当然、必要な日野市のまちづくり、あるいは住民のある方々のお立場に立って、きちんとした要望をしておくというのが、一つの今までの成果でもあると思っております。

そういうことでありますので、なにかこう、手が打てないということでは全くないわけでありまして、十分、事前に、市民が納得のできる、そういう協定をつくって仕事を進めさせる、とこういうふうに御理解をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　質問を終える予定でしたが、市長の答弁に、またさらに質問という形は全くありません。市長の力強い姿勢と、現状と課題という表現と、部長との

答弁、これらの落差を悲しむものであります。

この問題については、次の日のバッターもありますので、この辺で、市長、あるいは部長以下、皆さんの御努力を心からお願いを申し上げまして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって11の１、多摩平団地の建て替え問題に対する市の対応を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時56分　休憩

午後３時32分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問12の１、平山大和田線（補助12号線）拡幅計画とその関連について（都市計画道228号線より八王子行政境の間）の通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔16番議員登壇〕

○16番（高橋徳次君）　それでは、通告に従いまして、平山大和田補助12号線の拡幅とその関連について、質問させていただきます。

本題に入る前に、先に二つほど質問させていただきたいと思うんですけれど、その第一としては、都市整備の枠外にある地域の環境整備のための道路や、用水路、そういったものを整備するために、よく問題となることが、現況と公図の違いでございます。これは、前にもちょっとお尋ねしたことがあるんですけれど。

それと２番目としては、それに伴う都の方の関係ですけれど、立川の合同庁舎ですか、ここの指導課の許可のあり方の問題で、これは、直接市の方にお尋ねするという内容ではないと思うんですけれど、この際、ちょっとお尋ねさせていただきます。

いずれにいたしましても、前者の場合、いろいろ土地の整備をする場合、公図に合わせるということが、ある程度前提となって進めているようでございますけれど、日野市の場合、殊にこの公図と現況が違いがあるということが、往々にしてございます。そういった場合、市としては、その違いに対して、どのように対応されるのか、この点を伺いたいと思います。

と申しますのも、一応指導の方法としては、公図に合わせるようにということが、現

状のようでございます。しかし、おとなしい静かな人は、そのまま「ああ、そうですか」ということで済んでおりますけれど、時と場合によっては、なかなかそのとおりにいかない場合がございます。

また、行政の方としても、時と場合によっては、どうしても公図に合わせろという場合と、そう言っていながら、つかえてしまうと、どちらでもよろしいようなというような、非常にあいまいな点があるんですけれど、この点について、伺いたいということでございます。

また、２番目の方でございますけれども、建築は、合同庁舎の中の２階の建築指導課、それから土地関係は、３階の方の開発の方ですか、やっているうちに障害が起きて、どうしてもこの建物はだめだというような場合、建築課の方では、これは公図と違っているのではないかということで、突っ込んでいきますと、いや、土地関係に関しては３階の方へ行ってくれ。それで３階の方へ行きますと、いや、建物に関しては２階だから、また２階へ行ってくれ。ということで、堂々回り。いつまでもそんな堂々回りしていたんではしようがないということで、それでは２階と３階一緒に合わせて話し合うというふうにしますと、今度は、これは都の方としては人手も不足だし、とてもその広範囲なあれは見ていられないので、市の方で何とか善処しろ、というふうなことがございます。

こういったことで、指導のあり方、これは実際問題として、都が握っているようなんですけれど、この場合、市としては、あくまでも都の指導の方針ですね、これに絶対従っているのか。たまには、都の方の矛盾点があったらば、都の方に対して、ある程度の厳重な抗議を申し込んでもよろしいんじゃないかな、という気がいたします。

いずれにいたしましても、この場合、一番目にしても、二番目にしましても、迷惑をこうむるのは、善意の住民の方が迷惑をこうむって、悪い言葉ですけれど、横車を押す人が得をするというのが、現況のようでございます。

そういったことで、まず最初に、その２点について、市の方の考え方を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（市川資信君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　一般論として、まず境界査定、確定といいましょうか、これについて、お話ししてみたいと思います。

この境界確定をするときの権限は、都の総務局の境界確定課が持っております。市には、その権限は与えられておりません。そういうことでございまして、赤道とか水路等の国有財産、これと隣接する民有地、この境界は、国有財産法の第31条の３に規定して

おりますように、境界確定のこれは協議という条項でございますけれども、協議をして、そこで市の決定がなされたら、そこが赤道である、というぐあいに確定をするわけでございます。

でございますので、今おっしゃいましたように、公図と現況の違う場合は、今まで申し上げましたように、国有財産、すなわち赤道というぐあいに解釈されてもよかろうと思いますが、隣接する土地の所有者と協議いたしまして、その赤道の一応決定する、ということでございまして、何が何でも、その工事に合わせるのかと。やはりこれは協議でございますので、協議が整ったところで、東京都が境界の確定をするということでございます。

そこで、矛盾している場合は、市として抗議をしないのか、というようなお尋ねでございますけれども、当然、境界確定には、市が認定いたしておりますので、市も立ち会いをいたします。当然そこで矛盾といいましょうか、そういう場合には、都の方に抗議をするのは当然だ、というぐあいに考えております。

２番目の、建築指導課と開発指導課との指導の食い違い、という点でございますけれども、これはやはりおのおののセクションが、リズム的なところがあるのかもしれませんけれども、建築基準法上においては、赤道があるとかないとか、そういうことは、その建築物が建築基準法に適応しているかどうか、ということを確認するのが、建築指導課の仕事でございまして、また、開発指導課になりますと、これは開発行為でございますので、その中の赤道の、後々水路とか、そういうもののつけかえ、交換、これは法に基づいてやっていきますので、その辺の食い違いは、出てくるかもしれません。

しかし、これはあくまでもおのおののセクションで任務が違いますので、そのようになるのかもしれませんけれども、そういうようなことがあったならば、多分、開発行為の場合を述べていらっしゃるんだろうと思いますけれども、そういうとき、都市計画部にも開発指導課がございますし、私の方でも管理課がございます。そういうところに、ひとつ、お申し出くだされば、都とよく協議したいというぐあいに考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　２点目について、もう一度伺いたいんですけれど、また申し出てもらえれば、ということのようでございますけれど、申し出てもどうにもならない、というのが現状なんです。それでまた、たらい回しが始まるんです。その点、もう一度、もっとしっかりしたあれがわかりましたら、お願いしたいと思うんです。それで、いいですか。

もう１点、ついでに伺いますけれど、公図にもはっきりのっている市道の上へ建造物を建ててしまった場合、市は、どう対応されるんですか。その点を伺います。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　赤道の上に建築物がある、という場合の件でございます。これにつきましては、建築基準法上は、そういうことが――建築指導の方では、そういうことが生じることがあるかもしれませんけれども、私の方にも建築の確認申請が回ってくるわけじゃございませんし、まあ、それをどうするか、という問題でございますけれども、その辺は、やはり建築をされた方との協議によって、その道を外に出して、道路の区域の変更さえすれば取りつけられる、というようなときがあれば、そのようなことで指導していきたい、というぐあいに管理しております。

以上です。

○議長（市川資信君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　意地悪を言うわけじゃないんですけれど、それではまずいということになって、道路のつけかえなりをするということのようなんですけれど、もし、そのつけかえができない、余地が全然なかった場合、どうするんですか。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　私が思います――私がというと、おかしいんですが、思いますのに、そこに通常通っていないといいますか、通路として使われていないところに、多分、その家は建ったんだろう、というぐあいに考えております。

そうでなければ、そこに赤道があって、市道の認定がしてあって通行をしているならば、そこは必ず建てられるはずもございませんし、多分それは公共の用に供されていないところであっただろう、というぐあいに思っております。

そう答える以外に、ないんでございます。

○議長（市川資信君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　公共の用に供されていない、ということなんですけれど、これはもう答弁は結構ですから。――ところが、ちゃんとそこは人も通り、車も通り、公共の用に使っているんです。

そういうことで、とにかくこういう場合、先ほども申し上げたとおり、一番被害をこうむるのは、都民であり、市民なんです。ですから、そういう点、もう少し市としても都の方へ申し入れて、きちっと整理しておいていただきたいと思います。

この件に関しては、市長、何か、もしお考えがありましたら……。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　法の筋道といたしまして、いわゆる公共のその土地の上に建物が建てられるということは、本来は、あり得ないわけであります。周辺の人でも、また、そのことも指摘をされるでありましょうし、もしそういう形で情報が入るならば、その建築が正当でない趣旨の申し立てもしなければなりませんし。

今、部長が行っておりますのは、また、まま出てくる例といたしまして、廃滅した道の上に、本人も知らずに家が建てられた、ということはあります。その際には、善意の処置としては、つけかえということで周辺の道路を、宅地につながる道があれば、それを広げるとか、どうにも処置のないときには、市が受け取って、そうして御当人に処分をする、有償で買ってもらう。まれにそういう例がありますが、赤道は、本来は公共用地ですから、なるべく公共の用に置きかえる、というふうに指導をいたしております。

○議長（市川資信君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　私は、きょうはお寺参りに来たんじゃないんで、これ以上、堂々めぐりはやめます。

それでは、本題の平山大和田線の件で伺いますけれど、この路線は、補助12号線ですか、それと13号線とがつながっているという、いわゆる電車区から八王子へ抜ける道です。これは、12号線の方に関しては、以前から何回か一般質問で、バス路線を通してほしい、というふうなことを申し上げてまいりましたけれど、たまたま、一時は予算化されたんですけれど、ついに日の目を見ないで、つい先ほどから通るようになりました循環バスも、道路が狭いということで、そこは通らないというようなことで、非常に狭くて、余りほめた道ではございませんけれども、今回申し上げますのは、12号線そのものよりも、むしろこれに接続する13号線ですか、豊田団地の中に都市計画道路２・２・８号線というのがございます。これから八王子へ抜ける、八王子の行政境ですね、そこまでの間の道路ですけれど、この道路は、非常に道幅が狭くて、広いところで４メーター、また狭いところだと３メーターというような状態の道で、しかも非常にカーブが多いということです。

それで、八王子との行政――この路線が、八王子へ入りましたすぐそこに、国道16号線のバイパスですか、これが通っております。それで、このバイパスが開通してからというものは、車を運転される方は逃げ道を探すのが早いもので、この狭い道路が急に往来の車が多くなったという現実で、朝や夕方は、ほとんど歩行者は危険で、道でよけながら通らなければならない、というような状態になっています。

また、この道路そのものが、先ほど申し上げたとおり、坂もあればカーブも多いしということで、しかもわきを用水が通っているということで、最近はガードレールをつけましたものですから、それほどじゃないんですけれど、以前は、よく、何の目的か知らないけれど、真っすぐ道を通ればいいのに、わざわざ川の中へ飛び込んでいく車も非常に多いということで、また、人身事故も何回か起きております。

この路線は、昭和28年ごろですか、やはり交通が不便だというようなことで、八王子駅から豊田の南口ですか、ここまでバスを通したいということで、一時、拡幅の運動が、その地域の住民で起こったことがございます。そういった状態な道なので、この道は、一方通行にしたくとも逃げ道はない。ですから、免許証の取りたての人や、御婦人方は、この道は鬼門だということで、通らないというのが、あの辺の人の常識になっております。

いずれにしても、道路自体も余り整備されておりませんので、そういった状態で、車の往来は激しいし、殊に八王子に接するところは、道幅も３メートルぐらいきりないんですか、それで、舗装しても舗装しても、すぐ穴があいてしまうというような状態で、非常に危険ですし、つい先だっても土木課の法へお願いして、その穴埋めをお願いしたということですけれど、排水路がないものですから、すぐ舗装が傷んでしまって、また穴があく。迷惑をこうむるのは、そばを通る通行人だけだ。車に泥水をはねられて迷惑する、というふうな状態のところです。

そういった道路が日野にもあるということは、あちこちにございますけれども、殊に、このごろ車の通行量が非常に多くなったということで、何とかこの平山大和田線ですか、これを拡幅できるところは拡幅していただいて、もう少し整備できないものか、その点、伺います。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　補助12号線と13号線、これと国道16号線の、おっしゃいましたとおり、国道16号線が開通した、このバイパスでございますけれども、開通に伴いまして、最近、非常に車が特にふえだしたというようなこと。また、山王寺の地区センターがございますけれども、それから八王子の方へ行く幅員が狭小で、しかも縦断勾配も激しいし、湾曲もひどく、交通に支障があるんだ、ということでございます。

市としましては、考えておりますのは、都市計画道路の２・２・８、これが築造ができますと、交通の流れも変わっていくだろう、というぐあいには考えておりますけれど

も、現状は、拡幅するということに、非常に、しなけりゃならんなということは、痛感しているわけでございますけれども、何とかしまして、現在の道路の敷地内を有効に利用いたしまして、路面整備を行います。

また、今後の課題としては、全面的に拡幅というような問題も出るわけでございますけれども、これは現地を調査、見ましても、家屋等が既に建ち並んでおりますような土地利用の状況からしまして、非常に困難ではなかろうか、というぐあいに考えておるところでございます。

それで、市といたしましては、局地的に拡幅できるところはないだろうか。このような観点に立ちまして、踏査をして、早速この踏査を実施して、調査に入っていきたい、というぐあいに考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　調査してくださるということなんですけれど、この２・２・８号線ですか、これが開通すればよろしいんだ、ということですけれど、この２・２・８号線、１対１の目鼻が全然ついていないのに、２・２・８号線ができるわけないと思うんです。

それで、とにかくこれから15年も20年も、30年も待てというんじゃ、もう私も用が足りちゃうし、（「　　」「一番おくれているよ」と呼ぶ者あり）そうそう、一番おくれているんです。

それで、現在の土地を有効にということでございますけれど、もう有効に使っていらっしゃいます。塀のない民地ですね、庭先、これを通る車の方が、よけるために非常に有効に使われています。だから、その点は、大丈夫だと思います。ですから、市の方としては、早く、もっと根本的な解決をしていただきたいと思います。

これはまだ、これからじっくり検討しようということではなくて、部分的には拡幅できるところがあると思うんです。ですから、そういうところから手をつけていただいて、少しでも危険度を和らげていただきたい。このように要望しておきます。

関連として伺いますけれど、この路線に沿って、この路線と浅川の間に、皆さん御存じの、あの大和田運動広場がございます。また、八王子の市民の方が二十数軒住んでおりますけれど、この運動広場も、市の方の力で大分整備されて、今では立派な運動広場として、近隣の自治会の少年野球や、ソフトボール、ゲートボール等が大いに活用しているんですけれど、どうしてもここに住まわれていられる方、これは八王子市民ではございますけれど、目の先に旭が丘小学校がありながら、わざわざ危ない甲州街道を横断して、大和田橋の先まで通学している、というようなところでございます。これと同時に、同じようなところが、浅川鉄橋のすぐ下流、ここに一部ございます。

こういったところは、行政区の変更ができないものかどうか、その点、ちょっと伺います。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　都市整備関係につきまして、お答えをいたします。

現在、西平山地区の区画整理の推進につきまして、努力をしております。この西平山地区の西側でございますけれども、浅川との境に八王子市分の土地がございます。概略申し上げますと、面積といたしましては、約１万9,000平方メートルでございます。このうち、民地が26筆ございまして、この面積が9,500平方メートルでございます。この残りが、河川敷ということになるわけでございます。

町名といたしましては、八王子市北野町及び長沼町の一部でございます。

現在、家屋といたしまして、約６棟がございます。

この土地の所有者でございますけれども、八王子市の方が１名、調布市の方が１名、それから日野市の方が７名でございます。

この土地につきまして、かねてから議会の方からも、西平山の区画整理に合わせて基盤整備ができないか、という御指摘があったわけでございます。法律的には、行政界が違うわけでございますので、区画整理法に基づく区画整理は、日野市と一緒にできないということでございます。

しかしながら、浅川と、それから日野市分との間に、帯状にある土地でございまして、できるだけ同一な形で基盤整備をいたしたいということで、現在、八王子市との協議を、ことしに入りまして、重ねております。

方向といたしましては、この1.9ヘクタールの権利者で、組合施行の区画整理をするか、あと一つの方法は、都市計画法に基づく開発行為を共同で行う、そういう二つの方法が考えられるわけでございます。近いうちに、この権利者を集めまして、八王子市とともに、この基盤整備につきまして話し合いを持ちたい、というふうに考えている次第でございます。

そこで、行政界の問題になるわけでございますが、行政界の問題といいますのは、非常に難しいわけで、どちらかの市がプラスになるとか、あるいはマイナスになるということになりますと、なかなか話し合いが難しいわけでございます。私ども、区画整理に

かかわるこの区域につきましては、まず第一段階は、区域の面積、八王子市と日野市の面積を、できるだけプラスマイナス、ゼロにするような努力をいたしたい。

第二段階になりますれば、この区域以外を含めましての行政界の変更の検討、ということになるわけでございます。

現在のところは、そんな状況でございます。

○議長（市川資信君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　今、検討中というようなことでございますけれど、なるべく早い時期に実現できるようお願いして、この質問を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって12の１、平山大和田線（補助12号線）拡幅計画とその関連について（都市計画道228号線より八王子行政境の間）の質問を終わります。

一般質問12の２、老人会ゲートボール体協のゲートボール連盟とのかかわりとその問題点についての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

○16番（高橋徳次君）　それでは、老人会ゲートボールと体協のゲートボール連盟とのかかわり合いと問題点について、質問させていただきます。

これも、ちょっと質問しにくいことなんですけれども、通告しちゃったから、やります。

もう皆さん御存じのとおり、申すまでもなく、この世の中、高齢化社会へどんどんと進んでおります。国も、挙げてその対策に大わらわの現今というような中で、高齢者の方々のためには、種々の施策も講じられて、元気な老人の方は旅行に、また、趣味に、また、高齢者事業団等を通して、仕事の生きがいにと、そして、ある人たちは、またゲートボールにということに、熱中されております。

このこと自体は、非常に結構なことなのですけれど、なかなか物事というものは、すべて結構ずくめというわけにはまいりませんので、ここに反面、また一つの弊害もあらわれてきております。その中の一つを取り上げたのが、ゲートボールの問題であります。

そもそも、このゲートボールというものは、聞くところによりますれば、日本では九州の方から端を発して、それが全国的に広がり、日野市でも、当時の社会課ですか、これが窓口となって、昭和55年に社会課が主体となって、市内の各老人会の人に手ほどきしたのが、そのきっかけで、定かな記憶でないんですけれど、その翌年、市の主催の老人会のゲートボール大会も開かれたようでございます。その後、昭和60年になって、今度は全国組織のゲートボール連盟ですか、これができてきました。

いずれにしましても、このゲートボールが誕生しました当時は、お年寄りのために、

健康と生きがい、また親睦、そういったものを主の目的として始まったゲームでございますけれども、これが歳月の流れとともに、熱中の余り、大分様子が変わってきまして、殊に連盟が結成された後は、むしろ前に申したことよりも、勝敗の方にこだわり過ぎるということで、これがまた一つの問題を提起してしまった、ということでございます。

市の方の主催のゲートボールの管轄は、福祉部の福祉課、それから連盟の方は、教育委員会の体育課が、それぞれ所管のような形になっていると思います。

それで、福祉部と教育委員会の方に伺いたいのは、この両方のゲートボールの本質と、その考え方です。また、両者の関係、それを、まず伺いたいと思います。

○議長（市川資信君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ゲートボールについての御質問に、お答えいたします。

ゲートボールにつきましては、先ほど御質問のように、当初は、老人のスポーツとして、社会課が普及に努めまして、老人会に広く広がってまいりました。各老人会の中で、日ごろの融和を保つためのスポーツとして、取り上げられてまいりました。

その後に、先ほどおっしゃいましたように、62年だと思いますが、全国ゲートボール協会――日本ゲートボール協会が結成されました。そのときのスローガンといいますか、考え方の中心は、世界のゲートボールを目指すということと、万人が参加できるスポーツとしてのゲートボール、とこういうことで、若い人が参加することを含むスポーツとして発展させよう、とこういうことで、全国組織ができたわけでございます。

そのときには、各県で、もう既に老人会を主体にして、ゲートボールが普及しておりましたので、その中で、全国組織に参加するかどうかという論議が、各県段階でも行われ、東京都でもかなりいろいろな形で論議がされたように聞いております。

その結果、東京都も最終的には、二つの意見がありましたけれども、東京都として参加する。それで、東京都として、今度は各地域に参加するような形で、呼びかけがございました。

現在の体協の中で扱っておりますゲートボール協会というのは、そういうわけで、全国組織の中の一単位として結成されております。その結果、当初は、老人を対象としたゲートボールということでしたので、かなりルールも老人向きでございましたし、現実に、現在、ゲートボールを老人会でやっている内容というのは、ゲートボール協会のルールとは、かなり緩い形でやられているように思います。

しかしながら、全国大会等に選ばれて、参加されて出ていくときには、それぞれのチームが全国日本ゲートボール協会のルールに沿って、やはり競技をする、とこういうこと

と、それから審判員も、きちんとやはり日本ゲートボール協会の審判員が中心になってやる、とこういうことで、かなり厳しいということになってくる、ということでございます。

現在の状況は、そういうことでございますので、私どもが、現在の老人会が市内に47ございますけれども、それぞれやっております老人会の内容というのは、日常的な友好を中心にしたスポーツということでやっておりますし、それが体協の側でやりますスポーツとしての取り上げ方になりますと、若干異なってくる、とこういうことだと思いますので、私どもはあくまで福祉としてのサイドで、老人会の日常の活動というものの一部に含めまして、老人会を主体にしてやっていただく、ということで進めておりますし、市の主催のゲートボール大会は、老人福祉課を主体にして実施する、ということでございます。

本日、たまたま日老連を主体にした大会が行われておりますけれども、そこでは、あいさつの中で、ゲートボール協会のルールに沿って厳粛にやってほしい、ということが話されておりましたようでございますが、私どもとしても、それぞれ違った角度でそれを見詰める以外にはない、とこういうぐあいに考えているところでございます。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　今、福祉部長の方からも話がありましたように、ゲートボールが、御老人を中心にして、ずっと普及をしてきたわけでございまして、普及化しますと、やはり各種の大会が持たれるようになったきまして、競技として、ある高いレベルの技術を求める動きも、当然、一部として出てくるわけでございます。

日野市の場合にも、昭和60年の５月に、老人クラブのゲートボール愛好者によって、日野市ゲートボール連盟というのが組織をされまして、昭和61年に体協にも加盟をするというような形で、現在、29団体、約500名ぐらいの会員の方が、ゲートボール連盟に加盟をされております。

日野市のゲートボール連盟は、東京都のゲートボール連合にも加盟をして、各種の競技に参加をするようになってきております。これは、スポーツとしてのゲートボールということでございますけれども、日野市の中で、実際、ゲートボールを楽しんでおられる方が、すべてゲートボール連盟に加盟をしているわけではございません。もっとたくさんの人々が、連盟外でも、ゲートボールを楽しんでおられるわけで、そういった人々が一体となって、やっぱり発展することを、私どもとしても期待をしているわけでございます。当市のゲートボール連盟の規約の中でも、初心者の参加、あるいはゲートボー

ルの普及をして、底辺を広めていくということも、うたわれております。

したがいまして、原則的に言えば、スポーツ団体としてのゲートボール連盟の行う活動と、老人会などが日常的に行う活動との間で、矛盾が出るというふうには、考えていないわけでございます。これは、単にゲートボールに限らず、他のスポーツ競技にも関連があることでございまして、例えば、ソフトボール連盟があって、それに入っていないとソフトボールが楽しめないということではございませんで、もっと広範な人、連盟外でもソフトボールをやっているわけでございますので、したがいまして、そういうスポーツ団体としての連盟に入っている方々も、そうでない人々も協調し合って、やはり参加者の健康の維持だとか、生きがいだとか、あるいは親睦のために役立ててほしい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　両方の説明を、今お聞きしたんですけれど、説明を聞いている範囲内では、非常に結構なことなんです。

また、ここにゲートボール連盟の規約もございますけれど、この２条、３条、４条あたりにも、みんな仲よく一生懸命やれよということで、うたってございます。

しかし、最近、余りにも勝敗に熱中する余り、各チームの指導者ですね、単位チームの、その辺に、とかく問題が生じつつあるというのも、これ、否めない現実でございます。

また、連盟の方が余りにも勝敗を目的とするということで、ふだんの練習から初め、すべてが厳し過ぎるということで、せっかく入ってみたけれど脱会する、というような現実があるようです。

そういった中で、殊にお年寄りがやることですから、まあ、ゲートボールをやられるようなお年寄りは、元来、まだ体の健康な方でしょうし、これらの一番困るのは、人間、俗に、年を取ると頑固になる。頑固だから年を取っても丈夫なのか、その点、よくわかりませんけれど、いずれ、卵が先かニワトリが先かで、この論議はさておくとして、もう皆さん御存じの方もあると思うんですけれど、過日の新聞に、こういうことが出ているんです。

これは、かなり前の新聞でございますけれど。――昨年、ゲートボール県チャンピオンチームの主要メンバーの１人が、ことしの成績不振を苦にして自殺した。ゲートボールが、どうして自殺につながるというのだ。そもそもゲートボールは、健康や趣味や生

きがいのためということで始まった、老後の軽いスポーツではなかったのか。日本一になったから、もう今までの自分とは違う。勝って当たり前、負けたら最後恥をかく。大正生まれの律儀さも手伝って、ますます思い詰めて、引くに引けないせっぱ詰まった状態に自分を追い込んでしまったのだろうか。あるいは、加熱する一方の練習に、試合に、男のメンツをかけた緊張の連続が、身心をすり減らし、ついに命を縮める結果になったのだろうか。私も老人クラブの一員として、ゲートボールはやっているが、大切なのは、地域の老人仲間との交流であって、勝敗や上達は二の次と割り切り、気の向くまま、体の向くまま楽しんでいる。老後の軽いスポーツに、何で年がいもなく、あくせくのめり込むのか、全く異常というほかはない。――というようなことが、新聞に載っておりました。

そういったことで、現に下部組織の方では、ある程度かなり荒れているようでございます。そういった中で、行政の方も、老人課、教育委員会、それぞれが絡んでいる、またその折もあると思います。どうか、そういう、もっと友好的に親睦を図れるように指導できないものかどうか、その点、ちょっと伺います。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　今、質問がございましたような事情についても、いろいろ個人的な事情も絡んでいるようでございまして、私どももある程度は、事情は承知しております。

老人会にしても、ゲートボール連盟にしろ、それぞれ自主的な団体でございますので、こちらから余り深く介入するということは、余りなじまないわけでございます。できるだけ、その団体の中で解決していただくのが一番よろしいわけでございますけれども、もし、どうしても行政が間に入って、何らかの調整が必要ということであれば、それについては努力をしてみたい、というふうに考えております。

○議長（市川資信君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　そういうことでございますので、より一層、努力をしてもらいたいと思います。

○議長（市川資信君）　これをもって12の２、老人会ゲートボール体協のゲートボール連盟とのかかわりとその問題点についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後４時24分　散会

6月16日　木曜日　（第5日）

昭和63年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第27号）

6月16日　木曜日　（第5日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	坂本金雄君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	永原照雄君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の３
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

昭和63年６月16日（木）
午前10時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第１

午前10時８分　開議

○議長（市川資信君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員20名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問13の１、体育（特に陸上競技）の振興と市民の森陸上競技場の利用状況の通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

〔７番議員　登壇〕

○７番（福島盛之助君）　おはようございます。福島盛之助でございます。

それでは通告に従いまして、体育（特に陸上競技）の振興と市民の森陸上競技場の利用状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

平和な世界の祭典とも言われますオリンピックが、アジアでは東京に続いて２度目、24年ぶりにお隣の国、韓国のソウルを会場に９月17日から行われようとしております。この期をとらえ、韓国では日本がそうであったように、先進国の仲間入りをしたい、経済的発展を続けたいと国の威信にかけて成功させるべく準備を進めております。現在、参加161カ国、１万2,000人の選手がエントリーをしておりまして、史上最大規模を誇る大会になるんではないか、そんなことが予想されます。だが、残念なことに、この期になりましても、政治の壁は厚く南北朝鮮の統一ができなかったことであります。だが、世界は一つ、ソウルオリンピックの成功を私たちは祈らずにおられないのであります。

最近、テレビ・新聞等でも報道され、いや応なく盛り上がりを見せておりますソウルオリンピックでありますが、我が国でも最強の選手団を送るべく予選が現在行われております。先日もカルガリー冬季オリンピックのスピードスケートで５種目入賞の橋本聖子選手が、今度は自転車競技スプリントで、またカルガリー五輪代表の関　ナツエ選手もトラックロードと、代表にきのう選ばれたようでございます。そして柔道も95キロ級以上で斎藤　仁選手が、馬術では63歳ですか、井上喜久子選手が選ばれ、スポーツには老弱の差はないんだなという感じもするわけでございます。そして、期待のマラソンには、いろいろと選考過程に問題があったようでありますが、中山竹通、新宅永灯至、瀬古利彦選手と決定を見まして、必勝を期しているわけでございます。

だが、オリンピックの花と言えば、何と申しましてもメインスタジアムで行われます陸上競技ではないでしょうか。ベン・ジョンソン、カール・ルイスの100メーター競争、タイムとともにどちらが世界一速いか、興味の持たれるところであります。またセルゲイ・ブブカの棒高跳び、延々数時間にわたる競技は技術的にも見るものがあるのではな

いかと思っております。

このような選手の活躍を私たちは画面を通して見るわけでありますが、いかに基本がしっかりしているか教えてくれるのではないでしょうか。また、選手の生い立ちや経歴を聞くたびに、幼いころから訓練の積み重ね、その努力、その物すごさの一語に尽きるわけでございます。したがって、その勝利の瞬間の感動たるや、また格別なものがあると思われます。

すべてを犠牲にして訓練に明け暮れ、賛否両論いろいろな意見があろうかと思うが、でも、優秀な選手が育つことによって、まちを挙げて後援会組織ができたり応援団ツアーが結成されたりで、にわかにまちが活況を呈すのが常でございます。

ところで、この日野市でも市民待望の陸上競技場が立派に完成をされました。私も古き時代にちょっとばかり陸上競技にかかわったことがあり、当市からもオリンピック選手とはいかないまでも、若い人たちにスポーツを通じてチャレンジ精神というか、競技場が完成したこの機会に、運動会でない本格的な陸上競技の奨励に取り組む時期が来たのではないかと思われますので、以下４点に分けましてお尋ねをいたしたいと思います。

その第１点目でございます。陸上競技場が昨年完成をされました。そして１年を経過いたしましたが、陸上競技場としての利用は、どうなったのでしょうか。今後も体育協会の開会式、市民体育大会の利用どまりでおしまいになってしまうのか。グラウンドへ足を運んでみたくなるようなイベント的な計画は、これからもおありなのかどうか、お聞きをいたしたいと思います。これが第１問でございます。

次に、第２点目でございます。本年５月の８日に体育協会創立30周年記念大会が行われました。体育協会加盟のたしか27団体だったと思いますが、参加による入場行進が堂々と行われたわけでありますが、その中には大小さまざまの団体がございましたが、少年野球、軟式野球等はそれぞれ250名ずつが参加をいたしましたが、残念ながら、私の愛する陸上競技の参加はわずか、それも市の職員ばかりが目立った行進であったように見えましたが、現在の市の陸上競技連盟は、どうなっているのか。

これは体育協会内部の問題であって行政にはかかわりのないことかとは思いますが、わかりましたら教えていただきたいと思います。

次に、第３点目でございます。当然、陸上競技場ですので、備品として器具もそろえてあろうかと思われますが、その貸し出しの方法はどうなっているのか。棒高跳び、高跳び、ハードル、砲丸投げ、円盤投げ、やり投げという競技は、ある程度危険も伴う競技ですが、これらの練習に際しては、どのような指導がなされておるのか。また、そこ

にお勤めしていらっしゃる方は何人で、そのような知識をお持ちなのかどうかお聞きをいたしたいと思います。

第４点目でございます。最近の陸上競技の形態は、競技者の絶対数が多いという関係から、中学生には標準記録が設けられておるそうでございます。そして、その標準記録に達しないと次の大会にこまを進めることができない。したがって柳の枝に飛びつくカエルではないが、その標準記録を目指して挑戦が繰り返されているそうでございます。１回の挑戦で標準を突破するには、よほどの力をつけていないと難しく、したがって、志もむなしく挫折してしまうこともあり、勝利の喜びに浸ることもなく終了してしまう。

このようなことは、陸上競技ばかりではなく、すべての競技に通ずることでありますが、これは学校教育の問題であろうかと思いますが、市として、中学生による記録会なり選手権大会、学校対抗競技大会が繰り返し行えるような環境を整えてやることも必要ではないかと思われます。

先日の、きのうですか、高橋徳次議員のゲートボールに対する質問とは全く異なっておりますが、こちらは将来ある若い芽を育てる質問であると理解し、自信を持って内外に通じる公認の競技場に指定を受けるお考えはないか、ということでございます。

以上、４点について回答をお願いをいたしたいと思います。

○議長（市川資信君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、第１点目の陸上競技場の利用状況でございますが、御承知のとおり、陸上競技場は、昨年の６月から供用を開始したわけでございますが、ことし３月末日までの利用状況を申し上げますと、競技場の占用使用ですね、全体を借り切って使用したのは、陸上競技、マラソン等で７回、サッカー関係で９回、ゲートボール関係で６回、アーチェリーなどで４回、それから子供会のイベントで１回、合計27回で１万3,370人の方が参加をされております。

それから、トラックのみの使用で昼と夜とございますけれども、4,504人、それから、フィールドのみの使用で632人、その他、陸上競技場の中にございます会議室と、管理棟の中の会議室等の使用で126回、2,623人。合計で２万640人の方が、この３月末日までの間に御利用いただいております。

初年度といたしましては、比較的よく利用をしていただいているんではないか、というふうに考えております。

それから、２点目の日野市の陸上競技連盟に関する御質問でございますが、確かに市

民体育大会での参加者の数は、そう多くはなかったんですが、関係者が、かなり大会の準備とか役員関係に出ていることもありまして、ことしは、たまたま行進への参加者がそう多くはなかったわけでございますけれども、会長以下二十数名の役員によって運営をされておりまして、年間の主な活動としては、市民陸上競技大会あるいは市民ロードレース大会あるいは市民駅伝大会、そういったものを主催をして行っていただいております。

日野市におけるスポーツの発展向上に大いに貢献をしていただいている、というふうに理解をしております。

それから３点目でございますが、陸上競技場の備品として備えている物、まだすべて完備をしておりません。したがいまして、ただいま今ちょっと御指摘がございました棒高跳びに関するようなマットとか、そういった物はまだ完備をしておりませんので、今、砲丸投げとかいろいろ御指摘がございましたけれども、すべてはまだできません。

実際にそういう競技をやっていただく場合には、それをやっていただく団体の責任で、そういう安全面については十分に配慮していただいた上でお使いいただくという形になろうかと思います。

それから４点目でございますが、確かに一定の訓練を経て、中学生が、やはり記録を競うということも体育の振興上必要な措置だ、というふうに思っております。例えば水泳については、既に記録会を毎年行っておりますので、陸上競技等についても、学校体育その他で部分的には行われておりますけれども、そういった問題については、今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、競技場の公認問題でございますけれども、御承知のとおり市民陸上競技場を建設する際に、陸連の御指導も得て第三種公認がとれる内容を備えた競技場として一応建設はされております。

陸連の規定の中に、公認陸上競技場及び長距離競争路並びに競争路規定というのがございまして、この中で五つ、５種類の公認競技場の規定を設けているわけでございますが、その中で、一応日野市の陸上競技場につきましては第三種ということで、一応県レベルの対抗を陸上競技ができる可能なトラックを持っている設備を持っております。

ただ、単にトラックのほかに付帯施設とか、あるいは、備えるべき備品というものも規定がございますので、そういったものも今後順次整備をしていきたいというふうに考えております。

現実に日野市の体協等とも協議をしながら、そういう必要が起こった段階では公認をとるようにしたい、というふうに考えておりますけれども、現在の段階では、まだ特別に実際の競技上、大きな支障は出ておりませんので、公認はとっておりませんが、あと備品類等を備えていけば、いつでもとれる状況にはございますので、関係者と十分に協議をしながら、しかるべき時期には公認がとれるような形に持っていきたい、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（市川資信君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　ありがとうございました。ただいまのお答えですと、初年度としては、まずまずの利用があったんじゃないかということのようでございますが、実は、昨年の５月の10日にこの競技場はオープンされたわけでございます。私も、当然久方ぶりに本格的な陸上競技にお目にかかれるのかなと思って楽しみに、この５月の10日のオープンに参加したわけでございます。ちょっと残念だなと感じたわけでございます。

それは、当然陸上競技なので、式典後は一流の選手とまではいかないまでも、ある程度、せっかくでき上がった400メートルを使ってのその模範競技などをするのかなという感じであったのですが、剣道であるとか空手であるとか、いろいろな、それはスポーツ、体協参加の団体ですので、それは結構なんですが、何かこの陸上競技場の落成式とはちょっとかけ離れた模範競技だったのかなというような感じがするわけでございますので、その辺はどうかなということを再度お聞きいたしたいと思います。

次に２点目の方ですが、私の知っている範囲内ですと、確かに事情があったらしいんですが、現在、この日野市の体協には加盟していませんが、中央の方へ出て活躍し、立派な経歴また知識等持っている陸上競技の愛好者の団体があるということを私は聞いております。それらの方々と、これが今後話し合いまして、この市の陸上競技の発展に資するお考えはおありなのかどうかということです。きっと相談を申し上げれば、喜んでこれに協力してくれるんではないかなという感じがするわけでございます。その辺も再度お願いをいたしたいと思います。

次に３点目の方でございますが、現在、器具の方は完備してないということでございますが、陸上競技場と銘打っているからには、ある程度の器具もそろえておかなければいけなかったんじゃないかな、ということでございますが、先ほども申し上げましたように、棒高跳びであるとか高跳び、ハードルというものは、ある程度危険も伴いますし、砲丸投げ、円盤投げ、やり投げなどは、場内の芝生などを傷めるということも確かにあるかと思いますが、今後、その辺をどうお考えになっていくかということでございます。

それから第４点目の方でございますが、現在のところは公認をとる希望はあるんだが、

それでは、いつごろまでにその公認申請をし、許可をもらいたいというようなことがないようでございますが、近隣の市町村の状況をちょっと見ますと、八王子では富士森公園に、これは三級だそうですね、富士森公園のグラウンドは。立川市営が二級、府中市営が、トラック300メートルで三級だそうです。多摩市営が二級、三鷹が三級、福生が、やっぱりグラウンドは300メートルで三級、国立市が河川敷を利用してあるグラウンドで、これは五級の公認をとっておるそうでございます。

そして、これはちょっと余計なことかと思いますが、ロードレースの方にいたしますと、八王子、青梅、府中、福生、立川、そして国立では堤防を中心にロードレースの公認をとっているそうでございます。

そして公認料をちょっと調べてみますと、二級で新設の場合、40万円の申請料が必要だそうです。そうして年間20万円。三級で新設の場合、15万、継続で７万5,000、四級で５万円の２万5,000、五級では１万の5,000円だそうでございます。

それでは、日野市の市民陸上競技場はどうなのかというと、三級の資格が十分にあるということのようでございます。それらを勘案いたしますと、ぜひ若い人の夢を育てるためにも公認を早くとっていただいて、若人が一生懸命その方面に精を出せるような対策をしてやるのも行政の方からの仕事ではないかと思いますので、以上４点、再質問というような形ですが、質問させていただきました。

よろしくお願いします。

○議長（市川資信君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　それでは、再質問についてお答えをいたしたいと思います。

陸上競技場の、昨年の５月10日に開かれましたオープニングセレモニーのことについて御意見がございましたけれども、確かに、その際に、一流の選手を招いて何らかの陸上競技の模範的な競技をするというのも一つの方法だったというふうに思いますけれども、実際には、そこに参加をする市内の各種スポーツ団体が、自主的にその陸上競技場の開設を祝うということを中心にして、当日のセレモニーを組み立てたということで、ああいうような形になったわけでございますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

ただ、今後、何かそういう招いて何かイベントを考えないかという御質問もございました。我々としても、それが日野市のスポーツの振興に役立つということで、可能であればそういったことについても今後検討していきたいというふうに思っております。

それから、体協に加盟をしてない陸上競技の団体があるということも、私どもも承知

をしております。これは、いろいろ聞くところによりますと、陸上競技協会の内部で、いろいろその進め方その他についての意見が、異なる意見があって、結果として、そういうような形になっているようでございますけれども、一つは、陸上競技に関するという面で言えば、内部問題というような感じもいたします。

いずれにしろ、日野市における陸上競技のスポーツとしての振興を図っていくということから、その運営について十分にやっぱりそういう人たちも含めて意見交換が行われて一致した方向を見出してほしいというふうに我々も思っておりますので、しかるべき機会があれば、そんなような協調がとれるような調整役等についても考えていきたいというふうに思っております。

それから、第三種の公認競技場としての一応条件は備えているわけでございます。ただ、その条件の中には、いろいろ備品類について規定もございます。円盤投げとかハンマー投げとか、いろいろそういったこともございますので、それらについては先ほど申し上げましたように、順次計画的にそろえていくようにしたい。

やはり、その場合、一つは市内に既にそういう団体なりサークルがあって、そういう競技が行われているということも一つ前提になりますので、そういったようなものを優先しながら、必要性の高いものから順次そろえていって、それで一応第三種の公認の条件に合う形で、すべてが整備された段階では、当然、公認の申請をして公認競技場という形にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（市川資信君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　ただいま教育次長さんの方からいろいろと御答弁をいただいたわけでございますが、あの陸上競技場、主体は市民本位に使用したいというようなお心が強いようでございますが、実は私、本年度の５月15日に、ある大きな団体の運動会に参加をいたしたわけでございます。そして行ってみて本当に驚いたことに、グラウンドの中央の芝生の真ん中に綱を張って見物席をつくっていたことでございます。これは何で、不思議だなと思ったんですが、考えてみますと、確かに１周400メートルという立派過ぎる競技場なので、運動会では、あれをいっぱいに使いこなせないからだと思うんです。私、一日参加をしていたのですが、トラックを１周した競技は一度もなかったのが実情でございます。

多目的に市民のレクリエーションに利用するならば、もっとちっちゃいというか、１周200メートルぐらいの方がよかったんではないかな、という感じがするわけでございますが、他市に誇れる、せっかくでき上がった立派な競技場ですので、これを有効に使

うためにも、また若人に夢と希望を与えるためにも、行政の長として、市長さんのお考えは今後どうなのかということをお聞きをいたしたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　市民の森・スポーツ公園の陸上競技場の使い方について、御提言、御意見を伺ったと存じております。

教育次長の方から、多目的、普遍的、市民本位ということに均一すると思っておりますけれど、せっかく高価な経費をかけてつくった、かなり整ったグラウンドでもございますので、選手が輩出する、そういうことにも役立てるということは、日野市として、また一つの目標になるというふうに考えてよろしいと思っております。

今のところ、日野市のとっております行政の市民本位という部分は、なるべく市民に広く使われると、老幼男女、いろんな方々に広く使っていただくということが、どうしても第一目標になるところでございますから、これから、今後いろいろな時間帯その他の分け方があろうかと思いますし、また特に選手として成長したいという要請があれば、その方になるべく向くような条件設定も考えなければならないと、このように考えております。

地域社会としまして、市民生活そのものに、いわゆる健康づくり、また余暇時間の活用ということでスポーツが多く、大きく取り入れられておりますので、いろいろな形で、大小あるいは、やや高度、または一般的というような形の組み方で考えてまいりたいと思います。

○議長（市川資信君）　　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　　これからを担う若人に、夢と希望、また健全な青少年の育成には、やはりこのスポーツを通じて行うのが一番いいんではないか、そんな感じがするわけでございますが、東京都下、これは三多摩ですが、その各市には陸上団体で組織する都下陸上競技連盟という、まことに大きな陸上の組織があり、当市もこれに参加していると思いますが、その活動の中の一つに、都下最大規模を誇る陸上競技選手権大会というのが、例年７月、武蔵野、立川、八王子のそれぞれの条件を備えている競技場で開催をされておるそうでございます。ことしは、その第32回目を迎え、お隣の多摩市で誘致に成功し、大会には恐らく2,000人から2,500人ぐらいの選手が集まるんではないかと言われております。

それに伴いまして多くの観客も集まり、あの発展目覚ましい多摩市の文化、歴史に触れ、大変にぎわうことが約束をされておるようでございますが、この日野市も立派な競

技場があり、歴史も文化も、これらに全く劣らない日野市なんだから、ぜひこのような大会を、この際、誘致し、運動会しか見たことのない市民に、新装なった日野市が誇る立派な競技場で、一流選手の本格的な一挙手一投足に触れさせてやりたいし、私もお目にかかりたい。ひいてはまちの活性化にもつながるのではないか。

日野駅から徒歩で15分、緑の公園・陸上競技場、すばらしい発展を遂げておりますこの日野市を、市外の人たちに見てもらったらどうか、参加する選手も市民も、運営次第では十分満足していただけるものと思う。

また、市民にしても、そのような競技会に接することにより、競技へ臨むその選手の心構えとか練習風景、さらには競技者として出発してみようという人もふえてくるのではないか、また、いろんな面で何か得るものがあるのではないか、そんなことを祈りながら、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（市川資信君）　　これをもって13の１、体育（特に陸上競技）の振興と市民の森陸上競技場の利用状況の質問を終わります。

一般質問13の２、幼児の減少と公、私立保育園の運営状況についての通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

○７番（福島盛之助君）　　それでは引き続きまして、幼児の減少と公、私立保育園の運営状況についてお伺いをいたしたいと思います。

統計資料などによりますと、55年以来のゼロ歳から６歳までの乳幼児人口を見まする と、55年度、１万7,445人であったのが、63年度は１万2,513人と、4,932人の減少となっているようであります。そして、その減少率は28.27％と年々減少の傾向にあり、それに伴いまして、保育園に入所する幼児も、それに比例していくのではないかと思います。また、時代の要請といおうか、高学歴指向のために英才教育を望み、幼稚園に入園を希望する家族もふえてくるのではないか。

だが、まだまだ家庭の事情等により、母親がお勤めに行かなければならない。また病弱のため養育ができないという家庭のためにも、保育園をより充実させて、安心してお勤めに、療養に専念できるような施設にしていかなければなりませんし、また、園の経営者、そして、そこに働く保母さんが、希望を持って保育に当たれるような環境を兼ね備えた保育園であるよう願って、以下４点に分けてお尋ねをいたしたいと思います。

その１点目でございます。この日野市には公立保育園は、豊田、高幡、多摩平、平山、新井、三沢、高幡台、南平、旭が丘、百草台、大久保、新坂下と12園ございます。そし

て、私立保育園は、日野、日野第二、至誠第二、吹上、つくしんぼ、栄光、若葉、以上７園でありますが、63年４月１日現在の各園の定員と入園児数、その充足率等を教えていただきたいと思います。

続いて第２点目でございます。統計の関係から、これは62年度を例にとらせていただきますが、全乳幼児数を見ますと、62年度の全乳幼児数を見まするとと、男の子が6,332人、女の子が6,181人、全体では１万2,413人、そのうち公・私立合わせての幼稚園に入園している者が2,772人、保育園には2,066人、これを合計をいたしますと4,738人が保育園なり幼稚園に在籍しているということのようでございますが、そのほかの7,775人の幼児は、在宅のまま母親なりおじいちゃん、おばあちゃんが保育しているものと思われますが、統計では把握していないとのことですが、せめて私は、４歳児は107人、５歳児51人の実態などを調査し、何らかの方策をとる必要があるんではないかと思います。

続きまして第３点目の質問でございますが、公・私立の職員の配置状況はどうなっているのかということでございます。

東京都の職員配備基準などによりますと、ゼロ歳児は、３人に対しまして保母さん１人、１歳児は、５人に対し１人、２歳児につきましては６人に１人、３歳児につきましては20人に１人、４歳児以上につきましては30人に１人の保母さんが必要と言われております。そして、調理員も30人以上59人までが２人、60人以上149人までが３人、150人以上は４人の調理員さんを必要としております。それに保健婦、充実保母、中継保母、特例保母と、全く自分には聞きなれない名前の保母さんがいるようでございますが、これはどのような身分で、仕事の分担はどのようなことをしているのか。そして正職員、臨時職員、パート職員等の配置の状況を公、私を分けて教えていただければありがたいと思っております。

続きまして第４点目でございますが、最近、週休２日制が叫ばれております。既に民間企業などでは、私が申し上げるまでもなく採用され、中央官庁でも実施されようとしておりますが、保育園で働く職員の労働時間はどうなのかということでございます。

私立保育園にあっては、朝８時30分から４時30分まで、１日８時間、週48時間体制だそうですが、労働基準局では、66年度までに週44時間体制を確立するように、との指導がなされておるそうですが、公立の場合は、既に63年、本年度４月１日から週42.5時間体制をとっているそうですが、その状況について教えていただきたいと思います。以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、御質問に沿ってお答えしてまいります。

全国の出生児も、このところ出生率が最低の状況でございまして、この前の昭和55年の、昭和41年ですね、丙午の時期をさらに下回ってまいりまして、出生率は昭和に入って最低の状況ということでございます。日野におきましても同様な傾向でございまして、人口や世帯数の増加があるにもかかわらず、乳幼児数は減少しております。

しかしながら、保育園の児童数は緩やかな減少傾向でございまして、昭和55年と昭和62年度で比較いたしますと、公立では５％の減少、私立では1.68％の増加となっております。これは保育園に預けて働くお母さん方が増加しているということが原因だと思われますけれども、それぞれ地域差がございまして、多摩平、旭が丘地域あるいは三沢地域と比較しますと、かなりの変化がございます。

私立保育園の運営状況も、監査の結果、良好だということでございますし、今後とも、公・私ともに保育園の運営には全力を尽くしてまいりたいということで考えております。

まず、定員と措置数の御質問がございましたけれども、まず、日野の公立の定数は、全体で1,250名でございます。それに対する措置数は1,151名、平均しまして92.1％、民間の場合に725人の措置定員に対して、措置数が701名、96.7％の措置率でございます。

各園について申し上げた方がよろしいんですか。（「いや結構です」と呼ぶ者あり）

そういうような状態でございますので、民間の方が措置率が高いと、こういう状況でございます。

それから、２点目の62年度の全幼児の問題について御質問がございましたけれども、私どもの管轄しております保育園の関係におきましては、全体の児童のすべてを受け持つという形ではございませんですが、３、４、５歳を中心といたしまして、幼稚園の方に入っておられる児童がかなりございますので、総合して四、五歳児の児童数の保育あるいは教育における集団教育の場での教育というのは、かなり進んでいるというぐあいに考えておりますけれども、なおかつ四、五歳児の在宅の状況というのは、今後ともまた真剣に考えていく必要があろうかと思います。

日野において四、五歳児の在宅数というのは非常に少ないということでございますけれども、これは今後、もしもそのような状況について問題がありということであれば、調査をしていく必要があろうかと考えております。

それから、３点目の公・私立の職員の配置状況について御質問がございました。

これについて、現在、保育園の関係の職員配置につきましては、公立、私立ともに東

京都基準で配置しております。先ほどの御質問にありましたように、年齢別の園児数によって配置されております。

なお、公立、私立との関係で若干の違いということで申し上げますならば、多摩平における多摩平、豊田保育園に対する老朽加算、あるいは新井、新坂下保育園の小規模加算等がございますので、これについては、臨時職員の配置をもって対応しておるところでございます。

また、特例保育につきまして御質問がございましたんですが、特例保育につきましては、公立においてやる場合には、正職員１名とあわせて、児童比率で臨時の職員を朝７時半から２時間、また夕刻４時半から２時間と、こういう形で雇い上げまして、正職と臨時職員で、公立の場合には対応しております。また、障害児の介助員という形での対応もしているところでございます。また、産休、育休、病休等も臨時職員での代替の対応と、こういう形でございます。

労働時間について３点目に御質問がございましたんですが、労働時間については、公立保育園では週42時間30分、私立保育園では週44時間ないし46時間ということが状況でございます。

特に保育時間では、月曜日から土曜日までが毎日朝７時30分から午後６時まで、私立保育園の一部では、なお６時以後の延長も行っていると、延長保育も行っていると、こういう状況がございますので、若干長くなろうかと思います。

先ほどの御指摘がありましたように、労働基準監督署の指導等も現在行われておりまして、48時間等の保育園がありましたんですけれども、これについては、できるだけ44時間に、という指導もございまして、これは各保育園で一生懸命対応していると、こういうことでございます。

また、保育園の場合に、民間の場合には特例保育の場合に、職員によって対応すると、こういうローテーションでやっている状況でございますので、比較的臨時職員の導入が少ないために労働時間が長くなると、こういう状況でございますので、市の方と合同の会議等をたびたび持ちまして、これについては公、私の状況交換をしながら、私立の方ではこういうぐあいにしたらいいと、こういう形の論議が行われております。

一般に申しまして、特に土曜日の場合に、民間保育園の場合には遅くまで子供を預かると、こういう状況が見られるということでございますので、これについては、母親あるいは父親との相互の園との意見交換をいたしまして、できるだけ子供と一緒に過ごす時間が多くなるようにと、こういう形での公立、私立の経験交流を通して話し合いをし

ていると、こういう状況でございます。以上です。

○議長（市川資信君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　ありがとうございました。ただいまの部長さんのお話ですと、公・私立保育園の充足、定員に対する充足率は、公立の方で92％、民間の方で96％ということでございますが、今、公、私立両方なんですが、入園を許可する場合、どのような形で許可をしておるのか。父兄の希望を優先をさせるのか、それとも地区的要件を優先させてその入園許可をするのかどうか、ということをお聞きいたしたいと思います。

そして、実際問題として、東京都の指導基準、また社会的状況などによりまして、私立保育園経営者なども大変厳しい状況下にあるようですが、定員に対する充足率は大変気になっておるようでございます。実は「三多摩保育特集号」の５月号には、都下26市中20市の63年５月２日現在の在園数と定員数、充足率などが掲載をされておりましたが、日野の分につきましては集計作業がおくれたのかどうかわかりませんが、掲載をされておらなかった関係から、何か変だなというような意見があったようでございますので、このような場合には、なるべく早くその結果などを発表していただいた方がいいんではないかと思いますが、よろしくお願いいたしたいと思います。それが第１点目に対する再質問でございます。

次に第２点目でございますが、当然、市として幼児教育の必要性を認め、また母親に対する福祉の充実を目的にいたしまして、幼稚園、保育園に対し、また入園児に対する処置及び補助がなされているわけでありますが、先ほど申し上げましたように、家庭、在宅保育をしておる人たちにも、何らかの処置は考えられないのかということでございます。

これは先ほども申し上げましたように、おじいちゃん、おばあちゃんあたりが見ているのではないかと思われますが、その辺のことも再度お願いをいたしたいと、お聞きいたしたいと思います。

次に職員に対する待遇でございますが、公・私立、先ほど説明をいただきましたので大体わかったのですが、大分違いがあるんではないか、どんな計算でなされるのか、また、公立にあっては、臨時職員、パート職員などに対する期末勤勉手当などは支給をされるのかどうかというようなことでございます。

以上、３点に分けてちょっと質問させていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　それでは、第１点目の入園の許可についてどうか、ということの御質問にお答えしたいと思いますが、保育園の場合は、措置という形をとっておりますので、申請がありまして、保育園の入所の申請がありまして、それを措置会議をいたしまして決定をすると、こういうことでございます。したがって、その方の御希望が第１順位、第２順位ということであります。それに沿って審査をいたしまして、それをその親の労働条件、勤務条件、これをまず第１順位として第一に配慮して決定をすると、こういうことでございます。それを指数と申しますけれども、指数が10から６ないし７ぐらいまでがあると思いますけれども、その辺のところで、順位の高いものから入所させる。したがって、第１順位で入れなかった場合には第２順位に回すということで、それぞれ個々のケースの場合に、御本人と連絡をとりながら御希望に沿うような努力をしております。

したがって、通勤あるいは住宅、家庭からの距離あるいは上のお兄さん、下の弟さんとか、その他の関係での入園の御希望がありますので、それに沿って、できるだけ措置をすると、こういう方法をとっております。

それから１点目の、ちょっと三多摩の保育連盟の方の状況について、ちょっとわかりませんが、これは恐らく民間の団体でございますので、民間の関係でいろいろ調査をされているのじゃないだろうかというぐあいに考えておりますが、また改めて、このような状況があって御協力できる点はしていきたいと思います。

それから、２点目の在宅児、特に四、五歳児の在宅児に対応する方法、施策を何か考えろ、ということでございますけれども、これは幼稚園との関係もありますし、総体的に在宅児手当というのを、一回ほかの市で考えてやったことがあるようでございますけれども、こういうようなことが果たしていいかどうかというような御論議を呼びまして、これについては現在余り普及してないようでございますけれども、特に在宅の児童がどういう状況にあるかという点についての調査を、今後さらに続けていく必要があろうかというぐあいに考えております。

３点目の臨時職員に対する期末手当の問題ですけれども、これは市の場合には労働組合がありまして、臨時職員も含めて期末手当の要求してくると、こういうことでございますので、一定の日数に沿って若干手当を払っていると、こういうことでございますけれども、民間の場合には、どのようになっているか、ここにかなりばらつきがあると思いますけれども、それについては状況を十分に把握しておりませんが、また、わかり次第御報告をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　　ありがとうございました。ただいま私が申し上げました、何か「三多摩保育特集」と、これは民間のそういうあれだろうということで、今のところはわからないというようなことで、調べていただくということでございますが、余り疑惑を持たれないような方法で、なるべくこういうものは早く、速やかに発表していただいた方がありがたいんではないかと思っております。

私も、恥ずかしい話ですが、私は子育ての時期には、ただもう仕事一筋にまいりましたので、子供の教育などは家内に任せっ切りでございました。そんなことで、子供のことは全く無知であったわけでございますが、説明により、ある程度理解をいたしましたが、現在、行政改革などが論議をされておりますし、本定例議会でも職員の定数問題等が提案されております。

そして幼児教育、幼・保一元化の声なども聞こえる現代の中にありまして、市長は、国、都に先駆けて幼児教育センターを設立いたしました。先日、その研究業務報告書も配付をされましたが、それらを踏まえ、市長は今後、公・私合わせて19ある保育園の運営、指導を、行政の立場からどのように進めていかれるのかお聞きをいたしまして、この質問といたしたいと思いますが、市長、よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　人柄の形成といいましょうか、幼児期が非常に重要だということも聞くわけでありますし、また次代を担う一番種になる幼児の大切さというものは、地域社会において最大限の将来をつくってあげるということが重要だ、というふうに考えております。

日野市の場合は、急成長した都市という理由もありまして、一時、幼児がまた非常にふえた時期があります。特に保育園、それから公立幼稚園が、地域の特性上、公立の形で持つ必要がある、という事情も御承知のとおりでございます。

今日になりますと、確かに幼児数という状況では、一時のような緊迫したといいますか、あるいはお母さん方から厳しく要請される状態は低下したということになっておりますけれど、幼児教育の重要さということは、一つも後退をすることはまたあってはいけない、というふうに考えております。

経営の幼稚園、保育園あるいは、それがまた公・私という経営、運営のあり方にまたそれぞれ特殊性がございますが、なるべく地域の子供には、特に保育教育ということでは、格差のないような処遇をしなければならない。こういう判断のもとに幼児教育セン

ターを設けて、そうしていろいろな情報を提供したり、あるいは将来の子供の成長のために、特色のある、また地域性の高い努力をすると、そういうふうに考えておるわけでございます。

幼稚園、保育園、今までの制度上の系列もございますのと、そのことに加えて、公立、私立という日野市の事情によるそれぞれの存在の理由がございますので、先ほども申し述べましたが、いわゆる幼児期、大切な幼児期に、保育教育の上で格差のないそういう条件を提供すると、また行政としても、そういう考えで地域社会の大切な年齢層に対応していく、こういう考え方で進みたいと、こういうふうに考えております。

幼児数の減った今日こそ、そのことが比較的可能性を、可能性といいますか、可能ならしめる状態を高めておるというふうにも考えられますので、いろんな意見交換をし、情報を分かち合って、子供のために将来を切り開いていくと、こういう対応でありたいと、こう願っております。

○議長（市川資信君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　どうもありがとうございました。それでは、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって13の２、幼児の減少と公、私立保育園の運営状況についての質問を終わります。

一般質問14の１、多摩平団地の建て替えについて問うの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（夏井明男君）　この多摩平団地の建てかえにつきましては、第１回の定例会に質問をさせていただきました。昨日も社会党の名古屋議員の方から、基本計画を中心にして、かなり突っ込んだ質問があったわけであります。前回も、私申し上げたんですけれども、今、多摩平団地に住んでいるお年寄りが、この問題についてはむしろ非常に口が重くなってきている、ということで非常にその深刻度を物語っているわけであります。そういう意味から、この問題は団地に2,700世帯ございますけれども、重大な関心事になって、日々その強さを増しているところであります。基本計画にもこの建てかえについては触れているわけですので、過日の定例会のときにもお話し申し上げましたけれども、日野市でこの公団の建てかえについて、どういうふうに情報を持ち、どういうふうに展開していくのか、市の方でも重大な関心を持って私はいらっしゃるだろうというふ

うに思います。

そういう意味で、現在までの日野市におけるこの公団の建てかえについて、どういうふうに情報把握をしていらっしゃるのか、その現状について御報告をしていただきたい、というのが第１点であります。

それから、第２点目は、旭が丘の地域に400戸でしたか500戸でしたか、賃貸の公団が建設をされる予定で今始まっておりますけれども、その公団における分譲賃貸のその許否について、どういうふうなことにするか、分譲にするか賃貸にするか、ということがあったわけですが、最終的には、市の希望があって賃貸方式の公団になった、というふうに私も聞いておりますが、その辺のいきさつについて御報告をしていただきたいということであります。

さらに本会議でも御報告があったかと思いますけれども、横河メディカル初め数社についてですね、この賃貸の公団に具体的な優先枠といいますか、とれたという話も聞いておりますけれども、その辺のいきさつについて御説明をしていただきたいということであります。

以上、よろしくお願いします。

○議長（市川資信君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の質問につきましてお答えしたいと思います。

３月の定例議会の中にも、先ほど質問者の中からお話がありましたとおり、公共住宅の整備というような質問の内容があったわけでございます。そのときに、一つの公団の情報としての基本的な考え方を私の方から申し上げました。31年から33年に建設した住宅の建てかえについての考え方、あるいは現行17万戸についての年１万戸のペースでの建てかえの方法等の情報を３月議会のときに御報告したとおりでございます。

その後の経過ということでございますが、きのうも議員さんからも質問があったわけでございますが、今日までは都市整備公団から全く協議がない、というお答えをしたわけでございます。しかし、市としては、３月の議会のことも踏まえて、都市整備公団に対して常に正確な情報を提供するよう再三の申し入れはしているわけでございます。

一つの住宅整備公団の内容としては、建てかえについての考え方としては、住宅都市整備公団法の中に義務づけが一つあります。その内容としては、公団法に基づいた建てかえについては、当然、地方公共団体の長の意見を義務づけ、事情を聞く、というような義務づけの法制化がされているわけでございます。よって、私の方もその時点では、市として地元居住者の意見を尊重、あるいは市のまちづくりの整合性の問題等を十分協

議していきたい、というふうに考えております。

そういう考え方の中で、今日までの情報として私の方がとらえている内容を何点か申し上げたいと思います。

既に公団が全国的に建てかえの状況を資料として私の方が持っているのが61年度の部分でございます。小杉の御殿団地と申し上げるんでしょうか、川崎にございます。そのほか１団地をやっているわけでございます。61年度は２団地、63年度については板橋の蓮根団地以下７団地ということで計画を進め、ある程度進捗しているという状況でございます。

なお、蓮根の例で申し上げるならば、現行では816戸の４階建てのあるものを960にするというような内容。なお、62年度の中には都内の、やはり亀有団地があるわけでございます。現戸数の296を880というような大規模にする、というような情報を持っております。その中では、亀有団地の中では、市と協議の中で幾つかの小学校の問題、保育園の問題、学童のスペースの問題、公園等の問題を具体的に現在協議中である、というような情報も持っております。

よって、この２カ所の団地を見ますと、一つは蓮根団地で申し上げまするならば、当然、家賃の問題もあるわけでございます。現行、蓮根団地の場合には、１Ｋ、２Ｋ、３ＤＫというような現行の建物のスペース、面積がおのおのあります。一つ例をとりますと、２Ｋの中で32平方メートルというような現行の面積の中で２万1,200円という家賃でございます。これを建てかえによって、２ＤＫにして面積を44平方メートルにして６万9,000円にする、というような内容が具体的に数字で示されているわけでございます。

しかし、その内容を見ますと、当然居住者の場合には一定の今の現行家賃からの多少の値上げ、それに伴ってのスライド性の問題、よって、この金額にする場合には８年後のスライド性、あるいは一般の公募住宅の場合には、もう当初から公募した人たちを新しい家賃で、というような状況があるわけでございます。これにかかるまでの地元の説明会等の手順の内容を見ていきますと、説明会を開催して仮移転までには約２年間、工事に着手して１年半ないし２年というような実情でございます。

そういう期間はかかるわけでございますが、当市におきましても、当然、多摩平団地の具体的な問題が一応まだ協議までいっておりませんが、その基本的な条件としての整え、あるいは亀有団地、蓮根等の資料も私の方やっと入手させていただきました。そういう中で、この内容を具体的に研究もし、分析もした中で、今後のまちづくりとあわせまして対応していきたい、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、２点目の旭が丘の公団住宅及び横河メディカルシステム株式会社の工場建設等につきましてお答えいたします。

御質問の趣旨は、賃貸にした理由、それから、特定の企業、今御指摘の企業は横河メディカルシステム株式会社でございますけれども、優先入居の考え方について、ということでございます。

この２点につきましては、大変重要な問題でございますので、理事者の方から私が概要を説明した後にお答えをするようにいたします。よろしくお願いいたします。

まず場所でございますけれども、御承知のように、旭が丘四丁目７番地の３でございます。千代田自動車工業株式会社が所有をしていた土地でございます。この千代田自動車工業株式会社につきましては、日野自動車工業株式会社の経営戦略といいますか、その一環の中で埼玉県の入間市に移転をすると、そういう構想が出たわけでございます。その跡地につきまして住宅都市整備公団に譲渡ということで交渉がなされてまいりました。ちょっと前後しますけれども、面積は全体で千代田自動車の保有した面積が約4.5ヘクタールございます。それから若干北側に私有地が線下でございますけれども、0.1ヘクタール、全体で4.6ヘクタールということでございます。

この土地利用につきましては、御承知のように工業地域でございまして、工業等を中心に優先する、土地利用を優先する土地でございます。その中に、いわゆる集合住宅を建設するわけでございますので、東京都も含めまして、いろいろ協議をしたわけでございます。そういう中で、住宅建設の一部認め、それから一部工業用地としての用途を生かす工場の誘致を行おう、ということで協議を進めてきたわけでございます。

その結果といたしまして、4.6ヘクタールのうち2.6ヘクタールを住宅都市整備公団に住宅建設をさせる。残る２ヘクタールにつきましては、横河メディカルシステム株式会社に工場用地として管理をしてもらうと、そういうことになったわけでございます。

用地の移転につきましては昭和61年３月にそれぞれ千代田自動車工業株式会社から公団及び横河メディカルシステム株式会社の方に移転を、所有権の移転がなされたということでございます。

公団の土地利用でございますけれども、賃貸住宅ということで、全体といたしまして607戸でございます。そのうち当面建設いたしますのは545戸、この差の62戸につきましては、まだ公共下水道がございませんので、地区内に汚水の処理場をつくります。したがって、この62戸につきましては、秋川処理区の稼働がなされればこの処理場を壊しま

して、さらに建設をすると、そういう構想になっております。

現在、着工して住宅建設をしているわけでございますけれども、第１次入居が来年の３月を予定をいたしておりまして、順次入居をしまして、来年の８月までに545戸の完成をする、ということになっております。

それから、２ヘクタールの土地利用でございますが、これは横河メディカルシステム株式会社が工場及び本社用地として活用する、ということで、本年２月に着工いたしまして、来年の３月に一部完成をするということになっております。若干その他増設につきましては、まだ工事が引き続いていくということになるわけでございます。

計画の概要は以上でございます。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　千代田跡地と、今、概要を説明をいたしました。少しさかのぼって事情を申し述べておきたいと思うんですが、旭が丘の用途地域として、これは、当初日野市それから七生村、その合併のころにさかのぼる事情があるわけでありますが、七生村の発想としては、工場を誘致する、そういうことで発想され、合併をして、そうして工場開発、工場団地をつくるという一つの政策目的のために区画整理をするんだ、ということで発表されました。結果、いわゆる工場地域という指定の範囲は、現状のとおりに縮小をすることにはなりましたが、千代田自動車を初め、その他の工場皆、当時、工場誘致条例のもとに誘致を図った事情があります。そして、千代田の跡地のごときは、むしろもともと多摩平の住居地域に求めたという事情があって、そのために特に建物ができなかった。新たに工場地域を定めて、そちらにあっせんをしたと、こういうことに進んでおります。

その千代田自動車、これは申すまでもない日野自動車工場の系列会社であります。埼玉の方に本社のまた営業戦略もあって、もっと拡大した場所に移りたいと、その跡地が工業地域ですから、当然工業経営に目指す企業に譲渡される、ということが一番妥当であり、望ましいわけであります。

ただし、ちょうどいわゆる企業経営のいろいろ反省点にぶつかったという事情もあったかもしれません、円高等です。なかなか工場が進出してこないと、全国いろいろな方法で業界誌等で問い合わせといいますか、情報提供があったようでありますが、結論として工場の進出があり得なかった。別のトラックターミナルにしたいとか、マンション業者が買い取りたいとか、そういうことはあったようでありますが、これは市としては好ましくないということで断っていただいたと、こういうことがあったように思ってお

ります。

それで、落ちるところといいましょうか、そこに住宅都市整備公団がある意図を持ってその土地を求めたいと、こういうことに進んだと思うわけでありますが、その際の話し合いといたしまして、日野市で少ない面積の最後に残っておる工場地域という範囲ですから、工場開発を最優先とすると、つまり地域性を変えない。これが一番基本になったと思っております。そこで、都市整備公団はいろいろ工夫をして工業地域に適用できる開発をしたい。その結果が横河メディカルと、それから住宅提供という共同開発という形を進めたと、こういう経過がございます。

その際に、市といたしましては、工業地域に持ち家ということはあり得ない。したがって、特に職住近接という一つの大義名分のある開発という方策こそ説明もできるし、当局の理解も得られる。こういうことで都の指導もありまして、市の主張としましては、持ち家制度になる、つまり分譲ということは、もうこれは一義的に成り立たないでしょう、当然分譲という、分譲じゃなくて賃貸、その賃貸を職住近接という範囲で、なるべく近隣の、つまり工場優先、居住性は住ということの理解できる、そういう用途に当てるべきであろうと、そのことが近隣の特に日野市の特色でありますハイテク企業等の生産に当たる方々の、工業生産の中のまた住居のその保障ということも重要でありましょうから、そういう役割を持たせてほしい、ということを公団に要望いたしまして、原則としておおむねの了承を得て今日に進んでまいっております。

たまたま募集に当たって、一次優先の地域から募集するということは取り入れられておりましたが、一般募集をすると、これは公団法でいえば当然そういうことになるかもしれませんが、一般居住者を募集するということも伴うように言いますので、それはちょっと順序が違うだろうと、一番職住近接という、該当するその範囲で募集することが当然でしょう、ということを申し立てておるということでございます。

建物の数は600戸、いろいろな形があるようでございますが、なるべくならば地元企業にある割合で、社宅というような形の賃貸の仕方ができないか、ということを検討してもらっておる、こういう状況であります。

○議長（市川資信君）　　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　それでは、企画財政部長にちょっとお尋ねいたしますけれども、大阪のいわゆる臨港団地が実際には今建てかえが終わりまして、そこに今住んでいるわけですけれども、その建てかえ後の状況といいますか、どういうふうな状況であったかということを見ますと、世帯数、戻ってきた方がですね、119世帯のうち戻ってきた方

が49世帯。戻ってきた49世帯の方が、どういう間取りに住んだかといいますと、１K、１DKに住んだ方が32世帯、２DKが８世帯、３DKが９世帯ということであります。それで、このうち119世帯のうち22世帯の方が、ほかの公団への住宅へ移転をしたと、民間住宅へ移転したのが48世帯という数字があります。

一番心配しますのは、ほかの公団住宅へ移転をされた22世帯の方のことが一番心配なわけであります。住民に一番人気がありました１K、１DKの家賃のタイプを見ますと、これが最終的な家賃が４万2,000円なんですね。１DKの２タイプというのが５万9,000円、こういう値段であります。２DKのタイプが７万6,000円、３DKのタイプが９万円ということであります。この中で、やはり一番人気がありましたのが１K、１DKということで４万2,000円の家賃のところに入ったと。22世帯の方は、この家賃よりももう少し低いところの家賃をあっせんするので、そこへ行かれたらどうですか、という公団の言葉に従ったわけであります。こういうふうなデータがあります。

さらに、先ほど財政部長の方からお話がありました亀有の団地の建てかえの事情についての説明会をやっているわけですけれど、63年の４月の公団の調査によりますと、93％の方のアンケートの回収があったわけですが、その中では、また戻ってきたい、という方が84％ありまして、その中で賃貸の方に移りたい人が52％、ぜひ分譲でお願いしたい、という方が32％ですね。４％の方は、ほかの民間の住宅に移りますと、こういうことで、あとのこの５％の方が、ほかの安い、安いといいますか、今まで住んでいる住宅の基準に合ったような所に、長年住みなれた亀有団地を離れてもそこへ移りたい、という方が５％でありました。約300世帯のうちの５％ということですから、15世帯ということになるんですが、やはりこの15世帯の人が、やはり行く末が一番心配になるわけです。

ここは世帯数が先ほど296世帯ということですから、多摩平団地の規模から見ますとまだ小さいわけです。多摩平団地が2,700世帯、市の先日の市長のお話ですと、一挙に多摩平団地の建てかえはないであろう、というような発言がありましたけれども、それにしても規模が全然違うということで、こういう方の状況をどういうふうにするのかですね、市の方としても何ができるのか知恵を絞って研究をしていただきたい、ということなんです。

基本的には、63年の３月に住宅都市整備公団の東京支社の方から、多摩平団地、ほかの団地もそうですが、居住者の皆さんへ、ということで家賃改定についてのお知らせを踏まえた案内が来たわけですが、公団賃貸住宅の今後の家賃の改定について、という文

書があります。その中で、こういうふうに述べております。すなわち基本問題懇談会へ報告した内容のあらまし、ということで、その中で公団賃貸住宅の家賃の現状ということを基本的に公団はどういうふうに考えているか、ということでありますが、公団が各年度に供給している住宅の初めの家賃については、国からの助成等も受けることによって、そのときどきの中堅勤労者世帯（第Ⅲ分位中位）の収入に対し、おおむね16％から17％程度の額となるように設定をしてきております。これが基本的な考えであります。多摩平団地の建てかえを考えてみますと、それを建てかえた後の家賃が、いわゆる公団で言うところの中堅勤労者世帯、第Ⅲ分位の中位の収入に対するおおむね16％から17％の額になるのかどうかですね、この辺の研究も私はされているだろうと思うんです。その辺の内容を御報告をしていただきたい、ということであります。

それから、先ほど部長の方から、下水の問題、汚水の問題、都市空間の問題、駐車場の確保の問題、さまざまあるというお話もあったわけですけれども、その問題は当然のこととして、こういうふうに長年住んだ人が、やむを得ずそこを離れていくという形の対応を、なるべく知恵を絞って対応していっていただきたい、この許される制度の中で対応していただきたいと思うんですけれども、その辺どういうふうにお考えになっているかが第１点であります。

それから第２点が、先ほど横河メディカルとの職住近接の公団の話がありましたけれども、市長のお話ですと、今、社宅とは言わないまでも、というお話があったんですが、その話はまだ交渉の過程の話なのかですね、一応、大枠としての公団としても了解をして、これだけの枠でしたら何とかなります、ということで決まった話なのかですね、その辺、確認の意味でお聞きしておきたい、こういうふうに思います。この２点であります。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　再質問につきましてお答えしたいと思います。

大阪の臨港第２団地の問題、亀有の団地の問題等の内容の中での居住者のアンケート調査、あるいはその実態を踏まえての再質問と理解しておりますが、現状の中では、確かに２団地の状況については私の方も読ませていただいております。

しかし、当市の2,800世帯の大団地の中での居住者の基本的な考え方の部分については、全く今の実態の中ではとらえてない、というのが状況でございます。

しかし、これをやはり２団地の状況を踏まえるならば、今後やはり企画財政部中心、また庁内の中での全体のまちづくりの問題を含んで庁内の中でも検討を加え、この２団

地の資料を参考にしながら対策を立てていきたい、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　横河メディカルという名前でその場所を示されておるわけですが、横河メディカルもその敷地の中に工場を建てるということではありますが、横河メディカルの社宅をつくると、こういうことじゃ全くありません。

私どもの主張といいますか、お願いをしておりますのは、日野市内の企業、つまり日野市内に事業所があり、あるいはその関連で八王子もある、というような範囲で初めて職住近接という、つまり工業地域、工場生産優先の場所と、それに住宅が従属すると、したがって、将来の居住権があって老後を過ごしたり、あるいは近隣の工場生産のための騒音とか何か公害を唱える、ということになると、いわゆる工業地域を否定をしている、つまり順化をしようとした指定が意味が薄れてきますから、なるべく工業地域は工場生産を優先をし、居住性はその次に置くというふうに考えなければならないと、このように思うわけであります。

したがって、日野市内であっせんしたことでもありますし、職住近接という大義名分のもとに成り立つ住宅の建築でありますので、それに該当するような近隣、なるべくならば公団は旭が丘と、こういう範囲も一応考えたようですけれど、日野市内ということで考えてほしい。日野市内にまた事業所があって、近隣の八王子にあるということだって、これは転勤ということも当然あることですから、そういう範囲で成り立ちませんから、つまり地元にそういう枠をなるべく拡大をして、一般の何ですね、工業地域に住まうということで、（「わかりました」と呼ぶ者あり）工場側に何も発言ができないというようなことが起きては困る、ということを唱えておると、こういうことであります。あわせて地域の生産企業に何か住宅の施策が加えられれば、生産活動そのものにもまた有益だろうと、こういう考えでございます。

○議長（市川資信君）　　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　多摩平団地の建てかえにつきましては、非常に深刻な問題もありまして、どうしても所得の低い方ですね、年金で生活をしなきゃいけない方、そういう方の声というのは、どうしても小さくなりがちであります。そういう方の立場を忘れては、やはり福祉の立場もありませんし、そういうことは、市としても最大の関心を持って研究をしていただきたいし、知恵を絞っていただきたい、ということを要望しておきます。

また、この問題については継続して質問させていただきますが、今回の質問につきましては以上で終わりたいと思います。

○議長（市川資信君）　　これをもって14の１、多摩平団地の建て替えについて問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時47分　休憩

午後１時15分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長所用のため、副議長がその任を務めさせていただきます。御協力をよろしくお願い申し上げます。

一般質問14の２、中学校の校則について問うの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（夏井明男君）　　この問題につきましては、最近、６月の14日の読売新聞の夕刊でございますけれども、アンケート調査が発表されております。全国世論調査ということで、今春、校則をめぐる論議が高まり、文部省も校則の見直しに着手したが、国民はこの校則のあり方をどう考えているのだろうか。読売新聞社の全国世論調査５月の21、22実施で、校則を中心に世論の動向をとらえ、過去の調査データと比較分析した、とあります。それで、この調査によりますと3,000人の方、250地点で調査員による戸別訪問面接法で実施したと、こういうふうな記事もあります。さらに、本定例会で、町田でも校則の問題が取り上げられて、新聞報道にもあったところであります。

私は、この問題に関心を持ち始めましたのが、61年の５月の25日の朝日新聞の投書欄に、日野市の平山にお住まいの中学、当時、中学生の14歳の方で安部さんという方の投書欄であります。その投書欄には、かなり問題点が入っておりますので御紹介させていただきますと、僕たちの中学校では６月に京都へ修学旅行に行きます。修学旅行実行委員も決まり、生徒たちは係分担もしました。そして、毎年のことながら規則も決まりました。少し紹介しますと、宿舎内では、これはホテルのことと思うんですが、宿舎内では体育着、外では制服、洗髪禁止、要するに頭を洗ってはいけないということですね。

洗髪禁止、ドライヤー、ラジカセ、サングラス、装身具等の持ち込み禁止というような内容です。そんなに厳しくありませんが、甘い方でもありません。しかし、この規則には問題があります。それは、この規則を先生が決めたということです。僕は、本来、修学旅行の規則というのは、生徒が決めるべきだと思います。でも、僕の中学では違いました。ほかの中学のことはわかりませんが、先生は僕たちを信用できないのでしょうか。もし先生と生徒の間に信頼関係がないということなら大変だと思います。確かに僕たちの決める規則は自由なものだと思います。でも、それを指導することが修学旅行にとっては大事なことだと思います。僕は、お寺等を見学するより大事だと思います。修学旅行では、集団生活の決まりを守るなどのいいことがありますが、大切なことが忘れられていると思います。僕たちの修学旅行なのだから。――こういう記事であります。

その後、３カ月ぐらいたったことの中で相談を受けた話なんですけれども、それは、その方の、やはり日野市の方ですが、市立高校へ行っていまして、家庭の事情があってその方は働いて市立高校へ、夜働いて市立高校へ行っている方ですけれども、そこは長髪、頭を伸ばしておくことは許されている学校なんですが、担任の先生から、ちょっと頭が毛が長いんじゃないかという指導があったんだそうですけれども、彼も、行きがかり上というか、直さなかったんだそうです。それで先生の方から、それはまずいからそういうふうにした方がいいですよ、ということで父兄にもお話をしたんですが、彼も意地を張って通したそうです。その後、彼は、そんなに時間を置かないで退学処分になりまして、そんな話を具体的に聞いたことがあります。

かなり厳しいな、というふうに思ったわけですけれども、その後、いろいろ注意して見てますと、かなりいろいろな問題がこれから起きてくるんだということはわかるわけですが、私も、高校のときには坊主頭でなければいけないというふうに決まっていまして、何人かの人は長髪で通した人もいますけれども、坊主頭だということです。

それで、最近でもやはり学校によってはバリカンで坊主頭にするとか、しないとかということで、人権侵害だとかということで新聞にも出てきているわけですけれども、そういうことで、校則も今もう長髪が大体普通になってきて、坊主頭の人の方が少ないのかな、という気もするんですけれども、坊主頭にしないから、長髪だということで、厳しい学校によっては退学ということもあるのかなということで、非常にそこに通っている学生さんにとっては、生徒の方にとっては、やはり大きな問題だというふうに思うわけです。最終的には、未成年の方たちにどれだけ大げさな言葉になりますが、人権保障の規定が適用になってくるのかという問題と、先生のお持ちになっている二次的だと思

いますけれども、父兄から託された教育的な権利、教育権を行使する教育的な裁量権との接点の問題だろうというふうに思うわけです。

教育委員会の御厚意で、日野市の校則、中学校の、ここで中心にさせていただいているのは中学校の学校規則を中心にして念頭に置いて質問させていただいているわけですが、全部の中学校の校則をいただきました。校則は、いわゆる生徒手帳に全部書いてあるわけですけれども、丹念にずっと読ませていただいたわけであります。学校によっては、三中のように校則がないところもあるということで、本年の４月８日付で、三中の学校生活指導部というところから、そういうふうな案内もあります。

ここで、一番丹念に読ませていただいて気がつく点は、学校によって非常にバラエティーに富んでいるといいますか、違うなということをすごく感じました。例えば学校を休むときでも、父兄の人が最寄りの生徒の方に頼んで、先生の方にその欠席の通知をしてください、というところもありますし、逆に、それではまずい、というところもありまして、かなり共通している点もあるんですけれども、学校によっては非常に細かく規制されているところもあります。それで、当然のことながら消火器を壊してはいけないとか、非常口にいたずら書きをしてはいけないとかというのも校則に入っているわけです。

ですから、その校則の範囲もかなり違いますし、対象にしているものも違うわけで、それを読ませていただいて一番気がつく点は、各学校によって非常にいろいろな伝統があり、沿革があり、いきさつがあって、こういうふうな校則ができているんだなということが理解できたわけです。

さらに学校の、少年から青年に行く方の一番そのエネルギーのあふれている、そういう方を大勢抱えながら、一つの教育目的を達成するために工夫をされていることが、図らずも校則の中から読み取れたわけですけれども、非常にこれは難しい問題で、こうだ、というふうに簡単に結論できるような話じゃない、ということは少しわかったわけでありますけれども、やはり公立中学校の校則の問題については、その裏返しには体罰的な問題として過去にもあるわけですけれども、現在、教育委員会としてですね、この校則の問題をどういうふうに認識をされているのか、基本的な考え方、これからの流れを見越しての指導的な考え方、実際に持っている課題、どういうものがあるのか、認識されているのか、どういうふうに取り組んでいくのか、専門的な立場でかなり研究されている問題だと思いますので、その辺の御見解を賜りたいと思います。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

今、夏井議員さんの方から指摘のありました学校の校則の問題、私も、この質問通告を受けた後は、図らずも６月14日の読売新聞にですね、相当いろいろな角度から現在の校則問題が取り上げられいる。学校というような集団生活を送っていく場の中で、一定の決まりが必要であると、このことはだれも否定するものはおりませんし、また中学生というように、心身の発達状況に応じての一定の自主的な訓練の場というような問題を通しても、やはり校則なり、あるいは生徒会規則なり、そういうものがあってしかるべきだろうと、こういうようにとらえております。

ただ、今御指摘のように、各学校の校則を目を通させていただきますと、非常にバラエティーに富んでいる。非常に学校の基本的なところだけをきちっと押さえて、そこだけ対応している学校、あるいは相当細かな下着のことまで規制しているような形で触れている学校、種々さまざまでありまして、その内容については、中学校の生徒として必ず守ってもらわなくては困るというような決まりの問題、あるいは努力目標というような観点から、生徒お互い同士の約束事にしようじゃないかというような内容、あるいは実際問題としては、学校というよりか、家庭の決まりであって、生徒に自主的に任せた方がいいんではないかと言われるような内容が混合というか、混乱しているというような印象を受けるわけです。

確かに、こういうような校則がありまして、それが先ほど申しましたように、その体罰の問題にまで発展する心配もありますし、体罰までいかなくても、例えば決められた服装で登校しなければ授業を受けさせないとか、あるいは学校の規則を破ったらば、親とともども反省文を書いて担任の方へ親子で提出させられたとか、いろんな苦情を聞く場合もままあるわけです。

結論的には、私、今回の読売新聞の中にとらえられているとらえ方というのが、大多数のやはり中学校、高等学校あたりへ子供さんを送っている両親の標準的な考え方なのではないかと、こんなようにとらえております。内容的には、校内におけるところの決まりだとか、あるいは身だしなみ、特に先ほどもお話が出ました標準服の問題だとか、あるいは頭髪の問題あるいは校外生活の問題、そんなような形で大きく分類されますけれど、内容的には、やはり標準的な形で両極端を排して、一応今の中学校の校則等に対する世間一般の考え方というのは、この読売新聞にまとめられたような方向でとらえられるのが妥当なのではないかと、こんなように感じてます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　今のお話では、読売新聞のアンケートがかなり正確な情報ではないか、ということを経験を踏まえておっしゃっているわけですが、今のお話の中では、その現状の認識ということを中心にお話しいただいているわけですが、課題的なものが、私は当然ここにあると思うんですけれども、その課題的なものをもう少し具体的に申し上げたいと思いますけれども、今のアンケート的なお話がありましたので、それを踏まえてちょっと質問させていただきますと、この校則を先ほど一番初め、冒頭で述べました先生が規則をつくってしまうんじゃないか、という話があったわけですけれども、この規則をだれがつくるかというところのアンケートもこの中ではあったと思うんです。

このアンケートの中では、基本的な事項だけを定めるべきだという人が圧倒的に多いわけですけれども、その中でも、やはり生徒を入れて、先生、父兄、生徒の方、そういう方も含めてこういうふうなものは決めるべきではないか、というのが43％いらっしゃったわけですね。先生と生徒で決めていいんではないか、というのが30％。それで、先生と父兄で決めた方がいいんではないか、というのが９％であります。教育委員会と教師で決める、というのが７％と、生徒の自主的な判断で決めるのが５％と、教師だけで決めるのが３％ということで、圧倒的に生徒の意見も入れて決めていくような方向が一番望ましいんではないかということが出ているわけですけれど、この日野の中学の生徒手帳に書かれているのを見ますと、例えば四中ですと、一番最後には、この決まりの改定等は職員会議、先生の職員会議ですから、職員会議だけでなく、生徒会の提案でも検討され職員会議で決定される、ということで、お話、こういうふうな記載もあるわけですね。

それで、生徒手帳によっては、この学校生活の決まり、いわゆる校則を中学校の生徒会の会則よりも後ろの方へ持ってきて、むしろ生徒の方の、生徒会のあるいは自主性を尊重するような形で編集をされているのも何冊かあります。そうではなくて、先にもう決まりの方を先に持ってきて、後の方に生徒会の規約があるというふうなこともありまして、これは非常に大事な点で、発想の仕方がどちらがいいとか、悪いとかということはちょっと私にも言えないと思うんですけれども、これだけの違いがあるということがあります。

ですから、今の教育長のお話ですと、校則、また校則として述べられてないもの、例えば今の投書にもありましたとおり、修学旅行とか大きな行事があったときに、それを決めていくときに生徒の参加もしてほしいんだと、生徒の意見も取り入れて、その上でやってほしいんだと、先生はもう少し信頼してもらいたい、という声もあったわけですけれど、そういうように校則以外に個々の場で何かをするときに、校則と言わないまで

も、そういうものがあるわけですけれども、その辺の現状認識と課題ということで、どういうふうにお考えになっているかですね、御答弁いただきたい。

特に三中では、ここは全国でも珍しく生徒手帳がない。創立以来17年、なぜ、その伝統が守り続けられてきたのかと、その理由は二つだと。一つは、規則や決まりは、そのときどきの状況の変化で弾力的に運用されていくべきだが、生徒手帳のような形で明文化されてそれが何年も続くと、本来の意図がよく理解されないままに、決まりだけが絶対化することになりがちなので、ないんだと。第２点は、生徒手帳に言う強制的な決まりをつくらなくても、生徒が自分たちで自主的に決まりや約束をつくって、それを守ってきたという、そういう伝統があるんだと、こういうお話であります。

そういう伝統が、ややもすれば崩れてき始めてきているということもこの後続いているわけですが、三中には生徒手帳がなくても、当然中学校としての学校生活の決まりがあると。生徒手帳がない、ということだけではちっとも自慢にならないということなんですね。でも、この伝統が徐々に忘れられてきて、中には、三中には生徒手帳がないから決まりはないのだと、とんでもない感違いをしている人もいるようだと。そこで、念のためこういうふうなものをつくったということでですね、まさに校則に当たるような案内を差し上げているわけです。

それで、いろいろな共通点を見ますと、やはり、その生徒の校則に縛られる立場というんでしょうか、そういう立場の人の意見も取り入れてほしい、ということは時代の趨勢でしょうし、そういう流れだと思うんですが、それを踏まえて今の現状を見ますと、課題的なものが多少私はあるんではないかというふうに思うんですけれども、その点、教育長はどういうふうにお考えになっているかですね、お聞きしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

私も、夏井議員さんのおっしゃっている内容と、考え方の基本ではほとんど違ってないんじゃないかと、現実問題として、各中学校でいろいろ行事その他を行う際にも、できるだけ生徒の自主性、主体性を育てていくような形での取り組み、こういうものが必要であるということを各学校とも認識しながら取り組んでいる。例えば修学旅行のパンフレット一つつくるについても、それぞれクラスの中に、そういう対策委員会的なものをつくって、いろいろ事前指導を含めながら対応しているとか、運動会あるいは文化祭等の計画等にも生徒が主体的に関与しているとか、そういうことで対応している部分というのが非常に中学校の場合には大きくウエートを持ってきていると。

確かに生徒会の規則と申しますか、決まりといいますか、この中で、いろいろそれぞれの学校の過去に影響されてきた学校の歴史の過程みたいなものも残っている分野もなきにしもあらずというような気持ちは強くありますけれど、最近では、ここ三、四年、毎年生徒会の合同総会と申しますか、八校の生徒会の役員が一堂に会して、それで交流をするとか、そういう中で、それぞれ日野市の中学校として、どういう点でお互いやっぱり協調すべきであるかとか、そんなような点の話し合い等も生活指導の先生含めて生徒間同士でそういう対話等もやっている。

そういう状況ですので、これから先ですね、確かにもう既に過去のものであって、今仰々しく規則の中に載っけていなくても済むような内容、そういうものについては、一回決まったから、それを毎年毎年蒸し返しみたいに手帳の上へ載せておくんだというんでなくて、教育目標ではありませんけれど、そのときそのときの状況を十分判断して、必要なものは加え、必要でなくなったものは削っていくと、そういうような形で、これからも各学校よく連絡をとり合いながら対応していく、そんなような形での課題と申しますか、そういう点についての問題は、この生徒会の、生徒手帳ですね、生徒手帳の校則等を見ましても、あるな、ということを強く感じております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　それでは、最後に要望をして終わりたいと思うんですが、中学生になりますと非常に批判厳しい、鋭い意見ももうお持ちになってくる年代でして、校則の中で、なぜ白い下着でなければいけないのか、なぜかばんでなければいけないのか、ということで非常にその辺の校則、いわゆる校則、決まりといいますか、ということを先生の方が逆に言われて返答に窮する、ということもあるぐらいに意識も高くなってきているわけです。

一番、これは未成年者の方だから一人前の大人ではない、判断能力もまだ過程の段階である。そういう方の教育のためなんだと、愛情があるんだと、愛情をもとにした教育の中でのあなた方のためのものなんですよ、という、それは前提としてあるわけですけれども、それが愛情の押し売りみたいな形で、逆にそれが先ほど三中の文章にもありましたけれども、硬直化してしまって、それが逆に育てる芽にならない形になり得る危険が絶えずあるわけで、その辺を絶えず柔軟に対応していただきながら時代の趨勢に沿って生きていただきたいな。

特に未成年者の方の制限はいろいろあるわけですけれども、選挙権がないとか、お酒が飲めないとかですね、たばこが吸えないとか親の決めた所に住まなきゃいけないとか、

いろんな形であるわけですけれども、それは何のためにあるかということが実際に裁判でも問われてきている状況にもありますし、さらにこれからもますます人権的な物の考え方が強まっていくだろうというふうに思います。

現場では、先ほど申し上げたとおり、生徒手帳を見ますと、各学校にこれだけバラエティーに富んでいると。それはもう各学校の運営の中で非常に苦労されてきたその対応の一つの片りんだろうというふうに私も思いますので、全部統一しておやりになった方がいいんじゃないか、というふうな議論はいたしませんけれども、やはり、その辺ですね、慎重に配慮していただきながら対応していただければありがたい、ということを要望して、この問題については終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって14の２、中学校の校則について問うの質問を終わります。

一般質問14の３、外国人留学生に対する市の対応の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○13番（夏井明男君）　この問題につきましては、かなりいろんな雑誌、新聞等で、国際化ということも踏まえて、新聞報道にもありまして有名にもなっているお話ですので、それを踏まえて、特に市長から御答弁をいただければありがたいというふうに思います。

ことしの４月の16日の土曜日でございますけれども、森田市長出席のもとで企画財政部のお世話の中で、いわゆる日野市在住の留学生を中心にした歓迎会といいますか、日野市でも皆様方を温かく歓迎をしているんですよ、という意思表示を表する意味で、懇親会といいますか、歓迎会というか、そういうものを実施されたわけでありますけれども、歓迎の意思表示という意味で、準備等にも短期間の中で苦労されながら一応成功裏に終わったというふうにも伺っておりますけれども、それを踏まえてお話をさせていただきたい。

特に、最近では諸外国から日本に留学に来られて勉学に励まれている方が多いわけであります。特に国費留学生については十分に勉強の時間、また経済的なゆとりも十分にとは言わないまでも、それの機会があるわけですけれども、特に私費留学、自分の費用で、また御両親の費用で来られている方の私費留学生については、非常に勉学の状況が非常に厳しいということが実際にあるわけであります。

そうだとしても、そういう方が日本に来られて勉強されて自分の国へ帰られてさまざまな分野で活躍をされていくわけで、私たちとすれば、ぜひ日本にとっていい印象を持って帰っていただきたい。何か日本の国について、いろいろな世界世論といいますか、そ

ういう流れがあったときに、日本の国というのは非常にいい国で、いい人の集まりなんだ、ということを言っていただければ非常にありがたいわけですけれども、そうでなくても、日本にいい印象を持ってお帰りいただきたい、こういう思いは同じだろうというふうに思うわけであります。そういう意味で、４月の16日に、皆さんを歓迎します、ということで出発をしたわけですけれども、これからますますこういうふうな方の交流が多くなってくると思うわけであります。

先日も、新選組祭りで市民会館で各外国の方が新選組のあの衣装を着て、いろいろ参加出演されていましたけれども、いろんな角度からそういう方も多くなっていくわけですけれども、とりあえずは留学生を中心にした方の施策といいますか、基本的な姿勢、そういうものがどういうふうに進めていかれるのか、その辺の基本的な考え方をお聞きできればと思います。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えします。

今、御質問の中にもありましたとおり、４月の16日に日野市内に居住する留学生、31名現状でいるわけでございます。その方たちを御案内いたしまして、実際の留学生の困っている問題あるいは何か悩み事等含みまして、最近の円高の状況等を踏まえて、困った問題等を聞くための１回目の会合を開かせていただきました。

当然、市としては、その留学生のために何か援助しよう、また、どんな考え方で今現状いらっしゃるのか、その実態把握と、あるいは意見を聞く機会というような考え方で集めたわけでございます。１回目の会合でございますが、具体的な問題まで立ち入ることはできませんでしたが、やはり今後、その参加者ちょうど15名、２分の１程度15名だったわけでございますが、そういう中で、市内の市民の方で留学生の後援会だとか、そういった動きも現実の問題としてあるわけでございます。そういった動きの中で、私の方が中心になりまして２回目の今後の会合あるいはその組織との話し合いを十分しながら、今後、基本的な姿勢としてのどんな施策ができるか、どういう方法でやればいいのか、また困った実態等を把握した中で確立していきたいというふうに現状考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市にも、市内あるいは周辺に大学が所在いたしますので、多分留学生という形で来ている人たちがあるに違いないと思っておりましたところ、た

またま、そういうアドバイスもありまして、今の部長が答えたとおりのことをちょっと行ってみたわけであります。三十数名ということで、見えた方が十七、八名だったと思っております。（「15名」と呼ぶ者あり）15名。

特に私費留学という形で東南アジアあるいは韓国、それからウイグル自治区というところからも来ているということがわかったんですが、その留学の形がまた私費留学が多い、そういう状況の中で、生活も必ずしも潤沢という状況ではないという意味の把握、若干の把握はできました。地域社会として、特に国際化時代、また市内の若い青少年にも国際交流の機会をつくりたい、こういうような考えもございますし、つまり文化交流という形で、地域の住民の方々とも協力をして、多少の住まいであるとか、あるいは相談事であるとか、あるいは、もし必要があれば若干の学費の援助というようなことを考えてみる必要があるというふうに思っております。

これらの事業は、幅広くと言いましょうか、先の長いことでもありますので、対外文化交流という基盤の中で、特に私費留学生ないしは、その海外の日本に学びに来ている人たちにいい印象を植えつけ、将来また日本の評価に役立てる、こういうことで機能する、そういう仕組みをつくることが必要だというふうに考えております。何らかの施策の形をこれからあらわしていきたい、こう思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　部長及び市長の方から前向きなお話を聞いたわけですけれども、まず、こういうふうな対応といいますか、ものについては非常に難しい点が一般的にあると思います。思いつくままにといいますか、どういうことが大体考えられるかなという現状ですね、ちょっと一つの考え方として申し上げさせていただいて、さらに、それを具体化する意味でお話しさせていただきたいんですが、これが思いつき的な発想ではいけないと思うわけで、そうであるとすれば、長続きはしていかないわけであります。

当初はこういうことは善意の人の集まりでいくわけですけれども、やはり長期的に見れば難しくなってくるというのが実際だろうと思います。そういう意味では継続的に何らかの受け皿といいますか、そういうふうな手順も必要になってくるんではないか、ということも言えるかと思います。

さらには、一方的なこちらから何ができるのかな、という発想だけでは、日野の市民の方からの共感も得にくい。むしろ留学生からも留学生の持っていらっしゃるさまざまな情報ですとか体験ですとか、ものがあるわけで、そういうものも日野の市民の方に分けていただく。そういう発想も必要ではないかというふうに思うわけです。

また、その前提としてはですね、留学生だということで特別な扱いといいますか、市民の人の感情から見て沿ぐわないような形でも、やはりまずいだろうというふうに思うわけです。やはり、こういう方たちの学びに来られている方たちも、やはり一番あるのは経済的なことも一番あると思いますけれども、やはりコミュニティー的な文化的な交流といいますか、そういうふうな場を求めているということも私は事実だろうというふうに思います。そういう意味から、ぜひこの問題を取り組んでいただければありがたいな。

思いつくままにですね、それの手順といいますか、こういうこともあるんではないかということで申し上げたいんですが、一つは、留学生の在日期間中の生活の充実感といいますか、そういうものをぜひ満たせるような発想、さらには日本の社会、文化への理解を深めていただくような施策、日野の市民の方また関係者の協力体制も必要ではないかと、それがひいては日野の市民の方の国際理解への近道にもなるんではないか、というふうに思うわけであります。

細かい問題になりますが、滞日生活の充実、充足感ということで、先ほど部長からお話がありましたけれども、生活上のさまざまな条件への援助といいますか、言葉があれですが、そういうふうな観点のものは一つは考えられるだろう。実際には消極的な意味では、生活をされている障害的なものを、できるだけ取り除けるような案内的なものも必要だろうと。さらには便益的な、日野市にはこういうものがありますと、あそこには焼き鳥屋さんのおいしいところがありますとかですね、そういう情報でもいいわけですけれども、そういうふうな生活をされているさまざまな日野の市民が得ている情報提供ということも大事じゃないかというふうに思います。

さらに日野の市民の方との交流の場も、やはりあるわけで、そういうところへの情報も必要でしょうし、また、そういう所へ来るにはどうしたらいいのかということも、やはりその方にも御案内等も差し上げていくことも必要だろうと思います。その点では、やはり文化面でもスポーツ面でも、日野の市民会館、生活・保健センターを中心にしてさまざまなものがあるわけで、そういうことへの御案内も日本の文化を知っていただくということで、やはり大事なんではないかなと思うわけです。

さらに留学に来られている方の知見の活用ということになると思いますけれども、そういう方たちが学校の先生になるということで来られている方もいますし、工学部関係で来られている方もいますし、先日のお話ですと、何か夏目漱石の研究で来られている方というのもいらっしゃったそうですけれども、そういう方の持っていらっしゃるもの

を日野の市民の方にも分けていただくと、そういうふうな場があってもいいんじゃないかと思うわけであります。

さらに日野市民の方の協力の確保、また理解をしていただくということの作業が必要になってくるわけでありますけれども、やはりそれには日野市の方が、日野市が中心になると思うんですけれども、基本的な方針といいますか、そういうものを、やはり決めていただくことが長期的には必要ではないかと、そのために部長からもお話がありましたが、実態はどうなのか、この問題に取り組んでいる問題点はどうなのかですね、さまざまに関係方面で既に進んでいるところも、国、都、民間団体でもあるわけですから、そういう方からも情報をいただいて問題点の把握をされ目的の闡明化に努められて、ぜひ基本方針をつくっていただきたい、というふうに思うわけであります。

さらに具体的な進め方に入っているわけですが、住民、市民関係者の方へのＰＲということで広報へも記載等の検討も必要になってくるでしょうし、さまざまなものが基本方針の中から、また、さまざまな先進の関係者の努力の方の財産を分けていただいて、この辺の具体的な展開をしていただきたい、継続的な推進体制を整備していただきたいというふうに思います。

今回の事業ということになると思いますが、日野市で行われた４月16日の催しは、継続的なものとしてとらえていただいて、一過性的なものとならないような形でしていただければありがたいなと思います。

さらに、これはこれからの課題ですが、推進をしていく組織も将来的には必要になってくるんではないかと、レッドランズ市との交流も日増しに深まっているわけですけれども、それをもう少し大枠広げた、仮称ですが、日野市の国際交流協会というふうな形のものでもいいと思うんですけれども、そういうふうな形のものに発展するような形の指導性を発揮していただければありがたい、というふうに思うわけであります。

以上、大体大ざっぱに概略申し上げたわけですが、最後に、日野市の広報６月の15日付でございますけれども、ここに平和事業に関する市民会議ということで、平和基金の活用を市民参加で、という案内が出ております。日野市平和事業基金条例を制定し、基金１億円を積み立て、積極的に新しい事業に取り組む。この目的を具体化させるために、広く市民の皆さんの意見、希望を取り入れ、生き長く平和事業の推進を図りたい、というふうにございます。この中の事業の中に、どういうものが入るのか、さまざまに議論をされていますし、これからも議論を呼ぶところでありますが、今私がお話ししました海外私費留学生が中心になりますけれども、そういう方への組織づくりといいますか、

継続的な事業の中でも十分この目的に沿う形でございますので、中に、企画の中に入れていただければありがたいと思いますが、その辺の御見解を賜りたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御指摘にもありましたとおりの見解で広く、また有意義なことをアレンジしていきたい、このように考えております。

市民参加というよりも、まちの一つの風土というふうな考え方で、市内にもホームステイのできるようなところも十分把握をしていきたいと、このように考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　　以上で終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって14の３、外国人留学生に対する市の対応の質問を終わります。

一般質問15の１、安心して住めるまちづくりをめざして病床確保に全力を！の通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　　安心して住めるまちづくりをめざして病床確保に全力を！と題しまして、一般質問を行います。

御承知のように、この問題については３月議会で竹ノ上議員が一般質問を行っております。その後、３カ月が経過する中で、日野市として必要な病床を確保する問題は、日野市民にとってますます緊急な、かつ重要な課題となっていると認識をいたしております。不当な病床規制に反対をし、必要な病床を確保するために、声を大にして東京都や厚生省に積極的に働きかけていくことが、今この時期に強く求められていると私は考えております。

現在、全国で190万床あるベッドを100万床に減らそうという地域医療計画策定の背景について、最初に若干触れておきたいと思います。

憲法第25条には、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を国民に保障をし、その第２項では、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと国の責務を明確に規定をしております。国民のこの権利を現実のものにするために、医療に従事する人々を初め、広範な国民の長い間の闘いによって公的な医療保障制度が今日まで拡充されてきたわけであります。

60年代から70年代にかけて全国的に革新自治体が前進をし、運動が発展する中で、国民皆保険制、老人医療無料化などが実現されてまいりました。しかし、70年代に入って

二度にわたるオイルショックなど、世界の資本主義経済は重大な危機に直面をいたしました。政府・自民党独占資本は、この危機に直面し、これを乗り切るために減量経営をごり押しに進める一方、中間政党の抱き込みや革新自治体つぶし、労働戦線の右傾化などの戦略を系統的に推し進めてきたことは周知のとおりであります。

そして80年代に入るや、財界主導による増税なき財政再建、行政改革の名のもとに、軍拡、臨調路線が国民犠牲のもとに強行されてきたわけであります。臨調路線と言われるこの政策は、政府の役割を軍備と治安などに限定をし、福祉や医療を切り捨て、民活の名のもとに企業にゆだねるという方向が打ち出されてきました。

1981年の第二次臨時行政調査会の第１次答申では、まず医療を標的として、第１に受診抑制による医療費の適正化、つまり抑制。第２には、医療保険の国の負担をなくして一元化する。第３に老人保健、医療の改悪を打ち出してきました。1983年には、この第１次答申を具体化したものとして、今後の医療政策、視点と方向が示されましたけれども、これは医療標準と、これを超えるものへの民間活力の導入という考え方を打ち出してきております。こうして次々に医療に対する反国民的な政策が、戦後最悪の内閣・中曽根内閣のもとで強行されてまいりました。

80年代に入ってからの政府・自民党による医療への攻撃を主なものだけピックアップしてみますと、1981年の６月、診療報酬の改定によって実質的な切り下げが実施されてまいりました。1982年の２月には、国民医療費適正化総合対策推進本部が設置をされ、レセプトの点検強化、医療監視、監査の強化が実施をされました。1983年２月には、老人保健法の実施によって、有料化の復活、差別診療などが導入されてきております。1984年10月には、健康保険制度の大改悪が強行され、本人の自己負担、国保への国庫負担率削減などが打ち出されてきております。

さらに1985年３月には、国立病院・診療所の再編成、合理化が、基本方針として打ち出されてきております。そしてまた、さらには1985年12月には、医療法の改定によって、地域医療計画の策定が義務づけられてきたわけであります。さらにはまた1986年の４月、高齢者対策企画推進本部による報告の発表がされ、国保の解体や生保の医療扶助の解消、民間活力の導入、民間保険の育成などが打ち出されてきております。そしてまた1986年６月には、長寿社会対策大綱の閣議決定がなされております。1987年の１月には、国民医療総合対策本部が発足をしております。さらに同じ月に、老人保健法等の大改悪が実施に移されております。さらには1987年４月、家庭医に関する懇談会の報告、看護制度検討会の報告が相次いでなされております。さらには1987年の６月、国民医療総合対策

本部の中間報告が発表されております。そして1987年９月には、第109国会で国立病院統廃合・移譲法、公害健康被害補償法の改悪などが相次いで行われました。

こうした一連の医療へのさまざまな攻撃の特徴は、まず第１に、老人医療に対して攻撃が加えられ、それをてこに、国民医療全体を改悪する道筋がつけられました。第２には、保険給付の切り下げにより、国民の受診抑制を進める。そして一方、民間保険に市場を提供する、第３には、診療報酬の抑制と誘導監査、指導などの行政措置による医療機関への締めつけが一層厳しくなってきております。第４には、保険者間の財政調整や国保事業への国庫補助の削減による国の医療費負担を切り下げる、引き下げる、こういうことが行われてきたわけであります。

以上、４点の特徴点は、国民医療総合対策本部の中間報告に全面的に貫かれてきているわけであります。政府・自民党は、国民や地方自治体へ多くの負担や犠牲を押しつけながら、軍事費だけはアメリカの言いなりになって、どんどん増大させつつ、一方では老人医療の有料化、健康保険の本人負担の導入、相次ぐ国民健康保険制度の改悪、さらには国立病院、診療所の統廃合など、一貫して医療に対する国庫支出金の削減と国民の負担の強化による医療抑制を進めてきました。そしてさらに、医療法を改悪して、病院のベッド数の削減、縮小による患者の受診抑制を目指す地域医療計画の策定を都道府県に義務づけしてきているわけであります。

このような一連の医療への攻撃がどのような事態をもたらしているでしょうか。老人医療に焦点を絞って問題点をたぐってみたいと思います。

病気を治すためには当然のこととして早期発見、早期治療が決定的であり、これは医療費をふやさないためにも重要であることは論をまたないところであります。ところが、1983年２月の老人医療の有料化によって老人の受診は激減をし、老人医療費は、この年、過去最低の伸び率になったことは周知のとおりであります。しかし、84年、85年と再び上昇を始めました。これは老人の入院費用の増加が主な原因でありました。

1986年６月６日付の朝日新聞論壇には、本来、複数の病気を持っている老人にとって、各科を回るはしご受診は不可欠である。だが、わずか400円でも余分な出資をはばかってつい我慢をしてしまう。老人にとって、まさに我慢大敵である。他の隠れた病気の早期発見・治療を怠ったばかりに重症化し、入院せねばならぬケースがふえたため、当然に医療費は大幅に伸びなければならなかった。そういう必然性があったわけであります。一部負担のツケが今になって回ってきたわけだと論じられ、これまでの厚生省の医療費の抑制、すなわち国や自治体と保険で負担する公的医療費の抑制対策は見事失敗を期し、

そこで打ち出されたのが今大問題になっている中間報告であったわけです。

それは、第１に、医療費増の主な原因は、老人の入院であり、ということで厚生省がみずからつくり出した一部負担増、受診抑制、病気の重症化、入院、医療費増大という悪循環を反省するどころか、今度は診療報酬や行政措置などの、法律によらないあらゆる方法を用いて老人を病院から追い出す。第２に、病院が減れば医療費が減るという立場から、病院をつぶし、国の負担が軽くて済む施設と民間企業にゆだねる在宅医療を進める。さらには第３に、安上がりの医療を進める医師をつくるために、大学病院を攻撃をし、保険医制度の面から医師の統制を進める。この３点が主な内容となっております。

190万床のベッドを100万床に減らし、老人保健施設を、当面全国に約80カ所設置をし、病院とは比べものにならないような安上がり施設に切りかえていこうとしております。現在の普通病院は、患者16人に医師１人、看護婦は患者４人に１人と決められておりますけれども、老人保健施設では、患者100人に医師１人、患者100人に看護婦８人。医療の質の低下は明らかであります。

1972年にＮＨＫ海外取材班が世界の医療事情を調査したことがありますが、日本の医療は世界最高の水準であると結論を出し、もう一つの特徴として、差別なく平等に受けられることを挙げていました。医療の水準が最高のものであっても、経済的に恵まれている者でなければ受けられないこういう医療、差別と金もうけの医療がまかり通るという医療制度の大改悪が政府・自民党によって強行されようとしているわけであります。

老人福祉や老人医療など、お年寄りに金を使うのは、枯れ木に水をやるようなものだという、こういう考え方は、この十数年来における政府・自民党による医療に対する攻撃に明らかに示されております。

こうした血も涙もない冷たい医療行政に対して、市民の命と暮らしを守る立場から、真正面からこれにどう立ち向かっていくのか、今、この時期に鋭く、このことが迫られているのではないでしょうか。

医療法改悪に基づくベッド規制の背景について若干指摘をいたしましたけれども、以下、何点かについて具体的な質問をいたします。

まず１点でありますけれども、御承知のように、去る５月26日に日野市地域保健協議会が開会をされました。そして森田市長から、こういう諮問がなされました。地域医療と病床確保の進め方について、日野市民の医療と総合保健体制を整合し、健康で文化的な市民生活を確保する必要があると思われるので諮問します。こういう諮問の全文であります。

それから既に20日が経過をしておりますけれども、一方で、御承知のように、東京都の衛生局の医務部長通達が、去る４月６日の日付で各病院開設者あてに出されております。医療計画公示前における病院開設等の許可の取り扱いについて、全文はあえて読みませんけれども、要点のみ読み上げてみますと、病院開設等の許可にかかわる計画書は、昭和63年７月１日までに建築確認を受けていること等、要領の審査基準を満足する状態となっているものについて、昭和63年７月15日を期限として提出することとし、以後は計画書の提出を認めないこととします。まさに事態は急を告げているといいますか、緊急を要する状況になっているわけであります。

東京都の地域医療計画の策定の動きは、以下かいつまんで言えば、こういうことになっております。東京都の保健医療計画の原案の作成は、現時点では10月ころまでにまとめられるだろう、こういうふうに言われております。そして原案作成と同時に区・市町村への説明、区・市町村からの意見の聴取、こういう手順でこの計画が策定されようとしているわけであります。

こういう動きから見て、市長の諮問された地域保健協議会での審議、今のようなテンポでは間に合わないのではないか、こう私は思います。もっと速いテンポで対応しなければ、こうした計画策定のテンポに間に合わないのではないかという私なりの懸念があります。このことについて市長から見解を伺っておきたいと思います。

それから２点目でありますけれども、日野の医師会から市長にあてて、そしてまた議長にあてて要望書が提出をされております。「市立総合病院の充実に関する要望書」であります。前文は大変長い文章でありますので、肝心な部分だけ拾い読みをしてみたいと思います。「したがって、市内にこれにこたえられるべき高度医療を行う総合病院の必要性を強く感じております。この市立総合病院を充実発展させることが市民医療の向上、進展への近道と考えます。現在地での改築は、現在また将来に向かっても発展性に乏しく、これが適地への移転改築がぜひとも必要と考えます。新しい市立病院では、救急受入体制の確立はもとより、特徴を持った診療科の充実、オープンシステム等に見られる地域医師会との総合連携を中心とした中核的病院へと脱皮させる必要を痛切に感じております」こういう要望書であります。

現時点での市長の、この医師会の要望書についての見解を伺っておきたいと思います。

それから３点目であります。先ほど、市長のお手元に東京都医師会が発行しております「都医ニュース」という５月15日号のニュースがあります。これには地域の中核として建設という多摩南部地域病院、多摩総合精神保健センターの建設用地が決まる、とい

う記事が載っております。このニュースの記事の中にこういう部分があります。地域住民の利用の便として、最寄りの多摩センター駅に電車・バスの直通便があり、また車利用の便にも恵まれている。加えて、将来は多摩・都市モノレールの開通及び京王相模原線の延伸計画等が予定され、地域住民の利用が容易である。こういう５月15日の日付のニュースでありました。

これを見て私は、ははあと、こう思いました。というのは、26日の地域保健協議会での日野医師会を代表した形での発言がありました。それは、多摩市に建設が予定されている病院は、近い将来、モノレールが敷かれ10分か15分の所要時間でこの病院に行けるということが強調され、その上で日野医師会は、駆け込み増床については絶対反対であると、こういう態度表明がされたわけであります。

もちろん一定のそれに対する私なりの見解を述べましたけれども、私は、あえて日野の医師会と対立するつもりは毛頭ありません。むしろ協調しながら日野市がいかに必要なベッドに欠けているか、不足しているかということの共通な認識の上に立って、むしろ協同して促進を図りたいと考えているわけですけれども、こういう最近の医師会の意向などを見ますと、先ほどの市立総合病院の充実に関する日野医師会の要望書の真意は、どこにあるんだろうかと、ちょっと疑問を持ったわけであります。この辺についても市長の見解を伺いたいと思います。

それから４点目でありますけれども、これもお手元に参考までに資料をお示ししておきましたけれども、東京保健医協会北多摩支部の会議のメモであります。このメモによりますと、こう書かれております。医療計画について北多摩医師会は都医、都医というのは都の医師会という意味だと思います。都の医師会に対して、１、北多摩は一医療圏。２、医師会が認めた場合は増床可とすべき、と答申している。都医師会は、行政と医師会が必要と認めた場合は、知事案提示後の増床を、遅くとも年内は考慮する考えを示している。こういう北多摩医師会の答申が、そして、それに対する都の医師会の意向がここにちょっと触れられております。

そこでお聞きしたいのは、先ほどの都の医務部長通達では、７月15日以降は申請は受け付けない、というかなりはっきりした限定をしているわけでありますけれども、しかし、なお働きかけようによっては、ことしいっぱいは日野市としての意思の反映といいますか、働きかけが可能だというふうに私は思うんですけれども、その点についての市長の見解も伺っておきたいと思います。以上。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　安心して住めるまちづくりを目指して病床を確保せよ、という見地からの質問にお答えをいたします。

趣旨は全く同感でございまして、地域保健協議会を地域の世論形成の場所、合意の場ということになっておりますので、そこに対して、日野市医療圏における、いわゆる地域医療と病床確保の進め方、必要な病床をどのように進めるのがよろしいか、ということを論議してもらおうということであります。

確かに東京都衛生局の医務部長、この通達にも早くこたえたい、この回答は、ここ１週間以内に市という立場からの見解を数字を入れて提出しようと、このように考えております。その数字として考えますのは、市立病院の将来展望のことを考えまして、今の病床プラス100という程度でしょう。なお南部地域病院ということもあわせ考えまして、これも150程度、250ないし300を日野市の医療圏としての必要病床であると、こういうことを申し出をしておこうと、こう考えております。

これまでもお答えをしたことがあるわけでありますが、日野市の人口数から推定をして900ないし1,000床が望ましいと、現実、一般病床ではありませんが、約600床近くあることになっておりまして、そのあたりの計算上の差は別といたしまして、地域医療としての考え方はそういうことでよろしいんではないかと、こう思っております。

地元の医師会から市立病院に望む要望ということで、要望書が出されたというふうに伺っておりますが、まだその内容そのものは我々もつまびらかにはいたしておりません。医師会とは絶えず話し合っておりますし、市立病院に地域医療という立場から中核的役割を持ってほしいと、これはそのとおりでありますし、またそうあるべきだと思っておりますので、要望になるべく期待にこたえられる方向を目指したい、こういうふうに考えております。

たまたま先般の地域保健協議会の場で、東京都医師会理事という役割でその会議の場に出席をされる、その地域医療圏の会議に出席をされる小松先生がおいでになります。小松先生が自分の持っておられる情報をある程度もとにして、東京都の医療圏計画の考え方を申し述べておられました。必要なものを、それを抑え込みという考えはないんだと、必要なものは当然それにまだ対応するという考え方で臨むんだということも当たり前の原則だと思いますし、それから、いわゆる駆け込みと言われるのは、公立病院というような立場ではなくて、いろいろ市立病院のサイドからも予測をしない、そういう申し出の、いわゆる駆け込みは警戒をしようと、こういうことはあり得ることでありますし、駆け込みの意味は、そういうものだというふうに思っております。

それから、多摩に決まりました都立、地域の病院、これは南多摩医療圏という範囲で計算に当然入るわけでありますから、ちょっと南多摩医療圏ではそれらのこれからできる、つまり八王子に予定をされております日本医大でしょうか、その病床増、医療センターと言われております。そこの病床増、それから、南多摩の多摩市にできる公設民営の病院、これらを先のことまで計算をすると、南多摩医療圏では病床数がほぼ足りるやに聞いておりますけれど、日野市は日野市のやっぱり事情がございますので、高度医療に、また都立病院は依存をしたいということももちろんでございますが、それで日野市民が足りるということではないと思っておりますから、実質的に、日野市は日野市としての病床確保を進めていくように市民の御理解ももちろんでありますし、医療機関その他、いろんな面からの合意の形成と、それから、いわゆる病床の進め方という形で具体化させていただきたいというふうに、諮問の意味は考えておるものであります。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　再質問いたします。

近く東京都にあてて、日野市の立場からの意思表示をされるという御答弁がありましたので、それは積極的にひとつやっていただきたいと思います。

地域保健協議会でのこれからの審議ですけれども、この前、市長から諮問がされて既に20日が経過しておりますけれども、近々に開かれる予定も私は伺っておりません。果たしてこういうテンポでいいんだろうかというふうに私は思うんですね。ですから、その辺は全くもうゆだねたままで、行政側としては、もう一切協議会任せで、成り行き任せと、こういうことなのか。もっと督促といいますか、積極的にそうした医療圏設定といいますか、地域医療計画策定のテンポに合わせて早い対応ができるように、協議会の審議も促進いただくと、こういうことで働きかけていく必要があるんではないかと私は思うんです。その点についてもう一度お答えいただきたいと思います。

それから、もう１点は、市として東京都に、日野としては現状から見て250から、ないし300の増床が必要だという態度といいますか、意思表示をしていくという、働きかけていくということでありますけれども、先ほどの医務部長通達や都の方の計画策定のテンポといいますか、動きから見て、果たしてそういう日野の意向といいますか、日野市の実情が今後の計画にきちっと反映できるかどうか、一番心配なところでありますけれども、その点の見通しについてももう一度伺っておきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　東京都に対する要求の態度のテンポが遅いと、確かに遅いと言われるとそれに返す言葉はないわけでありますけれど、どなたがお考えになられても、日野の人口にふさわしい病床を確保したいと、しておかなければならないというのは、これまた当然でありまして、しかも医療圏構想、医療圏計画、医療計画というのは５年に１回は絶えずローリングをさせながら進められるということでもありますし、特に重要な医療という問題が需要不足を来すような状況で公認できることではない、というふうに言ってよろしいと思います。

それで１週間以内と申しますのは、少なくも情報としては日野市はこういう考え方を持っているということを申し立てておいて、そうして地域保健協議会では、その病床確保の手順について論議をしていただくと、つまり進め方ということで論議をしていただくと、このように考えておりますので、中間答申はお願いをいたしますというふうには既に申し上げておりますし、なお、全く白紙でその病床確保、何ベッドを確保すればいいかということを問うているわけでもありません。この次の会合には数字のことも入れて、そうして行政側の見解というものをお示しし、そのことに対する論議をしていただいて、合意の形成を図っていきたい、このように考えておるところであります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　それでは、最後に要望してこの質問を終わりたいと思います。

今さら強調するまでもありませんけれども、基本計画の中でもこのようにうたわれております。日野保健所管内における一般病床数を見ても、既存の病床数は必要とされる数の約半数にすぎないとの見方もあります。地域医療体制の整備強化は大きな課題となっています。当市においては、市立総合病院を中核的基幹病院としてさらに整備を図ることや、特に市の南部地域における医療機関の不足を解消することが大きな課題となっています。そして施策の方向として、市立総合病院の整備では、病床の増設、診療科目の新設、第３次救急医療体制の確立等、内容の充実と施設の整備拡充を図っていきます。地域医療体制の整備では、地域医療の充実を図るため、市民の理解と協力を得て市の南部地域に医療機関の設置を促進していきます。こういう方向が明らかにされているわけであります。

今、市長も言われましたように、日野市の増床の必要性は多くを語る必要はないわけでありまして、ひとつ市民運動を背景にしながら、積極的に病床規制に立ち向かっていく、必要なベッドを確保していく、こういうことで積極的に取り組んでいただきたいと思います。

私どもも一市民の立場あるいは一議員の立場からも、市民の命と暮らしを守る住みよい環境づくりを目指して精力的に取り組んでいきたい、このことを最後につけ加えてこの質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって15の１、安心して住めるまちづくりをめざして病床確保に全力を！の質問を終わります。

一般質問15の２、ねたきり老人への福祉施策の充実をの通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　　ねたきり老人への福祉施策の充実を、と題しまして質問をいたします。

日野市の65歳以上の人口は、昨年１月１日現在、１万651人、総人口の6.8％と報告をされています。５年後には8.6％と、高齢化が急速に進むことが予測をされております。急速な高齢化社会の進行に伴って、寝たきりの老人、痴呆性老人、ひとり暮らしの老人が年々増加をし、在宅福祉の充実が求められているところであります。

日野市における寝たきり老人の現状と在宅福祉サービス事業の内容、実績について、まず伺いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　日野市の寝たきり老人の状況でございますけれども、現在、私どもは198名の寝たきり老人、在宅の寝たきり老人、それに特別養護老人ホームに入所されている105名の方を加えますと約300名の御老人が寝たきりで生活をしている、こういうぐあいに考えております。その中で、特に在宅老人の寝たきりと、ねたきりの状態の中で、入浴のサービス、またショートステイ等のサービスをするということは、看護者に対する重要な配慮であるし、また御本人の生活の上でも重要なサービスであるというぐあいに考えております。

最近の状況というのは、単に福祉が施設にとどまらず、在宅福祉へと移行しておりますし、寝たきり老人の在宅ケアは、今後重要な課題だというぐあいに考えております。

御質問の入浴サービスにつきましては、現在は立川市の至誠特別養護老人ホームにおいて委託して実施しておりますが、62年度におきましては、延べ513名の方が利用されております。この状況を一人に当てはめますと、約、利用希望者が月１回程度の利用という状況でございます。今後、この回数をふやす、せめて２回程度にふやしたいということを検討しているところでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　この問題は、先日３月の予算委員会でも申し上げたことでありますけれども、本会議場でもう一度改めて私の体験を通じて痛感したことに触れておきたいと思います。

年末でありましたけれども、私の近所に住むお年寄り、寝たきりの状態はおばあさんの方です。おじいさんの方も乳母車を押しながら、やっと歩けるという状況であります。年末のぎりぎりになりまして電話で連絡がありました。ちょっと来てほしいと言うので駆けつけたところ、実はあしたおばあさんが退院してくる。御承知のように、今の老人医療の実態は、入退院を繰り返さなければならない、約１カ月を単位に、病院側もそれ以上、入院させておけばおくほど赤字を生じるということから、いや応なしに退院をさせる。そして、しばらくしてまた入院させるという繰り返しであります。で、あす退院をしてくるということで部屋を見ましたら、長いこと寝たきりの状況で、大変太ったおばあさんですので、床が抜けていたんです。そこへビニールを敷き、すのこを敷き、そしてせんべい布団を敷いている。そのせんべい布団が腐っている状況でありました。

あす退院ということですから、急いで退院を幾日か延ばしていただいて、サービス公社に連絡をとって、その抜けた床の部分の補修をしていただいた。そしてきれいに掃除して退院をしてもらったわけですけれども、寝たきりの状態、しかもその介護しているおじいさんもやっと歩くという状況ですから、とてもとてもふろへなど入れられる状況ではありません。退院する際に、医者からは少なくとも週に１遍はおふろへ入ってくださいと言われた。ところが、今説明のあったように、今市でやっている入浴サービスは月１回が限度です。

これは何とか私は行政側も、今、老人を取り巻く医療の条件、環境はますます厳しくなっております。いや応なしに入退院を繰り返さなければならない状況で、しかも診療差別を受ける状況にあります。せめて入浴サービスくらいは、市としてもう少し意欲的に取り組んでいってていいのではないか、こう思います。月１回を今２回と言っておりましたけれども、私は月２回でも実際の寝ているお年寄りにとってはまだまだ足りない、こういう状況だと思うんです。

行政側とすれば、そういう一足飛びに週１回というわけにいかないこともあるでしょうけれども、私は実情をよく掌握していただいて、思い切ったこの点での施策の前進を図っていただきたいと、こう思っております。この点について、市長から積極的なひとつ答弁をいただきたいと思っております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　お年寄りの確かに現実には、いろいろと厳しいものがあるわけでありますので、早速対応のできる方法を検討してみたいと、こう思っております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　最後に一言意見を述べて、この質問を終わります。

基本計画での生きがいのある老後の保障について、現状と課題の中でこう述べられております。「日野市民は、進んで老人を理解し、老人の生きがいある日常生活を保障することを目的として老人憲章を定めました。今後、活力ある高齢化社会を築いていくためには、この老人憲章の精神を生かし、すべての老人が、住みなれた地域の中で安心して生活できるよう、さらにきめ細かな施策を展開していく必要があります」こううたわれております。

この基本計画にうたわれている、この現状と課題の中での強調点にまつまでもなく、今、市長から答弁がありましたけれども、ぜひ実情を十分把握した上で、より現実的なひとつ施策の前進を図っていただきたい、このことを強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって15の２、ねたきり老人への福祉施策の充実を の質問を終わります。

一般質問15の３、地区センターの管理運営についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　　地区センターの管理運営について質問をいたします。

御承知のように、現在、市内に53カ所の地区センターが設置をされております。地区センターの目的は、条例に「市民及び市民の各種団体の社会福祉活動を推進し、あわせて文化、教養の向上等諸活動の場として日野市立地区センターを設置する」こう歌われております。

この目的に沿って、日野の地区センター、市民の要求、期待にこたえて、毎年適正配置に向けての取り組みがされ、市民からも大変喜ばれ、そして利用をされております。統計ひのによりますと、年間の利用件数は、58年度、１万4,717件、59年度が１万4,165件、60年度、１万3,447件となっております。大変多くの市民が回数多く利用している。今では生活に溶け込んで、なくてはならない公共施設の一つとなっております。

そこで伺いたいわけでありますけれども、地区センターを、それぞれの地域によって若干管理運営が画一的ではない、判で押したようなわけにいかない事情も十分承知しておりますけれども、葬祭、不幸があった際の葬祭に、この地区センターが使えないか、

何とかしてほしいという訴えを、これまでにも何回か聞いたことがあります。民間の斎場を借りると大変な負担になることは御承知のとおりであります。

私の住んでいる都営団地では、あの小さな団地ですけれども、２カ所に集会場が設置をされております。このために、葬儀の際には最優先して使っていただけるということで、大変そういう意味では居住者が助かっております。

身近にある地区センター、それぞれ前もって予約をし、順次使用するというシステムになっておりますから、急に不幸が生じ、それを優先して会場を使用していただくという点では、多少の、別の面からの不便さも生じる点もありますけれども、この点は、長い間、地区センターの管理運営がされ、市民の中に、市民の暮らしに定着をしてきている身近な施設という点からいって、この時期に、この市民の葬儀葬祭に利用できるような、そういう検討がされていいのではないかと私は思っております。その点について、まず伺いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　　それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

地区センターでの葬儀の使用ということでございますけれども、地区センターにつきましては、先ほど議員さんの方からございましたとおり、使用目的がはっきりとされてございます。公の施設でございますので、葬儀につきましては、この設立の趣旨からいきますと目的外ということになります。したがいまして、現在は使用の許可はしてございません。

その理由といたしましては、地区センターの利用でございますけれども、利用者は予約をとることになっております。いわゆる予約制をとっております。１カ月前から３日前までに使用者は予約をすることになりまして、それから予約がとれたら行事を進めるということになるわけでございます。

そこで、この目的外の葬儀でございますけれども、これは予測できませんので、急に発生をするということでございます。２日間必要とする場合もございましょうし、そういう場合、本来の目的で利用されております市民の方に、その利用が制限されるわけでございます。予約制度でございますので、葬儀優先となりますと、この予約制度そのものがまた問題が残るわけでございます。利用者にとりましても、準備を進めた段階で急にとりやめということになりますと、大変な混乱が生ずるということでございます。

また施設につきましても、施設の関係上、一部ではなくて全館が使えなくなる、とい

うこともございます。それから、葬儀でございますので、遺体の持ち込みという問題も起こるかと思います。その辺にもやはり問題があるんではないかと考えております。

したがいまして、近隣の周辺の住民に対しましても配慮が当然必要になるわけでございます。使用時間につきましても、かなり深夜にも及ぶ。また、かぎの使用等もございまして、管理上の問題がございます。

以上のことから、許可はしないということを、今まで原則的に定めているところでございます。

地区センターの利用につきましては、今、地域の特性がございまして、特殊性がございますし、また住宅事情なども異なるわけでございますので、御質問のことは常に問題提起は今までもされております。非常に難しい点がございますので、さらに検討の時間をいただきたい、このように考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　再質問いたします。

市長の方からすっきりした答弁があれば、あえて再質問はいたしませんけれども、これまで葬儀には地区センターの使用は認めてないと、それはそのとおりです。長い間、地区センターが実際に地域の集会施設として市民の生活に定着する中で、ぜひ葬儀にも使えるようにしてほしいという切なる要求、願いがあるのも事実であります。

都営団地や、あるいは公団、公社もそうでしょうけれども、それぞれある集会場はすべて葬儀に利用をしております。あれこれの予約が当然あります。しかし、殊不幸な事態といいますか、予測しなかった不幸な事態に対して、お互いにその点を認め合って優先順位を譲り合う、つまり葬儀には優先して使っていただく、こういうお互いの申し合わせで集会場が運営をされているわけであります。

予測がつかないから葬儀には貸せないといいますか、管理上、支障を来すという答弁がありましたけれども、私は、先ほど申し上げましたように、もう既に二十数年間、地区センターが利用される中で、そういう要求もあるという点から、具体的に検討ができないかどうか、こういうふうに伺っているわけであります。検討したいという答弁ももちろんありましたけれども、もうそろそろ検討の段階は一歩進めていただいていいんではないか、こういうふうに私は思います。

市長から、この問題についてのお考えがあれば伺っておきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　この種の緊急の相談を受けることが時々あるわけであります。

本当に今日の居住事情から言いまして、公設団地の場合は特定の範囲ですから目的の中にもそれは入っておると思いますが、地区センターの場合は、かなり困難な状況があるということでありまして、我々の内部で、この間もちょっと討議をいたしました。

つまりお通夜などの第２会場としては予約とか、そういう状況が調整できるならば、これは認めるということじゃないけれど、地元の自治会にゆだねたり、またそれぞれ使用者協議会のような形のものがあるわけでありますから、そこが認めてくだされば一つの可能性がつくれるではないか、というふうなことは討議をいたしております。ですから、第２会場として使っていただく分には私は差し支えないと思っております。ただ、第１会場という、いわゆる葬儀ということには、なかなか祭壇をつくったり、伴う問題もございますし、御遺体をどうするかということもやっぱり伴ってまいりますので、そういうことで、結論が出しにくい。しかし、地区センターによりましては、地域地域の地区センターによりましては、現実に使われ、内々それを黙認し合うという例はないわけではありません。しかし、それを公認をするということに踏み切るわけには、まだいかない、こういう状況であります。

それで、なるべく今後それを解決するために、いずれ建てかえ等の、特に大地区センターの二、三館建てかえをする時期に入りますので、その際には、そういうことに使える場所も設計の中に入れていきたい、このように考えたいと思っております。

なお、いろいろな智恵を絞って何ですね、緊急の状態に、しかも非常の状態でありますから、何か工夫をし、市民の御要望にこたえるというよりも、厳粛な葬儀のことでありますので、特に何か配慮をしなけりゃならない、こういう考えでおります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　最後に、この点、要望して、もう一点の質問に入りたいと思います。

この地区センターの葬儀、葬祭の利用の問題ですけれども、いろいろ実施に踏み切るに当たっては、それに伴う別の問題があるのも十分承知しております。これは単に地区センターだけでなくて、市内の各種公共施設の市民への開放といいますか、積極的な活用も含めて、例えば公共施設等の管理運営についての検討委員会などを設置をしていただいて、各種の公共施設の管理運営について、市民の立場から、あるいは全体的な立場から改めて見直しをするといいますか、検討してみることも決してむだではないのではないか、こういうふうに思います。

この点について市長から一言お答えをいただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　直接の趣旨ではないわけでありますが、公共施設のネットワーク化、より活用の関連を討議すると、そういう予定もございますので、地区センターの具体的な使用についてもなお意見を広く集めていきたい、このように考えます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　その点については、ひとつ積極的に検討していただくよう要望しておきます。

最後に１点、部長にお伺いをいたしますが、地区センターの管理運営について、それぞれの地域の自治会などに管理がゆだねられておりますけれども、どこの地区センターとは具体的に申し上げませんが、例えば、まだ市民が使用中に、時間前なのにかぎを持って入り口で待っているというところもあります。それから、その地区センターが、その地域の自治会の専用施設というような受けとめ方といいますか、誤解があって、その自治会のちょっと離れた地域の人、これは具体的には学生でしたけれども、借りにいったけれども、貸してくれないという訴えがあって、私、直接行って自治会長に話をしたんですが、奥さんでしたけれども、とうとう貸してくれなかった、こういうことがありました。私は、これはこの地区センターの管理人に対する行政側の事務当局の指導の問題だろうと思うんです。

この辺について、現状、どうなっているのか。そしてまた、そういう状況があるということを踏まえて、今後の取り組みについてもお答えいただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　　それでは、地区センターの管理人の指導は、どのように行われているか、という御質問に対しましてお答えいたします。

原則といたしまして、条例によりまして、管理を地域の自治会等に委託しております。現在、53館あるわけでございますが、直営を除く47館に管理者を定めております。

管理者に対しての指導でございますけれども、毎年、管理の委託のときに管理者会議を開いております。管理の方に集まっていただきまして、条例や規則、それから要綱を初めといたしまして細かな点につきまして説明をし、協議を行っているところでございます。使用上、さらに使用上、疑義が生じた場合と、あるいは施設管理上に問題がある場合には、常に電話等で処理をすると、そういう体制をとっております。

一応適切な指導を行っていると、このように判断しておりますけれども、ただいまの使用時間の件でございますけれども、使用前に閉めるということはないと思いますし、

ただ単なる終わったらすぐ管理を、あとの始末を完全にしようということで待っていたんじゃないかと思いますけれども、特に使用の時間については、早めに閉めるというような指導はもちろんしておりません。

それから、学生の使用ということでございますけれども、特に差をつけるような指導もしておりません。現在、そのようなことはないと考えておりますけれども、ただ借りる場合ですけれども、例えば音楽だとか、楽器を使うと、そんなような場合は、やはりお断りするようなケースも出るんじゃないかなと、このようには考えておりますけれども、普段の場合においてはそんなことは現在ないと、このように考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　　最後に意見を述べて、これは終わりたいと思いますけれども、私は地区センターの管理については、単に利用する側だけの問題ではなくて、管理をゆだねられている自治会その他の、いわゆる管理人の方の不満、行政側に対する注文などもあるのも知っております。すべての管理人が心よく引き受けている人ばかりではない。したがって、いろいろ注文もあるようですけれども、そういう点では、現に委託を受けている管理人の意向といいますか、希望もひとつ積極的に聞くということも必要ですし、それから、今言った、まだ使用時間中といいますか、９時半前なのに既にかぎを持って早く終われとばかり待ち構えているという地区センターもあります。どこもここもとは言いませんけれども、そういうきちょうめんなといいますか、人もいるようです。

ですから、私は、そういう意味では、利用者の側からすると、９時半ではなくて10時まで使用時間を延長することも検討の一つに入れていいのではないか、こう思っております。

全体の地区センターの管理運営について、いろいろあるようでありますけれども、両方の立場から、それからまた事務当局の立場からの意見、意向もあると思いますけれども、そういう整合性を図りながら、よりよい管理運営の方策をたどっていただきたい、ということを最後に要望して、この質問を終わります。（拍手）

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって15の３、地区センターの管理運営についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時26分　休憩

午後４時３分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の１、三小通りに循環バスの運行をの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（奥住日出男君）　　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。あとの仕事がいっぱいつかえているようですから、簡単に……。

日野市を緑と文化の市民都市につくり上げたい、という立派な完成予想図をかきまして、その実現に向けて現在いろいろと事業が推進をされておるわけでございますけれども、このほど装いも新たに、立派な設計図とも言うべき基本計画書が手元に届きました。改めてページをめくりながらチェックをさせていただいておるところでございます。

まちづくりは、住民にとりまして大変重要な問題でございますし、市にとりましても大事業であるということでございますので、当然困難も伴うということは重々承知をしております。しかしながら、ぜひ目的達成に向けて、関係各位には御努力をしていただきたいというふうに思っております。

今回は、日野市の現状を踏まえながら、この基本構想実現させるまちづくりのあり方についてお聞きをしたいと思います。

この立派な基本計画書、１冊1,600円ということで結構安いんだなと思っておりますけれども、これが3,000部できた。それから、このダイジェスト版が全家庭に配布されるという、こんな記事も出ております。この基本計画のダイジェスト版、これに市長の記事が載っております。この中で、これまで進めてきたまちづくりの成果に触れておるわけですけれども、さすがに森田市長ですね、これに載っているタイトルと家庭に配布するタイトルでは、若干やわらかみが出ています。中身は同じなんですが、こちらのテーマは「緑と文化の市民都市を目指して」というタイトルで、いろいろと今までの経過が載っている。こちらは「住むことが喜びであり、誇りであるまちを」ということで、若干やわらかく家庭用に直されている、中身は全く同じです。

家庭用の方を使ってちょっと私なりに考えを述べさせてもらいますけれども、この中で市長が、当年、日野市も25周年を迎えるということを言っております。で、この間、

急激な人口増加と都市化が進む中で、教育施設、福祉施設を初め、道路、公園など都市施設の整備を進める行政職務、市内一円に展開してまいりました。今日では、各分野にわたり、市政の進展に相応な水準まで到達できたと考えております、というふうに、そしてさらに、これからは質的に高度なものを目指す必要があるという、こういうまちづくりのビジョンを掲げております。

行政の評価、確かに市になりまして25年たつ中で、いろんな面で住みよくなったことは感謝をしているわけでございますけれども、この評価をするに当たりまして、いろんな方がいろんな角度から当然評価されるわけですけれども、私、現状を見るならば、落ちこぼれ行政的な見方をしております。

本来、行政というのは総体的に水準がずっと押し上げられていく、平均的にまちづくりが進めていかれるという、これが本来の姿であるというふうに思っているわけでございますけれども、どうも日野市というのは、まちづくりの基本とも言うべき下水道事業など、いわゆる基盤整備が余りにもおくれ過ぎている。こいうものをさておいて、今日では、各分野にわたり市政の進展に相応な水準まで達成できた、と言えるのかどうか、ちょっと疑問な点がございます。

市政の発展に相応な水準ということは、まあまあ日野はこのくらいのまちだから、それなりに、他市と余り比較してもらっちゃ困るけれども、日野市の現状を見ればこんなものだろうと、それなりにやってきたよという、こんなふうにもとれるわけでございます。そう言っちゃうと大変失礼な言い方になりますから、言っちゃいましたけれども、（笑声）そんなような感じでとったわけでございます。

学校教育に例えるならば、特定の生徒に一生懸命勉強を教えて、その生徒が進学をした、さらに育てるべく専門的な教師をつけてどんどん引っ張っていくという、言ってみれば優等生だけどんどん引っ張っていっちゃって、落ちこぼれはそのまま、こんなようなまちづくりが、どうも展開をされているような気がいたします。言ってみれば、アンバランスな市民都市というのが日野市の現状ではないかと、これは私が勝手に判断をしているところでございます。

こういう現状を踏まえながら、この基本構想の面からのまちづくりを若干見ますと、まず、目指す都市像を実現させるために、この中身が五つの柱に分類されている。言ってみれば５大事業が推進されていくという、また、されているという実情でございます。したがいまして、この５本がそれぞれ計画的にバランスよく推進されるという、こういうことが望ましいわけですけれども、今までもそうでありましたように、社会経済情勢

の変化、さらには市長がよく言われる住民の、言ってみれば要望がいろんな面で多様化してきている、時代とともに相当変わってきているという、こういうことですから、この計画、途中で設計変更があるということも十分考えられるわけでございます。それが時代のいわゆる変化に即応するということにもなるわけでございまして、この基本計画の中にも、弾力性、即応性を持って対処するということが書かれております。何を隠しましょう、こういう背景を念頭に置きながら、期待をしながら今回の質問を取り上げたところでございます。

この五つの目標の中から、今回は１点だけ抜き出しまして、それが市民の要望とどう整合性を持たせていくのか、あるいは、それが市民生活にどう影響してくるのか、この辺をポイントだけ絞って質問をしたいと思います。

この５本の中に、自然と調和する安全快適なまち、というのがあります。こういう事業をやるわけでございますけれども、５大事業、それぞれがバランスよくとられて、まちづくりが進められることが理想でございますけれども、少なくとも安全で快適なまちというのは、住民にとりまして、どっちかというと早くやっていただきたい、優先的にやっていただきたいというようなまちづくりの基本である、というふうに考えられなくもない、考えていただきたいというふうに思うわけです。

それで、この事業を完遂させるために、さらに13の事業が計画されているということです。その13の事業の中に、安全で便利な交通体系の整備という事業がございます。その課題としては、都市活動を支える公共交通の不便地域を解消し、市民生活の利便性向上と地域の活性化を図っていく必要性がある。こういうことをうたっておるわけでございます。じゃあ、そのために何をなすべきなのかということで、さらに幹線道路の整備に始まって、バス路線の拡充まで、５点について挙げられている。このように市が目指す都市像、これを実現させるために系統を立てて、きめ細かく計画書は作成されておるわけでございますけれども、大変な仕事だなというふうに、これを読みながら若干疲れちゃったんですけれども、今回、バス路線の拡充事業、これについて、具体的に地域とその問題点を挙げまして、質問をさせていただきたいと、かように考えます。

まず、バス路線の拡充計画でございますけれども、この中では、市民生活の利便性向上を図るため、道路の拡幅整備と並行して、ここが重要ですね、市民循環路線等の新設、既存バス路線の運行間隔の短縮及び運行時間の延長などを要請していくというふうに書いてあります。

結果としましてどうなったかと言いますと、今回もいろいろと部長の方から答弁がご

ざいましたように、５月の21日から路線変更があった。さらには、バスの運行本数が倍になったということで、それはそれなりに市民にとっては大変ありがたいことであるわけですけれども、果たして不便地域の足の確保という当初の目的が解消されたのか、ということになりますと、決してイエスとは言えない。ノーの部分が多いというふうに言えるかと思います。

そこで、４点について御質問をさせていただきます。通告した質問内容の順序が若干異なりますけれども、それはひとつ御了承願いたいと思います。

まず１点でございます。路線の新設、延長など、今後の計画について聞かせていただきたい、これが１点目です。

それから２点目は、利用者の立場から今度は質問したいわけですけれども、循環バスがいろいろ今、循環バスというのか、市内連絡バスというのか、どっちが正しいのかよくわかりませんけれども、くるくるくるくるいろんな変わってきてますので、ここでは循環バスというふうに言わせていただきます。これが、市民要望がいろいろ来ていると思うんですけれども、どんなものが当局に届いているのか、その辺をもしわかりましたら、聞かせていただきたいと思います。

それから３点目でございます。やはり赤字では、なかなかこういうものは走り出すことができませんから、採算面から見て、循環バスの収支状況、これが利用人数等も含めて、どんなになっているのか、これを聞かせていただきたい。

それから最後に４番目に、先ほど申し上げましたように、具体的に例を挙げて御質問をしたいのは、昨年の62年第１回定例会でも私は質問したんですけれども、三小通りに循環バスの運行を要望したいわけですけれども、現在、計画があるのか、また将来、どのように考えているのか、聞かせていただきたいというふうに思います。

とりあえず以上４点について質問いたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいま議員さんの方から、基本計画に基づいた内容等踏まえながら趣旨の説明があったわけでございます。

当然、我々事務レベルとしても、この目標に沿って努力することは言うまでもありませんが、まず第１次基本構想の中でございますが、その時点から市内の循環バスというような目標を掲げて、これは46年の７月の９日の議決でございます。その当時から一つの目標を掲げているわけでございます。また第２次の基本構想の中にも、もう少し具体

的な内容で構想を持ち合わせ、その中でここに基本計画を策定したという経過があるわけでございます。

そういう一つの計画に基づいて、大きなものでございますが、各議員さんからも個々の指摘もあるわけでございます。そういうものを踏まえて、今後の目標に沿った努力をしていきたいというふうに前段でお答えし、具体的に４点の質問についてお答えしたいと思います。

まず１点目でございますが、路線の新設、延長等、今後の計画についてという御質問だと思います。

御承知のとおり、現在の路線の新設計画というのは、いろんな議員さんからの質問等を踏まえながら今後の計画にしていきたい。ただ現在、日野市内の系統としては20の運行されている路線があるわけでございます。当然、この問題については、各議員あるいは一般市民からの要望等を踏まえた中で、私の方も今後、今月21日から新たに少し計画を変えましたが、不便地域の解消を努力しなければいけない、というふうに思っております。

しかし、異常にこの不便地域の問題についても難しい問題があるわけでございます。なお、一層努力した中で、具体的な計画としては今持ち合わせはありませんが、今後一層進めていきたいという気持ちは持っていることだけ１点目のお答えとしたいと思います。

２点目の問題でございますが、現在、この市民要望等についての問題はどんなものがあるか、ということだろうと思います。

まず１点目の大きな問題は、市民あるいは議会の質問等いろいろ踏まえた中では、何としても全体的に見た不便地域の解消であろうというふうな問題が大きな問題としてあるということでございます。２点目としては、実際の運行経路での回数の増発あるいは時間短縮の問題。あわせまして３点目としては、今の現状の中でのコースの変更の問題等、バス停の新設等の問題があります。当然、時間帯においてもできるだけ早朝より、夕方は長い時間に、というのが大きな要望事項だろうというふうに我々はとらえております。

３点目でございます。循環バス、市内連絡バスの収支の状況ということでございますが、62年度収支のベースでございますが、当然私の方も、62年度、1,000万の負担をしているわけでございます。人件費あるいは燃料費、修繕等踏まえた場合、62年度で約2,800万というような数字が出ているわけでございます。その中での運送収入としては、

約300万強でございます。よって残りの2,500万を京王と市と折半の形が契約の内容でございますが、当市で1,000万負担をして運行をお願いしたという状況でございます。

なお４点目でございます。具体的に三小通りの計画と、将来ということでございます。

我々も、この問題については過去からあるわけでございますが、非常に京王サイドでは、この地域についての八王子との関連あるいは工業団地との隣接している問題等含んで、既に運行されている一部があるわけでございます。しかし、なかなか日野から、そのバイパスと申し上げましょうか、そういう通りを通って、という要望も再三しているわけですが、なかなか今の京王側では受け入れてくれないのが実態でございます。

この計画についても、そういう方法だけでなくして、過去の市内バス交通対策委員会の答申の中でも、一つは、循環バスの３路線の図面を提示したこともあるわけでございます。よって、具体的にこの解消を不便地域をやるとすれば三小地域を含んで、これからの将来としては、再度この３路線への答申に基づいた内容等含んで、今後検討するべきだろうというふうに現状では踏まえております。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　ありがとうございました。過日、馬場議員が御質問した御答弁と余り変わってないわけですけれども、再質問いたします。

この基本計画の中で、バス路線の拡充という施策があるわけです。この中で、道路の拡幅整備と並行して循環バス等の新設などを要請していきますという、こういう政策になっておるんですけれども、具体的に、私これ読みますと、道路が整備されれば循環バスの新設を要請していきたい、ということに理解をしているわけですけれども、具体的に三小通りというのは、11メーター幅の立派な産業道路になっているわけですね。きのう、高橋徳次議員が西平山のバス路線の問題、道路が狭いからっていうような、ちょっとやりとりがあったんですけれども、これは、いわゆる道路の拡幅整備と並行して云々ということはどういうことを言っているのか。それから、市内循環バス路線等の新設等を要請していきますということは、どこに何をどのように言おうとしているのか、要請していくのか、もう少し詳しく御答弁願いたいと思います。

それから、この実施計画、62年度から64年度、既に始まっているわけですけれども、この中にはバス路線の拡充という施策があるわけですね。ところが、実際には実施計画は64年度までは何もないよということですね。四角く囲まれておりませんから、これは何もやらないということになるわけです。今回、1,700万という予算でもって路線の変更並びに増発がされたという行政報告がありました。今の答弁では、交通対策委員会か

らの答申に基づくような内容だったんですけれども、その実施されたこの1,700万円の件と、それから、この基本計画にのっているバス路線の拡充、実際にはここでは何もやらないよということになっておるにもかかわらず、1,700万円かけて、こういうものをやられたことは、どういう理由があるのか。それをもう少し詳しくお聞きをしたいと思います。

これは当然改善がされたわけですから、市民にとっては大変喜ばしいことでございますので、何らけちをつける必要はないわけでございますけれども、あくまでも、これは基本計画でございます、基本構想にのっとった基本計画、言ってみれば、これがもう設計図ですから、これにのっとって68年度までいろいろ事業をしたいと、やっていくということですから、あくまでもこれだけ大事に持っていれば、日野はいつかこうなるよということ見れるわけですから、これしかないというふうに思って見ているわけですけれども、その辺のいきさつをもう少し詳しく聞かせていただきたいと……。

それとですね、冒頭、最初の質問でもうがっくりきて、後はもうあれがないんですけれども、具体的には何もないという（「頑張れ」と呼ぶ者あり）努力はするけれども、今のところは何もないという、少なくとも基本構想にのっとって、こういうまちに仕上げていきたい、そのためにはこういう仕事をやっていきたいんだよ、ということを掲げているわけですね、ここに。そのために、どうあるべきかと、いろいろずっと全部書いてあるわけですよ。にもかかわらず、具体的には何もない。

じゃあきのうの、きのうですか、名古屋議員が言っていました、何か作文だけに終わってしまっているような気がしてならない、少なくとも市長がここで言われているように、それ相応のまちづくりは進めてきたんだと、これからもっと一生懸命やっていきますよということを言われている。であるならば、具体的には何もないという答弁は、ちょといただけないなと、もう少し希望を持たせるような御答弁をいただきたいというふうに思います。

以上、再質問いたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　再質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　再質問について御説明申し上げます。

１点目の基本計画に基づく道路の拡充というような整備の問題でございます。

三小の地域に絞ってということでなくして、総体的な市内全般を見た場合には、やはりそういう道路拡充あるいは整備をすることによっての連絡バス等の運行も可能であろう、というような一つの目標を持って、これから対応すべきだというような考え方の中

でまとめたものでございます。

もちろん三小の周囲につきましては、当然この幅員等の問題の今御質問の中にもありました。ただ、それをどうやることが効率的であるか、また連絡バスとの循環の問題をどう考えればいいのか、そういう問題も含んで、やはりこれは全体的な道路整備というような考え方の中での基本的な考え方をまとめたものでございます。

また、1,700万円の、ことし５月21日から実施させてもらいました連絡バスに対する問題でございます。実施計画の中には載ってないというような御指摘でございます。

議員さんからも質問の中にもありますように、私の方も、やはり各議会あるいは市民の要望を踏まえて、この基本計画等については見直す場合もあるわけでございます。よって、今回の連絡バスにつきましては、当時の1,000万というような負担をしていた中で、先ほどの要望事項を踏まえて増発あるいは多少のコース変更等の積算の中での1,700万円の負担というような形で、今回実施したということでございます。

そういう状況等踏まえながら、また今後も促進していきたいというふうに思っております。

また三小通りの計画の問題でございます。最初に何もないというふうな答え方というような御指摘の中でございます。

三小通りにつきましては、非常に先ほども計画はないと申し上げましたが、すべてのところに、やはり一つの計画というものは持ち合わせしてないわけでございますが、各議員さんからの御指摘を踏まえ、また市内バス交通対策検討委員会の答申等を踏まえれば、かなり充実できるというような考え方で現在いるわけでございます。一層努力して対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一番、市内循環バスということにつきましては、免許会社、つまり京王バスですが、なかなか我々が考える市民の利便のために路線運行が、成功しないといいましょうか、実現しないということで、本当に申しわけない面と、また苦慮しているところでございます。

とりわけ、いわゆるその三小通りと言われる通りは、幅員もございますし、それから、ずっと延長地帯の八王子にも工業団地があることでありますから、残るところは、採算がとれるかどうかということだけが会社側の判断になってくる性格のことであろうと、こう思っております。したがいまして、財政補てんをすれば、あるいは方法はないということではないかもしれません。

市内のこの特に川の南の南平、つまり京王線と平行する部分にも確かに利便が欠けておりますので、何とかこれも運行してほしいということを要請するわけですが、まだ実現に至っておりません。そして、また一方には、南平の南平台あるいは東信不動産が開発をした南ケ丘、それに鹿島台住宅、つまり言うなれば中段の団地を、高幡駅に向かって中段のコースをつくりたい、こういう計画を立てておるようでありますが、今度は、逆に住民の側の理解が得られないといいますか、停留所でありますとか、それらのことで問題がまだ完全解決をしない、こういう状況もございまして、京王バスに、確かにこれは採算のとれないことを余り強要するわけにもいきませんが、採算のとれるところは、みずから進んでやるということでもありますので、何かそのあたりのところを我々も明確に指定をして、そうして八王子地域のその工業団地にあわせて条件を、条件交渉をしてみたい、こういう考えを持っております。

一部分一部分ということは、なかなか言うべくして解決困難な面もありますけれど、一定の循環経路をとって、そうしてお客さんが相当利便が得られると、そのためにもまた、ある場合は公費負担もある程度の配慮をして、そうして実現をさせたい、こういうことがこれからの課題になっていると思いますので、交渉しないんではなくて、成果が上がってないというふうにおとりいただきたいと、このように思っております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　よくわからないんですけれども、ここにこういう基本計画ができたわけですね。この中で何をやるかと、バス路線の拡充をやると書いてあるんですよ。そうしますと、68年度までに少なくともかなりの部分は進むんでしょうけれども、ならば、実際にですね、じゃあ計画に対して、このバス路線の拡充というのは、拡充を100としたならば現在の充足率はどのくらいになっているのか、30なのか40なのか20なのか、計画に対してどのくらいになっているのか。その辺を１点、もう一度よく御答弁願いたいと思います。

それと、市長が今利便性というということを言われました。市長もよく御存じのように、三小通り、動く窓口が廃止されまして、その後遺症が今非常に出ております。特にお年寄り。あの地域から公共施設に行きますと、例えば多摩平の支所に行くのにも自転車が乗れない人、お年寄りでですね、雨なんか降った場合、相当かかるんですね、あれ。30分近くかかる。廃止のときに言われたことは、廃止をすることによって、さらに住民サービスを向上していきたいという、こういうことを言われたんです。その中に我々のあれが全部取り込まれたということで、市民全体に、それがプラスになることであればやむを得ないのかなというふうに、そのときはそれなりにあきらめもしたわけです。そのこと事態は。少なくともそれにかわるものが何かきっといいものが来るんじゃないかという、そうこうしているうちに１年数カ月がたったわけでございます。

バス路線の拡充というのが出てきましたから、しかもこの中で積極的にこれはやっていきたいという、こういうことを書かれているので、それっというんで飛びついて、今質問をしていわけでございます。

計画に対する充足率、これについて今どのくらいになっているのか。これについてもう一度御答弁いただきたいと思います。

それと68年度までにはどれくらいにもっていくのか、当然そういう計画がなければこういうものは出せないわけですから、当然そういう裏があるわけですから、その辺を御答弁願いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　計算する数字の根拠があるわけじゃありませんが、我々が描いておりますのは、現在の到達度というのは30％ぐらいと、百草の方にも不便地域もございますし、南平にも同様でございますし、西平山も言い分があると思っております。

今の対応は最小限、何といいますか、言いわけ程度にしかなってない、行政拠点をかろうじて最小限につないでいると、せめてそこだけは到達をしたいというのが当面のねらいでございまして、もし、感覚的に到達度はどれぐらいかと言われれば、３割程度と申し上げたいわけであります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　残念ながら、私が当初予想した落ちこぼれ行政的まちづくりが不幸にして当たってしまったわけですね。

市長が、ここで各分野にわたり、それ相応の水準まで到達できたというふうに、こう言っているんですね。嫌みじゃないんですよ。これは家庭に配られるわけですから、みんなが、全員が読むかどうかわかりませんけれども、こう書いてあるわけですね。それなりにやってきたと、各分野にわたって。これは平均点を言うわけですよ。各分野にわたって相応な水準までということは、それなりにやってきたということですから、少なくとも50点ぐらいの点はつけていいんじゃないか。ですから、私、市長ね、住むことが喜びであり誇りであるまちっていうのはいいですよ。誇りであるまちでなくてもいいですよ。ああやっぱりよかったな、住んでよかったなと、こんなまちづくりをひとつ泥臭い面でもいいですからやっていただきたいというふうに思うわけですよ。ですから余り

こう、これしか行数がないですから、言いにくいことは書けないんでしょうけれども、若干やっぱり本音を書いてもらって、まだ一部にはこういう面もあるけれども、というようなこともちょっと書いていただくと非常によかったんじゃないかなというふうに思います。

今の市長の答弁で30％ぐらいかなと、じゃああとの70％を急いで予算をとってもらって、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

この問題、大変理事者側もいろんな面で御苦労があると思います。過去、確かにあの辺は不便な地域ですから、それと余り住民も住んでおりませんので、私も京王帝都に行ったときに直接乗合課長と話をした中で、なかなか利益が上がらないんだと、したがって、今現在はちょっと無理かなということを聞いていますから、どだいあそこに路線をつけることは無理かと思いますけれども、少なくとも市内循環バスぐらいは本数は少なくともいいですから、通していただきたいと、こんなささやかな願いを持って、今回質問をいたしたわけでございます。

ただいま、市長なり部長の方から、今後努力していきたいと、いろんな面で御苦労があろうかと思いますけれども、その言葉を信じまして、ぜひ基本計画どおりに進めることはもちろんですけれども、時と場合によっては一部設計変更をしていただきたい、これもひとつ市民要望であるということを最後に申し上げまして、この質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって16の１、三小通りに循環バスの運行をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後４時43分　散会

６月17日　金曜日　（第６日）

昭和６３年
第２回定例会　日野市議会会議録　（第28号）

６月17日　金曜日　（第６日）

出席議員　（30名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
５番	山口達夫　君	６番	天野輝男　君
７番	福島盛之助　君	８番	福島敏雄　君
９番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良悟　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	簇野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	坂本金雄君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	永原照雄君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の３
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　村上紀子君

議事日程

昭和63年６月17日（金）
午前10時開議

日程第　1　一般質問
（請願上程）

日程第	2	請願 第 63－10 号	落川・百草地域に図書館設立を求める請願
日程第	3	請願 第 63－11 号	日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願
日程第	4	請願 第 63－12 号	郷土芸能の保存に関する請願
日程第	5	請願 第 63－13 号	第四中学校給食に伴う定数条例改正に関する請願
日程第	6	請願 第 63－14 号	再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情

日程第	7	請願 第 63－15 号	新大型間接税の導入に反対する意見書提出を願う請願

本日の会議に付した事件
日程第１から第７まで

午前10時27分　開議

○議長（市川資信君）　　おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、26名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問17の１、高齢化社会に向けての住環境整備と充実向上について（高齢者集合住宅等……）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（宮沢清子君）　　おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

高齢化社会に向けての住環境整備と充実向上について（高齢者集合住宅等……）につきまして、質問をさせていただきます。

厚生省は昭和63年５月31日、世帯の動向や所得の状況を調べた62年国民生活基礎調査をまとめられました。それによりますと昨年６月時点の我が国の総世帯数は3,806万4,000世帯で、前年に比べ52万世帯ふえています。また家族構成別では核家族が2,302万7,000世帯で60.5％、単独世帯、おひとり暮らしは716万6,000世帯で18.8％、三世代同居の571万5,000世帯は15％の順になっております。三世代同居は、昭和45年に比べ、この17年間に4.2ポイント落ち込んでいます。

さらに男性が65歳以上、女性60歳以上の夫婦だけ、あるいはおひとりでという方の構成は高齢者世帯として347万1,000世帯に上り、前年に比べ15万1,000世帯ふえております。全世帯に占める割合も9.1％まで達し、10軒に１軒は老人家族となってきております。特に高齢者の単独世帯、おひとり暮らしは129万世帯を数えております。65歳以上の高齢者人口は1,300万に上り、お年寄りの１割がおひとり暮らしをしていることになります。このうちの８割を女性が占めております。この調査からも推測できますように、おひとり暮らのお年寄りに対する施策の充実が、将来への最重点課題となることが示されております。

今述べましたことは、厚生省の発表による国の調査ですが、私たちの日野市におかれましても、日野市内にお住まいの65歳以上の人口は昭和62年１月１日現在で１万651人で、総人口の6.8％になっています。昭和68年には8.6％になるかと予測されておりますが、この数値は全国平均と比較し低い数値ではありますが、当市におかれましても、高齢化が急速に進んでいることには変わりないと思います。

このように急速な人口の高齢化は、核家族や平均寿命の伸びを合わせると、寝たきり老人、痴呆性老人、おひとり暮らし老人等が大幅にふえることが予想されます。当市におきましては、これまで市民の要望に市当局が真剣に取り組み、寝たきりの老人の方やおひとり暮らしの老人に対するデーホーム、ショートスティ、入浴サービスや給食サービスなどの在宅福祉サービスを初め、福祉センター事業など、各種の老人福祉施策を進められ、その充実に取り組んでおることに対しましては、周知の事実でございます。

また当市は昭和57年に、日野市民は進んで老人を理解し、老人の生きがいある日常生活を保障することを目的として、１、老人は長く社会に務めた先輩として、広く市民から敬愛される。２、老人は家庭と社会の大切な一員として、手厚く遇される。３、老人は家庭と社会から健康と明るい暮らしが守られる。４、老人は経験や能力を社会に役立てるよう、その機会が設けられる。５、老人は健康と生きがいをつくるため、社会参加の道が開かれる。との５項目にわたる老人憲章が定められております。

今後、活力ある高齢化社会を築いていくためには、この老人憲章の精神を生かし、すべてのお年寄りが住みなれた地域の中で安心して生活ができるよう、さらにきめ細かな施策を展開していく必要があると感じ、数点にわたってお伺いいたします。

第１点目の質問といたしまして、日野市基本計画の中で、第１章第２節、生きがいのある老後の保障についての施策の方向づけの箇所では、市営住宅の建てかえの際には、高齢者向け住宅を確保するとともに、東京都に対して高齢者集合住宅の建設を要請していきます。また、借家から立ち退きを迫られた場合などに、緊急一時的に利用できる老人アパートを民間から借り上げ、確保しますと掲げられておりますが、この事業計画について、今後の見通し等をお伺いしたいと思います。

第２点目といたしまして、東京都が推進しておりますシルバーピア構想、高齢者集合住宅が、昨年から順次実施されていますが、当市にとって、今後この計画がどのようなかかわりが出ると考えられるか、お尋ねいたします。

先般、私はシルバーピア構想の第１号となった世田谷区の新樹苑を見学してまいりました。世田谷区の新樹苑はイギリスのクリフトン老人ホームをモデルとして、地域の中で集合住宅に入居しているお年寄りと、地域のお年寄りが自由に交流できる高齢者生活センターとして誕生いたしました。

建物は３階建てで、エレベーターも完備され、床材等も滑らないものを使用され、各部屋にはナースコールのほか、手洗いの使用や玄関の開閉が一定時間に一度もない場合は、通報が管理人室に自動的に届く生活リズム・オン・システムが作動するようになっ

ておりました。また、敷地内に在宅サービスセンターが併設され、入居者や地域のおひとり暮らしの老人のために、給食や入浴のお世話もされておりました。

建設省と厚生省が音頭をとって設けた高齢者の福祉と住宅に関する研究会もこうした動きを見られ、シルバーハンジング構想として発表いたしました。東京都のシルバーピアと同様の趣旨であり、個人住宅と老人ホームの中間型のケアつき集合住宅で、管理人を置かれ、日常生活の手助けは隣に併設の福祉サービスセンターで行います。国や自治体がこうした構想を相次いで発表した背景には、おひとり暮らしの老人や夫婦のみの世帯の急増に伴うものではないかと考えられます。

昭和50年代は単身高齢者は65歳以上が世帯の8.6％でしたが、昭和60年代には12％へ、夫婦のみの世帯も13.1％から19.1％に急増しております。老人ホームのような大規模な施設が地域から孤立しやすい欠点を補うもので、住みなれた土地で、地域の友人と交わりながら老後を送りたいとの声にこたえられております。シルバーピア構想は、新樹苑のほかに目黒区のコーポ聖、武蔵野市の北町高齢者センター等ができております。そのほか数箇所ございます。

このシルバーピア構想を東京都として大いに推進していこうという気運が、昭和62年第２回都議会定例会の一般質問で、公明党が発言をいたしました。それに対しまして、福祉局長さんからの答弁は、シルバーピア計画は高齢者の居住の安定と福祉の向上を図るため、住宅施策と福祉施策が連携して実施する事業であり、東京都は区市町村に対して管理人手当、生活リズム・オン・システム等機器設置費、及び住宅に併設する高齢者住宅サービスセンターの建設費と、その運営費を補助するという答弁も出ております。このような点からいたしましても、このシルバーピア構想の一環と申しましょうか、高齢者集合住宅の建設にぜひ日野市も着手していただきたいと考えるわけでございますが、所見をお伺いいたします。

第３点目の質問といたしまして、高齢者集合住宅について、老人住宅基金の創設を図り、民間に老人専用アパートなどを建設していただき、収入の少ないお年寄りに払い切れない家賃分を、基金から生じる利子で市が補助してあげるような制度ですが、本年度府中市でこの制度を創設されておりますことは、周知のとおりでございます。

私も先日府中市役所におじゃまをし、老人福祉課長さんと補佐の方とのお二人にお会いして、詳細なる御説明をいただきました。このような制度、同様な制度は目黒区でも実施されておりますが、今後日野市といたしましても、このような計画にぜひ着手していただきたく、御見解をお伺いいたします。

第４点目といたしまして、単身者や身障者、母子家庭の方たちに温かい住宅施策をお願いしたいと思い、お伺いいたします。

離婚をされ、おひとりで自活をされていらっしゃる方、定年退職後の収入減で、高家賃が払えなくなる場合も出てまいります。また病気や不慮の事故等で長期療養のため働くことができずに、収入の道が閉ざされてしまった方たち等から、切実な問題として日々御相談をお受けするわけですが、市営住宅や都営住宅に空き家がないか、募集はないかなど多方面に問い合わせをしてみますが、現状は厳しいものがございます。

また、民間アパートの家主さんや不動産屋さんにも問い合わせをしてみますが、皆さんも御承知のように、住宅あっせんを断られる率が大変多くございます。

その理由といたしましては、１、火の元が心配、２、病気になったとき困る、３、家賃負担能力が低い等を挙げられておりますが、こうした方々の切実な声を聞いておるのは、私一人ではないと思いますが、市として、市営住宅に準ずるような形で民間アパートを借り上げて、補助をしてあげられないものでしょうか、お伺いをいたします。民間アパート等を提供してくださる方のためには、固定資産税の減免を配慮してあげられるよう、何らかの得策を考えられ、御検討していただけないでしょうか。御見解をお伺いいたします。

第５点目の質問といたしまして、住宅都市整備公団が62年５月、東京地区で初めて高幡台団地を公団の高齢者住宅として選ばれました。１階の住宅が空き次第、老人住宅向けに改善され、インターフォンつき電話器を設置して緊急連絡システムをつくるなど、高齢者がより便利で安全に暮らせるよう、住宅内部も改善するという、公団の高齢者向け住宅の第１号に指定されました。さらに高幡台団地に続きまして、百草団地も指定を受けました。将来計画の中で住宅と福祉の連携と充実を図るために、住宅都市整備公団と協議をしていただき、高齢者在宅サービスセンターの建設をしていただけないでしょうか。

厚生省にある、また東京都にある案といたしまして、将来、人口４万人に１カ所は必要であろうという将来計画が出されております。現在、人口16万弱でありますが、この計画でまいりますと４カ所は必要であろうかと思われます。今１カ所だけ高幡特養老人ホームに併設されることになっておりますが、今後３カ所はどのように考えていかなければならないか、またそのお気持ちはございますか、この計画について、御所見をお伺いいたします。

第６点目の質問といたしまして、現在、日野市福祉事業団で実施しております老人給食事業について、お聞きいたします。

おおむね65歳以上のおひとり暮らしの老人を対象として、心身の機能低下のため生活に支障のある人に、安定をした食事を提供し、健康保持に寄せることを目的として実施されておりますが、老人福祉の根本にあるべき元気な老人をつくっていく、自立をしている期間を少しでも長くしてあげるための、老人に手助けをしてあげるという心で、配食型の考え方は、主に寝たきり老人などに対するものだと思いますが、高齢者の生活や健康を活性化するために、また仲間をつくったりおしゃべりができる会食型給食を、毎日は無理でも、例えば状況に応じてですが、月に１、２回程度は必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。また年に１回、合同お誕生日会などを催してあげ、特別メニューの料理等を味わっていただくなど、お年寄りのお一人お一人が喜々として楽しく生活していけることが大事ではないかと感じる次第ですが、今後、この件についても御検討していただけないでしょうか。前向きの答弁をお願いしたいと思い、お伺いいたします。

以上、６点にわたりまして、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは第１点の市営住宅の件でございますが、建てかえの際には高齢者向け住宅を確保せよということと、それに高齢者集合住宅についての、都に対しての要請をせよということの件でございます。これについて、お答えをいたします。

御承知のように、高齢者社会におきましての対応ということで、急遽国あるいは住宅局、厚生省、そうしたところから通達や何か出まして、高齢者に対する集合住宅の開発、そうしたものが各自治体に指導がなされてきております。

そうした中で今の御質問でございますが、全体的にはやはり一つの公営住宅、私ども持っております市営住宅、これだけの政策でもってやっていけるものではありません。ここで大きく転換をしていかなければいけないということを感じておりまして、そのものはやはり福祉政策に乗った住宅というものを、今後やっていかなければいけないというふうに思っております。

それで御指摘にありましたように、日野市におきましても老人が今6.8％、１万2651人、さらにそれが8.6という急激にふえていく中での高齢者に対する対策、これは避けて通れない問題というふうに、私ども認識しております。

さて、それではこの市営住宅関係あるいは公営住宅の範囲内においてどれほどできる

かということになりますと、やはりこれは難しさがありますが、国や厚生省や住宅局がシルバーハウジングというような方向を打ち出してきておりますので、これに沿いまして努力をして、今後の対応をしていきたいと思っております。

それで、とりあえずここで今、御指摘のありましたひとり暮らしの老人についての考え方、そうしたものにつきましては、現在の時点では持っておりませんが、今申し上げましたように、老人のひとり暮らしの住宅といたしまして、福祉政策と相まちまして、福祉との関係におきまして、何か検討的な委員会を持ちまして、これを早急に対応していきたいというふうに思っています。ということは、市営住宅、御存じのように既に向川原市営住宅が、第２期が終わろうとしております。そして第３期、第４期ということで建設が進んでおる、これは建てかえでございます。その建てかえ計画、そしてさらに川原付が65年度に１棟、真ん中にありますのですが、これも建てかえていくというところまで今、計画があります。

では、それらについての老人の対応といたしましては、この構想が出る前でございましたので、現在の時点では市営住宅、向川原におきましては老人世帯といたしまして４戸程度を常にこれに充てていくというような考え方を持っております。今後出ます川原付あるいは東光寺市営団地、それから高幡の一番西側にあります団地、こうしたものはどっちにしろ耐用年数が来ておりますので、こうした建てかえ計画ということに入ってまいりますので、これらに踏み込むときにおきまして、今申し上げましたような高齢者対策についてどのようにこれをカバーでき、また実現できるものかということで、十分検討しながら、その計画を実現させていくように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、老人住宅についての御質問の中で、老人のアパート等についての御質問がございましたので、それについてお答えをいたします。

基本計画の39ページに書いてありますように、高齢者向けの住宅の確保といたしましては、先ほど総務部長もお話ししましたように、市営住宅あるいは都営住宅等の改築あるいは一部を改築等によって高齢者向けに改築するということも、一つの方向としてここに計画として上げておりますし、またそのほかに老人アパートというようなことを、民間から借り入れて実施するということでございます。これにつきましては、４点目の御質問の中で詳しくお答えしていきたいと思います。

それから２点目のシルバーピア構想でございますけれども、これについては東京都が

62年の10月８日に、福祉局の老人福祉部から発表したものでございます。これについては、既に御質問のようにシルバーハウジング構想が厚生省と建設省から中間報告の形で61年４月に発表されておりますし、既に建設省が全国で５カ所、計画をしている内容です。

東京都については、先ほどもお話のあったようなシルバーピア構想が出ました。これは既に葛飾の東堀切住宅、それから世田谷区八幡山、目黒区の八雲、武蔵野市の吉祥寺北町、それぞれを加えて80戸ほどが既に計画化され、建築されている状況でございます。

これについて御質問ありましたように、この目的はあくまで高齢化社会の間近に迫った問題、またはひとり暮らしの増加、あるいはその中での、地域社会での生活の継続、そのようなことで、ノーマライゼーションの視点から計画されたもの、というぐあいに理解しております。

これについては、既に実施されているところでございますし、中身といたしましては、市営住宅あるいは都営住宅の一部を高齢者向けに開放する、こういうことで、その内容といたしましては、１、２階を充てるということで、大体１住宅10戸ないし30戸、１住宅単身者用が30平方メートル、世帯用が48平方メートルを基準として設置するということでございます。なおそれとあわせまして、高齢者在宅サービスセンターを併設する方向でこれは実施していきたい、こういうことでございます。

これにつきまして、日野市といたしましても、市営住宅等の建てかえ、あるいは都営住宅の建てかえの際には、そのような対応を日野市から東京都に対してお願いをする、こういう形で実施をするものでございますし、今後予定されております改築の中で、このようなものを設置するような推進を、庁を挙げて実施すべきであるというぐあいに考えております。したがって福祉部にとどまらず総務部、企画財政部等と協力いたしまして、東京都と話を進める必要があろうかというぐあいに考えております。

これについての東京都の状況につきましては、さらに内部的な検討をしながら東京都と折衝をする必要があるわけでございます。

３点目の高齢者アパートあるいはその住宅等のための、老人の住宅資金等の設置はどうか、こういう御質問ございましたのですが、これについて、現在老人福祉協議会の方の老人福祉施策の体系化の中でも福祉資金の設置等が提言されておりますし、こういうものとの関連で考えていく必要があるかと思いますけれども、現在、住宅のための設置は、特段は考えておりません。これは今後老人アパート等の建設を具体化していく中で、恐らく民間借り入れ、こういうことになります場合には、その必要はなかろうかという

ぐあいに考えておるところでございます。

4点目の単身者あるいは障害者、母子家庭等に対する市営住宅、都営住宅等の開放、あるいはそれに対する一定の枠を設置するということで検討したらどうかという御提案でございますが、これも私どもだけではできません、それぞれのセクションがございますので、セクションと相談をしながらまいりたいというぐあいに考えております。

それで、その中で御指摘のありました、民間アパートの借り上げで老人の住宅施策を補完したらどうか、こういう御質問がございました。既に鈴木議員さんからも御質問をいただいておりますけれども、これについては現在、検討をしておるところでございます。特に検討の中で問題となりますのは、身元保証等の形で、あっせんという形でやるか、あるいは民間アパート一括借り上げてやるか、それとも軽費老人ホームB型の建設と類型でございますので、軽費老人ホーム建設をするか、あるいは市営住宅等を改めてそのために建設するかというような問題が幾つかあろうかと思いますので、その辺のところについての十分な、庁内的な検討をして、一番経済的な、しかも長期的に可能性の、発展性のある計画として策定をする必要があろうかと思いますので、簡単に今、民間アパートを借り上げるということがいいかどうかということの論議を、庁内的にすべきであるというぐあいに考えておりますので、これについては十分な検討をして、住宅政策というものの重要性は十分に理解しておりますので、その中で方法を確定すべきであろうかと思っております。

特に先ほど御指摘のありました東京都のシルバーピア計画の中でも、市営住宅あるいは都営住宅の建てかえの際にそのような住宅を設置し、東京都が補助をする、こういう制度も今、実験段階ですが実施されておりますので、それらのことも含めて、市内の老人の住宅政策を実施すべきであろうかというぐあいに考えます。

それから5番目の住宅都市整備公団の問題ですが、これについては情報は、まだ私の方は得ておりません。その中での御質問で、在宅サービスセンターの設置を今後どうするかという御質問がありましたのですが、これは既に計画として市内に4カ所程度つくりたい、こういうような計画も出ておりますし、これは4万人に1カ所くらいの比率でつくったらどうかという東京都の計画等の裏打ちもありますので、東西南北ということで申し上げておりますけれども、今後時間をかけて、何年になりますか、10年か20年かわかりませんが、その間に、いずれかは4カ所程度は市内に設置すべきであろう。

しかしながら、これは当然特別養護老人ホームなり、あるいは高齢者住宅なり、軽費老人ホームなりとの併設というか、リンクの中で、一定の関連を持たせながら、要するに老人が住みやすいための条件づくりとしてそれを活用する、こういうことで、その中身としては当然給食サービスとか、あるいは入浴サービス、ショートスティとか、そういうようなことを実施することでございますので、主体はあくまで住宅政策に付随したものというぐあいに考えております。

6番目の老人給食についての御質問でございますけれども、これは私どもも、現在、御質問のとおり配食だけではいけないということで考えております。したがって、いずれか年度内に会食の機会を持ちたい。これは配食者の人の検討もしないとできませんけれども、至誠老人ホームといろいろ協議をして、何とか何回か年内に会食する機会はつくりたい。そこで給食についての御意見を伺うなり、あるいは会うことによって生きがいを見つける、こういうこともありますので、ぜひ何とか場所を見つけて、市内何カ所かで実施したいというぐあいに考えております。

これは別でございますけれども、老人給食制度は別に日社協は地域を3カ所ないし4カ所に分けまして、別に老人会食会をやっておりますから、これも含めて、老人のためにも総合的に施策として考えていくべきというぐあいに考えております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○2番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

種々前向きの御答弁等も含めながらいただいたわけなんですけれども、でももう少し前向きにという気持ちが強くなるわけでございますが、東京都のシルバーピア構想についても、きちっとした対応の中で機器の設備費とか、また運営費とか建設費とか、そういった補助金を出してくださるというふうに言われておりますので、今後積極的にそういったものを利用されていく働きかけをしていくことが大事ではないかと思いますので、こういった点についても御要望していきたいと思います。

それから住宅基金のことなんですけれども、ぜひまたこういった高齢化社会の中では、さまざまな角度から御検討を要するのではないかと思いますので、なお一層お含み願って、御検討をお願いしたいと思います。

単身者、身障者や母子家庭の人たちで私もさまざまな御相談を受けるということで、先ほども申し上げたのですけれども、幾つかというか、2点ほど例を申し上げまして、そしてその方たちのお気持ちを察してあげながら、前向きに御検討していただきたいと思います。

おひとりで暮らされている方で、美容師さんを長くずっとやっておられまして、立派

に生計を立てられていたのですけれども、乳がんとそれから膀胱がんの手術をいたしまして、そういった中で病弱になり、また病気の療養、治療をしていかなければいけないということで、今まで蓄えた収入の中で一生懸命努力をしていらっしゃるのですけれども、そういったやり繰りの中から、今後の不安というか、将来に向かっての、どうしたらいいのかなという思いでいらっしゃいます。またその方は早くから御主人と死別をされて、非常に御苦労をされてきた方たちでございます。

またもう一人の方は、都立の養護施設から自立をしたいということで、御自分でアパートを探されながら、一生懸命何とか努力をし、そして一つの保護というか、身障者としての福祉の手当もいただく中で、懸命に生きながら、前向きに頑張ろうと努力をされて、御自分で皮細工の手下げをしまして、つくったものの作品というか製品を、御自分で一店舗一店舗お店にかけ合いながら、ぜひ自分の品物をここの入口に置いていただいて、希望があれば目をとめていただいて、どうかどなたでも買っていただけるような感じで置いていただきたいとか、そういったふうに一つ一つ御自分で智恵を絞りながら、一生懸命努力をされていました。

そういった中で自立をしようということで、私も１週間から10日にわたっていろいろな形で不動産屋さん、友人、知人、またいろいろな方たちにお声をかけながらやったのですけれども、先ほども言われていましたように、火の元等が心配だとか、いろいろな観点からなかなか住宅を探すことができずに、やっと見つけた１軒の住宅が、昨年ありましたのでそこに移って、ほっとしたのもつかの間に、今度は万願寺のところの区画整理事業で追い立てられるようになったということも伺っております。

本当にそういった方たちに、何とか温かい施策の手を差し延べてあげられたらという気持ちがいっぱいになったわけですけれども、これは二人の例でございますが、いろいろな方たちがいらっしゃると思いますので、いっときも早くというか、一日も早く実現の方向に向かっての施策の展開の御検討をお願いしたいと思います。

それから高幡台団地の住宅都市整備公団が高齢者住宅に御指定をされたという情報を得ていないということを、今申されておりましたけれども、一般紙にもきちっと報道されておりますし、また住宅情報誌にも紹介もされておりますし、いろいろな形で情報は出ておりますし、またこの施策の中から日野市のかかわり合いの出てくるものも出てくるのではないかと思いますので、ぜひ今後また多摩平団地等も建てかえをなさりながら、指定もされていくことでしょうから、おいおいそういった中での住宅都市整備公団での対応でございますが、日野市も一緒になって手を携えながら、お力添えをお願いしたいと思います。

以上のとおり感じますが、私も世田谷区の新樹苑を見学したときにいただいたリーフレットの中に、次のようなことが書いてございまして、非常に印象というか、一人の心の奥深くに入っていくことの施策の大切さということを感じたものですから、そのことをちょっと読ませて、紹介をさせていただきたいと思います。

「大切なことは目には見えない。心で見なければ何も見えない。人は誰でも年をとると、からだの機能が衰えて生活のしかたが変わってきます。しかしそれと同時に、長い年月の間にたまった垢が知らず知らずのうちに落ちて、透きとおった心でものごとを見つめるようになります。生きた経験がそうさせるのです。もし、こころとからだのバランスが保てて、幅広い人々との交流ができ、何かを次代に伝えてゆくことが可能ならば、それはお年寄りだけでなく、社会にとってもかけがえのない財産となるのです。こうした願いから、高齢者センター『新樹苑』は生まれました。ここでは、お年寄りが自らの人生をより良く積極的に生きるために必要な、各種のサービス、訓練、相談、居住などの施設が複合的に集まっています。そして、それらが多くの人々に利用され、愛されて、大きな輪に育ってゆくことがめざされています。しあわせの原点は“さりげない思いやり”ですが、それは心でものを見ることから始まるのです。」

人生の最後の５年、10年でございますので、何の心配もなく、安心してこの日野の地にお住まいになっていただきたく、行政の温かいお力添えをさらにお願いしたいと思います。

最後に市長さんの御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会の進行に伴いまして、いわゆる生活一般、衣食住ということになるわけですが、特に住の問題、新しい課題としてだんだんといろいろな条件整備が必要になってくるということは同感でございます。

先日も、鈴木議員さんから老人アパートを早く用意せよ、10年間も提言をして実現をしていないのだというような督励をされておるわけでありますが、なかなか思うようにいかない。今、御提言もいろいろ承りまして、国としての施策、あるいは都の施策、だんだん制度化してくる方向に動きつつある。一つのイメージがだんだん明らかになってくるように感じております。

建物をつくる、あるいはその建物がどこにまた予定できるかということになりますと、なかなか用地が不足しているということに突き当たりまして、結局市営住宅の建てかえ

の際とか、そういう機会を目指すことになっておりますが、施策というものは急ぐということがまた一つの、そのときそのときの事情もあるわけでありますので、この議会でも御提言のあった市民の方との、つまり土地を持っておられる方あるいは土地の上に何か建物の事業を考えておられる方、この方々とよく相談をする、そういうことをなるべく早くやってみたいと思っております。

そのほかの地区センターにいたしましても、何かそういう方法がうまくいけば、一つの曙光を見出すことにもなりますので、広報に掲載をして、公募というか、それに近い状態で御相談を問いかけてみたい、このように考えております。

市民憲章、それから老人憲章、理念は我々も持てるわけでありますから、それをいかに施策に実施するかということに向かいまして、十分庁内的な討議も経て、見通しを明確にしてやっていきたい、このように考えるわけでありますが、つまり老人住宅という形になりますと、どうしてもケアつきの必要がある。それから今お話のありました、民間アパートから事業によって出される、出ていってくれと言われる、それを一時受け入れる、こういう発想ではなかなか物事は難しいわけでありまして、その先のことをしっかりと詰めておかなければなりません。そういうことをあわせ、なるべく早く、実現性のある成案をもって、予算等に反映をさせて、議会に御協議を申し上げる、このことを早くいたしたい、このように考えております。

最小限の給食でありますとか、あるいはケア、介護というような形のことは、今、現実のこととして少しずつ取り組みを進めておるわけでありますが、生活一般、特に住宅ということになりますと、長期のことでもございますし、しかも十分可能性の見通しをつけなければならない、そのことをひとつ急いで、一定の構想から計画に持っていくということに取り組んでいこう、こういうふうに考えておるところでございます。

不足な点もあるかもしれませんが、考え方としてはそういう考え方で、今後なるべく早く取り組んでまいります。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。ぜひ御検討の機会を早急に持っていただきまして、よろしく対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　これをもって17の１、高齢化社会に向けての住環境整備と充実向上について（高齢者集合住宅等……）の質問を終わります。

一般質問17の２、学校図書室の充実についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○２番（宮沢清子君）　続きまして、学校図書室の充実と題しまして、質問をさせていただきます。

１冊の本の中には一つの世界があり、いろいろな人生が込められています。人間一人が実際に自分で体験できる人生は一つしかありませんが、読書はあらゆる人生体験を学ぶことができます。将来、幅の広い、人間性豊かな人になるためには、少年時代から広く、深く、いろいろな本を読んでいくことが大切だと実感しております。

本を読むことによって、第１に、他人の知識と経験を参考にすることで、豊富な知識を役立たせることができます。

第２に、知識だけではなく、本によって自分にはない新しいものをそこに発見することができ、幅広い考え方ができるようになります。そしてこの幅広い考え方は、人間が一生を送る上で非常に大切なものとなってまいります。

第３に、小説や物語の中でさまざまな登場人物と親しむ中で、自分自身の心にある正義感や創造性が引き出され、自然のうちに人間としての生き方とか、自分の将来進むべき方向性等が自覚できるようになってまいると思います。

今、社会の中で大いに活躍していらっしゃる方たちの中には、少年時代に時間のたつのも忘れて読み切った感動が、その後の人生の方向を決めたという人もかなりいらっしゃるようです。またそれほどでもなくても、読書を通して培った創造性や正義感が大人になっても、その人の人格に影響している例も少なくありません。

今、子供たちの活字離れが指摘されてから久しくなっておりますが、全国学校図書館協議会の学校読書調査によりますと、全く本を読まない不読と、月に10冊以上は読むという多読の人との両極端がふえているとのことです。映画化された本、タレントの書いた本など、軽読書化が進んでいるようです。

子供たちがなぜ読書から遠ざかったかについては、さまざまな理由が指摘されておりますが、同協議会の調査によりますと、本を読まない大きな理由は小中高校生とも共通して、本を読むのが嫌い、遊びで暇がない、テレビを見るので時間がない、勉強で暇がない、そして最近のファミコンの５つが上位を占めています。また比較的自由な時間が多いと思われる大学生にしても、62％の学生が読書時間のゆとりがない、余りないと答えており、１日の平均読書時間は56分だそうです。

私は、きょうの一般質問に先立ちまして、程久保小学校のすばらしい図書室を見てま

いりました。校長先生を初め、教頭先生と図書委員の先生に大変ていねいな御説明をいただきました。ちょうど伺ったときに、図書委員の先生が授業の合間を見て、自作の件名目録を作成されておりました。生徒が調べたいものに関して、一目見てわかるように工夫されております。

図書室から見える豊かな自然との調和は、心の空間が開かれていくような気持ちでいっぱいになりました。理路整然とした部屋の中では、蔵書が分類別に並べられています。赤枠で社会科、理科関係の図書がおさめられ、持ち出し禁止と注意書きがしてあります。また青枠は図鑑と地理等が分類されており、特に青枠のコーナーは痛みが早いので、1刊5、6冊ずつそろえたいなと申していました。この部分は自由に貸し出しをしております。さらに黄色の枠は、自然科学の本のコーナーに分類されております。

台本版は用務員さんの手づくりで、板でつくり、各学年の数字を頭文字にして、生徒の通し番号をつけられ、貸し出されている本の箇所に差し込まれており、今、だれが本を借りているのかが一目でわかるように工夫されております。学校といたしましては、児童たちのために一生懸命取り組まれているのだなという感がいたしました。

そこで私は程久保小学校を例に挙げますが、次の数点について、各小学校等にもこのような配慮ができたらという思いで、質問をさせていただきます。

第1点目の質問といたしまして、各小中学校の学校図書室につきまして、学校図書館法に基づき図書室を設置されておりますが、蔵書数といたしまして、児童1人当たりで5冊以上確保していくことと、さらには1年間の受け入れ冊数については、1人当たり0.5冊以上確保していくことが、基準として文部省で定められております。現在、日野市立の各小中学校の図書蔵書数は、文部省の基準に達しておることと思いますが、各小中学校とも標準に達しておられるかどうか、教えていただきたいと思います。

第2点目といたしましては、蔵書されている本の中には、何年かたつうちに自然と手あか等で汚れているものや、破れた箇所などが目にとまります。3年、5年、10年等の経過の中で、消却されてしまうものと思います。こうした破損品に対して、随時補充をされておることとは思いますが、新しい本に交換できるよう、配慮していただきたいと思います。特に、より多くの人が利用される図鑑、辞書、歴史書、地理等の参考書などは、自分の目当てに従って勉強していけるよう、1刊5冊程度はそろえてあげてほしいと思います。また、文学書などは1刊2冊ずつ、複数を目標にしていただきたいと思います。

図書室で見て学習する人、読書コーナーで読まれる人など、また各家庭に持ち帰って

読まれる人等、複数以上置いてありますと、いつでも読みたいときに、調べてみたいときに、多くの人が利用できるのではないかと思いますので、この点についてのお考えも、お伺いいたします。

第3点目の質問といたしまして、63年3月に作成されました日野市余裕教室活用検討委員会からの報告書を先般いただきましたが、この中でかなり具体的な提起がなされておりました。今後十分生かされますことを期待するものですが、余裕教室を活用してランチルームや読書室などを初め、一つ一つの教育環境をより一層豊かなものにしていただくことを望み、図書室の整備についてお尋ねいたします。

図書室の本が充実されてまいりますと、蔵書でいっぱいになってきますので、余裕教室を活用しての読書室の設置を望みたいと思います。さきに述べました程久保小学校の図書室を参考に申し上げますと、6人用のテーブルといすが整備されておりましたが、ゆったりとしたいすで、子供たちが落ち着いた気持ちでゆっくり読書できるよう、配置されております。

一例ではありますが、こうした図書室を高幡台小学校や百草台小学校を初め、日野市立の小中学校に備品として設置していただきたく、要望したいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。各学校の図書室の隣の部屋に読書室を設け、フリーな空間の中で、豊かな人間性を育てていくための条件として、一幅の名画などにふれ、音楽が流れるという、そんな形の中でいいものを見て、聞いて、読んでいく。テンポの早い世の中で、自分の心を自分でのぞいていく、読んだ本の数よりも、子供自身が想像し、楽しんでいるかどうかが最も大事なことだと感じます。ゆっくりと、ゆったりと本に触れさせてあげたいものです。

図書室の外側の廊下寄りの窓からでも本が見え、辞書などすぐに取り出せ、手に持って開いて見られるようになるとよいと思います。このような面も、ぜひ工夫、改善していただけないでしょうか、お伺いいたします。

第4点目の質問といたしまして、日野市基本計画の中の第2章、豊かな人間性を育てる教育と文化の町、第8節、図書館サービス活動の充実の項で、施策の方向づけといたしまして、市民が必要とするときにいつでも資料や情報に接することができるよう、既存施設の整備と分館未設置地域への分館建設を進めますとありますが、分館未設置地域への建設について、昭和62年から64年の前期3年の日野市実施計画の中には載せてありませんが、このことについてお伺いいたします。

実施計画予定として前期3年、62年から64年、後期4年、65年から68年の計画を策定

されておりますが、分館未設置地域への建設の見通しについてお伺いいたします。現在、百草、落川地域にも図書館がありませんので、ぜひ建設計画に含めていただきたく要望したいと思いますが、所見をお伺いいたします。

以上４点につきまして、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川勇一君）　それでは、ただいまの４点の御質問についてお答えをしたいと思います。

まず第１点目の各小中学校における図書の整備の状況でございますが、今お話の中にもございましたように、学校図書館法施行令の中で、学校図書室の備えるべき蔵書の基準というのが決められております。

現在の状況で言いますと、昭和62年度の実績で言いますと、小学校20校で図書を1,300万円ほど購入をしております。これによって点数で8,600点、冊数はもう少し多くなると思います。セットものについては１点というふうに計算をしてございますので、冊数はもっと多くなると思いますが8,600点で1,300万円、ですから１校平均で65万円の430点ございます。それから中学校の場合には８校で600万円、3,000点でございます。したがいまして１校平均で74万円で370点ほどになっております。

したがいまして、蔵書については各年次の累積で考えていきますので、どの学校でも一応その基準には達しております。ただ、実際に児童生徒の読書人数とかあるいは学習指導上の必要性から見ると、基準に達しているからそれで十分とは言えないとは思います。したがいまして、今後もさらに充実を図っていきたいというふうに考えております。

それから２点目の廃棄した場合の後の補充とか、あるいは副本のことでございますが、当然、御指摘がございましたように、本というのは非常に頻繁にいろいろな人に使われますので、使われれば使われるほど自然消耗します。したがいまして、ある期間たちますと使用に耐えなくなって廃棄をするということが起こるわけでございますが、その場合、当然廃棄したものについて必要なものについては新本の補充をするということは、各学校でも実施をしていると思います。

それから非常にたくさんの子供たちに同時に使っていただかなければならない本については、当然、副本も備えなければならないわけでございます。ただ予算との関係もございますので、必要にして十分なだけの副本を全部そろえるということになりますと、例えば１学級全部が使えば45冊とか40冊が必要になるということにもなるわけでございますが、その辺は指導上の問題とも関連しますけれども、予算の範囲内で最大の必要なものについては副本をそろえるということについても、各学校でもそういう形で運営していると思いますけれども、予算との関係もありますので、必ずしも十分にはいっていない点があろうかと思います。

しかしいずれにしろ図書費として実際には予算をお渡ししているわけではなくて、教材備品として各学校にはその他のものを含めて一括して予算をお渡ししてありますので、その中で各学校ごとにどこにその年度重点を置くかということによって、予算の使い方が決まってきます。ですから、その年度、図書費にかなり充当する学校もありますし、その年度、ほかの方にどうしても重点を置かざるを得ないという学校も出てくるのじゃないかと思いますけれども、全体としては各学校の平均的な購入費も、年次的に見ますと、幾らかずつはふえていっておりますので、そういう点では各学校現場でも図書の充実についての必要性については、十分に各先生方も認識をされているのではないかというふうに思っております。

それから図書室は特別教室の一つとして、各学校につくられておるわけでございますが、施設の面積上それで十分かどうかというのはやはり各学校の中での図書室の活用の仕方を、どういうふうにやはり授業課程の中に取り組んでいくかということと、関係があるんではないかというふうに思います。

したがいまして、よく図書室の施設としての整備も進んでいる学校もあればそうでない学校もある、28校もありますので、その辺のところの若干アンバランスはあろうかと思います。しかし今お話にもありましたように、余裕教室の問題が出てくるようになってから、国レベルでもやはり学校施設の中にオープンスペースを設置をして、それでクラスを開いていくというような授業の運営方法についての指摘も、かなり行われるようになってきております。

私ども、余裕教室の検討委員会を昨年来設けて、その中で検討をしてきたわけでございますが、例えば余裕教室の一部をオープンスペースというような形で２教室分、廊下の部分を含めてかなり広いスペースを確保をするというようなことも当然今後必要になってくる。その場合に例えば図書室との関連づけを密接にとって、図書室とオープンスペースが並ぶ、あるいは今、読書室を図書室の隣にというお話もございましたけれども、そういった機能を持った、もっと図書室を開放的にして、それで子供たちが必要に応じて図書も使えるし、すぐそのわきのスペースでみずから学習することができるというような感じの施設をつくっていく必要もあるのではないかというふうに思っています。　しかしいずれにしろこれは各学校で、そういう計画を立てていただかなければなりません。

したがいまして、各学校でそういった点については十分我々の協議に参加をして、計画を立てていただいて、それに従って順次施設的な整備も進めていきたい。備品なんかも含めまして、整備を年次計画的にやはり進めていきたいというふうに考えております。

それから４点目の市立図書館の分館の建設の見通しに関する問題でございますが、確かに基本計画の中では、計画年次の後半の部分に、移管という形で計画を掲げてございます。図書館として長期的な展望としては、現在の分館の整備のし直しとか、そういうことも含めまして、さらに数館を加えたいというふうに考えておりますけれども、この基本計画の計画年次内では一応実現可能な館数として１館を予定しておるところでございます。

それをどこにつくるかという問題があるわけでございますが、これは用地確保の問題とか、そういったこともかかわりますし、それからやはり利用しやすい位置につくっていく、それからそこのサービス圏域の人口がどの程度かというようなことも当然関係をしてきますので、今後十分に検討をして、決定をしていくようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　　どうもありがとうございました。

１点、廊下側を工夫して図書室の窓をというのですか、図書室の外側の廊下から見えるように本を工夫できないか、それで取り出して読むことができないかという御質問なんですが、改善の方策はございますかどうか。

○議長（市川資信君）　　教育次長。

○教育次長（砂川勇一君）　　ちょっと答弁漏れがあって申しわけありません。

確かに図書室の廊下側がクローズドされた感じじゃなしに、ガラスで開いて中が見えて、しかもそこに書棚があって本がたくさん置いてあるという状態が、廊下を通る子供たちから見えて、そこに出入りできるというのが確かに望ましい形だろうと考えておりますが、実際には各学校での図書室の設置場所、そういったようなことも関係をしてくるわけでございますが、その辺については今後学校側とも十分に協議をしまして、必要な改善が学校側から計画として出されれば、我々としても積極的にそれに対応するようにしたいというふうに考えております。

○議長（市川資信君）　　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　　よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

先日、本の好きな子供たちに私も何人か会いまして、伺ったところ、読書のどんなところが楽しいのかなと聞いてみましたところ、５年生の一人の子は、わかるまで考えながら読めるというところかしら、テレビだとわかってもわからなくても場面が変わっちゃう。あと本を読んでいると、自分の外側ではなくて、内側に新しい世界ができてくるから楽しいと、感動する本と出会ったときには宝物を拾ったみたいな気になるのですよとおっしゃっていました。

また、もう一人の５年生の子供も、次はどうなるのかな、わくわくしながらページをめくる、そんなとき本当に楽しいと語ってくれました。このような子供たちの姿から、自分が本の中の世界と一体となって、主人公と同じように喜んだり、悲しんだり、いろいろな人の人生との出会いを経験できるので、本当に読書ってすばらしいなと、私も改めて感動いたした次第です。

どうかこういったよりよい環境の中で、さらに良書に触れていけるような御配慮をしていただきたいと思います。

最後に、市長さんから一言お願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　読書につきましての児童生徒の興味をいかにひき、良書に接する機会を多くするかということは非常に大切だと思っておりますので、学校図書の充実についても、予算措置等の面で十分応じられるように考えていきたい、こう思います。

○議長（市川資信君）　　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　　どうもありがとうございました。

未来に希望を持ちながら、よろしく御検討をお願いいたします。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　　これをもって17の２、学校図書室の充実についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前11時36分　休憩

午後１時18分　再開

○議長（市川資信君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の１、三多摩分権論のすすめ（大きく三多摩の発展を考えよう）の通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔15番議員登壇〕

○15番（馬場弘融君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

三多摩地域を23区内から切り離して、１つの県をつくる、こういう発想を国とか都にぶつけてみたらどうだろうかということでありまして、実は３月の定例会で取り上げようとしたところでございますが、例の変形40人学級の問題に議論を集中したかったということもあって、今議会まで先送りしたものであります。

三多摩分権論あるいは三多摩独立論と言いますと、最近の都や県の枠を越えた広域行政の流れからは外れるし、とても無理ではないか。なぜそんなことを言い出すのかというお考えをお持ちの方も多分多かろうと思いますが、少しおつき合いをいただきまして、私の考え方を聞いていただければ幸いであります。

昨年の秋の多摩テクノ・ルネッサンス・シンポジウムの席上、パネラーの一人であった秋川市長の臼井さんが、この三多摩分権論的な意見発表をしております。さらに年末には、財団法人東京市町村自治調査会の専門委員会であります、多摩地域及び島嶼を考える委員会が、多摩地域の将来のあり方についての基本提言を発表しております。

この基本提言は皆様にも配布がされているわけでありますが、内容をかいつまんで申し上げますと、多摩自立のためには広域的な視点だけではなくて、23区の受け皿としての多摩から脱皮して、新たな多摩都市連合への構想を持つべきである。むしろ多摩を１つの県として見る発想すらあってもよいのではないかという、かなり大胆な提言となっております。

私は従来より、多摩は東京より分権すべしという論を抱いているものでありますが、この２つの発表に、意を強くしているところであります。さらにこの３月の東京都議会におきまして、私どもの先輩であります滝瀬敏朗議員が、三多摩格差の解消を前提に、都政における県業務の弱さを鋭く指摘した一般質問を行っておりまして、大変参考になりました。

そこでこれらの提言あるいは質問等をベースに、さらに幾つかの資料を加えて、何ゆえ三多摩分権論なのかというところを申し上げてまいりたいと思います。

論点は、大きく分けて３点になります。１つは歴史的な背景、つまり多摩と東京とは別のものであるということ。２点目は現状、そして将来に向かって予想される格差、そ

れがなぜ生まれてきたのかということ。３点目は法律の不備、あるいは制度上の不備、特に府や県と東京都の違い、この３つであります。

東京都の地図をじっくり眺めてみますと、非常に東西に長くなっております。世界の大都市の区域を見ますと、パリにしてもロンドンにしてもほとんどが同心円的な区域におさまっています。東京もまた江戸城を中心にしてつくられた同心円的な町であったわけなのに、なぜ現在のように横長の東京都という区域設定がされたのか。つまり私たちの三多摩がどうして東京都の一部に取り込まれてしまったのかということであります。

まず第１点目として、この三多摩の歴史というものを少しお話をしたいと思います。昔々の話になりますが、武蔵国というのが、私どもの三多摩を包含する国であったわけです。ここにかなり古い地図が、江戸時代の末期の地図だと思うのですが、ありますが（図示説明）、武蔵国というのは東京都の全域と神奈川県の一部、横浜とか川崎のあたりですね、それと埼玉県のほとんど、この辺を包含した非常に大きな国であります。

その中で私どもの地域は多摩郡という非常に広い地域にわたっています。今の新宿、杉並、中野、この辺まで含めた、当時の考えでいけば四多摩郡と言いますか、東西南北、この４つに分かれるような非常に大きな区域を持った郡として存在しておりまして、当時この武蔵国には21の郡があった。その中で一番大きな郡であると同時に、武蔵国の国府が、御承知のように府中市の大国魂神社のあたりに置かれていた。さらに国のお寺の分社である国分寺、全く同じ名前の市が今ありますが、今では西国分寺になりますが　、あの辺にあった。

さらに甲斐国の国府、甲府でありますけれども、甲府と府中とをつなぐ道路として、古い甲州街道が設定をされている。こういうことで、当時の私どもの多摩郡というのは、武蔵国という大変大きな国の中で、非常に中心的な役割を担う地域であったということであります。

私どもの地域はこのように古く、歴史をたどっていけば大変誇り高い地域であったわけであります。ところが侍の時代になって、状況は大分変わってまいります。特に徳川幕府が江戸に首府を決めて以来、それまで曲がりなりにも武蔵国の中心であったこの多摩地域が、どんどん発展をしていく江戸の従属物と言いますか、だんだん片隅に追いやられてしまうような状況になります。増加し続ける江戸の町民のための、ある面でいけば水源の地、食糧の補給地、そしてまたし尿を処理する場所、西の方の防御線、災害時の避難地、要するに江戸の後背地に過ぎない存在に下げられてしまいます。行政の上からも、いわゆる御府内として北町奉行所、南町奉行所の支配に置かれた江戸とは全く別

の統治のもとに置かれておりました。

多摩地域は天領、つまり幕府直轄地として３人の代官による支配、あるいは複数の大名による支配が入り組むなど、著しく細分化をされた統治を受けていたわけであります。つまり、当時の状況を言えば、江戸とはかなり離れた関係にあったということが言えると思います。

徳川の末期になりますと、八王子を中心とする養蚕業、絹織物業が非常に発展をしまして、この製品を輸送するという面から神奈川港、今の横浜でありますが、との往来が非常に盛んになります。幕末、ハリスとの間に結ばれた日米和親条約によって、この神奈川港が外国に開かれますと、より一層、神奈川と多摩のつながりは強くなってまいります。このように、徳川後期から明治の初期にかけての多摩地域は江戸、東京よりもむしろ神奈川、横浜とのつながりの方が強く、横浜₃八王子間を結ぶ昔の横浜街道、これはいわゆる絹の道と言われたそうでありますが、当時の多摩郡にとっては最も主要な経済動脈でありました。

明治になりまして、江戸は東京と名前が改まります。初期には政情の不安定の中で、領域も非常に錯綜するわけでありますが、明治６年に多摩郡の一部、具体的には中野、杉並あたりでありますが、これは東京府に移管をされます。残りの大部分の多摩は、先ほど申し上げたような経済的なつながりに加えて、伊豆韮山の代官の支配地が多かったということもあり、自然に神奈川県の管轄となります。

これが当時の、明治11年ころの神奈川県の地図ですけれども（図示説明）、きちっと今の神奈川県の上に多摩地域が乗った地図があります。非常に大きな地域が、当時はこの神奈川県に属していたということであります。

明治11年になりますと、郡区町村編成法という法律ができて、ここで初めて西多摩、北多摩、南多摩という、いわゆる三多摩ということが法的に決まります。三多摩という発想、考え方はこの明治11年からだということであります。

明治の初期から政府――私に言わせれば、当時の政府というのは新政府というよりも薩長の藩閥政府だというふうに思うのですが――及び東京府側は首府の水道問題、つまり玉川上水の管理が不安であるということを第１の理由として、三多摩の地域を東京府に移管をすべきではないかというふうな考え方が、ずっとくすぶっておりました。たまたま明治の19年に、コレラ患者の汚物を玉川上水に投げ込んだ、玉川上水で洗濯をしたという事件が起きまして、これ以来東京府側はより一層三多摩を東京府に移管すべきだという議論を強めます。

ついに明治26年、政府は東京・神奈川教育変更法案、つまり三多摩を東京府へ移管をするという法律案を国会に提出します。この法案の提案理由でありますが、表向きは首府の水源地の涵養、玉川上水の水質の保全あるいは甲武鉄道が明治22年に開通をしているから、交通上の便が大変よろしい、あるいは三多摩全域の経済的な東京府との一体性、こういった表向きの理由を掲げてこの法案を出したわけでありますが、実は裏の理由があった。

当時この三多摩は、いわゆる自由民権運動が非常に盛んであったわけです。神奈川県会を牛耳っていた石坂昌孝とか村野常右衛門、こういった方々はいずれも自由民権運動家であって、時の政府とか神奈川県の意向に常に逆らっていた。神奈川県においては、三多摩の力というのは非常に強かったのです。余りにも反政府的な言動が強過ぎる、この三多摩の力を弱めようではないか、三多摩自由党の力を弱めようではないかというふうな意向も裏にあって、三多摩を神奈川から切り離して、東京府にくっつけよう。そうすれば、巨大な東京府に三多摩がくっつけば、相対的に三多摩自由党の人の意見が弱められるだろう、こういう裏があったということであります。

そして何よりも問題なのは、この神奈川から東京に三多摩を移管するときに、三多摩地域の住民の意向というものは全く聞かれておりません。住民の意向を全く無視して、時の政府の都合で衆議院議員等の選挙区の変更も含めて、三多摩の移管が行われたわけであります。この辺に現在の三多摩が東京都にどういう目で見られているかという萌芽があるわけであります。

さてこの明治26年の東京府編入後の三多摩の扱いでありますが、なかなかそのままではおさまらない。東京府に編入をされては絶対嫌だという、かなり激しい住民の反対運動が起こっております。三多摩各地、特に西多摩と南多摩では役場を締めてしまう。役場のかなりの管理職もやめてしまう、そういった激しい反対運動が起こっています。

そういったこともあって、東京府側では三多摩を府に移管をしたことはいいものの、なかなかうまくいかないということもあって、早速明治26年、29年、毎年のようにまたもとに戻そう、あるいは東京都はいわゆる御府内だけにして、三多摩地域は武蔵県というものをつくろう、あるいは千代田県というものにしよう、こういう法律案がほぼ２年置きくらいに、明治時代、国会に提出をされています。いずれも、例えば衆議院は通るものの、貴族院で否決をされるとか、貴族院では可決をしたけれども衆議院では審議未了とか、こういうふうな形で、いかにこの問題が当時の政治問題で大きく取り上げられていたかがよくわかるわけであります。

その後幾つかの分離や、あるいはもとに戻せという案が大正時代まで続いていきますけれども、最終的に現在の東京都制になりましたのは、既に戦時体制が始まった昭和18年であります。これは東京都というものをつくることによって、首都防衛と言いますか、そういう意味での方策がとりやすいようにしたいということが第一義であったということを聞いておりますが、この昭和18年からの東京都制が現在まで続く東京都になっているわけであります。

申し上げたように、古くは武蔵国の中心であるようなこの三多摩地域が徳川幕府、あるいは明治新政府の非常に理不尽なやり方のために、地元の住民の意向を全く無視した中で東京に移管をされ、そのまま現在まで三多摩の方々というのは、東京都のための三多摩という形で東京都制を受け入れてきているというのが、歴史的な経緯であります。

それでは次に、では現状、三多摩はどのような格差の中に置かれているかということであります。これは、これから予想されるであろう格差も含めて申し上げますが、都市基盤の整備、特に下水道の問題については今さら申し上げるまでもないので言いませんが、道路の整備の問題について少し申し上げたいと思うのです。

交通量がどのくらい伸びているか、そして交通量の伸びに応じた道路整備がなされているかという点であります。最近の例で言いますと昭和40年の交通量、都区内を100とします。三多摩も100とします。昭和60年、つまり20年後、都区内の100がどうなっているかというと143でしかない。三多摩の方は、昭和40年に100であったものが約５倍、471にふえている。交通量では約５倍にふえている三多摩であるのに、これに対する道路の延長はどうだろうかと言いますと、この20年間で23区内の方も1,410キロメートル、三多摩もほとんど同じで1,470キロメートル、交通量が５倍もふえているのに、道路の延長はほとんど同じである、この事実であります。

さらに道路の狭さの問題、多摩地区では車１台がやっと通れるくらいの3.5メートル未満の道路の割合が、道路全体の約半分に当たります。23区内では、これがわずか１割であります。さらに幹線道路の整備の状況は、23区内と比べておよそ10分の１くらいであろうというふうに言われております。特に南北の道路のおくれは、非常に悪い状態であります。

またこういった道路や街区等を整備する建設事務所の数、23区には13の事務所がありまして、およそ1,600人の人が働いている。一方三多摩には五つの事務所で800人の人しかいない。約半分であります。こういったいろいろな数値を細かく調べていきますと、道路の整備が恐らく一番ひどい格差の一つではないかなというふうに思います。

次に財政的な面を申し上げますと、東京都における府県事務と言いますか、県としての事務が非常に弱い。都の事務には府県としての事務と、任意事務というものがあるわけでありますが、人口がおよそこの20年間くらいに都区内ではほとんど変わっていない。三多摩では、当時、昭和35年の数値で申し上げますと、三多摩の人口が133万であったものが、62年には350万になっている。こういう多摩地区が非常に人口も増加している中で、今申し上げた府県事務の割合が、財政支出の方を見る限り年々ウエートが落ちている。さらにこの任意事務の中でも三多摩に対する事務と、23区内の事務に分けますと、23区内への肩入れがむしろだんだんふえているという状況にあります。

３番目として、病院の問題があります。全体的な病床の数はかなりいいバランスになっています。ところが中身をよく調べてみますと、一般病床の割合ではかなり三多摩が少なくなっています。ということはどういうことか。精神病床は約７割が三多摩にあります。結核病床も約５割が三多摩にあります。らい病床に至っては100％が三多摩にあります。つまり、これは後ほどもほかのところで申し上げますが、東京都民にとって余りよくない、都合の悪いというものは三多摩で引き受けさせられている、こういう状況が出ております。さらに総合病院のサービスという面で言いますと、三多摩では23区の約４割程度のサービスしか受けられないというふうな状況にあります。次に、本格的な文化ホール、あるいは総合的な体育施設、あるいは大きなイベントをするための場所、さらには文化集積等が行える場所がほとんどありません。

５番目に、官庁等の上級機関がどのくらいの割合であるかということを触れてみたいと思うのですが、これはむしろ都区内と三多摩というよりも、350万人いる三多摩と埼玉とか神奈川、山梨とかいう近県の県庁所在地を除いた地域とを比べてみると、はっきりすると思います。

埼玉県の総人口590万人、県庁所在地を除きますと550万人になります。神奈川県は総体の人口が750万人、横浜、川崎を除きますと340万人、ほぼ三多摩に匹敵をいたします。山梨県に至っては、全体の人口が83万人、甲府を除きますとわずか63万でしかありません。東京都は全体1,190万人に対して、三多摩が350万人です。

まず裁判所の数、埼玉では16裁判所がありますけれども、うち13が県庁所在地以外の地域にあります。神奈川では17の裁判所がありますが、うち10が横浜、川崎を除く地域に存在します。人口83万の山梨ですら、裁判所は12あります。甲府を除いた地域に９の裁判所があります。東京都はどうか。全体で23の裁判所がある中で、三多摩地域に所在するのはわずか５つです。

都道府県の県税の事務所、これも神奈川県は19のうち11が横浜、川崎以外にあるのに対して、東京都全体で29ある事務所のうち三多摩には６しかありません。職業訓練校、神奈川県では総体で17のうち、横浜、川崎を除いたところに９あります。山梨では全体で10、甲府を除いた地域に５あります。東京都では全体で21の職業訓練校の中で、三多摩にあるのはわずか４であります。

これらどうしても欲しいなという施設は、非常に都区内に比べ、あるいは近隣各県に比べて三多摩に所在する率が少ない。その中で、先ほど病院のところで申し上げましたけれども、保護矯正施設、これだけは非常に多くあります。埼玉県は全体で５、その中で、県庁所在地以外のところで２つ、神奈川では全体で９の中で、横浜、川崎以外のところは５、山梨は全体で３です。保護矯正施設、東京では全体で12ある中で、何と８つが三多摩地域に所在しているわけであります。

さらにそのほかの格差の点を申し上げますと、この春問題になりました都市計画税の減税の問題、これなども明らかに東京都の問題ではなくて、いわば大東京市という中だけの問題でありまして、三多摩地域に対する思いやりと言いますか、考え方がほとんど感じられないような状況でありました。

次に、日野市で今問題になっている公立の特養老人ホーム、これへの扱いも、23区内と三多摩地域では全く違います。消防委託金のあり方もかなり三多摩が不利になっています。そして、こういった重要な問題を決める議員の定数であります。現在、都議会議員が、島嶼地域を別にして都内に126人います。23区内に99人、三多摩に27人です。これをすんなり人口割りということになりますと、三多摩はあと10人余計にいなければおかしいのです。衆議院議員の定数、東京都では全体で44名います。都区内が、これは島も含めますけれども35人、三多摩が９人です。これは人口割りをすなおに出せば、13人いなければおかしいという勘定になります。

以上申し上げたような現状での格差があるわけでありますが、これがこれからも続きそうだ。今でも続きそうだというものがあります。それは私どもの三多摩を将来どうするかという意味での上位計画と言いますか、に幾つかありますが、昭和60年７月に国土庁がつくった首都改造計画、これに基づく多摩自立都市圏構想、さらには61年５月につくられています第４次首都圏基本計画、そしてこれをもとにした第２次東京都長期計画、こういったものの中では千葉県の幕張メッセ、あるいは神奈川県横浜のMM21、神奈川県央テクノピア構想、あるいは埼玉県の大宮・浦和の中枢都市圏構想、いわゆるＹＯＵ＆Ｉ構想と言われますけれども、こういった近隣各県の構想とともに、先ほど申し上げた多摩自立都市圏の構想が出ているわけでありますが、他県の目覚ましい進みぐあいと比べますと、非常に多摩地区の取り組みのおくれが目立ちます。

こういった現状の格差、あるいはこれからの予想される格差、差別と言いますか、こういったものが一体なぜ起こってきているかということであります。幾つか理由があると思いますが、一つは三多摩が余りに大都市東京に従属し過ぎている。東京で働くための人口をもろに三多摩が受けて、多摩自前のまちづくりができずに、いわばスプロール化している状況にある。

そこで２番目として、地域の発想によるまちづくりがほとんどできていない。３番目に都の取り組み姿勢が事、三多摩については非常に弱い。都の広域行政圏についてのリーダーシップが全く欠けている。さらに４番目には、都と市町村との役割分担が不明確で、両方が無責任体制になっている。最後に５番目として、都の事業執行が、先ほども予算執行の面で申し上げましたけれども、大都市行政としての23区への傾斜を強め過ぎているということ。おおむね以上のような原因で、今のような格差ができているというふうに言えるかと思います。

さらに申し上げますと、昭和18年に現在の東京都制ができたときに、東京市と東京府というものが一緒にあったわけですけれども、それが合併をしたわけです。このときの状況は、当時の市の職員の数から言っても、圧倒的に市の方が多かった。むしろ市が府を吸収合併したというふうな状況で、東京都制ができている。その当時の伝統というものが、いまだに東京都制の中に息づいておりまして、お役所仕事というのは伝統を非常に、前例を重視しますから、東京都の職員の中に、東京都の機構の中に、府県としての東京都という役割が十分浸透していないという嫌いが非常に多いわけであります。　さらに今申し上げたのが格差の状況でありますが、３点目に法律の不備、制度上の不備、都と府県との違いというものについてもう少し触れてみたいと思うのですが、地方自治制度は、御承知のとおり地方自治法にすべて決められておりまして、府県制、市町村制が大原則であります。例外として政令指定都市の規定が追加をされております。これも地方自治法の本文の中にきちんと規定があるわけであります。ところが残念ながら、東京都というものに対する規定は地方自治法の本文の中には全くありません。わずかに附則の２に、「東京都制、道府県制、市制及び町村制はこれを廃止する。但し、東京都制第189条乃至第191条及び第198条の規定は、なお、その効力を有する。」、つまり昭和18年につくられた東京都制が生きていますよという規定を附則でしているだけで、日本の首都である東京が、こういう規定のもとに置かれているのですよという、正確なる本

文の中の規定が、地方自治法の上にはないわけです。

ですから、今も東京都の制度について、区と都のあり方を見直そうとか、市町村と都のあり方を見直そうとかということが常に言われておるわけでありますけれども、非常に不安定な状況にあるということが言えると思います。

具体的に府県と東京都と、どのように事、市町村に対する行政が違うかということで、ちょっとこの市町村自治調査会の肥後さんの文章を読みたいと思うのですが、大阪府とか神奈川県、兵庫県、福岡、こういった政令指定都市、大都市を抱えている府県の行政というのは、指定都市を除く周辺市町村を対象として発揮をされている。大都市の地域で生産をされる富を、周りの指定都市周辺の中小都市へ配分をしていく、これが一番大きな県の役目であるということが言われているわけです。ところが東京都の場合、府県としての東京の代表である都知事は、同じように23区を統治する、仮に大東京市と言いますか、その市長でもあるわけです。そうなると、府県の事務よりもどうしても大きな23区の市長としての役割に、大きくかかわらざるを得ない。どうしても23区への配慮が大き過ぎるために、多摩や島嶼地域への関与が手薄になりがちである。こういう文章があります。

以上、歴史的な背景から現状の格差及びその発生の理由、そして法律的な不備、こういうふうな点で、どうしても三多摩の現状を打破しなければいけない。もう少し私ども三多摩の住民のための新しい三多摩をつくっていかなければいけない。それには、どうも現在の東京都という枠を外して物事を考える、こういった発想がどうしても必要ではないかというふうに、私は感じるわけであります。

それでは、三多摩が都区内から分かれて独立をしても、一体それだけの力があるだろうかということが問題になってまいります。

まず人口的な面でいけば、47都道府県の中で11位になります。かなり上の方です。面積だけは残念ながら最下位です。47位です。いろいろな事業所、工場とかお店、大勢の人が働くための事業所の数を比べますと、47都道府県の中で16位です。これもかなり上の方にあります。工場の数は、47都道府県の中で23位、工業製品の出荷額では、何と15位になっています。商店の数では15位、商店の販売額では17位、三多摩の皆さんが預金する銀行の預金残高、これを47都道府県で比べますと、12位になります。

こういったいろいろな数字を見ましても、十分やっていけるだけのパワーがあるということが言えると思います。さらに今後の発展の可能性でありますけれども、いろいろ議論はありますけれども圏央道の開通、あるいは多摩都市モノレールの開通、立川基地

の跡地、この広さは横浜のMM21の規模に匹敵をいたします。秋川の秋留台地の開発、また横田基地などは、将来はこの三多摩の住民のための国際空港になり得るのではないか、私はこういう展望を持っておりますけれども飛行場の存在、また人口わずか83万人しかいない山梨県のパワーが発揮をされたせいもありましょうけれども、中央新幹線ができるのではないかということ、さらには先端技術産業の大きな集積がある。こういった現状を考えますと、この三多摩地域というのは独立していっても、分権しても、十分成り立ち得るだけの力を持っている。現在も持っているし、将来についてもあるのではないか、このように感じるところでございます。

そこで、以上、るる申し上げましたけれども、そういった議論をもとにして、市長に４点ほど質問をしたいと思います。

１点目は、三多摩の現状を打破するために、ただ各区、市町村がばらばらに都や国にものを申すというのじゃなくて、少しまとめてこういった分権論もあり得るよ、こういう考え方もあるのだ、何も東京都に従属しているだけの三多摩ではないぞということを発言していくということも、私はかなり意義深いものではないかというふうに思うのですけれども、市長はこの分権論、あるいは三多摩独立論についてどのようにお考えになっているかを聞かせていただきたいと思います。

２点目、分権論とまではいかないまでも、国へ現状の都の制度の改革を働きかけたり、あるいはまた都の行政官の目をもっと多摩地域に向けるために、都市連合的な組織をつくるということについて、市長はどのようなお考えを持っておられるか。

３番目、現在の東京都制において、先ほど来るる申し上げたように、非常に府県業務が弱いというふうに思いますけれども、それを是正するために市長はどうしよう、どういう考えがあるというふうに考えを持っているでしょうか。

４番目、最後に、現在のままの東京都制でよいというふうに市長はお考えか、それとも法律改正も含めて、現在の都制は変えた方がいいのではないかというふうに考えているか、以上、４点をお伺いをいたします。

よろしくお願いします。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　大変高邁な地方分権論、人によっていろいろの見解が生まれ得るということは、大いに結構なことだと思って、お伺いいたしました。

確かに東京都制という制度は、都制調査会そのものでも現状を肯定するということではなくて、改善を図るにはどうすればいいかという視点からいろいろな論議が交わされ、

ときどきまたその報告も出されておる、このように承知しております。

質問という形で求められておりますので、それに従ってお答えをしたいと思いますが、現状打破のために、また従属性の中で軽くあしらわれている状況をどう考えるか、こういうことだと思うのですが、お話の中にありました、いわゆる今日の東京都という行政範囲が定着するまでには、藩政時代あるいは幕政時代、なお明治新政府になってからもいろいろな変遷があった。自然地理的に言えば、むしろ神奈川県に属したという姿の方がかなっただろうという見解も出ると思います。

要するにどこの国でも——どこの国でもと言いますか都市国家、都市があってその周辺にいろいろな物資の供給あるいは労働力の供給、またいわゆる周辺の領域を持つというその能力、つまり生産力、これが高ければ高いほど発展の余地はあるということに一般的に言えると思いますが、東京はそういう姿をとって、つまりかつては多摩に期待するものは水と新鮮な野菜である、水は特に飲料水という意味で、多摩川水系が大きな役割をなした。その後だんだん、戦後特に30年代以降の経済成長に伴って、都市に人口集中が非常な勢いで始まった。その波及影響によって、多摩という地域に人口が、つまり自然地が都市化をして、そして人口が住みついたという形で、今日の多摩の自治体は成り立っておる、このように言えるわけでありまして、それをトータルすれば350万、こういう人口の規模にもなっておるわけであります。

それにもかかわらず、都政そのものが旧態依然として、特別区に恐らく70%、80%のウエートをかけて、そして多摩には希薄である。このことによって、三多摩格差という言葉が、もう何年来、つまり都市化の傾向が進むに連れて、そのことが強調されてきております。

多摩格差、その格差が経済格差あるいは行政措置の格差と言いますか、そういう形であることは、いろいろな数値でも明らかだと思います。また逆格差ということもないわけではない。つまり多摩のよさというものが、東京並みに扱われて、東京化するのが果たしていいだろうかという議論も成り立つと思っております。

論議をする答弁ではないのですが、三多摩格差といういわゆる行政格差、これは他の言われるところの都県行政、県と市町村の関係を他県の状況から見ると明らかであります。そして東京の都政の多摩に向ける制度としては、行政部の中に地方課があって、何事もその地方課をへて物事を考えておる、三多摩島しょ対策室なんという、まるで僻地担当のような行政組織にもなっておる。ですから都庁から見ると、多摩地域というのは今までただ従属する地帯、他県に比べれば、県都から村を眺めていたという程度で済んでおったような気がいたします。それは打破しなければいけないと思います。

あらゆる意味で財政的に、また行政の権限の上でも、また多摩における今日の発展のための問題解消のためにも、大きく目は向けられるべきだ。このことは、絶えず市長会等でも主張をしておるところであります。その結果が期待外れになるものですから、したがって分権論なるものが生まれてくる。分権論の議論は大いに私は結構だと思いますし、特に日本の制度で地方自治ということを尊重すればするほど、権限がしっかりしていなければなりませんし、財政基盤もさることながら、やはり権限が第一だ、つまり自治能力を持つ、権能を確保する、こういうことで考えるべき問題ではないかと思っております。

だから分権をすれば何かすぐ——どういうことになりますか、多摩の地域の今までの人口構成、あるいは産業構成は、県都があってそれの周辺地というような形の構造になっていませんから、なかなかそういう構造を、またその構造にも意味があるわけでありますので、果たして交通体系、産業経済体系、うまく機能するかどうかは検討を要することだと思います。要するに、特に最近の論議として遷都論、一部官庁の移転だとか教育、大きな施設の移転であるとか、帝都そのものを地方に変えるのがいい、ある意味では国を挙げての論議になっているごとく、矛盾だらけだと言える面もあるわけでありまして、地方自治が十分な権能を持ち得て、また発展をして、市民生活が安全、安定に行われて、自治体に属する住民が自分たちの帰属意識に立って自治をする能力を高めたい、こういうことに機能すれば非常に有意義なことであると、このように考えます。

それから改革を興すことを国に持ち上げる、これは確かに大切なことでありますが、またしかし自治体から見ますと、都政が間にはだかって直接都を通じてすべてを行う、またそれを少し筋道を崩す、何か別の指導を加えてくる、こういうことはむしろけしからぬという痛いところでありますが、一応筋道を立てて、大きな政治的見地から行うべき主張は、はっきりと行うがいいというふうに言えると思っております。

東京都がいわゆる県行政に弱い——弱いと言いますか、別の県が市町村の育成指導に当たる態度というものは、まさにこれは親子の関係、本当に面倒見をよくしたいという意欲が県庁に満ち満ちておるわけですが、東京都の場合は、多摩という地域は別の部署に属するというような扱いにされておる、このことは明らかでありまして、まさにそのあたりは今後大きく改正をしてもらわなければならない。専任の多摩担当の副知事を置け、こういうこともよく市長会等の知事との話題の際に、話として提案が出ます。多摩地域担当の知事を置くくらいな重みを持って、多摩にいろいろな意味での高度な行政を

向けて欲しい、向けるべきである、こういうことであります。

４番目の質問……。（「地方自治法の中に、正規の条文の中に東京都とはこういうものですという規定がないですね。それでいいかということです」と呼ぶ者あり）つまり都制という例外の地方自治が行われておる。そしてまたその都制の中で特別区制というものがあって、区自身の行政は一見上位にあるかというと決して上位ではなくて、我々の多摩の市町村の方が独立自治体としては日本の法律にかなっている。区制というのは中途半端で、むしろまた区の側においては市という完全自治体になりたいとする運動もある。こういう矛盾を東京都制自身がアンバランスな形で持っておる、こういうことでありますので、どういうふうにそれを変革をすることが、地方自治体としての行政単位のため、ひいては住民のために一番望ましいかということは、大きく論議の課題として改められるべきだというふうには考えております。

そのことを含めて、たまたま多摩の自治体では市町村ともに一つの組織をつくりまして、多摩島嶼自治調査会、こういう法人格を持った団体をつくりまして、今制度の上、あるいは共通の施策の課題について、いろいろと専門の人たちの検討の場も持って、いわゆる多摩の自治行政向上のための検討を進めておる、こういうことが言えるわけでありまして、その一つに多摩地域及び島嶼地域を考える委員会という名称の委員会が設けられてあります。その中間としてのまとめも、基本提言として市長会長あてに提出をされております。この資料は、議員各位にも届いておるというふうに、一応承知しております。

そういうふうな認識でおりますことを、お答えといたします。

○議長（市川資信君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　おおむね満足です。

ただ重ねて申し上げておきたいのは、私は三多摩分権の進めとは言っていません。分権論の進めですから、こういう議論を三多摩各市の議員だとか首長さんだとか、そういう方がそれぞれ独自に言うことによって、かなり東京都当局にはプレッシャーになるのじゃないかという点での論の進めでございまして、そういう点をぜひはっきりと御認識の上で対応していただきたいというふうに思います。

どうして三多摩というものに対して現在の都制度、あるいは国の方針がこういうふうな冷たい状況のままで来てしまったのか、我々はそれを当たり前と見ている面も大分あるのですけれども、どうしてこうなったのかなというふうなことの中に、一つおもしろいと言いますか、こういうこともあるのだなということを見つけたことがあります。

それは先ほども申し上げました明治26年に、神奈川県から東京府へ三多摩が移管をされたときの神奈川の県知事さん、内海忠勝という人なんですが、この人は薩摩藩の出身です。これが幕末の時代に、薩摩藩の幕府後方攪乱部隊の一人だったのです。八王子に大勢の浪士と一緒に日野、この近辺を荒らすためにやってきたのです。日野からは農兵隊というのが行きまして、結局大体打ち負かすのですが、この内海という人が捕虜になるのです。後に、明治の世になって神奈川県知事としてまた戻ってくるわけです。ですからその県知事内海さんにしてみれば、以前にさんざんやられた三多摩に対して、かなり悪い感情を持っていたのではないかなということが、実はある歴史家の文章の中にございまして、そういうことも明治の政治のあり方と言いますか、明治新政府がこの三多摩地域というものを見たときに、かなり厳しい目で見たというところの中には、そういう幕末の時代の政争と言いますか、戦いと言いますか、そういうものが色濃く影を落としていると言いますか、そういうことも改めて認識をしたような次第であります。

それで市長に再質問で伺いたいのですが、先ほど市長も三多摩担当の副知事を置いたらいいだろうというふうなお話をされておりました。全く同感でございまして、この市町村自治調査会の中間答申の中でも、そのことは触れております。ぜひこれは強く、市長会等の提言でも結構でございますし、具体的に文書として東京都の方へ出してほしいと思いますし、さらに三多摩地域を一元的に把握する企画調整機関のようなものを、ばらばらに今扱われているような状況ではなくて、三多摩の問題について伺いたいというときに、ここで答えましょうというふうな、全面的に引き受けてくれるような機関の設置も含めて、これはぜひ強く提言をしていただきたいところなんですが、それについて昭和59年の６月に都制度調査会の報告というのが、新しい都制度のあり方という報告書を出しているのですが、これが実はよく読んでみますと、全く23区内を主眼とした新しい都制度のあり方の提言をしているのです。

三多摩というところに触れた部分というのは非常に少ないのです。ですから限定して三多摩地域を除く23区内における都制度のあり方をこういうふうにしたらどうですかという提言ですというならば納得するのですが、そうでなくて、新しい都制度のあり方という文章を書きながら、内容は全く三多摩のことには触れられていないという、そういう視点がないということで、すごく不満なんです。

具体的に言いますと、今の三多摩地域を例えば武蔵野とか三鷹とか、今の東京区内に隣接をするところは新たに区にしましょう、それ以外のところは従来どおり市町村として置いておきましょう、こういうような、くだいて言えば非常に三多摩の地域の住民と

言いますか、行政のありようを無視したような提言が入っているのです。

これに対して59年２月か、提言が出る前に、市長会が意見を申しているのです。終わりの方にこう書いてある。この報告は、都と特別区のあり方が中心となっており、今後多摩地域における都と市の制度のあり方について、具体的かつ現実的な検討を願いたいと考えている。こういうことを市長会の意見として申し述べているわけですが、それではこの新しい都制度のあり方というふうな形のこういうものを、三多摩の視点で、三多摩としては東京都はこういうふうにあってもらいたい、東京都の制度はこうあってほしいのだというふうな提言をつくってみたらどうかと思うのです。

先ほど来お話に出ております市町村自治調査会、これが非常に参考になると思うので、そういうところにお願いをして、ぜひ三多摩のための東京都制というものを提言をしていただきたいと思うのですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市長会あるいは市町村会、議長会でもそうだと思いますが、要するにいわゆる三多摩格差、負担、都政が担当すべき三多摩に対する責任の比重ということを絶えず強調して、少しずつ目がまともになりつつあると言いましょうか、その傾向はないわけではありません。なお十分とするものではありませんので、今の御提言のようなことをもっと強力にやっていくことが、自治体のまた団体としての大きい役割だ、このように考えます。

鈴木知事は多摩の出身ですから、かなりその意味では理解のできる考えはお持ちだと、直に話してみるときにわかるわけですが、都庁の中でどれだけ力を発揮させていただくかということが大切だろうと思います。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　ぜひそのような対応をしてもらいたいと思うのです。

これは実は一知事の問題じゃないのです。先ほども私、申し上げましたけれども、行政機関、官僚機関というものができますと、一つの大きな流れができまして、そういう流れのもとに新しいことをやっていくというのは、官僚機関じゃなかなかできにくいのです。ですから、しょっちゅう市長のような立場にある人が文書で出し、ものも申しというふうなことをしませんと、大きな官僚機構の流れというのはなかなか変わっていかないのです。そういう点で申しているので、たとえ知事が変わっても、そう簡単に考え方と言いますか、東京都の今の現機構の中にある状況と言いますか、ありようというものは変わっていかないだろうというふうに思いますので、ぜひそういう点を踏まえてじっ

くり取り組んでもらいたいというふうに思うのです。

それでさらに申し上げたいことがあるのですが、これは一番基本的な問題なんですが、例えば東京都とほかの地域とを比較すると、東京都はこういうものが満足にありますからいいですねと言われて、結局は都区内はいいのだけれども、三多摩はないということがある。その一番大きな例、例えば東京で大きなスポーツのイベントを催すとか、あるいは大芸術祭を催す、全部都区内なんです。そういう意味で何か、例えば第二国立競技場でもいいですけれどもそういうもの、あるいは第二音楽堂でもいいです、そういうものを東京都につくるのだったら三多摩につくりなさいよという提言も、またすべきだろうと思うのです。

特に私ども三多摩の住民というのは、例えばプロ野球を見るにしても、映画のロードショーを見るにしても、外国のすばらしい演奏を聞くにしても、何だかんだ言って渋谷だ新宿だ上野だというふうに行かないと見られないわけです。それで東京ではやってますよということは言うのですけれども、１時間半の時間をかけなければ行けない。日野市でもそういう状況にあるわけです。

そういう点で、そういうイベントと言いますか、すばらしいものができるような施設を、私は立川基地の跡地なんというのはいろいろな意味で将来の利用が花開くような、いろいろな利用ができるように思うのですけれども、それもただ立川市だけが考えていたのじゃだめで、やはり日野も言う、八王子も言う、みんなが一緒になって、多摩地区の全部の自治体がやはりこっちへそういうものを持ってこようという発想を持たないと、なかなかできないと思うのです。

そういう点で、そういったイベントという面での大きなことができるような施設づくり、文化的な施設、スポーツ的な施設づくりという面でも努力をしてもらいたいというふうに思うところであります。

それからさらにつけ加えますが、ことしの９月の17日から10月の２日までは、この間も奥住議員のお話にもありましたように、ソウルのオリンピックが開かれます。ソウル、どういう状況にあるかということはなかなか難しいですけれども、なかなか不安な状況がありまして、外国の選手団が果たして直にソウルにすぽっと入って競技をして帰るというふうなことになるのか、きっと日本にかなり大勢の外国の選手団が事前に来まして調整をして、それからソウルに行くというふうな状況があるのではないかということを言われています。

かなり地方のスポーツ施設を持っていたりするところでは、引き合いが来ているかに

聞くのですけれども、そういった意味で、もし東京にそういう外国の優秀な選手の方々が来て練習をするというふうな場合には、多摩地区が受け皿になりましょう、例えば日野の中田のスポーツ公園にでも、サッカーでも何でもいいのですけれども、練習しなさいよというふうな提言を、これまた市長単独でやっては、とてもじゃないけれども及びがつかないと思うので、26市の市長会でもそういう提言をされてみたらどうか。意外と応じてくるんじゃないかなというふうなことを、ちょっと私は聞いております。

そういう点で、何はともあれ三多摩、多摩地域というのは東京とは違うという生い立ちを持っている。東京よりもはるかに古い伝統ある生い立ちを持っている。それが徳川幕府から明治の新政府につながる中で、かなり低い位置と言いますか、隅の方に置かれたような状況にある。これは本来の多摩のあり方ではない、私ども多摩の住民は、多摩のための多摩の人による多摩の地域づくりをしなければいけない、そういった点で、ぜひこれからもきょう私が申し上げました多摩分権論、こういった考え方を基本として、東京都あるいは国へ積極的に働きかけ、よりよい三多摩地域づくり、そしてひいてはよりよい日野市づくりのためにぜひ活躍をしていただきたい、かように申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって18の１、三多摩分権論のすすめ（大きく三多摩の発展を考えよう）の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後２時32分　休憩

午後３時９分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問19の１、行政の当面する課題とその対応についての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

〔21番議員登壇〕

○21番（中山基昭君）　既に質問も終盤を迎えまして、これまでの多くの質疑等の中で、かなり類似する課題等も指摘をされ、それなりの回答等もなされております。そういう面からも、できるだけ重複を避けて質問をしてまいりたいと思います。特にこの質問を

通じての一層の施策の充実、促進等をまず前もってひとつお願いをし、要請をしてまいりたい、このように思います。

申し上げるまでもなく、多くの市民の方々からの評価と期待を担う中で、革新市政と言われる中で、森田市長になられましてから４期、16年と最終年度を迎えることになります。学校教育に例えるならば、まさに大学卒業を目前に、さらには大学院に進むための選択と決断のときではないかというふうに思います。あわせて、学問に大道なしと言われますように、行政にもまた安易な近道はなく、複雑さらには多様な行政需要への御苦労の連続ではないかというふうにも思います。

私はこうした御苦労と、さらには統一無所属という形の形容詞に代表されますように、既成の政治的な立場を離れ、あるいは超えて、毎日の市民生活課題を最優先に、自治と連帯のまちづくりへの情熱とその努力に、理解を寄せておるところでもございます。

御承知のように、ことしは市政になりましてから25周年の大きな節目の年を迎えます。この間、経済の高度成長に伴う都心への近郊都市として、多摩丘陵には団地や住宅が建ち並び、また多くの事業所や企業の進出により、東京の中でも有数の生産、経済都市に発展、変貌してきております。人口も、間もなく16万人に達しようとしております。

こうした市内の移り変わりと、最近の３Ｋにも代表されますように、高齢化、あるいは高度情報化、国際化など、社会や経済の動向に対応しての、市民生活に最も身近な行政としての果たす役割と責任を大切に、健康な市民生活と健全な地域社会づくりに、施策の促進と充実、発展が図られなくてはなりません。

こうした観点からも、既に数次にわたりまして、行政調査会等からも生活環境都市への提言や、さらには住むことが喜びであり誇りであるまちづくりなどを初め、いろいろの調査会や委員会等からも多くの報告や答申もなされてきております。さらには市長も、毎年の所信の中でもその実践を表明してきておりますところの第２次の基本構想を指針に、施策の方向を示す基本計画と、そのための現状と課題なども整理をされてきておりますが、自治体行政の仕事は出生届けからの社会生活を出発点に、保健、衛生、民生、学校、道路、交通など、日常の生活そのものではないかというふうに私は受けとめております。

質問の基調は、そうした一つの市内の移り変わりと、さらには切実な生活課題に対し、市内の全域にわたりまして心配のない水準の確保を図ること、さらには長期計画等の中での68年度を目標年次にする基本計画、この実践、推進を図る必要があるのじゃないか、こういうような２つの視点、観点からの課題についてお伺いをしてまいりたいというふ

うに思いますけれども、時間も限られておりますから、ここでは課題を絞り、重点的にひとつ御質問あるいは御指摘をしてまいりたいというふうに思います。

最初に、地域福祉の充実と保健医療体制の整備についてでございます。

これらも既に多くの質疑や指摘等も行われてきておるところでございますが、やはり何といっても健康な生活を営むためには、自分の健康は自分で守るのだ、こういうようなセルフケアへの努力はもちろんでございますが、今や人生80年の時代を迎え、老人、高齢者からさらには子供まで、だれでもが健康な生活が送れるように、特に身近な地域行政における重点的な、重要な課題として、対応の施策の創造なり、あるいはサービスの向上、こういうことが強く望まれておるときでもございます。

特に期待をされております生活保健センター、こういう立派な外観と言いますか、施設ができました。しかし残念ながら、この役割等に期待を寄せるところですけれども、現状を見ますと、必ずしも保健センターのサービスの拠点ということが言えるかどうかというような疑問を、いつも思いながらあの建物を眺めております。そう申しますのは、例えば現状は検診の会場に使うのですよ、あるいはプールは一生懸命フル回転していますよ、この程度で、そう余りあと大きくあのセンターができたからといって、施策なりサービスが変化をしていない。こういうことで残念に思っているわけであります。

そういう面では少なくとも常設の、いつでも相談や指導のできる体制づくり、さらには保健や医療の情報の提供システム、リハビリ、機能回復訓練、体力測定、さらには今までも予算委員会等の中でも指摘等もしてきたわけですけれども、病院と協力し合って、あるいは連携しての簡易ミニドック、こういうふうな形の中に保健生活の拠点としての、本当の意味の充実したセンターにしてほしい。こういう強い希望を込めて、この辺をひとつ御指摘をしてまいりたいというふうに思います。

さらには市立病院の充実と南部地域への医療施設の建設でございますけれども、市立病院は言うまでもなく、市内における中核的な基幹病院として、私的な医療機関とも機能的な連携を図る中で、医療需要への対応に努力をされてきているというふうに思います。しかし老朽化の進行、あるいは増改築に伴う複雑、不便な施設というような面で、構造的にもいま少し近代化が必要だろうというふうに感じております。

この点の根本的な課題につきましては、奥住日出男委員長を長とする病院対策特別委員会、こういうところに多くの努力を期待をしてまいりたいというふうに思いますけれども、ここでは現状を冷静に見つめながら、さらには身近な課題についてひとつお伺いをしたい、こういうふうに思います。

特に行政報告の質疑等の中で、病院事務長からも病院内部の環境整備の必要性、あるいはその努力、こういうものを約束をされておるわけですけれども、私も全くこの点については同感でございます。

そういう面から少なくとも利用者あるいは患者に、嫌な思いや余分な心配あるいは余分な負担、こういうもののかからないような明るい親切な病院にすることが、まず今一番大事な問題だろうというふうに思います。そういう面では現在の管理者と、あるいは病院で働く関係者、勤務者、こういう中の協力、協調関係が私の目からはやや不足するんじゃないか、むしろ患者、利用者という面からで結構ですけれども、不足するんじゃないかと思います。そういう点では、経営責任者としての院長の方針なり指示、指導が的確に実施をできる、実行できる、こういうような内部の体制をぜひ確立をしてほしい、こういうことでございます。

さらにこれまでもいろいろ指摘等もされてきましたけれども、産婦人科の助産婦さんの欠員というようなことで、聞くところによりますとしばらく新しい患者さんは御遠慮願う、こういうふうな形もあったようでございますけれども、現状はどのように運営がなされておるかということでございます。

さらにはこれは類似病院との比較の資料を見させていただいたわけですけれども、職員の業務量等については、それほど市立病院だけが過重と言いますか、重い負担だというふうなデータ、資料にはなっていないということです。そういう面から見ると、特に看護職員等の適正な配置がなされているのかどうなのかというふうな感じもしますけれども、この辺もあわせてひとつお聞きをしてまいりたいというふうに思います。

さらには南部地域における病院等の開設についてでありますけれども、この地域の医療体制は、これまで私的なあるいは自然的な配置と言いますか、こういうところに多く依存をしてきておるわけですけれども、人口構造の変化、あるいは交通事情、医療の高齢化に伴う近接性、こういうような強いニーズからも、地域的な特性として特に急性疾患対応への施設の必要性、あるいは設立が言われてきました。市長の行政報告等の中でも、中規模病院の誘致の実現をしたいのだ、こういうことを数回か表明をされております。残念ながら、現在まで具体的に進展がされていないということでございます。

そういう面で特に指摘をしたいのは、現在の土地価格、あるいは土地の取得困難、こういう面を含めて、採算医療という面からの民設民営、こういう病院に依存するだけじゃ大変困難じゃないか。いつまでたってもできないのじゃないか、こういう感じもしております。

そのためにじゃどうするのだ、こういうところになるわけですけれども、そのためにまず遊休の公有地等の活用が図れないかということです。さらには公設民営、こういうふうな一つの発想等も必要でありますし、あるいは先日も質疑ありました土地所有者、建物の所有者等の協力を得てそれを借り上げる、こういうような方式も考えていいのじゃないか、こんなふうな面からも、もう一歩の積極的な努力を、改めてぜひお願いをしてまいりたいということでございます。

さらにこれは特に細かく質疑等がなされておりますから、触れるだけにいたしますけれども、改正医療法との関係で二次医療圏、こういう今、設定準備が進められている、こういうことでございますけれども、市長も行政と言いますか、市の指導的なひとつの立場から都にできるだけ早く、早急に意見表示をするのだ、これも100床、150床というようなことも言われておりましたから、ぜひそれは、特段の御答弁はいただかなくて結構ですけれども、そういう具体的な作業を早く進めてほしいということを申し上げておきたい、こういうふうに思います。

次に、この中の高齢の在宅サービス等の充実でございますけれども、これも午前中の質疑等の中でかなりそれなりの論議なり指摘等が行われてきておるわけですけれども、特に在宅サービス事業につきましては、社会的な要請などからも年次的に着実に拡充をされてきておる、あるいはその努力、こういうものについては理解を寄せるところでございます。

しかし基本計画との関連になりますが、高齢者在宅サービスの充実の包括的な対応、こういう面でサービスセンターの設立ということが言われております。しかし先ほどの質疑等の中でも余り多くをつくることは大変無理だよというふうな話もございました。そういう面では一つ現在予定されるサービスセンターに高齢者サービスの包括的な、あるいは拠点として発展できるような発想でこのサービスセンターを活用する、こういうふうなことまで発展をして考えられないかどうかということでございます。

さらには、あわせてこれからますます多様化、個別化する福祉ニーズへの対応は、何と言ってもやはりボランティア活動等に大きく期待をしなければならない部分というのたくさん出てくるのじゃないか、あるいは期待をしたい、こういう面から見ますと、住民意識調査等の中でもボランティア活動への関心、あるいは参加の芽生え、こういうことも明らかになっておるわけです。いかに芽生えを育てるか、こういうふうな段階にもあるのだろうと思います。

そういう面では、ぜひこの芽生えを大木にするような育成活動、こういうことの必要

性を強く感じております。この辺についても現状の社会福祉協議会ですか、日社協ですか、この中に依存するということだけでは、少し寂しいと言いますか、弱いのじゃないかというふうな感じもいたします。

次に文化、体育施設の整備促進でございますけれども、よく多様化あるいは文化、スポーツ等への同好者の広まり、その内容も幅広く多様化、多彩化をしてきております。市民生活における健康と潤いの環境づくり、こういう面からも欠かせない一つの課題ではないかというふうに思います。

基本計画の中にも既に老人から子供まで身近な施設づくり、あるいは条件整備が言われております。特に今までも質疑がございましたように、スポーツ公園内に保留地の確保によって総合体育館、これをつくるのだということですけれども、何か昨日等の質疑の中では用地の見通し、あるいは施設の計画規模も余り明確じゃなかった、明らかにされていない、こういう大変残念なようなお話がございました。ぜひこの辺はひとつ最優先課題だ、こういうふうな受けとめの中で、早期の建設の実現に向けて真剣な努力をしてほしい、あるいはしてもらいたい、こういうことでございます。その辺の努力をする気持ちがあるかどうかということを含めて、ひとつお聞きをしてまいりたいと思います。

次にコミュニティセンター施設として、中学校区をめどに福祉文化あるいは社会教育、こういう多目的な複合施設、こういうものを配置をするのだという計画もされております。こういう面からは、公共施設の現況等も見てもかなり偏在と言いますか、あるところにはある、ないところにはなかなか、地区センターが一つくらいしかないよ、こういうふうな実情が明らかになっているわけです。そういうことをきちんと把握をされて、そしてそういう施設の少ないところを最優先に、中学校区ごとに予定をされる多目的施設の配置を年次ごとに具体的に進める、こういうふうなことをぜひひとつしていただきたい、ほしいと思います。

あとさらには学校施設等の校庭あるいは体育館の開放等も、現在半数程度、さらには中学校のナイター施設等も68年までに２つつくるのだ、こういう形の計画等もございます。こういうのもできるだけ支障のない範囲で学校施設、あるいは夜間照明等も積極的にひとつ努力をしてほしいと思います。さらには現在、学校施設という面では、登録されていないとなかなか使いにくい、あるいは使えないということですけれども、できたら校庭くらいは地域の居住者が学校の休みのときに行って鉄棒ができた、ブランコができるというくらいにまで会場の制度を改善していただければなおよろしいのじゃないかと思いますけれども、この辺は管理の面も含めて、あるいは無理があるかなという感じ

もしますけれども、希望的にはそんな気持ちがしております。

次に遊休の公有地あるいは私有地等の活用でございますけれども、これは恐らく全市的にこういうふうな傾向もあるのじゃないかというふうに思いますけれども、私も余り全市をくまなく承知をしておるというふうな状況でもございません。ただそういう面から、私の住んでおる近くに限って、何点か触れてみたいというふうに思いますけれども、一つは旭が丘の南公園の下の２・１・３号の予定路線がございます。これは御承知のように、現在、草の中に廃材が置いてある。こういうことだけです。

そういう面で、いま少し先ほどの運動施設なりあるいは地域広場なり、こういうところに活用のできる一つのかなりの広さがございますから、そういう面の利用等も考える必要があるのじゃないかというふうに思いますし、さらには西平山１丁目の、現在、川北地区センターの奥の方になりますけれども、ここに今まで苗木の育成場としてきました公有地、これは市有地かあるいは大蔵省所管の用地かわかりません。聞くところによると大蔵省所管だというふうな話もありますけれども、いずれにしてもテニスコートの上の部分です。あの辺も全然公共施設という面では皆無に等しいところですから、ぜひ何か児童広場なり、あるいは地域の公園なり、憩いの場として活用できるようなことができないかということです。

さらにこれは数十年前から言われてきておるわけですけれども、西平山の４丁目地内の長沼橋の上流の民有地と河川敷とが入り組んでというか、かなり荒れ地みたいなところがあります。ここに公園施設なり運動施設なりをつくるんだ、つくってほしい、こういう声もかなり前からあるわけですけれども、なかなか一向に行政境だという面も含めて進まない。この辺もぜひ、この際改めてお願いをしてまいりたいというように思います。

さらにもう一つは西平山の５丁目の、豊田団地がございます。この中に２・２・８号線という、路線計画予定地がございます。これは当然地域の直接の関係者とすれば、いろいろの御意見等がございます。一つにして対応するということがなかなか困難な部分がたくさんあるわけですけれども、現状では、何か少し寂しい感じがいたします。そういう面からは、両方に側道がついておりますから、その側道を空間として、中間点をそれぞれ要所、要所を結ぶような形にして、その交通が不便にならない範囲で、さらには花壇というような簡単なガードの整備等ができないかな、あるいはしてほしいなという感じもしますけれども、この辺もあわせてお聞きをしてまいりたいと思います。

この中の最後になりますけれども、ことしの市長の所信表明等の中でも都立美術館の

誘致を一生懸命進めるのだ、進めたい、こういうふうな表明もございました。これは新聞紙上ですから、私も詳細には承知をしておりませんけれども、既に東京都の予定する多摩地区の一つに対して、近隣の８つの市からの誘致の希望なり申し出がなされておる、こういうふうな状況だそうでございます。そういう面では、用地問題等も含めてかなり厳しいかなというふうな感じをしておるわけですけれども、この辺のこれまでの東京都の対応なり、あるいはこれからの市長としての見通しなり、こういうものについてひとつこの機会にお伺いしてまいりたい、こういうふうに思います。

大きく最後の３つ目の質問になるわけですけれども、これは行財政に長期展望を持ってほしい、あるいは持つべきだ、こういうことですけれども、基本計画等の中にも財政計画に出されております。かなり実態の今までの推移とこの計画とはかけ離れるかなという感じもしながら数字を出していただきました。これはここにも書いてありますように、数字の積み重ねということですから、余りそれについては触れません。しかしいずれにしても、東京都あるいは国との関連を含めまして、いわば社会的な要請とも言える自治体行政においても簡素化、あるいは効率的な運営が重要な課題になってきております。

また一方では、社会や経済環境の変化に対応して増加する行財政への需要の中で、身近な最先端の行政として、施策の一層の充実と、行き届いたサービスの向上が望まれております。こうした観点からも、組織の運営とその機能を考える場合に、特に新規採用の抑制などに伴う若年職員の減少、従って構成の高齢化、こういうことは避けられないだろうと思います。しかしそのことによって人事が停滞したり、組織機能がマンネリ化してはいかけない、やはりそういうことを避けたい、避けなければいかぬじゃないか、そのためにはやはり事務の効率性、あるいは機敏性を最優先にした組織運営への努力と工夫が必要じゃないかと思います。

具体的になりますけれども、一つは行政需要の多様化、複雑化することに伴い、各部や各課の間における相互の関連する度合いが大変深まる、強まるのだろうと思います。そのための連携、強化を図るためにも総合的な企画、立案、さらには調整、こういうふうな機能を強化しなければいかぬじゃないかというふうな感じをしております。この点をひとつお聞きをしておきたい。

さらに２つ目ですけれども、人事、役職制ということで専門職、こういうことで参与からずっと主幹とあるわけですけれども、ややもするとその活用に不足をしていないかなというふうな感じをしております。と申しますのは、安易に部課長の機能を分割した

り、人事の管理面からの運営だけじゃなくて、組織機能の必要性を優先してこの専門職を配置する、こういうふうなことにならないといかぬじゃないか。そのことによって意欲を持ったり、あるいは知識を広めたりして専門職として活用ができるのだろう、こういうふうに思います。この辺の対応を、ひとつ御指摘をしてまいりたいと思います。

さらに職員配置等についても、やはりこれから組織機能に対応して、もっと弾力的な配置、運営、こういうことが大きな大事な課題だろうと思います。そのためには、やはり職員の採用時にこうした一つの市の組織運営、あるいは条件等を明確にする中で、弾力的な運営ができるような採用を進める、こういうことも一つの当然の形ではないかと思いますけれども、この辺もひとつあわせてお聞きをしてまいりたいというふうに思います。

さらには財政の問題ですけれども、施策や事業と財政は切っても切れない、言ってみれば必須の条件になるわけです。しかし自治体における財政体質等の弱さを表現しての３割自治等が言われますとともに、60年度よりの国庫からの補助金、負担金、こういうのは減額処置等は恒常化しつつある、こういう中でございますけれども、一方、自主財源としての柱でありますところの市税収入、これを見ますと、全国的にも大変恵まれた好条件の財源条件にあるということが言えると思います。こうした納税者あるいは市民からの協力と期待にこたえるためにも、財政と施策、あるいは事業が遊離をすることのないように、その基盤の確立ということが大事だろうと思います。

具体的には２点になると思いますけれども、特に義務的な消費経費と言われます人件費等につきましては業務量の増加、施設の拡充など、数年来上昇を示してきておりますが、財政面からの作業能率あるいはコスト意識、こういうものの意欲を高めて、経常費の膨張等による財政の硬直化、こういうのを避けるための財政運用、あるいは財政運営と申しますか、こういうことが大変大事だろうと思います。この辺を財政運営の基本的な考えとして、それぞれひとつお聞きをしておきたいと思います。

次に二つ目ですけれども、自治体財政のエンゲル係数とも言われます財政構造を強化しての経常収支、この比率がございます。これは一般的には大体75％から高くても80％、こういうようなことも言われております。これは決算から見ますと60年が72.3％、61年が77.5％、こういうふうに大変大幅に上昇を示して、むしろ警戒信号のランプがついてる。こういうふうな監査の方の報告、指摘等もございます。今後こういう面から中期あるいは長期にわたって、どのような推移がされるのかということとあわせて、結果がこうであったよというようなことだけでなくて、いま少しいわゆる受動的、受け身の対応

だけでなくて、健全財政の運営という面から、むしろ先取り、先行的な姿勢の中での努力を要請をしてまいりたいと思います。

大体それぞれ、大きくは３点ですけれども、まずこの点についてひとつお伺いしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは、生活保健センターの御質問について、お答えを申し上げます。

生活保健センターでございますけれども、４月からオープンしたわけでございますが、この生活保健センターは生活センターとそれから健康センターの複合施設でございます。その中の健康センターの御質問でございますけれども、施設のわりに中身がないというような御指摘でございます。しかしながら、御指摘の中では相談業務と言いますか、健康それから医療相談でございますけれども、健康相談につきましては乳幼児を対象にした日と成人を対象とした日に分けまして、現在、行っております。

それから情報提供の場でございますけれども、図書室がございます。十分な冊子はまだ整っておりませんけれども、十分御利用になれるかと思っております。それからいわゆるリハビリと言いますか、機能回復訓練室の利用ということでございますけれども、現在２階を予定しておりますが、現在、休日準夜診療所を建築中でございます。このためこの診療所に現在、その２階を当てておりますので、現在は訓練室としては使っておりません。この休日準夜診療所が来年３月に完成いたしますので、新年度につきましては機具をそろえまして、機能回復訓練室として使用したい、このように考えております。

それから健康審査でございますけれども、ことしからは１歳６カ月の乳児の健診を始めました。それから現在子宮がん、それから胃がんの検診も行っておりますけれども、来年度につきましては肺がんあるいは乳がん、このような検診も行いたいという計画も持っております。

そういったことで市民の保健衛生、それから健康づくりには十分今後とも充実を図ってまいりたい、このように考えております。なお御指摘のとおりでございますけれども、人的な面が問題もございますので、これもあわせて十分に検討いたしまして、充実を図ってまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　市立病院に関する御質問でございますけれども、お答え

させていただきます。

御質問にありましたように、現在の病院は老朽化しておりまして、大幅な改善と言いますか、抜本的に施設整備が必要とされる時期に来ておるわけでございます。それと、医療サービスにはもう一方で人的サービスと言いますか、医療スタッフが十分整っておらなければならないわけでございます。

そういう中で、現状の病院の課題と申しますか御指摘、あるいは課題につきまして、４点ばかり御質問がありましたので、お答えしたいと思います。

まず施設の面は、おっしゃいますように、地域保健協議会あるいは市議会の市立病院等対策特別委員会等にもお諮りいたしまして市立病院のあり方、中核的、根幹病院としてどうあったらいいかというようなことの中から、どう整備をしていくかということの長期計画が、まず必要であります。その長期計画はいずれ何年かかかるわけですが、では実態として現状をどう整備していくかということになりますと、御質問にもありましたように、患者さんが安心して医療を受けられるというような体制にいつもなければならないわけでございますが、ここ数年と言いますか、長い間、医師あるいは看護婦等の不足によりまして、十分診察の日数あるいは入院等で本来のサービスが100％いっていたかどうかは、若干疑問な点があるわけでございますが、特に人的なものの中で看護職員が欠けておりまして、少ない看護婦さんの中で労働過重というような点も一部にありまして、病院の内部としてはかなり厳しいということがあったわけでございます。

そういう中で、患者さんに不安を与えるというようなことがややあったかと思いますが、これをなるべく早いうちになくすということがまず第１かと思います。そういう中では、今議会に定数外特例というようなこともお願いしまして、できるだけスタッフを充実したいというようなことも考えております。

それと各診療科目による組織ができておりまして、それぞれの診療科目の組織が持ち上がっている中では、十分横のつながりが機能してございません。そんなこともございまして、できるだけ横のつながり、応援体制というようなことも考えていきたいというふうに思っております。

それから産婦人科の問題でございますけれども、産婦人科の助産婦さんが不足して、一時患者さんを十分診察できないということも、５月に一部ありました。しかし助産婦さんの確保が何とか見通しがついたという中では、従前の状態に戻っております。さらに類似団体と比較するとそれほど労働条件過重ではないのではないかというようなことで、看護婦の適正な配置はどうかというような御質問でございますが、私どもの病院は

２度ばかりの増築によりまして、看護単位と申しますか、ベッドと看護婦の状態が適正とは言えません。ベッド数が少なくても多くても同じような夜勤等の体制ということが出てきます。そういう中では効率的にはやや悪いということで、類似団体と比較しますと、そういうようなことで人的なものが多いような統計も出ております。

しかしながら、そういうような建物やベッドの関係もございますが、できるだけ先ほど申しましたように各診療科で縦割りでやっていくだけでなく、それぞれの患者の関係、それから重症患者さんとか軽症とか、慢性的な患者さんだとかおります中では、若干の横の応援体制等で、看護婦さん等の医療スタッフの適正な対応を図ってまいりたいと思います。

いずれにいたしましても市内には病院が少ないわけでございまして、市立病院が中核的な存在であるということは、十分使命感としてわかっておりますので、今後市民あるいは患者さんの信頼にこたえるべく、内部的に現状を、整備できるものはしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　お答えいたします。

３点目の南部医療の問題でございます。御承知のとおり、南部地域の医療体制につきましては、地域保健協議会の答申もなされ、必要については痛感しているわけでございます。

問題としては、やはり用地問題であるということでありますが、当然この用地問題を早急に解決しなければならない、また対応していくべき姿勢も持っているわけでございます。先ほど議員さんからもこういう方法がというような３点の御指摘もいただいております。また今議会の中でもいろいろな使い方の地主の協力、あるいは公私の問題、国有地の採用、そういった取得問題の解決のために何かの方法、またこれを具体的にどうすればいいか、この辺の努力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　それでは、高齢者の在宅サービスについての御質問にお答えいたします。

昭和59年の12月の市民意識調査によっても示されておりますように、市民の定住意識は86％というぐあいに高いわけでございますし、また高齢者になるに従ってその率が高

くなる、こういうことが基本計画の中に言われております。私どもといたしましては、安心して老後を迎えるべく、在宅のケアを含めた在宅福祉の充実、これは重要な問題だというぐあいに考えております。

そこで御質問の高齢者の在宅サービス事業として、センターの問題をどう考えるか、こういうことでございますけれども、これにつきましては、老人の若干のサービスの中では包括的にサービスを展開する基礎の部分として特別養護老人ホーム、あるいは軽費老人ホーム、高齢者住宅に併設されます在宅サービスセンターは一つの拠点であろうか、こういうぐあいに考えております。その中におけるショートスティ、ミドルスティ、そのほか給食、入浴等のサービス等は重要なサービスであるというぐあいに考えております。

それからさらに個別的なサービスといたしましては、衣食住等のサービスがあるわけでございますけれども、これについては既に公的にサービスを展開しておりますホームヘルパー、あるいは家政婦協会等のサービス事業、そのほかに現在、民間的なサービスとして福祉事業団で給食サービス、あるいはケアサービス事業を展開しております。これについて、総合的な観点から、さらに拡充、発展をさせていく必要があるというぐあいに考えております。

三つ目の問題としては、ボランティアの問題が指摘されましたのですが、これからの問題といたしまして市民の協力を得るということがますます必要になっておりますし、また高齢者の社会参加という点でもボランティア団体の育成等は、ますます重要な問題であるというぐあいに考えております。

そこでボランティア団体についての育成とあわせまして、ボランティアの教育等については力を注いでまいりたいと思います。日社協にととまらず、福祉事業団等におきましても、その点については十分に事業として展開をしていきたいと思いますし、また民間の団体であります地域ケア研究所等もございますのでその辺のところとも十分に、養成機関としての問題としては認識しまして、今後とも総合的なボランティアの育成については強力に進めていきたいというぐあいに考えております。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　それでは文化、体育施設関係の御質問について、そのうち１点と、３点目についてお答えをいたしたいと思います。

一つは総合体育館の建設に関係する問題でございますか、総合体育館についてはその周辺地域の地域整備との見通しとの関係もございますが、いずれにしろそういった中で、

用地確保の見通しをできるだけ早くつけて、基本計画期間内に建設にかかるように努力をしたいというふうに考えております。

それから学校施設の開放に関係する問題でございますが、御承知のとおり学校のグラウンドあるいは体育館等について、既にかなり学校施設の開放は進めておりますけれども、今後も地域スポーツの場として、積極的に開放に努力をしたいというふうに考えております。

この計画の中にも載っておりますように、ナイター施設等については、計画に従ってさらに２校つけ加えて合計５校に、期間内に整備をしていきたいというふうに考えております。なお現在、校長あるいは教頭の代理者にも参加をしていただいて、学校体育施設開放運営協議会というのを設置しております。ここで開放のあり方とか、運営の方法などについても検討中でございますので、ただいまの御指摘をいただいたような利用方法等についての改善も、あわせて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点目の問題でございますが、多目的文化施設の適正配置というような御指摘でございます。

基本計画の中にもあるわけでございますが、当然、公共施設の適正配置の中では市民相互の連帯の問題、あるいはそれを強める意味でのコミュニティ施設、そういったものが必要なことは十分感じているわけでございます。そういう考え方の中で、市民施設のネットワーク化を図りながら、体系的な、計画的な整備を図っていきたい、そのためには本年度コミュニティ施設等の整備検討委員会を設置しながら、その具体化に向かっていきたいというふうに、現状、考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　建設部の管理課が所管しておりますところの２・１・３、ページの下の方でございます、それから２・２・８のところの件につきまして、御説明申し上げます。

道路でございますので、現在は道路としては使われておりませんけれども、やがては道路として築造するということでございますので、どのような施設になるかということはおのずから制限がございますし、また使っていただく間というのも道路を築造するまでのことに相なるかと存じます。

今、議員さんがおっしゃいましたように、228等のところに花壇等というような貴重な御提言もあるわけでございまして、これの道路のあいているところを何に利用するのか、また例えて言うならばゲートボールとかそういうものにつきましては、配置が適切であるのかどうなのかということは、建設部としては判断ができかねますので、関係部課とも検討いたしまして、その利用について配慮していきたいというぐあいに考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　西平山の西部の浅川との間の、河川敷の利用ということでございます。

これは一昨日、高橋徳次議員さんから行政界の関係で質問があった場所と、同一のところだろうと思います。この件につきましては、そのときにお答えしましたけれども、おおよそ１万9,000平方メートルございまして、八王子市の市域でございます。現在、町名といたしましては北野町及び長沼町の一部ということでございます。

権利関係を申し上げますと、１万9,000平方メートルのうち民地が約9,500平方メートル、残る１万500平方メートルにつきましては河川敷ということになるわけでございます。この河川敷でございますけれども、今、担当課の方でさらに細かい調査を進めておりますけれども、いわゆる旧河川法に抵触するところの旧地主がいるかいないか、その辺の今、調査も進めております。仮にいるということになりますと、この権利者が浮上をしてくる、そういういろいろなことがあるわけでございます。

その辺の調査をまず進めるということと、それから地形上は日野市の市域に続きまして、一体化しているような地域でございます。西平山の区画整理をいたしますと、その川の間の１万9000平方メートルが未整備のまま残るということになるわけで、現在八王子市、それから関係の地主と協議をしております。都市計画法に基づく開発行為、あるいは組合施行の区画整理で面的整備をしようということに、今、取り組んでいるところでございます。

その準備あるいは計画の中で、この土地利用を定めていきたい。もちろん八王子市域でございますから、八王子市と十分協議した中で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　５番目の都立美術館の対応と見通しということでございます。

その後の経過という、現状の対応を御説明したいと思いますが、既に過去の議会あるいは市長名での運動の経過については、過去、御説明したとおりでございます。しかしその後、やはり各界の代表の連盟によっての要望書を提出するために、各市内の大学の学長あるいは市内の方々の趣意書の内容についての説明に個々に歩き、御理解を求めたところでございます。やっとそういう理解を求めたということで、これから東京都にその趣意書を要望として提出していくべき段取りを取っているという段階でございます。今後の問題としては、当然美術館の誘致の日野市民期成会等も設けながら、市民とともに総力的に努力していきたいというふうに思っております。

なお、続いて３番目の御質問の１点目でございます。行財政の長期展望ということでございますが、１点目の中ではこれからの行財政の長期的な展望の中でのサービス向上といったものの中で、各部課との連携というような御指摘だと理解しております。当然、現在私どもは企画財政部の中で、庁内の調整機関になっておるわけでございます。この相互連絡をとるべき機関をどうすればいいか、今後の課題として研究したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは２点目の、２つ御質問ございました。１つは人事、役職、そうしたものの活用の不足、それからそれに基づきまして、組織機構を優先した専門者の活用を図れというような、第１点目は御趣旨だと思います。

これにつきましては、御承知のように、組織におきましてはラインとスタッフで両輪のごとく動いておるわけでございます。そのうち特にスタッフ関係におきましては、現在も行われておりますが、企画財政、そうした面におきましての機能を経験者、あるいは知識を持ちまして、これらをやっておるわけでございます。そうした中での専門的な活用をここに生かしていくというような、今の組織でございます。

それでは具体的に、行政の増大とともにその専門的技術を要するその特殊な分野においての活用はどうかということでございますが、組織の中の人事面におきましての配置でございますが、これには主査制度というようなものを取り入れております。これは御承知のように係がありまして、そのほかに主査ということを置いておるわけでございます。今御質問の、御指摘がありました専門的な分野での経験、そうしたものをこれに生かしていきたいということがその主眼点でございますので、こうした具体的に踏み込ん

だ組織で今、人事配置をしているというような状況でございます。

２点目の、職員配置の弾力的な運用を図れ、採用を図れということでございます。これらにつきましては、既にことしの現業職におきまして一部取り入れまして、一つの職種での動き方ではなくして、ほかの職種にも転換できるというようなことで、今後の人事管理面におきましてのフリーな使い方――使い方というと語弊がある、それをお願いしていくというようなことで、組合や何かの協力を得ながらこれを実施していきたいということで、この提言につきましてはさらに一層の努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　最後の問題でございます。

財政的な面での人件費のコスト意識というような御質問でございますが、私の財政部としてのやはり財政の立場を考えるならば、総経費の、予算の中での25％前後の人件費のコストをやはり考えるべきだろう、その考え方でいるわけでございます。もちろんその中にはいろいろの試行、人等の節約を含みまして、総体的な予算総額の中ではそのくらいの率で抑えていきたいというふうに思っております。

もう一点、経常収支比率の問題でございます。議員さんからも御指摘があったわけでございますが、過去５年間の経緯を経常収支比率で見ますと、大体75％前後というような経緯があるわけでございます。一般的にはやはり経常収支については70から80程度が適切だというふうに言われているわけでございます。62年度の見込み、63年度の予測では、過去５年からの経緯を踏まえれば、多少増加傾向にあるわけでございますが、この問題については当然歳入問題等も含んで、効率的な運営に努力していくつもりでございます。

またその中では繰越金、積立金、地方債の繰り上げだとか、そういったものを将来的な投資的経費との問題も含んで、歳入歳出面でのバランス等を含みながら、今後一層両面にわたっての効率的な努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　中山基昭君。

○21番（中山基昭君）　それでは簡潔に、何点かにわたって再質問をしてまいりたいと思います。

最初の生活保健センターの関係ですが、部長の言われました、私も承知をしておりま

す乳幼児が月間２回、医療相談が１回、健康相談が１回、こういう形の現在の体制は十分承知した中で、この御指摘をしたわけです。私はこれをもっと充実、発展という面から、常時いつでも行けば相談できるのだよ、こういうようなところまでにひとつ持っていってほしい、こういう希望を込めての質問でございます。これはぜひひとつそういう方向に努力をお願いしたいと思います。

さらに次のボランティア活動でございますけれども、これは先ほども触れましたように、活動の分野が単に社会福祉ということだけでなくて、社会教育あるいは環境の整備、青少年の健全な育成、それぞれ大変幅が広くなってきておるというように思います。そのための啓発活動、これからやるのだということですけれども、あわせて専門知識の提供、あるいは講座等の開催、こういうこととあわせて活動への理解と協力を得るための努力、こういうのも欠かせない問題だろうと思います。

そういう面と、さらには資金はどうするのだ、こういうふうなところにも当然発展をするわけですけれども、私はできたら資金面の確保、活動の普及、こういう面から積立基金制度をこの中に導入をしたらどうだろうかというような考えを持っております。そういう面ではひとつ行政としての積極的な取り組みが必要に思いますけれども、この辺をあわせてお聞きをしておきたいと思います。

次に文化、体育施設等の関係でございますけれども、特に既存の施設の利用という面からになりますけれども、昨日も福島盛之助議員さんですか、いろいろ御指摘なりあるいは質疑等がありました。この市民の森スポーツ公園の中に、特にサッカーは今、利用されているようですけれども、ラグビー場ということでもって計画が発表され、関係の方々から大変期待がされておるわけですけれども、いまだにラグビーは使用ができません、こういうような実態だそうでございます。ぜひこの辺は、当初計画のようにきちんと利用できるような、まだ用具等も不備だよというような話もありましたけれども、この辺も含めてひとつ努力をしてほしい、こういうふうに思います。

次に河川敷の市民グラウンドですけれども、これは私も何年来言ってきた話なんですけれども、河川敷というふうな制約からなかなか整備が進みにくいという状況も、承知をしております。しかしあえてここで再度申し上げたいのは、少なくとも附帯施設、手洗い所、水飲み場、これが道を離れて、今あるような感じはしますけれども、実際には使いにくい、こういう面ですから、ぜひひとつ根本的に、この辺が利用者から利用しやすいように整備をしてほしいということです。

さらにもう一つは、少ない施設ですけれども、公園内のグラウンド等もよく利用をさ

れております。しかしこの辺の体育施設という面から考えると、やや不備だなという感じがします。そういう面では配置の状況、この辺もひとつ根本的から再検討されて、本当にグラウンドとして利用ができるような配置にできないかどうかということと、あわせてナイター設備等の導入によって、この施設をもっと利用しやすいように、できるようにしてほしいというように思います。

次に教育委員会からの、余裕教室の活用検討委員会の報告があります。これは小学校の余裕教室が139、中学校が32、こういうふうになっておりますけれども、この中で相当部分が地域社会の要請にこたえて社会教育、あるいは文化的活動の場として活用ができるのだ、あるいはするのだというような報告があります。

しかしこの検討委員会の内容を見ますと、教育委員会としての内部的な討議の域を出ていないのじゃないかという感じがしております。先ほどはこれを校長先生の方におろしてどうという話もありましたけれども、やはり市の行政として一体的になってこれらの調整なり連携をしていかないと、実際には余裕教室の活用という面が難しいような感じがしますけれども、この辺は、もうこれでもって地域社会の要請にこたえて開放できるのだというふうに受けとめていいのかどうなのかということを、ひとつお聞きをしておきたいと思います。

さらに最後になりますけれども、行財政等の効率的、効果的な運営でございます。これは部長も大体言われたように余り違いはありませんけれども、やはり基本計画の中での財政積み上げ推計、こういうものの予測は、さきにも言いましたように特に人件費を含めた消費経費、これはむしろ私はこの推計よりかかなり上回った形に出てくるのだろう、実態としてなるのだろうと思います。そういう財政面からも、作業能率、コスト意識、こういうものをひとつしっかり持ちながら、こういう面での財政運営という面に努力をしてほしい、これは希望として申し上げておきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　健康医療の相談業務を常時ということでございます。確かにおっしゃることはよくわかりますので、人的な面の問題があると思いますが、常時開設に向けまして、努力したいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　それでは３点目、４点目、５点目について、御回答申し上

げたいと思います。

まず３点目は陸上競技場の利用の問題でございますが、確かに当初陸上競技場をつくった際に、ラグビーというようなお話もあったかと思います。実際に、フィールドの部分を使うわけでございますが、フィールドには芝が植えてあるわけでございますけれども、ラグビーをやった場合に、かなりフィールドが痛んでしまう。これは御承知のとおり、スクラムを組んでフォアードが押し合いをいたします。そういうふうなことがあって、現在の段階でまだラグビーの利用というところまで至っておりませんけれども、いずれにしろあれだけの施設でございますので、何とかその辺のところを検討して、対応できるような形にしていきたいというふうに考えておりますので、今後十分に検討したいというふうに思っております。

それから多摩川の市民グラウンドの問題でございますが、確かに河川敷を利用しておりますので、いろいろ水道を引いたりそういった設備をすることが非常に困難でございます。現在、堤防の南側の部分に若干施設はございますけれども、その部分を管理棟も含めて、簡易施設であっても早期に整備をして、そういったいろいろ手洗いの問題だとか水飲み場の問題だとかいったことが、十分に機能として果たせるように整備を進めたいというふうに考えております。

それから５点目の余裕教室の活用に関する問題でございます。この前、報告書を議員の皆さんにもお渡ししたわけでございますが、この検討には約１年間かかっておりますけれども、単に教育委員会の事務局だけではなしに、校長会の代表、それから教頭会の代表の方にも参加をしていただいて、実際に各学校現場での実情も踏まえた上で、余裕教室の活用の方向の原則をつくったつもりでございます。

その中の基本的な考え方というのは２つありまして、１つは学校における教育学習活動の質的充実のために余裕教室を活用していくというのが１つ。それからもう一つは、地域社会の一つのセンターとして、地域住民の社会教育あるいは文化的な諸活動のために活用していく、この２つが活用を図る場合の原則でございます。

いずれにしろ学校施設でございますので、学校教育を犠牲にした地域開放ということはあり得ないわけでございます。しかし一方地域社会の要求を無視した形で、それとかけ離れた形で学校を維持することもできないわけです。やはり学校も地域社会の中の一部の重要な構成部分でございますので、その辺のところの調和もとって、やはり考えていかなければならない。その場合にやはり各学校でまず計画を立てていただく、それを全体として、教育委員会も含めて調整をして、例えば学校の教育活動にはこういうよう

な施設整備面の改善が必要だ、あるいは地域開放をするためにはこういう施設改善が必要だというような計画を、実際に各学校現場で立てていただいて、それを調整した上で、しかも財政計画の関係もございますので、一遍にこれを実現するということは困難でございますから、できればそういう地域開放型と、学校の学習活動充実型の一つのモデル校を設定をして、そこでまず施設整備を進めるというような形をとりながら、順次それを広げていくというような形をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ボランティア活動について、単に福祉にとどまらず、社会教育的な面も含めた広範囲の人的パワーの養成が必要じゃないかというようなことでしたけれども、これの基金をどうするかということですが、これは内部的な検討も必要だと思いますので、今後この御提案等については担当部課と十分に相談しながら進めたいと思います。

○議長（市川資信君）　中山基昭君。

○21番（中山基昭君）　それでは最後にそれぞれの、大きくは３つの当面する課題ということになりますけれども、市長の方のいろいろな答弁、それぞれ踏まえた中での見解なりお考えをひとつお伺いしておきたい、よろしくお願いします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま市政全般にわたる広範な領域に、御提言なり鞭撻のお気持ちを含めて御指摘をいただいたというように伺っております。

それぞれの答弁はまだ検討不十分、あるいは明確な答弁になっていない点についてはこれからということで、なお充実した御答弁のできる状態をつくり出したいと思っております。

問題点、それから当市の行政の中で、まだ弱点も多々あるわけでありまして、その問題点あるいは弱点、これをどのように克服していくかということが、御指摘をされるそれぞれの事業の成果を上げる、充実を果たす、その前提に必要なようにも感じております。御指摘の意を十分体して、これから積極的に取り組んでいきたい、このように感じておるところでございます。

○議長（市川資信君）　中山基昭君。

○21番（中山基昭君）　それではそれぞれの答弁とその努力に期待をしながら、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって19の１、行政の当面する課題とその対応についての質問を終わります。

一般質問20の１、歩道の設置の現状について問う〔児童生徒の安全と車社会の調和についての通告質問者、山口達夫君の質問を許します。

〔５番議員登壇〕

○５番（山口達夫君）　議長のお許しをいただきまして、通告に従いまして、質問を行います。

私のこの一般質問ですが、初日の第１番目、福島敏雄議員からほぼ同じ内容の質問がございましたので、重複をできるだけ避けて、御質問をさせていただきたいと思います。

福島議員からも、一つの経験談の中から、歩道の段差解消等について御指摘があったわけですけれども、実は私も２つの経験をここでお話ししてみたい。

１つは多摩平の夏の祭であります。多摩平というところは、昭和33年に入居が始まりましてからできた全く新しい町でございます。神社がない町で、何とかふるさと意識をつくり上げようではないかということで、商店主が中心に始まったのがこの祭です。８月の13、14日、行われますが、14回目を迎えることになります。これには、もう今既にこの多摩平だけでなく、かなり多くの、近隣からも参加者が見えるようになりまして、地域に定着をしているわけであります。

昭和33年と言いますと30年前、この地域で生まれた者も既に成人し、この多摩平をまさに字のごとく、生まれ故郷とする人々も出ているわけであります。幅広い歩道には祭の風物詩でしょうか、風船釣りだとか金魚すくい、そのようなものが出ますし、屋台がたくさん出て、おみこしであるとかおはやし、民謡流しなど、あの広い車道いっぱいに広がって、いろいろな楽しみなことが行われるわけですけれども、私はその中で、日曜日には、警察の方々の御協力をいただきまして歩行者天国がかなりの時間、設けられます。

そうしますとやはり子供連れの方々、そして私たち商店街の者、いろいろな者が、何となく車の危険を全然考えないで済むという非常に開放感にあふれた、空間環境施設と言いましょうか、そういう道路状態になります。このような体験を経て、広い道路というのが、交通施設として物や人を輸送、移動する、それを担うという大事な役割があるわけですが、それだけにとどまらず、居住環境施設としても日照や通風を確保するとともに、子供が遊んだり、人々が散策したり、近隣社会の交流が図れるという大変大事な

空間であり、場であるということを認識するわけであります。

ところが次の体験は、実は６月15日の日野市広報でも報道ございました、過日の新撰組祭です。全く逆の意味で、ローコスト道路についての、多くの問題点を体験いたしました。市民会館を出発した、隊士の装束を着た100人ほど、土方歳三に扮するは、我が会派土方尚功議員でございまして、これは市民会館の中での投票で選ばれた公正なものでございます。裏話は存じておりませんが、そういう形で100人余りが隊士パレードを組んで甲州街道を、そしてさらには川崎街道を２時間半かかって、高幡不動尊へと繰り入れたわけであります。

甲州街道は御存じのように両側に歩道があって、通っておりますと、両側からや、頑張ってとか、すばらしいよとか声がかかったりするわけであります。なかなか皆、参加者、楽しんでパレードをしたわけでありますが、一たん川崎街道に入りますと、様相が変わってまいります。

これは片側には歩道路側帯とでも言うのでしょうか、高さが10センチばかりのコンクリートの小さなブロックで、点々と車道を仕切ったところを歩くわけですが、幅が多分１メーター足らず、肩がやっと通るので70センチくらいではないかなと思います。したがって、見物者は当然反対側のところから声をかけていただく。ところがこれは歩いておりますと、下を見ておりませんと、足がブロックにぶつかるのです。

隊士パレードというのは、御存じのように昔の装束ですので、靴ははいておりません。げたかあるいはたび、ぞうりなんです。そうすると、あれにぶつかりますと大変痛い。隊士パレードというのは単に日野市の市民だけでなくて、遠くは埼玉から、あるいは都内からもこの新撰組祭に参加したいということで、多くの隊士が参加しておりました。彼らは、日野のこの道を歩くのは始めてでございますので、口々に何と歩きにくいのかな、痛いなというようなことで、いろいろな不満と言いますか、困ったなというような表情をしておりました。また隣の方から声をかけられますので、向こうの歩道から声をかけられますので、そちらの方に手を振ったり、目を向けたりしますと、たちまちその路側帯からはみ出ますと、後ろ側から大型トラックが来るわけです。ときとして命の危険も感じたわけであります。

私は、普段あの道路は車で運転しておるだけで通過交通をしておりますので、歩いていないということで、そう感じなかったわけでありますが、実はこの都道が歩行者にとっては、このように命の危険をも感ずる、非常に整備不足だなという道路であるということを、実体験いたしたわけであります。

このように川崎街道を通って、今度は高幡橋に至りますとオープンスペースと言いますか、あの浅川の広々とした空間の中で、橋には歩道がついておりますので、実に気持ちよく歩くことができたわけです。左折しますと、今度はまた川崎街道を高幡不動まで歩いていくわけですが、少し歩道が狭い、段差もあるわけです。そして参道通りに入りますと、これはまたすばらしいカラー舗装がしてございまして、カラー舗装が商店の前の部分と中央部分とで色が違うわけです。非常に景観的にも、美観上好ましく感じられたわけであります。このような、歩いて日野の中を３時間弱回るという体験は大変に私にとってプラスになったわけですが、歩道がいかに車社会との調和のために大切であるかなということを感じた次第です。

そこで質問ですが、同じ川崎街道でありましても、区域によって、また同じ幅の都道であっても、街道によって歩道の設置がなされていたりなされていなかったり、路側帯があったりなかったりということで、非常にまちまちであります。設置をすべきか否かということについて、法的に何か基準があるのかないのか、その辺をお聞きしたい。そしてもし何らかの意味での基準があるとすれば、これは具体的な面ですが、先ほど申しましたオリエント時計の前の都道、どの程度の歩道が基準では必要であるのか。現状について、主としてどう認識しているのか。都道でございますので、直接的には日野市の管轄ではないと思いますが、日野市として、東京都に対して何かとれる、講ずべき措置があるのかないのか、その辺のところを第１点としてお伺いいたします。

既存の道路に歩道を設置するということは、この地価高騰の折でもありますし、またその分だけ道路を広げるということになりますと、代替地を確保しなければならない、買収をかけなければいけないということで、大変な難題が予想されるわけです。その意味から考えますと、とりあえずまずできることは、今ある歩道をどのようにして整備し、点検するかということに優先順位が傾くのではないか、こう推量されるわけであります。

私は、その中でまず最初にやっていただきたいことは何かと言いますと、やはりこれはまず通学路についてぜひ実行していただけないか。その観点で見てみますと、通学路も非常に多くの場所に設置されているわけでありますが、教育委員会当局と建設部との間での連携は十分なのかな、協議はなされる場合があるのかな、どうもこの辺に多少の疑問も感ずるわけでありますが、今議会で私どもに配布された日野市基本計画を私も早速一読させていただきました。

通学路は71ページです。第２章、豊かな人間性を育てる教育と文化の町、その第４節、恵まれた教育環境を目指す諸条件の整備、そしてその施策の体系の中で、１として学校

保健の充実、２として学校給食の充実、３として保護者負担の軽減、４として校区の適正化、そして最後の項目に、５として通学安全の確保として位置づけられています。通学路はまさにこの中の問題であろうかと思います。

しかし現時点では、これを読みます限り、事業計画として具体化しておりませんので、施策の方向の欄のところに、基本的な考えを示したにとどまっております。そこで通学路についてはこのような日野市基本計画の扱い方から考えますに、個別的、具体的な問題について個々的に対応していくということでとりあえずは過ごしていこう、こういう対応ではないかとうかがわれるわけです。その意味から考えますと、交通事情の変化ということにも対応しまして、定期に見直しがなければいけないのではないか。

そこで質問の第２、その１ですが、定期の見直しをしているのかどうかということです。現状どのような見直しをされているか。もしそのような定期の見直しがないか、あるいは不十分にしか行われていないとすれば、事故を未然に防ぐ可能性が高まるということで、単に学校側に任せきりにすることなく、積極的に改善方がないかどうかについて、あるいは何か改善すべきことがないかどうかについて、教育委員会から学校側に定期に問い合わせる必要があるのではないか、こう考えるわけですが、それについてのお答えをいただきたい。

そしてさらに具体的な点についてお聞きしますが、第２小学校の北側に高幡橋から通ずる都道があります。この都道には歩道がございませんので、隣接して、地元では大縄と称するのですが、用水路が流れておりまして、その上に一部コンクリートのふたかけをし、歩道のかわりとしております。もう10年ほどこの状態になっているわけですが、実はこの代替歩道が大変ふぐあいにできております。

先般、福島敏雄議員の質問にもありました日野警察署の近辺で歩道の段差が非常に激しい、ぎったんばっこだというような御指摘がございました。全く同様の状態が生じております。けさ、私、議会に来る前にこの都道に面しているあるお店に行きまして、その店主に伺ったわけでありますが、どうもその店主がおっしゃるには、お年寄りとかちょっと足の悪い方というのは、危なくて危険だけれども車道を歩くのだ、この代替歩道は通らないのですよと言っておられました。

そこで調べてみたのです。そうしましたら、この段差はすごいのです。一番低いところは確かに10センチでしたが、20センチ、30センチ、35センチ、40センチ、こうあるわけです。40センチと一口に言ってもはっきりはしないのですが、いすの高さが40センチです。ですから、40センチというといすに上がりおりをするわけです。こういう状態が、

都道に接した宅地の入口ごとに行われている。実はここでころびまして、二小の小学生が腕を複雑骨折いたしました。このような状態でございます。どのような事情でこういう形につくられたかは存じませんけれども、ない状態からかけたという意味でのプラスはその当時はあったかと思いますが、もう既に10年という月日が経過しているわけですので、何かこの段差を解消し、スムーズに、自転車も通れるような代替歩道に変えることはできないか、その辺についての御検討は今までにあったかなかったか、ないとすれば今後どのような措置を講ずることができるか、その辺をお伺いいたします。

以上です。

○議長（市川資信君）　山口達夫君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（永原照雄君）　道路における歩道の設置基準はどうなっているかということでして、これにつきまして道路構造令というものがございまして、この構造令は技術的指針を示しているというぐあいに、政令でございますけれども、書いておりまして、これには難しいことがございますけれども、簡単に申し上げますと、市道の場合は一般的には1.5メートル以上の歩道を設置するのが原則です。ただし歩行者が少ない場合等については１メートルまで下げることができます。

それともう一つは並木、街路樹と言っていますけれども、法律を見ますと街路樹というのが出てくるところはどこもございません。すべて並木になっています。並木をつくる場合は1.5メートルのさらにプラスしなさい、というように、並木を設ける場合は1.5メートル、街路樹を植える場合はそういうことでございまして、一応、歩道の設置基準はございます。

言うまでもなく、歩道というのは道路の一部でございます。附属物ではございません。道路そのものでございまして、道路には歩道と車道とがあるということでございます。（「歩道と車道とどっちが大事かな」と呼ぶ者あり）――それにつきましては、今、議員さんのおっしゃいましたように車の少なかった場合は、ちょっと裏に入りますと子供がこまを回して遊んだり、また大人の人は縁台将棋をしたり、コミュニケーションの場そのものであったというぐあいに考えております。

それが自動車の発達に従いまして、大体1920年ころからと言っておりますけれども、だんだん自動車がふえてきて、非常に困難になってきたということでございます。（「昭和何年だったかわからない、大正何年だったか」と呼ぶ者あり）――私が昭和３年で28年前ですから、大正10年くらいだと思います。（「不規則発言に答える必要はないよ」と呼ぶ者あり）――やはりこう車が多くなってきますと、歩行者と車を分離した

空間で使っていきたいということで、歩道という考え方、それと車道で、安全性を守るために歩道というものをつくっていくという考え方になったわけでございますけれども、最近の文献等見ていますと、やはり車と人が共存できる道路、トンネル、オランダの方式などをいろいろなところで、論文で書いておりますが、その辺については将来検討すべき、まだまだ日野市においては現状を見て、現状のものをいかに改良するかということが問題かと思っております。

設置基準については、そのようなことでございます。

それと通学路の件、これについては二小の前、特に御指摘がございました。これにつきましては、御発言のとおり豊田用水にふたをかけまして、これに歩道を設置したということでございまして、都道と市道の交差の部分、民地の出入り口の箇所につきましては、段差が非常にございます。御指摘のとおりでございますので、この点を踏まえまして、市といたしましては、東京都の建設局の出先であります南西建に早速この改良方、申し入れたいというぐあいに考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　　それでは御質問の２点目の１でございますが、通学路の見直しに関する問題でございます。

通学路については、基本的には各学校ごとに児童生徒の安全確保を重点にして、地域の実態に合わせて設定をしているわけでございますが、一度設定をしたらずっとそれを変えないということではなしに、毎年部分的な見直しも含めて、見直しが行われております。ただ学校によっては、非常に長い距離の部分が通学路として指定をされておるところもありますので、全部を毎年見直すわけにはいきませんが、それぞれに問題として指摘のあったような部分については毎年見直しを行って、安全対策上必要な措置を講ずるようにしております。特にそれが道路の構造等にかかわる場合については、関係部署の方に改善方について要望するというようなことも行っております。

今、二小の例が出ておりましたけれども、確かに二小の北側の都道については、用水の上にふたかけがしてあって非常に危ないということがあります。特に豊田の２丁目、４丁目の方から来る通学路としては危険だということもございまして、あそこの部分については、それのさらに南側のところに並行して走っております用水の土上げの部分を舗装をして、通学路として設定をしているというような改善等も行っておりますけれども、やはりなかなか実際には都道側を通った方が近いというようなこともあって、まだ

そちらを通る子供たちも多いわけですけれども、いずれにせよそういうような見直し等については、今後も十分に進めて安全確保を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（市川資信君）　　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　　それでは再質問いたします。

お答えについては概略、了解をいたします。通学路の件につきましては、毎年見直しをしている、こういうお話でございましたが、先ほどの例を見ますように、私は不十分ではないかなという気がいたしますので、ぜひ単に校長だけでなくＰＴＡにも話をかけるとか、いろいろな形での、事故が起こる前での対応が欲しいと、要望いたしておきます。

また歩道につきましては、一定の基準があるが、これは整備せよという命令というものではないというお話でございましたので、今なお放置されているままの都道というのも理解はできるわけですけれども、ぜひ積極的に都道のこの状況を解消するために、主としてこの点につきましてもしかるべき上級官庁等なり国なりに御要望をいただきたい、これも要望をいたしておきます。

さて、日野市の基本計画の中で第３章、自然と調和する安全快適な町、この第13節、安全で安心して暮らせる町の事業計画を見ますと、これは139ページにあるわけですが、歩道の新設というのが事業計画に載っております。全体計画が３万9,600メーター、現況61年度末で３万8,800メーター、事業内容は前期62年から64年度で400メーター、後期65年から68年度で400メーター、両方合わせまして事業費が約３億円と、こういう記載でございます。

私はこれを見ますと、少し寂しいな、こういう感じがするわけです。61年度の統計日野のデータによりますと、日野市の道路の全体というのは44万2,464メーター、これで計算しますと８％程度に過ぎないわけです。最近、大変スニーカーというのすか、はやっているとか言っておりますけれども、それを使って歩くには８％の歩道というのはどうも少な過ぎる、そこでこの計画だけでなくて、日野市が考えておられることがあるだろうということで、実は私、豊田の南土地区画整理事業の事業計画を拝見したわけです。つまり区画整理等で別個に歩道をつくるに相違ない、こう考えたわけでありますが、その事業計画書によりますと、28メーターであります１・３・１のこの国道予定地が1,395メーター、18メーターの２・１・２の豊田南の街路が414メーター、２・２・３の駅前

広場に通ずるものが1,286メーター、そして16メーターであります２・２・５号線が152メーターのこの国道、都道に相当する分3,247メーターについては歩道が確保されるようです。

そしてさらに区画道路、日野市の市道の中で15メーターの幅のものが108メーター、12メーターの幅の道路で862メーター、10メーターの幅で706メーター、８メーターの中の一部1,040メーターの、計2,716メーターについても歩道が設置される予定であります。両方合計しますと5,963メーターとなりまして、この豊田南土地区画整理事業の中の道路全体２万4,952メーターのうちの24％に相当するわけです。

ここまで来ますと、かなりの歩道達成率と、こう見ることができるわけで、いかに市民が区画整理を待ち望んでいるかというのが、この計画を見ても理解できるわけであります。既存のこの状況のままでは、どうしても達成することができないが、何とか区画整理を早期に、全市にわたって実現するならばかなり質のよい町がつくれるのではないか、こういう期待を結ぶわけであります。

○議長（市川資信君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　そこで、今度は歩道のない道路というものを見ますと、この合計が１万8,989メーターです。約19キロ、このうち幅員６メーターのものが１万4,589メーター、約70％強に達しておるわけであります。したがって、この６メーターの道路に何らかの形で多少なりとも歩道を設置することが可能であれば、大きく改善することができるわけです。これから先の時代を読んで、不透明とも言われておりますけれども、周知のごとく、高度情報化社会ということが到来すると言われております。これに対応するにはどのようにしたらいいのか、高度情報化社会の中の一例として、光ファイバーによる高密度の情報の伝達というのがあるわけですが、それもどうしてもやはり各戸に情報を運ばなければいけない。私はその意味で、歩道ということがその中の一つの情報伝達のための場所として、歩道の下をそういう用地としてとっておくことが非常に大事ではないか、こんな考えも持ったりするわけであります。

今我々にできるのはいかにして社会資本を充実するか、このように私たちが自由にお

金を使える時代というのはそう長くは続かない。これから先高齢化社会が急速に進展していく中で、どうしても財政の需要というのがふくらんできますので、財政難に陥ることは予想されるわけです。その意味で、早い機会に、できるうちに、何とかそのような対応をとる必要があるのではないか、このように考えるわけです。

また、縦割り行政の中から出てくるふぐあいかもしれませんが、掘削、埋め戻しの再三再四にわたる無秩序な行政、これに市民としては大変批判が多いわけです。水道であるとかガスであるとか、もろもろの地下埋設物を取り出すために、再三再四このようなことが同一道路の中で行われるために、車道は常にでこぼこであり、常に舗装し直しということが必要になってくる、非常にお金がむだにかかっているのが現状であります。

私はこのような公共施設、都市生活を支える公共施設を歩道の中に何らかの形で埋め込むことが将来可能になれば、このようなことが全く排除されて、行政の効率化が行われる、その意味でも、今できることは、そこまではできないにしても、場所を用意することではないか、このように考えるわけであります。

また日野市で発行しております、日野市緑のマスタープラン報告書というのを読みますと、緑地の配置計画というのがございます。85ページだかにございますが、骨格的緑地の保全と形成を主軸にして展開しているわけです。つまり大きな緑地をうまく保全し、そして形成するとともに、それをうまく結んでいくことが大事ではないかという、ネットワーク化がここで提言、報告をされているわけであります。

ここでは保全効果、利用効果、並びに緑地の存在のイメージを強化を図り、緑道の配置を行うことを報告し、同時に市街地の集計、環境改善に資するような道路緑化を促進すべきことが同時に報告されているわけです。連続した緑のネットワーク化を形成するということで、今後ますます農地が失われていってオープンスペースがなくなり、緑がなくなるという中で、緑を保全するにはこの道路緑化を、少しでもこれによって補っていこう、こういうことが必要でないかと思うわけですが、その意味でも６メーター道路を多少改善することによって、路傍緑化を図ったらどうだろうか、こんなようなことが具体的に考えられるわけですが、今できること、社会資本を充実させることのできる時期に、何とか将来に向けての第１歩を踏み出すという考えから、種々御質問、御提言をしたわけですが、最後に、市長のこの件に関してのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市整備部長の答える領域ではございますが、大綱的に私からお答えをいたしたいと思います。

まちづくりの観点、つまり生活道路、その中に将来考えられる装置をする、そういう用地を道路の一部と申しましょうか、歩道のような形で確保しておくことはいかがか、あわせて帯状の緑地をつくることができれば、町としての景観にプラスするものは極めて大きい、このことは全く同感に感じることができます。

ただ区画整理事業というのは、御承知のとおり地権者の方から一定の割合に応じていわゆる公共減歩、その公共減歩が歩道用地に変わり、公園用地に変わる、こういう性格でありますので、別の比較する要素を込めないと、区画整理事業としては地主さん方に御理解いただいて、その分の負担ができるとおっしゃれば、これはもう文句ないわけでありますが、今日の土地の事情の中、特に宅地の狭い、細分化される状況の中で、かなり問題があるように思います。特に道路を選んで何％という割合はなかなか難しいかもしれませんが、何か特色のある道路をつくる、こういう意味での施策としては考えられると言いますか、あるいは積極的に財源を投じて考えるに値する、こういう感じはいたしております。今お答えができるのは、この程度でございます。

○議長（市川資信君）　　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　　具体的に区画整理の場においては、種々問題が残されているという御発言ですが、できまだけいろいろな形で、豊田の南の区画整理についてはもう事業は進行しているわけで、なかなか仮換地の発表の前に、土地をこれからさらに先買いをしていくということは難しいと思います。もう今そこまで来ているところで土地を売るということも、実際問題とすると難しい、よりよい、質の高い区画整理をやるためにはどうしてもやはり先買いをしなきゃいかぬ、事業の計画が発表になる前に、大いに日野市がそこにいろいろな形で土地を用意していくことが、質のよいまちづくりへ導く重要な方法だと、私と考えております。

そういう意味で、今回の豊田の南区画整理についての御説明は十分わかるわけですが、今後の対策の中でひとつぜひ、土地というのはもう１平米でも数十万、あるいは百万という金額に達する場合もあるという、大変高いものですが、少しでも余裕があれば、少しでも土地にかえておくという努力が、その後のまちづくりに大いに役立つと信じております。ぜひそのような運営を強く御要望させていただきまして、一般質問をこれで終わります。

○議長（市川資信君）　　これをもって20の１、歩道の設置の現状について問う〔児童生徒の安全と車社会の調和に向けて〕の質問を終わります。

これより請願第63－10号、落川・百草地域に図書館設立を求める請願、請願第63－11号、日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願、請願第63－12号、郷土芸能の保存に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第63－10号、請願第63－11号、請願第62－12号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において文教委員会へ付託いたします。

これより請願第63－13号、第四中学校給食に伴う定数条例改正に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第63－13号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第63－14号、再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第63－14号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第63－15号、新大型間接税の導入に反対する意見書提出を願う請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第63－15号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

６月20日から始まります常任、特別委員会はお手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には、日程表に基づき御参集願います。

次回の本会議は６月24日金曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後５時10分　散会

6月24日　金曜日　（第7日）

昭和63年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第29号）

6月24日　金曜日　（第7日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	簇野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	坂本金雄君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	永原照雄君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫曄子君

議事日程

昭和63年6月24日（金）
午前10時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第1	議案	第38号	日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2	議案	第39号	日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3	議案	第52号	浅川右岸第六処理分区（63－1）工事請負契約の締結について

日程第4	議案	第53号	浅川右岸第六処理分区（63－2）工事請負契約の締結について
日程第5	議案	第54号	浅川右岸第九処理分区（63－1）工事請負契約の締結について
日程第6	議案	第55号	日野第一旭が丘処理分区（63－1）工事請負契約の締結について
日程第7	議案	第56号	日野第一旭が丘処理分区（63－2）工事請負契約の締結について
日程第8	議案	第57号	神明上都市下水路（63－1）工事請負契約の締結について

（総務・文教・厚生・建設）

日程第9	議案	第43号	昭和63年度日野市一般会計補正予算について（第1号）

（文教委員会）

日程第10	議案	第42号	日野市ふるさと博物館条例の制定について

（厚生委員会）

日程第11	議案	第41号	日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案	第45号	昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第1号）

（建設委員会）

日程第13	議案	第44号	昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第1号）
日程第14	議案	第46号	市道路線の一部廃止について
日程第15	議案	第47号	市道路線の廃止について
日程第16	議案	第48号	市道路線の認定について
日程第17	議案	第49号	不動産の取得について

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第18	請願	第63－13号	第四中学校給食に伴う定数条例改正に関する請願
日程第19	請願	第63－15号	新大型間接税の導入に反対する意見書提出を願う請願

（文教委員会）

日程第　20　請願 第 63－10 号　落川・百草地域に図書館設立を求める請願

（厚生委員会）

日程第　21　請願 第 62－5 号　神明地区センター早期建設を願う請願

日程第　22　請願 第 62－31 号　新町地区センター設置に関する請願

日程第　23　請願 第 62－51 号　入院ベットの確保に関する請願

日程第　24　請願 第 63－2 号　広場（遊園地）の用地の取得についての請願

日程第　25　請願 第 63－6 号　神明・大阪上地区に児童館建設に関する請願

日程第　26　請願 第 63－8 号　資源ゴミ回収奨励費の内容拡充に関する請願

（建設委員会）

日程第　27　請願 第 63－5 号　私有地を利用し市道とすることに関する請願

（取り下げ）　（建設委員会）

日程第　28　請願 第 61－6 号　市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願

（継続審査）　（総務委員会）

日程第　29　請願 第 62－53 号　法務局の増員に関する要請についての陳情

日程第　30　請願 第 63－7 号　ジュネーヴ条約追加議定書の加入についての請願

（文教委員会）

日程第　31　請願 第 62－6 号　公立中学校英語の授業時間増に関する陳情

日程第　32　請願 第 62－32 号　第三幼稚園における２年保育４歳児の増員に関する請願

日程第　33　請願 第 63－11 号　日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願

日程第　34　請願 第 63－12 号　郷土芸能の保存に関する請願

日程第　35　請願 第 63－14 号　再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情

（厚生委員会）

日程第　36　請願 第 62－19 号　東町地区公害に関する請願

日程第　37　請願 第 62－24 号　犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願

日程第　38　請願 第 62－30 号　老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願

日程第　39　請願 第 62－43 号　日野市南部地域への総合医療機関の設置を求める請願

日程第　40　請願 第 62－48 号　食品安全条例（仮称）の制定を求める請願

日程第　41　請願 第 63－3 号　保健、医療、福祉の拡充に関する陳情

（建設委員会）

日程第　42　請願 第 62－3 号　「国民の食料を守り、農業再建に関する意見書」提出についての陳情

日程第　43　請願 第 62－29 号　多摩平六丁目32番地の８、９に建設予定のマンション建設阻止に関する請願

日程第　44　請願 第 62－36 号　米の市場開放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意見書採択に関する陳情

日程第　45　請願 第 62－42 号　山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情

日程第　46　請願 第 63－9 号　日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願

（継続審査議決）

日程第　47　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　48　スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　49　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　50　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第　51　請願 第 63－16 号　都営住宅家賃値上げ中止の意見書提出を求める請願

（議案上程）

日程第　52　議員提出議案第２号　教育関係６法案の改悪に反対する意見書

日程第　53　議員提出議案第３号　国庫補助金等の削減に反対する意見書

日程第　54　議員提出議案第４号　警察拘禁二法案（刑事施設法、留置施設法）に反対する意見書

日程第　55　議員提出議案第５号　東京地検による緒方宅盗聴事件不起訴処分の取り消しを求めるとともに犯人ら警察官の起訴と共犯者の徹底捜査真相の究明を求める意見書

日程第　56　議員提出議案第６号　入院ベットの確保に関する意見書

日程第　57　　議員提出議案第７号　　新大型間接税（消費税）の導入に反対する意見書

本日の会議に付した事件

　日程第１から第２まで

午後４時46分　開議

○議長（市川資信君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、29名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時47分　休憩

午後８時23分　再開

○議長（市川資信君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第38号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　　それでは総務委員会に付託されました議案38号の日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員会における報告を申し上げます。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。まず率の問題でございますが、率の若干の上下があったわけでございますけれども、率の下がったのは、いわゆる支給率が下がったと理解してよろしいかという質問がございました。そのとおりである、しかし基本給が年々上がっているので、実質額においては下がってはいない、上昇しているという御答弁であります。また率の問題で、率をダウンした改正案の理由及び改正することによる法案のメリットは何かという質疑に対しましては、国及び市、地方自治体でございますが、国及び市の負担分が多くなってしまう。すなわち基本額の上昇がございますので、そういう観点ですということであります。改正することによって数字的には明確には出てまいらないけれども、市の負担は軽減をされるという御答弁がございました。

次に意見に入りまして、特に意見はなく、全会一致、原案可決といたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第38号、日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（夏井明男君）　それでは議案39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について総務委員会の審査報告を御報告申し上げます。

主な質疑の内容を御紹介申し上げ、さらに意見等に入り、さらに採決についての御報告を申し上げます。まず市職ニュースに、「闘争の場は議会に移った」という表現があるけれども、総務部長はどのように考えているかという御質問に対し、闘争の場を議会に移したという表現のあるのは、過去から、理事者と交渉した経過から、結論づけられる。議会に議案として提出された事柄を、表現したものであると考えるというお話であります。さらに議会で闘争の場という表現は、最終的には市民との闘争というふうに置きかえられるとも考えられるが、というお話もありました。

さらに都労委のあっせん案の中の職員配置の確認書とあるけれども、この存在及び内容についてという御質問がありました。それを踏まえまして、確認書の資料の提出がございました。確認書の資料等を踏まえまして、質疑の内容でございますが、新たに出てきた施設・施策に対して、正常な運営を行う場合には、やはり職員を増員して配置すべきが正しいと考えるけれども、いかがなものかという質疑に対しましては、行政改革の折り、大変困難であると考える。そういう意味では各職場での内部努力をしてまいりたい、そのような対応で対処していきたいという御答弁でありました。

さらに安全でおいしい給食をつくる努力を職員は行ってきているけれども、これはやはり基本的には教育行政の一つと位置づけるべきであるが、いかがなものかという御質問と、それからさらに続けて合成洗剤等の追放、さらには地元の農産物の利用を行ってきているのかどうか。さらには臨時職員が多くなってしまうと、いわゆる学校給食の体制が崩れていく危険性がないかどうかという御質問がありました。

その３点の質問に対しまして答弁としましては、やはり給食というのは、学校教育の一部と考えているという御答弁であります。さらにおいしく、安全な給食のために、現在の給食方法が一番適していると考える。さらに学校現場においても現在までの方法で、努力をしてほしいというふうに望んでいる状態である。さらに臨時職員が多少入ったとしても、業務の遂行ができると考えているけれども、やはり正規の職員での対応が理想的ではないかというふうに考えるという御答弁がありました。

さらに質疑でございますが、土曜日、夏休み等の給食のないときに、職員の仕事がないという声に対しては、研修会であるとか、その他食器類の準備、さらには食器等の磨き等の対応をしているということで、細々な仕事の対応をしているということを、ぜひ表明をしていただきたいということであります。この問題に対しては、制度上の問題ということであるけれども、今後十分な対応を検討してまいりたいという御答弁でありました。

さらに確認書の質疑に入りまして、労使で締結をされた確認書をつくるときに、いわゆるトップの考え方として、社会状況をどのように把握をし、考えているのかということと、さらに総務委員会に資料として配られました推計配置基準表をどのように考えているか、という御質疑がありました。この確認書等に対する文言の表現は大変難しい。ただ欠員の補充はしませんという表現はできない。労使慣行は時々で対応すべきと考えている。基本的には労使は話し合いで事の解決を進めるべきというふうに考えているという御答弁があり、さらに配置基準表につきましては、この表では児童は減少するけれども、自然退職者の方もいますので、現在の配置基準率であるというふうに考えているというお話でありました。

さらに質疑でございますが、なぜ６名の増員が正職員でなければならないのか、その辺のお考えを伺いたいというお話がございまして、それに対する御答弁として、従前の組合交渉では、一時的な調理員の増員はあるけれども、児童減少がいずれ来るので、臨時職員で対応してほしいという立場から交渉を続けてまいるという御答弁であります。さらに質問ですが、パートでは実際にそのような対応では、１年以上の勤務はできないということを踏まえると、やはり熟練した調理員にはなれないという状況が出てくるの

ではないかというお話であります、質疑であります。答弁としましては、パート職員が配置基準の半数になるというふうな事態では大変であるけれども、１学校１名程度の職員であれば問題はない、対応していけるというふうに考えているという御答弁であったと思います。

さらに一般職員と、調理員の稼働日数の違いはどうかという質疑であります。その中で配置基準表と推表を今後推計し計算すると、現在パートで対応しておく必要があると考えるけれども、いかがであるか。都労委のあっせんだけでは、増員するという理由にはならないと考えるけれども、どうかという質疑に対しましては、答弁として一般職員と給食調理員を比較すると、確かに調理員の稼働日数は少ないという状態である。しかし給食づくり以外の仕事も実際にあるわけで、その業務ということを考えれば、実態の推計的な数字で断定的にはものは言えない。さらに配置基準表と推表を比較いたしますと、確かに児童減少があるけれども、三中や、まだ全校給食実施が行われていないという状況で、実際に全校実施された場合に、推表にあるような配置基準で、今後は職員配置を行いたいというふうに将来は考えていきたいという、お話の御答弁であります。

さらに四中、三中学校の調理員は、増員をしないで対応する。すなわち正職員で対応するということはしないという議会の答弁をしているけれども、どういうことなのかというお話であります。答弁としましては、四中、三中学校の給食開始のときの調理員の増員というものではない。確認書の意味はそういう意味ではないというお話であります。今回の確認書の意味は、増員という意味は、学校全体を見たときの増員という意味であるというお話でありました。その答弁を踏まえまして、それではあっせん案の内容と異なるではないかという御質疑、また都労委のあっせん案は、その結果おかしいという結論にならないかという御質疑がありました。ここで委員外委員の発言を求める事態になりまして、委員会におきまして協議をした結果、委員外委員の発言を許可するということになりまして、その上で、名古屋議員より、委員外委員の発言ということで、以下のような発言がございました。すなわち、議事進行中に配付されたところのあっせん案の中の確認書はこれは違うと。ほかにそれにあっせん案に表示をされている確認書はほかにあるということで、ぜひそれを提出して、理事は説明すべきであるという指摘がございました。それを踏まえまして総務部長より、新しい確認書が各委員に配られ、説明がされたわけであります。で、この確認書を踏まえまして、さらに質疑が続きまして、今提出をされた確認書が都労委に提出をされたものなのかどうか、確認であります。そのとおりである。さらに確認書にある確認者とあっせん案にある申請者が違うけれども、

これはどのように理解したらよろしいかという質疑に対し、申請時点、すなわち昭和60年６月７日付では、現業組合が結成されていないという事情のもとで、組合委員長と確認書を交わしたという経緯があったという御答弁であります。

さらに質疑内容でございますが、今までに昭和60年６月７日の確認書や都労委の内容等をどうして議会に報告をしないで、一時的に不足する調理員をパートで賄うという発言を議会でなすったのか。このような質問に対し、教育長より、自校方式で教育委員会は給食を行っていきたいという方向にある。これが基本である。よって現在の調理員で配置するために努力をしてきたけれども、都労委のあっせん案を受けて、正職で増員を決定し、議案提出までに至った。議会に説明し得なかったのは、労使の確認書等は多くあるので、これだけを特別扱いという形の扱いをしなかったという御答弁だったかと思います。

さらに病院の方の定数外に関する条文についての質疑でございますが、病院の定数外は、定数外で認める枠をどのぐらいの程度と考えて対応しているのかという質疑に対しては、５名から10名程度というふうな予測を立てておりますという御答弁であります。さらに病院の定数外の特例条文に対しての質疑でありますが、このような条例の対応の方法で行うと、いわゆる議会としてのチェック機能が果たせないという弊害になるのではないかということであります。その質疑に対しましては、あまり人数的な、ダブらないような形で十分枠を注意して、運営をしていきたい。また予算の中でも十分行政のチェックの中で進めていきたいという御答弁であります。

さらになぜこのように職員の出入り、すなわち病院関係の方のことですが、職員の出入りが多くて、いわゆる定着率が悪いのか、その辺の原因等をどのように考えるかというお話であります。これに対しましては、個々の退職理由につきましてはさまざまである、まあ一般的な傾向として若い人たちは定着率がなかなかよい方向にはいっていない状況である。また別の理由としては、都心部に勤務をしていきたいというふうな傾向もある。また人間関係でおやめになる方もいらっしゃる。また結婚退職ということで、おやめになる方もいらっしゃるということで、さまざまな理由で退職をされているという御答弁であります。

さらに60年６月７日の確認書では、将来ということについての確認はなされていない。しかしあっせん案では、増員を要求しているような形にとられる。そこで教育委員会はなぜ増員を認めての方向を打ち出してきたのか、その辺の理由を伺いたいという質疑に対しましては、労使間であっせん案を尊重していくという姿勢の中でこのような対応に

なったということでございました。

ここで若干意見の部分に入っていくわけでありますが、調理員の増員の議案に対しては、継続審議していただきたいということであります、こういう意見がございました。実際の内部努力、また職員の定数枠の中での努力というものが、あまり感じられないということであります。しかし病院定数については市民の命を守るという立場から、やはりこれは賛成できるんではないかということで、６月24日、すなわち本会議最終日でございますが、24日に総務委員会をさらに審議していただきたい、再開をしてそこで審議を継続していただきたいという御意見もございました。また本日結論を出してもよいだろうという御意見もありました。今の世の中は、パート化の傾向にあるというふうに言われるけれども、そのような傾向性というものは、長期的には改めるべきことではないか。そういうような大きな観点から考えれば、市の提案は必要なことであり、やはり賛成すべきではないかという御意見がありました。また市に出された原案にはやはり賛成であると。自校方式による給食は児童にもさらに父母にも大変よいことであって、労使双方が妥結したことでもあるし、それを前提にしてやはり議会でも認めるべきであろうということでございました。

そのような意見を踏まえまして最終的には６月の24日午前９時から総務委員会を再開をし、さらに議案の内容について審議をするということで、全員賛成をいただきまして、24日の総務委員会に審議が移ったわけであります。

その御報告をさらに続けて申し上げさしていただきます。まず継続されました総務委員会では、正規の職員でなければならないという特段の理由はどこにあるのか。これに対して配置基準表によると、今回６名定数増員にするということで、すなわち基準が満たされるんだということであります。朝８時30分から午後５時までは勤務時間であるけれども、昼までに仕事のピークがあり、その後も食器の片づけ等もあるので、仕事量は全体として１日あるというふうに考えていただきたいというお話であります。さらに配置基準表が参考程度というお話があったけれども、１日の仕事の流れを教えてほしいというふうなことであります。で、教育委員会内部の資料であり、組合と合意に達していないという内容の資料であります。給食は昼食にあわせるために午前中に仕事が集中をしてくる。昼食が終わった後は片づけ、食器洗い、さらには明日の準備等行う関係上、１日の大半は使うんだよというお話であります。

さらに質疑は進みまして、やはり眼目、ポイントは児童生徒数の数の推移にあわせて、調理員の配置をすべしということは基本的な考え方ではないか、そういう点から踏まえ

ると、なぜさらに正の職員で対応しなければいけないのか、その辺の出てくる根拠というものを教えていただきたいというお話であります。で、この点につきます答弁としては、今までの歴史的な沿革、労使の慣行上の沿革、すなわち職員の身分の確保の経過を経て、さらには給食制度の発展段階を踏まえ、現在への調理員の適正な配置が育ってきたという経緯である。さらに教育の一貫としての給食を実施するには、正職員がやはり理想であるということであります。ここで推計配置基準表が、すなわち総務委員会に資料として、前回の総務委員会で出されたわけですが、この資料の配付の手続きにおきまして、疑義がございました。総務委員会にこのような資料をなぜ提出をしているのか、この資料はやはり撤回をすべきではないか、撤回をすべき性格の内容のものではないかという御質問がありました。教育長は定数をふやさないと、議会に報告を確かにしてきた。しかし組合と交渉した経緯で、定数の増員をするという合意になったということを表明されていると。その中でこれらの資料が出てきた経緯について御説明願いたいということであります。これに対しましては、資料は先々の資料、一つの参考資料としたものであり、四中、三中の対応はパートでと組合と交渉をしてきたが、最終的には組合と合意ができず、都労委のあっせん案を受諾し、今回の議案提出に至ったという経過を踏まえて、この資料の提出は、一つの教育委員会としての一つの参考資料というふうに御理解をいただきたいというお話でありました。これに対して教育長より推計配置基準表を踏まえて、児童数の推計はあいまいもことしておりますので、撤回することにやぶさかではないという御答弁がありました。

ここで議事進行ということで、この教育長の資料撤回発言について質疑がございまして、教育長の撤回するということはやぶさかではないという発言であるならば、もう少しその内容を説明していただきたい。で、私どもはせっかくここに、委員会に提出されたこの表を一つの重要な参考資料として、十分に審議をしてまいったという経過を根本的に覆してしまうということになるのではないか。撤回するということは、この総務委員会の審議を混乱させることに帰着するがどうかということでございました。この資料の撤回論議に関して、撤回すべきであるという御意見の方より、さまざまな審議を踏まえ、さらに教育長の答弁を踏まえ、全体的な角度から一度提出されて委員の中に入ったものを撤回するということによって、具体的に消えるわけでもないということも踏まえれば、あえて撤回ということにこだわらないという発言がありまして、さらに審議が続行したわけであります。教育長より発言がありまして、審議を混乱するような発言をしたということに対しては、申しわけないということで撤回をしない形で審議を進めていっ

たわけであります。

国、都の調理員の配置基準表の資料要求がございました。口頭で説明がございました。すなわち推計配置基準表の１と２に関してであります。さらにまた日野市の独自の基準表についての説明もございました。各学校の生徒数の人数の表、資料開示もございました。さらに夏休み中の調理員の職務は実際には研修・整理、研修とか、さまざまな形の作業の整理するようなことに対応しているというお話があるけれども、実際にはやはりそういうふうな形では全部とは言えないんではないかということです。

さらに給食が地元の農産物を利用することで、この対応とパートを入れることというのは、直接には結びつかないというふうに考えているけれども、どうかという御質問に対しましては、地元の農産物の利用ということがパートの導入に図ることによって云々ということは関係はないというお話であります。

さらに都労委のあっせん案の受諾の経緯についての質問でありますが、３月まで労使との交渉合意ができなかった。組合の主張は合意点の増員をしないと、四中の給食が開始できないというところにあった。３月末都労委にあっせん申請を組合が行った。そしてあっせん案が出されて、４月25日に受諾をした。受諾の理由としての主な大きな理由としては、今後組合と協力しあって解決をする課題があるので、このような立場からここであっせん案を受諾したというのが、一つの大きな理由であるというお話であります。

都労委までに持ち上げるまでの間に、教育委員会としてどこまで努力をしてきたのかという中で、またさらにこのような都労委のあっせんを受けるというふうな事態は、今までの労使関係の中には見、聞かなかったところであるけれども、どうか。将来においてこのような解決の仕方は労使に亀裂が生じたということを意味し、将来的にはいかがなものかという質問に対しましては、労使が一歩も譲らなかったということで、やむなく都労委の申請なり、受諾をしたという経緯であるというお話であります。

以上質疑の主な内容、さらには意見の一部を紹介をさせていただき、暫時休憩の後、意見がございました。ここで修正案が二つ出ました。一つは受付番号110号の奥住日出男議員の提出の修正案であります。修正案についての内容について御紹介申し上げますと、「昭和36年条例第25号の一部を改正する条例を次のように修正をする。すなわち第２条第１項第３号中、364名を367名に改め、同項第７号中1,444名を1,447名に改める」という修正であります。このような修正案が出されました。

さらに受付111号の修正案でございますが、旗野行雄議員を提出者にし、ほか２名の方よりの賛同を得ての修正案であります。修正案の中身を御紹介申し上げます。「日野

市職員定数条例（36年条例第25号）の一部を改正する条例を次のように修正をする。すなわち第２条第１項第３号中、364名、370名――ずっとございますが、この第２条第１項第３号中364名を370名に改める。同項第７号中、1,444名を1,450名に改める。」これを削除いたします。さらに病院部門の職員の定数の特例に関しましては、いわゆる時限立法的な考え方を挿入しまして、「昭和66年３月31日までの間、病院部門の職員のうち、医師・助産婦及び看護婦を常時充足するために必要と認める場合に限り、市長が定める職員採用計画に基づき、一時的に第２条に定める数を越えた現在数をもって、定数とすることができる」ということで、「昭和66年３月31日までの間」というふうな文案を挿入をいたしました。このような二つの修正案が出てまいりました。

会議規則の手順に従いまして、原案の内容から、内容的に大きい違いがあるものという慣例から、旗野行雄議員提出の修正案について議会の審議に付することになった次第であります。その過程の中で委員より意見としまして、病院医療業務に当たっては、諸条件整備に務め、特に助産婦及び看護婦定数確保に努力すること。さらにあわせて給与については、通し号俸制から職務給制度へと努力をされたいという意見が委員より出されました。

採決に移りまして、先ほど申し上げました111号受付、旗野行雄議員から出されました修正案について、挙手採決で採決をいたしました。この修正案は賛成多数で総務委員会において可決をされました。以上、議案39号につきましての御報告を終わります。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

竹ノ上武敏君。

○29番（竹ノ上武敏君）　委員長報告の言葉使いの問題について一言指摘をし、できれば今後そういう方向でしていただければと願っております。

今回の審査報告の委員長報告の中に、「御質問」という言葉とそれから「御答弁」という言葉と、それから「御意見」という言葉、「お話」という言葉などが相当回数出てまいりました。で、私「御意見」という言葉と「お話」という言葉については、今回触れません。この「御質問」というのと、「御答弁」という言葉について若干こそばゆい思いもいたしましたので、指摘して議事進行的な発言としたいと思います。

と申しますのは、委員長の審査報告は公平、中立でなければならないというのは、そのとおりであり、そういう立場で報告をされていると感じました。しかし同じ委員会の委員同士の質疑、あるいは質問を「御質問」というふうに言うのは、議員とか委員というのは御承知のとおり議員平等の原則というのがありまして、年齢とか得票数とか、当

選回数等によってまあ差別はされないと、こういうのがあるわけですよね。ですから私、同じ議員同士の中で、審査報告の中で、「御質問」というふうに表現されるのは適切でないのではないかというふうに考えたわけでございます。

それからもう一つは市側の答弁について「御答弁」というふうにおっしゃっております。これも議員も直接選挙で選ばれてきている市民の代表であり、一つの公共機関であります。それから市当局の方も、市長は直接選挙で選ばれた市長であるし、まあそれにかわる理事者と、こういう形になっていると思います。ですからチェック・アンド・バランスということで、市側と議会はあるわけですけど、対等・平等ということが言えると思うんですよ。そういう中で市側の答弁を「御答弁」というのは、やはり委員会自体がこう若干へりくだったようなふうにも聞こえるもんですから、今まで通用している「答弁」という言葉でいいと思いますし、議員のことについては私は「質疑」とか、「質問」というふうに報告すべきであると、こういうふうに思うわけです。もちろん一対一でさしで話す場合には、市側にせっかくの「御答弁」ですけどもとか、市側がせっかくの「御質問」ですがとか、あるいは議員提案で議員同士で言うときにはそういう言葉も使う場合があると思いますけれども、客観的な審査報告でございますので、「御質問・御答弁」というのは、どうかなと思いますので、今後配慮していただきたいと、そのような意見でございます。答弁がなければないで結構でございますので、議事進行として発言をしておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　承っておきます。

名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　委員長の詳細にわたる委員会の審査報告、大変御苦労さまでした。大変正確に、ほぼ正確に御報告いただきましたので、大変よくわかりました。しかしわからない点がありますので、あえてほぼと申し上げました。まず第一に、正確で非常に詳細ではありますが、少しリアルさに欠けている報告で、例えば議会をだましてきたんじゃないかと、教育委員会側は。そう感ぜざるを得ないという激しい質疑がありました。そういった面はここから除かれているわけで、私は相当大きい問題だろうと思います。特にあっせん案を受諾するに至った経緯については、相当な質疑があったわけです。

先ほど、お名前の紹介もいただきましたが、委員外発言ということで、最初委員長の報告は、確認書ということからずっと説明に入っていらっしゃいましたが、私の聞いている範囲では確認書でなくて、いわゆる回答書ということで、この「62年度現業労働者

に関わる統一要求の回答書」これによって最初審議されていたわけです。そしたら委員の中から、これだけではなかなかわからないと、今まで正規職員をもって、しないで、臨時で対処していくという答弁を終始していたのに、この回答書１枚で、いわゆる正規職員６名の議案を提出するに至った理由にはならないじゃないか。と同時に、これまでずっと言ってきたことと、この提案とは全く合わないじゃないかという質問があって、そこでだました、だましてきたという発言がされていたわけです。で、私伺いたいのはそれに対しての答えが、だましてきたんじゃないという答えであったのか、だましてきたということなのか、それともだますつもりではないけれども、対応に不適切な点がありましたという教育委員会側の――要するに組合側に対しては確認書というものに基づきながら、しかも議会には定数増の提案なんか全くできませんと、する気も全くありませんという――60年の６月の確認書では、将来に向けて自校炊飯方式、正規職員による単独自校方式、これを将来的にも持っていきますということを書いてあるにもかかわらず、その確認書を無視した形で、定数増の提案などは全くできませんという組合側に対しては説明をしてきた。組合は反発をした。なかなか同意に達しない。で、議会では、いろんな方の意見から、今大変厳しい世の中だ、新しい学校ができた場合に、正規職員、正規職員ということで、対応するのかという質問に対しては、「いや、臨時でやっていきます、パートでやっていきます」という返事をしていると、こういう食い違いがあるじゃないかというかなり厳しいそれがあったと思うんですが、その辺については何か――まあ私は悪者はだれだというクイズじゃありませんけど、そういった形に持っていくつもりはないんですけれども、事の本質を、どうしてこんなに長時間かかったのか、その合意に至るまでどうしてこんなに長時間かかったのか。それからまたどうしてなかなか合意に達しなかったのか。で、合意に達するに至った理由というのは、今委員長の報告を聞くと、「今後、組合の協力を得ていかなきゃならないので、受諾をしたというのが最大の理由だ」と、こういうふうに御報告になっているわけで、今後の協力を得るために、議員に対して、これまで説明していることとは違った定数増のそれを、あっせん案という形をのむということになったというんでは、ちょっと――今後の協力を得るために受諾したんだというのが最大の理由だじゃなくて、組合との約束、それから議会答弁への配慮の足りなさ、不正確な言明、そういったもののすべての責任が、私ども教育委員会にあるんですという表明がありましたか、ありませんでしたか、伺います。

○議長（市川資信君）　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　名古屋議員も熱心に委員会の傍聴をされておりましたの

で、今の名古屋議員の発言のかなりな部分は、正確に表現をしていただいているというふうに思います。

それで先ほど私は、将来に向けて受諾をした経過、及び主な理由ということで、ただ一点だけ申し上げたわけです。それは教育次長の答弁をお伺いしたわけですが、将来的な労使の信頼関係、さまざまなこれからの起こってくるであろうことについての信頼を踏まえると、やはりそれは大事だと、これは一つだったと思うんです。

それでさらに教育長の答弁の中で、先ほど名古屋議員がおっしゃいましたように、私は、名古屋議員の委員外発言の前の質疑のベースになりましたのは、今、名古屋議員がおっしゃいました「62年度現業労働者に関わる統一要求回答書」と、皆様のお手元に参考としてお入れした資料ＮＯ．１の２であります。これについて質疑をしてまいって、最終的には総務部長よりの答弁を踏まえますと、やはり最終的には旗野議員の談ではございませんが、このような62年度の回答書からは、いわゆる地労委のあっせんが出てこないという結論になったわけであります。

私はこれは「確認書」という形で申し上げましたけど、正式には「回答書」ということで出ております。で、名古屋議員の委員外発言によりまして、総務部長の方からさらに60年６月７日付の確認書、すなわち日野市教育委員会と、自治労日野市職員組合は、教育委員会定数に係る団体交渉で下記のとおり合意したので、後日のあかしのために確認書を結ぶ、こういうことで「記」とあります。その中の記の５番目に、「日野市教育委員会及び自治労日野市職員組合は、現在実施されている学校給食の正規職員による単独校方式、自校炊飯方式の確保と小中学校の用務員２名配置の確保のため、引き続き協力しあう」ここの内容であるというふうになったわけであります。

さらに教育長の御答弁で、この５項の解釈というんですか、記の第５の解釈として、教育委員会の解釈としては、現在及び将来というものを精神的に含んでいるというふうにお考えいただきたいという御答弁だったと思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　答弁中ですからちょっと待ってください。ちょっと待ってください。総務委員長よろしいんですか。（「ええ」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　大変正確にこの60年の確認書の５項目は、教育長答弁によりますと今もこれからも自校単独方式、それから正規職員、このことでお互いが協力しあうんだということが貫かれていますと、昔も今もこれからも。そういう答弁だったわけです。

私は、教育長は議会のさまざまな御意見などを踏まえて、今の世の中の流れ、そういったものを先取りにする形で、こういう気持ちでやっていきたいというふうに言明されてきたことについて、特段非難をする気持ちはありませんけれども、事は労使関係のことでもありますし、議会という公の場で一方の手続きを踏まないでおいて、そして議会の、いわゆる世の中の流れ、大変厳しい流れというものに対して対処する姿勢を示されたというのは、大変手続き的には誤りがあるというふうに思います。率直に組合に対しては、その確認書を守らなければならないけれども、この際はこれ守れないから、破棄するなら破棄すると、半年なり、１年なり前に破棄するなら破棄すると、それで協力してくれと、こういう手続きをとらないで、とらないで議会では正規職員ではやりませんよという答弁を重ねてきて、で、組合の方は確認書があるじゃないかと、将来的に守るというそれがあるがゃないかということに対しては、問答無用の形をとってきて、それで議会ではそういうふうに言っているんでは、私は教育長の心中はわからないではないんですけれども、一つの大事な手続きが欠けているんじゃないか。だから今日を招いているんだということが深く追及された議論がありましたか、どうですか、伺います。

○議長（市川資信君）　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　私は、ちょっとかなりその受け取り方で、かなり違うわけですが、私はこの中では表現的には、リアル性に欠ける、具体性に欠けるというお話もあったんですが、その辺については報告をさして――２カ所ですか、さしていただいたつもりであります。次長の答弁でも応急的に、臨時的に教育委員会としてはパート職員で対応するということで、ずっと終始一貫性をしてきたと、対労使交渉においても、そのような対応をしてきたという答弁であったわけです。

さらに教育長もそういうふうな姿勢でやってまいりました。で、先ほど名古屋議員が御発言ありましたが、確認書についての質疑、いわゆる60年６月の７日のこの確認書でございますが、これを踏まえての質疑の中で、なぜこういうふうな確認書があるならば議会にきちっと出してこなかったのか、報告をしなかったのか、それすらなかったという強い、まあ詰問に近い形の御発言が、お２人の議員からなされたという経緯がございました。

最終的に教育長の御答弁を基本的に踏まえますと、確かにそういうふうな対応でしてきたけれども、あっせん案を受諾するかしないか、その過程でやはり四中の学校給食が開けないという事態になってはどうか。さらにそのほかにもあったんでしょうが、その中であっせん案を受諾をして、譲るべき内容としてはまさにあっせん案の内容でありま

す議会に定数条例の改正を上程をして、対応するということになったということだと思います。答弁になったかどうかわかりませんが。

○議長（市川資信君）　　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　　大体今の答弁ですかでわかりましたけれども、私の伺っているのは、その教育長の心情はわかるけれども、その審議の中で、教育長の方から若干手続き的に欠けたところがあったので、今日の事態を招いてしまったといったような、それはなかったのかどうかね。そこを伺っているわけで、その審議の中で。例えば確認書というものがあるので、大変厳しかったんですといったような本音といいますか、そういったことは出ないで、そのお答えの方は何というんですか、例えばこれからの協力を得るためのこともあるので、あっせん案をのまざるを得なかったみたいな、そのあっせん案にも書いてあるんですよね。あっせん案にも「教育委員会は日野市立日野第四中学校の給食開始に伴う学校給食定数問題について、従前の労使慣行、職員配置の確認書等の内容を尊重し、早期に定数条例の改正をもって対処すること」。ですから定数条例の改正という提案はなさったんですよ。ところが従来の労使慣行、職員配置の確認書等の内容を尊重しなければならないので、あっせん案をのんだんですという答えがあったのかどうか。そういうそれはなかったんで、四中の給食を早期に協力してもらうためにはしょうがないから、定数の改正を提案したんですというだけの答弁に終始したのか、その前段ですね。従前の労使慣行、職員配置の確認書等の内容も尊重して、ここに書いてあるとおりのことで受諾したんですというのか。仕方なしに、協力得るためだけに、仕方なしに受諾したんですという答弁だったのか。その辺をリアルに御報告いただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　　その点につきましては、まあうろ覚え的なことで報告をしてはいけませんし、さらにかなり重要な内容でもありますし、私は不正確な内容で、伝聞的な話としていけない内容でございますので、教育長もここにおりますので、答弁をさせたいと思いますけども、よろしくお願いします。

○議長（市川資信君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

私自身、議会をだますとか、そんな気持ちは毛頭ございませんでしたし、またこの確認書ですね、これが締結された当時の状況、これも含めまして、お話しいたしますけれど、この確認書の例えば第７項目の七生中学の給食実施に伴っての状況の中での調理員

の配置の問題でございますけれど、必要な正規職員をもって充てるという、この「必要な正規職員」という形の中で、この確認書の中に、１カ所も定数増という言葉を使っていなかったと、労使双方ですね、その辺の問題については。ただ当時の状況というのは確かに職場というものがある限りにおいて、正規の職員によって行われているのが一般的であると。ただその後ですね、いわゆる確認書の締結後の社会情勢の変化というものは、日野市の行財政調査会からの答申、あるいは日野市の監査委員会からの報告、そういうものを次々に受けまして、やはり今のようなこの確認書のような形での態勢というのは、現在の社会情勢の中で、極めて厳しいと、こういうことを読み取った上、教育委員会側からも組合の方に対しまして、例えば61年の１月には配置基準の見直しの提示、これも一応拒否されておりますけれど、提示を行う。さらに62年の２月、この際には136名という現行定数で今後の三中、四中の状況は乗り切りたいというこの問題も、その時点では継続協議というような形で、その問題が実らなかったと。現実問題としては、今のこの確認書を結んだ60年の６月、七生中学の給食を始めるのに際しての、その当時との情勢の変化に基づいての内容について、組合側に対しても、教育委員会側としての考え方を提示してきていると。ただそれが結論的には労使合意に至らないできているというそのこと自体は自体として現存していたわけでございますから、そうであるならば、先ほど名古屋議員の方からおっしゃったように、手続き上の誤りということで、もし合意が認められないならば、この確認書は３カ月なり、６カ月前に、破棄通告を組合の方にして、その上に立って、議会に対する答弁を行うのが正しいやり方であって、確認書の破棄通告も行わないで、議会に対しては、定数をふやさない方向の中で、努力していきますと、そういう答弁を繰り返し、教育長がしてきているということは、それは議会をだます形の行為にならないかというような御質問だと思うんですけれど、私の気持ちとしては136という現在の定数の中で、何とかこの問題については臨時職員を入れてでもですね、将来の児童生徒数の減というものとあわせて、乗り切っていきたいと、こういう形で終始組合との交渉、並びに議会との対応で変わらない状態での取り組みを続けてきたと。ただその中で最終的に組合の方が暗礁に乗り上げた交渉過程で、東京都の労働委員会にあっせんを依頼して、公的な労働委員会からのあっせんを受けて、私自体として労使双方それぞれ一歩譲って、この問題に対してあっせんを尊重する姿勢で対処しなくてはいけないというような感じ、とらえ方をいたしまして、定数増の議案を議会の方へ出したと、そんな経過でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　　市職のニュース、ことしのＮＯ.34をはじめ、いろいろなところで教育長のことが学校給食のことで書かれておるわけであります。その一，二を紹介をいたしますと、「第四中学校の給食開始に伴う調理員の人員配置は、現在の職員定数を変更しなければ充足できないにもかかわらず、教育長はいまだに定数増の意思表示を示していません。またその一方でパート職員を大量導入して給食を開始し、云々」。あるいは「教育長の責任は重大」という大きな見出しで、「給食延期の原因、その原因は日野市の教育長が第四中学校の給食を実施するのに必要な人員配置のための努力（市議会に職員定数条例の変更を提案すること）を怠っていることにあるのです。教育長は、議会に提案しても否決されるから議案を出す気持ちはないなどと勝手に批判し、あげくの果てには労働組合が協力しないから実施ができないなどと言い出す始末です。日野市議会に定数改正案を上程しないでおいて、それを市職員組合や日野市議会のせいにすることについては、与党の議員からも批判が出ています。」このような文書が出ているわけでございますが、委員会におきまして、いわゆるこういった文書、あるいはまた今名古屋議員からも質問がありました議会での答弁でのいわゆる食い違い等含めて、教育長の進退問題まで発展した質疑がなされたかどうか、お伺いをいたします。

２点目には調理員の方々の夏休み、春休み、冬休みの期間の仕事内容につきましては、委員長の方から報告あったわけでありますが、その中で特に研修会云々の報告がございました。このことについて突っ込んだ質疑がなされたかどうか、お伺いをいたします。

３点目にはちょっと重複をするかもしれませんが、もし臨時職員を雇う、すなわちパート化をすると、どこにどのような支障があるのか、一体どこに弊害が出てくるのか。例えば今中学校では５人のパートでしたが、いるわけでございますが、そういったことを含めてどこに一体この支障が起きてくるのか等の質疑があったかどうか、お伺いします。

第４点目には、調理員の配置基準でございますが、東京都基準と、いわゆる日野市の基準との違いについて、質疑があったかどうか、以上４点質問いたします。

○議長（市川資信君）　　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　　お答えします。まず第一点の市職ニュースを踏まえて今のお話の内容になるんですが、先ほど名古屋議員との討論の中でもありましたとおり、かなりこの部分について時間を割いて、質疑がなされました。その中で具体的には先ほど教育長の御答弁ありましたように、事情変更があったんだということを前提にしてのお話が委員会の中でもなされたわけでありますが、最終的な対応について教育長の変節ではないかというような内容にもなりましたし、さらにはあっせんの段階で最終的な対

応として責任者としての対応をとったんだというふうなことになったわけでありますが、最終的には教育長の進退問題についてまでの質疑はございませんでした。

さらに２番目の研修会の内容でございますが、これは旗野委員からも、過去の監査委員としての立場からの実態を踏まえた上で、研修の中身についてのお話はあったわけですが、それに対する答弁としては、抽象的な答弁で終わっております。研修会の研修の中身についての議論まで、質疑はありませんでした。

さらにパート化になった場合の弊害、考えられるものは何かというお話があったわけであります。この後で同じ深い関係にあります請願とも関係してきているわけですが、先ほど御報告申し上げましたとおり、地元の農産物とパート化ということはどういうことかという観点からの疑義がありましたし、実際にパート化になった場合に、内容的に質が落ちるのかどうかというふうな話もありました。さらにはパート化にする場合は、臨時職員の制度的な対応としては１年のサイクルというふうになれば、熟練的ないわゆる正職員とは追いつかないものの限界があるんではないかということも、賛成の立場からなされたわけでありますが、この辺についてのパート化によって、具体的にどういうふうな対応になるのか、現に現在中学校でパート職員の対応で、対応している状態がある。これを踏まえて、どういうふうに教育次長、お考えになるかというところでの話がありまして、弊害的な内容につきましては、具体的なものはない。教育次長も答弁してますとおり、弊害というものはないと。ただ理想として、学校給食の理想としては、そういうふうな対応がよろしいんではないかというふうな、理念的な御答弁だったと思います。

それから配置基準につきましては高橋委員からまさに質問がございまして、先ほど資料として提出するか、提出しないか、撤回するか、撤回しないかという、まさにその資料を巡っての表示でありますが、すなわち学校給食調理員推計配置表であります。これは日野市教育委員会の学務課の63年６月１日付の作成の内容でございますが、この中で63年から、69年までの年度別に分けた推計があるわけです。学校名としては第一小から平山中学まで計28校の名前がございまして、各年度に１、２と分けた形で、１はまさに日野市の基準の対応である。２にありますのは、東京都基準の資料でございますという答弁がありまして、各学校についての推計の表示がなされたというのが、経緯でございます。以上です。

○議長（市川資信君）　　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　　２点目の研修会につきまして、もう一度詳しくお尋ねをいたし

ます。それから４点目はちょっと、委員長はその質問のあれをとり違えていたように思いますが、私の質問したのは、いわゆる調理員の配置基準が何百人から何百人まではどうだと、こういう基準で日野市の配置基準が出ておる。この東京都の基準とどこが違うかと、こういう質問を質疑でやったかと、こういうことでございますので。

○議長（市川資信君）　　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　　先ほどの御答弁の中で、一番目についての進退についての話は、先ほどの答弁で不十分であれば、さらに追加いたしたいんですが、二番目の研修会の内容についてはそこまでの踏み込んだ実態についての質疑は、なされませんでした。今こちらに教育次長及び教育長が出ておられますので、詳しいその辺についての質疑は御答弁いただきたいというふうに思います。

さらに配置基準につきましては、勘違いをいたしました。一応資料で配られました、皆様のお手元にもございますが、資料ＮＯ.1の６の「日野市学校給食調理員配置基準」ということで、59年４月１日の改正であるわけでございますが、これは日野市の基準である。東京都の基準は、これはちょっと間違いかもしれませんが、都基準の中には教職員の数を含めないものが、まさに都の基準であるというふうに、私は理解をしているわけですが、正確を期するため、担当の教育次長から御答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（市川資信君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　２点目の研修の中身、それから４点目の配置基準の問題について、私の方から答弁させていただきます。

研修の中身につきましては、夏期休業中を使いまして、職員課の研修、並びに教育委員会の研修、両方あわせますと１週間程度、研修日程が調理員さん方については組まれていると。内容的には、教育長の講話とか、時には市長講話等も含めまして、あるいはそれぞれ日野の内容の問題等につきまして、いろいろ衛生局関係の方の講座とか、いろいろそういうようなものを含めて、１週間程度の講座を持っていると。

それから配置基準関係につきましては、数字的な内容については、東京都基準、たびたび申し上げているように、東京都基準によって、日野市の給食の業務をやってきていると。ですから何食から何食まで何名というその数字は、東京都基準でございます。ただその中に東京都基準というのが、児童生徒数を対象にして東京都基準というものが組まれていますので、プラス教職員というものが、それに上乗せされていると。この教職員が結局給食指導等に当たっているわけなので、子供たちの給食だけをつくって、先生

の方はただその指導をするというのでなくて、一緒に食事やなにかをする関係で、それに基準そのものは東京都基準を使っておりますけれど、教職員の数がプラスされているものが、現行のそのお手元にあります表のその１であると。それからその２というのは、これはもし教職員の数を落として、あくまでも児童生徒の数だけで、計っていった場合にはどうなるかというのが、その２ということになっておりまして、基準そのものは先ほど申し上げましたように東京都基準がそのまま、何食から何食まで何人という形では扱われていると、そういう内容でございます。

○議長（市川資信君）　　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　　せんだっての本会議の席上で、福島俊雄議員の質疑だったでしょうか、調理員の方たちの休みの利用といいましょうか、の中で、教育次長の方から実は調理員の方たちは市立病院に手伝いに行っているんだと、こういったお話がございました。市立病院にはどういう形で行っているのか、この際ですので、一応お尋ねをしておきます。

それから東京都基準と言われるのは、いわゆる教育長のお話ですと、教職員がプラスをされておる、教職員がプラスをされたのが市の基準である。先日の総務委員会に提出をされた１の６の資料によりますと、そこに教職員数は入っておりません。すなわち児童数だけ、いわゆる給食数だけの数で日野市の配置基準が何名、こういう資料が提出をされているわけでございますが、教育委員会の方では５月13日付で、昭和63年度の「学校給食調理員配置状況、及び日野市学校給食調理員配置基準」なるものの資料を出しています。これによりますと、例えば日野第一中学校は生徒数が806、教職員数が46、あわせて852名。したがって日野市の配置基準によると、６名の調理員の方たちが要るんである。そこで、しかし※が一つしてあって、実はこうだ、これは６名の配置基準だけれども、実際は正職員の方は５名だ、１人は臨時である。こういう形だ。そのトータルしたものが852というのが、総務委員会に提出された資料でございますが、この教職員の中にはいわゆる市の職員も入っているように思うわけでございますが、間違いないかどうか。そして市の職員を入れたいわゆるこの給食数、児童数にプラス都の職員、都のいわゆる先生方、そして日野市の事務職が各学校に10名程度ずつ大体いるわけでございますけれども、これもプラスしたいわゆる配置基準をとっている市がほかにあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（市川資信君）　　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　　まず第１点目の市立病院への実習の問題でございますが、

昨年の例でいきますと、昨年は８月の３日から、８月の21日までの期間、各学校の給食調理員の方、日によって違いますけども、大体２名ないし３名ずつの方に、市立病院の方の給食室の方に参加をして病院での実際の給食作業の実習に当たったというのが実態でございます。

それから先ほどの基準に関する問題でございますけども、給食数に基づいて、調理員の配置基準、給食数を配置基準に当てはめて一応配置する調理員を決めているわけでございますが、先ほど教育長から答弁があったように、その給食数の中には日野の場合には教職員も含めていると、一応学校におられる都費・市費の教職員すべてを含んでいるということでございます。

それから各市の状況でございますけども、大体市によってそれぞれ違いがあって、市基準でもって独自の基準でやっているところもございますけども、東京都基準、いわゆる児童・生徒数にプラス教職員というところが、かなりの数やっぱりございます。それ以外は市基準ということで、大体市基準のところは、都基準よりも大体は有利な形でつくられている場合が多いというのが実態でございます。

○議長（市川資信君）　　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　　第４点目の方の質問には全く今の次長は答弁になってない、私の質問についての答弁になってないと思います。最初に質問したこの夏の期間ですね、先般教育次長は胸を張って、調理員の方たちは病院に行って、お手伝いに行ってます、こうおっしゃいました。８月の３日から８月の21日、わずか18日間、各学校から２名程度の方が選抜をされて、そして――今市立病院には食事係の正職員が11名、そのうち今産休でパートの方が１名、これもし間違っていたら、病院事務長から訂正をお願いしたいと思いますが、また付き添い関係の食事をつくる臨時のパートの方が１名、計12名で今食事を担当しているやに私は伺っております。それでそのときに伺ったことは、各学校から２名ほど来ていただいたんですが、いわゆる給食を手伝っていただくというような、そういう仕事内容にはならなかった。まあ早く言えば、せっかく学校から来ていただいたけれども、いわゆるまあ雑仕事が多かった。このように私は伺っておるわけですが、この辺どうか、もう一度確認いたします。

それから４点目に質問したこの配置基準の問題は、次長、全然私の質問に答えていないんです。いわゆるこの東京都基準は、さっき言った教職員の数は入っていないんだ。児童数だけだ。ところが日野市の基準は教職員の数を入れておるんだ、これはわかっておる。この教職員の中に日野市の事務職員が入っているか、入っていないかと、聞いて

いるんです。入っていれば他市で、このように日野市の事務職員を入れて、自分の市の事務職員を入れて、給食をつくって、給食数絶対の配置基準としてやっている市があるのかということを聞いているわけです。

○議長（市川資信君）　　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　　病院への学校給食調理員の派遣の問題につきましては、確かに今御指摘がいただいたような問題点が、あるいはあるかもしれません。で、昨年が初めてでございました。その点については、今年度も実施をしたいというふうに、私どもは考えているわけですけれども、実際問題として、例えば実際に派遣したのに、病院の方の実際のお手伝いにならなかったというような事態がないように、その辺については、今後も改善をしていきたいというふうに、考えております。

それから配置基準の問題については、事務職員が含まれております。それから他市の状況の場合ですけども、私どもが手元に持っている資料では、例えば都基準プラス教職員という形の表現になっておりますので、その教職員という中にそれぞれの市の市費の事務職員が含まれているかどうかというところまでは、はっきりいたしません。ただ都基準プラス教職員というような形で書いてある市については、多分そういう形になっているんではないかというふうには考えられます。以上です。

○議長（市川資信君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　私は自由市民会議と、公明党が提案された修正案に、反対、原案に賛成する立場で、幾つか質問したいというふうに思います。

いろいろ質疑も、また委員長の報告もあったんですけれども、一番中心点というか、問われているところといいますのは、一部の職員をパート職員に置きかえて、日野市の学校給食をやっていけるのかどうなのか。そういうところではなくて，私はむしろ、教育の一環として行われてきた学校給食、これに経済的な効率性、こういうものを優先させるのか、いうふうな、そういうふうなところが焦点なんではないか。学校給食の公教育的要素よりも、経済的効率性を優先させてしまうのかどうなのかというところが、今非常に問われているんではないかというふうに思うんです。そういう点で、委員長にお伺いしたいんですけれども、委員会の質疑の中で日野の学校給食がどのように評価されるのか、どういう特徴があるのかと、それから今日の情勢のもとで、学校給食に何が望まれて、今後どういうことが課題になってくるのか。今の学校給食のままでいいのかどうなのか、もっとすばらしい学校給食をつくっていく上で、どんなことが今問題になっているのか、そういうふうな点について、質疑の中で明らかにされたのかどうなのか。

この点について、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（市川資信君）　　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　　先ほどですね、委員会報告の中でも若干その点には触れさせていただきました。いわゆる教育行政の一環ではないか。また教育の一環から来ているのではないかというお話がありました。さらに日野の特徴とすれば、一つの学校給食をつくり、自飯方式ですか、そういうふうな形で進んでいるものであるというお話はあったと思います。

さらにこの学校給食を教育の一環の中に位置づけをして、将来的にどういうふうに展開をしていくのか、どういう内容でなければいけないのか。どういうことが課題としてあるのか、その辺についての具体的な質疑は、先ほど申し上げましたとおり、教育の一環の把握の中からとらえていると。将来的には――実はこの案にですね、案といいますか、この条例を提出された方に対する反対の立場からも、やはり日野の方式というものは評価をしているんだ。評価をした上で、実は将来的な職員の配置からすれば、当然人数的に問題がくるものを、緊急処置的にその辺臨時職員で対応するということは、給食が教育の一環というふうな位置づけをしたとしても、それは崩れるものではないということで、教育次長の方からもそういうふうな趣旨の答弁はあったと思うんです。ただ理想的には、理想とすれば、やはり正の職員の方がよろしいんではないかということも答弁の中であったわけであります。その範囲の中での質疑はありましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、中谷議員のおっしゃっている趣旨の将来的な見解についての課題、内容については詳しい質疑はなかったというふうに記憶をいたします。

○議長（市川資信君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　そういうような点について、修正案提案者からも特に見解披露されませんでしたか。

○議長（市川資信君）　　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　　今若干お話し申し上げたんですが、ちょっと表現がわかりにくかったと思いますが、やはり修正案を出される立場、修正二つあったわけですが、日野市の方式ですね、要するに給食に自飯方式ということで取り入れてやっているということに対しては、各学校によっていろいろな特色があり、地域の教育的なかかわりからいっても、やはり大事であると。そういう意味から言えば、やはり集中方式的なものの発想というのはやはりなじまないように思うということは、修正意見から出された方も、給食の教育の内容、地域とのかかわりということを踏まえた上で、発言があったというふうに御報告申し上げて間違いないと思います。

○議長（市川資信君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　修正案が二つ出たわけですけれども、両方とも提案者からそういうふうなお話があったわけですか。

○議長（市川資信君）　　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　　質疑の内容からは確かに発言の量も多少あったかと思いますけれども、同じ趣旨の質疑があったというふうに思います。

○議長（市川資信君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　委員長の報告のとおりであれば、自由市民会議も初めて自校炊飯方式を評価するという点で、前進だと思うんですけれども、本当にそうあったのかどうなのかということについてはわかりませんけれども、私、日野市の自校炊飯方式の中で、やっぱりこれが教育の一環としてやられてきたということで、幾つか大きな成果があると思うんですね。例えば合成洗剤の追放というか、使わないというふうな運動をやられているとか、地元野菜の活用の問題だとか、できる限り化学調味料は使わないんだとか、それから季節感のある給食をやっていこうとか、こういうふうなことというのは自校炊飯方式で、しかも正職員でやるという日野市の給食の中でやられてきた、大きな成果ではないかというふうに思うんですね。ただ私、今の日野市の給食が最善のものかと、もうこれ以上ないのかというと、そうではないというふうに思うんです。これはやっぱり情勢との関係で、いろいろ問題が絶えず努力しなければいけない課題があるわけですね。例えば今輸入食品がふえている、それから加工食品がはんらんしていると、こういう中で食生活、日本の食習慣――まあ最近は子供たちの味覚まで変わってきているというふうな、そういうふうな今の情勢があるわけですね。で、学校給食に課せられている課題というのは、こういう中で本当に子供たちにいいものを食べさせて、そして日本の食習慣や、こういうふうな環境を変えていくというふうな、そういうふうな重大な意義を持っているんではないかというふうに思うんですね。恐らく私は修正案、ここで出ている修正案の提案者の頭の中には、そういうふうなことが抜けているんではないかと、ただただ経済性の追求。今、政府自民党は、これまでの文部省の方針を転換させて、パート化、民間委託化、あるいはセンター化ということを打ち出してきて、そういう中でこういうふうな問題というのがしきりに言われはじめているわけですね。やっぱり給食というのは、教育の一環としてやられているんだという意義をはっきりと押さえないと、この問題の本質というのはなかなかとらえられないと。実際に民間のレストランに行き

ますと、確かに正職員は本当に少なくて、ほとんどがパートの労働者でつくられているわけだよね。そういう点では、食品はパートの労働者でもできるわけです。しかし学校給食の中に任務とされているところ、課題とされているところというのは違うわけなんですね。そこの辺のところを明らかにしなくちゃいけないし、そういう点では修正案のこの中身というのは非常に無責任ではないかというふうに思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

この点でもし関連して質問したいというふうに思うわけですけれども、今度市当局から出された条例提案は、都労委のあっせんを受けた形で提案されたと、都労委のあっせんを受けて、労使の合意が成り立って、それに基づいて提案されたというふうに聞いているわけなんですけれどね、この労使双方の歩み寄りの中で、お互いに譲ったところ、譲られたところがあると思うんですけれども、とりあえず市の方は一番近い６月の定例市議会で６名の増員をやろうというふうなところで、増員を提案しようというところで労働側に譲ったと、それが労働側の方は当面は四中の給食をパートの労働者も含めた形ででもですね、実施しようと、これまでの態度を変えて協力しようと、こういうふうなところで歩み寄ったというふうに聞いているんですけれどね。質疑の中で、もしこうした労使の合意が議会の態度によって認められないというようなことになったら、どうなるのかというふうなことについては、明らかにされたんでしょうか。労使合意がこれまでの合意はこのどうなるのかと、この点についてはどうなんでしょうか。（「関係ない」「ある」と発言する者あり）明らかにされたのかどうなのか。

○議長（市川資信君）　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　少し御答弁になるかどうかわかりませんが、このあっせん案の内容に対して、早期に定数条例の改正をもって対処することということは、質疑の中であったと思いますが、必ずしも日野市議会を法的に縛るものでもない。（「それは当然だよ」と呼ぶ者あり）ですから、ちょっと角度が違うかもしれませんが、一応それに関連する部分としての今報告を申し上げているわけです。要するに日野市議会の自主性、独立性というものは、それによっていかように左右されるのではない、ではないかというふうな質疑もあったわけであります。それに対しては、そのとおりであるというふうな趣旨のお話ありましたけれども、このあっせん案について、議会の承認が得られなかった場合の労使間についてのこれからのかかわり、あり方についてということについては質疑はありませんでした。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　労使の合意よりも条例だとか、そういうふうなものにかかわる場合、議会の意思の方が優先されるというのは当たり前のことだというふうに思うんです。で、議会の権限というのはそういうふうな大きなものだというふうに思うんですね。ただ私は、ですから議会の判断というのは非常に慎重にしなければいけないんではないかというふうに思うんです。（「やっているじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

あっせん案を受けて労使合意が成った、もし議会がこの条例を否決した場合ですね、どういうふうになるのかというふうなことについて、できれば委員長答えられなかったら、市の当局の方からでも答えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　定数条例の改正をお願いをする条例の提案をいたしまして、議会に大変御腐心をいただいておりますことに、一面には心苦しさを感じておるところであります。

本来労使の関係というのは、執行機関側の内輪の問題でございまして、そのことをあまり外に出して御苦労をかけるということがあってはならないのが、本来の建前だというふうに思っております。労使は常に信頼関係に立ちたいわけではございますが、時によりまして厳しく、また対立をすることがあります。それは我々執行機関は、――組合がそうではないとは言わないんですけれど、やっぱり市民の論理に立って物を考えなければならない。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そこから、そのときの情勢の判断、こういうことが絶えず一面に、一面じゃなくて大きく背景になければならないと思っております。労使がまたそういう考え方に立って、信頼しあえるそういう相互の関係をつくるということが、我々のまた努力の内容でなければいけないと思っております。

今回の経過につきましては、大変総務委員会にも御苦労かけておるわけでありますし、特に提案をするという指摘の大きい判断には――都労委というところに一定の判断を求めた、そういう経過もございますので、我々も議会のまた御判断もいただきたい、こういうことに立ったということでございます。労使の関係は本来は議場に持ち出して、そうして議会に御迷惑をかけるということはあってはならない、そういうことだとは思っておりますが、その点では申しわけないと思っております。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　執行部の当局から言えばそういうふうなことになるかもしれないんですけれども、この問題、議会に持ち出されているわけですよね。議会の側から見

れば、やっぱり労使の関係というのは、執行当局の側の問題であるわけなんですね。我々はここで決議をした場合、その結果について、直接責任持つことできないわけですね。権限がないわけですよね。

私、この問題については本当に慎重に扱わなければならないし、この後本当に、例えば学校給食ができないような事態に、やっていくのに支障が出てくるようなことになれば、本当に大変なことではないかというふうに思うんです。修正案提案者たちはそういうふうな点でも、全くその配慮がない、労使慣行を尊重するというのは、これまで議会でも慣例になっているというのは、そういう意味があるわけですね。その結果にも責任持たなくちゃいけない。しかし我々にはなかなか慎重にしなきゃいけないところがある。そういう意味を持っていると思うんです。そういうふうな点が全く配慮がないという点で、非常に無責任な中身であるというふうに思います、そういう意見を述べて質問終わります。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　今の共産党の質疑を聞いておりますと、１年以上前に聞かれた国鉄の分割・民営化を巡っての議論を思い出すわけであります。国鉄が分割をされ、民営化されると国鉄が滅ぶ。国民の足が奪われると、盛んに悪宣伝を繰り返しました。しかしながら、国鉄は見事に再生の途上にあると思います。正常化されて、きちんと私どもの日常の国民の交通手段として、今なお健全化の道を歩んでいるということを見れば、いかに彼らが唱えた分割・民営化の道筋が誤ったものであったかということが、はっきりするわけであります。今回のこの定数条例の一連の議案の質疑を聞いておりまして、そのことを感じましたので、冒頭申し上げておきます。

まず定数の適切な運営・管理のあり方について、過去の議会での当局の答弁等を踏まえて、まず全般的なことをひとつ確かめておきたいと思います。それは総務委員会で当然質疑も行われたと思いますので、委員長の方から的確な御答弁がいただければ、幸いであります。まず昭和60年の６月議会に定数条例のやはり増員が改正案として出され、このときには1,411名から、プラス14名、1,425名にするというものでございます。このときに、６月議会でありますが、総務委員長報告の中で、日野市の場合には、事務の電算化を行い、事務の効率化が図られているということで、これは当局が総務委員会での審議の中で明らかにしたことであります。総務委員長の報告として述べられた言葉ですが、コンピューターが導入をされ、八つの課、８課において15％の省力化が実現をしている。昭和60年の６月の時点ですよ。で、コンピューターが８課に導入をされ、15％の省

力化が実現をしている。今日、もうすでにこれから３年経過をするわけでありますので、省力化の効果はすでに大きくさらに数字としては出ているはずであります。こういった点を定数総体を見る場合に、当然定数管理ということで、職員定数の適正な管理を行う場合には、当然これが反映をされてしかるべきでありますが、そうした努力が行われているのか、さっぱり議会に対しては提案がないわけであります。ただふやしたいということで、毎年提案が繰り返されているわけでありますが、こういった点については総務委員会の中でどのようなやりとりが行われたのかどうか、まず第１点、お尋ねをいたします。

次に下りまして昭和62年、去年の３月定例会、昨年も定数条例の提案が出されました。この折りには私どもで、10名の提案があったわけでありますが、６名に議会が修正をし、増員がなされ、1,444という現在の定数になったときの議会であります。このときは、私ども会派の馬場弘融総務委員長のもとで、この定数条例改正案は審査が行われました。この折りに――委員長報告を今ひもといてみますと、この今回の10名の定員増の提案は、昭和63年度、昭和64年度、２年分についてのことだ、そのとおりでいいのかという質問に対して、そのとおりだという答えが当局からあったという報告がございます。つまり昭和62年の昨年の時点で、職員定数の将来の見通しについては、昭和63年、64年度については、10名の定数増で対応する。しかもその内訳として、教育委員会関係については、「ふるさと博物館」についてのみ、提案がなされてきております。つまり学校給食職員の定数増については、全く考えられていなかったわけであります。ところが、今回この、1年前といいますか、9カ月前の議会に対して説明あった言葉が、全くのうそ偽りであったということがはっきりするわけであります。つまり給食調理員を含む給食職員の定数増ということは、当局においても９カ月前ですね。一切お考えになっていなかった。それがここで突如出されてきたということは、これが５年も10年も前のことならいざ知らず、ついこの間の、１年もたたない前の議会での答弁からいたしますと、甚だ無責任な提案ではないかと思うわけでありますが、総務委員長が交代をされて今回審査された中で、そういった前回の定数増を巡る当局のやりとりについて、それを踏まえた質問等が行われたのかどうか、当局に対するその点をただす質問等が行われたのかどうか。もしなければ、市長からでも結構であります、この点についての回答をいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　総務委員長。

○総務委員長（夏井明男君）　２点の御質問をいただいているわけですが、その中で定

数抑制に対する努力の御質問があったわけですが、今議会に議案として上程された本会議の討論で、総務部長が答弁された範囲の域を出ない内容であったというふうに思います。

第２点につきましての当局の定数に対する計画的な答弁とのかかわり方、流れ、その中の位置づけということについては、質疑はなかったというふうに思います。ただ修正の方の意見の中には、教育委員会の定数については、確たる市民の方が納得できるような形の計画等を踏まえてこなければ、やはりとうてい納得ができないのではないかという質疑があったというふうに、記憶してます。以上のような内容でございますので、古賀議員からの質疑につきましては、理事者より御答弁願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　それでは今２点につきまして、私の方から申し上げます。まず１点のコンピューターの15％の件でございますが、これは60年５月でございますが、ちょっと私の前任だったと思います、そういうことでの協力化をお願いしたということでございます。それから今回まで私がなりまして、３カ年にわたりまして、23人ということで、お願いに上がりました。そして60年、61年、61年が10名でございます。それからその次が去年で、今お話の第２年目に入りますが、10名のうち６名という形で、今年度をもちまして３年ということで、今年度は出す予定ではありません。そのような計画で実施してまいりました。

それで今回出したということになりますと、矛盾が生じるんじゃないかということでございます。これは御承知のように地方労働委員会のあっせん案という一つのハードルにありまして、それに基づきましてのこの先ほどからの両者の――教育委員会におきましては、それを定数条例、それから組合についてはパート化の実現ということの意味合いにおきまして、ここに出てきたものでございますので、ほかの定数については私ども計画どおり実施してきておりますので、今回もそれは、するつもりはございませんでした。しかしそういうふうなあっせん案が出ましたので、ここにお願いしたという経過でございます。それから62年の３月、前回の定数増との関係でございます、64年度はということで、３年ということで、61、62、63、この３カ年でございますので、御承知おき願いたいと思います。

それともとに戻りまして、コンピューターの件でございますが、コンピューターにつきましては、電算室でコンピューターの削減ということで今計画中でございますので、それはまだ私どもの方に提出されておりませんのでございますが、それを待ってはできないということで、この前のときにもお話し申し上げましたが、ことしの５月の――４月の25日でございますが、5月の定期異動におきまして、庁内全体から11課の減員をお願いし、協力をお願いし、また組合からのお願いもありまして、お願いをいたしまして、そして重点的に事業の行われる建設部、あるいは都市整備部、あるいは水道部、そうしたところに配置をしていったというようなことで、内部努力でありますが、1,444名のうちの11名減らしたと、非常に少ないものでありますが、この前お話ししましたように、第一段階としてそういうふうな内部努力をさせてもらってます、ということを御報告いたしました。そういうことでコンピューターにつきましてはさらにこれらの提示があり次第、また検討していきたいと思っております。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　委員会でもさわりのやりとりはあったというふうに、今、私聞いたわけでありますが、これは一番大切なところなんですね。私は先般、日本でただ一つ共産党党員市長が――有名なところ、羽曳野市というところで、まあ頑張っておられるんで行ってまいりました。あそこは、どういうことなのか、総定数は絶対にふやさないということで頑張っているんですね。給食も各校方式じゃなくてやっております。まあいろいろやはりそのときどきの時流を見る目、また時の流れ、こういったことをやはり行政の中にどう生かしていくかということは、時の行政の長、また組合の考え方、いろいろまあ複雑に絡み合って、物が決定していくと思いますが、革新自治体だから何かというようなことではないような気がいたしました。ですから、物に対応するには、やはり柔軟な姿勢というのはぜひ必要だと思います。ということは、総定数をやはりふやさないという一つの考え方をまず私は持つべきではないかと思うんです。その中でやり繰りをする。先ほど11名、11課ですか、定数を下回って、職員配置を行っているということでありますが、思い切りがないんですね。定数は定数で確保、従来どおりしている。しかしまあとりあえず配置だけは少し手を加えてみようかという、非常に中途半端な形になっているわけです。ですからもし仮にですね、教育委員会の主張というものが妥当だということでここでもし、――本当はそれあっちゃいけないことだと思いますが、判断をするということに予算を握っている市長部局が、それを採用するなら、やはりじゃ総定数の中で対応しようという考え方が出てこなくてはいけないと思うんです。今回６名増員で対応するというのは、極めて安易な方法だと思います。先ほど申しましたように、15％の省力化ができると、はっきり60年の６月議会には議会で明言をしておいて、そのことが今もって定数の面に全く反映をしない。

また再三私が申し上げておりますとおり、財政効果がそれに伴って、幾らだということも出てこない。何のために高いお金を使って、費用を費やして、電算化をしているかわからないじゃありませんか、それでは。ですから、人員配置の面に、これらが反映するようにしなくちゃいけません。

ここで、今総務部長からお答えがありましたので、市長からでも結構なんですが、このコンピューター導入による定数への波及効果というのはいつになったら期待できるのか、それは大体いつごろと我々は判断をすればいいのか。その点、本来資料で、本来なればコンピューターを入れる時点で、電算化をする時点で、何年後にはこういう効果がありますということを示さなければいけないわけです。そういうものがなかなかはっきり我々につかめる形で出てこない。具体的に、定数の面にいかなる形で反映するのか、具体的にそれはいつごろと我々は理解すればいいのか、その点、もう一度お尋ねをいたします。

それから昨年の3回の定例会で総務委員長報告を読んでみますと、はっきりですね、10名の増は63年度、64年度の2年分ということだ、ということが書いてあるわけです。つまりこれは62年度にスタートしたわけですけど、64年度まではこれだけを考えていますという中に、教育委員会の給食職員関係のものは入っていないわけですよ。昨年の9月議会では、学校給食については、四中が始まる。それ以降は三中も始まるということはわかっているわけですね。その時点で当局として、きちんと定数については、教育委員会関係の中には、学校給食関係の職員については、考えていないということが、はっきり述べられているわけですね。それが豹変しているわけです。そういう点はやはり非常に無責任だと思います。やはり一貫して変わらないというものが一つなくては、定数の管理というものはできないと思います。こういう点、今後総定数を変えない、何とか枠内で努力をしていく、皆さんと協力して職員の皆さんが行政需要の増加にも対応していく、そういう心でやっていくことが日野市役所の場合、可能なのかどうかですね。その点、市長から御回答いただければありがたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　人口のふえる状態も沈静したわけでありますし、職員の総定数の枠というものは、なるべく膨張させないようにしたい、またそうあるべきだということは、原則として絶えず考えております。そして、市民サービスに対します内部的な向上、それからいっとき、町づくりのために特に区画整理でありますとか、下水道の事業でありますとか、あるいは文化面のこともあるわけでありますけど、まあいっときの

膨張というものは、なるべく内部の配置調整によって対応できるようにしたい、この原則もまた大切だということには、異論はありません。

電算導入の効果がいつ出るのか、その効果はもうすでにある程度出ているというふうに御理解をいただきたいわけでありますし、電算導入の一つのまた眼目には、正確・迅速に行政サービスをより向上させるという趣旨もあるわけでありまして、相当量の労力節減ということも当然伴っておりますので、その効果は次第に出てくると、このように御理解をいただきたいと思っております。具体的には担当部長がそれぞれすでにその効果の部分は申し上げておるとおりでございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　具体的な回答は、私の質問に対して示されないわけでありますが、今後定数の見直し等を我々は強く求めていく立場で、この議論は続けていきたいと思いますので、資料が出てくるのであれば、それをひとつ早急に出していただくようにお願いをしておきたいと思います。

私はもちろん修正案賛成の立場で、今質問をしているわけでありますが、最後につかぬことといいますか、ふと感じていることでありますが、教育委員会にお聞きをして質問は――まだいろいろやりたいんですが、終わりにしたいと思います。総務委員会の長時間にわたる熱心な議案審査の過程で、大変多くの傍聴者が議会に見えました。で、いろいろ関係の方の話を総合してみますと、学校給食に携わっている職員の方がほとんどだということでありましたが、例えばですね、きょうある中学校では学校給食が行われているということでありますが、給食職員の方が2名、議会傍聴に来ておられたように聞いております。職員が足りない、職員の配置が少ないといって主張しておられる割りに2人いなくなって、学校給食が支障ないのかなと思うのですが、学校給食に支障があるのにもかかわらず、欠勤をするというような無責任なことは、日野市の職員の場合、やらないだろうと思うんです。ということは、学校給食の調理員並びに給食職員が、私は多すぎるのではないかと思うのですが、その点、教育委員会の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　中学校の学校給食で、私の方で把握している観点からいきますと、日野の第四中学校はきょうは何か先生方が、午後家庭訪問というような形で、授業が午前中で打ち切られているので、給食を実施していないというそういうことをちょっと聞いているわけですけれども、まあそれ以外の学校であるのかどうかですね、その辺

十分確かめてみないとわかりませんけれど、そういう点が一つございます。

それからなおきょう、傍聴に見えている方々につきましては、それぞれ休暇をとって参加しているというぐあいに聞いているわけなんですけど。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私は素朴な疑問をまあ教育委員会に投げかけたということで傍聴権を、権利を否定するつもりも毛頭ありませんし、どしどし市民の方がこういう議論を聞いていただいて、いろいろ御参考にしていただきたいと思いますので、傍聴大歓迎なんですが、学校給食に一生懸命取り組んでおられるという職員の皆さんの立場からすると、やはり自分たちが２人欠けて学校給食をつくっていくというのは、ちょっとほかの残る人たちにどうだろうかなということを、――まあ常識的に考えて、そういう気持ちをお持ちになるんじゃなかろうかなと、私は思うんです。それでお聞きをしたわけなんですが、特に２名欠けても給食はできるような気がするんですね。ですからひとつ定数の面にもこういうことを考えるときには参考になるような気もするんですが、私がお聞きしているのは、四中ではないということを念頭に置いて、きょう学校給食を実施して、ちゃんと子供たち、児童・生徒は、おいしい給食をちょうだいしたと思うんですけど、お二人いらっしゃらなくても、ちゃんとできたようなんですね。多すぎるという判断は持っておられませんか。（「問題、すりかえるのじゃない」と呼ぶ者あり）

市民の立場といいますか、一般的な方はそういうことを自然に考えるんじゃないかと思いまして、あえて私お聞きしたわけで、四中じゃございませんので、どうでしょう。四中でないとすると、どうですか。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　給食調理員の配置の状況で、小規模校といいますか、学校内で４名程度の調理員さんしかいない学校、あるいは大規模校で６名近い、あるいは７名というような形の調理員さんが配置されている学校、結局ですね、調理員さんが２名欠けるということは、その分だけほかの調理員さんの労働が過重になるということは、これは当然のことでございまして、その辺の問題につきましては、きょう参加された調理員さんも、職場の中で今その当面している問題について、それぞれ話し合いを持った上で、残りの調理員さんが、頑張るという方向の中で参加されたかどうかですね。いずれにしてもそういうその状況が、生まれてきているという、生まれてきているということですね。そのこと自体はじゃ調理員さんが十分学校に配置されていて、そのために今言ったような形の代表の方が２名も学校から離れて、傍聴に参加できる余裕があるのではな

いかというようなことに、短絡的には結びつかないんではないかと、私はそんなように受けとめます。

○議長（市川資信君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

中山基昭君。

○21番（中山基昭君）　委員長の方から報告のありました議案の39号の、職員定数条例の一部改正に伴う、教育委員会における職員定数の増加についてでございます。

特に現行の定数を364から、370というふうな内容でございます。この条例の改正等に伴う第四中学校の給食等につきましては、この関係者の努力、特に教育委員会、あるいは職員組合の協力等によって、早期の実施をされることに期待をしてまいりました。しかし残念ながら当事者間での解決を困難にし、東京都の地方労働委員会からのあっせん等が提示をされておりますが、この内容は従来の労使慣行、あるいは職員の配置の内容、こういうものが尊重していくんだというふうなあっせんでございます。しかしここであえて主張をしておきたいのは、やはり今までの単にこうであったというふうな慣行等だけじゃなくて、社会や経済の変化、あるいは市民ニーズ、これに対応した新しい労使関係、あるいは信頼、協力関係、こういうことが最も大切なときではないかというふうに思います。そういう面から第四中学校、さらには予定をされます第三中学校の給食、こういうことに支障がないような形が必要だろうと、対応が必要だというふうに思います。

少なくともこの修正案によります現行の定数内ということだけでなくて、新しい事業あるいは新しい業務の拡大、こういう中では最小限の職員数の増員、これには理解を寄せるところでございます。あわせてこの関係者がさらに意欲と熱意をもって一層の内部努力、こういうことをすることが最も大切ではないかというふうに思います。こういう点もあわせてひとつ要請をしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ただいま総務委員長の報告がございましたように、議案の第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例、これと関連いたしまして、総務委員会では、請願の63－13号、第四中学校給食に伴う定数条例改正に関する請願をあわせて審査をいたしました。ただいまの審査報告は、条例にかかわる議案の報告でありますけれど、請願の内容とも関連いたしますので、私はその辺を関連させながら議案に賛成、いわゆる原案に賛成、旗野行雄君の提案いたしました修正案に反対する、そういう立場で

討論を、賛成の意見を述べていきたいと思います。

なお、この修正案には秦　正一議員と高橋　徹議員がそれぞれ賛同者として、提案に同調しているわけでございますが、私はこれまでの総務委員会の審査、そしてただいまの質疑などを通じまして、一貫してこれまで日野の革新市政を進めてまいりました中学校給食、あるいは小学校の給食の持っております内容、特に教育の一環としての位置づけというのが、ますますはっきりしたんではないかと思います。これは私は総務委員会の審査の際にも強調しておいたところでありますけれど、小学生や中学生が家庭から離れて初めて食事の問題を学ぶ、あるいは体験するというのが、学校給食であるわけであります。そういう点では食生活の問題やあるいは広く食文化の問題を初めて学ぶ場でもあるということから考えまして、まさに教育というものの中での給食というのは、非常に大事なものだということを、我々これまでたびたび教育長の説明をまつまでもなく教えられてきたところでありました。

先ほどの総務委員長の報告にありましたように、また中谷議員が質問して明らかになりましたように、自民党の議員でさえ、日野の学校給食を評価すると、こういうことなどもあったわけであります。これは初めて我々も耳にすることでありまして、従来学校給食の民間委託ということを盛んに強調してきたことなどを考えあわせますと、隔世の感がある、あるいはもはや日野の学校給食をどうしても認めざるを得ない、こういうことのあらわれではないかと私は受け取った次第であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）こういう人がなぜ日野の学校給食を堅持し、さらに内容を充実させ、発展させようということのために、職員の定数条例を提案したことに反対し、修正案まで出すということについては、とうてい理解ができないわけであります。

請願の内容にもございましたように、日野の学校給食はいわゆる単独自校方式をとってまいりました。中学校では食堂方式という全国的にも高く評価されるような給食方式がとられてまいりましたし、内容におきましても地元の野菜を活用するというようなことであるとか、あるいは合成洗剤を追放する運動、さらには添加物をできるだけ排除して、子供の健康などにも十分留意をした給食づくりが行われてきたということになってまいってきているわけであります。

この給食を堅持・発展させるということが、今私は学校給食にかかわる教育の一環として最も大事なことではないかと思うわけであります。ですからこの請願の中にも、こういうふうに述べておるわけであります。「今回の教育委員会のとりました定数是正の決定は、日野市の基本方針である正職の栄養士、調理員配置と単独自校炊飯食堂方式で

行う学校給食を一層発展させていく基盤を与えることになりました」と、こういうふうに述べているわけですね。ここがやっぱり大事なところで、そういう給食を発展させる基盤を正職員を配置することによって、与えることができるんだ、今後の給食を発展させることができるんだということを述べているんだろうと思うんです。こういうことについては、残念ながら修正案を提案された方、あるいは原案反対された方々の意見の中には，一言もやっぱり反論がないということにあったことに見られますように、やはりこの点を認めざるを得ないんではないかということを私は指摘しておきたいと思うわけであります。

さらにこうした問題の背景ともなっている点を明らかにしなけりゃ、やっぱりいけないんじゃないかと思うんです。これは職員定数の改正条例案が提案されるたびに、論議をされてきたことでありますけれど、地方自治体の職員定数の抑制というのが、最近とみに強調されているわけであります。これは政府自民党などが積極的にそうした音頭をとってきたわけでありますけれど、前中曽根内閣時代、臨調・行革路線が明らかにされまして、その方向に沿って、地方自治体の職員の抑制というものが強められてまいってきたのは、御承知のとおりであります。その中で従来、それでは学校給食の調理員等々の職員の身分は一体どうだったかということでありますけれど、この問題でも教育長がるるこれまで説明してきてまいりましたように、終戦間もなく学校の給食が始まった際、これらの給食員の身分というのは、非常に不安定な状況のもとで、学校給食が進められてきたという経過がありました。それじゃいけないというので、だんだん、だんだん身分の保障というものも強調されまして、文部省などもそういう方向で学校給食を充実させるという方針を明らかにして、打ち出してまいってきたわけであります。そしてその方向を進んで、ずっと歴史的な経過をたどっていたわけでありますけれど、その――先ほど申し上げましたように、臨調・行革路線が出てきて、にわかに文部省も方針を転換させて、学校給食の民間委託であるとか、あるいは職員のパート化、センター方式の採用等々を打ち出してきたわけであります。

それをこの日野市議会にもさんざん持ち込もうというような論議があったわけでありますけれど、こういうふうに戦後学校給食を確立してきた流れを、大きく転換させてしまう、非常に無理な形で転換させるというところに、私は非常に大きな矛盾をはらんできているというふうに思うわけであります。そのことが仮に市の当局者、あるいは教育委員会などで、あまりにも職員の抑制ということを気にするために、臨時職員で何とかこれを賄うことができるんではないかというようなことなどが、先行するということに

なりますと、そこにやはりいろんな問題を生じてくるということにもなってしまうんではないかと思うんです。

そのことが今回の四中の給食を始めるに当たっての職員の配置をどうするかということで、市の職員組合との話し合いがなかなか決着を見ることができなかったという、こういう経過をたどったんではないかと判断するものであります。しかし第三者の機関である東京都の労働委員会、いわゆる都労委のあっせん案によりまして、教育委員会や、あるいは市職員組合もそのあっせん案に合意するという形で決着を見て、今回の定数是正が提案されたということになったわけであります。

これまで例えば、報酬審議会等の答申が出た際、この議会でも答申を尊重すべきだというような論議を、声を大にして行われたことなどもあるわけであります。議員の報酬等の答申をそのまま受けるという姿勢がもしあるならば、やはり労使のこうした問題についても、（発言する者多し）真面目になってこれを受け入れると・・・・。

○議長（市川資信君）　御静粛に願います。

○19番（板垣正男君）　いうことが、私は大切なことではないかというふうに考えるわけであります。この第三者機関であるあっせん案に基づいて、労使の合意で、そして議会に提案するという経過を踏まえたものであるだけに、我々はやはり尊重すると、こういう議会の立場でこれまで長い歴史をたどってまいってきたというふうに私は記憶しております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

こうしたこれまでの日野市議会の慣行をあえて破って修正案を出し、定数の増加を一切認めない、こういう修正案の提案にはもちろん賛成するわけにはいかないということは、何人でも御理解できるものと思うわけであります。

私はこうした点などを明らかにいたしまして、原案に賛成し、修正案に反対するという立場を明らかにしたわけでございます。私の意見を聞いた議員の皆さん方、すべての議員は原案に賛成することができるんではないかと思いますので、そのことを最後に申し上げまして、意見とさしておきます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　それでは簡潔に、原案反対、修正案賛成の立場で意見を申し述べさせていただきます。

先ほど申しましたように、学校給食の改革を進めようという声は、内外にかなり大きな世論となって私ども十分意識することができると思うわけであります。それにみずからの意に沿わないものはすべて否定をする、耳をかそうとしないという姿勢は、やはり

大人の態度ではないなと私は思うわけであります。

昔、地球が丸いと言った人が死刑になりかけました。それでも地球は丸いと言って、信念を通したわけでありますが、大勢の人が、自分の考え方が地球は平らだと思ってるときに、一つの主張を貫くということは、大変難しいと思います。やはり自分たちだけの考え方が絶対正しいと思うことは、極めて危険でありますので、給食の見直しの声がやはり全国で高まってきているという動向については、謙虚に耳を傾けるべきだろうと思います。特に学校給食に携わる皆さんについても、同様のことが言えるわけであります。

戦後食糧が非常に不足をした時代に、アメリカの余剰作物等を受けて、学校給食が本格的に始まって、40年以上が経過をしているわけであります。やはり今までのままやればいい、それではやはり進歩がないと思うんです。やはりある面では弁当を認める、母親の手づくり弁当を認めることも考えていいだろうし、学校給食以外の昼食の取り方についても、検討していいと思います。そういう柔軟な姿勢を持って、学校給食を発展させていく多角的な視野が必要な段階に来ているのではないかと思うわけであります。

余計なお金をかける必要はない、いい給食ができるだけ安くつくることができれば、その方法を選択して差しつかえがない。決して父母は批判することはないと思うわけであります。私は一般的にはそのように考えているところでありますので、ぜひ大方の皆さんの修正案に対する見方もそういう面でひとつ見ていただければ、ありがたいと思うわけであります。

議案第39号については、その他いろいろほかの内容等も含んでいるわけでありますが、今給食のことが盛んに議論をされましたので、その点を主に触れさせていただいているわけでありますが、ひとつ数字として皆様方にお話をしておきたいと思うわけでありますが、児童・生徒１人当たりの年間、例えば人件費というものがあります。つまり日野市の学校給食が全国の日野市と同じような人口規模、産業規模の自治体と比べて、どのような水準にあるかということを見てみることも、決してむだではないと思うわけであります。参考までにその数字を披露いたしますので、お聞きをいただきたいと思うわけでありますが、児童・生徒１人当たりの年間人件費というものが、統計として出されております。日野市の場合には、この金額が小学校の場合、４万267円ということになっております。日野市と同様の自治体、全国の平均は２万6,468円でありますので、日野市の場合には１万3,000円以上高額、高くついているということが、この統計からは言えるわけであります。また中学校については、児童・生徒１人当たりの年間人件費昭和

61年度の数字で申し上げております。３万9,852円という金額が出ております。日野市と同様の類似の自治体では、１万4,660円という数字が統計として示されております。かなりの額、上回っているわけであります。

また給食調理員１人当たりの食数というものもございます。日野市の場合、小中学校あわせますと、大体平均しまして143食つくるという計算になっております。類似団体の場合には、213食ということで、日野市の場合には、給食調理員１人当たりの食数というものは、マイナス大体32％ということになるわけであります。これはどのように見るかということは統計でありますので、それぞれ見方もあろうかと思います。しかしながらこういったものも十分参考にして日野市の給食を発展させるというならば、自分の都合のいいデータや意見にだけ旗を振って騒ぐのではなくて、やはり公正に物事を見てやはり時流を変えていく、変わっていく、そうした時点においては、改革を進めるという姿勢も持つことが大切ではないかと思うわけであります。

日野市の場合には、職員の定数を私どもが当局からもらっておりますものでも、昭和55年からことし昭和63年まで、毎年確実に定数増を出してきているわけです。職員定数の抑制ということで、何もただ減らせばいいということを私たち言っているわけではないんです。そのことはくれぐれも誤解のないようにしていただきたいわけでありますが、各自治体が地方行革の推進にあわせまして、電算化を図って省力化を図る、民間委託を進める、また施設の統廃合等を図るということで、それなりの努力をしているという客観的な事実があるわけです。そういう中で300万人と言われます地方公務員の数も、年々減少の傾向を示しているわけでありますので、日野市のみが必要に迫られたからといって、内部の努力をしないで、ただ機械的にふやせばいいということで対応するのは非常にお粗末ではないかと思うわけであります。我々はそういう立場から修正案を提出をいたしました。ですから、修正案にぜひ多くの皆さんの御賛成を得たいと思いまして、一言意見を申し上げました。

○議長（市川資信君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　私は議案39号の原案賛成、修正案に反対する立場で、意見を申し述べます。先ほど来言われてますように、この四中の給食開始に際しての議案でありまして、病院の問題も含んでおりますけれども、主として給食にかかわる定数増の問題について意見を申し上げます。

御案内のとおり労使の都労委あっせん案受諾という形から提案された議案でありまして、先ほど質疑の中で、市長答弁の中で、大変驚いた答弁がありました。私も本来労使

関係というのは、第三者のそれを煩わすことなく、円滑に進めていく、このことの必要ということは認めます。本来的にそうであるということは認めますが、事ここに至って提訴といいますか、あっせんを申請をした、そして受諾をしたという現実の前に立って市長の本日の答弁は、総務委員会に大変御迷惑をかけているといった、大変なんか卑屈な感じが読み取れます。これでは組合側も、またその衝に当たっている教育委員会側も、大変まあ驚いているんじゃないかなという、私感じがいたしました。そのことはさておきまして、あっせん案受諾という形になったこの問題は、どうしてそうなったのか、あっせん案受諾、そして定数増の提案ということになったのか、このことを解明してみる必要があると思います。そういう意味で、私はさっき若干の質問という形の中で明らかにしてきましたが、教育の一環であって、給食はまあ大事なんだということについては、だれもこれ異論を唱えるものはないと思います。しかしながら、どういう給食であるべきかという論議が欠けていて、いわゆる正規職員でどうして学校給食をやっていかなきゃならないのかわからない。パートでどうして悪いんだと、そういった議論などが若干あったようです。

しかしながら先ほども申し上げましたように、そういう本当の給食のあり方、そういった論議でなくて、長い経過があったけれども、どうしてそう変わったのかという点について、焦点が当てられてきました。先ほど申し上げましたように、統一要求の中の回答書でなくて、昭和60年６月７日の確認書ということがかなり問題になってきております。この５項目には、先ほどもちょっと途中読み上げましたけれども、「日野市教育委員会及び自治労日野市職員組合は、現在実施されている学校給食の正規職員による単独校方式、自校炊飯方式の確保と小中学校の用務員２名配置の確保のため、引き続き協力しあう」。これがあっせん案に言われている従来の労使慣行、そして確認書の内容であります。で、その確認書を守ったという、確認書を基盤にして労使交渉をしてくればよかったんでしょうけれども、教育委員会が議会の説明と組合に対する対処の仕方に違いがあるじゃないかという指摘を受けながら今日来て、先ほどからの論議で大変明らかになってきたのは、手続き的な――何といいますか、私はそこがあったんじゃないかと思います、教育委員会側のですね。例えば確認書はとても守れそうもありません、だから舞台を違った観点から出発しましょうという提案もなしに、議会では臨時職員でやりますと、こういった答弁をしていたその食い違いですね。で、先ほども申し上げましたように、今の時代の流れ、あるいは日野市の監査委員会の指摘などの事情もあったと。そのためにいわゆる確認書のことを忘れた形で、対応してきたという教育長の苦労も十分理解す

るものでありますけれども、手続き的なミスはあくまでも私はミスである。約束を無視して議会答弁を無視というか、隠すような形ですね、結果的に。

それからきちっと文書で結んだ約束をほごにするような、正規の手続きもとらないで、そのほごにするような言動で終始すれば、組合側がこれに応ずるわけはないと思います。ですから私はこういう問題は初めに約束ありき、初めに確認ありき、こういうことからいかないと、事が間違える。そして次に組合の交渉、あるいは議会答弁、こういう形であれば間違いは起こらない。しかしながら、先ほどから質問とか意見とかいう形で、そういうふうに申し上げても、切りのない話でありますが、おそまきながらあっせん案ということの中の定数増、このことが提案されたということは、私は労使関係の正常化そして本当の教育の一環であるところの学校給食、全校実施に向けてのためには、大変な結構な提案である、６名増の提案は大変結構だ、原案に賛成をいたすものであります。

次に修正案に対する反対の意見でありますが、御承知のとおり法律に基づいて設置されているこの地方労働委員会、この大きな特色は「労使関係の安定を第一義とし、将来に禍根を残さない合理的な、弾力的な方法で、解決に当たる機能を持っております。」こう書いてあります。これが労働委員会の仕事の特色です。将来に禍根を残さない、合理的な、弾力的な方法で、解決に当たる機能を持っています。これが労働委員会の特色です。この法律に基づいて設置されている労働委員会のあっせん案を結果的に否定するようになるような、この修正案は、私は極端な言い方をすれば、労使は労使だ、議会は議会だと、こういう立場とはっきり言っているわけではありませんけれども、それに近い結果を招くんじゃないかと思います。１名の増員も認めない、こういう修正案は大変厳しいものであります。これまで――先ほどから論議がありましたように、まあ毎年のようにといいますか、かなり定数増の提案がされています。大変な論議を呼びますが、それこそチェック機能という形の中で、若干の増員を認める。こういう形になってきてます。しかし今回はなぜか１名の増員も認めない。これは大変な驚きでありまして、提案者である教育委員会に対して、盛んな質疑が交わされた中の、どうしてそういうふうに変わるんだという疑問ですね。で、まあリアルな言い方をすれば、議会をだましてきたんじゃないかという質問まで起こってきています。しかしこの際、先ほど申し上げたように、問題にすべきはこのような判断を生むところの教育委員会の対処に問題があったわけで、これは正されなければならないと思います。若干の質疑はありました。質問もありました。追及もありましたけれども、それはそれという結論が導き出されているところに私は不満を持つわけであります。若干の議論、追及はありましたけどね。

で、　若干の追及の後にいわゆる意見、それから採決という形で先ほど申し上げましたように、それぞれの内容を審査して、定数増に対してはそれなりの対応をこれまで日野市議会は行ってきました。今回は全くゼロというのがこの修正案の内容であります。私は、議会のチェック機能という言葉がよく言われます。当然議会の本来の仕事ですから、それは十分認めるわけです。しかし今回のこの問題を果たしてチェック機能の一環と見られるんだろうかと、こういう疑問を持ちます。いわゆる理事者側の独断専行、あるいは不要不急、そういった問題、これで議会の意思としてこうあるべきだ、これがいわゆるチェック機能というものだと思います。ですからその点に関しては、議会の権限というのは大変大きいものである、強いものであるということは、これは認めるわけですけれども、今まで都労委あっせんという形が出た形でないものさえも認めている議会が、都労委あっせんというものは、都労委あっせんだと。労使は労使だと、議会は議会だと、ばっさり６名をなで切りと、こういう形は果たしてチェック機能の一環なんだろうか、大変疑問を持ちます。

いわゆる数の力で、チェック機能の名のもとに、このようなことが行われるということは、私は理事者側の独断専行、あるいは不解明な点がある、緊急性に欠けている、大変不当だ、こういったものと一緒くたにして、増員を認めないというような結論を出す修正案はとても容認できるものではありません。恐らく提案した方々の中にも、賛同の方の中にも、従来のその流れからすると、今回６名ばっさりというのは、ちょっと気おくれがするな、心の痛みを感ずるなと思っている方もいらっしゃると思います。私はまことに悲しむべき状況だと思います。ましてチェック機能云々の問題のほかに、先ほどどなたかが申しましたように、労使関係ということへの影響、まあ労使と言えばここでは理事者側と職員ですから、議会その他お互いのパートナーだという形の中で、さっきの市長の答弁ではありませんけれども、いわゆる使用者側の大変な理解というか、恩情といいますか、協力要請というか、そういったものは当然ですけれども、何かさっきの市長の答弁ですと、大変申しわけないことをしていると、提案していること自体が。ああいう姿勢では、これからの労働者がどういう態度にというか、考えを持つか、この結論の行き方によっては、非常に釈然としないものを持って、いわゆる労使といっても働くものは市の職員ですから、この者と、いわゆる執行者側との間に不信感というか、不満感というものが残っていくんじゃないかという危惧もいたします。

まあいろいろ申し上げましたけれども、そういった意味から私はどうもこの修正案には賛成はできない。反対をするものであります。以上、意見を申し述べました。終わり

ます。

○議長（市川資信君）　　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　　議案39号、日野市職員定数条例の修正案に賛成の立場で、一言意見を申し上げたいと思います。

昭和48年の４月に森田市政が誕生いたしました。以来今日15年間、当時960名だった職員も、現在1,444名を数えるに至りました。約500名の増加をいたしております。私はここで500名の多少を論ずるつもりは毛頭ございません。むしろ、年々増加する人口に学校建設に追われ、幼稚園や保育園、あるいは学童クラブ、また市民会館を初めとする文化施設や福祉施設の建設、多様化する市民要望にこたえるべく各種行政施策の拡大等々の結果であったことは、周知の事実であります。この何年か前を見てみますと、昭和54年、第１回定例会20名、55年第１回定例会、22名、56年には第１回、第２回定例会に12名、13名、57年、第１回定例会、58年第１回定例会、この58年にはたしか学童クラブだと思いますが、54名の多数の定数増がございました。以来60年まで私ども議会の中でいろいろと紆余曲折はあったにせよ、全員の定数増を認めてまいりました。しかし初めて、昭和61年の第３回定例会の定数増、62年の第３回定例会、ここで初めて私どもは厳しく市側に再考を促し、修正をする事態に至ったのであります。

日野市の学校給食が市の直営で、小学校は各自の自校方式、中学校は他市に誇る食堂方式を採用して、ベテランの栄養士、調理員を各学校に万全の態勢で配置をし、子供たちのためにおいしい、かつ安全な給食を毎日一生懸命努力をしていただいておるところであります。しかしながら何ゆえにこの学校給食に、全員が正規の職員ですべて賄わなければならないのか。給食に支障が出るのか。７名のうちに、そのうちの１人でも臨時職員がいたのでは、給食はできないのか、この議論は多くの市民の方々に少々理解が得られないのではないでしょうか。臨時職員の方たちも自分の子供たちに愛情を込めてご飯をつくるのと同じように、正規の職員と全く同じ立場で、同じ気持ちで仕事をしていると確信をいたしておるところであります。

また給食調理員の方々の年間を通しての勤務時間、これも多くの市民の方たちから理解を異にしているところであります。一般の職員は年末年始の休暇６日間、年間を通じての年給が20日間、あるいは夏休み、祝祭日、４週６休制の土曜日は25日間、日曜日が52日間、年間を通して124日間の休みがあります。そして年間の出勤日は241日となっているのであります。これに比べまして調理員の方たちは、冬休み14日間、春休み14日間、夏休み40日、土曜日・日曜日あわせて104日間、約172日になるわけであります。

昨年の各学校の給食の実施状況が小学校で一番少ない実施が、百草台小学校の181日間、多い学校で平山台小学校、あるいは滝合小学校の185日でございました。中学校は第二中の149日というのは除外をいたしまして、一番少ないのが第一中学の163日、一番多いので七生中学校の169日、この小学校と中学校の約20日間の差は中間テストや期末テストに給食を実施をしない、こういう結果だそうであります。

また市民の大切な血税、財政面から見てみますと、正職員の年収は40歳前後で約450万から500万、パートの方たちは今時給610円、１日7.5時間だそうであります。日給4,575円に300円の交通費をいただき、そしてボーナスも30日前後ボーナスが出るそうであります。年間約100万。この差は年々増加することは、当然のことであります。

なおこの機会に学校給食を民間委託にするのではないか、あるいはセンター化を図って職員を削っていくのではないか等々、この議論に一言申し添えておきたいと思います。まさにこれらの議論は現状を全く無視した著しい認識不足、せっかく日野市が長い間営々として築き上げてきた他市に誇り得る学校給食を台なしにする、まさにための議論であると言わざるを得ないと思います。この際はっきりと申し上げておきたいと思います。

また５月１日付で、教育委員会が各地域の将来の児童数の増減をあらわしました資料がございます。例えば第二小学校、現在823名の児童数を持っています。昭和65年には児童数が749名に減少いたします。したがって現在６名の配置からこの人員でいきますと、当然65年には５名になる。また滝合小学校、現在814名で６名の調理員の方たちが働いています。来年64年度には、児童が755名に減少する。これも同じく６名から５名へと１名余分になるわけであります。あと日野第四小学校には、昭和67年、これはちょっと期間がございますが、平山小学校67年、平山台小学校も67年には確実に１名ずつ減少の経過にあります。同じく中学校を見てみますと、日野第二中学校、来年ついに７名から６名に１名減、同じく七生中学校、６名から５名に減、三沢中学校、同じく来年児童数の減少によって７名から６名に減、65年には大坂上中学校、あるいは平山中学校が１名ずつ児童数の減少によって、この配置基準からいって、調理員の方たちが余ってくる。ついに、（「退職者は」と呼ぶ者あり）退職者は今――退職者は定数内の枠内でございますから、どんどん補充すればいいわけであります。正規の職員を補充をすればいい。現実にことしですら、新しい５名の方たちが入ってきているではありませんか。このように昭和65年度には、ついに７名の方たちが余ってくる。こういうデータがあるのであります。

また今、いろいろと問題になりました。都労委のあっせんにつきましては、先ほど市

長から明快な答弁がございました。まさに労使の約束事、内輪の問題であって、議場に持ち出すべきものではない。まさにこのとおりであります。以上何点か申し上げまして、修正案に賛成をするものであります。

２項目目の病院部門の職員の定数につきましても、この際一言意見を申し添えておきたいと思います。看護婦の皆さんは、人命を預かるという大変尊大な仕事に大きな誇りと使命感を持って、大きく胸をふくらませ、市立病院に就職をいたします。昭和60年、14人の方たちが採用されました。11人の方たちが退職をされました。61年、８人が採用されました。14人が退職をしてしまいました。62年、19人が採用され、同じく10人が退職をされました。60年から62年のこの３年間に、41名が採用されて、35名が退職をしている。どこの職場にこのような退職者の多いところがあるのでしょうか。なぜこのようにたくさんの方たちがやめていかなければならないのか。よくこのことを市長初め病院関係者は考えていただきたいと思います。５月18日付の市職ニュースによりますれば、組合と話し合いが成立をして、産科病棟の閉鎖が開始されたそうであります。　その開始をされる何日か前までには、病院に入っていますと、壁と言わず窓と言わず、短冊のようなものにいろいろな文字が書いてありました。その一部を紹介をいたします。「働きたいために体が続かない、欠員を補充して」「家族ともども倒れてしまいそう、でも一生懸命支えてくれます、夫と子供、ありがとう」「患者さんに不安を抱かせず、よい看護ができるように。毎日新しい看護婦の顔ばかりでは、患者さんも不安です。もっとよい体制を考えてください」「夜勤制限。家族が泣いている、私もくたくた」「こんな私でも恋人がほしい、でもこの勤務では無理、何とかして」「思いつきでいろいろと職員を振り回さないで、」等々一部を紹介をいたしました。こういった病院の体制を今一度市長よく考えていただき、16万市民の立派な病院として、建設をされますことをお願いをいたしまして、一言意見といたします。

○議長（市川資信君）　　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を集結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は修正可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（市川資信君）　　挙手多数であります。よって議案第39号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は修正可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後11時27分　休憩

午後11時56分　再開

○議長（市川資信君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を６月25日まで１日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって会期は６月25日まで１日間延長することに決しました。

お諮りいたします。６月25日の会議は議事の都合により、特に午前０時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって６月25日の開議時間は午前０時に繰り上げることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前０時より開議いたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時58分　延会

6月25日　土曜日　（第8日）

昭和63年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第30号）

6月25日　土曜日　（第8日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	15番	馬場弘融君
16番	高橋徳次君	17番	簸野行雄君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	中山基昭君
22番	秦　正一君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷　長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

14番　小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	坂本金雄君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	永原照雄君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の３
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫曄子君

議事日程

昭和63年６月25日（土）
午前０時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第１	議案	第52号	浅川右岸第六処理分区（63－１）工事請負契約の締結について
日程第２	議案	第53号	浅川右岸第六処理分区（63－２）工事請負契約の締結について
日程第３	議案	第54号	浅川右岸第九処理分区（63－１）工事請負契約の締結について
日程第４	議案	第55号	日野第一旭が丘処理分区（63－１）工事請負契約の締結について
日程第５	議案	第56号	日野第一旭が丘処理分区（63－２）工事請負契約の締結について
日程第６	議案	第57号	神明上都市下水路（63－１）工事請負契約の締結について

（総務・文教・厚生・建設）

日程第７	議案	第43号	昭和63年度日野市一般会計補正予算について（第１号）

（文教委員会）

日程第８	議案	第42号	日野市ふるさと博物館条例の制定について

（厚生委員会）

日程第９	議案	第41号	日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案	第45号	昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第１号）

（建設委員会）

日程第11	議案	第44号	昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第１号）
日程第12	議案	第46号	市道路線の一部廃止について
日程第13	議案	第47号	市道路線の廃止について
日程第14	議案	第48号	市道路線の認定について
日程第15	議案	第49号	不動産の取得について

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第16	請願	第63－13号	第四中学校給食に伴う定数条例改正に関する請願
日程第17	請願	第63－15号	新大型間接税の導入に反対する意見書提出を願う請願

（文教委員会）

日程第18	請願	第63－10号	落川・百草地域に図書館設立を求める請願

（厚生委員会）

日程第19	請願	第62－５号	神明地区センター早期建設を願う請願
日程第20	請願	第62－31号	新町地区センター設置に関する請願

日程第　21	請願 第 62－51 号	入院ベットの確保に関する請願
日程第　22	請願 第 63－2 号	広場（遊園地）の用地の取得についての請願
日程第　23	請願 第 63－6 号	神明・大阪上地区に児童館建設に関する請願
日程第　24	請願 第 63－8 号	資源ゴミ回収奨励費の内容拡充に関する請願（建設委員会）
日程第　25（取り下げ）	請願 第 63－5 号	私有地を利用し市道とすることに関する請願（建設委員会）
日程第　26（継続審査）	請願 第 61－6 号	市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願（総務委員会）
日程第　27	請願 第 62－53 号	法務局の増員に関する要請についての陳情
日程第　28	請願 第 63－7 号	ジュネーヴ条約追加議定書の加入についての請願（文教委員会）
日程第　29	請願 第 62－6 号	公立中学校英語の授業時間増に関する陳情
日程第　30	請願 第 62－32 号	第三幼稚園における２年保育４歳児の増員に関する請願
日程第　31	請願 第 63－11 号	日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願
日程第　32	請願 第 63－12 号	郷土芸能の保存に関する請願
日程第　33	請願 第 63－14 号	再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情（厚生委員会）
日程第　34	請願 第 62－19 号	東町地区公害に関する請願
日程第　35	請願 第 62－24 号	犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願
日程第　36	請願 第 62－30 号	老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願
日程第　37	請願 第 62－43 号	日野市南部地域への総合医療機関の設置を求める請願
日程第　38	請願 第 62－48 号	食品安全条例（仮称）の制定を求める請願
日程第　39	請願 第 63－3 号	保健、医療、福祉の拡充に関する陳情（建設委員会）
日程第　40	請願 第 62－3 号	「国民の食料を守り、農業再建に関する意見書」提出についての陳情
日程第　41	請願 第 62－29 号	多摩平六丁目32番地の８、９に建設予定のマンション建設阻止に関する請願
日程第　42	請願 第 62－36 号	米の市場開放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意見書採択に関する陳情
日程第　43	請願 第 62－42 号	山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情
日程第　44	請願 第 63－9 号	日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願

（継続審査議決）

日程第　45	下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　46	スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　47	交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　48	市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第　49	請願 第 63－16 号	都営住宅家賃値上げ中止の意見書提出を求める請願

（議案上程）

日程第　50	議員提出議案第２号	教育関係６法案の改悪に反対する意見書
日程第　51	議員提出議案第３号	国庫補助金等の削減に反対する意見書
日程第　52	議員提出議案第４号	警察拘禁二法案（刑事施設法、留置施設法）に反対する意見書
日程第　53	議員提出議案第５号	東京地検による緒方宅盗聴事件不起訴処分の取り消しを求めるとともに犯人ら警察官の起訴と共犯者の徹底捜査真相の究明を求める意見書
日程第　54	議員提出議案第６号	入院ベットの確保に関する意見書
日程第　55	議員提出議案第７号	新大型間接税（消費税）の導入に反対する意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第55まで

午前０時　開議

○議長（市川資信君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、29名であります。

これより議案第52号、浅川右岸第六処理分区（63－１）工事請負契約の締結、議案第53号、浅川右岸第六処理分区（63－２）工事請負契約の締結、議案第54号、浅川右岸第九処理分区（63－１）工事請負契約の締結、議案第55号、日野第一旭が丘処理分区（63－１）工事請負契約の締結、議案第56号、日野第一旭が丘処理分区（63－２）工事請負契約の締結、議案第57号、神明上都市下水路（63－１）工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　　それでは議案第52号、53号、54号、55号、56号、57号一括審議をいたしまして、御報告申し上げます。

質疑の主な内容につきまして、御報告申し上げますと、２・２・11号線の施工状況はどうか。それに対して、本年度用地の買収をし、工事にかかる予定にしております。さらに下水道工事は飛び飛び工事に入っているようだが、工事の進行はどのように計画しているか。答え、原則的には下流から工事を進めます。しかしそうでない場合もあって、補助事業等、単独事業等かによって、さらに投資効果が上がるところから行う場合もある。さらに下水道等の工事進行中、民地を借り上げる場合、業者と地権者のトラブルがないよう――地主ですね、業者と地主のトラブルがないよう、業者への指導は行っているのか。トラブルのないように指導しており、今後とも進めていきたい。

さらに大和田地区センター付近の下水道工事はどのように進められるのか。答えとして、推進工法で行い、64年３月末まで行う予定である。さらに質疑の後、意見も特段なく、全会一致、原案可決と決しました。以上でございます。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本６件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本６件について採決いたします。本６件に対する委員長報告は原案可決であ

ります。本６件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第52号、浅川右岸第六処理分区（63－１）工事請負契約の締結、議案第53号、浅川右岸第六処理分区（63－２）工事請負契約の締結、議案第54号、浅川右岸第九処理分区（63－１）工事請負契約の締結、議案第55号、日野第一旭が丘処理分区（63－１）工事請負契約の締結、議案第56号、日野第一旭が丘処理分区（63－２）工事請負契約の締結、議案第57号、神明上都市下水路（63－１）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号、昭和63年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　それでは日野市一般会計補正予算について、総務委員会に付託された部分についての審議内容及びその結果について御報告申し上げます。

まず審議の冒頭でございますが、一ノ瀬議員より発言がございまして、43号の付託表で、債務負担行為は歳出には入らない。よって歳出の内とあるのは、単独の債務負担行為補正とするのが正しいと思われる、というふうな趣旨の発言がございまして、全員異議なく今後このような扱いにするというふうに決定をいたしました。

引き続きまして質疑の内容でございますが、第２表の債務負担行為の補正は、高幡特養ホームの部分であるけれども、当初からホーム建設の積算、及び計画が甘かったのではないか。また過去の松寿園の事故――火災でございますが、これを教訓にした都の指導とはどういう内容か、これによって万全なホーム建設ができるか。答弁としまして、補正の理由は昭和63年４月１日に東京都の建築指導要綱が変わったと。この変更は、消防庁との同意を取りつけるものであります。同意用件を満たすには、松寿園の火災事故を教訓にした厳しいものであります。その内容として第一に、各室の類焼を防ぐ防火施設の完備、第２、滑り台の設置、第３、自動の火災通報装置の設置、４、誘導装置の設置、以上が新たな同意内容であります。昭和63年３月までこれらの設置基準は公表されませんでしたので、予算見積もりができなかったという答弁であります。

さらにこのような施設を持つ市を参考にしていたのかということですが、答弁としまして事故等の関係もあり、各市の建物を参考にしてまいったということであります。

さらに質疑は続きまして、建設関係に必要な手続きは順調に進んでいるのかという質疑に対して、答弁としまして現在、東京都を経て、国の段階まで進んでおり、７月下旬には許可がおりると考えております。さらに寄付金について質疑がありまして、寄付金を補正しているが、寄付者の意向を十分考えての出資になっているのかどうか。答弁としまして、寄付者の意向は教育関係に使用してほしいという希望であり、その趣旨に沿って、教育の図書等の歳出に充てさせていただいた。

さらに教育基金のようなものに使用するということは考えられるのかどうか。答弁としまして寄付の目的は、教育であり、額も小額であるので、基金という運用は考えてはいない。

意見としまして、一般寄付は、寄付者の意向にできるだけ沿って、生かされるように努力をしていただきたいという意見がございました。採決に移りまして、全会一致、原案可決になりました。以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を集結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（高橋徳次君）　それでは文教委員会に付託されました議案第43号、昭和63年度日野市一般会計補正予算について、歳出のうち教育費について委員会における審査並びにその経過と結果を御報告申し上げます。

追加補正額は1,006万2000円であります。主な内容は教育総務費の中の備品購入費1,000万円であります。これは主に図書の購入で全校が対象になっております。この財源については、行政報告でも報告がありましたとおり、寄付金によるものであります。説明によりますと、本人の意向を酌んで検討した結果、図書になったものです。主な質疑は、贈答者に対しての感謝状を出すなどを考えているか。また市民グラウンドの施設、賠償責任保険料の内容について質問が出ました。これに対する担当の回答は、感謝状はすでに出し、賞状も考えている。保険料はグラウンドの広さに応じて掛けているとのことでした。特に意見もなく採決の結果、全員異議なく、本件は可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　議案第43号の歳出のうち、民生費、衛生費についての審査内容について御報告をいたします。今回の補正の総額は歳入・歳出おのおのに2,695万2,000円を追加し、その予算総額を315億9,846万2,000円とするものであります。歳出のうち民生費、60万円の増額、衛生費1,579万円の増額の２款であります。内容については児童福祉総務費の報奨費、60万円の動物ふれあい広場指導謝礼の補正であります。それから保健衛生総務費、68万円、これは地域保健協議会委員の報酬であります。さらに病院費として1,511万円、これは補助金並びに出資金の補正であります。

若干の質疑応答、意見がございましたけれども、省略をいたします。御質疑があればお答えをいたしたいと思います。厚生委員会として簡易採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。なお提案の際に、福祉部長から説明の際、町田市の農園云々とありましたけれども、これは川崎市の誤りであったことが委員会の中で訂正がありましたので、報告をしておきます。以上御報告を終わります。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（川嶋　博君）　議案第43号、昭和63年度日野市一般会計補正予算についてであります。歳出のうち、土木費でございます。

土木費のうちの緑化費として50万円の補正でございます。トータルとして、4,313万1,000円でございます。内容につきましては、備品購入費として50万円の炭焼用のマキ割り機、１台でございます。質疑の内容としましては、マキ割り機の大きさについて、それから牽引ができるかについての質疑がございました。理由の一つといたしまして、作業の安全性を重視し、必要であると認めたものでございます。内容につきましては、このカタログがございます。以上慎重審議の結果、全員異議なく、原案可決であります。以上よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について、採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第43号、昭和63年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第42号、日野市ふるさと博物館条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（高橋徳次君）　それでは文教委員会に付託されました議案第42号、日野市ふるさと博物館条例の制定について、委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

この条例は日野市ふるさと博物館を設置し、その管理・運営について必要な事項を定めることを目的とした条例であります。質疑の主な内容としては、閉館時間の時間設定、入場料の関係、また条例等規則の関係に問題はないか、展示物の寄贈、寄託については注意が必要ではないか。名称について日野市立と入っているが、また職員は何名で運営されるのか。駐車場はどうなっているか。閲覧・撮影に関する件の条例はないのか。そう問われました。これに対して閉館時間の設定については、ケース・バイ・ケースで対応し、寄贈品・寄託品については持ち主とよく話し合って決めていきたい。名称については特に意味はないが、他市の状況を見てもつけてない。職員については最終的には館長を含め６名、プラス事務職を予定している。駐車場については今近くに探している。閲覧作成については、条例ではなく施行規則で決めたい等の回答がありました。

意見としては撮影・閲覧に関する件は、条例に入れるべきではないかとの意見が出されました。以上の審査を踏まえ、採決に移りました。採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第42号、日野市ふるさと博物館条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号、日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定、議案第45号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　議案第41号、日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、厚生委員会の審査報告をいたします。

本議案は市立総合病院の助産婦、看護婦を確保することを目的として提案されたものであります。主な改正点は２点あります。１点は修学資金貸与対象者の変更、及びこれに伴う条例名の一部変更であります。この条例は昭和48年度に制定されております。現在不足し、かつ必要とされているのは、助産婦と看護婦という状況を勘案をいたしまして、現行規定中の看護婦、准看護婦のうち、准看を削除し、一方助産婦を新たに加えるものであります。なおこれに伴い条例名中の看護婦、准看護婦の部分を助産婦及び看護婦と改めるものであります。

２点目は修学資金貸与月額の増額であります。看護婦養成所在学者への３万円を３万5,000円――これは月額でありますけども、増額をする。そして新たに助産婦に７万円月額を貸与する、そういう内容のものであります。

質疑・応答若干ありましたけれども、省略をいたします。簡易採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

もう一件の議案第45号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算についての厚生委員会の審査結果を御報告をいたします。

本議案は収益的収入および支出に313万円、資本的収入及び支出に2,198万円をおのおの追加をし、収益的収支及び資本的収支の予算額を25億9,667万5,000円とするものであります。その主な内容は、医療機械の購入であります。2,000万補正をいたしまして3,500万円、これは超音波診断装置と多軌道断層撮影装置を購入しよう、こういう内容であります。このことによって、相当のレベルアップがされると報告をされております。

簡易採決の結果、本件は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第41号、日野市立総合病院看護婦准看護婦修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定、議案第45号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第44号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（川嶋　博君）　それでは議案第44号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号でございます。

歳入・歳出予算総額に歳入・歳出、それぞれ２億2,870万円を追加し、総額47億1,412万4,000円とするものでございます。歳入につきましては国庫支出金、１億400万円、都支出金624万円、繰越金3,326万円、市債8,520万円、トータルで２億2,870万円の補正額でございます。歳出につきましては下水道費として秋川処理区、日野第一旭が丘処理分区の29.7ヘクタールの平山台幹線と秋川中央幹線の工事でございます。いずれも推進工法等、一部開削、一部推進工法でトータル882メートルの下水工事でございます。以上でございまして、慎重な審議を行いまして、全会一致、原案可決で決したことを御報告申し上げ、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第44号、昭和63年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第46号、市道路線の一部廃止、議案第47号、市道路線の廃止、議案第48号、市道路線の認定、議案第49号、不動産の取得の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（川嶋　博君）　議案第46号、市道路線の一部廃止についてでございます。道路法第10条、第３項の規定によって、下記のとおり市道の一部を廃止するものでございます。一つ、訂正がございます。大字石田332番地となっておりますが、332番の５に御訂正をお願い申し上げます。

内容に入りまして、石田18号線とは現況を申し上げますと、新井橋の下流、浅川右岸でございます。ちょうど都立日野高校の対岸の位置になりますが、現在18号線の一部は浅川河川敷になっておりまして、もとになる公図は明治９年に作成された後、堤防が築造されたものでございます。現況は廃滅しておりまして、審議は慎重に行いました。この市道路線一部を廃止することが全会一致決したことを、御報告申し上げます。よろしく御審議を申し上げます。

続きまして議案第47号、市道路線の廃止についてでございます。この議案には２点ございます。１点目は神明上145号線、延長326.63メーター、幅員が４メーターから22メーターの道路でございます。この道路は国道としての本工事の施工によって、日野市の管理が消滅した理由でございます。あと１点目は四ツ谷の15号線でございます。栄町一丁目20番の５の１から20番の12号の１まで51メートル、幅員1.82メートルの道路でございます。この四ツ谷15号線は栄町一丁目、四ツ谷自治会館の近くを北へ15号線がありますが、現況はすでに廃滅しております。以上慎重審議の結果、全会一致、原案可決と決しましたことを御報告申し上げます。

続きまして議案第48号、市道路線の認定でございます。道路法第８条第２項の規定によって、下記のとおり市道の路線を認定するものでございます。この議案には２点ございます。１点目は新町５号線、延長46メーター、幅員が1.82メーターでございます。２点目は新町６号線、長さとしまして、182メーター、幅員が1.82メーターでございます。経過を申し上げますと、昭和35年９月の議会、当時の議長さんで高橋春吉さんのときにこの道路は廃止を認定いたしました経過がございます。今回はこの議案をこの市道路線を復活するための認定をお願いするものでございます。当委員会として現地を視察を行いまして――新町５号線、６号線と申してもなかなかわかりにくいと思いますが、谷地川をはさんで、八王子市と行政境で日野自動車の総合グラウンドの南側に５号線、北側に６号線で、幅員が1.8メートル、延べトータルで228メートルの一部を舗装道路でございますが、この道路を認定として、慎重審議を行いました。全会一致、原案を可決するものと決しました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

続きまして議案第49号、不動産の取得についてでございます。地方自治法第96条第１項８号の規定によりまして、次のとおり土地を取得するものでございます。目的は南平緑地――所在地は日野市南平八丁目８番３外１筆でございます。地積は１万7,642.05平方メートルでございます。相手方は日野市土地開発公社でございます。取得価格は５億1,930万8,085円でございます。当委員会といたしまして、現地視察を行い、各委員もよく理解したものでございます。利用期間といたしましては、62年から65年の間でございます。都立南平高校隣接地で、丘陵公園としては最適地でございます。仮称南平丘陵公園の予定であります。一部利用できるものについては、開放することと言われております。当委員会といたしまして、全会一致、原案可決と決しましたことを御報告申し上げ、よろしく御審議を申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第46号、市道路線の一部廃止、議案第47号、市道路線の廃止、議案第48号、市道路線の認定、議案第49号、不

動産の取得の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第63－13号、第四中学校給食に伴う定数条例改正に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　それでは請願第63－13号について総務委員会の審査報告を申し上げます。

この請願につきましては、先ほど議案39号について御審議いただいたわけですが、これと密接な関連があるということで、これと同時に請願の内容について、委員会として審議をさせていただきました。その結果につきましては、先ほど39号の議案の説明の内容にかえさせていただきますが、採決の有無の結果を報告申し上げます。63－13号につきましては、不採択と決した次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（市川資信君）　挙手多数であります。よって請願第63－13号、第四中学校給食に伴う定数条例改正に関する請願の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第63－15号、新大型間接税の導入に反対する意見書提出を願う請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　それでは請願第63－15号について、総務委員会の請願審査報告を申し上げます。

６月21日、さらに６月の24日、２日間の総務委員会の中で、この請願の審査をいたしました。その結果、賛成多数により63－15号については採択と決した次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（市川資信君）　挙手多数であります。よって請願第63－15号、新大型間接税の導入に反対する意見書提出を願う請願の件は委員長報告のとおり、採択と決しました。

これより請願第63－10号、落川・百草地域に図書館設立を求める請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（高橋徳次君）　それでは文教委員会に付託されました請願第63－10号、落川・百草地域に図書館設立を求める請願です。

この請願は落川173番地、落川・百草地区に図書館をつくる会の代表、江川幸雄さんほか1,879名から出されたものです。請願の要旨は落川・百草地域では、高幡図書館が最寄りの図書館で、交通の便も悪く、利用しづらいのが実情であります。この地域に図書館設置を要望する趣旨のものです。

質疑といたしましては、現有図書館の利用状態、またその配置状況、また今後の市内図書館のあり方、小中学校の空き教室の対応等の質疑があり、また意見・要望としては請願採択後の市の対応につき、早期に実現、または今後の施設のあり方、複合的な多目的な面で考えるべきではないかという意見・要望が出されました。委員会では慎重審査の結果、全会一致、異議なく採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　非常に何というか、すばらしい請願を採択いただきまして、感謝にたえません。ただ非常に私も今後の完成に目指して、ちょっと危惧を感ずるので、御意見を申し上げておきます。

非常に何というか百草の周辺は、旭が丘地区とか、神明上地帯と違って、市の所有の用地、国有地、公有用地が非常に皆無に等しいところであります。それで市長が非常に努力されて、用地は確保されているんだろうと思うんですが、努力目標ということだけ

で住民は、非常に期待感だけを持たれるようなことがないように、全力を挙げて、お願いしたいと思います。この機会にあえて申し添えておきますが、消防器具置き場の、都道付近に非常に出動するのが危険だというふうにもかかわらず、川の北に移したいというような意見で、いわゆる消防隊員から強い要望があるんですが、これすら30か50坪でも確保が難しいというようなことで、格段の御配慮をお願いしたく、御意見を申し上げておきます。以上です。

○議長（市川資信君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって請願第63－10号、落川・百草地域に図書館設立を求める請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第62－５号、神明地区センター早期建設を願う請願、請願第62－31号、新町地区センター設置に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　請願第62－５号、神明地区センター早期建設を願う請願でありますけれども、過去２回すでに採択をされ、三度目の請願になっております。この今回の請願については、今回９回目の委員会の審査となったわけでありますけれども、過去２回採択をされているということを踏まえまして、市長に督励をする意味を含めて、委員会として全員異議なく採択と決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

次に請願第62－31号、新町地区センター設置に関する請願でございます。昭和62年の９月に提出された請願であります。今回６回目の委員会の審査であります。これも前請願と同じく市長に積極的に取り組むよう求めての採択でございます。全員異議なく、本件は採択と決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　今委員長の報告のありました請願の２件の採択に、これいずれも共通することでもあるんですが、特に62－31号に関しまして、地区センターの建設は用地の確保はもちろん第一になるわけでありますけれど、これまで市側にもいろいろ住民から用地がなかなか確保しにくいところからの要望というのは、依然としてこう継続しているわけですね。有効な対応ができないで、今日まで来ているということなどもあるわけで、今年度、たしか予算にコミュニティー検討委員会の設置が計上されました。その中でも用地のない地域の地区センターの建設問題もあわせて検討するという、市長の考えなども明らかにされてまいってきているところでありますので、ぜひ精力的に、用地を確保されない場合はどう対応して、これらの住民要望にこたえるかということなどについて、具体的な検討案が出るように、市の方にこの際要望しておきたいと思うんです。

○議長（市川資信君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって請願第62－５号、神明地区センター早期建設を願う請願、請願第62－31号、新町地区センター設置に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第62－51号、入院ベットの確保に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　請願第62－51号、入院ベットの確保に関する請願の審査について、委員会の御報告をいたします。

この請願は昨年の12月10日に提出され、今回まで４回の委員会の審査が行われてまいりました。東京都の保健医療計画の策定に当たって、地域医療に必要な一般病床の確保について、十分配慮をされたい、こういう願意であります。委員会として慎重審議の結果、全員異議なく本件は採択すべきものと決しました。よろしく御審議をお願いいたします。なお、議員提出議案第６号、入院ベットの確保に関する意見書案が委員会全会一致でまとめられ、提出を予定しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって請願第62－51号、入院ベットの確保に関する請願の件は、委員長報告のとおり採決と決しました。

これより請願第63－２号、広場（遊園地）の用地の取得についての請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　　請願第63－２号、広場の用地の取得についての請願の委員会審査について、御報告をいたします。

この請願は２月16日に提出をされました。今回が２回目の委員会審査でございます。簡易採決の結果、全員異議なく本件は採択すべきものと決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって請願第63－２号、広場（遊園地）の用地の取得についての請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第63－６号、神明・大坂上地区に児童館建設に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　　請願第63－６号、神明・大坂上地区に児童館建設に関する請願の件であります。４月22日に提出されたものであります。神明・大坂上地区に児

童館を５年以内に建設してほしい。そしてそこに七小学童クラブを併設してほしいという願意であります。委員会として慎重審議の結果、全員異議なく本件を採択すべきものと決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　先ほど意見がいろいろ出ておりましたように、こうした公共施設を設ける場合の用地の件がまず必須となるわけでありますが、用地確保の見通し等については、どのようなやりとりがあったのか、ただ機械的に採択だというような御報告ですので、その点だけをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　厚生委員長。

○厚生委員長（米沢照男君）　　お答えをいたします。

児童館の今後の具体的な整備計画はどうなっているか、また用地の対策についての考えはどのようになっているのか、さらには中央公園の一部を利用することができないか。こういう質疑がされております。これに対して福祉部長の答弁は、現在５館を建設してきている。68年度までに６館目を建設したいと考えているということが１点であります。２点目は最終的には８館としたいと、その地域は二中、七生中、大坂上中の各地区で、ここに各１館ずつ建てていきたい。こういう答弁がされております。さらに企画財政部長から、地価も落ち着いてきたので、区画整理の関係で売りたいという声には優先してこたえていきたい、こう答弁し、さらに地主さんの具体的な打診は今現在しておりませんけれども、今後努力をしていきたい、こういう土地取得についての積極的な姿勢が示されております。

さらに中央公園の一部を利用することについて、どうかという問いに対して、中央公園は緑地指定を受けているので、もしその一部を利用するとすれば、その分、別の場所の緑地を確保しなければならない。こういう答弁がされております。以上、お答えいたします。

○議長（市川資信君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって請願第63－６号、神明・大

坂上地区に児童館建設に関する請願の件は委員長報告のとおり、採択と決しました。

これより請願第63－８号、資源ゴミ回収奨励費の内容拡充に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　請願第63－８号、資源ゴミ回収奨励費の内容拡充に関する請願について、委員会の審査報告を申し上げます。

この請願は５月の27日に提出をされたものであります。現在の奨励費の対象である空き瓶類のみから、紙・布・金属類まで拡大するとともに、奨励費の増額を求めた請願であります。委員会として慎重審議の結果、全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって請願第63－８号、資源ゴミ回収奨励費の内容拡充に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第63－５号、私有地を利用し市道とすることに関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（川嶋　博君）　請願第63－５号、私有地を利用し市道とすることに関する請願でございます。

請願者代表、日野市大坂上二丁目５番地の２、須藤素良さんほか35名でございます。紹介議員は小山良悟議員、黒川重憲議員、奥住日出男議員、小俣昭光議員、名古屋史郎議員でございます。現状の道路は私道でありますが、狭く、排水溝もなく、公道にする請願の趣旨でございます。関係地主の方々は請願書に全員署名しております。承諾をしているということになっております。

また質疑の中には寄付を受けた場合、測量等の費用はどうなるのか、これにつきまし

ては市で予算化することになると。住民の意思を反映し、即決してほしい、以上のような質疑がございました。この道路または地域につきましては、防災面からについては、避難・火災・消火活動のいろいろな問題が解決されます。また生活面から見ると、排水の処理、ごみ収集の円滑化になります。交通面からいきますと、交通・通学利便性の向上になります。以上、請願の趣旨でございますので、住民にとって緊急的な内容であるために、当委員会といたしまして、全会一致、採択いたしましたことを御報告し、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって請願第63－５号、私有地を利用し市道とすることに関する請願の件は委員長報告のとおり、採択と決しました。

これより請願第61－６号、市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願の件を議題といたします。

本件については請願者より、委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長より報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（川嶋　博君）　請願第61－６号でございます。件名は市道新井第29号線暗きょ排水施設に関する請願でございます。

請願者、日野市新井883－22、馬崎忠孝氏ほか66名でございます。紹介議員は宮沢清子議員、市川資信議員、名古屋史郎議員、奥住日出男議員の方々でございます。建設委員会に付託の請願につきまして、御報告を申し上げます。この請願は昭和61年６月17日の受付の請願で継続審議を行ってまいりました。

この請願の経過を申し上げますと、地元用水組合と住民との間に生活排水を用水に流さない趣旨の協定書が過去に結ばれている経緯がございます。去る６月15日付で請願者代表者、日野市新井883－22にお住まいの馬崎忠孝氏から都合により取り下げをしたいので、よろしく取り計らいますようお願いしますとの、請願取り下げの願いが議長あてに提出をされました。６月20日開催の建設委員会で全員異議なく、取り下げを承認すべ

きことに決しました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　ただいまの委員長の報告のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって請願第61－６号、市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願の件は、取り下げることに決しました。

これより請願第62－53号、法務局の増員に関する要請についての陳情、請願第63－７号、ジュネーヴ条約追加議定書の加入についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本２件については総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62－６号、公立中学校英語の授業時間増に関する陳情、請願第62－32号、第三幼稚園における２年保育４歳児の増員に関する請願、請願第63－11号、日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願、請願第63－12号、郷土芸能の保存に関する請願、請願第63－14号、再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本５件については、文教委員長から目下委員会において、審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62－19号、東町地区公害に関する請願、請願第62－24号、犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願、請願第62－30号、老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願、請願第62－43号、日野市南部地域への総合医療機関の設置を求める請願、請願第62－48号、食品安全条例（仮称）の制定を求める請願、請願第63－３号、保健、医療、福祉の拡充に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本６件については厚生委員長から、目下委員会において、審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62－３号、「国民の食料を守り、農業再建に関する意見書」提出についての陳情、請願第62－29号、多摩平六丁目32番地の８、９に建設予定のマンション建設阻止に関する請願、請願第62－36号、米の市場開放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意見書採択に関する陳情、請願第62－42号、山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情、請願第63－９号、日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本５件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第45、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第46、スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・公園対策特別委員長より、スポーツ・公園に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第47、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第47、交通対策特別委員会の継続審査決議に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長から、交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第48、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第63－16号、都営住宅家賃値上げ中止の意見書提出を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第63－16号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第63－16号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１時16分　休憩

午前１時53分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議員提出議案第２号、教育関係６法案の改悪に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　29番。民主教育を守る立場から、教育関係６法案の改悪に反対する意見書案を提案いたします。

案文については、お手元に配付された文書のとおりでございますので、全議員の皆様方の御賛同をいただきたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　質疑・討論を省略し、直ちに本件について、採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（市川資信君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第２号、教育関係６法案の改悪に反対する意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第３号、国庫補助金等の削減に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木美奈子君。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　国庫補助金等の削減に反対する意見書でございます。案文につきましては皆様方のお手元に配付されておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（市川資信君）　質疑・討論を省略し、直ちに本件について、採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第３号、国庫

補助金等の削減に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第４号、警察拘禁二法案（刑事施設法、留置施設法）に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　19番板垣正男。議員提出議案第４号、警察拘禁二法案（刑事施設法、留置施設法）に反対する意見書、上記議案を提出いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお案文については、お手元に配付したとおりでございます。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　質疑・討論を省略し、直ちに本件について、採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（市川資信君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第４号、警察拘禁二法案（刑事施設法、留置施設法）に反対する意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第５号、東京地検による緒方宅盗聴事件不起訴処分の取消しを求めるとともに犯人ら警察官の起訴と共犯者の徹底捜査真相の究明を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。中谷好幸君。

〔９番議員　登壇〕

○９番（中谷好幸君）　東京地検による緒方宅盗聴事件不起訴処分の取消しを求めるとともに犯人ら警察官の起訴と共犯者の徹底捜査真相の究明を求める意見書について、案文をお手元に配付したように、提案をいたします。

盗聴犯罪を許さない立場から、ぜひ全議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　質疑・討論を省略し、直ちに本件について、採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（市川資信君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第５号、東京地検による緒方宅盗聴事件不起訴処分の取消しを求めるとともに犯人ら警察官の起訴と共犯者の徹底捜査真相の究明を求める意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第６号、入院ベットの確保に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。米沢照男君。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　　議員提出議案第６号、入院ベットの確保に関する意見書案でございます。

厚生委員会で請願を審査し、その上でまとめたものであります。文案につきましてはお手元に配付してございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（市川資信君）　　質疑・討論を省略し、直ちに本件について、採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第６号、入院ベットの確保に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第７号、新大型間接税の導入に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。夏井明男君。

〔13番議員　登壇〕

○13番（夏井明男君）　　この意見書につきましては、請願第63－15号を踏まえまして、意見書として提出したものでございます。

案文はお手元に配付のとおりの内容でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　　質疑・討論を省略し、直ちに本件について、採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（市川資信君）　　挙手多数であります。よって議員提出議案第７号、新大型間接税の導入に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和63年第２回日野市議会定例会を閉会いたします。

午前２時１分　閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　　市　　川　　資　　信

署　名　議　員　　土　　方　　尚　　功

署　名　議　員　　山　　口　　達　　夫